

第 23 回教育委員会定例会 案件表

日 時

令和6年12月6日(金) 午前10時00分から

議 題

1 議 案

- (1) 議案第35号 令和6年度練馬区教育委員会の点検・評価に関する有識者について (資料1)
- (2) 議案第36号 練馬区立図書館条例施行規則の一部を改正する規則について (資料2)

2 協 議

- (1) 旭丘・小竹地区における新たな小中一貫教育校の設置について〔継続審議〕
- (2) 令和6年度教育に関する事務の管理等に係る点検・評価について〔継続審議〕 (資料3-1、3-2)

3 報 告

(1) 教育長報告

- 令和6年度練馬区指定・登録(解除)文化財に係る諮問について (資料4)
- 令和6年第四回練馬区議会定例会提出議案について (資料5)
- 区立学校適正配置第二次実施計画(素案)について (資料6-1、6-2、6-3)
- 練馬区教育振興基本計画 中間見直し(素案)について (資料7-1、7-2、7-3)
- 特別支援教育実施方針(素案)について (資料8-1、8-2、8-3)
- 大泉第二中学校の教育環境保全と大泉学園駅南側地区まちづくりの
取組方針(素案)について (資料9)
- 練馬区子ども読書活動推進計画(第五次)の(素案)について (資料10-1、10-2、10-3)
- 第3期練馬区子ども・子育て支援事業計画(素案)について (資料11-1、11-2、11-3)
- 高野台保育園民営化事業者の決定について (資料12)
- その他

資 料 1	
-------	--

議案第35号

令和6年度練馬区教育委員会の点検・評価に関する有識者について

上記の議案を提出する。

令和6年12月6日

提出者 教育長 三浦 康彰

令和6年度練馬区教育委員会の点検・評価に関する有識者について

このことについて、別紙のとおり決定するものとする。

令和6年12月6日
教育振興部教育総務課

令和6年度練馬区教育委員会の点検・評価に関する有識者について

令和6年度教育に関する事務の管理等に係る点検・評価の実施に当たり、「練馬区教育委員会における教育に関する事務の管理および執行の状況の点検および評価の実施方針」に基づき、下記の候補者3名を「練馬区教育委員会の点検・評価に関する有識者（以下「点検・評価に関する有識者」という。）」として決定する。

記

1 「点検・評価に関する有識者」候補者氏名等（五十音順・敬称略）

氏名	現職
漆澤 その子	武蔵大学人文学部 教授
小櫃 智子	東京家政大学子ども学部 教授
兵頭 将勝	練馬区立中学校PTA連合協議会 顧問

2 委嘱期間

委嘱の日から令和7年3月末日まで

3 委嘱内容

練馬区教育委員会の点検・評価における評価方法や評価案等に関して意見および助言を求める。

議案第 36 号

練馬区立図書館条例施行規則の一部を改正する規則

上記の議案を提出する。

令和 6 年 1 2 月 6 日

提出者 教育長 三浦 康彰

練馬区立図書館条例施行規則の一部を改正する規則について

このことについて、別紙のとおり改正するものとする。

練馬区立図書館条例施行規則の一部を改正する規則

練馬区立図書館条例施行規則（平成5年3月練馬区教育委員会規則第6号）の一部をつぎのように改正する。

第7条の2を第7条の3とし、第7条のつぎにつぎの1条を加える。

（電子書籍サービス）

第7条の2 前2条の規定にかかわらず、委員会は、電子書籍（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。）により作成された図書等をいう。）をインターネットを利用して貸出しするサービス（次項において「電子書籍サービス」という。）を行うことができる。

2 前項に規定する電子書籍サービスについて必要な事項は、別に定める。

付 則

この規則は、令和7年1月14日から施行する。

練馬区立図書館条例施行規則の一部を改正する規則

1 改正の理由

令和7年1月14日から開始する電子書籍サービスについて、練馬区立図書館条例施行規則に規定を新設し、所要の改正を行う。

2 改正の内容

電子書籍サービスについて規則に第7条の2を新設し、関係する条項に所要の改正を行う。

3 施行期日

令和7年1月14日

4 新旧対照表

別紙のとおり

練馬区立図書館条例施行規則新旧対照表

現 行	改正案
<p>[新設]</p> <p><u>第7条の2</u> [略]</p> <p>付 則 [略]</p>	<p><u>(電子書籍サービス)</u></p> <p><u>第7条の2</u> 前2条の規定にかかわらず、委員会は、<u>電子書籍（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。）により作成された図書等をいう。）をインターネットを利用して貸出しするサービス（次項において「電子書籍サービス」という。）を行うことができる。</u></p> <p><u>2 前項に規定する電子書籍サービスについて必要な事項は、別に定める。</u></p> <p><u>第7条の3</u> [略]</p> <p>付 則 [略]</p> <p><u>付 則</u></p> <p><u>この規則は、令和7年1月14日から施行する。</u></p>

令和 6 年 12 月 6 日
教育振興部教育総務課

令和 6 年度教育に関する事務の管理等に係る点検・評価の 重点施策の評価（案）について

○教育分野

3: 施策が、とても良好に進んでいる。
2: 施策が、良好に進んでいる。
1: 施策が、良好に進んでいない。

1 教育の質の向上

重点施策 1- 学力・体力・豊かな心が調和した学びの充実			
	各委員の 評価	総合評価 (案)	特記事項
点 検 ・ 評 価 欄	2	2	<p>○小中一貫教育の取組について、その目的や成果を家族や地域にも十分に周知し、学校のみならず子どもを大切にす地域風土作りにも役立ててもらいたい。</p> <p>○人権教育、道徳教育は、年間を通して徹底して行う必要があると思う。特に性犯罪に係るものについては、被害者の一生の問題ともなり兼ねないことを認識し、誰も加害者、被害者にならないような教育が重要である。</p> <p>○英語教育において、小学校時代からかなり進んでいると思われるが、この頃から英語に興味を薄れては、その後の学習が辛いものになると思う。ぜひ指導改善方法を協議し、一層関心を高め充実してほしい。</p> <p>○英語教育の充実に対する施策は評価できるが、英語があまり好かれていないとの調査結果を踏まえ、昨年の意見にもあるように、英語はコミュニケーションツールであることを重視し、英語の勉強にならないようにしてほしい。</p> <p>○食育において、給食がとてもバランスのとれた食事であることを伝える事はもちろん、残す=捨てる、という食品ロスに対しても練馬の子どもたちには考えてほしい。</p> <p>○教科書が重いことを改善してもらいたいという要望が、子どもたち、保護者、さらに昨年の意見にも出ている。ICTの活用が進んでいることを踏まえ、置き勉と併行して教科書自体を軽くシンプルなものにするよう出版社に働きかけてほしい。</p> <p>○「今後の取組」に「学習者用デジタル教科書の導入に備えて・・・」とあるが、例えばデジタル教科書とは何か、デジタル教科書の導入と、利点と課題などを知らない保護者が多くいると聞く。保護者への丁寧な説明や授業参観などで活用体験などを計画し、理解していただいたり不安を取り除いたりする取組が必要と考える。</p> <p>○学校図書館をより充実させ活用させていこうとする取組に一定の評価をする。しかし一方で、図書館を利用する児童・生徒に偏りがあると考え。多くの児童・生徒が図書館を利用する工夫をしてほしい。例えば、朝学習や10分間図書で図書館の本を読む日を作るなど。</p>
	2		
	2		
	2		

重点施策 1- 教員の資質・能力の向上			
点検・評価欄	各委員の評価	総合評価(案)	特記事項
	2	2	<p>○様々な研修の実施は評価できる。一方、教員の過剰な負担にならないよう配慮してもらいたい。</p> <p>○若手教員がやりがいをもって教育にあたるように、校長・副校長をはじめベテランの先生方は、若手教員の働きぶりを丁寧にみて適切な評価と積極的な声かけをお願いしたい。同様に、保育士や幼稚園教諭へ上の立場の方からの適切な声かけもお願いしたい。</p> <p>○教育の資質向上を図る研修は、今後も継続しつつ内容も都度、質にこだわった内容へとアップデートし続けてほしい。</p> <p>○教員の資質・向上について、研修や教員の働き方改革を精力的に進めていただいている点は高く評価したい。その一方で、次のような課題の存在も感じている。</p> <p>多様な価値観を持つ家庭が多い中で、子どもも保護者の影響を受けて多様な価値観を持って登校してきている。そのことで、集団生活になじめず学級への所属感が持てなかったり、教室にいらなくなったりする子どももいると聞く。どの子どもにとっても優しい空間のある教室づくりという観点からの教員研修も必要だと考える。</p> <p>LINEを活用したいじめがあると、大人はその実態を見る事が出来ないなど、情報技術が目まぐるしく変化する社会の中で、大人である教員が活用面についていけないのではないかという危惧を持っている。また、スマホ決済が進み、お金を見たことが無い子どもがいるようである。大人だけでなく、子どもの生活が変化して窮屈になっている現状のなかで、教員がゆったりと子どもと向き合える機会や子どもがゆったり過ごせる機会を作るべきだと思う。</p> <p>○幼稚園、小学校、中学校は現在多くのサポートスタッフが在籍し、子どもや教員の支援を行っているように感じる。このことについては高く評価したい。</p> <p>○部活動指導員数増加のために、予算を上げて幅広く募集してほしい(現実問題、時給が低く若手になり手がいない)。</p> <p>○子どもたちと毎日接する教員には、「心身ともに元気」で意欲的に能力を発揮してもらいたい。働き方改革はもちろんのこと、時折ストレスチェック制度なども取り入れ、自身の健康状態も十分に意識してもらいたい。</p>
	2		
	2		
	2		

重点施策 1- 学校の教育環境の整備			
点検・評価欄	各委員の評価	総合評価(案)	特記事項
	3	2	<p>○区の財政を考慮した中で、学校設備の整備および適正規模・適正配置が着実に進んでいると思う。</p> <p>○部活動の環境整備は、各学校ごとに部活動数に違いがあり選択肢の少ない学校もある。例えば、野球部用ネット整備をして、校外にボールが出ないように高さや幅に配慮し、近隣住民へも理解を深めてほしい。</p> <p>○校内での犯罪を未然に防ぐ意味で、建物内外で死角になるような場所がないか点検し、改善してもらいたい。</p> <p>○今後の学校施設を考えると、コミュニティースクールの導入に伴う、地域の方の校内の居場所、不登校児童生徒等の校内の居場所など、今までにはなかった部屋の確保が求められるようになると思われる。新しく改築予定の学校にはこのようなスペースの確保も検討していただきたい。</p> <p>○門の施錠をしている学校としていない学校が見受けられるという意見に対して、令和7年度中に全区立小中学校の主たる門扉に電気錠を設置するという方針で事業が進んでいる点は評価したい。</p> <p>○新たな小中一貫教育校の改築にあたって、児童館・まちかどケアカフェ・地域包括支援センターの設置は良い取組だと評価する。共生社会への実現の一步にしていきたい。</p> <p>○小学校の1学級当たりの児童数が35人になったことに伴い、様々な課題が出てきたが、全体的には、これらの課題に適切に対応していただいていたと受け止めている。普通教室の確保などに苦慮することもあるかと思うが、困難な学校へは行政から支援していただきたい。</p>
	2		
	2		
	2		

2 家庭や地域と連携した教育の推進

重点施策 2- 家庭教育への支援			
点検・評価欄	各委員の評価	総合評価(案)	特記事項
	3		<p>○目標に掲げてある「保護者を対象とした話し合いの場」を設けてもらいたい。</p> <p>○トライ・フリーマインドの保護者を対象にした個人相談や懇談会は重要である。寄り添った支援を引き続きお願いしたい。</p> <p>○様々なテーマで数多くの講演会が開催されていることは評価できる。より多くの保護者が参加しやすいように、オンライン同時開催に加え、オンデマンド配信も検討してもらいたい。</p> <p>○子どもや家族には、教員には話しにくい内容でも、スクールソーシャルワーカーには話せるという内容も少なくないと思う。ちょっとした心配事でも相談できるスクールソーシャルワーカーの活用をもっと進めてほしい。</p> <p>○スクールソーシャルワーカーに関する事業成果に書かれている内容はとても素晴らしい。このように横の連携を密にし、まさに蜘蛛の巣状のネットワークを子どもたちのために構築していただきたい。</p> <p>○各家庭への情報提供方法を多方面から試みているところが素晴らしい。100%の周知を目指すべく模索し続けてほしい。</p>
	2		
	3		
	2		

重点施策 2- 学校運営や教育活動における家庭や地域との協働			
点検・評価欄	各委員の評価	総合評価(案)	特記事項
	2	2	<p>○子どもの見守り・安全講習会の実施、防犯カメラ設置等が着実に進んでいることは評価できる。防犯カメラに関しては、犯罪を未然に防ぐ意味で、通学路にはたくさんの防犯カメラが設置されていることを周知することも大事である。</p> <p>○子どもたちがまち歩きや地域と取り組む活動を行うと、その地域が活性化し、より一層子育てに理解が進むと考える。また、同時に通学路での防犯活動や見守りにも影響は大きい。ぜひこれからも地域社会との協働を進めていただきたい。</p> <p>○教育活動にご賛同いただいている地域の皆様には大変感謝している。地域の皆様の見守りは、防犯カメラよりも子どもたちの防犯になっていると考える。</p> <p>○コミュニティ・スクールの取組により、学校が地域や子どもを取り巻く様々な機関との連携を強めれば、子どもたちにとっては素晴らしい成果となって現れてくると考える。家庭や地域との連携・協働を進めるために、コミュニティ・スクールの導入を加速してほしい。</p> <p>○児童の登校時に保護者が不在の家庭では、児童が集団登校に参加しなかったり、登校しなかったりする場合があるようだ。または、早く学校に登校せざるを得ず、どこにも行き場のない児童がいるようである。検討すべき課題かと考える。</p> <p>○地域の人材活用について、登録者情報にアクセスしやすいように取り組むということであり、その成果に期待している。また、地域の人材活用では、謝礼等の費用が発生する場合は予想される。学校へ予算面でのサポートを行っていただきたい。</p>
	2		
	2		
	2		

3 支援が必要な子どもたちへの取組の充実

重点施策 3- いじめ・不登校などへの対応			
点検・評価欄	各委員の評価	総合評価(案)	特記事項
	2	2	<p>不登校や引きこもりは、一過性でなく長い期間、社会と絶縁状態が続くことも予想される。特に、思春期には精神的障害を発症しやすい時期でもあり、そっとしておく時期も必要ではあるが、そこを見逃さないことも大切である。保護者には、しっかりと相談体制を示していく必要があると考える。</p> <p>11月11日付の日本教育新聞に「大阪・八尾市、不登校の中学生が減 校内外に居場所設け成果」という記事が掲載された。この居場所では、会話、共同作業、将棋などを通して集団生活を送る部屋と個別学習の部屋があり、ここで過ごすことによって、子どもたちは次第に登校できるようになったとのことである。学校内に不登校の子どもが通えるスペースを作ったり、登校できない子どもには校外にこのような機能を持つ居場所を作ることが必要だと考える。不登校の子どもは多様で、一人一人の子どもに丁寧に寄り添える場所が必要だと思うので、ぜひ校内や校外の居場所の設置に向け検討していただきたい。</p> <p>○解決が難しいいじめや不登校の問題に、多方面から取り組んでいることは評価できる。関係者による情報共有や成果を議論できる場を設け、役立つ施策に結び付けてもらいたい。また、様々な施策の周知にも力を入れてもらいたい。</p> <p>大人による発見がますます難しくなっている状況の中で、いじめがなかなか減らないことに胸が痛む。考えられる様々な手段を講じていただいていることに感謝したい。「スクールロイヤーinfo」が年間3回程度発行されているようであるが、ぜひ読んでみたい。様々な立場の専門家の意見を伺いながら対応していただきたいと考える。</p> <p>学校からのアプローチは必須だが、家庭ごとに状況が違うことも加味しつつ学校・専門家・自治体の連携を密にしてほしい。</p> <p>居場所支援事業やICTを活用した学習・相談支援について、登録者数や利用者数が少ない印象がある。現実にはこれらを必要とする子どもがもっと多くいると思うので、活用できる工夫をしていただきたい。</p>
	2		
	2		
	2		

重点施策 3- さまざまな家庭環境で育つ子どもたちへの支援			
点検・評価欄	各委員の評価	総合評価(案)	特記事項
	2		<p>様々な家庭環境で育つ子どもには、「安心して過ごせる居場所」が重要であると考えます。中3勉強会や地域未来塾などはとても良い資源であると考えます。</p> <p>中3勉強会に参加している生徒からは高い評価を得ています。また、不登校生徒の居場所的な存在にもなっている。ぜひ継続し、拡大していただきたい。特に、生徒募集に当たっては、スクールソーシャルワーカーの協力を得ながら、中3勉強会への参加を呼びかけていただきたい。</p> <p>中3勉強会の成果は確実に出ていて素晴らしい。一方で、参加率や周知率を考えると完璧とは言えず、1人でも見落とさないように、本当に助けを必要としている生徒はまだいることを忘れる事なく、接触方法を工夫し続けてほしい。</p> <p>○学習支援・経済的支援は評価できる。漏れがないように充実を図ってほしい。</p> <p>○外国人児童・生徒の日本語指導を丁寧に行っていることは評価できる。さらなる充実をお願いしたい。</p> <p>日本語等の講師派遣など、とても良く対応して下さっていると考える。その一方で、中学校3年生の子どもを持つ保護者の日常的な不安解消にまでは、効果が及んでいないことが見受けられる。何らかの工夫が必要かと考える。</p> <p>ヤングケアラーについては、子ども自身の気づきにくさはあるが、何よりケアされている家族にも事実と向き合ってもらいたい。ケアされる側にも認識できる手段を福祉部と連携して構築してもらいたい。</p>
	3		
	3		
	3		
2			

重点施策 3- 障害のある子どもたちなどへの支援			
点検・評価欄	各委員の評価	総合評価 (案)	特記事項
	1	2	<p>特別支援学校に通う生徒は重度重複障害を持つ子が多い。本来なら、住まいの学区の学校へ通う地域の子どもであるはずが、地域を外れ、スクールバスで特別支援学校に通っている。その地域や同級生との縁が薄れ、家族も離れてしまう。それを少しでも回避するために副籍交流がある。国連の障害者権利委員会からの勧告もあったように、インクルーシブ教育の実現までには、まだ議論や方法の検討が必要だが、せめて副籍交流はこれまで以上に活発に行ってもらいたい。</p> <p>○教員や子どもたちの障害理解のための教育をより一層推進してもらいたい。</p> <p>教育と医療との連携を進め、先生方が医学的な視点、特別支援教育的な視点を持ち、一人一人の児童生徒に応じた関わりを持てるような研修が必要ではないかと考える。</p> <p>教員の専門的知識の向上を図るとともに、周囲への周知や共生を伝える交流をもっと増やしてほしい。</p> <p>○医療的ケア児支援体制を毎年充実させていることは評価できる。</p>
	2		
	2		
	2		

○子育て分野

1 子どもと子育て家庭の支援の充実

重点施策 1- 相談支援体制の充実			
点検・評価欄	各委員の評価	総合評価 (案)	特記事項
	3	3	<p>就学前の親子交流の場を増設し、徒歩圏内で配置しているところを評価する。</p> <p>○身近な相談場所やオンラインによる相談の充実が毎年進んでいることは評価できる。場所や回数を増やしてもらいたい。</p> <p>乳幼児親子の相談場所の拡充やオンラインを活用した相談機能の充実など、育児の孤立化や虐待防止に努めていただいている点を高く評価したい。今後も継続して事業の充実に努めていただきたい。</p>
	2		
	3		
	3		

重点施策 1- 新しい児童相談体制の充実			
点検・評価欄	各委員の評価	総合評価 (案)	特記事項
	3	3	<p>児童相談所が設置され、相談体制がより重層的になってきたと考える。一層の連携を図り、虐待等の早期発見、早期対応に期待する。</p> <p>○支援体制が毎年充実してきていることは高く評価できる。平行して、虐待の再発防止と虐待そのものを減らす施策にも取り組んでももらいたい。</p> <p>○心労の多い部署かと思われるので、職員のケア体制の強化も図ってもらいたい。</p> <p>増加する児童相談や虐待通告に対し、相談や支援をきめ細かく行ってる点を高く評価したい。相談内容が多様で対応困難な場合も多いかと思うが、子どもを取り巻く多くの関係機関で情報共有が行うことができれば良いと考える。</p> <p>とても大変でデリケートな分野でもあり、重要性は計り知れない。支援体制への取組に対して高く評価したい。</p>
	3		
	3		
	3		

重点施策 1- 支援が必要な子どもたちと家庭への取組の充実			
点検・評価欄	各委員の評価	総合評価(案)	特記事項
	2	2	<p>○様々な取組みが進んでいることは評価できる。 発達に不安がある親の場合は、障害があったとしても家族の受容に時間がかかる。のびのびひろばなど、心配事を相談できる親同士の仲間づくりの場も大切である。更に周知と充実を期待する。</p> <p>障害のある親子支援分野において、当事者家庭からすると少しの情報でも気になることと思う。交流の場を増やしていることを評価したい。その場に専門家や先輩保護者を招いて交流するなど、たくさんの情報が飛び交う場にしてほしい。</p> <p>○ひとり親家庭で親が病気になったときの支援として、ヘルパー派遣のような支援も検討してもらいたい。</p> <p>ひとり親家庭への手当の支給も大切で必要なことであるが、それ以外にも必要な支援があるのではないかと考えるので、ぜひ福祉部との連携を進め対応していただきたいが現状はいかがか。</p>
	2		
	2		
	3		

2 子どもの教育・保育の充実

重点施策 2- 家庭での子育て支援サービスの充実			
点検・評価欄	各委員の評価	総合評価(案)	特記事項
	3	2	<p>○いずれの取組も拡充しており評価できる。 様々な子育て支援サービスが充実している。事業成果として参加者も年々増加していることから高評価であると考えます。</p> <p>○保護者がリフレッシュできる場になるようにさらなる充実をお願いしたい。</p> <p>カフェという形で気負わず、リラックスできる場の提供は素晴らしいと思う。まだまだ周知面と数が課題と考える。</p> <p>こどもカフェの充実や子育ての広場の増設や外遊びの取組の整備など、とても良くやっているとされていると思う。特に、乳幼児期は人間としての基盤を作る極めて重要な時期であるので、このような取組と広報の充実を今後も継続していただきたい。</p>
	2		
	3		
	2		

重点施策 2- 練馬こども園の充実			
点検・評価欄	各委員の評価	総合評価 (案)	特記事項
	3	3	<p>安全で質の高い保育の提供ができるように、人材確保と資質の向上に努めてほしい。</p> <p>○受け入れ可能人数が増えていることは評価できる。</p> <p>○安全で質の高い教育・保育サービスが提供できるように職員の資質・能力向上に努めてもらいたい。特に、実効性のある安全教育を確実に行ってもらいたい。</p> <p>多様化している利用者のニーズに応えつつ、認定園と定員の拡大に取り組んでいくことを高く評価する。</p> <p>毎年、数が増えていることを高く評価したい。年齢の幅が広がり、時間が長くなることで保護者の選択肢が増えていて助かる。</p>
	3		
	3		
	3		

重点施策 2- 保育サービスの充実			
点検・評価欄	各委員の評価	総合評価 (案)	特記事項
	3	3	<p>○待機児童ゼロの継続、ICTの導入、さらに職員研修の推進は高く評価できる。引き続き保護者の要望を施策に反映してほしい。</p> <p>ICT化が進んでいる。若い親世代ではICTの活用は日常的事務なので、保育サービスでもこれらの拡充が行われていることについて、高く評価したい。</p> <p>オンライン申請開始により都合の良い時間・場所で申請ができ、その分で親子の時間が確保できるため、とても良い取組だと考える。</p> <p>第三者評価の受審促進とあるが、第三者評価の具体的な方法を知りたい。</p> <p>今後とも、待機児童ゼロの継続と保育サービスの質の向上のための第三者委員による受審を促進してほしい。</p> <p>○事故が起きないように安全管理を徹底してほしい。関連して、職員が余裕をもって保育に当たれるよう指導・施策を施してほしい。</p>
	3		
	3		
	3		

3 子どもの居場所と成長環境の充実

重点施策 3- 安全で充実した放課後の居場所づくり			
点検・評価欄	各委員の評価	総合評価(案)	特記事項
	3	3	<p>ねりっこクラブ運営協議会での定期的会議はとても良い取組だ と思う。情報交換しながら、子どもの安心できる居場所を作ること ができるので、これからもしっかり進めていただきたい。</p> <p>ねりっこクラブでは、課題のある児童について、児童館職員も 参加した小学校との連絡会を行う等、日常的な意見交換を行う機 会を設けていることはとても良い。また、運営協議会を設置して 定期的に様々な機関の方々と意見交換をするなど、大切な情報連 携が進んでいる点は評価できる。</p> <p>○ねりっこクラブの拡充とねりっこプラスによるフォロー体制に より、待機児童をなくしていることは高く評価できる。引き続 き、保護者の要望に沿った支援を実施してほしい。</p> <p>ねりっこクラブ全校実施に向けての活動に高く評価したい。さら に、ねりっこプラスの立ち上げも素晴らしいと考える。学校応 援団やPTAの皆様のご協力には、大変感謝をしている。</p> <p>○昨今問題になっている「朝の子どもの居場所」に関して対応が 必要か調査してほしい。</p>
	3		
	3		
	3		

重点施策 3- 児童館機能の充実			
点検・評価欄	各委員の評価	総合評価(案)	特記事項
	2	2	<p>乳幼児から中高生まで幅広い事業が行われていると思う。他機 関との連携を深め、一過性にとどまらず支援をつないでいくこと も重要であると考えます。</p> <p>○不登校や障害のある子どもたちへの対応も強化してほしい。</p> <p>○全児童館で中高生向けのイベントを週2回程度実施しているこ とは評価に値する。周知も引き続き推進してほしい。</p> <p>豊浜中学校の放課後の事業に、児童館職員の方も参加して中学 生に対応していた。児童館所有の道具を持ち寄って、中学生の活 動の支援をしていたことがとても良かった。このように、児童館 と学校が連携して子どもたちの育成に関わる姿を高く評価した い。一方で、児童館だけでは十分に対応できない子どももいると 思うので、そのような子どもへの支援策も考えていただきたい。</p> <p>児童館の機能として、中高生の居場所が挙げられているが、教 育要覧には、「交流や音楽活動、飲食をしながら気軽に悩みを話 したり相談したりできる中高生カフェを実施している」とある。 いじめや不登校、引きこもりの子どもには、社会性を育んだり、 人間への信頼感を構築したりするなど多様な活動が必要な子ども がいるので、このような活動ができる体制を整えていただきたい。</p> <p>児童館で様々なイベントを開催し、子どもたちの居場所となっ ていることを評価したい。学校の先生より身近だけど、親とは違 う大人の存在が、子どもたちの成長にとっても良いと感じた。0才 ～18才まで対象としていることをもっと周知してほしい。</p>
	2		
	2		
	2		

重点施策 3- 青少年の健全育成・若者の自立支援			
点検・評価欄	各委員の評価	総合評価(案)	特記事項
	3	2	<p>○様々な支援を行っていることは高く評価できる。一方、社会とのつながりを失っている方を支援につなげる方策を強化してほしい。</p> <p>青少年の野外活動・地域交流事業等の参加人数が増加していることから、ニーズの高さが理解できる。</p> <p>○不登校の子どもたちやコミュニケーションが苦手な子どもたちも野外活動や地域交流活動に誘い入れてもらいたい。また、居場所の提供も推進してほしい。</p> <p>ねりま若者サポートステーションでは、相談・支援の件数に比べ、進路決定者が少ないことが気になるところではあるが、就労に非常に困難な課題を持っていることが理解できる。引き続きしっかりと定着支援を行っていただきたい。</p> <p>居場所づくりについて、ねりま若者サポートステーションの機能充実や他地区への設置、対象年齢を中学校1年生まで引き下げることもぜひ検討し、不登校の児童・生徒から大人で引きこもり状態になっている方たちを対象にした居場所の充実に努めていただきたい。特に、教育要覧180ページにあるように、若者自立支援は15歳以上を対象とするが、中1から15歳までは学校教育が担当する年齢かと思う。中学校1年生から継続して関わる支援員の存在が、この年代ではとても大切になると思うので、教育分野と子育て分野の接続期に、子どもと関わる事ができる体制づくりをお願いしたい。また、居場所事業で相談員を1名増員したことは高く評価したい。</p> <p>若年無職者(ニート)や引きこもり対策に一定の評価をしたい。しかしながら、相談してくれる方より1人で悩まれている方やご家庭の方が多いと考える。情報提供方法や回数を増やすなどして、1人でも多くの人に活動内容を伝える工夫を模索し続けてほしい。</p>
	2		
	2		
	2		

令和6年度

教育に関する事務の管理および執行の状況の

点検および評価表（項目別）

（案）

事業成果

○教育分野

1 教育の質の向上

重点施策	1- 学力・体力・豊かな心が調和した学びの充実	
	概要	<p>小学校就学前の幼児教育を充実します。 幼稚園・保育所・小学校が連携して、育ちと学びの連続性を大切にします。</p> <p>小学校と中学校の一貫教育を進め、義務教育9年間を見通した教育を実践します。</p> <p>子どもたちの心を育む人権教育、道徳教育を推進します。</p> <p>子どもたちの体力の向上を図り、食育などの健康づくりに取り組みます。</p> <p>タブレット端末などを活用したICT教育やオンライン学習を通して、子どもたち一人ひとりに届く教育を実現します。</p> <p>学校図書館を活用した探究的学習や読書活動の充実を図ります。</p>

項目1 小学校就学前の幼児教育の充実	
目標	就園を希望する子どもが、適切に幼児教育を受けることができる環境整備に努める。
事業成果	<p>国、都の補助の活用のほか区独自の補助を行い、私立幼稚園の安定した運営を支援した。</p> <p>区立園、私立園において障害のある子どもの受入れを実施した。</p> <p><実績></p> <p>【令和3年度】区立幼稚園66人 私立幼稚園101人</p> <p>【令和4年度】区立幼稚園69人 私立幼稚園121人</p> <p>【令和5年度】区立幼稚園59人 私立幼稚園164人</p>
今後の取組	区立園、私立園の意見をもとに、幼児教育に必要な環境整備について引き続き検討する。
所管課	学務課

主な取組

項目2 幼保小連携の推進	
目標	幼稚園・保育所・小学校との連携を一層充実させ、幼児期から小学校への接続期における様々な課題について取り組んでいく。
事業成果	<p>【令和3年度】 研修・交流会（管理職対象1回、一般職員対象[地区別]2回） 懇談会（区内8地区の小学校での授業見学や懇談会等の実施） 「ねりま幼保小連携だより」発行 年2回 「もうすぐ1年生」発行 11,000部 「外国籍児童・保護者向け入学ガイドブック」発行 3,100部</p> <p>【令和4年度】 研修・交流会（管理職対象[地区別]2回、一般職員対象[地区別]2回） 懇談会（区内8地区の小学校での授業見学や懇談会等の実施） 「ねりま幼保小連携だより」発行 年4回 「もうすぐ1年生」発行 11,000部</p> <p>【令和5年度】 研修・交流会（管理職対象[地区別]2回、一般職員対象[地区別]2回） 懇談会（区内8地区の小学校での授業見学や懇談会等の実施） 練馬区幼保小連携推進方針 策定 「ねりま幼保小連携だより」発行 年4回 「もうすぐ1年生」発行 10,500部 「ねりま幼保小の架け橋期プログラム」発行 3,000部</p>
今後の取組	「ねりま接続期プログラム」を「ねりま幼保小の架け橋期プログラム」に改定した。架け橋期のカリキュラムの検討等の手引書として活用し、幼児教育・保育と小学校教育の円滑な接続を促進していく。
所管課	教育施策課
項目3 小中一貫教育の推進	
目標	義務教育9年間を見通した教育を実践するため、「目指す15歳の姿」を設定し、児童・生徒の発達段階に応じた系統的・連続的な教育活動を行う。
事業成果	<p>全小中一貫教育グループにおいて、「目指す15歳の姿」の実現に向けた「小中一貫教育の取組プログラム」の作成に取り組んだ。校区別協議会や小中一貫教育研修などの研究・研修を実施するとともに、練馬区教育実践発表会での発表や、リーフレット・報告書による情報発信を行った。</p> <p>【令和3～5年度】 練馬区教育実践発表会開催 啓発用リーフレット発行 53,000部 校区別協議会や小中一貫教育研修の実施</p>
今後の取組	全小中一貫教育グループにおいて、「目指す15歳の姿」の実現に向けて作成した「小中一貫教育の取組プログラム」を実践・検証し、改善を図る。令和7年2月に小中一貫教育の啓発リーフレットを全校配布するとともに、同月開催予定の練馬区教育実践発表会にて成果を発表する。
所管課	教育指導課

項目4 人権教育・道徳教育の推進	
目標	人権教育全体計画の策定・活用や道徳授業地区公開講座の実施等に全校で取り組むことにより、児童・生徒の豊かな人間性と社会性を育む人権教育・道徳教育を推進する。
事業成果	<p>(1) 人権教育の推進 全校で人権教育全体計画を策定し、教育活動全体を通じた人権教育、生命を大切に教育、豊かな心を育成する教育を計画的に推進した。 練馬区人権教育推進委員会と連携して、人権教育研修会を年間6回開催し、中堅教諭および初任者をはじめとして、区内教員への人権教育の理解啓発に努めた。</p> <p>(2) 道徳教育の推進 令和3～5年度は、毎年、道徳授業地区公開講座を全校で実施し、道徳授業の公開および意見交換会等を通じ、家庭・地域と連携した道徳教育の充実を図った。 また、「特別の教科 道徳」を全小中学校において学習指導要領に沿って確実に実施するために、各学校の道徳教育推進教師向けに「道徳教育の基本」および「特別の教科 道徳における主体的・対話的で深い学びの実現」をテーマにした講義や研究授業等を行う研修会を令和3年度は年間2回、令和4、5年度は年間1回行った。さらに、「特別の教科 道徳」の道徳教育の全体計画・年間指導計画の見直しを行った。</p>
今後の取組	<p>引き続き人権教育研修会等を通じて、区内教員への人権教育の理解啓発に努める。人権教育研修会の内容については、練馬区人権教育推進委員会と連携し、区内教員の必要性に応じた内容になるよう検討する。</p> <p>また、「特別の教科 道徳」の効果的な実施に向けて、研修内容の見直し、各校の道徳教育推進教師への啓発を図る。道徳授業地区公開講座については、実施状況を調査し、成果や課題を把握する。さらに、道徳授業地区公開講座における協議会を実施し、保護者や地域と連携した道徳教育を全小中学校において一層推進する。</p>
所管課	教育指導課
項目5 英語教育の充実	
目標	ALTを活用した指導体制の充実、英検検定料の補助制度導入等を通して、児童・生徒の英語への関心を高め、外国語教育の充実を目指す。
事業成果	<p>(1) ALTを活用した指導体制の充実 小中学校教員を対象とした外国語・外国語活動研修会の実施 小学校における全時間ALTの配置 ALT派遣会社担当者との情報共有</p> <p>(2) 英検検定料補助制度 【令和3年度】実施校33校 志願者数2,753人 【令和4年度】実施校33校 志願者数2,445人 【令和5年度】実施校33校 志願者数2,618人</p> <p>(3) 英語4技能検定（小学校6年生、中学校2年生対象）の全校実施</p>
今後の取組	全国学力・学習状況調査における小学校6年生を対象とした「英語が好きか」の設問に対する肯定的な回答が6割程度に留まっている。英語に初めて触れる小学校段階における児童の英語による言語活動の充実、ALTの効果的な活用および中学校への円滑な接続等が課題である。全小学校の教員対象の研修会を開催し、英語の指導改善に取り組むとともに、4技能検定結果説明会において、異校種の結果や指導の課題について理解を図り、小・中学校間の円滑な接続につなげていく。
所管課	教育指導課

主な取組

項目6 子どもたちの体力向上の促進	
目標	新体力テストの結果の分析や体力向上に向けた運動プログラムの提案等を通して、児童・生徒の運動への関心を高め、人間活動の源である体力の向上を図る。
事業成果	<p>(1) 練馬区体力向上検討委員会の設置 校長、教員を委員とする委員会において、～の内容について検討し、実践等を行った。 新体力テストのデータ分析 児童・生徒の体力向上に関する実技研修 【会場】小学校 【対象】小中学校教員 主体的に運動に取り組む児童・生徒の育成のための教員向けリーフレットの作成・配布</p> <p>(2) 新体力テストのデータ分析に基づいた取組 データ分析を通して明らかになった課題の改善に向け、体育授業および教育活動全体を通じた取組を推進した。 【具体的取組例】 ・体育授業の指導力の向上のための教員研修 ・朝の時間や休み時間を活用した運動機会の設定 ・体力向上検討委員会提案の運動プログラムを周知(リーフレット作成) ・体育健康教育推進校(2校)でのICTを活用した体育授業の研究</p>
今後の取組	豊かなスポーツライフの実現に向けた主体的に運動に取り組む児童・生徒の育成のための教員研修の実施やリーフレットを活用した運動プログラムの周知、体力テストのデータ分析に基づいた各校の取組の推進等により、子供たちが進んで運動に取り組むことができる環境を構築し、継続して児童・生徒の体力向上を図っていく。
所管課	教育指導課
項目7 子どもたちの食育の推進	
目標	食育基本法に基づき策定した「練馬区立小中学校における食育推進計画」(以下「食育推進計画」という。)の基本方針である「学校における食育の充実」等に沿った取組を進める。
事業成果	<p>校長、副校長、主幹教諭等の教員と、栄養教諭、栄養職員等の食に関する専門性を有する教職員とで構成する食育推進チームを全校に設置した。</p> <p>地場産物(キャベツ、練馬大根等)を区が提供する一斉給食の実施や、各校が区内農家から野菜を購入することで、目の前の食材を「生きた教材」として学校に活用、促進するなど、給食を通して食育の推進に取り組んだ。</p> <p>区内地場産物使用平均日数(内、一斉給食の日数) 【令和3年度】小学校49.2日、中学校48.7日 (3日) 【令和4年度】小学校54.4日、中学校55.8日 (4日) 【令和5年度】小学校53.3日、中学校59.1日 (4日)</p>
今後の取組	各校において食育推進チームを中心とし、第4次食育推進計画(令和4年度～8年度)や食に関する指導の全体計画に基づき、着実に食育を推進する。
所管課	保健給食課

主な取組

項目8 ICTを活用した教育活動の推進	
目標	タブレット端末などを活用したICT教育やオンライン学習を通して、子どもたち一人ひとりに届く教育を充実する。
事業成果	子どもたちに一人一台、タブレット端末の配備を完了し、学習等での活用を推進している。 【令和3年度】 新型コロナウイルス感染症の不安等により登校できない児童・生徒を対象に、オンラインによる授業を実施した。 教育ICT実践校による公開授業を行った。(年1回) 【令和4年度】 授業を受け持つ常勤教員に、タブレット端末を配備した。 【令和5年度】 中学校にデジタル採点システムを導入した。 学校・幼稚園の管理職用等として、校外でも校務環境に接続できる教育モバイルパソコンを配備した。 保護者と学校との情報伝達サービスを導入した。
今後の取組	学習者用デジタル教科書の導入や全国学力・学習状況調査のオンライン実施(CBT)等に備えて、学校内ネットワークをWi-Fi化し、通信環境を強化する。また、教科書改訂に合わせて指導者用デジタル教科書を導入し、効果的な学習を行う。
所管課	教育施策課、教育指導課
項目9 学校図書館を活用した学習・読書活動の充実	
目標	全校一斉読書等の実施により読書時間を確保するとともに、学校図書館の活性化を図り、児童・生徒の読書活動を推進する。
事業成果	各学校における朝読書などの読書活動を推進し、児童・生徒の豊かな言語能力を育成した。 全校一斉読書の実施校数(隔年で調査を実施) 【令和2年度】 89校(小63校、中26校) 【令和4年度】全校実施 98校(小65校、中33校) 平成29年度から全ての区立小中学校の図書館に学校図書館管理員または学校図書館支援員を配置し、カウンター業務や学習用図書の手配など学校図書館の運営を支援している。令和4年度からは、業務内容統一のため、学校図書館管理員に配置を一本化した。 学校図書館への人的配置校数 【令和3年度】 【令和4年度】 【令和5年度】 学校図書館管理員 小39校、中21校 小65校、中33校 小65校、中33校 学校図書館支援員 小26校、中12校 学校図書館蔵書管理システム(令和2年度末に全校配備完了)により、すべての蔵書をシステム上で管理している。

主な取組

<p>今後の 取組</p>	<p>全区立小中学校に導入した学校図書館蔵書管理システムにより貸出冊数等の利用状況を把握することで適切な蔵書管理を行い、引き続き学校図書館の利活用を推進する。</p> <p>「第四次練馬区子ども読書活動推進計画」に基づき、学校において読書活動推進のための指導計画を作成し、その中で全校一斉読書週間や週1回以上の全校朝読書等の取組を各校一取組として実施する。また、各学校の指導計画を区立図書館に情報提供し連携強化を図る。</p> <p>図書館職員等による人的支援については、学習指導要領に基づく各教科等での「調べ学習」や総合的な学習の時間等における「探究的な学習」などでの活用を推進し、学校図書館を利用した学習・読書活動を一層充実させていく。また、現状の一律時間数の配置を改め、大規模校に対しては時間数を加算するなど、実質的な支援の均一化を進める。あわせて、教育的効果を上げられるよう、委託による図書館職員の配置から、直接指示や打ち合わせができる派遣による学校司書の配置に切り換えられるよう、検討を進める。</p>
<p>所管課</p>	<p>教育指導課、光が丘図書館</p>

昨年度の点検・
評価における
主な意見（教育
委員・有識者）

障害児の受け入れのみならず、障害特性の理解などの職員への研修を実施してほしい。

幼保小連携の必要性は保護者からの要望が高いと受け止めている。管理職や教員・保育士だけの連携ではなく、子どもや保護者も交えた連携の在り方を工夫して、子どもたちが新しい環境に慣れ、生活できる体制を作してほしい。一方で、一つの小学校に關係する幼稚園・保育園数は20～30園あると聞くので、工夫しながら進めてほしい。

「ねりま接続期プログラム」については、改定によりさらなる内容の充実が図られること、またその活用の推進に期待する。プログラムの内容の充実および活用においては、幼稚園、保育所等と小学校が協働して接続期のカリキュラム編成や指導計画の作成に取り組んでいくことが重要であると考えられる。

小中一貫教育の取組として、児童生徒会の交流としてのあいさつ運動、部活動体験の実施を継続してほしい。また、保護者をはじめ、地域住民等、広く理解を図り協力体制を構築していくことも、教育の充実を推進していくうえで必要であると考えられる。

子どもの性被害、盗撮などの事案が発生した。児童生徒への人権教育だけでなく、教員が子どもの人権を守ることをもっと強調し続けることが大切だと考えられる。

小学校の4技能検定の実施により、英語教育が中学校で楽しく学べるきっかけとなることを期待する。

地場産物の食材を使用した給食を着実に継続していることは、食育の充実として評価できる。さらに効果を上げるために、生産者の話が聞ける機会を作してほしい。

練馬の畑が多い地域の特性を活かして、実際に収穫体験や見学をして、教科書では学べない授業展開を増やしてほしい。

一人ひとりの効率的な学びと教員負担の軽減のために、AIドリルの活用を検討してほしい。

タブレット端末や電子黒板の普及と共に授業の質もかなり改善されてきたと思う。児童が日常的に使っている様子や、タブレット端末で調べ学習をして、それを基にグループで話し合ってる様子が授業で見られるようになった。今後も課題を乗り越えながら、活用の促進に期待する。一方で、間違っただけに情報に触れる機会も多くなる。情報の扱い方や自身を守る方法もしっかり教えていくことが重要であると考えられる。

学校のネット環境をもっと良くしてほしい。

図書室の利用に関して、タブレットから検索をできるようにするとより効果的であると考えられる。

「調べ学習」・「探究的な学習」での学習図書利用推進と言語能力の育成および環境教育をかねて、環境作文コンクールの復活を、教員の負担がなるべくかからない形式で、検討してもらいたい。

昨年度の主な意見に対して現在取り組んでいること、今後の方向性

障害者理解や特性への理解を深めるため、学習障害や情緒障害の研修会を実施した。今後も、毎年異なる障害種を対象とした研修や巡回相談を実施し、理解を深めていく。

幼稚園・保育所・小学校の教員・保育士が幼児教育・保育と小学校教育の連続性等について相互理解を深めるとともに、幼保小連携について共通理解を図ることを目的に地区別、対象者別に研修会を行っている。今後は5歳児を持つ保護者向け講演会の実施を検討していく。また、工夫しながら小学校とその近隣の幼稚園・保育所の児童・園児による交流活動の取組等を進めていく。

「ねりま接続プログラム」については、幼児教育・保育と小学校教育の教員・保育士が5歳児から小学校1年生の2年間の「架け橋期」を一体的に捉え、子どもの発達段階や学びの連続性などの共通の視点を持った架け橋期のカリキュラムの検討・開発、実施、検証、改善に取り組むことを支援する手引書として「ねりま幼保小の架け橋期プログラム」に改定した。今後、具体的な実践事例等を提供し、さらなる活用を促進していく。

小中一貫教育は、各中学校区グループにおいて、児童生徒会の交流や部活動体験等の取組を実践しており、継続していく。今後、練馬区の小中一貫教育の取組について、保護者および地域への理解促進や協力体制の構築に向けて、小中一貫教育リーフレットの配付および練馬区教育実践発表会での取組事例の発表を通して、周知を図っていく。

練馬区では、毎年5月を性暴力等防止強化月間として、生命（いのち）の安全教育や校内研修等を全ての幼稚園、小中学校で行っている。また、令和6年10月に有識者で構成される性暴力等防止特別対策委員会から提言を受け、それを踏まえた取組を展開していく予定である。その他、人権教育研修や人権教育プログラムの活用等を通して、教員の人権感覚を磨いていく。

英語4技能検定の分析報告会を教員を対象に実施し、練馬区の結果の概要を伝えるとともに、指導改善方法について教員同士の協議を行っている。小・中学校の円滑な接続に向けて、こうした取組を継続していく。

地場産物の食材を使用した給食については、今後も各校で推進していく。また、区立小学校の全校で農業者と連携した教育活動を実施しており、生産者の話を聞いたり、栽培・収穫体験したりする機会等を通じて、食育の推進を図っていく。

区立小学校の全校で、区内の農業者やJA東京あおばと連携し、練馬大根をはじめ様々な農作物等の栽培・収穫体験、農園見学および農業者による講話等の取組を行っている。今後も農業者と連携した教育活動を推進していく。

現在、小学校および中学校において、AIドリルを導入している。今後、各校における効果的な事例の共有等を図りながら、更なる活用を図っていく。

各校のICT活用推進リーダーを中心とした研修体制およびICT支援員によるサポート体制を構築し、引き続き、ICT機器の活用の促進を図っていく。また、「情報活用能力 練馬モデル」を基盤に、児童生徒に情報を正しく扱う力等を身に付けられるよう、情報モラル教育の充実を図っていく。

児童生徒用タブレット通信の増強を目的に、令和6年度・7年度において校内のWi-Fi化を進めている。

学校図書館蔵書管理システムのバージョンアップまたは新システムの導入の際に、タブレットによる図書資料の検索について検討していく。

環境作文コンクールは令和3年度に終了し、現在は子どもエコ・コンクールを実施している。地球環境に関する絵を募集し、入賞した作品は区役所や区立図書館に展示するなど、区民に地球温暖化防止を啓発している。各学校での「調べ学習」や「探究的な学習」については、今後も、学校図書館やタブレット端末を活用しながら、日常生活や社会との関わり、国際理解、情報、環境、福祉・健康等に関して、主体的な学習を進めていく。

点検・評価欄	評価	特記事項

重点施策	1- 教員の資質・能力の向上
	<p>子どもたちの良さや伸びようとする力を引き出す教員を育成します。授業力や生活指導の力はもちろん、いじめ・不登校をはじめ、様々な問題に対応する力を身に付けるため、研修等により教員の資質・能力の向上を図ります。</p> <p>ICT機器を有効に活用して効果的に学べる授業を実現するために、教員の機器の活用能力の向上を図ります。</p> <p>教員が子どもたちと向き合う時間を増やします。</p>

主な取組	項目1 教員研修の充実								
	<table border="1"> <tr> <td>目標</td> <td>職層や教育課題に応じた各種研修等を実施するとともに、意欲と能力ある若手教員の養成を進め、教員の資質と指導力の向上に努める。</td> </tr> <tr> <td>事業成果</td> <td> <p>職層や教育課題に応じた研修を実施し、教員の資質の向上を図る。</p> <p>【令和5年度】</p> <p>職層研修 校長・副校長研修、昇任・転任研修、主幹教諭任用時研修、主任教諭任用時研修、指導教諭連絡協議会 年次研修 中堅教諭等資質向上研修、初任者新規採用者等研修、2年次研修、3年次研修 担当者・リーダー養成研修 教務園務担当者連絡会、生活指導担当者連絡会、研究担当者研修、進路指導担当者連絡会、司書教諭等研修、道徳教育研修、食育推進研修、特別支援教育コーディネーター研修、小中一貫教育研修、いじめ対応研修、不登校対応研修、学校マネジメント講座、異文化理解・多文化共生に関する研修、ICT活用推進リーダー育成研修、英語専科教員連絡会、英語4技能検定活用研修 教育課題研修 人権教育研修、外国語研修、特別支援教育研修、特別支援教室巡回指導教員研修、応急救護研修、体育実技（水泳指導・ダンス）研修、体力向上に関する研修、小動物飼育研修、幼児教育研修、幼保小連携研修、学校教育相談研修、ねりまスキルアップ講座、指導教諭による模範授業</p> </td> </tr> <tr> <td>今後の取組</td> <td>若手教員については、東京都が示す教員としての資質の向上に関する指標を基に、学習指導力、生活指導力・進路指導力、外部との連携・折衝力、学校運営力・組織貢献力の向上のために、年次に合わせた研修を系統的に実施していく。また、特別支援教育、いじめや不登校の対応、教員のサービスの徹底など、喫緊の課題となる研修の充実を図る。研修の種類や内容によっては、従来の集合型研修だけでなく、Web会議システムを活用したオンラインによる双方向型研修を実施し、教育現場のニーズに合わせた実践的な研修を充実させる。</td> </tr> <tr> <td>所管課</td> <td>教育指導課、学校教育支援センター</td> </tr> </table>	目標	職層や教育課題に応じた各種研修等を実施するとともに、意欲と能力ある若手教員の養成を進め、教員の資質と指導力の向上に努める。	事業成果	<p>職層や教育課題に応じた研修を実施し、教員の資質の向上を図る。</p> <p>【令和5年度】</p> <p>職層研修 校長・副校長研修、昇任・転任研修、主幹教諭任用時研修、主任教諭任用時研修、指導教諭連絡協議会 年次研修 中堅教諭等資質向上研修、初任者新規採用者等研修、2年次研修、3年次研修 担当者・リーダー養成研修 教務園務担当者連絡会、生活指導担当者連絡会、研究担当者研修、進路指導担当者連絡会、司書教諭等研修、道徳教育研修、食育推進研修、特別支援教育コーディネーター研修、小中一貫教育研修、いじめ対応研修、不登校対応研修、学校マネジメント講座、異文化理解・多文化共生に関する研修、ICT活用推進リーダー育成研修、英語専科教員連絡会、英語4技能検定活用研修 教育課題研修 人権教育研修、外国語研修、特別支援教育研修、特別支援教室巡回指導教員研修、応急救護研修、体育実技（水泳指導・ダンス）研修、体力向上に関する研修、小動物飼育研修、幼児教育研修、幼保小連携研修、学校教育相談研修、ねりまスキルアップ講座、指導教諭による模範授業</p>	今後の取組	若手教員については、東京都が示す教員としての資質の向上に関する指標を基に、学習指導力、生活指導力・進路指導力、外部との連携・折衝力、学校運営力・組織貢献力の向上のために、年次に合わせた研修を系統的に実施していく。また、特別支援教育、いじめや不登校の対応、教員のサービスの徹底など、喫緊の課題となる研修の充実を図る。研修の種類や内容によっては、従来の集合型研修だけでなく、Web会議システムを活用したオンラインによる双方向型研修を実施し、教育現場のニーズに合わせた実践的な研修を充実させる。	所管課	教育指導課、学校教育支援センター
	目標	職層や教育課題に応じた各種研修等を実施するとともに、意欲と能力ある若手教員の養成を進め、教員の資質と指導力の向上に努める。							
	事業成果	<p>職層や教育課題に応じた研修を実施し、教員の資質の向上を図る。</p> <p>【令和5年度】</p> <p>職層研修 校長・副校長研修、昇任・転任研修、主幹教諭任用時研修、主任教諭任用時研修、指導教諭連絡協議会 年次研修 中堅教諭等資質向上研修、初任者新規採用者等研修、2年次研修、3年次研修 担当者・リーダー養成研修 教務園務担当者連絡会、生活指導担当者連絡会、研究担当者研修、進路指導担当者連絡会、司書教諭等研修、道徳教育研修、食育推進研修、特別支援教育コーディネーター研修、小中一貫教育研修、いじめ対応研修、不登校対応研修、学校マネジメント講座、異文化理解・多文化共生に関する研修、ICT活用推進リーダー育成研修、英語専科教員連絡会、英語4技能検定活用研修 教育課題研修 人権教育研修、外国語研修、特別支援教育研修、特別支援教室巡回指導教員研修、応急救護研修、体育実技（水泳指導・ダンス）研修、体力向上に関する研修、小動物飼育研修、幼児教育研修、幼保小連携研修、学校教育相談研修、ねりまスキルアップ講座、指導教諭による模範授業</p>							
今後の取組	若手教員については、東京都が示す教員としての資質の向上に関する指標を基に、学習指導力、生活指導力・進路指導力、外部との連携・折衝力、学校運営力・組織貢献力の向上のために、年次に合わせた研修を系統的に実施していく。また、特別支援教育、いじめや不登校の対応、教員のサービスの徹底など、喫緊の課題となる研修の充実を図る。研修の種類や内容によっては、従来の集合型研修だけでなく、Web会議システムを活用したオンラインによる双方向型研修を実施し、教育現場のニーズに合わせた実践的な研修を充実させる。								
所管課	教育指導課、学校教育支援センター								

項目2 教員のICT活用能力の向上	
目標	ICT機器を有効に活用して効果的に学べる授業を実現するために、教員の機器の活用能力の向上を図る。
事業成果	<p>区内小中学校教員を対象に、タブレット端末を含むICT機器に関する定期的な研修を実施し、教員のICT活用能力の向上に努めた。</p> <p>【令和3年度】 ICT活用推進リーダー育成研修会の開催（5回） ICT支援員の増員配置（令和2年度：14人 令和3年度：28人） 教育ICT実践事例集の作成（令和4年3月完成）</p> <p>【令和4年度】 教育ICT実践事例集の印刷・配布 ICT活用推進リーダー育成研修会の開催（5回） ICT支援員の継続配置</p> <p>【令和5年度】 練馬区教育ICT利活用ポータルサイトの活用 ICT活用推進リーダー育成研修会の開催（5回） ICT支援員の継続配置</p>
今後の取組	<p>ICT活用推進リーダー育成研修会では、学識経験者による講演、先進校の実践の共有などを行い、最新の情報を基にしたリーダーによる各校での還元研修を行えるようにする。また、練馬区教育ICT利活用ポータルサイトを活用し、全教職員に対して、活用事例や国や都の動向などを随時配信していく。学校の課題・ニーズを把握し、実態に応じたICT支援員による授業支援や校内研修を実施し、教員のICT機器の活用能力の向上を図る。</p>
所管課	教育指導課、教育施策課

項目3 子どもたちと向き合う時間の創出（教員の働き方改革の促進）	
目標	小中学校への会計年度任用職員の配置や出退勤システムの導入により、教職員の業務負担軽減を図ることで子どもと向き合うことができる環境を整備する。
主な取組	<p>事業成果</p> <p>(1) 人的配置 学校（園）教員の長時間労働の改善を目的とした、「練馬区立学校（園）における働き方改革推進プラン」を平成31年3月に策定した。 教員が児童・生徒への指導・教材研究等を行う時間を確保し、副校長が学校経営等の業務に注力できる環境を整備するため、教員の業務をサポートする会計年度任用職員を配置した。 印は、1校につき1人配置</p> <p>【令和3年度】 学校経営補佐：中学校1校 副校長補佐：小学校19校、中学校11校 スクール・サポート・スタッフ：小学校65校、中学校33校 部活動指導員：中学校3校 学校生活支援員：小学校65校（164人）、中学校30校（56人）</p> <p>【令和4年度】 学校経営補佐：中学校1校（4年度末で廃止。副校長補佐に統合。） 副校長補佐：小学校39校、中学校19校 スクール・サポート・スタッフ：小学校65校（73人）、中学校33校（37人） 部活動指導員：中学校7校（8人） 学校生活支援員：小学校65校（166人）、中学校31校（58人）</p> <p>【令和5年度】 副校長補佐：小学校60校、中学校32校 スクール・サポート・スタッフ：小学校65校（82人）、中学校33校（41人） 部活動指導員：中学校12校（13人） 学校生活支援員：小学校65校（182人）、中学校33校（59.5人） 令和5年6月～短時間職（4時間/月13日、5時間/月11日）を新設 短時間職の配置人数は、実人数1を0.5人として換算</p> <p>(2) 教職員出退勤管理システム</p> <p>【令和元年度】 ・教職員出退勤管理システムの導入に向けた検討を開始</p> <p>【令和2年度】 ・教職員出退勤管理システムのプロポーザルを実施 ・教職員出退勤管理システムの業務委託契約を締結、システム構築</p> <p>【令和3年度】 ・教職員出退勤管理システム本稼働、令和3年9月から運用開始</p>
	今後の取組
所管課	教育指導課

昨年度の点検・
評価における
主な意見（教育
委員・有識者）

管理職が生徒への性的暴行容疑で逮捕されるという事件は、身を粉にして働いている学校管理職にも大きなダメージを与えた。まずは、再発防止策が重要であり、防止策等を検討すべきだと考える。一方で、一生懸命子どものために働いている教員に対し学校訪問等で励ましてほしい。勤務中に個人のスマートフォンを携帯して、不用意な写真撮影等を未然に防ぐためにも私物の学校内での使用、持ち歩きは厳禁としてほしい。教員がいつでも不安や悩みを相談できるオンライン相談室の設置を検討してもらいたい。また、若手教員が相談しやすいように教育アドバイザーを増やしてほしい。

世代間による認識の差異をなくすためにも中堅以上の教員も交えた研修会がより積極的に実施されることを期待する。また、研修については、受講状況や受講の効果についても客観的に確認できるとより良いと考える。専門職である教員においては、そのやりがいや資質向上に繋がるものであり、やりがいをもって教育にあたることができるよう支援していくことが重要である。

タブレットの活用時間と授業の質が一致しないのは当然のことと思うが、ICT教育の推進の本質は先生方の授業力向上にあると考える。ICT機器を活用した質の高い授業ができるかどうかは、機器の活用能力だけではなく本来の授業力が基盤にあると思う。これからも授業力の向上に努めてほしい。

教員の業務負担軽減につながる様々な取組は評価できる。教員が子どもたちと向き合う時間を増やすための工夫を今後も続けてほしい。

部活動に関しては外部の人が指導出来るようになってきたと思う。しかし、他区では、試合なども教員以外の方が引率できるところがあるため、それを目指してほしい。

スクールサポートスタッフが全校区立小中学校に配置されたことを評価する。一方で、まだまだ働き方改革について様々な観点から検討してほしい。また、研修などやるべきことはしっかりやるという姿勢も大切にしていかなければと思う。担任の先生が気持ちにゆとりをもつことで、子どもたちの悩みを見過ごさないことを期待する。

<p>昨年度の主な意見に対して現在取り組んでいること、今後の方向性</p>	<p>練馬区では、毎年5月を性暴力等防止強化月間として、生命(いのち)の安全教育や校内研修等を全ての幼稚園、小中学校で行っている。また、令和6年10月に有識者で構成される性暴力等防止特別対策委員会から提言を受け、それを踏まえた取組を展開していく予定である。各校園に対しては、教育指導課訪問の際に、日頃の取組を労うとともに全員の授業観察を行い、教員の指導の工夫など良さを伝え、さらなる意欲につなげるようにしている。</p> <p>練馬区では、私物のスマートフォンやカメラ等の教室への持ち込みおよび教育活動への利用を禁止しており、校内研修等で徹底させている。</p> <p>教員の相談窓口について、都の事業等を改めて周知していく。練馬区では、ハラスメントの相談を受け付ける窓口相談員の配置および苦情処理委員会を設置している。また、若手教員の指導や相談を行う教育アドバイザーを増員し、よりよい支援体制を整えていく。</p> <p>夏季休業日には、ねりまスキルアップ研修を実施し、環境教育、特別支援教育および防災教育等、毎年教員に求められるテーマを設定し、様々な経験年数の教員が受講している。教員が年間で受講する研修に見通しをもって参加できるよう、研修案内を年度当初に各校園に配付している。受講状況は、東京都教育委員会が主催する研修はインターネット上で各自が確認し、練馬区で主催する研修は所属する学校において、校長・副校長による管理の下、確認している。研修受講の効果については、毎回の研修終了時にアンケートを実施し、各自が学んだことを再確認するとともに、次年度の研修内容の改善に生かしている。</p> <p>教育指導課訪問や校内研修会において、管理職から各教員の取組を聞き取ったり、各教員の授業観察を行い、授業において工夫が見られた点などを評価し伝えることでやる気を促している。</p> <p>新たな教育課題への対応力を身に付けられるよう区の教員研修の質や内容の向上を図るとともに、国や都が実施する研修の受講を奨励する。</p> <p>引き続き、教員が一人ひとりの子どもと向き合う時間が十分に確保できるよう、サポート人材の配置だけでなく、様々な面から働き方改革に取り組んでいく。一方、研修の充実を図り、教員の質の向上に努めていく。</p> <p>部活動指導員および部活動外部指導員の外部人材を配置し、教員の負担軽減を図っている。特に、部活動指導員は、単独での指導が可能であり、引率も行うことが可能であるため、今後より一層の拡充を目指していく。</p>
---------------------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

点検・評価欄	評価	特記事項

重点 施策	1- 学校の教育環境の整備
	<p>学校の建物や設備の改修・改築を計画的に進め、子どもたちの学ぶ環境を整えます。</p> <p>区立学校の適正配置に努め、学校規模によって教育内容に差が生じないようにします。</p> <p>教育活動に支障がない範囲で学校施設を有効に活用します。</p> <p>一人ひとりに応じたきめ細かな教育を実現するため、学級編制等のあり方について、国等の動向を注視しながら検討を進めます。</p>

主な 取組	項目1 学校施設の整備（改修・改築）								
	<table border="1"> <tr> <td>目標</td> <td>改築・改修により児童・生徒の安全で快適な教育環境を確保する。</td> </tr> <tr> <td>事業 成果</td> <td> <p>築50年以上の学校施設が半数以上を占めており、計画的な改築・改修が必要である。</p> <p>令和5年度は、関町北小学校および上石神井北小学校の改築工事を進めるとともに、旭丘小・中学校（小中一貫教育校）は改築工事、練馬東小学校および豊溪小学校は基本設計、向山小学校および田柄中学校は実施設計に着手した。</p> <p>校舎を築80年まで使用するため、築60年を目途に長寿命化改修を行う。改修にあたっては建物の状況を調査し、工事内容を精査することでコスト削減に取り組む。令和5年度は石神井南中学校の設計に着手した。</p> <p>【令和3年度】 工事5校（石神井小学校、下石神井小学校、関町北小学校、大泉西中学校、上石神井北小学校） 設計2校（上石神井北小学校、旭丘小・中学校）</p> <p>【令和4年度】 工事2校（関町北小学校、上石神井北小学校） 設計3校（旭丘小・中学校、向山小学校、田柄中学校）</p> <p>【令和5年度】 工事3校（関町北小学校、上石神井北小学校、旭丘小・中学校） 設計5校（向山小学校、田柄中学校、練馬東小学校、豊溪小学校、石神井南中学校） 長寿命化改修</p> </td> </tr> <tr> <td>今後の 取組</td> <td>区の財政状況を踏まえながら「練馬区学校施設管理実施計画」に基づき、引き続き改築を進めるとともに、校舎の長寿命化改修に取り組む。</td> </tr> <tr> <td>所管課</td> <td>学校施設課</td> </tr> </table>	目標	改築・改修により児童・生徒の安全で快適な教育環境を確保する。	事業 成果	<p>築50年以上の学校施設が半数以上を占めており、計画的な改築・改修が必要である。</p> <p>令和5年度は、関町北小学校および上石神井北小学校の改築工事を進めるとともに、旭丘小・中学校（小中一貫教育校）は改築工事、練馬東小学校および豊溪小学校は基本設計、向山小学校および田柄中学校は実施設計に着手した。</p> <p>校舎を築80年まで使用するため、築60年を目途に長寿命化改修を行う。改修にあたっては建物の状況を調査し、工事内容を精査することでコスト削減に取り組む。令和5年度は石神井南中学校の設計に着手した。</p> <p>【令和3年度】 工事5校（石神井小学校、下石神井小学校、関町北小学校、大泉西中学校、上石神井北小学校） 設計2校（上石神井北小学校、旭丘小・中学校）</p> <p>【令和4年度】 工事2校（関町北小学校、上石神井北小学校） 設計3校（旭丘小・中学校、向山小学校、田柄中学校）</p> <p>【令和5年度】 工事3校（関町北小学校、上石神井北小学校、旭丘小・中学校） 設計5校（向山小学校、田柄中学校、練馬東小学校、豊溪小学校、石神井南中学校） 長寿命化改修</p>	今後の 取組	区の財政状況を踏まえながら「練馬区学校施設管理実施計画」に基づき、引き続き改築を進めるとともに、校舎の長寿命化改修に取り組む。	所管課	学校施設課
	目標	改築・改修により児童・生徒の安全で快適な教育環境を確保する。							
	事業 成果	<p>築50年以上の学校施設が半数以上を占めており、計画的な改築・改修が必要である。</p> <p>令和5年度は、関町北小学校および上石神井北小学校の改築工事を進めるとともに、旭丘小・中学校（小中一貫教育校）は改築工事、練馬東小学校および豊溪小学校は基本設計、向山小学校および田柄中学校は実施設計に着手した。</p> <p>校舎を築80年まで使用するため、築60年を目途に長寿命化改修を行う。改修にあたっては建物の状況を調査し、工事内容を精査することでコスト削減に取り組む。令和5年度は石神井南中学校の設計に着手した。</p> <p>【令和3年度】 工事5校（石神井小学校、下石神井小学校、関町北小学校、大泉西中学校、上石神井北小学校） 設計2校（上石神井北小学校、旭丘小・中学校）</p> <p>【令和4年度】 工事2校（関町北小学校、上石神井北小学校） 設計3校（旭丘小・中学校、向山小学校、田柄中学校）</p> <p>【令和5年度】 工事3校（関町北小学校、上石神井北小学校、旭丘小・中学校） 設計5校（向山小学校、田柄中学校、練馬東小学校、豊溪小学校、石神井南中学校） 長寿命化改修</p>							
	今後の 取組	区の財政状況を踏まえながら「練馬区学校施設管理実施計画」に基づき、引き続き改築を進めるとともに、校舎の長寿命化改修に取り組む。							
	所管課	学校施設課							
	項目2 区立学校の適正規模・適正配置								
<table border="1"> <tr> <td>目標</td> <td> <p>今後の児童・生徒数の動向や施設の改築時期、35人学級編制の実施、小中一貫教育の取組等を踏まえ、区立学校の適正規模・適正配置のあり方等について検討を進める。</p> <p>また、旭丘・小竹地域における施設一体型小中一貫教育校の開校に向けて、旭丘小学校・旭丘中学校を先行して準備を進める。</p> </td> </tr> </table>	目標	<p>今後の児童・生徒数の動向や施設の改築時期、35人学級編制の実施、小中一貫教育の取組等を踏まえ、区立学校の適正規模・適正配置のあり方等について検討を進める。</p> <p>また、旭丘・小竹地域における施設一体型小中一貫教育校の開校に向けて、旭丘小学校・旭丘中学校を先行して準備を進める。</p>							
目標	<p>今後の児童・生徒数の動向や施設の改築時期、35人学級編制の実施、小中一貫教育の取組等を踏まえ、区立学校の適正規模・適正配置のあり方等について検討を進める。</p> <p>また、旭丘・小竹地域における施設一体型小中一貫教育校の開校に向けて、旭丘小学校・旭丘中学校を先行して準備を進める。</p>								

	事業 成果	<p>(1) 適正規模・適正配置の取組 今後の児童・生徒数の動向や施設の改築時期、35人学級編制の実施、小中一貫教育の取組等を踏まえ、区立学校の適正規模・適正配置のあり方について検討を行い、新たな基本方針を策定した。 【令和4年度】 適正規模・適正配置検討委員会 2回 【令和5年度】 適正規模・適正配置検討委員会 3回 第二次適正配置基本方針の策定</p> <p>(2) 小中一貫教育校の開校に向けた取組 令和元年度から保護者や地域の代表および学校長等で構成する小中一貫教育校推進委員会を開催するなど、小中一貫教育校の開校に向けた検討を進めた。 【令和3年度】 小中一貫教育校推進委員会 2回 保護者および地域説明会の開催 1回 【令和4年度】 小中一貫教育校推進委員会 4回 保護者および地域説明会の開催 1回 【令和5年度】 小中一貫教育校推進委員会 5回 校章・校歌、標準服等検討部会 5回 保護者および地域説明会の開催 1回</p>
	今後の 取組	<p>今後の児童・生徒数の動向や施設の改築時期、35人学級編制の実施、小中一貫教育の取組等を踏まえた、区立学校の適正規模・適正配置のあり方に関する新たな基本方針に基づき、引き続き教育環境を整備する。 また、旭丘・小竹地域における施設一体型小中一貫教育校「(仮称)みらい青空学園」の開校に向けて、引き続き小中一貫教育校推進委員会を開催するなど、保護者や地域の意見を聞きながら準備を進める。</p>
	所管課	教育施策課
主な 取組	項目3 学級編制等のあり方の検討	
	目標	令和3年の法改正により、小学校35人学級の対象年齢が令和7年度に小学6年生まで段階的に拡大していく。国および都の規程に基づいた学級編制を確実に実施する。
	事業 成果	令和6年度は小学5年生が35人学級となった。児童・生徒数の推計を関係各課に提供し、普通教室の確保に努めた。
	今後の 取組	引き続き法改正を踏まえて、今後の児童・生徒数について推計を行う。その結果を関係各課に適時提供することにより、普通教室を計画的に確保していく。また、推計の精度を高めるため、推計方法を随時見直す。
所管課	学務課	

<p>昨年度の点検・評価における主な意見（教育委員・有識者）</p>	<p>学校設備の整備および適正規模・適正配置が着実に進んでいることは評価できる。 近年は異常な暑さであることから、早急に体育館の空調設備を設置してほしい。 子どもたちの感性を育むために、建物や設備だけでなく、自然の良さを感じる校内環境の整備にも注力してほしい。 学校施設の有効活用も推進してほしい。 門の施錠をしている学校としていない学校が見受けられる。これは区内だけではなく、区外の学校も同様で、防犯意識が次第に低下してきているのかと気になる。学校によっては門の施錠と玄関扉の施錠の二箇所を通過して校内に入れる学校もある。防犯意識とともに学校の安全にも継続して努めてほしい。 旭丘・小竹地域の小中一貫教育校が共生型の練馬区を代表する施設となることを期待する。</p>
<p>昨年度の主な意見に対して現在取り組んでいること、今後の方向性</p>	<p>区の財政状況を踏まえながら「練馬区学校施設管理実施計画」に基づき、引き続き校舎等の改築を進めていく。 体育館の空調設備については、令和7年度中に全区立小中学校に設置する。 屋上緑化や壁面緑化など多様な学校緑化を進め、地域のみどりの拠点としての役割を果たす。 学校施設の有効活用については、改築の際などに検討している。新たな小中一貫教育校校舎等改築にあたっては、児童館・まちかどケアカフェ・地域包括支援センターを設置する。 学校への不審者の侵入を未然に防ぐため、令和7年度中に全区立小中学校の主たる門扉に電気錠を設置する（改築予定校を除く）。 新たな小中一貫教育校の改築にあたっては、児童館・まちかどケアカフェ・地域包括支援センターを設置する。</p>

点検・評価欄	評価	特記事項

2 家庭や地域と連携した教育の推進

重点 施策	2 - 家庭教育への支援	
	概要	学校や教育委員会がオンラインの活用を通じて様々な情報を家庭に提供するなど、多様な家庭教育支援を行います。 家庭と、学校・教育委員会が協力しながら、問題を解決できる体制を強化します。

項目1 家庭教育への支援	
目標	児童・生徒および保護者等を対象に、家庭教育や子どもの健全育成、安全等に関する学習や話し合いの場や機会を充実する。

<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">事業成果</p> <p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">主な取組</p>	<p>1 家庭への情報提供 多種多様な学びの場や相談窓口等を紹介するため、家庭教育支援リーフレット「ネリまなび」を発行するとともに、区ホームページ検索サイト「ネリまなび～親子で見てみよう」を作成し、情報発信を行った。 また、情報リテラシーチェックシートをオンラインで配信し、情報モラルや機器を使用する際の健康面への配慮について、保護者と子どもが共に学ぶ機会を提供した。</p> <p>【令和4年度】 「ネリまなび」発行 12,000部 情報リテラシーチェックシート利用者数（延べ） 小学生向け 1,265名 中学生向け 404名</p> <p>【令和5年度】 「ネリまなび」発行 7,200部 区ホームページ検索サイト「ネリまなび～親子で見てみよう」 ページビュー数 2,600回 情報リテラシーチェックシート利用者数（延べ） 小学生向け 1,092名 中学生向け 228名</p> <p>2 講演会の実施 子育てに関する保護者対象の講演会を開催した。</p> <p>【令和5年度 テーマ・開催日・参加人数】</p> <p>(1) 子育て講習会 『子どもを伸ばすほめ方、しかり方』 令和5年5月6日、6月3日、7月1日、8月5日 延56名</p> <p>(2) 学校や勉強が苦手な子どもたちの進路選択 ～不登校経験者のさまざまな進路～ 令和5年6月24日 35名</p> <p>(3) 子育て講習会 『子どもを伸ばすほめ方、しかり方』 令和5年10月7日、11月4日、12月2日 延19名</p> <p>(4) 学びにくさ・不登校 発達の特性、どうサポートする？ 令和5年9月9日 18名</p> <p>(5) 学校や勉強が苦手な子どもたちの進路選択 ～不登校経験者のさまざまな進路について～ 令和5年10月28日 40名</p> <p>(6) 子育て講習会 『思春期はこわくない～思春期の子どもへの関わり方』 令和6年1月6日、2月3日、3月2日 延25名</p> <p>(7) 不登校やひきこもりがちの子どもたちに家族ができること （会場・オンライン同時開催） 令和6年2月17日 64名</p> <p>(8) 学校や勉強が苦手な子どもたちの進路選択 ～不登校経験者のさまざまな進路について～ 令和6年3月9日 38名</p> <p>令和5年度 合計8講座 15回 延295名 （令和4年度 合計8講座 16回 延240名）</p>
<p>今後の取組</p>	<p>LINEやタブレット等を用いて家庭教育支援に関する情報発信を行う。 今後もさまざまなテーマで保護者向け講演会を充実させていく。また、会場とオンライン同時開催での講演会を増やし、保護者が参加しやすい環境を整える。</p>
<p>所管課</p>	<p>教育施策課、学校教育支援センター</p>

項目2 関係機関との連携強化	
目標	子どもに対する総合的かつ切れ目のない成長支援の施策を、効果的・効率的に展開するため、教育、福祉、保育、保健等を所管する関係機関の連携を強化する。
事業成果	スクールソーシャルワーク事業では、スクールソーシャルワーカーが全小中学校の定期訪問を行い、不登校児童生徒の早期支援や長期化防止対応などを学校と連携して行っている。また、校内委員会、子ども家庭支援センターの地域ネットワーク会議、主任児童委員連絡会などにも定期的に出席し、連携を深めている。状況に応じ、教育相談室や適応指導教室、総合福祉事務所、保健相談所などとも連携し、適切な支援を行っている。
今後の取組	スクールソーシャルワーク事業では、学校訪問において、教員だけでなく、校内支援者（スクールカウンセラーや心のふれあい相談員等）との情報共有・連携をより強化するとともに、子ども家庭支援センター等関係機関と、事業にかかる相互理解と円滑な連携につなげられよう取組を進めていく。
所管課	学校教育支援センター

昨年度の点検・評価における主な意見（教育委員・有識者）	<p>不登校・子育て支援に関する講演会が数多く開催されていることは評価できる。一方、LINEやタブレットなどを使った開催周知の強化にも注力してほしい。</p> <p>子育て世代が孤立しないようオンライン講習を受ける取組は、小さい子どもを連れて行く負担も軽減されるため、継続してほしい。</p> <p>安心して子どもを育てることができるよう学習や話し合いの場の機会を充実させてほしい。</p> <p>スクールソーシャルワーカーは他機関と連携をするための重要な役割を果たしている。子どもだけでなく教員の悩みも相談できるよう更なる増員に努めてほしい。</p> <p>今後、児童館と学校の連携も含め、横のつながりを今まで以上に望む。その情報が共有されるともっと効果的な支援に結び付くと思う。</p>
昨年度の主な意見に対して現在取り組んでいること、今後の方向性	<p>保護者講演会開催について、これまでの区報・ホームページでの周知に加え、LINEでの周知を行った。また、保護者講演会の応募方法を従来の電話・メールに加え、LoGoフォームでの応募も可能にし、利便性を高めた。</p> <p>会場とオンライン同時開催での講演会を開始した。引き続きオンライン同時開催を充実し、利便性を高めていく。</p> <p>トライ・フリーマインドの保護者を対象に個人相談や懇談会を実施した。</p> <p>スクールソーシャルワーカーについては、この2年間で5名増員し、学校訪問の頻度を高めつつ、教員からの相談等にも対応できるよう努めているところである。また支援活動の場として、児童館を活用するケースも増えていることから、児童館職員との連携にも努めていく。</p>

点検・評価欄	評価	特記事項

重点 施策	2 - 学校運営や教育活動における家庭や地域との協働	
	概要	<p>子どもたちの安全を守るため、学校・保護者・地域の連携をさらに強化します。</p> <p>家庭・地域の学校教育への参画を促進し、地域社会との協働による学校運営を目指します。</p> <p>子どもたちが身近な地域社会で様々な体験学習ができる環境を整えます。</p>

項目1 学校安全対策の推進		
目標	<p>区内3警察署と連携しながら警察官OBの学校防犯指導員による防犯指導や民間警備員派遣等の学校安全対策に取り組む他、講習会等啓発事業の開催を通じて保護者、教職員、子ども等の防犯意識の向上に努める。</p>	
事業 成果	<p>子どもに関する不審者情報を把握した際、学校防犯指導員が不審者の態様、行為、危険性を判断し、各小中学校への防犯指導や臨場警戒、民間警備員の派遣等を実施した。また、重大な事態に至りそうなケースについては所管警察に繋げた。</p> <p>さらに、不審者が校内に侵入した場合を想定して、実際に刺股等の防犯用具を使用した訓練を実施するなど、安全対策の充実に努めた。</p> <p>民間警備員の派遣</p> <p>【令和3年度】派遣日数 275日 派遣校数 48校</p> <p>【令和4年度】派遣日数 307日 派遣校数 52校</p> <p>【令和5年度】派遣日数 373日 派遣校数 58校</p> <p>子どもの見守り・安全講習会の実施</p> <p>【令和3年度】参加者 103名（6回） 【令和4年度】参加者 4,457名（27回） 【令和5年度】参加者 6,361名（41回）</p> <p>通学区域防犯カメラの設置</p> <p>【平成26年度】65台 【平成27年度】128台 累計 193台 【平成28年度】132台 累計 325台 【令和元年度】66台 累計 391台</p> <p>通学路等安全点検の実施 （全小学校65校を3年間で一巡。学校が希望すれば2年連続実施も可）</p> <p>【令和3年度】実施校24校（21校+希望校3校） 【令和4年度】実施校23校（22校+希望校1校） 【令和5年度】実施校22校</p>	

主な取組	今後の取組	<p>通学区域防犯カメラを安定的に運用するとともに、引き続き学校防犯指導員による防犯指導や民間警備員の配置を行う。学校・保護者・地域・警察と合同で通学路等安全点検を実施し、通学区域内の危険箇所を把握のうえ、対策を立案・実施する。安全講習会については、不審者が校内に侵入した場合に、教職員が組織としての確に行動し、児童生徒を迅速かつ安全に避難誘導できるよう、警察と連携して非常通報装置（学校110番）を使用した実際の110番通報訓練等を実施していく。また、不審者に対する防犯意識向上のため、PTA等と連携して保護者向けの訓練講習会を実施していく。</p>
	所管課	教育総務課
	項目2 地域を活用した教育活動の推進	
	目標	各学校において、多様な教育活動を展開するため、様々な知識・経験・技能を有する地域の人材の活用を進める。
	事業成果	<p>地域人材の活用を進めるため、平成28年度から「学校・地域連携事業」を開始し、平成30年度以降全校・園で実施している。各校に地域の人材と学校のニーズを調整するコーディネーターを配置し、地域と学校の連携体制の強化を進めた。</p> <p>また、多くの学校で「地域未来塾」を実施し、学習習慣が十分身に付いていない児童・生徒等を対象に、放課後等を活用した学習支援を行った。地域未来塾の実施に当たり、大学生や教員OB等の地域人材を活用した。</p> <p>さらに、教育活動への協力を希望する人材を登録して、学校に紹介する「学校サポーター登録制度」を運用した。</p> <p>【令和3年度】 学校・地域連携推進校 101校・園（うち地域未来塾実施校 79校） 学校サポーター登録数 366名・15団体（令和3年度末時点）</p> <p>【令和4年度】 学校・地域連携推進校 101校・園（うち地域未来塾実施校 81校） 学校サポーター登録数 528名・15団体（令和4年度末時点）</p> <p>【令和5年度】 学校・地域連携推進校 101校・園（うち地域未来塾実施校 83校） 学校サポーター登録数 381名・14団体（令和5年度末時点）</p> <p>地域未来塾の実施校について、大泉桜学園は2校としてカウントした。</p>
今後の取組	<p>引き続き、全小中学校・幼稚園を学校・地域連携推進校に指定し、地域人材の活用を進め、地域未来塾をはじめとする地域連携事業の充実に取り組む。</p> <p>また、学校サポーター登録制度の周知や登録者情報へアクセスしやすい環境整備に取り組むことで、学校での更なる地域人材活用につながるよう、支援していく。</p>	
所管課	教育指導課	

<p>昨年度の点検・評価における主な意見（教育委員・有識者）</p>	<p>警察官OBによる安全講習会は学校単位でこそできる大切な取組だと考える。不審者対策の訓練で「ひまわり110番」などの地域と連携して行える体制を作ってほしい。</p> <p>通学路等安全点検は全小学校を3年で一巡しているが、登下校の様子なども確認するなど更に定期的、継続的に実施してほしい。</p> <p>安全講習会の開催、防犯カメラの設置、通学路安全点検の実施、さらに地域未来塾の実施が着実に進んでいることは評価できる。地域未来塾に関しては、できる限り開催日を増やしてほしい。</p> <p>東京都の地域未来塾に関するホームページを見ると、練馬区の学習支援員の人数が他区市に比べて突出して多く、積極的に取り組んでいると評価する。また、この学習機会に参加できる子どもだけではなく、参加できない子どもがいることも踏まえ、多種多様な学習等の機会を提供してほしい。</p>
<p>昨年度の主な意見に対して現在取り組んでいること、今後の方向性</p>	<p>安全講習会については、教職員に対して、実際の110番通報訓練を加える等、内容を充実させて実施していく。さらに、PTA等と連携して保護者向けの訓練講習も実施していく。</p> <p>通学路等安全点検については、今後も防犯・交通安全の両面で計画的に実施し、学校、保護者、地域、警察署と連携して、子どもたちの安全を確保していく。危険箇所については、登下校の様子など定期的に確認をしており、安全の確保に取り組んでいる。</p> <p>地域未来塾については、令和4年度の81校から令和5年度の83校と実施校を着実に増やしている。今後も機会を捉えて地域未来塾の周知を図り、実施校の増加に向け取り組む。</p>

点検・評価欄	評価	特記事項

3 支援が必要な子どもたちへの取組の充実

重点 施策	3- いじめ・不登校などへの対応	
	概要	<p>いじめ・不登校などに対して、未然防止・早期対応につながる効果的な取組を学校、教育委員会、関係機関が一体となって進めます。 早い段階から専門的知識をもつ人材を活用して、いじめ問題の解決にあたります。 不登校児童・生徒の学習機会を保障するため、適応指導教室を充実するとともにICT機器の活用を図ります。 不登校児童・生徒の実態を詳細に調査し、より効果的な不登校対策に取り組めます。</p>

項目1 いじめ・不登校等に対する効果的な取組の推進		
目標	<p>いじめ・不登校等に対して各校での組織的な体制の充実を図っていく。 スクールカウンセラーや心のふれあい相談員等の校内相談体制と、教育相談室、スクールソーシャルワーク事業などの校外相談体制を一層充実させるとともに、学校、教育相談室、適応指導教室、子ども家庭支援センター、こども発達支援センター、総合福祉事務所、保健相談所など関係機関の連携を一層深めていく。</p>	
事業 成果	<p>(1) 教育相談の実施 教育相談室 4 室に心理教育相談員を配置し、子どもと保護者の相談を受けている。 教育相談来室件数 【令和 3 年度】2,808件 【令和 4 年度】2,653件 【令和 5 年度】2,623件</p> <p>(2) 関係機関の連携 スクールカウンセラー、心のふれあい相談員を全小中学校に配置し、きめ細かい心のケアを行い、悩みを抱える児童・生徒の学校生活を支えている。また、小・中学校からの依頼に基づき、スクールソーシャルワーカーが関係機関と連携して支援を行っている。 スクールソーシャルワーカーの訪問支援件数 【令和 3 年度】小学生 4,193件 中学生 4,391件 【令和 4 年度】小学生 4,338件 中学生 4,710件 【令和 5 年度】小学生 5,253件 中学生 5,001件</p> <p>(3) 研修会等の実施 若手教員研修会において、いじめ防止をテーマにした内容を実施し、いじめの未然防止に向けた教員の役割について理解を深めた。 全校のいじめ対策推進教員を対象にしたいじめ防止に関する研修会を実施し、各校における組織的にいじめに取り組む体制の充実を図った。 各校でのいじめに関する校内研修の充実を図るために「いじめ防止研修資料」を作成し、学校に周知した。 不登校対応に関しては、不登校児童・生徒への支援方針を明確にし、対応のポイントを明示した不登校パンフレットを作成し、学校に周知した。</p>	

主な取組	今後の取組	<p>引き続き、校内相談体制と校外相談体制を強化し、関連機関の連携を深め、早期対応・早期解決を進めていく。</p> <p>スクールソーシャルワーカーによる学校訪問においては、より早い段階での対応が可能となるよう、スクールカウンセラーや心のふれあい相談員等校内支援者との情報共有や連携を強化する。</p> <p>今年4月に各校に周知した「いじめ対応フローチャート」や今年度改訂予定の「いじめ防止研修資料」を確実に校内研修で取り扱うよう徹底し、いじめの確実な認知など、各校における組織的ないじめ問題への対応を充実させていく。</p> <p>不登校対応研修において、各校の不登校対応の好事例を収集し、協議会等を通して、区内学校への還元を図る。また、中学校の不登校加配教員設置校を中心に、別室対応を推進している学校の取組を取りまとめて区内学校に伝達し、校内別室対応の強化を図る。</p>
	所管課	教育指導課、学校教育支援センター
	項目2 専門的人材を活用したいじめ問題の解決	
	目標	生徒・児童および園児の健やかな成長および発達と、これらに寄与する学校運営の安定に資するため、スクールロイヤーによる相談・支援システムを運用することによって、学校におけるトラブルを防止するとともに法的な知見に基づいて適切かつ迅速に問題の解決を図る。
	事業成果	<p>令和3年6月からスクールロイヤー制度を導入した。 委託先：第二東京弁護士会</p> <p>【令和3年度】</p> <p>(1) 相談件数 38案件（延べ62件）</p> <p>(2) 学校(園)管理職を対象とした研修の実施（2回）</p> <p>(3) 学校(園)向け事例紹介「スクールロイヤーだより」の発行（1回）</p> <p>【令和4年度】</p> <p>(1) 相談件数 46案件（延べ113件）</p> <p>(2) 学校(園)管理職を対象とした研修の実施（1回）</p> <p>(3) 学校(園)向け事例紹介「スクールロイヤーだより」の発行（3回）</p> <p>【令和5年度】</p> <p>(1) 相談件数 119案件（延べ146件）</p> <p>(2) 学校(園)管理職を対象とした研修の実施（1回）</p> <p>(3) 学校(園)向け事例紹介「スクールロイヤーだより」の発行（3回）</p>
	今後の取組	令和5年度に引き続き、学校(園)への研修や事例紹介等により、一層の制度活用や情報共有を促進し、教員の意識啓発と対応力向上を図る。
	所管課	教育指導課
	項目3 不登校児童・生徒への学習機会の充実	
	目標	不登校の子ども一人ひとりの状況に応じた対応の更なる充実を図る。

1 適応指導教室

(1) 適応指導教室（フリーマインド・トライ）

不登校児童・生徒の社会的自立を支援するため、適応指導教室（小学生対象：フリーマインド・中学生対象：トライ）を運営している。在籍する児童・生徒への、学習面の支援および将来的な自立に向けた支援を継続して行っている。

登録者数

【令和3年度】フリーマインド153人（うち上石神井31人）

トライ278人（うち上石神井48人）

【令和4年度】フリーマインド163人（うち上石神井41人）

トライ290人（うち上石神井71人）

【令和5年度】フリーマインド184人（うち上石神井46人）

トライ348人（うち上石神井78人）

令和3年3月、上石神井において、適応指導教室を委託により開始した。令和6年4月から、支援を充実させるため、上石神井から石神井台区有施設内に移転した。

(2) 特別な支援を要する不登校児童・生徒に対する個別支援

平成30年度から、光が丘第一分室で集団での学習支援が困難な不登校児童・生徒の個別学習支援等を委託実施している。令和元年度から対象を18歳まで拡大した。

登録者数

【令和3年度】23人（小学生12人 中学生11人）

18人（15歳～18歳）

【令和4年度】15人（小学生10人 中学生5人）

14人（15歳～18歳）

【令和5年度】23人（小学生14人 中学生9人）

23人（15歳～18歳）

2 居場所支援事業

平成28年度から、不登校の児童・生徒に対して、生活習慣、学習習慣の形成や社会性を育成し、自立した生活を送れるようにするため、居場所支援事業を実施している。

登録者数

【令和3年度】14人（小学生8人 中学生6人）

【令和4年度】17人（小学生10人 中学生7人）

【令和5年度】19人（小学生8人 中学生11人）

3 ICTを活用した学習・相談支援

(1) オンライン相談支援

令和3年度から、適応指導教室に登録している児童・生徒に対して、心理教育相談員によるオンライン会議システムを活用した相談支援を実施している。

【令和3年度】1人（小学生0人 中学生1人）

【令和4年度】3人（小学生0人 中学生3人）

【令和5年度】3人（小学生0人 中学生3人）

(2) オンライン個別学習支援

令和4年度から、トライ登録生徒を対象に、令和5年度からはフリーマインド登録児童も対象に含めて、学習指導協力員によるオンライン会議システムを活用した個別学習支援を実施している。

利用者数

【令和4年度】3人（中学生3人）

【令和5年度】6人（小学生3人 中学生3人）

今後の取組	令和6年4月に、学校教育支援センター石神井台を区有施設内へ設置し、適応指導教室を上石神井から石神井台に移転した。不登校児童生徒への支援を充実させていく。 令和6年度から、学校教育支援センター石神井台のフリーマインド、トライの登録児童生徒を対象にメタバース空間を利用した支援を試行する。
所管課	学校教育支援センター
項目4 不登校実態調査の実施	
目標	令和3年度および4年度にかけて不登校の実態を把握する調査を実施し、これまでの取組の検証と今後取り組むべき施策を明らかにする。
事業成果	令和3年度から4年度にかけて「練馬区不登校に関する実態調査」を実施。その結果や社会情勢等を踏まえ、令和5年8月に不登校対策方針を改定した。
今後の取組	令和5年8月に改定した不登校対策方針に基づき児童・生徒に対する支援を実施する。
所管課	教育指導課、学校教育支援センター

<p>昨年度の点検・評価における主な意見（教育委員・有識者）</p>	<p>いじめや不登校は学校で起こることを前提として、その対応策を検討する必要があるのではないかと。子ども同士、教師と子ども、保護者と子どもなど、個人や集団内の人間関係に疲れている子どもが多くなってきており、いじめや不登校の背景になっているように思う。とりわけ不登校対策では、多様な学習の機会や居場所を設けてほしい。</p> <p>いじめ問題は、初期対応の仕方により解決を困難にしてしまうこともあるので、いじめのケースごとの対応マニュアルを作成し、迅速・適切に対応できるようにしてほしい。</p> <p>スクールカウンセラー等、子どもからの気軽な相談に応じる体制を更に充実してほしい。</p> <p>不登校児童・生徒の学習機会確保のための様々な施策を実施していることは高く評価できる。それらの施策に加え、不登校の子どもを持つ保護者が交流できる場の提供と経済的支援も検討してもらいたい。</p> <p>令和3年度の不登校生徒数は707名、その内、トライに来た生徒は278名であった。残り半数の生徒への対応も必要かと思うが、学校でもこのような生徒の指導に苦慮していると思う。ぜひ学校等と連携しトライなどに来られない生徒への対応も工夫してほしい。</p> <p>適応指導教室の登録者、特に小学生の多さが気になる。一人ひとりに寄り添った取組を進めてほしい。</p> <p>不登校に関する実態調査、調査報告書の作成を高く評価する。この貴重な資料が今後の支援に活かせることを期待する。</p>
<p>昨年度の主な意見に対して今後の方針</p>	<p>いじめや不登校は、未然防止、早期発見、初期対応を原則としつつ、いつでもどこでも起こり得るものとして、各学校が対応できるようにしている。いじめは、積極的に認知することで、いじめが軽微なうちに解消できるよう進めている。そのため、「いじめ対応フローチャート」をより分かりやすく改訂して全校に周知し、法に則ったいじめ対応を進めている。不登校については、「不登校対応方針」「不登校パンフレット」を周知し、不登校児童生徒への学習保障や別室対応、適応指導教室の活用等を通して、誰一人取り残さない居場所の確保に努めている。</p> <p>「いじめ対応フローチャート」を全校に周知し、法に則った対応を進めている。また、生活指導連絡会、いじめ対応研修会等を通して、いじめの初期対応について、情報共有を図ったり、いじめ防止研修資料で事例別の対応例を活用したりして、研修を深めている。</p> <p>スクールカウンセラーをはじめとして、校内のどの大人にでも気軽に相談できるよう、小学3年、5年および中学1年生への全員面接等を通して、校内の相談体制の整備を図っている。また、心のふれあい相談員の活動上限時間数を増やし、学校の状況・必要性に応じて、柔軟に相談体制の強化を図られるよう取り組んでいる。</p> <p>保護者会、懇談会等を通じて保護者同士が交流できる機会の提供に努めている。児童・生徒を支える保護者の不安に寄り添い、経済的支援を含む相談等については、適切な関係機関に繋げている。</p> <p>学校内の個別支援を行うために、「別室対応」の充実を図っている。また、スクールソーシャルワーカーやネリマフレンドの活用、フリースクール等の民間団体との連携を図るなど学校外の支援体制の強化を図っている。</p> <p>フリーマインド（小学生対象）では、新規入室希望の児童および保護者に対して、それぞれ初回面談を行い、児童・生徒一人ひとりの状況・意向を踏まえた支援方針を作成している。また、日々の活動において、児童の様子に変化が見られた場合は、必要に応じて保護者や学校等の関係機関に連絡・情報共有を行っている。今後も児童・生徒一人ひとりの状況に寄り添い、社会的自立に向けて支援を実施する。</p> <p>不登校実態調査の結果や社会状況の変化等を反映した「練馬区教育委員会不登校対策方針」とし、不登校児童・生徒一人ひとりの将来的な社会的自立に向けた取組を推進していく。</p>

点検・評価欄	評価	特記事項

重点 施策	3 - さまざまな家庭環境で育つ子どもたちへの支援	
	概要	家庭環境などにより、様々な問題を抱える子どもたちや家庭に対し、福祉や保健などの関係機関が相互に協力して、一人ひとりにあった生活支援や学習支援を行います。 外国人児童・生徒が教育を適切に受けられるよう、児童・生徒およびその家庭への支援を充実します。

項目1 一人ひとりに応じた生活支援・学習支援の実施		
目標	支援が必要な子どもの個に応じた学習支援・生活支援を行い、教育の機会均等を図る。	
事業成果	<p>(1) 学習支援 経済的な支援を必要とする家庭の中学3年生を対象に、基礎的学力および学習習慣の定着を図るための学習支援事業「中3勉強会」を、福祉部と連携して行っている。 【令和3年度】 実施会場7か所、利用者265人、修了者245人、うち進路決定者245人 【令和4年度】 実施会場7か所、利用者193人、修了者183人、うち進路決定者183人 【令和5年度】 実施会場7か所、利用者208人、修了者208人、うち進路決定者207人</p> <p>(2) 経済的支援 就学援助制度として、経済的に困窮している区立、国公立小中学生の児童・生徒の保護者に対して、学校でかかる費用の一部を支給している。 【令和3年度】 小学校 要保護者 334人(0.99%) 準要保護者 3,862人(11.50%) 中学校 要保護者 257人(1.90%) 準要保護者 2,311人(17.06%) 小学校入学予定者に対する入学準備費の入学前支給 324人 【令和4年度】 小学校 要保護者 287人(0.85%) 準要保護者 3,613人(10.73%) 中学校 要保護者 235人(1.75%) 準要保護者 2,099人(15.61%) 小学校入学予定者に対する入学準備費の入学前支給 241人 【令和5年度】 小学校 要保護者 286人(0.85%) 準要保護者 3,355人(10.01%) 中学校 要保護者 197人(1.46%) 準要保護者 1,952人(14.48%) 小学校入学予定者に対する入学準備費の入学前支給 259人 ()内は全児童・生徒数に対する割合</p>	

主な取組	今後の取組	<p>令和元年度から週2回の学習支援を行っている。引き続き利用者の要望に応じた対応を行う。より効果的な事業となるよう、利用者の意見を踏まえ充実を図る。</p> <p>就学援助制度については、令和5年度10月から就学援助のオンライン申請を導入している。また、保護者に対しては学校を通して每学期制度の周知を行っている。引き続き、支援が必要な人に対し、適切に対応を行っていく。</p>
	所管課	学務課、学校教育支援センター
	項目2 外国人児童・生徒とその家庭への支援	
	目標	外国人児童・生徒が教育を適切に受けられるよう、児童・生徒およびその家庭への支援を充実する。
	事業成果	<p>(1) 入学意思等の確認 新小学1年生と新中学1年生に対し、区立学校への入学意思を確認する通知を送付した。在学年の学齢で就学先不明の場合は就学先を確認する通知を送付した(延べ人数)。また、各通知は多言語化し送付した。</p> <p>【令和3年度】入学確認通知 新小学1年生138名 新中学1年生105名 就学先確認通知 118名</p> <p>【令和4年度】入学確認通知 新小学1年生161名 新中学1年生117名 就学先確認通知 148名</p> <p>【令和5年度】入学確認通知 新小学1年生145名 新中学1年生137名 就学先確認通知 194名</p> <p>(2) 日本語指導の実施 日本語の習得が不十分で学習に支障がある外国人児童・生徒を対象に、日本語への不安を取り除き、学校生活への適応を図るために、小・中学校に日本語等指導講師を派遣し、日本語指導を行った。</p> <p>【日本語指導を受けた児童・生徒】</p> <p>令和3年度 小学校38校 75名 中学校15校 21名 計53校 96名 令和4年度 小学校41校 83名 中学校20校 31名 計61校 114名 令和5年度 小学校49校 124名 中学校22校 41名 計71校 165名</p> <p>関連事業 こども日本語教室(地域文化部地域振興課事業推進係)</p>
今後の取組	<p>令和4年度から就学先不明の外国籍児童・生徒に対して、2か月に1回就学先確認の通知を発送するよう取組を強化した。令和5年度からは仮放免の外国籍児童・生徒も対象とするとともに、令和6年度からは学校からの要請や居住先不明で返送があった場合に個別訪問も開始した。引き続き、区立学校への入学意思の確認、就学先の把握に努める。</p> <p>日本語等指導講師と児童・生徒とのマッチングの精度向上を図る。</p> <p>中学生については、基本の40回×2時間=80時間に加え、20回×2時間=40時間の延長分を認めている。今後、児童・生徒の実態を踏まえた支援の充実策について検討する。</p>	
所管課	学務課、教育指導課	

<p>昨年度の点検・評価における主な意見（教育委員・有識者）</p>	<p>学習支援・生活支援は、大変重要で評価できる。支援を必要とする子どもたちや家庭に支援が確実に届くように、周知の強化にも努めてほしい。</p> <p>外国人児童生徒を対象とした日本語指導は大事な支援なので、成果を検証し、効果を上げてほしい。</p> <p>「中3勉強会」の学習支援、就学援助制度、外国人児童、生徒への支援が福祉や保健等の関係機関と連携していることを評価する。今後も子どもたちの学びが平等に支援できるよう努めてほしい。</p> <p>「中3勉強会」は、全員の進路決定など大きな成果を上げており、参加している生徒からも高い評価を得ている。また、不登校生徒の居場所的な存在にもなっている。ぜひ、他学年にも学習支援を検討してほしい。</p> <p>日本語等の講師派遣など対応を評価する。その一方で、中学校3年生の子どもをもつ保護者の日常的な不安解消にまでは効果が及んでいないことが見受けられる。例えば、入学試験制度に対する質問や高校の学校説明会への対応など不十分な面もある。スクールソーシャルワーカーや主任児童委員など情報連携をさらに進めてほしい。</p> <p>ヤングケアラーなど、本人の自覚が薄い場合が多い。家庭の状況により、福祉部署との連携が必要であると考えます。</p>
<p>昨年度の主な意見に対する現在の取り組みと今後の方向性</p>	<p>就学援助のお知らせについて多言語化し、外国籍児童・生徒に周知するなどの取組を実施している。引き続き、支援を必要としている世帯に情報が行き届くよう工夫していく。</p> <p>日本語指導における主な課題は、取り出し授業形式であるため、授業との兼ね合いで定期的な指導時間数を確保するのが困難な場合（運動会等の行事が重なる時期、夏季休業期間等）があること、高学年になるほど、言語習得に要する時間数は増える傾向にあるが、特に中学生の現状の指導時間数では、当該学年の学習内容に対応できる言語力を身に付けることが困難な場合があることである。今後は、より実態を正確に把握し、必要な対策を検討していく。</p> <p>「中3勉強会」について、対象者が興味を持ち参加につながるよう、案内チラシのデザイン変更や、福祉部と連携した継続的な対象者への声掛けに取り組んでいる。引き続き、個々の利用者に適した丁寧な学習支援を行い、全員が目標とする進路に進めるようにするため、福祉部と連携した勉強会の周知に取り組む。</p> <p>また、他学年への支援として、各小中学校で全学年を対象に実施している地域未来塾や、小学4年生から中学2年生を対象としたひとり親家庭向け訪問型学習支援を実施している。引き続き、関係部署との情報共有に努め、一人ひとりに合った学習支援に取り組む。</p> <p>外国人児童・生徒への日本語指導を継続するとともに、今後指導時間数の拡大を検討していく。外国人児童生徒およびその保護者への進路指導については、東京都教育委員会が「日本語を母語としない生徒のための東京高校進学ガイド」を作成したり、「日本語を母語としない親子のための多言語高校進学ガイダンス」を開催したりしており、リーフレット等を通して中学校から周知している。各中学校のスクールソーシャルワーカーや主任児童委員等とも必要な情報を共有し、生徒および保護者に伝えるよう働きかけていく。</p> <p>ヤングケアラー自身が世話の影響に気づき、外部に支援を求める状況は少ない。そのため、ヤングケアラーを発見し、必要な支援につなげるためには、周囲の大人が早期に子どもの変化に気づくことが重要である。社会的認知度をあげるために、教職員向けの研修を実施した。ふれあい月間にて、子供向けにヤングケアラーについての理解・啓発を行うとともに、生活アンケートを通して把握に努める。把握した際は、子ども家庭支援センターへつなげている。また、ヤングケアラーチェックシートを活用し、福祉・教育・子育て等の関係機関と円滑に連携できるようにし、個々の状況に合わせた支援を進めていく。</p>

点検・評価欄	評価	特記事項

重点施策	3 - 障害のある子どもたちなどへの支援	
	概要	<p>子どもたちや教員が障害に対する理解をより深めるよう、取り組みを充実します。</p> <p>ICT機器を活用して、障害のある子どもたち一人ひとりに応じたきめ細かな学習支援や子どもたち同士の交流を進めます。</p> <p>医療的ケアをはじめ特別な支援が必要な子どもと家庭に対し、保育・教育・福祉・保健などの関係機関が一体となって、切れ目のない支援を行います。</p>

主な取組	項目1 障害理解への取組の充実	
	目標	<p>知的障害学級と通常の学級間で行われる学習だけでなく、都立特別支援学校と区立小中学校間の副籍交流の充実を図る。また、教員の専門性の向上と保護者に対する障害理解の啓発に努める。</p>
	事業成果	<p>特別支援学校の小中学部に在籍している児童・生徒が、居住する地域とのつながりの維持・継続を図るため、地域の区立小中学校に副次的な籍を置き、交流を行っている。</p> <p>令和5年度は授業や行事などに参加する直接的な交流を74人、お手紙の交換などを行う間接的な交流を46人が行った。令和4年度と比較すると直接的な交流を行った児童・生徒数が16人増加した。</p> <p>(1) 副籍交流の実施 令和2年度から令和4年度にかけて、新型コロナウイルス感染症の影響により、オンラインでの交流やお便り交換などの間接的な交流が主流となった。 令和4年度の後半からは直接交流も徐々に再開し、レクリエーションや行事、授業への参加が行われた。 令和5年度は直接交流を行った児童・生徒がさらに増加した。 一方、コロナ禍においても、知的障害学級と通常の学級間における学校行事や休み時間等での交流は継続して行った。</p> <p>(2) 研修会の実施 【令和3年度】 特別支援教育コーディネーター研修会を年間2回実施 特別支援教育研修会を年間1回実施 【令和4年度】 特別支援教育コーディネーター研修会を年間2回実施 特別支援教育研修会を年間1回実施 【令和5年度】 特別支援教育コーディネーター連絡会を年間2回実施 特別支援教育研修会を年間3回実施</p>
	今後の取組	<p>副籍交流について、実施した事例をまとめ、「副籍交流一覧」として公開することや、直接的な交流およびICT機器を活用した交流を各校に働きかけ、引き続き充実した副籍交流が行えるよう取り組む。また、特別支援教育に関する研修を充実させ、障害理解のための教育を推進していく。</p>
	所管課	学務課、教育指導課

項目2 ICTを活用した学習支援の推進	
目標	ICT機器を活用して、障害のある子どもたち一人ひとりに応じたきめ細かな学習支援や子どもたち同士の交流を推進する。
事業成果	<p>【令和3年度】 障害の特性に応じた学習支援を実施した。 AIドリルを活用した学習を実施した。</p> <p>【令和4年度】 障害の特性に応じた学習支援を実施した。 マルチメディアデジ教科書を全校で使用できるようにした。</p> <p>【令和5年度】 障害の特性に応じた学習支援を実施した。 AIドリルを活用した学習を実施した。 マルチメディアデジ教科書の全校使用を継続した。</p>
今後の取組	特別支援教育に効果的なデジタル教材の導入を引き続き検討する。
所管課	教育施策課、教育指導課
項目3 医療的ケア児支援体制の充実	
目標	「練馬区立小中学校・保育園・幼稚園などにおける障害児等支援方針」に基づき、児童・生徒等の状況に合わせた医療的ケア支援を実施する。
主な取組 事業成果	<p>平成29年度に「練馬区立小中学校・保育園・幼稚園などにおける障害児等支援方針」を策定し、支援を実施してきたが、令和5年度に新たに「練馬区 保育園・幼稚園・小中学校・学童クラブにおける医療的ケア支援方針」を策定し、モデル事業として行っていた血糖値測定等の処置を正式に処置項目に追加し、受入れの拡充や物品等を配備するなど支援充実を図った。</p> <p>また、医療的ケア児等支援連携会議の中に教育・子育て分野に特化した会議を設置し、教育現場における医療的ケア児への対応について、医師等の意見も踏まえ検討した。</p> <p>【医療的ケアが必要な児童の受入実績】 令和3年度 小中学校7校、学童クラブ5施設、幼稚園2園、保育園3園 計13名 令和4年度 小中学校8校、学童クラブ6施設、幼稚園2園、保育園4園 計16名 令和5年度 小中学校8校、学童クラブ4施設、保育園5園 計 15名</p>
今後の取組	令和5年度に策定した「練馬区 保育園・幼稚園・小中学校・学童クラブにおける医療的ケア支援方針」に基づき、実施していく。
所管課	学務課、子育て支援課、保育課

<p>昨年度の点検・評価における主な意見（教育委員・有識者）</p>	<p>障害のある子どもたちに対する全教員の理解を深める取組を強化してもらいたい。障害理解への取組の中にピアサポートを取り入れることを検討してほしい。</p> <p>副籍交流は障害について知ることや地域での友達、顔見知りを作る大切な機会だと考える。オンライン交流と併用しながら行事やイベントを利用して子どもたちだけでなく、教員や保護者に伝えていく場面も作ってほしい。また、迎え入れる教員の障害理解、専門性の向上をしてほしい。</p> <p>教育と医療との連携を進め、教員が医学的な視点、特別支援教育的な視点を持ち、一人ひとりの児童生徒に応じた関わりを持てるような研修が必要ではないかと考える。</p> <p>医療的ケア児の支援を着実に充実させていることは高く評価できる。さらに推進してもらいたい。一方で、医療的ケア児について、知らない人が多いと感じているため、広報や情報発信に力を入れてほしい。</p>
<p>昨年度の主な意見に対して現在取り組んでいること、今後の方向性</p>	<p>障害のある子どもたちに対する全教員の理解やその取組について、職層ごとに特別支援教育に関する研修を積極的に取り入れている。更なる理解促進として、ピアサポートなども含め研修方法等についても検討していく。</p> <p>副籍交流を実施した事例をまとめた「副籍交流一覧」を広く周知するとともに、就学相談での情報提供を引き続き行う。</p> <p>医学的な視点や特別支援的な視点を踏まえた研修を推進し、一人ひとりの教育的ニーズを把握し指導できるよう工夫していく。</p> <p>医療的ケア児等の受入れを推進するとともに、新たな医療行為の受入れについても協議し、蓄電池等の必要な物品を配備するなど、医療的ケア児が安全安心に過ごせる環境を整備していく。</p> <p>令和5年度に設置したこども発達支援センターの医療的ケア児に関する総合相談窓口と連携した相談機能の充実や、令和5年度に作成した「医療的ケアのあるお子さんのための支援のしおり」を活用し、情報発信に努めていく。</p>

点検・評価欄	評価	特記事項

○子育て分野

1 子どもと子育て家庭の支援の充実

重点施策	1 - 相談支援体制の充実
	<p>概要</p> <p>子育てのひろばに加え、外遊びの場「おひさまぴよぴよ」などに相談員を配置し、乳幼児親子の身近な相談場所を拡充します。 自宅に居ながら相談や保護者同士の交流が行えるよう、オンラインを活用した相談機能と情報発信の取組を充実します。</p>

主な取組	項目1 乳幼児親子の身近な相談場所の拡充												
	<p>目標</p> <p>乳幼児を抱える保護者が身近な場所で気軽に子育てに関する相談ができる環境を整備する。</p>												
	<p>事業成果</p> <p>公園で自然と触れ合いながら楽しめる外遊び型子育てのひろば「おひさまぴよぴよ」に育児の孤立化や虐待の防止を目的として令和元年度から相談員を配置している。</p> <table border="0"> <tr> <td></td> <td>おひさまぴよぴよ利用実績</td> <td>相談員配置か所</td> </tr> <tr> <td>【令和3年度】</td> <td>延べ23,592人</td> <td>7か所</td> </tr> <tr> <td>【令和4年度】</td> <td>延べ22,096人</td> <td>7か所</td> </tr> <tr> <td>【令和5年度】</td> <td>延べ21,061人</td> <td>8か所</td> </tr> </table> <p>学童クラブ室を活用した子育てのひろば（にこにこ）のうち児童館で実施している「にこにこ」に相談員を配置した。 【令和3年度】2か所配置（新規配置なし） 【令和4年度】4か所配置（新規2か所配置） 【令和5年度】5か所配置（新規1か所配置）</p>		おひさまぴよぴよ利用実績	相談員配置か所	【令和3年度】	延べ23,592人	7か所	【令和4年度】	延べ22,096人	7か所	【令和5年度】	延べ21,061人	8か所
		おひさまぴよぴよ利用実績	相談員配置か所										
	【令和3年度】	延べ23,592人	7か所										
	【令和4年度】	延べ22,096人	7か所										
	【令和5年度】	延べ21,061人	8か所										
	<p>今後の取組</p> <p>令和5年度におひさまぴよぴよを1か所新規開設し、相談員を配置した。引き続き、「子育てのひろば」など乳幼児を抱える保護者が身近な相談場所で子育てに関する相談のできる場所を拡充する。</p>												
	<p>所管課</p> <p>子育て支援課、子ども家庭支援センター、在宅育児支援担当課</p>												
	項目2 オンラインによる相談と情報発信の充実												
<p>目標</p> <p>自宅に居ながら相談や保護者同士の交流が行えるよう、オンラインを活用した相談機能や情報発信を充実させ、育児の孤立化を防ぐ。</p>													
<p>事業成果</p> <p>令和2年5月から、地域子ども家庭支援センターにおいてweb会議システムを活用したオンラインひろばを開始した。 【令和3年度】191回実施 親子延べ2,284人参加 【令和4年度】128回実施 親子延べ 884人参加 【令和5年度】83回実施 親子延べ 615人参加</p> <p>令和2年9月から、web会議システムを活用した練馬こどもカフェのオンライン開催を開始した。 【令和3年度】8回開催 親子延べ29組参加 【令和4年度】1回開催 親子延べ4組参加 【令和5年度】4回開催 親子延べ14組参加</p>													
<p>今後の取組</p> <p>引き続き、オンラインひろばおよび練馬こどもカフェのオンライン開催を実施していく。</p>													
<p>所管課</p> <p>こども施策企画課、在宅育児支援担当課</p>													

<p>昨年度の点検・評価における主な意見（教育委員・有識者）</p>	<p>外遊びの場「おひさまびよびよ」、子育てのひろば「にこにこ」は、子どもを遊ばせながら気軽に会話をして子育ての悩みなどが相談できる。着実に実施されていることは評価できる。一方で、相談員の配置場所をさらに増やしてほしい。 孤独な子育てをすることなく、育児の不安や悩みを気軽に相談できる場は貴重である。親同士の友達が欲しいという声もある。何気ないおしゃべりができる場でもあるようにしてほしい。 コロナ禍の対応として実施されたオンラインによる相談や保護者同士の交流の場の提供は、今後も推進してほしい。また、対面での相談が必要な方も考慮して、多様な相談体制を構築してほしい。</p>
<p>昨年度の主な意見に対して現在取り組んでいること、今後の方向性</p>	<p>おひさまびよびよを実施する区内全8か所のほか、児童館学童クラブ室を活用した子育てのひろば5か所にも相談員を配置した。引き続き、気軽に子育ての悩みが相談できる場所を拡充していく。 何気ないおしゃべりができるなど気軽な育児相談ができる場として、子育てのひろばの取組を充実していく。 外出することが難しい親子などが、自宅に居ながら気軽に参加できるよう、引き続き、オンラインひろばや練馬こどもカフェのオンライン開催を実施していく。 対面やオンラインなど多様な手法で子育て支援講習や交流会等を実施し、相談や保護者同士が交流できる場を提供していく。</p>

点検・評価欄	評価	特記事項

重点施策	1 - 新しい児童相談体制の充実	
	概要	<p>「練馬区虐待対応拠点」を活用して、区の地域に根差したきめ細かい支援と、都の広域的・専門的な支援を適切に組み合わせ、迅速かつ一貫した児童虐待への対応を実現します。</p> <p>地域のきめ細かな支援として、親子支援や継続的な関わりが必要な子どもへのサポートを進めるとともに、妊娠期からの切れ目のないサポートとして、保健相談所との一体的支援を強化します。</p>

主な取組	項目1 都との連携強化													
	目標	区子ども家庭支援センターによるきめ細やかな支援と、都児童相談センターによる広域的・専門的な支援との連携を強化することで、迅速かつ一貫した児童相談体制をさらに充実させる。												
	事業成果	<p>都児童相談センター（令和6年6月からは都練馬児童相談所）から送致された事案に対応している。</p> <p>都児童相談センターからの事案送致数の推移</p> <p>【令和3年度】341件 【令和4年度】451件 【令和5年度】577件</p> <p>令和2年7月、区子ども家庭支援センター内に都と共同で「練馬区虐待対応拠点」を設置した。これにより都区の日常的な情報共有が可能となり、虐待発生時の速やかな対応や支援につなげてきた。</p> <p>令和3年8月から、迅速に適切な支援につなげるため、都区共通のチェックリストを用いて虐待通告の初期対応の振り分けを行う取組を開始した。</p> <p>【令和3年度】43件（令和3年8月から令和4年3月まで） 【令和4年度】45件 【令和5年度】53件</p>												
	今後の取組	東京都は、令和6年6月に東京都練馬児童相談所を子ども家庭支援センターと同一施設内に設置した。都区合同のケース検討会議や虐待通告に基づく家庭訪問等を随時実施するなど、都区連携をさらに強化していく。												
	所管課	子ども家庭支援センター												
	項目2 子ども家庭支援センターによる支援体制の充実													
	目標	職員の増員や係の新設、事業の充実など、区子ども家庭支援センターによる支援体制を充実させることで、増加する相談にきめ細やかな対応をする。												
	事業成果	<p>令和5年度は専門職員を6名増員し、体制強化を図った。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>児童相談件数</th> <th>職員数（うち専門職員）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>【令和3年度】</td> <td>9,532件</td> <td>65人（50人）</td> </tr> <tr> <td>【令和4年度】</td> <td>10,798件</td> <td>68人（52人）</td> </tr> <tr> <td>【令和5年度】</td> <td>13,930件</td> <td>76人（58人）</td> </tr> </tbody> </table> <p>スーパーバイザーとして、医師や学識経験者に加えて、令和元年度から弁護士と児童相談所OB（児童福祉司・児童心理司）による助言・指導を実施している。</p> <p>あわせて、令和6年度から、子ども家庭支援センターの組織を、児童相談業務と育児支援サービスの2課体制に再編し、体制を強化した。</p>		児童相談件数	職員数（うち専門職員）	【令和3年度】	9,532件	65人（50人）	【令和4年度】	10,798件	68人（52人）	【令和5年度】	13,930件	76人（58人）
		児童相談件数	職員数（うち専門職員）											
	【令和3年度】	9,532件	65人（50人）											
【令和4年度】	10,798件	68人（52人）												
【令和5年度】	13,930件	76人（58人）												
今後の取組	増加する児童相談や虐待通告への丁寧な対応を図るため、福祉や保健師等の専門職員の充実を図る。親権等法的判断を含む相談への対応にあたっては、弁護士・医師等からの助言・指導が有効であるため、引き続きスーパーバイザーの活用を図っていく。													
所管課	子ども家庭支援センター													

<p>昨年度の点検・評価における主な意見（教育委員・有識者）</p>	<p>（仮称）東京都練馬児童相談所が、子ども家庭支援センターと同一施設内に設置されることに大きな期待を寄せている。相談者の観点に立てば、最初から児童相談所へ行くにはハードルが高いこともあり、まずは身近な区の方へ相談に行くと思う。その方向に進んでいることを評価する。</p> <p>「虐待防止研修」を福祉施設、学校を対象に実施してほしい。現場での発見、通告が早期発見につながると考える。今後も他機関との連携による早期発見に期待する。</p> <p>東京都と共同して子ども家庭支援センター内に「練馬区虐待対応拠点」を設置、スーパーバイザーの活用や専門職員の増員、虐待通告初期対応の振り分けやその担当決め、毎年新しい取組をしていることを高く評価する。</p> <p>新しい支援体制の強化が進んでいることは高く評価できる。また、大変難しい問題に取り組んでいる職員の方々に敬意を表す。再発防止の取組を強化していくことを継続してほしい。</p>
<p>昨年度の主な意見に対して現在取り組んでいること、今後の方向性</p>	<p>「練馬区虐待対応拠点」の運営を通して培ってきた都区連携の実績を活かして、東京都練馬児童相談所とより一層の連携を図りながら、虐待の早期発見・早期対応および再発防止に取り組んでいく。</p> <p>引き続き、関係機関に対して、全体や個別での研修を実施するとともに、要保護児童対策地域協議会のネットワークを活用し関係機関と連携して早期発見に努めていく。</p> <p>専門職員の増員や虐待通告初期対応の振り分けについては、今後も拡充していく。</p>

点検・評価欄	評価	特記事項

重点 施策	1 - 支援が必要な子どもたちと家庭への取組の充実
	概要 発達に不安のある親子対象の「のびのびひろば」を区内5か所の子ども家庭支援センターで実施し、身近なところで相談できるようにします。障害のある子どもが安心して保育サービスを利用できるよう、障害などの特性に合わせたきめ細かな支援を充実します。ひとり親家庭などに対して、子育てに必要な支援に努めます。

主 な 取 組	項目1 発達の不安や障害のある親子支援の充実	
	目標	子どもの発達に不安のある親子が自由に遊べる場「のびのびひろば」を提供し、親同士の情報交換や交流を図り、児童虐待の予防につなげる。
	事業 成果	平成30年4月から5か所の子ども家庭支援センターで、発達に不安のある親子を対象にしたひろば事業「のびのびひろば」を開始した。 【令和3年度】4施設月2回実施、1施設月1～2回実施 【令和4年度】5施設月2回実施 【令和5年度】5施設月2回実施 令和2年度からファミリーサポート事業の軽度障害児受入を開始した。 【令和3年度】利用児童数 延べ1,095人 【令和4年度】利用児童数 延べ1,242人 【令和5年度】利用児童数 延べ1,677人
	今後の 取組	「のびのびひろば」は実施回数を増やし、5施設全てで月2回実施している。引き続き、こども発達支援センターと連携のうえ、発達に不安のある親子が自由に遊べて相談できる場を提供していく。 障害児を養育する家庭を支援するため、ファミリーサポート事業で引き続き、軽度障害児の受入れを実施する。
	所管課	在宅育児支援担当課
	項目2 障害児保育の充実	
	目標	障害児に対する専門的知識・技術・具体的支援方法等について、保育所の職員が学ぶ機会を設け障害児保育のサービス向上を図る。
	事業 成果	認可保育所に対して、専門の指導員による巡回指導を実施した。 なお、私立保育所への巡回指導は令和3年度から開始している。 【令和3年度】区立保育所巡回指導回数 171回 私立保育所巡回指導回数 179回 【令和4年度】区立保育所巡回指導回数 179回 私立保育所巡回指導回数 194回 【令和5年度】区立保育所巡回指導回数 180回 私立保育所巡回指導回数 237回 区内保育施設職員向けに障害児保育研修を実施した。 【令和3年度】7件 受講者数 588名 【令和4年度】7件 受講者数 620名 【令和5年度】7件 受講者数 709名
	今後の 取組	引き続き、巡回指導を実施するとともに、区内全ての保育施設職員向けに研修を実施していく。 区立保育所は、令和7年4月から障害児の受け入れ枠を拡充する。私立保育所等（地域型保育事業含む）に対しては、巡回指導および施設訪問を行い、障害児の受入れに関する相談の場を設け、受入れ拡大に繋げる。
	所管課	保育課

項目3 ひとり親家庭等への支援	
目標	ひとり親家庭に児童扶養手当、児童育成手当を支給し、また医療費の一部を助成することで、児童の福祉の増進を図る。
事業成果	<p>【令和3年度末現在】</p> <p>支給対象児童数 児童扶養手当 4,720人 児童育成手当 7,019人</p> <p>対象世帯・受給者数 ひとり親家庭等医療費助成 2,911世帯 4,111人</p> <p>【令和4年度末現在】</p> <p>支給対象児童数 児童扶養手当 4,503人 児童育成手当 6,846人</p> <p>対象世帯・受給者数 ひとり親家庭等医療費助成 2,785世帯 3,946人</p> <p>【令和5年度末現在】</p> <p>支給対象児童数 児童扶養手当 4,340人 児童育成手当 6,458人</p> <p>対象世帯・受給者数 ひとり親家庭等医療費助成 2,732世帯 2,795人</p>
今後の取組	引き続き、生活福祉課ひとり親家庭支援係と連携しながら、ひとり親家庭への支援について周知を強化して取り組んでいく。
所管課	子育て支援課

昨年度の点検・評価における主な意見（教育委員・有識者）	<p>支援の取組が進んでいることは評価できる。支援を必要としている家庭が確実に支援につながるように、周知の強化にも努めてほしい。</p> <p>障害の克服や将来計画について専門的アドバイスが受けられる機会を提供してほしい。</p> <p>障害の種類は多様なため、研修だけで理解することは難しい。巡回指導回数が着実に増えてきている点を評価する。障害児を受け入れた園の見学や実践報告を通して、教員がさらに進んだ研修ができるよう努めてほしい。</p> <p>ひとり親家庭の保護者が夜遅くまで仕事をしている場合、親や子どもの精神的な負担はかなり大きい。主任児童委員などの力を借りながら子育てをしている家庭もあるようだが、手当の支給以外に何か支援方法がないかと考える。ぜひ福祉部との連携を進めて対応してほしい。</p>
昨年度の主な意見に対して現在取り組んでいること、今後の方向性	<p>すすすくアドバイザーや子育てのひろば等で子どもの発達についての相談があった場合、必要に応じて「のびのびひろば」の利用を提案する。</p> <p>また、区ホームページやSNSでの実施日等の周知を継続する。</p> <p>「のびのびひろば」では、月に1回、子ども発達支援センターから相談員を派遣し、必要な支援につながるように助言する。</p> <p>今後とも、認可保育所への巡回指導や、保育施設職員への研修実施を着実に積み重ねていく。また、障害児受入れに関する説明会を継続して実施し、各園の実情を把握しながら、さらなる受入れ拡大を図っていく。</p> <p>手当の支給や医療費の助成以外のひとり親家庭への必要な支援については、所管部署につなげられるよう、福祉部との連携に取り組んでいく。</p>

点検・評価欄	評価	特記事項

2 子どもの教育・保育の充実

重点施策	2- 家庭での子育て支援サービスの充実	
	概要	<p>民間のカフェと協働し、保護者が交流したり、子どもと一緒にリラックス出来る場を提供するとともに、私立幼稚園や保育事業者等の協力を得て、子育て講座等を実施する「練馬こどもカフェ」を拡大します。</p> <p>親子で遊んだり保護者同士が交流できる、民設子育てのひろばと外遊びの場「おひさまびよびよ」を増設します。</p> <p>子育て支援団体と協働し、子どもの心身の発達や社会性を育む外遊び事業を実施します。</p>

主な取組	項目1 練馬こどもカフェの拡充																
	目標	在宅子育て世帯への支援の充実を図るとともに、地域全体で子育てを支え合う環境づくりを推進する。															
	事業成果	<p>令和元年度に事業を開始。民間のカフェなどと協働し、保護者が交流したり、子どもと一緒にリラックスできる場を提供するとともに、私立幼稚園や保育事業者などの協力を得て、子育て講座を実施する「練馬こどもカフェ」を拡大した。</p> <table border="0"> <tr> <td>【令和3年度】6か所</td> <td>全68回開催</td> <td>親子延べ217組参加</td> </tr> <tr> <td>【令和4年度】7か所</td> <td>全81回開催</td> <td>親子延べ229組参加</td> </tr> <tr> <td>【令和5年度】8か所</td> <td>全102回開催</td> <td>親子延べ285組参加</td> </tr> </table> <p>令和2年度から開始したオンライン開催を含む。</p>	【令和3年度】6か所	全68回開催	親子延べ217組参加	【令和4年度】7か所	全81回開催	親子延べ229組参加	【令和5年度】8か所	全102回開催	親子延べ285組参加						
	【令和3年度】6か所	全68回開催	親子延べ217組参加														
	【令和4年度】7か所	全81回開催	親子延べ229組参加														
	【令和5年度】8か所	全102回開催	親子延べ285組参加														
	今後の取組	令和6年度は新たに3か所増やし、全10か所で実施している。															
	所管課	こども施策企画課															
	項目2 子育てのひろばの増設																
	目標	親子が気軽に交流できる子育てのひろばの拡充等に取り組み、安心して子育てのできる環境を整備する。															
事業成果	<p>0～3歳の乳幼児親子が自由に入室する子育てのひろばや、公園で自然と触れ合う「おひさまびよびよ」を整備している。</p> <p>子育てのひろばおよび「おひさまびよびよ」の設置状況（各年度末時点）</p> <table border="0"> <thead> <tr> <th></th> <th colspan="2">子育てのひろば</th> <th>おひさまびよびよ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>【令和3年度】公設</td> <td>11か所</td> <td>民設 15か所</td> <td>7か所</td> </tr> <tr> <td>【令和4年度】公設</td> <td>11か所</td> <td>民設 15か所</td> <td>7か所</td> </tr> <tr> <td>【令和5年度】公設</td> <td>11か所</td> <td>民設 16か所</td> <td>8か所</td> </tr> </tbody> </table>		子育てのひろば		おひさまびよびよ	【令和3年度】公設	11か所	民設 15か所	7か所	【令和4年度】公設	11か所	民設 15か所	7か所	【令和5年度】公設	11か所	民設 16か所	8か所
	子育てのひろば		おひさまびよびよ														
【令和3年度】公設	11か所	民設 15か所	7か所														
【令和4年度】公設	11か所	民設 15か所	7か所														
【令和5年度】公設	11か所	民設 16か所	8か所														
今後の取組	民設子育てのひろばは、新たに1か所開設し、令和5年度末時点の施設数は16か所となった。引き続き、親子が気軽に交流できる子育てのひろばの拡充に取り組んでいく。																
所管課	子ども家庭支援センター 在宅育児支援担当課																

項目3 公園等を活用した外遊びの取組	
主な取組	<p>目標 屋外での活動を通じて、子どもの心身の発達や社会性を育む環境を整備する。</p> <p>事業成果 区内の民間子育て支援団体と協働し、区内の自然を活用した外遊び体験の場を提供している。 【令和3年度】参加者数 延べ14,602人 【令和4年度】参加者数 延べ11,818人 【令和5年度】参加者数 延べ12,135人</p> <p>今後の取組 引き続き、外遊びの場の提供事業を実施し、外遊びを通じた子どもの成長を支援する。</p> <p>所管課 子育て支援課</p>

<p>昨年度の点検・評価における主な意見（教育委員・有識者）</p>	<p>大人はオンラインで相談や交流ができるが、子どもがオンラインで交流できるのはゲームくらいである。砂遊びや鬼ごっこ等の外遊びの体験を多くすることが就学してからの運動不足の改善につながると考える。保護者もまた、練馬こどもカフェ、おひさまびよびよを利用した対面の交流も必要である。子育ての悩みや相談ができる開設場所が増えていることを評価する。</p> <p>全体としてこれらの取組を高く評価したい。練馬こどもカフェや子育てのひろばの増設は積極的に進めてほしい。また、公園等を活用した外遊びについては、練馬区の自然環境を生かして外遊びができる「子どもの森」のような場所をもう少し増やすよう取り組んでほしい。</p> <p>子どもが自然の中で過ごすことは感性を育むうえで大切なことなので、安全な外遊びの場を数多く提供してほしい。</p> <p>様々な子育て支援サービスが充実している。参加者も多いので引き続き実施してほしい。</p>
<p>昨年度の主な意見に対して現在取り組んでいること、今後の方向性</p>	<p>保護者が交流したり、子どもと一緒にリラックスできる場を提供するなど、引き続き在宅子育て世帯への支援の充実を図る。</p> <p>地域バランスを考慮し、チェーン店をはじめ、個人経営の喫茶店などの幅広い情報を収集し、練馬こどもカフェの実施店舗拡大を図る。</p> <p>外遊び事業等を実施する団体への補助を継続することにより、子どもの安全な外遊びの場の提供を行った。また、児童館でも、ナイトハイク（夜間の公園散策）などのイベント等を実施した。</p> <p>令和6年度は、ねりまの森こどもフェスタをみどり推進課が区内8か所の憩いの森などで初開催している。</p> <p>乳幼児親子の身近な居場所であり、職員へ気軽に相談できたり保護者同士が交流できる子育てのひろばの拡充に取り組み、安心して子育てできる環境を整備する。</p>

点検・評価欄	評価	特記事項

重点 施策	2 - 練馬こども園の充実	
	概要	幼稚園において、通年で9時間から11時間の預かり保育や0～2歳児の預かり保育を行う区独自の幼保一元化施設「練馬こども園」を拡大します。

主な 取組	項目1 練馬こども園の拡大	
	目標	「練馬こども園」を拡大し、保護者のニーズに応じて子どもの教育や保育サービスが選択できる。
	事業成果	平成27年度に制度創設。令和元年度から、新たな仕組みとして短時間型（9時間以上）および低年齢型（0～2歳）を創設した。 【令和3年度】認定園数 25園（実園数23園、定員1,689名） 新規認定 3園（短時間型2園、低年齢型1園（標準型として既に認定している園と重複）） 【令和4年度】認定園数 26園（実園数24園、定員1,869名） 新規認定 1園（短時間型1園） 【令和5年度】認定園数 28園（実園数26園、定員2,128名） 新規認定 2園（短時間型2園）
	今後の取組	令和6年度から開始した開設準備経費と職員への家賃手当補助を継続し、引き続き、認定園と定員の拡大に取り組んでいく。また、2歳児までの保育施設との連携を充実し、卒園後の受入先としての役割を強化する。
	所管課	こども施策企画課

昨年度の点検・評価における主な意見（教育委員・有識者）	練馬こども園の拡大を積極的に進めていることを評価する。今後も継続してこの充実に努めてほしい。 安全で質の高い保育が提供できるように、引き続き職員の資質・能力の向上に努めてほしい。また、利用者の要望を取り入れた改善を進めてほしい。 長時間預かり保育の充実により保護者が働ける環境が整ってきている。保育士同士の研修や交流の場面設定をしていることを評価する。保護者とのやりとり、虐待防止など課題が多い保育現場にも保育士アドバイザーのような人材も今後検討してほしい。
昨年度の主な意見に対して現在取り組んでいること、今後の方向性	保護者の就労形態やニーズの多様化に応えるため、引き続き練馬こども園の拡大を図り、子どもの教育・保育サービスが選択できるようにする。 幼稚園教諭と保育士の相互交流事業や、虐待防止等の研修の充実、保育園の看護師・栄養士を幼稚園に派遣して講座を実施するなど、練馬こども園の職員の資質・能力の向上に努めていく。

点検・評価欄	評価	特記事項

重点 施策	2 - 保育サービスの充実	
	概要	<p>保育所の待機児童解消を目指して、私立認可保育所の誘致などにより、定員を拡大します。</p> <p>保護者の利便性の向上等を図るため、窓口や保育施設におけるICT化を推進します。</p> <p>東京都福祉サービス第三者評価の受審を促進するなど、保育サービス水準の向上を図ります。</p>

主 な 取 組	項目1 保育施設の定員拡大	
	目標	認可保育所207所（定員17,443名）
	事業成果	<p>保育施設の新規整備による定員拡大等を行った結果、令和3年度から4年連続で待機児童ゼロを達成した。</p> <p>【令和4年4月1日現在】 認可保育所 197所（定員16,780名） 待機児童数 0名</p> <p>【令和5年4月1日現在】 認可保育所 206所（定員17,447名） 待機児童数 0名</p> <p>【令和6年4月1日現在】 認可保育所 207所（定員17,767名） 待機児童数 0名</p>
	今後の取組	待機児童数ゼロが継続できるよう、保育需要の状況に対応した整備を図る。
	所管課	保育計画調整課
	項目2 窓口や保育施設のICT化の推進	
	目標	ICTを活用した「来庁不要型窓口」の推進 区立保育所（委託園）におけるICTの導入推進
	事業成果	<p>令和2年度から、LINEを活用して条件に合った保育園の検索やチャットボットによる問合せ、子育て分野の情報配信といった保活支援サービスを開始した。令和3年度から、LINE保活支援サービスに「保育指数シミュレーション」機能を追加した。</p> <p>令和5年10月からオンラインの入園申請を開始し、スマートフォン等による申請が可能となった。</p> <p>全区立園（60園）へのICT導入が完了した。</p>
	今後の取組	オンラインによる入園申請の利便性を広く周知することにより、利用者の拡大を促進する。
	所管課	保育課、保育計画調整課

項目3 保育サービス水準の向上	
目標	東京都福祉サービス第三者評価の受審を促進するなど、保育サービス水準の向上を図る。
主な取組	<p>区内保育施設に東京都福祉サービス第三者評価の受審補助を行った。</p> <p>【令和3年度】区立保育園 22件 私立保育所等 50件 【令和4年度】区立保育園 23件 私立保育所等 48件 【令和5年度】区立保育園 24件 私立保育所等 55件</p> <p>区内保育施設に区立保育所園長経験者等による巡回支援を行った。</p> <p>【令和3年度】私立保育所等 284施設 327回 区立委託園等 26園 549回 【令和4年度】私立保育所等 282施設 282回 区立委託園等 28園 622回 【令和5年度】私立保育所等 285施設 286回 区立委託園等 30園 677回</p> <p>全ての区内保育施設職員向けに研修を実施した。</p> <p>【令和3年度】36回 受講者数 2,590名 【令和4年度】38回 受講者数 2,815名 【令和5年度】42回 受講者数 3,662名</p> <p>東京都指定キャリアアップ研修を実施した。</p> <p>【令和4年度】3回 受講者数 166名 【令和5年度】3回 受講者数 117名</p>
今後の取組	<p>引き続き、区内保育施設に東京都福祉サービス第三者評価の受審補助や巡回支援を行う。</p> <p>区内全ての保育施設職員向けに、引き続き研修を実施していくとともに、職員の処遇改善につながる東京都指定キャリアアップ研修を練馬区で実施する。</p>
所管課	保育課、保育計画調整課

昨年度の点検・評価における主な意見（教育委員・有識者）	<p>待機児童ゼロの継続とICTの積極的活用、さらに職員研修の推進も評価できる。引き続き職員の資質・能力の向上にも努めてほしい。</p> <p>保育所のオンライン申請、連絡帳機能のICTの導入で、保護者と保育士の双方が時間短縮できることで保育現場や家庭で子どもと向き合う時間が増える。全施設導入に向けての取組を引き続き努めてほしい。</p> <p>若い親世代ではICTの活用は日常的なことなので、保育サービスでもこれらの拡充が行われていることはとても評価できる。今後も充実させてほしい。一方、対面での相談や支援を必要とする方も一定数いることを踏まえて、従来の窓口による対応も引き続き柔軟に応じていくことが必要である。</p>
昨年度の主な意見に対して現在取り組んでいること、今後の方向性	<p>今後とも、待機児童ゼロの継続と、保育サービス水準の維持向上のための巡回支援や職員研修を実施していく。</p> <p>全区立園へのICT導入が完了し、今後は利用状況を把握しながら園運営の効率化に努めていく。また、オンラインサービスの積極的な区民周知を行い利用者の拡大を推進する。</p>

点検・評価欄	評価	特記事項

3 子どもの居場所と成長環境の充実

重点 施策	3 - 安全で充実した放課後の居場所づくり	
	概要	学童クラブの校内化を進めるとともに、「学童クラブ」と「学校応援団ひろば事業」それぞれの機能や特色を生かしながら事業運営を一体的に行う「ねりっこクラブ」の早期全校実施を目指します。

主な 取組	項目1 ねりっこクラブの拡大	
	目標	すべての小学生が安全で充実した放課後や長期休業を過ごすことができる環境を整備するため、ねりっこクラブの早期全校実施を目指す。
	事業 成果	<p><ねりっこクラブ> 【令和4年4月1日現在】 実施校数 45校（新規実施8校：豊玉第二小、中村小、北町小、光が丘夏の雲小、石神井西小、大泉小、大泉東小、大泉北小）</p> <p>【令和5年4月1日現在】 実施校数 52校（新規実施7校：南町小、練馬第三小、石神井小、上石神井北小、関町北小、大泉第二小、泉新小）</p> <p>【令和6年4月1日現在】 実施校数 59校（新規実施7校：豊玉南小、早宮小、光が丘四季の香小、大泉第四小、大泉西小、南田中小、南が丘小）</p> <p><ねりっこプラス> ねりっこ学童クラブを入会待機となった児童を対象に、ひろば事業終了後のひろば室を活用して、学童クラブに準ずる安全な居場所を提供する「ねりっこプラス」を待機児童がいるすべてのねりっこクラブにおいて実施した。</p>
	今後の 取組	引き続き、ねりっこクラブの全校実施に向けて取り組んでいく。
	所管課	子育て支援課

<p>昨年度の点検・評価における主な意見（教育委員・有識者）</p>	<p>居場所づくりが充実していることを評価する。 ねりっこクラブの全校実施が着実に進んでいること、またねりっこプラスによるフォロー体制も充実していることは高く評価できる。さらに、地域の人たちを含む関係者との意見交換会の開催も評価でき、継続して実施してほしい。 ねりっこクラブに入れなかった児童へのねりっこプラスによる待機児童ゼロ対策や、小学校との連絡会議の実施により教員と職員が情報共有していることを評価する。就学後も保護者が安心して子どもを預けて働ける環境を提供できるよう引き続き努めてほしい。</p>
<p>昨年度の主な意見に対して現在取り組んでいること、今後の方向性</p>	<p>令和7年4月に向けて、新たに3校（光和小、大泉学園桜小、橋戸小）でねりっこクラブ実施の準備を進めている。 ねりっこプラスは、一人でも待機児童がいる場合に実施しており、放課後に保育が必要な児童を受け入れている。 各ねりっこクラブにおいては、毎月、小学校と連絡会議を実施しており、区職員のコーディネーターのほか児童館職員も参加し、情報交換を行っている。小学校の教員とねりっこクラブ職員との関係づくりを進め、課題のある児童について、日常的に児童の様子などに関する意見交換を行う機会を設けている。 ねりっこクラブ実施校に、ねりっこクラブ運営協議会を設置し、学校応援団やPTA、主任児童委員や青少年委員等地域の方々にも参加していただいている。定期的に行っている会議では、ねりっこクラブの運営や児童の様子などに関する意見交換に加え、児童の帰宅時の様子など地域の方々から見た児童の様子についての情報交換を行っている。</p>

点検・評価欄	評価	特記事項

重点施策	3 - 児童館機能の充実	
	概要	乳幼児親子の身近な相談場所として「にこにこ」の相談員を拡大するとともに、子育て関連施設への出前児童館を充実します。 中高生同士が気軽に話す場、職員が個々の成長に寄り添い悩みや相談を受け止める場として、中高生居場所づくり事業を充実します。

主な取組	項目1 乳幼児親子向けの児童館機能の充実	
	目標	乳幼児保護者が気軽に相談できたり、子育てに関する情報が収集できるなど地域の子育て支援の拠点として区民や地域団体との連携を強化する。
	事業成果	児童館学童クラブ室を活用した子育てのひろば「にこにこ」に相談員を配置し、子育て応援パンフレットのリニューアルを行った。 【令和3年度】2か所配置（新規配置なし） 【令和4年度】4か所配置（新規2か所配置） 【令和5年度】5か所配置（新規1か所配置） 児童館の出前事業の実施 【令和3年度】4か所の保健相談所で、計22回の出前児童館を実施 子育て応援パンフレットをリニューアルし、児童館や子ども家庭支援センター、保健相談所等で配布 【令和4年度】子育て関連施設（保育園、幼稚園、保健相談所、公園）への出前事業を拡大 子育て応援パンフレットを年度更新し、配布を継続 【令和5年度】実施回数の拡大とともに、図書館等へ対象施設を拡大
	今後の取組	児童館と地域の子育て関連施設の連携を強化し、児童館が身近な子育て支援施設であることをPRしていく。
	所管課	子育て支援課
	項目2 中高生居場所づくり事業の充実	
	目標	中高生の相談機能を強化し、必要に応じて関係機関へつなぐ。
	事業成果	中高生の居場所・自己実現の場として、全児童館で交流や音楽活動を実施している。 【令和3年度】すべての児童館（17館）で実施 新型コロナウイルス感染症対策を講じて実施 【令和4年度】すべての児童館（17館）で実施 「中高生カフェ」を含め、各館でスポーツ、クッキングなどの内容も含めた中高生事業を週2回程度実施 【令和5年度】すべての児童館（17館）で実施 開催回数を増やし、週2回以上実施
	今後の取組	中高生事業の実施回数をさらに拡大していく。また、中高生を対象とした出前事業も積極的に実施していく。
	所管課	子育て支援課

<p>昨年度の点検・評価における主な意見（教育委員・有識者）</p>	<p>0歳から18歳までが対象となる施設であることから、相談内容もかなり質が異なると予想する。このような状況では、他機関等との横の連携が大切になるので、様々な機関との情報連携ができるようにしてほしい。児童館は地域で子どもを育てる大切な場の一つなので、不登校の子どもたちや様々な障害を持つ子どもたちも居心地よく過ごせる場になるよう工夫してほしい。また、中高生も利用しやすいように、「児童館」の名称変更が可能ならば、検討してほしい。</p> <p>保健相談所と児童館とが連携した出前児童館は、児童館を知り、利用するきっかけを作るいい試みだと考える。中高生事業の実施も強化し、公共の施設である児童館と敬老館、障害児施設等と一緒に交流できるイベントなども計画してほしい。</p> <p>中高生の居場所づくりが全児童館で実施されていることを周知してほしい。</p> <p>児童館機能をこれからも充実させてほしい。一方で、低学年から引き続き利用している子どもには利用しやすいものの、利用したい気持ちがあっても利用に至らない子どももいると思われる。そうした子どもが来館したくまた来館しやすくなるような取組も検討してほしい。</p>
<p>昨年度の主な意見に対して現在取り組んでいること、今後の方向性</p>	<p>様々な課題のある児童・生徒に対応できるよう相談支援研修やヤングケアラー研修等を実施し、職員のスキルアップを図っていくとともに、引き続き、子ども家庭支援センターや児童相談所と連携し、情報共有を行っていく。</p> <p>不登校児に対しては、スクールカウンセラーとの連携や学習支援を行っている。障害児に対しては、職員研修を通じた対応力の強化を図っている。中高生に対しては、引き続き中高生向け事業の充実を図り、利用しやすい環境を整備していく。</p> <p>乳幼児健診時に保健相談所へ児童館職員が出向き、手遊びや読み聞かせ等を行い、児童館のPRを行っている。敬老館との併設施設においては、ポッチャや縁日等の交流イベントを実施している。引き続き、交流行事の充実を図っていく。</p> <p>中高生の居場所づくり事業の周知のため、令和5年度に日本大学芸術学部の協力のもと、PR音源を作成し、大泉地域の学校で昼休みに放送した。6年度には区内の全中学校・高校へ拡大し、中高生の居場所づくり事業の周知を行った。</p> <p>保健相談所との連携強化や児童館の周知を目的とした出前児童館事業の充実を図っていく。</p>

点検・評価欄	評価	特記事項

重点 施策	3 - 青少年の健全育成・若者の自立支援
	<p>区民との協働により、青少年の野外活動や地域交流の活動を進めるとともに、青年リーダーの養成などを通じて、若者が企画・運営に携わる事業を増やします。</p> <p>若年無業者（ニート）やひきこもり、高校中退等により、自立への支援が必要な若者に対し、関係機関や協力事業者等と連携して、相談・支援を行います。</p>

主な 取組	項目1 青少年の野外活動・地域交流事業等の推進	
	目標	区民との協働により、地域団体とともに青少年の野外活動や地域交流の活動を進める。
	事業成果	<p>青少年育成地区委員会（17地区）では、青少年の健全育成のため、野外活動（キャンプ、収穫体験等）、文化事業（カルタ大会、中学生意見発表会等）や地区祭、清掃活動などの事業を実施している。</p> <p>【令和3年度】実施事業数 121事業 参加人数 延べ23,010人 【令和4年度】実施事業数 218事業 参加人数 延べ30,296人 【令和5年度】実施事業数 243事業 参加人数 延べ54,781人</p>
	今後の取組	青少年が様々な年齢の人と交流し、実際の体験を通して自立心や社会性を養えるよう、引き続き地域の特色を生かした事業を進めていく。
	所管課	青少年課
	項目2 青年リーダーの養成、若者の企画運営事業の推進	
	目標	青年リーダーの養成内容を充実するとともに、青年リーダーなどの若者が企画・運営に携わる事業の機会を増やす。
	事業成果	<p>小学5年生から中学3年生までを対象に、キャンプやレクリエーション活動などの講習を実施し、地域における様々な活動で中心的役割を担うジュニアリーダーを養成している。</p> <p>【令和3年度】初級（小学5・6年生）受講生 153人 中級（中学生） 受講生 90人 【令和4年度】初級（小学5・6年生）受講生 194人 中級（中学生） 受講生 92人 【令和5年度】初級（小学5・6年生）受講生 207人 中級（中学生） 受講生 90人</p> <p>ジュニアリーダー養成講習会の中級を修了した青年リーダー（15歳～23歳）を対象に、リーダーとしての資質向上を目指す講習会を実施している。</p> <p>【令和3年度】計3回 参加人数 延べ114人 【令和4年度】計3回 参加人数 延べ80人 【令和5年度】計4回 参加人数 延べ147人</p> <p>青年リーダーは、育成地区委員会の事業や小学校の移動教室、区のイベント等、様々な地域活動に参加している。</p> <p>【令和3年度】地域行事参加数 2件 参加人数 延べ29人 【令和4年度】地域行事参加数 28件 参加人数 延べ127人 【令和5年度】地域行事参加数 73件 参加人数 延べ243人</p>
	今後の取組	引き続き、青少年育成地区委員会等の子ども向け事業に、青年リーダーが企画段階から携わる事業に取り組む。
	所管課	青少年課

項目3 若者の自立に向けた相談・支援																			
目標	若年無業者（ニート）やひきこもり状態の若者に対して、相談・支援の受け皿や就労支援に向けた技能講習等の充実と関係団体などとの連携を進める。																		
主な取組	<p>ねりま若者サポートステーションでは、就労が困難な若者等（15歳～49歳）に対する相談や就労に必要な技能講座、就労体験、保護者に対するセミナー等を実施した。</p> <table border="0"> <tr> <td>【令和3年度】相談・支援</td> <td>延べ3,552人</td> <td>進路決定者数</td> <td>62人</td> </tr> <tr> <td>【令和4年度】相談・支援</td> <td>延べ3,355人</td> <td>進路決定者数</td> <td>64人</td> </tr> <tr> <td>【令和5年度】相談・支援</td> <td>延べ3,603人</td> <td>進路決定者数</td> <td>72人</td> </tr> </table> <p>同ステーション内に引きこもりや自立に不安を抱える若者等を対象に、居場所を提供している。利用者同士で散歩やスポーツを行ったり、地域でのボランティア活動を行う等、利用者の状況に応じ様々なプログラムを実施し、社会的自立を支援している。</p> <table border="0"> <tr> <td>【令和3年度】利用者数</td> <td>延べ1,573人（実人数149人）</td> </tr> <tr> <td>【令和4年度】利用者数</td> <td>延べ2,155人（実人数115人）</td> </tr> <tr> <td>【令和5年度】利用者数</td> <td>延べ2,184人（実人数79人）</td> </tr> </table>	【令和3年度】相談・支援	延べ3,552人	進路決定者数	62人	【令和4年度】相談・支援	延べ3,355人	進路決定者数	64人	【令和5年度】相談・支援	延べ3,603人	進路決定者数	72人	【令和3年度】利用者数	延べ1,573人（実人数149人）	【令和4年度】利用者数	延べ2,155人（実人数115人）	【令和5年度】利用者数	延べ2,184人（実人数79人）
	【令和3年度】相談・支援	延べ3,552人	進路決定者数	62人															
【令和4年度】相談・支援	延べ3,355人	進路決定者数	64人																
【令和5年度】相談・支援	延べ3,603人	進路決定者数	72人																
【令和3年度】利用者数	延べ1,573人（実人数149人）																		
【令和4年度】利用者数	延べ2,155人（実人数115人）																		
【令和5年度】利用者数	延べ2,184人（実人数79人）																		
今後の取組	引き続き、居場所を提供するとともに、相談や自立への支援を関係機関と連携して取り組む。就労の意欲が高まった方には就労の支援へ繋げるとともに定着に向けた支援を行っていく。																		
所管課	青少年課																		

昨年度の点検・評価における主な意見（教育委員・有識者）	<p>社会とのつながりを失っている方への支援を様々な面から行っていることは高く評価できる。今後このような支援が必要な方が増えると考えられるので、支援体制の強化をしてほしい。</p> <p>不登校の子どもたちやコミュニケーションが苦手な子どもたちの成長のために、野外活動や地域交流活動に積極的に誘い入れる工夫を検討してほしい。</p> <p>「ねりま若者サポートステーション」の相談・支援、「居場所」を開設したことで延べ利用者数が増加している。ひきこもり状態の方やニートを抱える家族の負担を減らすためにも、外出する機会を増やせる取組に努めてほしい。</p> <p>居場所づくりについて、ねりま若者サポートステーションの機能の充実や他地区への設置、対象年齢を中学1年生まで引き下げるなども検討し、不登校の児童生徒から大人でひきこもり状態になっている方たちの居場所の充実に努めてほしい。</p>
-----------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

<p>昨年度の主な意見に対して現在取り組んでいること、今後の方向性</p>	<p>ねりま若者サポートステーションを通じて就労したOB・OGを招いたセミナー（講話会）を新たに開催する等、支援プログラムを充実する。 また、就労体験の受け入れ先となる連携事業者の拡大を行い、利用者の就労体験の機会や就職先の選択肢を引き続き増やしていく。 就労後の支援として、OB・OG同士の座談会を新たに実施し、相互の悩みの共有や相談員によるアドバイスをし、職場への定着サポートを充実する。 ねりま若者サポートステーションの利用者には、不登校やひきこもり状態の方等、コミュニケーションが苦手な方も多いため、コミュニケーション講座を実施（令和5年度91回実施）している。また、利用者同士での散歩やスポーツ、地域でのボランティア活動等の、野外活動・地域交流活動への参加も相談員から案内している。 居場所事業では、講座内容の見直しや新規講座の実施による支援充実のほか、相談員を1名増員し支援体制を強化している。</p>
---------------------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

点検・評価欄	評価	特記事項

令和6年12月6日
地域文化部文化・生涯学習課

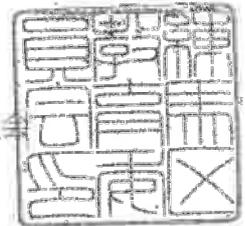


6 練地文第517号
練馬区文化財保護審議会

令和6年度練馬区指定・登録文化財について、練馬区文化財保護条例（昭和61年3月条例第26号）に基づき、下記のとおり諮問します。

令和6年10月23日

練馬区教育委員会



記

- 1 文化財を指定することについて（1件）
- 2 登録文化財を解除することについて（1件）

※ 別紙のとおり

令和6年度

練馬区文化財保護審議会 指定・登録（解除）文化財諮問案件

1 文化財を指定することについて

No.	名称	員数	所有者	所在地
1	三宝寺山門	一棟	宗教法人 三宝寺 (練馬区石神井台一丁目15番)	練馬区石神井台一丁目15番 三宝寺

2 登録文化財を解除することについて

平成30年度登録文化財

No.	名称	員数	所有者	所在地
1	金乗院山門	一棟	宗教法人 金乗院 (練馬区錦二丁目4番)	練馬区錦二丁目4番 金乗院

1 文化財を指定することについて

No.1 三宝寺山門

平成7年度 登録文化財答申文

員 数	一棟	所 有 者	宗教法人 三宝寺
所 在 地	練馬区石神井台1—15		
文化財の概要	<p>一間一戸、四脚門、切妻造り、瓦棒銅板葺き。両袖は、切妻造り、棧瓦葺、潜戸付き。基壇は四半敷形コンクリート打とし、礎石、礎盤上に主柱、控柱共に円柱（粽付き）を建てる。桁行は蹴放、楣、虹梁形頭貫にて結ぶ。方立構え、両開棧唐戸を下・石造、上・木造の藁座で釣る。梁行は腰貫、飛貫、虹梁形頭貫で連結する。主柱、控柱間桁行の虹梁形頭貫はそれぞれ獅子鼻、象鼻、獏鼻付き。組物は皿斗付き出組、中備は桁行主柱間は出三斗、控柱間は出組と藁股（彫刻入り）。さらに妻に虹梁を出組、藁股で二重に組み上げる。天井は格天井、軒は二軒、繁垂木。妻飾り破風拵みに懸魚、桁隠で飾る。</p> <p>全体的に重厚な門で、細部絵様や彫刻に江戸後期の特徴を示している。</p>		







2 登録文化財を解除することについて

No.1 金乗院山門

文化財保護条例

(登録および認定の解除)

第7条 委員会は、登録文化財がその価値を失ったときその他特別の事由があるときは、その登録を解除することができる。

- 2 委員会は、登録有形文化財、登録有形民俗文化財または登録史跡等の所有者から当該文化財の登録の解除の申出があったときは、その登録を解除しなければならない。
- 3 登録無形文化財の保持者がすべて死亡したときまたは保持団体のすべてが解散したときは、当該登録無形文化財の登録は、解除されたものとする。
- 4 前3項の規定による登録の解除には、前条第4項の規定を準用する。
- 5 委員会は、登録無形文化財の保持者または保持団体がつぎの各号の一に該当すると認めるときは、当該保持者または保持団体の認定を解除することができる。
 - (1) 保持者が心身の故障により保持者として適当でなくなったとき。
 - (2) 保持団体はその構成員の異動のため保持団体として適当でなくなったとき。
 - (3) その他特別の事由があるとき。

金乗院山門の現状



資料 5	
------	--

令和 6 年 12 月 6 日
教育委員会事務局

令和 6 年第四回練馬区議会定例会提出議案について

令和 6 年 11 月 21 日 第 22 回 教育委員会定例会および、令和 6 年 11 月 26 日 第 5 回 教育委員会臨時会で議決または報告した令和 6 年第四回練馬区議会定例会への議案提出について、以下のとおり区長より提出されたので、報告する。

No.	所管課	件名および内容説明	施行日
1	教育指導課	練馬区立幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例	令和 7 年 4 月 1 日
		(内容) 別紙 1 のとおり	
2	教育指導課	練馬区立幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	令和 6 年 4 月 1 日 令和 6 年 12 月 1 日 令和 7 年 4 月 1 日
		(内容) 別紙 2 のとおり	
3	保育計画調整課	練馬区立保育所設置条例の一部を改正する条例	令和 7 年 4 月 1 日
		(内容) 別紙 3 のとおり	



議案第 9 5 号

練馬区立幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を
改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 6 年 1 1 月 2 9 日

提出者 練馬区長 前 川 耀 男

練馬区立幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を
改正する条例

練馬区立幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成12年 3
月練馬区条例第72号）の一部をつぎのように改正する。

第11条第 1 項および第 2 項中「ならびに第11条の 3 第 1 項および第 3 項」を
「、第11条の 3 第 1 項および第 3 項ならびに第18条の 3 第 1 項」に改める。

第18条の 2 のつぎにつぎの 1 条を加える。

（子育て部分休暇）

第18条の 3 委員会は、職員（育児短時間勤務職員等を除く。）が満 6 歳に達す
る日の翌日以後の最初の 4 月 1 日から満12歳に達する日以後の最初の 3 月31
日までの間にある当該職員の子その他規則で定める当該職員の子を養育する
ため、1 日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められ
る場合における休暇として、子育て部分休暇を承認するものとする。

2 子育て部分休暇に関しその期間その他の必要な事項は、人事委員会の承認を
得て、規則で定める。

付 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

参考資料

令和 6 年 12 月 5 日
人事戦略担当部職員課
教育振興部教育指導課

議案第 89 号 練馬区職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
議案第 95 号 練馬区立幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を
改正する条例

1 改正の理由

小学校就学後の子を養育する職員の仕事と育児の両立・調和をより一層推進するため、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成 3 年法律第 110 号）第 19 条に基づく部分休業期間の補完を目的とした休暇制度として子育て部分休暇を新設する。

2 改正の内容

満 6 歳に達する日の翌日以後の最初の 4 月 1 日から満 12 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある職員の子その他規則で定める職員の子（障害のある満 18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの子）を養育する職員について、1 日の勤務時間の一部につき勤務しないことができる制度を設ける。

3 施行期日

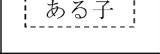
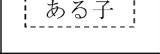
令和 7 年 4 月 1 日

4 新旧対照表

別紙のとおり

5 既存制度との比較

裏面のとおり

	部分休業（既存制度） ＜法律* ¹ により規定＞	子育て部分休暇（新設） ＜区の条例* ² ・規則* ³ * ⁴ により規定＞																	
対象の子 の範囲	【常勤職員】 小学校就学の始期に達する まで	【常勤職員】 満6歳に達する日の翌日以後の最初の4月 1日から満12歳（障害のある子は満18歳）に 達する日以後の最初の3月31日まで																	
	【非常勤職員（会計年度任用職員）】 3歳に達するまで	【非常勤職員（会計年度任用職員）】 満3歳に達する日の翌日以後から満12歳（障 害のある子は満18歳）に達する日以後の最初 の3月31日まで																	
	<p>○法律、条例、規則で定める子の年齢</p> <p> 部分休業（*1：地方公務員の育児休業等に関する法律）</p> <p> 子育て部分休暇（*2：練馬区職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例 練馬区立幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例）</p> <p> 子育て部分休暇（*3：練馬区職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則 練馬区立幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則）</p> <p> 子育て部分休暇（*4：練馬区会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則）</p> <p style="text-align: right;">[子の年齢]</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td></td> <td>0歳</td> <td>3歳</td> <td>6歳</td> <td>12歳</td> <td>18歳</td> </tr> <tr> <td>常勤職員</td> <td colspan="2"></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>非常勤職員</td> <td colspan="2"></td> <td colspan="2"></td> <td></td> </tr> </table>			0歳	3歳	6歳	12歳	18歳	常勤職員						非常勤職員				
	0歳	3歳	6歳	12歳	18歳														
常勤職員																			
非常勤職員																			
取得単位	正規の勤務時間の始めまた は終わりに1日2時間以内 で30分単位	同左																	
給与	勤務しない時間は、勤務1時 間当たりの給与額を減額																		
昇給	抑制の対象としない。																		

練馬区職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例新旧対照表

現 行	改正案
<p>(育児または介護を行う職員の深夜勤務の制限)</p> <p>第9条の2 任命権者は、小学校就学の始期に達するまでの子(民法(明治29年法律第89号)第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者(当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。))であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として規則で定める者を含む。以下この項、次条第1項および第3項ならびに第9条の4第1項および第3項において同じ。)のある職員(職員の配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。))またはパートナーシップ関係(双方またはいずれか一方が性的マイノリティであり、互いを人生のパートナーとして、相互の人権を尊重し、日常の生活において継続的に協力し合うことを約した二者間の関係その他の婚姻関係に相当すると任命権者が認める二者間の関係をいう。)の相手方で当該子の親であるものが、深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下同じ。))において常態として当該子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。)が当該子を養育するために請求した場合には、職務に支障がある場合を除き、深夜における勤務をさせてはならない。</p>	<p>(育児または介護を行う職員の深夜勤務の制限)</p> <p>第9条の2 任命権者は、小学校就学の始期に達するまでの子(民法(明治29年法律第89号)第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者(当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。))であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として規則で定める者を含む。以下この項、次条第1項および第3項、第9条の4第1項および第3項ならびに第16条の3第1項において同じ。)のある職員(職員の配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。))またはパートナーシップ関係(双方またはいずれか一方が性的マイノリティであり、互いを人生のパートナーとして、相互の人権を尊重し、日常の生活において継続的に協力し合うことを約した二者間の関係その他の婚姻関係に相当すると任命権者が認める二者間の関係をいう。)の相手方で当該子の親であるものが、深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下同じ。))において常態として当該子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。)が当該子を養育するために請求した場合には、職務に支障がある場合を除き、深夜における勤務をさせ</p>

2 前項の規定は、要介護者（第16条第1項に規定する日常生活を営むことに支障がある者をいう。以下同じ。）を介護する職員について準用する。この場合において、前項中「小学校就学の始期に達するまでの子（民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として規則で定める者を含む。以下この項、次条第1項および第3項ならびに第9条の4第1項および第3項において同じ。）のある職員（職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）またはパートナーシップ関係（双方またはいずれか一方が性的マイノリティであり、互いを人生のパートナーとして、相互の人権を尊重し、日常の生活において継続的に協力し合うことを約した二者間の関係その他の婚姻関係に相当すると任命権者が認める二者間の関係をいう。）の相手方で当該子の親であるものが、深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下同じ。）において常態として当該子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が当該子を養育」とあるのは、「要介護者のある職員が当該要介護者を介護」と読み替えるものと

てはならない。

2 前項の規定は、要介護者（第16条第1項に規定する日常生活を営むことに支障がある者をいう。以下同じ。）を介護する職員について準用する。この場合において、前項中「小学校就学の始期に達するまでの子（民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として規則で定める者を含む。以下この項、次条第1項および第3項、第9条の4第1項および第3項ならびに第16条の3第1項において同じ。）のある職員（職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）またはパートナーシップ関係（双方またはいずれか一方が性的マイノリティであり、互いを人生のパートナーとして、相互の人権を尊重し、日常の生活において継続的に協力し合うことを約した二者間の関係その他の婚姻関係に相当すると任命権者が認める二者間の関係をいう。）の相手方で当該子の親であるものが、深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下同じ。）において常態として当該子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が当該子を養育」とあるのは、「要介護者のある職員が当該要介護

する。
3 [略]

[新設]

付 則 [略]

者を介護」と読み替えるものとする。
3 [略]

(子育て部分休暇)

第16条の3 任命権者は、職員（育児短時間勤務職員等を除く。）が満6歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日から満12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある当該職員の子その他規則で定める当該職員の子を養育するため、1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇として、子育て部分休暇を承認するものとする。

2 子育て部分休暇に関しその期間その他の必要な事項は、人事委員会の承認を得て、規則で定める。

付 則 [略]

付 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

練馬区立幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例新旧対照表

現 行	改正案
<p>(育児または介護を行う職員の深夜勤務の制限)</p> <p>第11条 委員会は、小学校就学の始期に達するまでの子（民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として規則で定める者を含む。以下この項、次条第1項および第3項ならびに第11条の3第1項および第3項において同じ。）のある職員（職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）またはパートナーシップ関係（双方またはいずれか一方が性的マイノリティであり、互いを人生のパートナーとして、相互の人権を尊重し、日常生活において継続的に協力し合うことを約した二者間の関係その他の婚姻関係に相当すると任命権者が認める二者間の関係をいう。）の相手方で当該子の親であるものが、深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下同じ。）において常態として当該子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が当該子を養育するために請求した場合には、職務に支障がある場合を除き、深夜における勤務をさせてはならない。</p>	<p>(育児または介護を行う職員の深夜勤務の制限)</p> <p>第11条 委員会は、小学校就学の始期に達するまでの子（民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として規則で定める者を含む。以下この項、次条第1項および第3項、<u>第11条の3第1項</u>および第3項ならびに<u>第18条の3第1項</u>において同じ。）のある職員（職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）またはパートナーシップ関係（双方またはいずれか一方が性的マイノリティであり、互いを人生のパートナーとして、相互の人権を尊重し、日常生活において継続的に協力し合うことを約した二者間の関係その他の婚姻関係に相当すると任命権者が認める二者間の関係をいう。）の相手方で当該子の親であるものが、深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下同じ。）において常態として当該子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が当該子を養育するために請求した場合には、職務に支障がある場合を除き、深夜における勤務をさ</p>

2 前項の規定は、要介護者（第18条第1項に規定する日常生活を営むことに支障がある者をいう。以下同じ。）を介護する職員について準用する。この場合において、前項中「小学校就学の始期に達するまでの子（民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として規則で定める者を含む。以下この項、次条第1項および第3項ならびに第11条の3第1項および第3項において同じ。）のある職員（職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）またはパートナーシップ関係（双方またはいずれか一方が性的マイノリティであり、互いを人生のパートナーとして、相互の人権を尊重し、日常生活において継続的に協力し合うことを約した二者間の関係その他の婚姻関係に相当すると任命権者が認める二者間の関係をいう。）の相手方で当該子の親であるものが、深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下同じ。）において常態として当該子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が当該子を養育」とあるのは、「要介護者のある職員が当該要介護者を介護」と

せてはならない。

2 前項の規定は、要介護者（第18条第1項に規定する日常生活を営むことに支障がある者をいう。以下同じ。）を介護する職員について準用する。この場合において、前項中「小学校就学の始期に達するまでの子（民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として規則で定める者を含む。以下この項、次条第1項および第3項、第11条の3第1項および第3項ならびに第18条の3第1項において同じ。）のある職員（職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）またはパートナーシップ関係（双方またはいずれか一方が性的マイノリティであり、互いを人生のパートナーとして、相互の人権を尊重し、日常生活において継続的に協力し合うことを約した二者間の関係その他の婚姻関係に相当すると任命権者が認める二者間の関係をいう。）の相手方で当該子の親であるものが、深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下同じ。）において常態として当該子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が当該子を養育」と

読み替えるものとする。

3 [略]

[新設]

付 則 [略]

要介護者を介護」と読み替えるものとする。

3 [略]

(子育て部分休暇)

第18条の3 委員会は、職員（育児短時間勤務職員等を除く。）が満6歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日から満12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある当該職員の子その他規則で定める当該職員の子を養育するため、1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇として、子育て部分休暇を承認するものとする。

2 子育て部分休暇に関しその期間その他の必要な事項は、人事委員会の承認を得て、規則で定める。

付 則 [略]

付 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。



議案第127号

練馬区立幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

令和6年11月29日

提出者 練馬区長 前川 燿 男

練馬区立幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 練馬区立幼稚園教育職員の給与に関する条例（平成12年3月練馬区条例第73号）の一部をつぎのように改正する。

第27条第2項中「100分の120」を「100分の130」に改め、同項ただし書中「100分の102.5」を「100分の112.5」に改め、同条第3項中「100分の120」を「100分の130」に、「100分の67.5」を「100分の72.5」に、「100分の102.5」を「100分の112.5」に、「100分の58.75」を「100分の63.75」に改める。

第30条第2項中「100分の112.5」を「100分の122.5」に、「100分の130」を「100分の140」に改め、同条第3項中「100分の112.5」を「100分の122.5」に、「100分の55」を「100分の60」に、「100分の130」を「100分の140」に、「100分の63.75」を「100分の68.75」に改める。

別表第1をつぎのように改める。

第2条 練馬区立幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部をつぎのように改正する。

第11条第2項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第6号までを1号ずつ繰り上げ、同条第3項各号をつぎのように改める。

前項第1号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）

10,500円

前項第2号から第5号までに該当する扶養親族 6,000円

第12条第1項第2号中「前条第2項第3号もしくは第5号」を「前条第2項第2号もしくは第4号」に改める。

第27条第2項中「100分の130」を「100分の125」に改め、同項ただし書中「100分の112.5」を「100分の107.5」に改め、同条第3項中「100分の130」を「100分の125」に、「100分の72.5」を「100分の70」に、「100分の112.5」を「100分の107.5」に、「100分の63.75」を「100分の61.25」に改める。

第30条第2項中「100分の122.5」を「100分の117.5」に、「100分の140」を「100分の135」に改め、同条第3項中「100分の122.5」を「100分の117.5」に、「100分の60」を「100分の57.5」に、「100分の140」を「100分の135」に、「100分の68.75」を「100分の66.25」に改める。

付 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条および付則第7項から第9項までの規定は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定（第27条第2項および第3項ならびに第30条第2項および第3項の改正規定を除く。）による改正後の練馬区立幼稚園教育職員の給与に関する条例（以下「第1条による改正後の条例」という。）の規定は、令和6年4月1日から適用する。
- 3 第1条の規定（第27条第2項および第3項ならびに第30条第2項および第3項の改正規定に限る。）による改正後の練馬区立幼稚園教育職員の給与に関する条例の規定は、令和6年12月1日から適用する。

(令和 6 年 4 月 1 日から施行日の前日までの間における異動者の号給)

- 4 令和 6 年 4 月 1 日から第 1 条の規定の施行の日 (以下「施行日」という。) の前日までの間において、同条の規定による改正前の練馬区立幼稚園教育職員の給与に関する条例 (以下「改正前の条例」という。) の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員およびその属する職務の級またはその受ける号給に異動のあった職員のうち、特別区人事委員会 (以下「人事委員会」という。) の定める職員の第 1 条による改正後の条例の規定による当該適用または異動の日における号給は、人事委員会が定める。

(施行日から令和 7 年 3 月 31 日までの間における異動者の号給の調整)

- 5 施行日から令和 7 年 3 月 31 日までの間において、第 1 条による改正後の条例の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員およびその属する職務の級またはその受ける号給に異動のあった職員の当該適用または異動の日における号給については、当該適用または異動について、まず改正前の条例の規定が適用され、次いで当該適用または異動の日から第 1 条による改正後の条例の規定が適用されるものとした場合との均衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(給与の内払)

- 6 第 1 条による改正後の条例の規定を適用する場合には、改正前の条例の規定に基づいて支給された給与は、第 1 条による改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

(扶養手当に関する特例措置)

- 7 令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの間における第 2 条の規定による改正後の練馬区立幼稚園教育職員の給与に関する条例 (以下「第 2 条による改正後の条例」という。) 第 11 条第 3 項の規定の適用については、同項第 1 号中「10,500円」とあるのは、「9,500円」とする。
- 8 令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までの間における第 2 条による改正後の条例第 11 条第 3 項の規定の適用については、同項第 1 号中「10,500円」とあるのは、「10,000円」とする。

9 令和7年4月1日から令和9年3月31日までの間において、第2条の規定による改正前の練馬区立幼稚園教育職員の給与に関する条例第11条第2項第1号に規定する配偶者またはパートナーシップ関係の相手方を扶養する職員については、第2条による改正後の条例第11条第2項および第3項の規定にかかわらず、当該職員に対し、つぎの各号に掲げる年度に限り、当該各号に定める月額の手当を支給するものとする。

令和7年度 4,000円

令和8年度 2,000円

(委任)

10 付則第4項から第6項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

別表第1（第6条関係）

幼稚園教育職員給料表

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円
	1	206,300	285,200	326,500	359,500
	2	208,400	287,200	328,300	362,100
	3	210,600	289,100	330,200	364,700
	4	212,800	290,800	332,100	367,300
	5	215,200	292,900	334,000	369,900
	6	217,300	294,700	335,700	372,500
	7	219,500	296,100	337,800	375,000
	8	221,600	297,500	339,600	377,400
	9	224,100	299,300	341,500	379,800
	10	226,200	300,900	343,400	381,700
	11	228,500	302,600	345,400	383,600
	12	230,900	304,200	347,200	385,500
	13	233,000	305,600	349,100	387,700
	14	234,800	307,300	350,800	389,600
	15	236,500	309,100	352,800	391,400
	16	237,900	310,500	354,800	393,400
	17	239,400	311,900	356,800	395,500
	18	241,000	314,200	359,200	397,300
	19	242,200	316,500	361,700	398,900
	20	243,800	318,800	364,200	400,300
	21	245,000	321,100	366,700	402,000
	22	246,000	322,600	368,300	403,500
	23	247,200	324,500	370,200	404,900
	24	248,300	326,400	372,100	406,100
	25	249,600	328,200	373,900	407,400
	26	250,300	330,000	375,500	408,700
	27	251,600	331,600	377,300	410,000
	28	252,800	333,100	378,900	411,300
	29	254,100	334,900	380,500	412,400
	30	255,500	336,400	382,100	413,500
	31	256,500	338,000	383,700	414,600
	32	258,000	339,500	385,300	415,700
	33	259,300	341,200	387,000	416,800
	34	260,700	342,800	388,400	417,700
	35	261,900	344,500	389,900	418,700
	36	263,400	346,300	391,000	419,500
	37	264,600	347,500	392,000	420,300
	38	266,000	349,000	393,200	421,200
	39	267,200	350,600	394,300	421,900
	40	268,600	352,100	395,100	422,700
	41	270,200	353,200	396,000	423,500
42	271,400	354,600	396,900	424,300	

43	273,000	356,000	397,900	425,200
44	274,500	357,200	398,700	426,000
45	276,100	358,300	399,400	426,700
46	277,700	359,600	400,000	427,400
47	279,200	360,900	400,800	428,100
48	280,800	362,200	401,500	428,700
49	282,000	363,400	402,300	429,300
50	283,500	364,600	402,900	430,000
51	285,000	365,700	403,600	430,600
52	286,400	366,900	404,400	431,100
53	288,200	368,000	405,100	431,600
54	289,500	369,100	405,900	432,200
55	290,900	370,100	406,700	432,700
56	292,600	371,100	407,400	433,300
57	294,500	372,000	407,900	433,900
58	296,400	372,900	408,600	434,400
59	298,400	373,800	409,200	435,000
60	300,400	374,700	409,900	435,600
61	302,500	375,500	410,500	436,100
62	304,000	376,400	411,100	436,600
63	305,800	377,200	411,700	437,100
64	307,600	377,900	412,300	437,700
65	309,600	378,700	412,800	438,100
66	311,200	379,500	413,300	438,600
67	312,900	380,100	413,900	439,100
68	314,500	380,900	414,500	439,500
69	316,300	381,700	415,100	440,000
70	317,900	382,300	415,600	440,500
71	319,500	383,000	416,200	441,000
72	321,100	383,900	416,800	441,500
73	322,600	384,700	417,300	441,900
74	324,200	385,400	417,900	442,400
75	325,800	386,000	418,400	442,900
76	327,400	386,700	419,000	443,400
77	328,900	387,300	419,400	443,800
78	330,400	387,900	419,900	444,200
79	331,800	388,400	420,400	444,700
80	333,200	389,000	420,900	445,200
81	334,600	389,600	421,400	445,700
82	336,000	390,100	421,900	446,200
83	337,300	390,700	422,400	446,700
84	338,500	391,300	422,900	447,100
85	339,700	391,900	423,300	447,600
86	341,000	392,500	423,700	448,000
87	342,400	393,000	424,200	448,400
88	343,600	393,600	424,700	448,800
89	344,800	394,100	425,200	449,100
90	346,000	394,500	425,600	449,400
91	347,200	395,100	426,100	449,800

92	348,300	395,600	426,600	450,200
93	349,400	396,100	427,000	450,600
94	350,400	396,600	427,400	451,000
95	351,400	397,100	427,800	451,400
96	352,400	397,600	428,200	451,800
97	353,400	398,000	428,600	452,100
98	354,300	398,400	428,900	452,400
99	355,100	398,900	429,300	452,800
100	355,800	399,400	429,700	453,200
101	356,500	399,900	430,100	453,600
102	357,200	400,400	430,500	
103	357,900	400,900	430,900	
104	358,400	401,400	431,300	
105	359,000	401,900	431,600	
106	359,500	402,400	432,000	
107	360,000	402,900	432,400	
108	360,600	403,400	432,800	
109	361,300	403,800	433,100	
110	361,800	404,200	433,500	
111	362,300	404,700	433,900	
112	362,800	405,200	434,300	
113	363,300	405,700	434,600	
114	363,800	406,100		
115	364,300	406,500		
116	364,800	406,900		
117	365,200	407,300		
118	365,600	407,700		
119	366,100	408,100		
120	366,600	408,500		
121	367,100	408,900		
122	367,600	409,200		
123	368,100	409,600		
124	368,500	410,000		
125	368,900	410,400		
126	369,200	410,800		
127	369,600	411,200		
128	370,000	411,600		
129	370,300	411,900		
130	370,500			
131	370,900			
132	371,300			
133	371,700			
134	372,000			
135	372,400			
136	372,800			
137	373,200			
138	373,600			
139	374,000			
140	374,400			

	141	374,700			
	142	375,100			
	143	375,500			
	144	375,800			
	145	376,200			
	146	376,600			
	147	377,000			
	148	377,400			
	149	377,800			
	150	378,200			
	151	378,600			
	152	379,000			
	153	379,300			
	154	379,700			
	155	380,100			
	156	380,500			
	157	380,900			
	158	381,300			
	159	381,700			
	160	382,100			
	161	382,500			
	162	382,900			
	163	383,300			
	164	383,700			
	165	384,000			
	166	384,400			
	167	384,700			
	168	385,100			
	169	385,500			
定年前再任用短時間勤務職員		基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額
		円 233,100	円 272,300	円 295,900	円 335,200

参考資料

令和 6 年 12 月 5 日
人事戦略担当部職員課
教育振興部教育指導課

議案第 1 2 5 号 練馬区職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

議案第 1 2 6 号 練馬区会計年度任用職員の給与および費用弁償に関する条例の一部
を改正する条例

議案第 1 2 7 号 練馬区立幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

1 改正の理由

特別区人事委員会勧告（令和 6 年 10 月 9 日）等に基づき、一般職の職員に対する給与の改定を行う。

2 改正の内容

給料表の改定

公民較差分の解消を図るため、給料表の引上げ改定を行う。

期末手当および勤勉手当の改定（特別給全体の支給月数は別表のとおり）

ア 令和 6 年度の期末手当および勤勉手当の年間支給月数を引き上げる。

令和 6 年度分

職員の区分		手当	6 月期	12 月期	年間
一般職員	定年前再任用短時間 勤務職員以外の職員	期末手当	1.200月	1.300月	2.500月
		勤勉手当	1.125月	1.225月	2.350月
	定年前再任用短時間 勤務職員	期末手当	0.675月	0.725月	1.400月
		勤勉手当	0.550月	0.600月	1.150月
管理職員	定年前再任用短時間 勤務職員以外の職員	期末手当	1.025月	1.125月	2.150月
		勤勉手当	1.300月	1.400月	2.700月
	定年前再任用短時間 勤務職員	期末手当	0.5875月	0.6375月	1.225月
		勤勉手当	0.6375月	0.6875月	1.325月
会計年度任用職員		期末手当	1.200月	1.300月	2.500月
		勤勉手当	1.125月	1.225月	2.350月

イ 令和7年度以降の期末手当および勤勉手当の支給月数を6月期および12月期が均等となるように配分する。

令和7年度以降分

職員の区分		手当	6月期	12月期	年間
一般職員	定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	期末手当	1.250月	1.250月	2.500月
		勤勉手当	1.175月	1.175月	2.350月
	定年前再任用短時間勤務職員	期末手当	0.700月	0.700月	1.400月
		勤勉手当	0.575月	0.575月	1.150月
管理職員	定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	期末手当	1.075月	1.075月	2.150月
		勤勉手当	1.350月	1.350月	2.700月
	定年前再任用短時間勤務職員	期末手当	0.6125月	0.6125月	1.225月
		勤勉手当	0.6625月	0.6625月	1.325月
会計年度任用職員		期末手当	1.250月	1.250月	2.500月
		勤勉手当	1.175月	1.175月	2.350月

扶養手当の改定

配偶者またはパートナーシップ関係の相手方（以下「配偶者等」という。）に係る扶養手当の廃止を段階的に実施するとともに、子に係る扶養手当の月額を段階的に引き上げる。

各年度における扶養手当の月額

年度 扶養親族	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
配偶者等	6,000円	4,000円	2,000円	廃止
子	9,000円	9,500円	10,000円	10,500円

練馬区会計年度任用職員の給与および費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を除く。

初任給調整手当の改定

初任給調整手当のうち、医療職給料表（一）の適用を受ける職員の月額を引き上げる。

練馬区職員の給与に関する条例の一部を改正する条例のみ。

給料表の適用を受けない会計年度任用職員の給料および報酬の額の上限を給料表の改定に準じて引き上げる。

練馬区会計年度任用職員の給与および費用弁償に関する条例の一部を改正する条例のみ。

3 施行期日等

給料表および給料表の適用を受けない会計年度任用職員の給料および報酬の額の上限の改定

公布の日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

期末手当および勤勉手当の改定

ア 令和6年度分

公布の日から施行し、令和6年12月1日から適用する。

イ 令和7年度以降分

令和7年4月1日から施行する。

扶養手当の改定

令和7年4月1日から施行する。

初任給調整手当の改定

ア 令和6年度分

公布の日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

イ 令和7年度以降分

令和7年4月1日から施行する。

4 新旧対照表

別紙のとおり

期末・勤勉手当 改正の概要

1 現行

	期末手当			+	勤勉手当			=	合計月数 ()
	6月期	12月期	年間()		6月期	12月期	年間()		
一般職員	1.20月 (0.675月)	1.20月 (0.675月)	2.40月 (1.35月)		1.125月 (0.55月)	1.125月 (0.55月)	2.25月 (1.10月)		4.65月 (2.45月)
管理職員	1.025月 (0.5875月)	1.025月 (0.5875月)	2.05月 (1.175月)		1.30月 (0.6375月)	1.30月 (0.6375月)	2.60月 (1.275月)		4.65月 (2.45月)
会計年度 任用職員	1.20月	1.20月	2.40月		1.125月	1.125月	2.25月		4.65月

2 令和6年度分(改正後)

	期末手当			+	勤勉手当			=	合計月数 ()
	6月期	12月期	年間()		6月期	12月期	年間()		
一般職員	1.20月 (0.675月)	<u>1.30月</u> (<u>0.725月</u>)	2.50月 (1.40月)		1.125月 (0.55月)	<u>1.225月</u> (<u>0.60月</u>)	2.35月 (1.15月)		4.85月 (2.55月)
管理職員	1.025月 (0.5875月)	<u>1.125月</u> (<u>0.6375月</u>)	2.15月 (1.225月)		1.30月 (0.6375月)	<u>1.40月</u> (<u>0.6875月</u>)	2.70月 (1.325月)		4.85月 (2.55月)
会計年度 任用職員	1.20月	<u>1.30月</u>	2.50月		1.125月	<u>1.225月</u>	2.35月		4.85月

3 令和7年度以降分(改正後)

	期末手当			+	勤勉手当			=	合計月数 ()
	6月期	12月期	年間()		6月期	12月期	年間()		
一般職員	<u>1.25月</u> (<u>0.70月</u>)	<u>1.25月</u> (<u>0.70月</u>)	2.50月 (1.40月)		<u>1.175月</u> (<u>0.575月</u>)	<u>1.175月</u> (<u>0.575月</u>)	2.35月 (1.15月)		4.85月 (2.55月)
管理職員	<u>1.075月</u> (<u>0.6125月</u>)	<u>1.075月</u> (<u>0.6125月</u>)	2.15月 (1.225月)		<u>1.35月</u> (<u>0.6625月</u>)	<u>1.35月</u> (<u>0.6625月</u>)	2.70月 (1.325月)		4.85月 (2.55月)
会計年度 任用職員	<u>1.25月</u>	<u>1.25月</u>	2.50月		<u>1.175月</u>	<u>1.175月</u>	2.35月		4.85月

支給月数の()内は、定年前再任用短時間勤務職員および暫定再任用職員の支給月数
下線は改正部分



議案第96号

練馬区立保育所設置条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

令和6年11月29日

提出者 練馬区長 前川 耀 男

練馬区立保育所設置条例の一部を改正する条例

練馬区立保育所設置条例（昭和36年3月練馬区条例第10号）の一部をつぎのよ
うに改正する。

第1条の表高野台保育園の項を削る。

付 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

令和 6 年 12 月 5 日
こども家庭部保育計画調整課

議案第 96 号 練馬区立保育所設置条例の一部を改正する条例

1 改正の理由

「練馬区公共施設等総合管理計画〔実施計画〕（令和 4 年度・5 年度）」および「練馬区公共施設等総合管理計画〔実施計画〕（令和 6 年度～令和 10 年度）」（以下これらを「実施計画」という。）ならびに「練馬区立高野台保育園民営化実施計画」（以下「民営化実施計画」という。）に基づき、練馬区立高野台保育園を民営化するため、所要の改正を行う。

2 改正の内容

区立保育所の名称および位置を定める第 1 条の表から高野台保育園を削る。

3 施行期日

令和 7 年 4 月 1 日

4 新旧対照表

裏面のとおり

5 民営化の経過

練馬区では、平成 29 年 3 月に「練馬区公共施設等総合管理計画」を定め、事業者が自らの創意工夫によりサービスの向上を行うために、業務委託や指定管理者制度により、一定期間安定的・継続的に良好な運営が行われている施設について、民営化を目指すこととした。

練馬区立高野台保育園については、令和 4 年 3 月および令和 6 年 3 月に策定した実施計画において、現在の運營業務委託先である社会福祉法人尚徳福祉会を運営主体として、令和 7 年度に民営化することを定めた。

令和 6 年 6 月に、民営化に係る具体的な手順や実施内容を定めた民営化実施計画を策定し、民営化に向けた手続を進めている。

練馬区立保育所設置条例新旧対照表

現 行	改正案																
<p>第1条 児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第35条第3項の規定に基づき、練馬区立保育所（以下「保育所」という。）を、つぎのとおり設置する。</p> <table border="0"> <tr> <td>名称</td> <td>位置</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>高野台保育園</td> <td>練馬区高野台三丁目25番 17号</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> </table> <p>付 則 [略]</p>	名称	位置	[略]	[略]	高野台保育園	練馬区高野台三丁目25番 17号	[略]	[略]	<p>第1条 児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第35条第3項の規定に基づき、練馬区立保育所（以下「保育所」という。）を、つぎのとおり設置する。</p> <table border="0"> <tr> <td>名称</td> <td>位置</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>[削る]</td> <td>[削る]</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> </table> <p>付 則 [略]</p> <p><u>付 則</u></p> <p><u>この条例は、令和7年4月1日から施行する。</u></p>	名称	位置	[略]	[略]	[削る]	[削る]	[略]	[略]
名称	位置																
[略]	[略]																
高野台保育園	練馬区高野台三丁目25番 17号																
[略]	[略]																
名称	位置																
[略]	[略]																
[削る]	[削る]																
[略]	[略]																

令和 6 年 12 月 6 日
教育振興部教育施策課
教育振興部学務課
教育振興部学校施設課

区立学校適正配置第二次実施計画（素案）について

区立小・中学校の適正配置については、急速な少子化を踏まえた今後の児童・生徒数の動向や施設の改築時期、35 人学級編制の実施などの要素を鑑みた検討を行うため、「練馬区立学校の適正規模・適正配置検討委員会」(以下「検討委員会」という。)において検討を進め、令和 6 年 3 月に「第二次区立小・中学校および区立幼稚園の適正配置基本方針」(以下「第二次適正配置基本方針」という。)を策定した。

この度、検討委員会から「第二次適正配置基本方針で示された適正配置対象校の選定フローに基づき、対象校となる学校については、対応が必要」との答申を受け、「区立学校適正配置第二次実施計画」を下記のとおり策定する。

記

1 区立学校適正配置第二次実施計画（素案）

別添のとおり

2 検討委員会の答申

別添「区立学校の適正配置について（答申）」のとおり

3 区民意見反映制度に基づく意見の募集

(1) 周知方法

ア ねりま区報（12月11日号）への掲載

イ 区ホームページへの掲載

ウ 区民情報ひろば、区民事務所（練馬を除く）、図書館（南大泉図書館分室を除く）、教育施策課での閲覧

エ 区立小中学校の児童・生徒用タブレットパソコンの「ブックマーク」から閲覧

オ 児童館での閲覧

(2) 意見の募集期間

令和6年12月11日(水)から令和7年1月21日(火)まで

(3) 意見の提出方法

持参、郵送、ファクス、電子メール、LoGo フォーム(電子申請サービス)

4 説明会の開催

令和7年1月9日(木) 18:30~20:30 田柄小学校
1月10日(金) 18:30~20:30 光が丘第一中学校
1月11日(土) 10:00~12:00 光が丘第八小学校
14:30~16:30 豊溪中学校
1月15日(水) 18:30~20:30 春日小学校

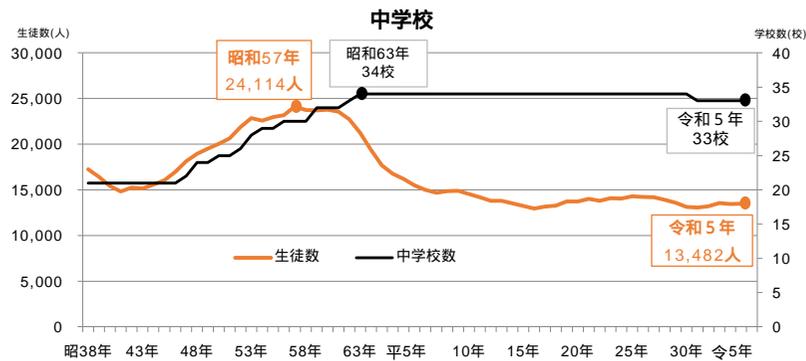
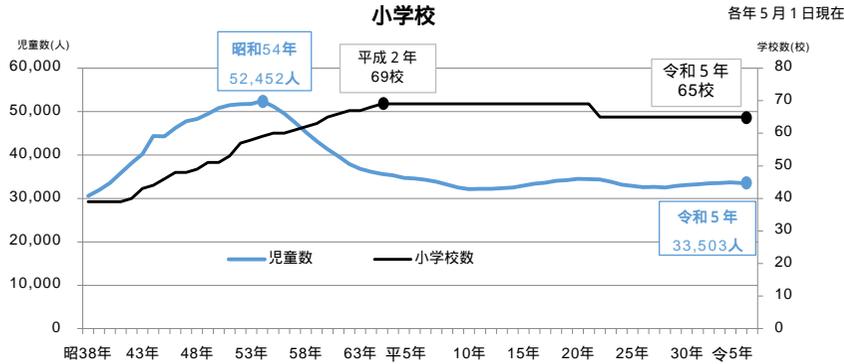
5 今後の予定

令和7年3月 計画(案)を報告
3月末 計画を策定

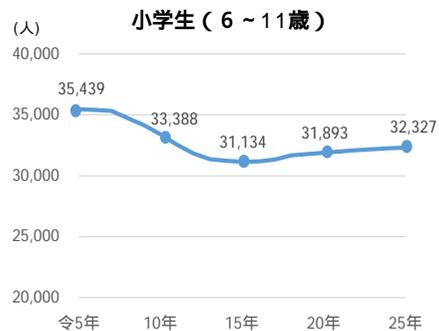
「第二次区立小・中学校および区立幼稚園の適正配置基本方針」の概要（令和6年3月策定）

1 区立小中学校の児童・生徒数の推移

現在の児童・生徒数はピーク時（昭和50年代）の6割となっている
 学校数は103校（小学校65校、中学校33校）と大きく変わっていない
 区の将来人口推計による年代別人口の推移も減少の見込み



<第3次ビジョン推計による年代別人口の推移>



2 適正配置の必要性

過小規模校はクラス替えができない、部活動が制限されるなどの課題がある

過大規模校は施設に余裕がない、移動教室の見学場所が制限されるなどの課題がある

改築・改修には多額な費用がかかることから、それぞれの学校について改築や長寿命化改修を行うべきか検討が必要

築60年を迎える学校が多い中で、改築計画と整合した適正配置の考え方が必要

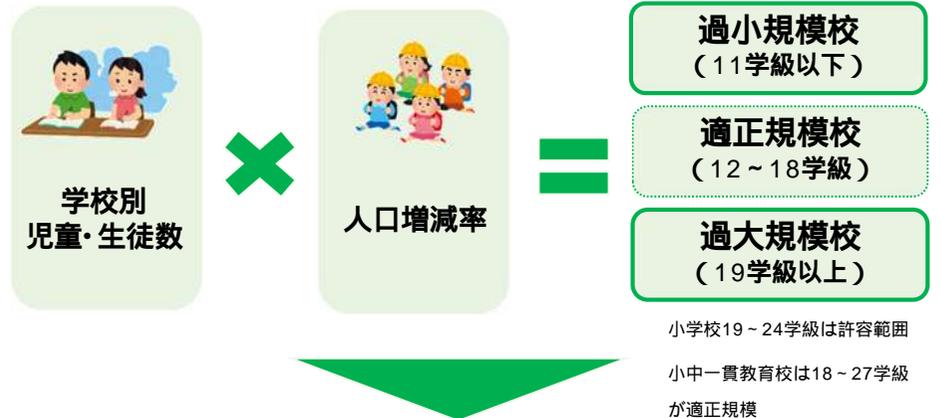
R6.3策定の基本方針では、**適正規模の視点**と**改築の視点**を用い、**適正配置の対象校選定の考え方**を整理

実施計画では、基本方針の考え方に基づき対象校を選定のうえ、**区立小・中学校の適正配置を進める**

3 適正規模の視点から見る候補校

将来推計によるR26年度の学級数の算出方法

学校別の児童・生徒数に人口推計増減率を掛け合わせ、20年後の学校規模を算出する。

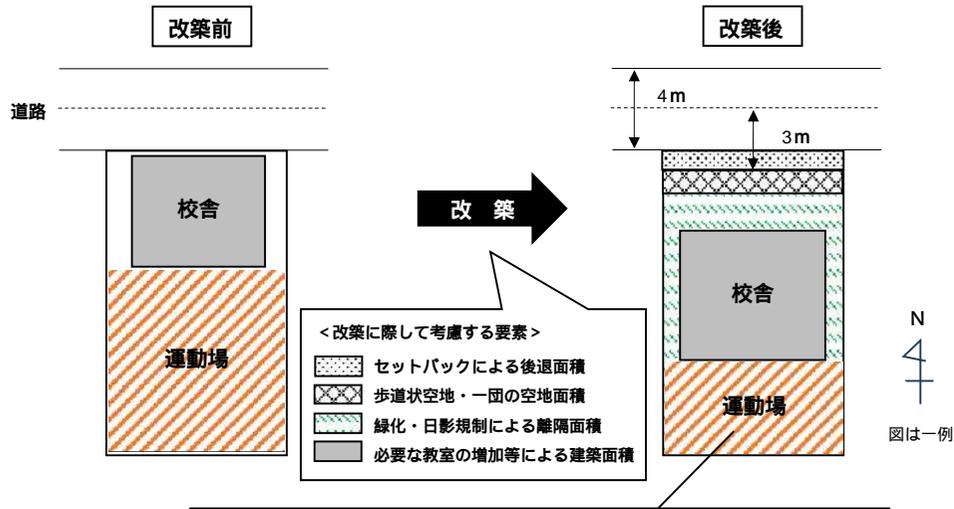


過小規模、過大規模となる学校について検討を行う

4 改築の視点から見る候補校

改築に課題のある学校の抽出方法

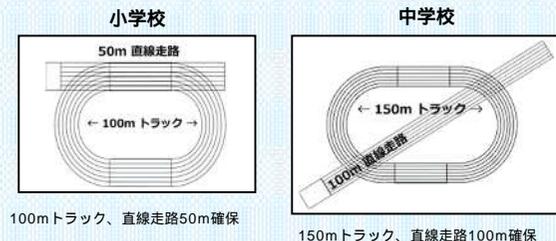
35人学級編制による学級数の増加等に伴う校舎の建築面積の拡大に加え、周辺道路の拡幅や建築基準法等の改正による規制の強化等により様々な制約を受けるため、運動場面積が現在に比べて小さくなってしまふ懸念がある。改築後に望ましい運動場面積を確保できない可能性のある学校を抽出する。



改築に際して考慮する要素を除いた敷地面積を運動場面積として算出

改築後に望ましい運動場面積を確保できない可能性のある学校を「改築に課題のある学校」として抽出する

(参考) 望ましい運動場面積について



学習指導要領が求めている授業に必要な規模を想定。統合する場合は、左記の望ましい運動場面積の確保を目指す。

5 適正配置対象校の選定フロー

候補校を抽出

- (1) 3 で算出した20年後の過小規模校・過大規模校
- (2) 4 で抽出した改築に課題のある学校

適正配置後の学校規模

適正配置後の学校規模が

適正規模 (12~18学級)

を維持できるか確認



適正配置後、
過大規模にならないか

小学校は24学級まで許容範囲

通学距離

適正配置後の

通学距離の目安

を大きく超えないか確認



通学可能な距離か

概ね30分程度 (小学校1.5km、
中学校2km程度) を目安

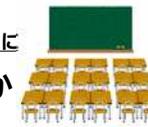
複数の観点
で検討

近隣校の受け入れ可否

隣接する学校で、改築後に

余剰教室があるか

を確認



近隣校で受け入れできるか

1対1を原則 (最大2校への分散も可)

人口変動の要素

まちづくりや鉄道路線の延長など

人口が大きく変動する

見込みはないか確認



東京都教育人口等推計も

考慮のうえ検討

対象校を
決定

適正配置の対象となる学校を決定

適正配置候補校（16校）

過小規模の学校（7校）

光が丘第八、大泉第一、橋戸、春日、豊玉第二、南が丘、南田中

改築に課題のある学校（7校）

大泉学園、大泉第六、石神井西、石神井台、泉新、富士見台、練馬第三

過大規模の学校（2校）

開進第三、中村

改築済・改築予定の学校を除く は長寿命化不可

選定フロー ~ による評価
（16校）

分類	学校名	学級数		校地面積	学校規模			総合評価
		R6実績	R26区推計		過大規模にならないか	通学距離 直線距離1.5km程度か	受入可否 近隣校で受入可能か	
過小規模	光が丘第八	7	7	13,000㎡				
	大泉第一	10	9	11,547㎡				
	橋戸	12	10	10,129㎡				
	春日	12	11	10,705㎡				
	豊玉第二	11	11	7,552㎡				
	南が丘	12	11	9,894㎡				
	南田中	13	11	14,278㎡				
改築課題	大泉学園	12	12	9,210㎡				
	大泉第六	12	12	9,905㎡	×			×
	石神井西	17	15	9,530㎡	×			×
	石神井台	18	16	9,846㎡	×		×	×
	泉新	18	16	9,376㎡			×	×
	富士見台	19	17	9,453㎡	×			×
	練馬第三	17	18	9,106㎡	×			×
規 過 模 大	開進第三	24	26	8,394㎡	—			
	中村	27	30	13,881㎡	—			

網掛けは、選定フローの条件に合致しないため、第二次実施計画で対象外となる学校

選定フロー ~ による評価
（10校）

人口変動の要素		
学校名	将来推計（学級数）	
	R26区推計	R11都推計
光が丘第八	7	6
大泉第一	9	10
橋戸	10	10
春日	11	12
豊玉第二	11	12
南が丘	11	12
南田中	11	12
大泉学園	12	11
開進第三	26	19
中村	30	24

【考え方】

過小規模は11学級以下、過大規模は25学級以上だが、ボーダーラインにある場合は統合・再編の検討を一旦保留し、過小規模は10学級以下、過大規模は26学級以上を対象とする

大泉第一小、橋戸小は大江戸線延伸地域のため、現時点での判断は見送る

春日小は学区変更での過小規模の解消を検討する

結果

第二次実施計画で**対象**となる学校

統合・再編【1校】

光が丘第八
*相手校：田柄（一部を光が丘秋の陽）

学区変更【1校】

春日
*相手校：練馬、高松

第二次実施計画では**対象外**の学校

選定フロー ~ で
対象外になった学校【6校】

大泉第六、石神井西、石神井台、泉新、富士見台、練馬第三

選定フロー で
対象外になった学校【8校】

大泉第一、橋戸、豊玉第二、南が丘、南田中、大泉学園、開進第三、中村

適正配置候補校（16校）

過小規模の学校（9校）

豊溪、光が丘第一、石神井南、光が丘第二、南が丘、大泉北、八坂、練馬東、豊玉

改築済・改築予定の学校を除く は長寿命化不可

改築に課題のある学校（7校）

豊溪、石神井南、谷原、関、三原台、石神井東、貫井

は過小・過大規模校

過大規模の学校（2校）

中村、大泉

選定フロー ~ による評価
（16校）

分類	学校名	学級数		校地面積	学校規模 過大規模にならないか	通学距離 直線距離2km程度か	受入可否 近隣校で受入可能か	総合評価
		R6実績	R26区推計					
過小規模	豊溪	5	5	10,818㎡				
	光が丘第一	8	8	14,999㎡				
	石神井南	10	10	11,296㎡				
	光が丘第二	9	11	14,957㎡				
	南が丘	9	8	19,065㎡			×	×
	大泉北	9	8	14,598㎡		×		×
	八坂	7	8	17,924㎡		×		×
	練馬東	10	10	15,999㎡	×			×
	豊玉	9	11	15,463㎡			×	×
改築課題	谷原	14	13	14,650㎡	×			×
	関	14	13	12,686㎡	×	×		×
	三原台	15	14	13,057㎡	×			×
	石神井東	16	15	11,105㎡	×			×
	貫井	12	16	13,910㎡	×			×
規過大	中村	15	19	24,378㎡	—			
	大泉	19	19	16,732㎡	—			

選定フロー による評価
（6校）

学校名	人口変動の要素	
	将来推計（学級数）	
	R26区推計	R11都推計
豊溪	5	6
光が丘第一	8	9
石神井南	10	9
光が丘第二	11	9
中村	19	14
大泉	19	19

【考え方】
過小規模は11学級以下、過大規模は19学級以上だが、ボーダーラインにある場合は統合・再編の検討を一旦保留し、過小規模は10学級以下、過大規模は20学級以上を対象とする
石神井南中は長寿命化改修実施中のため、第二次実施計画の対象から除外する

結果

第二次実施計画で**対象**となる学校

統合・再編【2校】

豊溪、光が丘第一

第二次実施計画では**対象外**の学校

選定フロー ~ で
対象外になった学校【10校】

南が丘、大泉北、八坂、練馬東、豊玉、谷原、関、三原台、石神井東、貫井

選定フロー で
対象外になった学校【4校】

石神井南、光が丘第二、中村、大泉

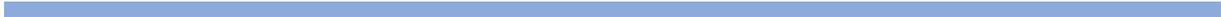
網掛けは、選定フローの条件に合致しないため、第二次実施計画で対象外となる学校

区立学校適正配置
第二次実施計画

素案

令和6年(2024年)12月

練馬区教育委員会



目 次

はじめに

1．適正配置の必要性	4
2．第二次実施計画の策定	4
3．第二次実施計画の位置付け	5
4．計画期間	5

第1章 適正配置の基本的な考え方

1．適正規模の基準	8
2．学級規模における課題	8
3．適正配置の進め方	9
(1) 過小規模校	
(2) 過大規模校	

第2章 第二次適正配置基本方針に基づく適正配置検討候補校の抽出

1．基礎とした数値	12
2．適正配置候補校の抽出	12
(1) 適正規模の視点から見る候補校	
(2) 改築の視点から見る候補校	
3．適正配置対象校の選定	14

第3章 第二次実施計画における適正配置対象校の選定

1．小学校の検討結果	16
2．中学校の検討結果	18
3 - 1．第二次実施計画で対象となる学校	

光が丘第八小学校	22
春日小学校	24
豊溪中学校	26
光が丘第一中学校	28

3 - 2．第二次実施計画で対象とならない学校

橋戸小学校	30	開進第三小学校	42
大泉第一小学校	32	中村小学校	44
大泉学園小学校	34	光が丘第二中学校	46
豊玉第二小学校	36	⑩ 石神井南中学校	48
南が丘小学校	38	中村中学校	50
南田中小学校	40	大泉中学校	52

4 . 学校別検討まとめ	54
(1) 統合・再編の方向で検討する学校	
(2) 学区域変更の方向で検討する学校	
(3) 第二次実施計画で対象とならない学校	
第4章 「旭丘小学校・小竹小学校・旭丘中学校の 今後の対応方針」に基づく進捗状況	56
第5章 第二次実施計画を進めるにあたっての具体的な取り組み	
1 . 統合・再編を円滑に進めるための取り組み	58
(1) 準備会の設置	
(2) 交流活動の実施	
(3) 学級編制と教職員配置	
(4) 特別支援学級の移設	
(5) 小中連携グループの見直し	
(6) 通学路の安全確保	
(7) 就学指定校の変更	
(8) 学校指定用品への配慮	
(9) 学校応援団・ねりっこクラブ	
2 . 跡施設の活用	60

資料編

はじめに

1．適正配置の必要性

国が発表した令和5年（2023年）の出生数（速報値）は約75.9万人となり、統計を始めた明治32年（1899年）以降、最少を更新し、全国的に少子化が急速に進んでいます。今後も全国的に学校の小規模化がさらに進んでいくものと見込まれています。

区立小・中学校の児童・生徒数は昭和50年代のピーク時の約6割まで減少しています（P64参照）。練馬区では、年少人口の減少に伴う区立学校の小規模化や学級規模の格差を解消するため、区立小・中学校の適正配置を行ってきました。これまでに小学校8校を4校に統合・再編し、中学校1校を廃止しました。現在、小学校65校、中学校33校を設置・運営しています。

集団活動や行事が活発に行われ、児童・生徒が様々な人との関わりの中で学び、成長していくために、学校には一定の児童・生徒数と学級数が必要です。そのためには、学校の適正規模を確保し、児童・生徒が良好な教育環境の中で学び、成長することができるよう、学校の適正配置を行う必要があります。

また、区の財政状況が厳しさを増す中、これまでにない少子化の局面においては、今後の児童・生徒数の動向や施設の改築時期、35人学級編制の実施、小中一貫教育の取組等を踏まえ、適正配置を進める必要があります。

2．第二次実施計画の策定

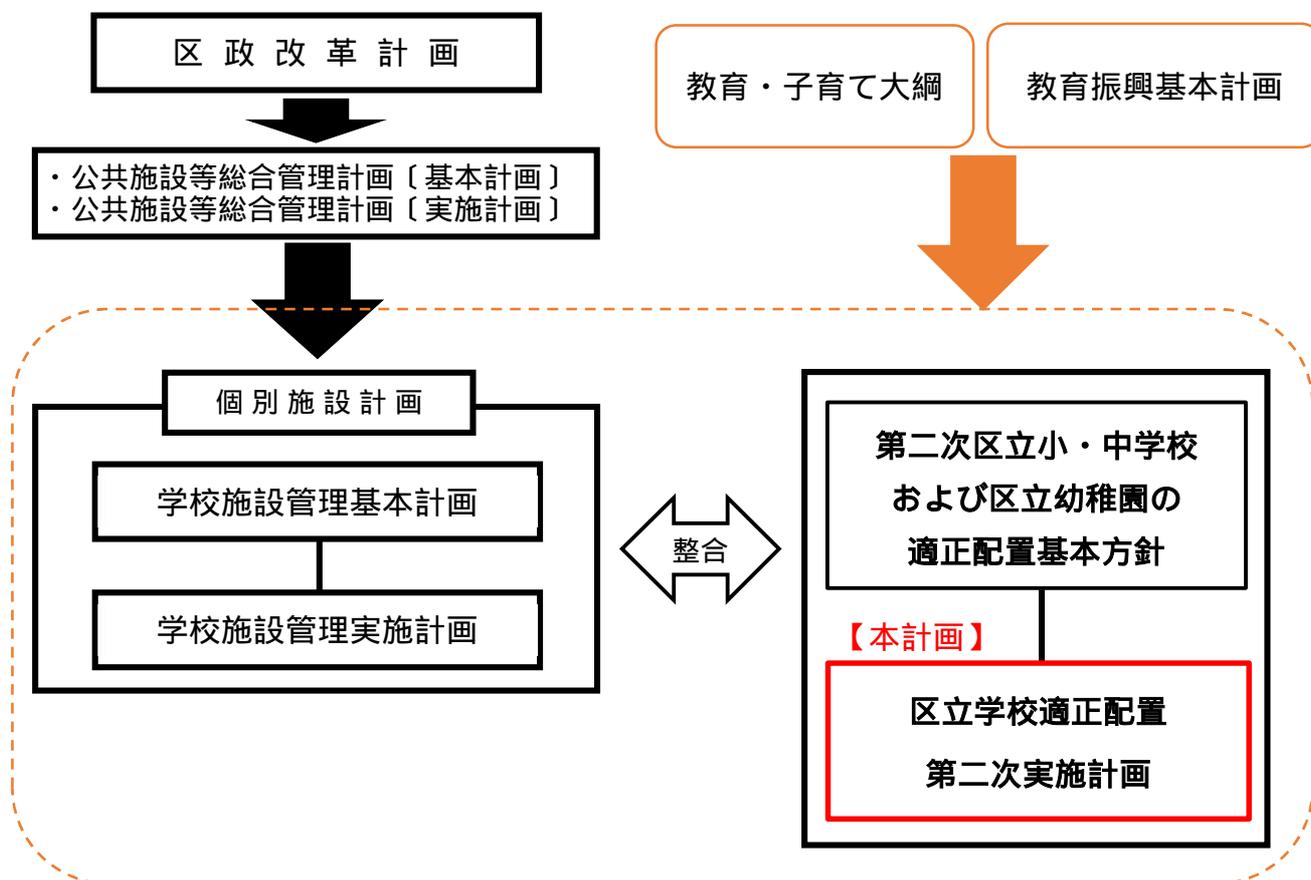
練馬区では、平成17年4月に策定した「区立小・中学校および区立幼稚園の適正配置基本方針」（以下「適正配置基本方針」という。）に基づく実施計画として、平成20年2月に「区立学校適正配置第一次実施計画」、平成24年3月に「区立幼稚園適正配置実施計画」、平成29年3月に「練馬区立光が丘第四中学校適正配置実施計画」、令和元年8月に「旭丘小学校・小竹小学校・旭丘中学校の今後の対応方針」をそれぞれ策定し、適正配置を行ってきました。

適正配置基本方針の策定から約20年が経過し、急速な少子化を踏まえた今後の児童・生徒数の動向や施設の改築時期、35人学級編制の実施などの要素を鑑みた検討を行うため、平成28年5月に設置した「練馬区立学校の適正規模・適正配置検討委員会」（以下「検討委員会」という。）において検討を進め、令和6年3月に「第二次区立小・中学校および区立幼稚園の適正配置基本方針」（以下「第二次適正配置基本方針」という。）を策定しました。

この度、検討委員会から「第二次適正配置基本方針で示された適正配置対象校の選定フローに基づき、対象校となる学校については、対応が必要」との答申を受け、「区立学校適正配置第二次実施計画」（以下「第二次実施計画」という。）をまとめました。

3. 第二次実施計画の位置付け

第二次実施計画は、第二次適正配置基本方針に基づき策定します。



4. 計画期間

第二次実施計画の計画期間は、令和7年度から令和10年度までとします。

また、その後も児童・生徒数や改築校の状況も踏まえ、学校施設管理実施計画と整合を図りながら、概ね5年ごとに見直しを行います。



第 1 章 適正配置の基本的な考え方

1. 適正規模の基準

第二次適正配置基本方針では、区立小・中学校の適正規模の基準を以下のとおりとしています。

小学校 12 学級～18 学級（19 学級～24 学級は許容範囲）

中学校 12 学級～18 学級

小中一貫教育校 18 学級～27 学級

国では、学級数の標準規模を、学校教育法施行規則により小・中学校ともに「12 学級～18 学級」、小中一貫の義務教育学校は「18 学級～27 学級」としています。

2. 学級規模における課題

適正規模を下回る過小規模校や適正規模を上回る過大規模校は、それぞれの環境の中で工夫を凝らすことにより、適正な学校運営を行っています。しかし、過小規模化や過大規模化が進行すると、デメリットの影響が大きくなり、学校の努力だけではカバーできずに学校運営に大きな課題が生じることが危惧されます。

【過小規模校・過大規模校の主な課題】

	主な課題
過小規模校	単学級（1 学年 1 学級）ではクラス替えができないため、交友関係が固定化しやすく、多様なものの見方・考え方にふれる機会が少なくなる 児童・生徒から多様な発言が引き出しにくく、集団生活の良さが生かされにくい 教員が少なく、授業改善の取組や部活動などが制限される場合がある 教員一人あたりの校務負担や行事に関わる負担が増加する場合がある 教員個人の力量への依存度が高まり、人事異動や教員数の変動により学校経営が不安定になる可能性がある
過大規模校	集団生活において、同学年との結びつきが中心となり、異学年交流の機会が設定しにくくなる場合がある 教室、体育館、運動場、少人数指導や部活動のスペースなどの施設面に余裕がなくなる 社会科見学や移動教室時の見学場所が制限される場合がある 運動会などの学校行事や集団学習において、一人ひとりが活躍する場や機会が少なくなる 教職員による児童・生徒一人ひとりの個性や行動の把握が困難になりやすい

3 . 適正配置の進め方

学校は、単に教科等の知識や技能を習得させるだけではなく、児童・生徒が集団の中で多様な考えに触れ、認め合い、協力し合い、切磋琢磨することを通じて思考力や表現力、判断力、問題解決能力などを育み、社会性や規範意識を身に付けさせる場でもあります。そうした教育を行うためには、一定の規模の児童・生徒数が確保されていることや、経験年数、専門性、男女比率についてバランスのとれた教職員が配置されていることが望ましいと考えられます。

学校教育の充実を図り、児童・生徒に良好な教育環境を提供するため、適正規模の小・中学校を地域に適正に配置します。

(1) 過小規模校

通学区域の変更、学校の統合・再編を基本に検討します。通学区域の変更は、概ね1年間の準備期間を設けたうえで実施します。統合・再編は、以下のいずれかの方法により行い、概ね2年間の準備期間を設けたうえで実施します。

統合対象としたいずれの学校も廃止し、新校を設置する方法
対象の過小規模校のみを廃止し、近隣校の通学区域に編入する方法

(2) 過大規模校

通学区域の変更を基本に検討します。概ね1年間の準備期間を設けたうえで実施します。また、指定校変更申請による通学区域外からの受け入れを調整します。

なお、統合・再編の組合せ、学校の位置、学校施設の状況などから、適正規模を確保している学校も通学区域の変更、統合・再編の対象となることがあります。

ただし、地理的条件や周辺校の学校規模により、適正配置が困難な場合は、学校運営に支障がないことを確認したうえで、適正規模でなくても学校運営を継続します。



第2章
第二次適正配置基本方針に基づく
適正配置検討候補校の抽出

1. 基礎とした数値

第二次実施計画の検討にあたっては、令和6年度の児童・生徒数および第3次みどりの風吹くまちビジョンの将来人口推計(以下「ビジョン推計」という。)を基礎数値として使用し、東京都教育人口等推計(以下「都推計」という。)も考慮のうえ検討しました。

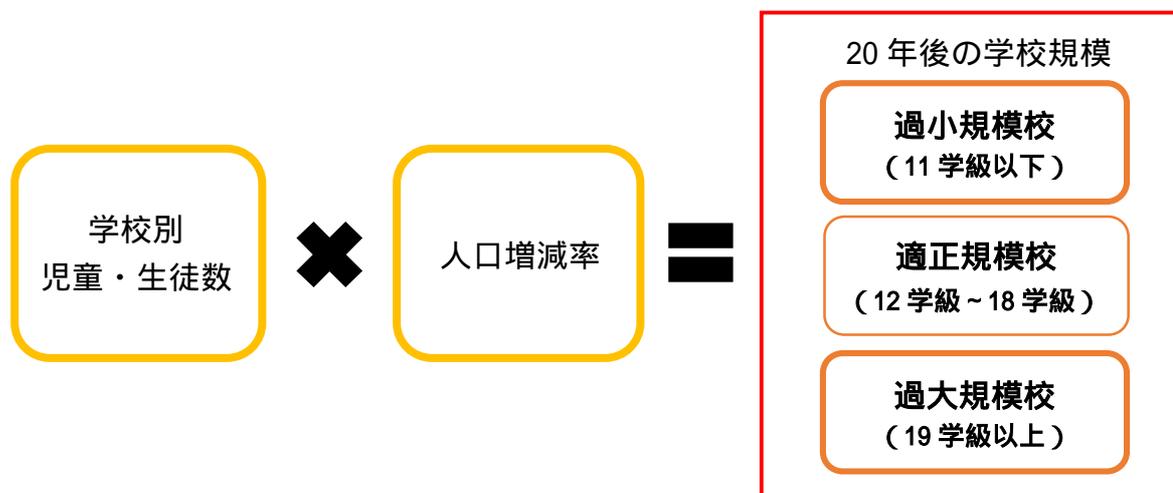
都推計では、住民基本台帳に基づく就学予定者数、今後の集合住宅計画の有無などを考慮して、今後5年間の児童・生徒数の推計を行っています。

2. 適正配置候補校の抽出

今後の児童・生徒数の動向を踏まえた「適正規模の視点」と学校施設の状況を踏まえた「改築の視点」を用いて適正配置候補校を抽出しました。

(1) 適正規模の視点から見る候補校

学校別の児童・生徒数にビジョン推計による人口増減率を掛け合わせ、20年後(令和26年度)の学級規模を算出しました(以下「区推計」という。)



小学校 19学級～24学級は許容範囲

【候補校】

小学校

(過小規模校) 光が丘第八、大泉第一、橋戸、春日、豊玉第二、南が丘、南田中

(過大規模校) 開進第三、中村

中学校

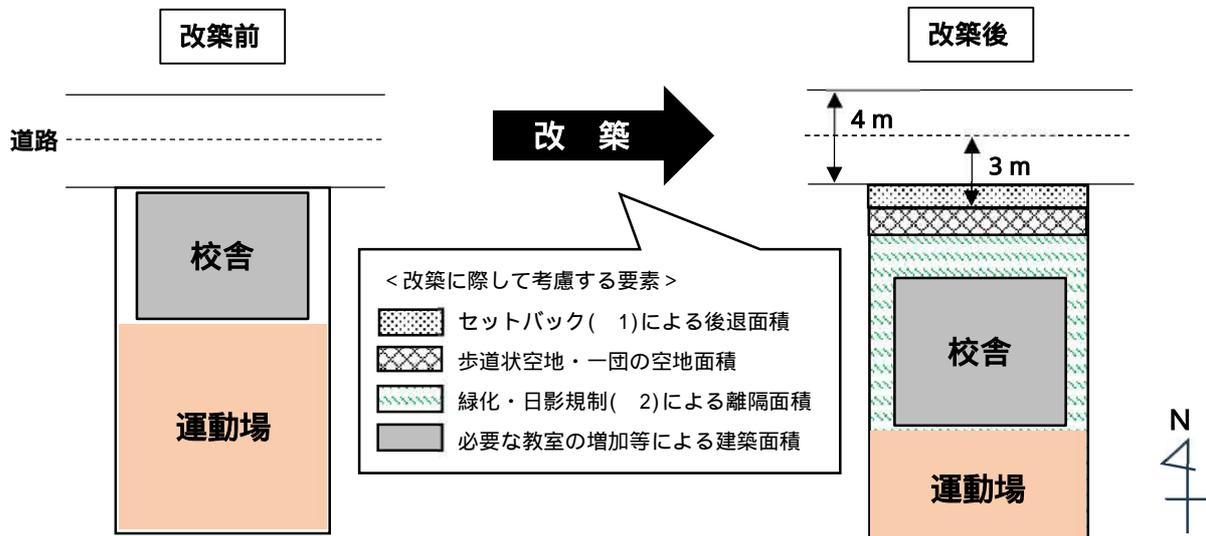
(過小規模校) 豊溪、光が丘第一、石神井南、光が丘第二、南が丘、大泉北、八坂、練馬東、豊玉

(過大規模校) 中村、大泉

改築済・改築予定の学校を除く

(2) 改築の視点から見る候補校

敷地面積が狭い学校は、改築を行う際に十分な教育環境を確保できない恐れがあります。改築後に望ましい運動場面積を確保できない可能性のある学校も、適正配置を検討する必要があります。

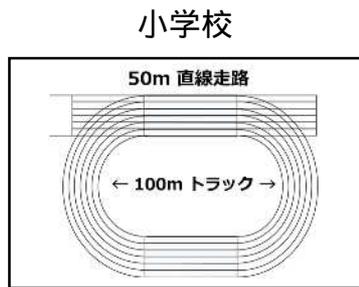


図は一例

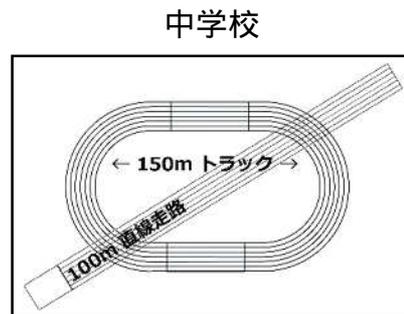
- 1 セットバック：建物の建設に伴い、道路と土地の境界線を後退させること
- 2 日影規制：建築物による影が、近隣にかからないよう、日当たりを確保するための規制

【望ましい運動場面積】

運動場面積は、トラック競技や短距離走ができるような面積の確保が必要です。統合・再編を行う際は、学習指導要領が求めている授業に必要な規模を想定した運動場面積の確保を目指します。



100m トラック、直線走路 50m 確保



150m トラック、直線走路 100m 確保

【候補校】

小学校 大泉学園、大泉第六、石神井西、石神井台、泉新、富士見台、練馬第三

中学校 豊溪、石神井南、谷原、関、三原台、石神井東、貫井

改築済・改築予定の学校を除く

3. 適正配置対象校の選定

適正規模の視点と改築の視点を用いて抽出した適正配置候補校を、適正配置対象校の選定フローに基づき、さらに複数の観点で検討しました。

【適正配置対象校の選定フロー】



第3章

第二次実施計画における 適正配置対象校の選定

適正配置対象校の選定にあたって

【算出方法】

区推計は、小・中学校とも 35 人学級で算出

都推計は、中学校を 40 人学級で算出

通常学級のみ算出

【凡例】

長寿命化 : 学校施設管理基本計画において、学校施設は、築 50 年を目途に長寿命化の適否を判断し、適する施設は築 80 年、適さない施設は築 60 年を目途に改築することとしています。

2 F 体 : 2 階以上に体育館がある学校施設は、避難拠点の運営上の課題があることから、長寿命化の適否に関わらず改築を検討します。

1. 小学校の検討結果

適正配置候補校（16校）

過小規模の学校（7校）

光が丘第八、大泉第一、橋戸、春日、
豊玉第二、南が丘、南田中

改築済・改築予定の学校を除く

改築に課題のある学校（7校）

大泉学園、大泉第六、石神井西、石神井台、
泉新、富士見台、練馬第三

は長寿命化不可

選定フロー ~ による評価 (16校)

分類	学校名	学級数		校地面積	学校規模	通学距離	受入可否	総合評価	詳細ページ
		R6実績	R26区推計		過大規模にならないか	直線距離1.5km程度か	近隣校で受入可能か		
過小規模	光が丘第八	7	7	13,000m ²					P.22
	大泉第一	10	9	11,547m ²					P.32
	橋戸	12	10	10,129m ²					P.30
	春日	12	11	10,705m ²					P.24
	豊玉第二	11	11	7,552m ²					P.36
	南が丘	12	11	9,894m ²					P.38
	南田中	13	11	14,278m ²					P.40
改築課題	大泉学園	12	12	9,210m ²					P.34
	大泉第六	12	12	9,905m ²	×			×	
	石神井西	17	15	9,530m ²	×			×	
	石神井台	18	16	9,846m ²	×		×	×	
	泉新	18	16	9,376m ²			×	×	
	富士見台	19	17	9,453m ²	×			×	
	練馬第三	17	18	9,106m ²	×			×	
規過規模大	開進第三	24	26	8,394m ²					P.42
	中村	27	30	13,881m ²					P.44

網掛けは、選定フローの条件に合致しないため、第二次実施計画で対象外となる学校

過大規模の学校（2校）

開進第三、中村

選定フロー による評価 （10校）

人口変動の要素		
学校名	将来推計（学級数）	
	R26 区推計	R11 都推計
光が丘第八	7	6
大泉第一	9	10
橋戸	10	10
春日	11	12
豊玉第二	11	12
南が丘	11	12
南田中	11	12
大泉学園	12	11
開進第三	26	19
中村	30	24

過小規模は11学級以下、過大規模は25学級以上だが、ボーダーラインにある場合は統合・再編の検討を一旦保留し、過小規模は10学級以下、過大規模は26学級以上を対象とする

大泉第一小、橋戸小は大江戸線延伸地域のため、現時点での判断は見送る

春日小は学区域変更での過小規模の解消を検討する

結果

第二次実施計画で**対象**となる学校

統合・再編【1校】

光が丘第八

学区域変更【1校】

春日

2. 中学校の検討結果

適正配置候補校（16校）

過小規模の学校（9校）

豊溪、光が丘第一、石神井南、光が丘第二、南が丘、大泉北、八坂、練馬東、豊玉

改築済・改築予定の学校を除く

改築に課題のある学校（7校）

豊溪、石神井南、谷原、関、三原台、石神井東、貫井

は過小規模校

は長寿命化不可

選定フロー ~ による評価 (16校)

分類	学校名	学級数		校地面積	学校規模	通学距離	受入可否	総合評価	詳細ページ
		R6実績	R26区推計		過大規模にならないか	直線距離2km程度か	近隣校で受入可能か		
過小規模	豊溪	5	5	10,818m ²					P.26
	光が丘第一	8	8	14,999m ²					P.28
	石神井南	10	10	11,296m ²					P.48
	光が丘第二	9	11	14,957m ²					P.46
	南が丘	9	8	19,065m ²			×	×	
	大泉北	9	8	14,598m ²		×		×	
	八坂	7	8	17,924m ²		×		×	
	練馬東	10	10	15,999m ²	×			×	
	豊玉	9	11	15,463m ²			×	×	
改築課題	谷原	14	13	14,650m ²	×			×	
	関	14	13	12,686m ²	×	×		×	
	三原台	15	14	13,057m ²	×			×	
	石神井東	16	15	11,105m ²	×			×	
	貫井	12	16	13,910m ²	×			×	
規過模大	中村	15	19	24,378m ²	-				P.50
	大泉	19	19	16,732m ²	-				P.52

網掛けは、選定フローの条件に合致しないため、第二次実施計画で対象外となる学校

過大規模の学校（2校）

中村、大泉

選定フロー による評価 （6校）

人口変動の要素		
学校名	将来推計（学級数）	
	R26 区推計	R11 都推計
豊溪	5	6
光が丘第一	8	9
石神井南	10	9
光が丘第二	11	9
中村	19	14
大泉	19	19

過小規模は 11 学級以下、過大規模は 19 学級以上だが、ボーダーラインにある場合は統合・再編の検討を一旦保留し、過小規模は 10 学級以下、過大規模は 20 学級以上を対象とする

石神井南中は長寿命化改修実施中のため、第二次実施計画の対象から除外する

結果

第二次実施計画で対象となる学校

統合・再編【2校】

豊溪、光が丘第一



< 学校別カルテ >

3 - 1 . 第二次実施計画で対象となる学校

1 光が丘第八小学校

過小規模

(1) 対象校の基本情報

光が丘第八小学校は、現在（令和6年度時点）も将来推計（令和26年度）でも7学級で、いずれも区内で最も学級数の少ない小学校です。築年数は36年と浅いですが、将来も単学級が続く見込みであり、適正配置の検討が必要です。近隣の学校は、田柄小学校、光が丘秋の陽小学校です。

児童数・学級数

令和6年5月1日現在

	1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生	合計
児童数	28	26	39	29	31	34	187
学級数	1	1	2	1	1	1	7

特別支援学級6学級あり

施設保有情報

校地面積	建築年	築年数	長寿命化可否
13,000 m ²	H1.3	36	未

周辺図



(2) 適正配置後の学級規模

近隣の小学校と統合した場合、田柄小学校とは許容範囲、光が丘秋の陽小学校とは適正規模になる見込みです。田柄小学校の築年数は59年のため、改築等の判断が迫られています。

学校名	築年数		長寿命化可否	R6年度		R26年度	
	建築年	築年数		児童数	学級数	児童数	学級数
光が丘第八小学校	H1.3	36	未	187	7	172	7
田柄小学校	S41.3	59		523	18	472	17
光が丘秋の陽小学校	S52.3	48	未	341	12	312	12

対象校と統合した場合の学級規模	
R26年度児童数計	学級数
644	22
484	17

(3) 適正配置後の通学距離〔(1) 周辺図参照〕

田柄小学校、光が丘秋の陽小学校とも、光が丘第八小学校の通学区域から 1.5km 以内に位置しています。

(4) 近隣校の受け入れ可否

田柄小学校、光が丘秋の陽小学校は、改築後に望ましい運動場面積を確保したうえで必要な教室数を設置できる見込みです。特に田柄小学校は敷地が広く、改築後はより多くの教室を設置できます。なお、いずれの学校も現在の校舎では光が丘第八小学校の児童を受け入れできません。

学校名	校地面積	対象校と統合した場合の学級規模		改築後の設置可能教室数	
		R26 年度児童数計	学級数	3,500 m ²	3,000 m ²
光が丘第八小学校	13,000 m ²			34	40
田柄小学校	15,836 m ²	644	22	71	77
光が丘秋の陽小学校	11,992 m ²	484	17	32	37

設置可能教室数：
改築後、必要な運動場面積（3,500 m²・3,000 m²）を確保したうえで設置できる普通教室数（机上計算値）
3,500 m²は、余裕を持った運動場面積

(5) 人口変動の要素（都推計考慮）

光が丘第八小学校は、都推計でも 6 学級と過小規模になる見込みです。

学校名	R26 年度区推計		R11 年度都推計	
	児童数	学級数	児童数	学級数
光が丘第八小学校	172	7	142	6

(6) 検討結果まとめ

光が丘第八小学校は 20 年以上過小規模が続いており、区推計、都推計とも今後も単学級が続く見込みです。近隣の 2 校とも現校舎では光が丘第八小学校の児童を受け入れできません。光が丘秋の陽小学校は築年数が 48 年と浅く、改築を行うまで期間があります。田柄小学校（築 59 年）の改築と合わせた検討が必要です。

田柄小学校の改築に合わせ、令和 14～18 年度を目途に光が丘第八小学校と田柄小学校を統合・再編する方向で検討します【敷地：田柄小学校 改築】

光が丘第八小学校舎を田柄小改築時の仮設校舎として利用することも検討します
通学区域の一部を光が丘秋の陽小学校へ編入することも検討します

2 春日小学校

過小規模

(1) 対象校の基本情報

春日小学校は、現在（令和6年度時点）12学級で適正規模の学校ですが、将来推計（令和26年度）では11学級で過小規模になる見込みです。近隣の学校は、練馬小学校（令和8年度に改築設計着手）、練馬第二小学校、練馬東小学校、向山小学校、高松小学校です。

児童数・学級数

令和6年5月1日現在

	1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生	合計
児童数	47	43	51	46	61	54	302
学級数	2	2	2	2	2	2	12

施設保有情報

校地面積	建築年	築年数	長寿命化可否
10,705 m ²	S56.12	43	未

周辺図



(2) 適正配置後の学級規模

近隣の小学校と統合した場合、練馬小学校、練馬第二小学校とは許容範囲になる見込みです。しかし、練馬小学校との統合は都推計で令和11年度に24学級に、練馬第二小学校との統合は区推計で24学級といずれも許容範囲の上限の学級数になります。通学区域の変更を行うことで春日小学校の過小規模の解消を検討します。

学校名	築年数		長寿命化 可否	R6年度		R26年度		対象校と統合した場合の学級規模	
	建築年	築年数		児童数	学級数	児童数	学級数	R26年度 児童数計	学級数
春日小学校	S56.12	43	未	302	12	272	11		
練馬小学校	S38.3 (R8改築)	62	×	453	16	411	15	683	23
練馬第二小学校	S39.3	61	2F体	419	15	442	16	714	24
練馬東小学校	改築中	-	-	520	18	470	17	742	25 ×
向山小学校	改築中	-	-	485	17	512	18	784	26 ×
高松小学校	S43.3	57		665	21	605	21	877	28 ×

R11年度
都推計
24学級

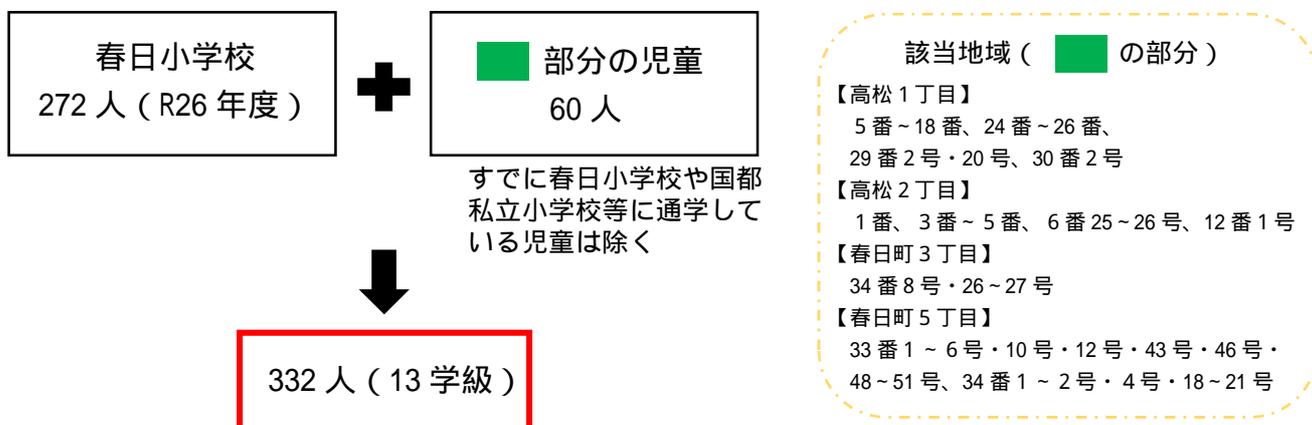
R11年度
都推計
25学級

(3) 適正配置後の通学距離〔(1) 周辺図参照〕

練馬小学校、高松小学校の通学区域の一部は、環状八号線を跨いでいます(図の ■ の部分)。この地域の通学区域を春日小学校に変更することで、通学の安全確保、春日小学校の適正規模の確保につながります。なお、■ 部分の地域は春日小学校まで1 km 以内に位置しています。

(4) 近隣校の受け入れ可否

春日小学校は、現在の普通教室数は12教室ですが、教室転用により13教室を確保できます。仮に区推計(令和26年度時点)の春日小学校の児童数272人と現在(令和6年度時点)の■ 部分の児童数60人を合わせると332人(13学級)であり、春日小学校の現在の校舎で受け入れることができます。



(5) 人口変動の要素(都推計考慮)

春日小学校は、都推計で適正規模になる見込みです。また、通学区域の変更により区推計の過小規模も解消されるため、統合・再編は行いません。

学校名	R26年度 区推計		R11年度 都推計	
	児童数	学級数	児童数	学級数
春日小学校	272	11	280	12

(6) 検討結果まとめ

春日小学校は令和6年度時点で適正規模ですが、区推計では過小規模になる見込みです。練馬小学校、高松小学校の通学区域の一部を春日小学校に編入することで、通学の安全確保、春日小学校の適正規模の確保につながります。

令和9年4月を目途に、練馬小学校・高松小学校の通学区域の一部を春日小学校に編入する方向で検討します 新入生から適用

3 豊溪中学校

過小規模

改築課題

(1) 対象校の基本情報

豊溪中学校は、現在（令和6年度時点）も将来推計（令和26年度）でも5学級で、いずれも区内で最も学級数の少ない中学校です。築年数は59年で長寿命化改修ができない学校です。近隣の学校は、光が丘第一中学校、光が丘第三中学校、八坂中学校です。

生徒数・学級数

令和6年5月1日現在

	1年生	2年生	3年生	合計
生徒数	44	55	38	137
学級数	2	2	1	5

周辺図



施設保有情報

校地面積	建築年	築年数	長寿命化可否
10,818 m ²	S41.3	59	×

(2) 適正配置後の学級規模

近隣の中学校と統合した場合、いずれも適正規模になる見込みです。

なお、隣接している旭町小学校との小中一貫教育校化は、現在も将来も17学級で適正規模を下回るため行いません。

学校名	築年数		長寿命化 可否	R6年度		R26年度		対象校と統合した場合の学級規模	
	建築年	築年数		生徒数	学級数	生徒数	学級数	R26年度 生徒数計	学級数
豊溪中学校	S41.3	59	×	137	5	128	5		
光が丘第一中学校	S59.3	41	未	242	8	224	8	352	12
光が丘第三中学校	S63.3	37	未	407	12	379	13	507	16 ○
八坂中学校	S47.3	53	×	235	7	219	8	347	12
<小中一貫教育校の検討> 旭町小学校	S40.3	60	2F体	333	12	303	12	431	17 ×

R26年度の学級数は35人学級で算出

(3) 適正配置後の通学距離〔(1) 周辺図参照〕

光が丘第一中学校、八坂中学校は、豊溪中学校の通学区域から2 km程度に位置しています。八坂中学校に通学する場合は、他自治体を通過し、笹目通りを横断することになります。光が丘第三中学校は、2 km程度を超える地域があるため統合候補の対象外となります。

(4) 近隣校の受け入れ可否

光が丘第一中学校は、改築後に望ましい運動場面積を確保したうえで15教室を設置でき、統合・再編後に想定される12学級を受け入れられる見込みですが、改築を行わなくても現校舎で受け入れられます。八坂中学校は敷地が広く、改築後はより多くの教室を設置できますが、上記(3)のとおり通学経路に課題があります。

学校名	校地面積	対象校と統合した場合の学級規模		改築後の設置可能教室数	
		R26年度生徒数計	学級数	6,400 m ²	5,500 m ²
豊溪中学校	10,818 m ²			-	-
光が丘第一中学校	14,999 m ²	352	12	15	26
八坂中学校	17,924 m ²	347	12	24	34

設置可能教室数：
改築後、必要な運動場面積（6,400 m²・5,500 m²）を確保したうえで設置できる普通教室数（机上計算値）
6,400 m²は、余裕を持った運動場面積

「-」は他校を受け入れる余裕教室なし

(5) 人口変動の要素（都推計考慮）

豊溪中学校は、都推計でも6学級と過小規模になる見込みです。

学校名	R26年度区推計		R11年度都推計	
	生徒数	学級数	生徒数	学級数
豊溪中学校	128	5	153	6

(6) 検討結果まとめ

豊溪中学校は20年以上過小規模が続いており、区推計、都推計とも今後も単学級が続く見込みです。八坂中学校に通学する場合は通学経路に課題があり、光が丘第一中学校への通学が現実的です。また、豊溪中学校は現在築59年ですが、長寿命化改修ができないため、早急な判断が必要です。

令和11年4月を目途に、豊溪中学校と光が丘第一中学校を統合・再編する方向で検討します【敷地：光が丘第一中学校 現校舎】

4 光が丘第一中学校

過小規模

(1) 対象校の基本情報

光が丘第一中学校は、現在（令和6年度時点）も将来推計（令和26年度）でも8学級で、過小規模の学校です。築年数は41年と浅く、近隣の学校は、豊溪中学校、光が丘第二中学校、光が丘第三中学校、谷原中学校です。

生徒数・学級数

令和6年5月1日現在

	1年生	2年生	3年生	合計
生徒数	88	86	68	242
学級数	3	3	2	8

周辺図



施設保有情報

校地面積	建築年	築年数	長寿命化可否
14,999 m ²	S59.3	41	未

(2) 適正配置後の学級規模

近隣の中学校と統合した場合、適正規模を確保できる見込みの学校は、豊溪中学校、光が丘第二中学校です。光が丘第二中学校は築年数が38年と浅く、改築を行うまで期間があるため、統合時期が遅くなります。なお、光が丘第三中学校、谷原中学校と統合した場合、過大規模になる見込みのため統合候補の対象外となります。

学校名	築年数		長寿命化 可否	R6年度		R26年度	
	建築年	築年数		生徒数	学級数	生徒数	学級数
光が丘第一中学校	S59.3	41	未	242	8	224	8
豊溪中学校	S41.3	59	×	137	5	128	5
光が丘第二中学校	S62.3	38	未	324	9	305	11
光が丘第三中学校	S63.3	37	未	407	12	379	13
谷原中学校	S52.3	48	未	487	14	403	13

対象校と統合した場合の学級規模	
R26年度 生徒数計	学級数
352	12
529	17
603	19 ×
627	20 ×

R26年度の学級数は35人学級で算出

(3) 適正配置後の通学距離〔(1) 周辺図参照〕

豊溪中学校、光が丘第二中学校とも、光が丘第一中学校の通学区域から2 km以内に位置しています。

(4) 近隣校の受け入れ可否

光が丘第二中学校は、改築後に望ましい運動場面積を確保したうえで19教室を設置でき、想定される17学級を受け入れられる見込みです。豊溪中学校は敷地が狭く、他校を受け入れる余裕はありません。

学校名	校地面積	対象校と統合した場合の学級規模		改築後の設置可能教室数	
		R26年度生徒数計	学級数	6,400 m ²	5,500 m ²
光が丘第一中学校	14,999 m ²			15	26
豊溪中学校	10,818 m ²	352	12	-	-
光が丘第二中学校	14,957 m ²	529	17	19	29

設置可能教室数：
改築後、必要な運動場面積（6,400 m²・5,500 m²）を確保したうえで設置できる普通教室数（机上計算値）
6,400 m²は、余裕を持った運動場面積

「-」は他校を受け入れる余裕教室なし

(5) 人口変動の要素（都推計考慮）

光が丘第一中学校は、都推計でも9学級と過小規模になる見込みです。

学校名	R26年度区推計		R11年度都推計	
	生徒数	学級数	生徒数	学級数
光が丘第一中学校	224	8	261	9

(6) 検討結果まとめ

光が丘第一中学校の生徒を受け入れられる見込みのある学校は、光が丘第二中学校ですが、光が丘第二中学校は築年数が38年と浅く、改築を行うまで期間があります。また、光が丘第一中学校は同じく過小規模である豊溪中学校の統合候補となっています。

光が丘第一中学校は、豊溪中学校との統合・再編の検討を優先します

3-2. 第二次実施計画で対象とならない学校

1 橋戸小学校

過小規模

(1) 対象校の基本情報

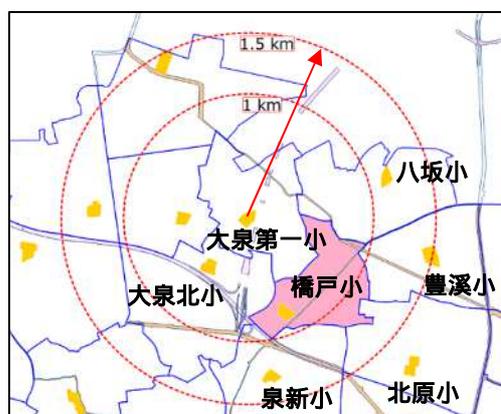
橋戸小学校は、現在（令和6年度時点）12学級で適正規模の学校ですが、将来推計（令和26年度）では10学級で過小規模になる見込みです。築年数は48年と浅く、近隣の学校は、豊溪小学校、北原小学校、大泉第一小学校、大泉北小学校、泉新小学校、八坂小学校です。

児童数・学級数

令和6年5月1日現在

	1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生	合計
児童数	40	56	41	48	50	48	283
学級数	2	2	2	2	2	2	12

周辺図



施設保有情報

校地面積	建築年	築年数	長寿命化可否
10,129 m ²	S52.3	48	未

(2) 適正配置後の学級規模

近隣の小学校と統合した場合、大泉第一小学校とは適正規模、豊溪小学校、泉新小学校、八坂小学校とは許容範囲になる見込みです。大泉第一小学校は、将来も過小規模の見込みであるため、統合した場合は両校の過小規模を解消できます。

学校名	築年数		長寿命化 可否	R6年度		R26年度		対象校と統合した場合の学級規模	
	建築年	築年数		児童数	学級数	児童数	学級数	R26年度 児童数計	学級数
橋戸小学校	S52.3	48	未	283	12	258	10		
豊溪小学校	改築中	-	-	484	16	439	16	697	23
北原小学校	S54.3	46	未	667	21	554	19	812	27 ×
大泉第一小学校	S40.3	60	○	251	10	226	9	484	17
大泉北小学校	S49.3	51	未	549	18	496	18	754	25 ×
泉新小学校	S44.3	56	×	521	18	433	16	691	23
八坂小学校	S46.3	54	2F 体	376	13	341	13	599	21

(3) 適正配置後の通学距離〔(1) 周辺図参照〕

大泉第一小学校、泉新小学校は、橋戸小学校の通学区域から 1.5km 以内に位置しています。豊溪小学校、八坂小学校は 1.5km 程度を超える地域があるため統合候補の対象外となります。

(4) 近隣校の受け入れ可否

大泉第一小学校は、改築後に望ましい運動場面積を確保したうえで 25 教室を設置でき、想定される 17 学級を受け入れられる見込みです。泉新小学校は敷地が狭く、他校を受け入れる余裕はありません。

学校名	校地面積	対象校と統合した場合の学級規模		改築後の設置可能教室数	
		R26 年度児童数計	学級数	3,500 m ²	3,000 m ²
橋戸小学校	10,129 m ²			10	15
大泉第一小学校	11,547 m ²	484	17	25	30
泉新小学校	9,376 m ²	691	23	-	-

設置可能教室数：
改築後、必要な運動場面積（3,500 m²・3,000 m²）を確保したうえで設置できる普通教室数（机上計算値）
3,500 m²は、余裕を持った運動場面積

「-」は他校を受け入れる余裕教室なし

(5) 人口変動の要素（都推計考慮）

橋戸小学校は、都推計でも 10 学級と過小規模になる見込みですが、大江戸線の延伸が計画されている地域のため、推計を上回る人口の増加が生じる可能性があります。

学校名	R26 年度区推計		R11 年度都推計	
	児童数	学級数	児童数	学級数
橋戸小学校	258	10	267	10

(6) 検討結果まとめ

橋戸小学校の児童を受け入れられる見込みのある学校は、大泉第一小学校です。橋戸小学校は、区推計、都推計とも過小規模の見込みですが、大江戸線延伸地域のため、推計を上回る人口の増加が生じる可能性があります。大泉第一小学校は築 60 年ですが、長寿命化改修が可能であるため、一定期間推移を見守ることができます。

橋戸小学校・大泉第一小学校の改築時に再検討します
(第二次実施計画の対象外)

2 大泉第一小学校

過小規模

(1) 対象校の基本情報

大泉第一小学校は、現在（令和6年度時点）も10学級、将来推計（令和26年度）でも9学級で、いずれも過小規模の学校です。築年数は60年で、長寿命化改修が可能な学校です。近隣の学校は、大泉北小学校、大泉学園小学校、大泉学園桜小学校、橋戸小学校、八坂小学校です。

児童数・学級数

令和6年5月1日現在

	1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生	合計
児童数	35	44	32	53	39	48	251
学級数	1	2	1	2	2	2	10

施設保有情報

校地面積	建築年	築年数	長寿命化可否
11,547 m ²	S40.3	60	

周辺図



(2) 適正配置後の学級規模

近隣の小学校と統合した場合、大泉北小学校、大泉学園桜小学校、八坂小学校とは許容範囲、大泉学園小学校、橋戸小学校とは適正規模になる見込みです。橋戸小学校は、将来も過小規模の見込みであるため、統合した場合は両校の過小規模を解消できます。

学校名	築年数		長寿命化 可否	R6年度		R26年度		対象校と統合した 場合の学級規模	
	建築年	築年数		児童数	学級数	児童数	学級数	R26年度 児童数計	学級数
大泉第一小学校	S40.3	60		251	10	226	9		
大泉北小学校	S49.3	51	未	549	18	496	18	722	24
大泉学園小学校	S43.3	57		330	12	300	12	526	18
大泉学園桜小学校	S55.8	44	未	341	12	310	12	536	19
橋戸小学校	S52.3	48	未	283	12	258	10	484	17
八坂小学校	S46.3	54	2F体	376	13	341	13	567	20

(3) 適正配置後の通学距離〔(1) 周辺図参照〕

大泉北小学校、大泉学園小学校は、大泉第一小学校の通学区域から 1.5km 以内に位置しています。大泉学園桜小学校、橋戸小学校、八坂小学校は 1.5km 程度を超える地域があるため統合候補の対象外となります。

(4) 近隣校の受け入れ可否

大泉北小学校は、改築後に望ましい運動場面積を確保したうえで 33 教室を設置でき、想定される 24 学級を受け入れられる見込みです。大泉学園小学校は敷地が狭く、他校を受け入れる余裕はありません。

学校名	校地面積	対象校と統合した場合の学級規模		改築後の設置可能教室数	
		R26 年度児童数計	学級数	3,500 m ²	3,000 m ²
大泉第一小学校	11,547 m ²			25	30
大泉北小学校	12,683 m ²	722	24	33	39
大泉学園小学校	9,210 m ²	526	18	-	-

設置可能教室数：
改築後、必要な運動場面積（3,500 m²・3,000 m²）を確保したうえで設置できる普通教室数（机上計算値）
3,500 m²は、余裕を持った運動場面積

「-」は他校を受け入れる余裕教室なし

(5) 人口変動の要素（都推計考慮）

大泉第一小学校は、都推計でも 10 学級と過小規模になる見込みですが、大江戸線の延伸が計画されている地域のため、推計を上回る人口の増加が生じる可能性があります。

学校名	R26 年度区推計		R11 年度都推計	
	児童数	学級数	児童数	学級数
大泉第一小学校	226	9	227	10

(6) 検討結果まとめ

大泉第一小学校は区推計、都推計とも過小規模の見込みですが、大江戸線延伸地域のため、推計を上回る人口の増加が生じる可能性があります。大泉第一小学校は築 60 年ですが、長寿命化改修が可能であるため、一定期間推移を見守ることができます。

大泉第一小学校を長寿命化改修する方向で検討し、改築時に再検討します
(第二次実施計画の対象外)

3 大泉学園小学校

改築課題

(1) 対象校の基本情報

大泉学園小学校は、現在（令和6年度時点）も将来推計（令和26年度）でも12学級で、適正規模の学校です。築年数は57年で、長寿命化改修が可能です。敷地が狭く、改築に課題のある学校です。近隣の学校は、大泉第一小学校、大泉北小学校、大泉学園緑小学校、大泉学園桜小学校です。

児童数・学級数

令和6年5月1日現在

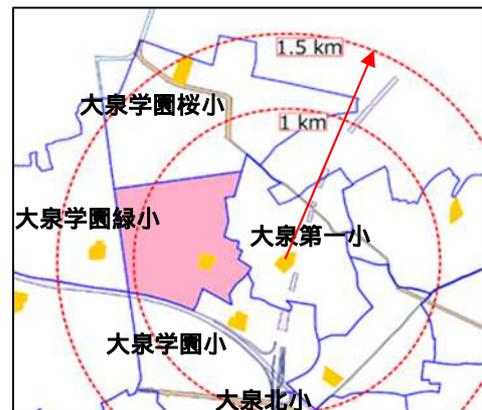
	1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生	合計
児童数	58	48	55	59	49	61	330
学級数	2	2	2	2	2	2	12

特別支援学級3学級あり

施設保有情報

校地面積	建築年	築年数	長寿命化可否
9,210 m ²	S43.3	57	

周辺図



(2) 適正配置後の学級規模

近隣の小学校と統合した場合、大泉第一小学校とは適正規模、大泉学園緑小学校、大泉学園桜小学校とは許容範囲になる見込みです。なお、大泉北小学校と統合した場合は、過大規模になる見込みのため統合候補の対象外となります。

学校名	築年数		長寿命化 可否	R6年度		R26年度		対象校と統合した場合の学級規模	
	建築年	築年数		児童数	学級数	児童数	学級数	R26年度 児童数計	学級数
大泉学園小学校	S43.3	57		330	12	300	12		
大泉第一小学校	S40.3	60		251	10	226	9	526	18
大泉北小学校	S49.3	51	未	549	18	496	18	796	26 ×
大泉学園緑小学校	S53.3	47	未	474	17	430	16	730	24
大泉学園桜小学校	S55.8	44	未	341	12	310	12	610	21

(3) 適正配置後の通学距離〔(1) 周辺図参照〕

大泉第一小学校、大泉学園緑小学校は、大泉学園小学校の通学区域から 1.5km 以内に位置していますが、大泉学園緑小学校に通学する場合は、大泉学園通りを横断することになります。大泉学園桜小学校は 1.5km 程度を超える地域があるため統合候補の対象外となります。

(4) 近隣校の受け入れ可否

大泉第一小学校、大泉学園緑小学校は、改築後に望ましい運動場面積を確保したうえで必要な教室数を設置できる見込みです。

学校名	校地面積	対象校と統合した場合の学級規模		改築後の設置可能教室数	
		R26 年度児童数計	学級数	3,500 m ²	3,000 m ²
大泉学園小学校	9,210 m ²			-	-
大泉第一小学校	11,547 m ²	526	18	25	30
大泉学園緑小学校	11,104 m ²	730	24	23 ×	29

設置可能教室数：
改築後、必要な運動場面積（3,500 m²・3,000 m²）を確保したうえで設置できる普通教室数（机上計算値）
3,500 m²は、余裕を持った運動場面積

「-」は他校を受け入れる余裕教室なし

(5) 人口変動の要素（都推計考慮）

大泉学園小学校は、都推計では 11 学級と過小規模になる見込みですが、大江戸線の延伸が計画されている地域のため、推計を上回る人口の増加が生じる可能性があります。

学校名	R26 年度区推計		R11 年度都推計	
	児童数	学級数	児童数	学級数
大泉学園小学校	300	12	272	11

(6) 検討結果まとめ

大泉学園小学校は、改築に課題のある学校ですが、現在も区推計も適正規模の学校です。大泉学園小学校の児童を受け入れられる見込みの学校は、大泉第一小学校と大泉学園緑小学校ですが、大泉第一小学校は橋戸小学校の受け入れ候補校でもあります。大泉学園小学校は、大江戸線延伸地域のため、推計を上回る人口の増加が生じる可能性があり、現時点での判断は困難です。

次回の計画策定時の状況を見て再検討します
(第二次実施計画の対象外)

4 豊玉第二小学校

過小規模

(1) 対象校の基本情報

豊玉第二小学校は、現在（令和6年度時点）も将来推計（令和26年度）でも11学級で、過小規模の学校です。築年数は61年で、長寿命化改修が可能です。体育館が2階にあり、改築の検討対象校です。近隣の学校は、豊玉小学校、豊玉東小学校、豊玉南小学校、開進第二小学校、開進第三小学校です。

児童数・学級数

令和6年5月1日現在

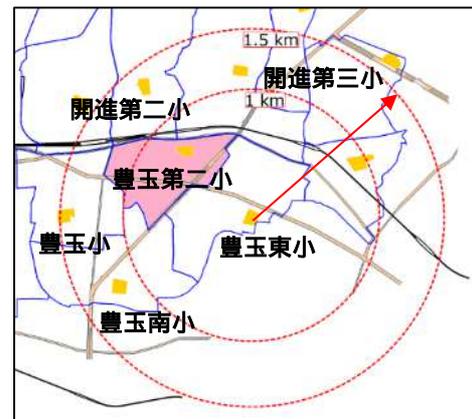
	1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生	合計
児童数	50	56	37	38	30	47	258
学級数	2	2	2	2	1	2	11

特別支援学級5学級あり

施設保有情報

校地面積	建築年	築年数	長寿命化可否
7,552 m ²	S39.3	61	(2F体)

周辺図



(2) 適正配置後の学級規模

近隣の小学校と統合した場合、許容範囲となる見込みの学校は、豊玉東小学校のみです。その他の近隣校は、統合すると過大規模になる見込みのため統合候補の対象外となります。

学校名	築年数		長寿命化 可否	R6年度		R26年度	
	建築年	築年数		児童数	学級数	児童数	学級数
豊玉第二小学校	S39.3	61	2F体	258	11	271	11
豊玉小学校	S47.2	53		493	17	518	18
豊玉東小学校	S40.3	60		360	13	376	14
豊玉南小学校	H23.2 改築済	14	-	554	19	582	20
開進第二小学校	S38.3 (R6長寿)	62		493	17	518	18
開進第三小学校	S57.3	43	2F体	739	24	775	26

対象校と統合した場合の学級規模	
R26年度 児童数計	学級数
789	26 ×
647	22
853	28 ×
789	26 ×
1,046	33 ×

(3) 適正配置後の通学距離〔(1) 周辺図参照〕

豊玉東小学校は、豊玉第二小学校の通学区域から 1.5km 以内に位置していますが、豊玉東小学校に通学する場合は、多くの児童が環状七号線や目白通りを横断することになります。

(4) 近隣校の受け入れ可否

豊玉東小学校は、改築後に望ましい運動場面積を確保したうえで 26 教室を設置でき、想定される 22 学級を受け入れられる見込みです。

学校名	校地面積	対象校と統合した場合の学級規模		改築後の設置可能教室数	
		R26 年度児童数計	学級数	3,500 m ²	3,000 m ²
豊玉第二小学校	7,552 m ²			-	-
豊玉東小学校	10,514 m ²	647	22	20 ×	26

設置可能教室数：
改築後、必要な運動場面積（3,500 m²・3,000 m²）を確保したうえで設置できる普通教室数（机上計算値）
3,500 m²は、余裕を持った運動場面積

「-」は他校を受け入れる余裕教室なし

(5) 人口変動の要素（都推計考慮）

豊玉第二小学校は、都推計では 12 学級と適正規模になる見込みです。

学校名	R26 年度区推計		R11 年度都推計	
	児童数	学級数	児童数	学級数
豊玉第二小学校	271	11	337	12

(6) 検討結果まとめ

豊玉第二小学校は、区推計で過小規模ですが、都推計では適正規模の見込みです。豊玉第二小学校の児童を受け入れられる見込みの学校は、豊玉東小学校ですが、統合した場合、多くの児童が通学に環状七号線や目白通りを横断することになります。豊玉第二小学校は築 61 年で、長寿命化改修が可能ですが、体育館が 2 階にあります。

統合・再編は行わず、改築する方向で検討します
(第二次実施計画の対象外)

5 南が丘小学校

過小規模

(1) 対象校の基本情報

南が丘小学校は、現在（令和6年度時点）12学級で適正規模の学校ですが、将来推計（令和26年度）では11学級で過小規模になる見込みです。近隣の学校は、石神井東小学校、下石神井小学校、南田中小学校です。

児童数・学級数

令和6年5月1日現在

	1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生	合計
児童数	44	67	51	64	61	50	337
学級数	2	2	2	2	2	2	12

周辺図



施設保有情報

校地面積	建築年	築年数	長寿命化可否
9,894 m ²	S51.3	49	未

(2) 適正配置後の学級規模

近隣の小学校と統合した場合、許容範囲となる見込みの学校は、石神井東小学校、南田中小学校です。下石神井小学校は、統合すると過大規模になる見込みのため統合候補の対象外となります。

学校名	築年数		長寿命化 可否	R6年度		R26年度	
	建築年	築年数		児童数	学級数	児童数	学級数
南が丘小学校	S51.3	49	未	337	12	282	11
石神井東小学校	S41.3	59	×	413	14	344	13
下石神井小学校	R2.7 改築済	4	-	819	26	683	23
南田中小学校	S43.3	57		343	13	287	11

対象校と統合した場合の学級規模	
R26年度 児童数計	学級数
626	21
965	31 ×
569	20

(3) 適正配置後の通学距離〔(1) 周辺図参照〕

石神井東小学校、南田中小学校は、南が丘小学校の通学区域から 1.5km 以内に位置していますが、南田中小学校に通学する場合は、笹目通りを横断することになります。石神井東小学校に通学する場合はすべての児童が 1 km 以内で通学できます。

(4) 近隣校の受け入れ可否

石神井東小学校、南田中小学校は、改築後に望ましい運動場面積を確保したうえで必要な教室数を設置できる見込みです。

学校名	校地面積	対象校と統合した場合の学級規模		改築後の設置可能教室数	
		R26 年度児童数計	学級数	3,500 m ²	3,000 m ²
南が丘小学校	9,894 m ²			13	19
石神井東小学校	12,455 m ²	626	21	32	38
南田中小学校	14,278 m ²	569	20	44	49

設置可能教室数：
改築後、必要な運動場面積（3,500 m²・3,000 m²）を確保したうえで設置できる普通教室数（机上計算値）
3,500 m²は、余裕を持った運動場面積

(5) 人口変動の要素（都推計考慮）

南が丘小学校は、都推計では 12 学級と適正規模になる見込みです。

学校名	R26 年度区推計		R11 年度都推計	
	児童数	学級数	児童数	学級数
南が丘小学校	282	11	256	12

(6) 検討結果まとめ

南が丘小学校は、区推計で過小規模ですが、都推計では適正規模の見込みです。南が丘小学校の児童を受け入れられる見込みの学校は、石神井東小学校、南田中小学校ですが、南田中小学校と統合した場合、通学に笹目通りを横断することになります。石神井東小学校は築 59 年で長寿命化改修ができない学校ですが、改築は令和 11 年度以降になる見込みです。

次回の計画策定時の状況を見て再検討します
(第二次実施計画の対象外)

6 南田中小学校

過小規模

(1) 対象校の基本情報

南田中小学校は、現在（令和6年度時点）13学級で適正規模の学校ですが、将来推計（令和26年度）では11学級で過小規模になる見込みです。築年数は57年で、長寿命化改修が可能な学校です。近隣の学校は、石神井小学校、石神井東小学校、下石神井小学校、光和小学校、谷原小学校、南が丘小学校です。

児童数・学級数

令和6年5月1日現在

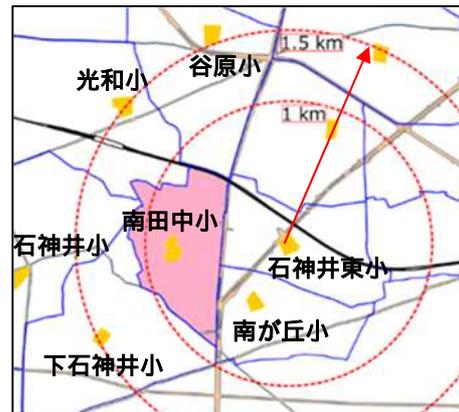
	1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生	合計
児童数	51	65	48	56	72	51	343
学級数	2	2	2	2	3	2	13

特別支援学級4学級あり

施設保有情報

校地面積	建築年	築年数	長寿命化可否
14,278 m ²	S43.3	57	

周辺図



(2) 適正配置後の学級規模

近隣の小学校と統合した場合、許容範囲となる見込みの学校は、石神井東小学校、南が丘小学校です。その他の近隣校は、統合すると過大規模になる見込みのため統合候補の対象外となります。

学校名	築年数		長寿命化 可否	R6年度		R26年度	
	建築年	築年数		児童数	学級数	児童数	学級数
南田中小学校	S43.3	57		343	13	287	11
石神井小学校	R2.12 改築済	4	-	620	21	516	18
石神井東小学校	S41.3	59	×	413	14	344	13
下石神井小学校	R2.7 改築済	4	-	819	26	683	23
光和小学校	H16.2 改築済	21	-	794	24	661	22
谷原小学校	H24.11 改築済	12	-	719	23	600	21
南が丘小学校	S51.3	49	未	337	12	282	11

対象校と統合した場合の学級規模	
R26年度 児童数計	学級数
803	26 ×
631	21
970	31 ×
948	30 ×
887	29 ×
569	20

(3) 適正配置後の通学距離〔(1) 周辺図参照〕

石神井東小学校、南が丘小学校は、南田中小学校の通学区域から 1.5km 以内に位置していますが、石神井東小学校に通学する場合は、笹目通りを横断することになります。

(4) 近隣校の受け入れ可否

石神井東小学校は、改築後に望ましい運動場面積を確保したうえで 32 教室を設置でき、想定される 21 学級を受け入れられる見込みです。南が丘小学校は敷地が狭く、他校を受け入れる余裕はありません。

学校名	校地面積	対象校と統合した場合の学級規模		改築後の設置可能教室数	
		R26 年度児童数計	学級数	3,500 m ²	3,000 m ²
南田中小学校	14,278 m ²			44	49
石神井東小学校	12,455 m ²	631	21	32	38
南が丘小学校	9,894 m ²	569	20	13 ×	19 ×

設置可能教室数：
改築後、必要な運動場面積（3,500 m²・3,000 m²）を確保したうえで設置できる普通教室数（机上計算値）
3,500 m²は、余裕を持った運動場面積

(5) 人口変動の要素（都推計考慮）

南田中小学校は、都推計では 12 学級と適正規模になる見込みです。

学校名	R26 年度区推計		R11 年度都推計	
	児童数	学級数	児童数	学級数
南田中小学校	287	11	256	12

(6) 検討結果まとめ

南田中小学校は、区推計で過小規模ですが、都推計では適正規模の見込みです。南田中小学校の児童を受け入れられる見込みの学校は、石神井東小学校、南が丘小学校ですが、石神井東小学校と統合した場合、通学に笹目通りを横断することになります。また、近隣に許容範囲の規模の学校が多く、状況により学区域変更による受け入れ候補校になり得る学校です。

次回の計画策定時の状況を見て再検討します
(第二次実施計画の対象外)

7 開進第三小学校

過大規模

(1) 対象校の基本情報

開進第三小学校は、現在（令和6年度時点）24学級で許容範囲の学校ですが、将来推計（令和26年度）では26学級で過大規模になる見込みです。築年数は43年で、長寿命化改修が可能な学校ですが、体育館が2階にあり、改築の検討対象校です。近隣の学校は、旭丘小学校、小竹小学校、豊玉第二小学校、豊玉東小学校、開進第二小学校、開進第四小学校です。旭丘小学校、小竹小学校は既に対応方針を示しています。

児童数・学級数

令和6年5月1日現在

	1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生	合計
児童数	122	116	128	121	131	121	739
学級数	4	4	4	4	4	4	24

周辺図



施設保有情報

校地面積	建築年	築年数	長寿命化可否
8,394 m ²	S57.3	43	(2F体)

(2) 適正配置後の学級規模

近隣のいずれの学校も一定の児童を受け入れられる見込みで、学区域変更を検討できます。

学校名	築年数		長寿命化 可否	R6年度		R26年度		適正規模の 許容範囲 までの学級数	
	建築年	築年数		児童数	学級数	児童数	学級数		
開進第三小学校	S57.3	43	2F体	739	24	775	26		
豊玉第二小学校	S39.3	61	2F体	258	11	271	11		13
豊玉東小学校	S40.3	60		360	13	376	14		10
開進第二小学校	S38.3 (R6長寿)	62		493	17	518	18	6	
開進第四小学校	S47.3	53	×	525	17	553	19	5	

(3) 適正配置後の通学距離

学区域変更を行う場合は通学距離を考慮します。

(4) 近隣校の受け入れ可否

豊玉東小学校、開進第二小学校、開進第四小学校は、改築後に望ましい運動場面積を確保したうえで、一定の学級数を受け入れられる見込みです。豊玉第二小学校は敷地が狭く、他校を受け入れる余裕はありません。

学校名	校地面積	適正規模の許容範囲までの学級数	改築後の余剰教室数	
			3,500 m ²	3,000 m ²
開進第三小学校	8,394 m ²			
豊玉第二小学校	7,552 m ²	13	-	-
豊玉東小学校	10,514 m ²	10	6	12
開進第二小学校	10,470 m ²	6	2	7
開進第四小学校	13,248 m ²	5	10	15

余剰教室数：
改築後、必要な運動場面積（3,500 m²・3,000 m²）と教室数を確保した上で、他校の児童を受け入れるために設置できる普通教室数（机上計算値）
3,500 m²は、余裕を持った運動場面積

「-」は他校を受け入れる余裕教室なし

(5) 人口変動の要素（都推計考慮）

開進第三小学校は、都推計では19学級と許容範囲になる見込みです。

学校名	R26年度区推計		R11年度都推計	
	児童数	学級数	児童数	学級数
開進第三小学校	775	26	594	19

(6) 検討結果まとめ

開進第三小学校は、区推計では過大規模の見込みですが、都推計では許容範囲と評価が分かれており、現時点での判断は困難です。改築による教育環境の確保を行ったうえで、学校運営に支障が出る場合は通学区域の変更を検討します。

次回の計画策定時の状況を見て再検討します
(第二次実施計画の対象外)

8 中村小学校

過大規模

(1) 対象校の基本情報

中村小学校は、現在（令和6年度時点）も27学級、将来推計（令和26年度）でも30学級で、いずれも過大規模の学校です。築年数は60年で、長寿命化改修が可能な学校ですが、体育館が2階にあり、改築の検討対象校です。近隣の学校は、豊玉小学校、豊玉南小学校、中村西小学校、向山小学校です。

児童数・学級数

令和6年5月1日現在

	1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生	合計
児童数	137	123	158	161	166	155	900
学級数	4	4	5	5	5	4	27

施設保有情報

校地面積	建築年	築年数	長寿命化可否
13,881 m ²	S40.3	60	(2F体)

周辺図



(2) 適正配置後の学級規模

近隣のいずれの学校も一定数の児童を受け入れられる見込みで、学区域変更を検討できます。

学校名	築年数		長寿命化 可否	R6年度		R26年度	
	建築年	築年数		児童数	学級数	児童数	学級数
中村小学校	S40.3	60	2F体	900	27	948	30
豊玉小学校	S47.2	53		493	17	518	18
豊玉南小学校	H23.2 改築済	14	-	554	19	582	20
中村西小学校	S38.2 (R7改築)	62	2F体	412	13	434	16
向山小学校	改築中	-	-	485	17	512	18

適正規模の 許容範囲 までの学級数
6
4
8
6

(3) 適正配置後の通学距離

学区域変更を行う場合は通学距離を考慮します。

(4) 近隣校の受け入れ可否

豊玉小学校、中村西小学校は、改築後に望ましい運動場面積を確保したうえで、一定の学級数を受け入れられる見込みです。豊玉南小学校、向山小学校は他校を受け入れる余裕はありません。

学校名	校地面積	適正規模の許容範囲までの学級数	改築後の余剰教室数	
			3,500 m ²	3,000 m ²
中村小学校	13,881 m ²			
豊玉小学校	11,459 m ²	6	12	18
豊玉南小学校	11,468 m ²	4	-	-
中村西小学校	14,095 m ²	8	19	25
向山小学校	10,796 m ²	6	-	-

余剰教室数：
改築後、必要な運動場面積（3,500 m²・3,000 m²）と教室数を確保した上で、他校の児童を受け入れるために設置できる普通教室数（机上計算値）
3,500 m²は、余裕を持った運動場面積

「-」は他校を受け入れる余裕教室なし

(5) 人口変動の要素（都推計考慮）

中村小学校は、都推計では24学級と許容範囲になる見込みです。

学校名	R26年度区推計		R11年度都推計	
	児童数	学級数	児童数	学級数
中村小学校	948	30	723	24

(6) 検討結果まとめ

中村小学校は、区推計では過大規模の見込みですが、都推計では許容範囲と評価が分かれており、現時点での判断は困難です。改築による教育環境の確保を行ったうえで、学校運営に支障が出る場合は通学区域の変更を検討します。

次回の計画策定時の状況を見て再検討します
(第二次実施計画の対象外)

9 光が丘第二中学校

過小規模

(1) 対象校の基本情報

光が丘第二中学校は、現在（令和6年度時点）も9学級、将来推計（令和26年度）でも11学級で、いずれも過小規模の学校です。築年数は38年と浅く、近隣の学校は、練馬中学校、光が丘第一中学校、光が丘第三中学校、谷原中学校です。

生徒数・学級数

令和6年5月1日現在

	1年生	2年生	3年生	合計
生徒数	107	109	108	324
学級数	3	3	3	9

施設保有情報

校地面積	建築年	築年数	長寿命化可否
14,957 m ²	S62.3	38	未

周辺図



(2) 適正配置後の学級規模

近隣の中学校と統合した場合、適正規模を確保できる見込みの学校は、光が丘第一中学校のみです。その他の近隣校は、統合すると過大規模になる見込みのため統合候補の対象外となります。

学校名	築年数		長寿命化 可否	R6年度		R26年度	
	建築年	築年数		生徒数	学級数	生徒数	学級数
光が丘第二中学校	S62.3	38	未	324	9	305	11
練馬中学校	S45.3	55	×	426	13	400	13
光が丘第一中学校	S59.3	41	未	242	8	224	8
光が丘第三中学校	S63.3	37	未	407	12	379	13
谷原中学校	S52.3	48	未	487	14	403	13

対象校と統合した場合の学級規模	
R26年度 生徒数計	学級数
705	22 ×
529	17
684	21 ×
708	22 ×

R26年度の学級数は35人学級で算出

(3) 適正配置後の通学距離〔(1) 周辺図参照〕

光が丘第一中学校は、光が丘第二中学校の通学区域から 1 km 以内に位置しています。

(4) 近隣校の受け入れ可否

光が丘第一中学校は、改築後に望ましい運動場面積を確保したうえで 26 教室を設置でき、想定される 17 学級を受け入れられる見込みです。

学校名	校地面積	対象校と統合した場合の学級規模		改築後の設置可能教室数	
		R26 年度 生徒数計	学級数	6,400 m ²	5,500 m ²
光が丘第二中学校	14,957 m ²			19	29
光が丘第一中学校	14,999 m ²	529	17	15 ×	26

設置可能教室数：
改築後、必要な運動場面積
(6,400 m²・5,500 m²)
を確保したうえで設置できる
普通教室数(机上計算値)
6,400 m²は、余裕を持った
運動場面積

(5) 人口変動の要素(都推計考慮)

光が丘第二中学校は、都推計でも 9 学級と過小規模になる見込みです。

学校名	R26 年度 区推計		R11 年度 都推計	
	生徒数	学級数	生徒数	学級数
光が丘第二中学校	305	11	338	9

(6) 検討結果まとめ

光が丘第二中学校の生徒を受け入れられる見込みのある学校は、光が丘第一中学校ですが、光が丘第二中学校は築年数が 38 年と浅く、改築を行うまで期間があります。また、光が丘第一中学校は同じく過小規模である豊溪中学校の統合候補となっています。

光が丘第二中学校の改築時の状況を見て再検討します
(第二次実施計画の対象外)

10 石神井南中学校

過小規模

改築課題

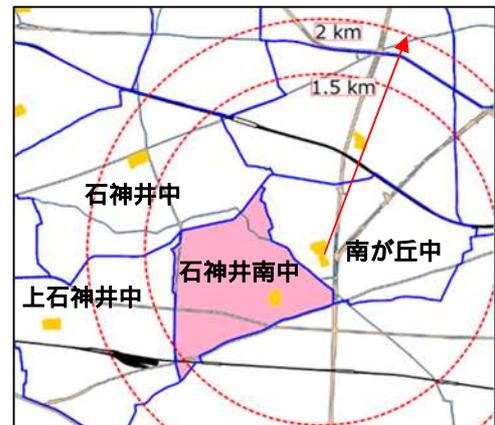
(1) 対象校の基本情報

石神井南中学校は、現在（令和6年度時点）も将来推計（令和26年度）でも10学級で、いずれも過小規模の学校です。築年数は64年ですが、現在長寿命化改修中のため、概ね築80年を目途に改築を検討する必要があります。近隣の学校は、石神井中学校、上石神井中学校、南が丘中学校です。

生徒数・学級数

令和6年5月1日現在

	1年生	2年生	3年生	合計
生徒数	112	126	117	355
学級数	3	4	3	10



施設保有情報

校地面積	建築年	築年数	長寿命化可否
11,296 m ²	S36.3	64	長寿命化改修中

(2) 適正配置後の学級規模

近隣の中学校と統合した場合、適正規模を確保できる見込みの学校は、南が丘中学校のみです。石神井南中学校の築80年と南が丘中学校の築60年が同時期であるため、改築の時期に合わせた検討が必要です。

学校名	築年数		長寿命化 可否	R6年度		R26年度	
	建築年	築年数		生徒数	学級数	生徒数	学級数
石神井南中学校	S36.3	64	長寿命化 改修中	355	10	294	10
石神井中学校	S41.3	59		578	16	478	16
上石神井中学校	S37.3 (R6改築)	-	×	393	11	326	11
南が丘中学校	S54.4	45	未	269	9	222	8

対象校と統合した場合の学級規模	
R26年度 生徒数計	学級数
772	24 ×
620	20 ×
516	17

R26年度の学級数は35人学級で算出

(3) 適正配置後の通学距離〔(1) 周辺図参照〕

南が丘中学校は、石神井南中学校の通学区域から 2 km 以内に位置しています。

(4) 近隣校の受け入れ可否

南が丘中学校は、改築後に望ましい運動場面積を確保したうえで 38 教室を設置でき、想定される 17 学級を受け入れられる見込みです。

石神井南中学校は敷地が狭く、南が丘中学校の生徒を受け入れる余裕はありません。

学校名	校地面積	対象校と統合した場合の学級規模		改築後の設置可能教室数	
		R26 年度生徒数計	学級数	6,400 m ²	5,500 m ²
石神井南中学校	11,296 m ²			-	-
南が丘中学校	19,065 m ²	516	17	38	48

設置可能教室数：
改築後、必要な運動場面積（6,400 m²・5,500 m²）を確保したうえで設置できる普通教室数（机上計算値）
6,400 m²は、余裕を持った運動場面積

「-」は他校を受け入れる余裕教室なし

(5) 人口変動の要素（都推計考慮）

石神井南中学校は、都推計でも 9 学級と過小規模になる見込みです。

学校名	R26 年度区推計		R11 年度都推計	
	生徒数	学級数	生徒数	学級数
石神井南中学校	294	10	338	9

(6) 検討結果まとめ

石神井南中学校の生徒を受け入れられる見込みのある学校は、南が丘中学校ですが、南が丘中学校は築年数が 45 年と浅く、改築を行うまで期間があります。また、石神井南中学校は現在、長寿命化改修中です。

石神井南中学校の改築時の状況を見て再検討します
(第二次実施計画の対象外)

11 中村中学校

過大規模

(1) 対象校の基本情報

中村中学校は、現在（令和6年度時点）15学級で適正規模の学校ですが、将来推計（令和26年度）では19学級で過大規模になる見込みです。築年数は54年で、長寿命化改修が可能な学校です。近隣の学校は、豊玉中学校、開進第二中学校、貫井中学校です。

生徒数・学級数

令和6年5月1日現在

	1年生	2年生	3年生	合計
生徒数	171	170	191	532
学級数	5	5	5	15

特別支援学級2学級あり

施設保有情報

校地面積	建築年	築年数	長寿命化可否
24,378 m ²	S46.3	54	



(2) 適正配置後の学級規模

近隣のいずれの学校も一定数の生徒を受け入れられる見込みで、学区域変更を検討できます。

学校名	築年数		長寿命化 可否	R6年度		R26年度		適正規模の 許容範囲 までの学級数
	建築年	築年数		生徒数	学級数	生徒数	学級数	
中村中学校	S46.3	54		532	15	588	19	
豊玉中学校	S40.3 (R7 長寿)	60		278	9	307	11	7
開進第二中学校	S41.3	59		396	12	440	15	3
貫井中学校	S38.3	62	×	430	12	478	16	2

R26年度の学級数は35人学級で算出

(3) 適正配置後の通学距離

学区域変更を行う場合は通学距離を考慮します。

(4) 近隣校の受け入れ可否

豊玉中学校、開進第二中学校は、改築後に望ましい運動場面積を確保したうえで、一定の学級数を受け入れられる見込みです。貫井中学校は敷地が狭く、他校を受け入れる余裕はありません。

学校名	校地面積	適正規模の許容範囲までの学級数	改築後の余剰教室数	
			6,400 m ²	5,500 m ²
中村中学校	24,378 m ²		-	-
豊玉中学校	15,463 m ²	7	9	19
開進第二中学校	25,889 m ²	3	86	97
貫井中学校	13,910 m ²	2	-	-

余剰教室数：
改築後、必要な運動場面積（6,400 m²・5,500 m²）と教室数を確保した上で、他校の生徒を受け入れるために設置できる普通教室数（机上計算値）
6,400 m²は、余裕を持った運動場面積

「-」は他校を受け入れる余裕教室なし

(5) 人口変動の要素（都推計考慮）

中村中学校は、都推計では14学級と適正規模になる見込みです。

学校名	R26年度区推計		R11年度都推計	
	生徒数	学級数	生徒数	学級数
中村中学校	588	19	523	14

(6) 検討結果まとめ

中村中学校は、区推計では過大規模の見込みですが、都推計では適正規模と評価が分かれており、現時点での判断は困難です。改築による教育環境の確保を行ったうえで、学校運営に支障が出る場合は通学区域の変更を検討します。

次回の計画策定時の状況を見て再検討します
(第二次実施計画の対象外)

12 大泉中学校

過大規模

(1) 対象校の基本情報

大泉中学校は、現在(令和6年度時点)も将来推計(令和26年度)でも19学級で、いずれも過大規模の学校です。築年数は61年で、長寿命化改修ができない学校です。近隣の学校は、大泉第二中学校、大泉西中学校、大泉北中学校、石神井中学校、三原台中学校です。

生徒数・学級数

令和6年5月1日現在

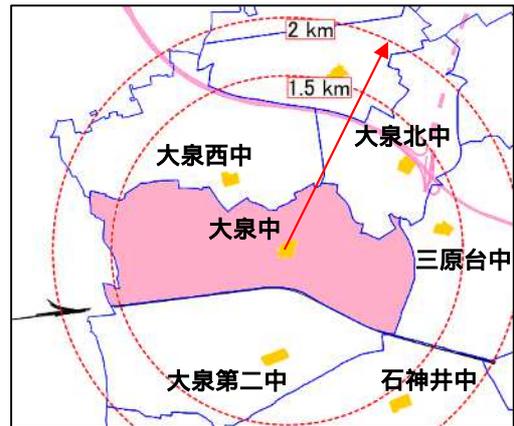
	1年生	2年生	3年生	合計
生徒数	247	238	217	702
学級数	7	6	6	19

特別支援学級7学級あり

施設保有情報

校地面積	建築年	築年数	長寿命化可否
16,732 m ²	S39.3	61	×

周辺図



(2) 適正配置後の学級規模

近隣のいずれの学校も一定数の生徒を受け入れられる見込みで、学区域変更を検討できます。

学校名	築年数		長寿命化 可否	R6年度		R26年度		適正規模の 許容範囲 までの学級数
	建築年	築年数		生徒数	学級数	生徒数	学級数	
大泉中学校	S39.3	61	×	702	19	580	19	
大泉第二中学校	S47.3	53		532	15	441	15	3
大泉西中学校	R2.11 改築済	4	-	533	15	441	15	3
大泉北中学校	S53.3	47	未	266	9	221	8	10
石神井中学校	S41.3	59		578	16	478	16	2
三原台中学校	S53.3	47	未	497	15	412	14	4

R26年度の学級数は35人学級で算出

(3) 適正配置後の通学距離

大泉第二中学校、石神井中学校への学区域変更は、西武池袋線を跨ぐため検討の対象外とします。

(4) 近隣校の受け入れ可否

大泉西中学校、大泉北中学校は、改築後に望ましい運動場面積を確保したうえで、一定の学級数を受け入れられる見込みです。三原台中学校は敷地が狭く、他校を受け入れる余裕はありません。

学校名	校地面積	適正規模の許容範囲までの学級数	改築後の余剰教室数	
			6,400 m ²	5,500 m ²
大泉中学校	16,732 m ²		-	-
大泉西中学校	13,868 m ²	3	1	1
大泉北中学校	14,598 m ²	10	6	16
三原台中学校	13,057 m ²	4	-	-

余剰教室数：
改築後、必要な運動場面積（6,400 m²・5,500 m²）と教室数を確保した上で、他校の生徒を受け入れるために設置できる普通教室数（机上計算値）
6,400 m²は、余裕を持った運動場面積

「-」は他校を受け入れる余裕教室なし

(5) 人口変動の要素（都推計考慮）

大泉中学校は、都推計でも19学級と過大規模になる見込みです。

学校名	R26年度区推計		R11年度都推計	
	生徒数	学級数	生徒数	学級数
大泉中学校	580	19	708	19

(6) 検討結果まとめ

大泉中学校は、区推計、都推計とも過大規模になる見込みです。区推計では、令和26年度に35人学級想定で19学級と、適正規模の基準から1学級のみ超過であり、現時点での判断は困難です。改築による教育環境の確保を行ったうえで、学校運営に支障が出る場合は通学区域の変更を検討します。

次回の計画策定時の状況を見て再検討します
(第二次実施計画の対象外)

4. 学校別検討まとめ

(1) 統合・再編の方向で検討する学校

小学校

	対象校名	相手校名	検討結果まとめ
	光が丘第八小	田柄小 (光が丘秋の陽小)	田柄小の改築に合わせ、令和14～18年度を目途に、光が丘第八小と田柄小を統合・再編する方向で検討 【敷地：田柄小(改築)】 光が丘第八小校舎を田柄小改築時の仮設校舎として利用することも検討 通学区域の一部を光が丘秋の陽小へ編入することも検討

中学校

	対象校名	相手校名	検討結果まとめ
	豊溪中	光が丘第一中	令和11年4月を目途に、豊溪中と光が丘第一中を統合・再編する方向で検討 【敷地：光が丘第一中(現校舎)】

(2) 学区変更の方向で検討する学校

小学校

	対象校名	相手校名	検討結果まとめ
	春日小	練馬小 高松小	令和9年4月を目途に、練馬小・高松小の通学区域の一部を春日小に編入する方向で検討 新入生から適用

(3) 第二次実施計画で対象とならない学校

小学校

大泉第一、橋戸、豊玉第二、南が丘、南田中、大泉学園、大泉第六、石神井西、石神井台、泉新、富士見台、練馬第三、開進第三、中村

中学校

石神井南、光が丘第二、南が丘、大泉北、八坂、練馬東、豊玉、谷原、関、三原台、石神井東、貫井、中村、大泉

第4章

「旭丘小学校・小竹小学校・旭丘中学校の 今後の対応方針」に基づく進捗状況

令和元年 8 月に策定した「旭丘小学校・小竹小学校・旭丘中学校の今後の対応方針」に基づき、旭丘・小竹地域に新たな小中一貫教育校を開校予定です。

(1) 対応方針 (令和元年 8 月)

旭丘小学校・小竹小学校・旭丘中学校を廃止し、新たな小中一貫教育校を設置する。旭丘小学校・旭丘中学校については、先行して新たな小中一貫教育校の設置に向けた準備を開始する。

新たな小中一貫教育校は旭丘小学校と旭丘中学校の跡地に整備する。

新たな小中一貫教育校における中学校の通学区域は、旭丘小学校と小竹小学校の通学区域を合わせた区域とする。小学校の通学区域は、当面、旭丘小学校の通学区域を基本とする。

小竹小学校の跡施設については、区の計画や地域のニーズ等を踏まえて検討を行う。

(2) 現状と今後の予定

旭丘・小竹地域の新たな小中一貫教育校「(仮称) みらい青空学園」は令和 8 年 4 月に開校予定です。現在は、旭丘小学校・旭丘中学校を先行して小中一貫教育校にするための準備を行っています。

小竹小学校については、令和 8 年度の新校開校後の状況を確認し、統合に向けた調整を進めます

第5章
第二次実施計画を進めるにあたっての
具体的な取り組み

1. 統合・再編を円滑に進めるための取り組み

統合・再編を円滑に進めるため、統合まで概ね2年間の準備期間を設けます。この間、保護者や地域の皆様などの協力を得て、以下の取り組みを進めていきます。統合・再編を契機として、より一層、学校教育の充実を図るとともに、新たな気持ちで学校生活のスタートが切れるよう教育環境を整備します。

(1) 準備会の設置

学校関係者、保護者の代表、町会・自治会代表などで構成する準備会を設置します。準備会では、歴史の保存、閉校式の開催などについて協議を行います。

準備会の進捗状況や協議内容については、準備会だよりや区ホームページなどにより、適宜、保護者や地域の皆様へ情報提供をしていきます。

(2) 交流活動の実施

統合・再編に伴う児童・生徒の不安や動揺をできる限り軽減するため、対象校合同で交流活動(例:運動会、移動教室、部活動等)を実施し、児童・生徒の交流を深めます。また、必要に応じて心のふれあい相談員による相談時間を拡充し、新校での学習や学校生活が楽しく安定したものになるように努めます。

(3) 学級編制と教職員配置

統合・再編に伴う児童・生徒の不安を軽減するとともに、児童・生徒の状況に配慮した学級編制と教職員配置を行います。

統合・再編までの間、新校の位置とならない学校の新1年生が少なくなったとしても、学級は編制します。その場合には、児童・生徒の教育に支障が生じないように創意工夫していきます。また、新校の学級の編制にあたっては、対象校の児童・生徒数の割合を考慮した構成とするなど配慮します。

(4) 特別支援学級の移設

特別支援学級の移設にあたっては、できるだけ児童・生徒への負担がないように、指導方法の継続、施設の整備、教員の配置などについて十分な配慮を行います。また、特別支援学級が設置されていない学校の児童・生徒や保護者に特別支援学級に対する理解を深めていただくため、授業参観に参加できる機会を設けるほか、特別支援学級の児童・生徒への負担に配慮しながら、両校の児童・生徒の交流活動を実施します。

心のふれあい相談員:児童・生徒からの相談を受け、話し相手になり、児童・生徒の悩みや不安、ストレスなどを和らげるために区が配置している相談員。

(5) 小中連携グループの見直し

教育委員会では、小学校から中学校への段差を低くし、小学生がより意欲をもって中学校に進学できるように、出前授業や部活動体験など、様々な小中連携の取り組みを進めています。統合・再編に伴い、小中連携グループの見直しを行い、小中連携教育の継続と発展に努めます。

(6) 通学路の安全確保

統合・再編後の通学路の安全確保については、各学校での安全指導を徹底するとともに、通学路の安全点検を実施し、必要に応じて警察署や道路管理者などへ働きかけを行います。

(7) 就学指定校の変更

児童・生徒は、通学区域内の学校（指定校）に通うことを原則としており、統合・再編までの間、対象校に入学予定の新1年生についても同様です。ただし、新校の位置となる学校への入学を希望する場合は、指定校変更を認める配慮をしていきます。在校生については、既に学校の中で人間関係が築かれていることから、統合前に、新校の位置となる学校へ個々に移ることは好ましくありません。統合まで、統合対象校間で十分な交流活動を実施した後、現在の学校の児童・生徒と一緒に新校に通うことが望ましいため、在校生による統合を理由とした指定校変更は認めないこととします。

(8) 学校指定用品への配慮

統合・再編に伴い、買い替えの必要があると判断した学校指定用品（標準服や体操着など）については、その費用を区が負担します。また、今後、保護者が購入する学校指定用品については、統合対象校同士が同一の規格になるように配慮します。

(9) 学校応援団・ねりっこクラブ

各小学校では、放課後の児童の居場所として、学校応援団ひろばや校庭・図書館の開放、ねりっこクラブを実施しています。通学区域の変更や統合・再編をする場合には、必要なスペース確保に努めます。

2．跡施設の活用

学校の跡施設等（統合等により学校として使用されなくなった敷地や建物）の活用は、区全体の重要な課題です。活用にあたっては、現状のまちづくりの規制等も考慮のうえ、以下の点に留意し、地域の皆様のご意見を伺いながら検討していきます。

学校が避難拠点や校庭開放、学校利用団体によるスポーツなど、教育目的以外の様々な利用があること

近隣で小・中学校の改築等を行う際の仮設校舎等としての利用

近隣の区立施設の複合化用地としての活用

資料編

目次

1 . 学校情報一覧	62
2 . 区立小・中学校の児童・生徒数、学級数の推移と 今後の見込み	64

1. 学校情報一覧

小学校

R26年度（区推計）で

過小

11学級以下

許容

19～24学級

過大

25学級以上

	小学校名	校地面積 (㎡)	建築年月	建築年数 (年)	R6年度 (実数)		R26年度 (区推計)		規模	R11年度 (都推計)	
					児童	学級	児童	学級		児童	学級
1	旭丘	15,907	改築中	-	174	7	186	7	過小	209	10
2	小竹	13,774	S34.3	66	316	12	334	13		257	11
3	豊玉	11,459	S47.2	53	493	17	518	18		434	16
4	豊玉第二	7,552	S39.3	61	258	11	271	11	過小	337	12
5	豊玉東	10,514	S40.3	60	360	13	376	14		312	11
6	豊玉南	11,468	H23.2	14	554	19	582	20	許容	466	17
7	中村	13,881	S40.3	60	900	27	948	30	過大	723	24
8	中村西	14,095	S38.2	62	412	13	434	16		425	15
9	早宮	12,565	S52.3	48	496	17	449	16		478	17
10	開進第一	14,318	S38.3	62	630	21	570	20	許容	621	21
11	開進第二	10,470	S38.3	62	493	17	518	18		465	17
12	開進第三	8,394	S57.3	43	739	24	775	26	過大	594	19
13	開進第四	13,248	S47.3	53	525	17	553	19	許容	452	16
14	仲町	12,412	S43.3	57	797	25	724	24	許容	672	22
15	南町	11,564	S46.3	54	371	13	391	15		360	12
16	北町	13,579	S40.3	60	704	23	640	22	許容	586	19
17	北町西	14,557	S42.3	58	464	17	419	15		556	19
18	練馬	12,243	S38.3	62	453	16	411	15		443	17
19	練馬第二	9,075	S39.3	61	419	15	442	16		534	18
20	練馬第三	9,106	S51.3	49	499	17	524	18		415	14
21	練馬東	11,471	改築中	-	520	18	470	17		399	15
22	田柄	15,836	S41.3	59	523	18	472	17		417	15
23	田柄第二	12,638	S45.3	55	489	17	443	16		336	12
24	向山	10,796	改築中	-	485	17	512	18		453	16
25	豊溪	15,310	改築中	-	484	16	439	16		534	19
26	旭町	12,716	S40.3	60	333	12	303	12		320	12
27	高松	11,067	S43.3	57	665	21	605	21	許容	603	18
28	春日	10,705	S56.12	43	302	12	272	11	過小	280	12
29	光が丘四季の香	14,110	S58.3	42	454	14	412	15		374	13
30	光が丘春の風	12,001	S59.3	41	579	20	526	18		447	16
31	光が丘夏の雲	12,001	H2.3	35	494	17	448	16		431	16
32	光が丘秋の陽	11,992	S52.3	48	341	12	312	12		364	12
33	光が丘第八	13,000	H1.3	36	187	7	172	7	過小	142	6
34	石神井	12,814	R2.12	4	620	21	516	18		734	23
35	石神井東	12,455	S41.3	59	413	14	344	13		324	11
36	石神井西	9,530	S45.3	55	478	17	398	15		446	16
37	石神井台	9,846	S52.3	48	509	18	424	16		465	16
38	上石神井	11,662	改築中	-	757	24	628	21	許容	685	22
39	上石神井北	13,757	R6.8	0	736	22	615	21	許容	695	23
40	下石神井	9,247	R2.7	4	819	26	683	23	許容	601	20
41	光和	16,210	H16.2	21	794	24	661	22	許容	751	24
42	谷原	14,197	H24.11	12	719	23	600	21	許容	654	21
43	北原	12,412	S54.3	46	667	21	554	19	許容	533	19
44	立野	13,211	改築中	-	528	18	438	16		434	15
45	関町	13,460	S40.3	60	686	22	572	20	許容	599	19
46	関町北	14,037	R4.12	2	600	19	500	18		596	19
47	大泉	14,460	S39.3	61	564	18	512	18		475	16
48	大泉第一	11,547	S40.3	60	251	10	226	9	過小	227	10
49	大泉第二	12,229	S39.3	61	746	25	677	23	許容	560	19
50	大泉第三	14,425	S40.3	60	483	16	438	16		438	17
51	大泉第四	15,393	S42.3	58	534	18	486	17		469	18
52	大泉第六	9,905	S45.3	55	344	12	312	12		376	12
53	大泉東	14,918	H31.3	6	757	24	688	23	許容	841	26
54	大泉西	12,171	S49.3	51	394	13	359	14		338	12
55	大泉南	12,403	S41.3	59	624	21	567	20	許容	626	21
56	大泉北	12,683	S49.3	51	549	18	496	18		398	14
57	大泉学園	9,210	S43.3	57	330	12	300	12		272	11
58	大泉学園緑	11,104	S53.3	47	474	17	430	16		396	13
59	大泉学園桜	16,076	S55.8	44	341	12	310	12		254	11
60	泉新	9,376	S44.3	56	521	18	433	16		428	15
61	橋戸	10,129	S52.3	48	283	12	258	10	過小	267	10
62	南田中	14,278	S43.3	57	343	13	287	11	過小	256	12
63	南が丘	9,894	S51.3	49	337	12	282	11	過小	256	12
64	富士見台	9,453	S48.3	52	576	19	476	17		533	18
65	八坂	10,111	S46.3	54	376	13	341	13		310	12
	合計				33,066	1,114	30,262	1,080		29,676	1,036

児童数、学級数、校地面積は令和6年5月1日現在
 築年数は令和7年3月末現在

中学校

R26年度(区推計)で

過小 11学級以下

過大 19学級以上

	中学校名	校地面積 (㎡)	建築年月	建築年数 (年)	R6年度 (実数)		R26年度 (区推計)		規模	R11年度 (都推計)	
					生徒数	学級数	生徒数	学級数		生徒数	学級数
1	旭丘	12,417	改築中	-	149	6	165	7	過小	131	5
2	豊玉	15,463	S40.3	60	278	9	307	11	過小	303	9
3	豊玉第二	11,373	H26.11	10	220	7	241	9	過小	220	7
4	中村	24,378	S46.3	54	532	15	588	19	過大	523	14
5	開進第一	24,736	S43.3	57	418	12	391	13		454	12
6	開進第二	25,889	S41.3	59	396	12	440	15		445	12
7	開進第三	16,499	S47.3	53	369	11	408	14		331	9
8	開進第四	14,491	H28.7	8	457	13	504	16		480	13
9	北町	15,086	S47.3	53	361	11	339	12		381	11
10	練馬	19,968	S45.3	55	426	13	400	13		383	11
11	練馬東	15,999	S48.8	51	313	10	295	10	過小	410	11
12	貫井	13,910	S38.3	62	430	12	478	16		503	15
13	田柄	18,363	改築中	-	332	10	314	11	過小	262	9
14	豊溪	10,818	S41.3	59	137	5	128	5	過小	153	6
15	光が丘第一	14,999	S59.3	41	242	8	224	8	過小	261	9
16	光が丘第二	14,957	S62.3	38	324	9	305	11	過小	338	9
17	光が丘第三	17,977	S63.3	37	407	12	379	13		445	13
18	石神井	16,874	S41.3	59	578	16	478	16		696	19
19	石神井東	11,105	S53.7	46	572	16	474	15		618	17
20	石神井西	15,920	S40.3	60	650	18	539	17		682	19
21	石神井南	11,296	S36.3	64	355	10	294	10	過小	338	9
22	上石神井	13,559	改築中	-	393	11	326	11	過小	461	12
23	南が丘	19,065	S54.4	45	269	9	222	8	過小	253	8
24	谷原	14,650	S52.3	48	487	14	403	13		484	14
25	三原台	13,057	S53.3	47	497	15	412	14		460	12
26	大泉	16,732	S39.3	61	702	19	580	19	過大	708	19
27	大泉第二	18,919	S47.3	53	532	15	441	15		553	16
28	大泉西	13,868	R2.11	4	533	15	441	15		515	14
29	大泉北	14,598	S53.3	47	266	9	221	8	過小	294	9
30	大泉学園	14,693	S37.3	63	451	12	374	13		423	12
31	大泉学園桜	15,958	S56.3	44	183	7	152	6	過小	133	5
32	関	12,686	S50.3	50	481	14	399	13		458	12
33	八坂	17,924	S47.3	53	235	7	219	8	過小	237	8
	合計				12,975	382	11,881	404		13,336	380

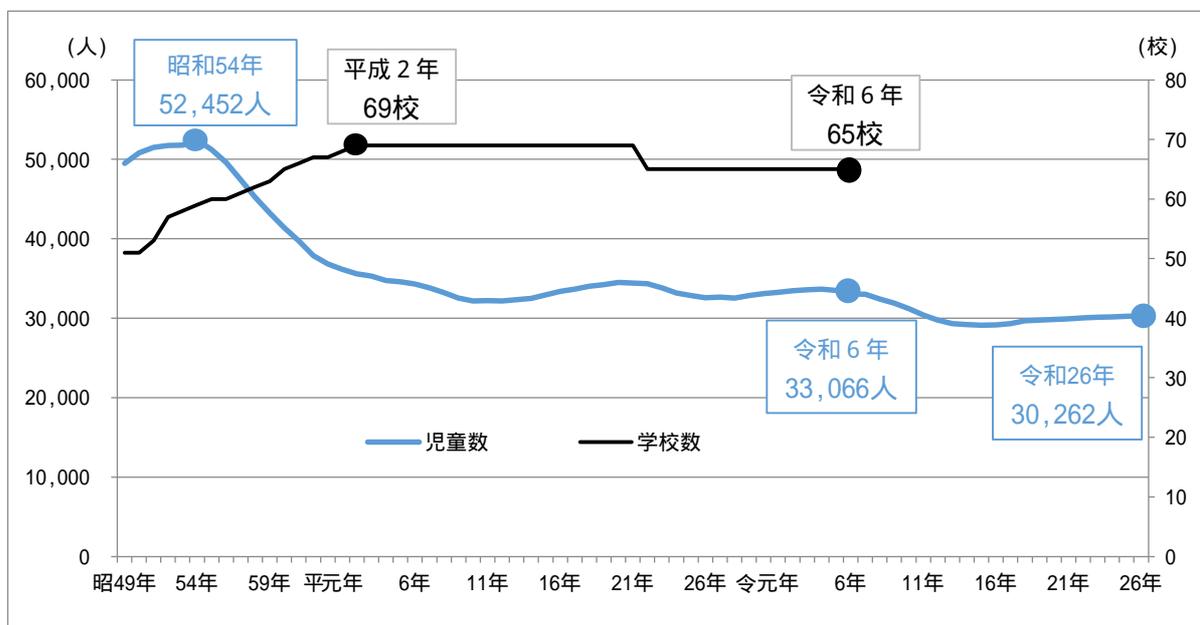
生徒数、学級数、校地面積は令和6年5月1日現在

築年数は令和7年3月末現在

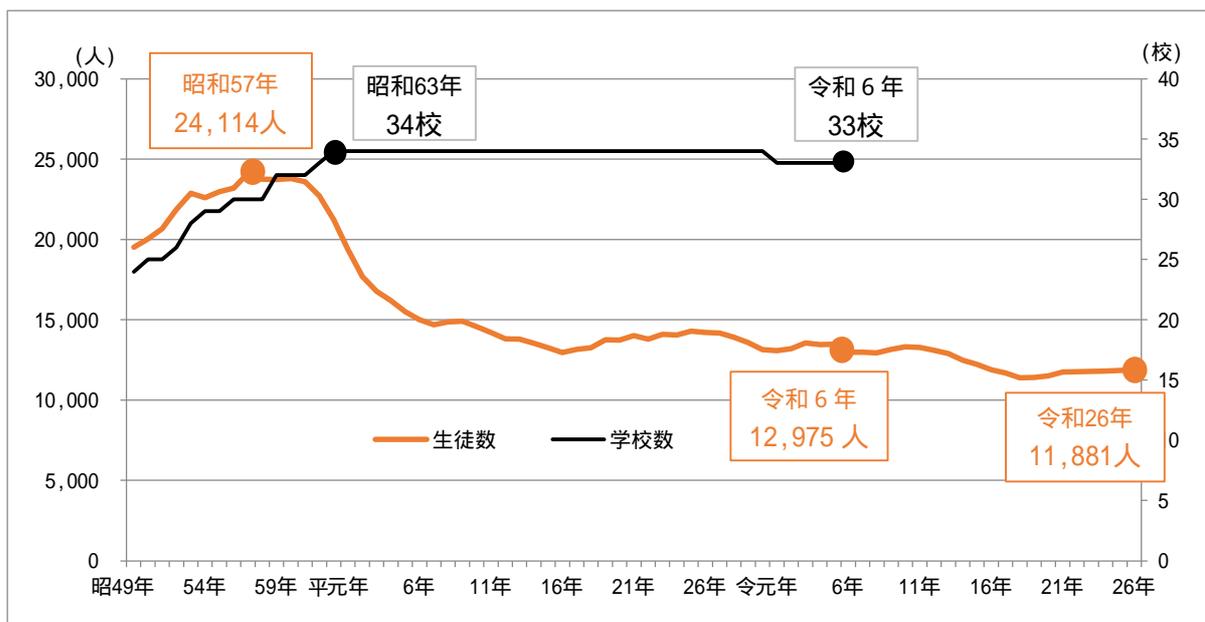
令和26年度の学級数は35人学級で算出

2. 区立小・中学校の児童・生徒数、学校数の推移と今後の見込み

小学校



中学校





区立学校適正配置第二次実施計画（素案）

令和6年（2024年）12月

発行 練馬区 教育委員会事務局 教育振興部 教育施策課

住所 〒176-8501 練馬区豊玉北 6-12-1

電話 (03) 3993-1111（代表）

FAX (03) 5984-1221

練馬区ホームページ <https://www.city.nerima.tokyo.jp>

区立学校の適正配置について（答申）

平成28年6月10日付け28練教教第10095号により、諮問のあった「区立学校の適正配置」について、「練馬区立学校の適正規模・適正配置検討委員会」（以下「委員会」という。）を開催し、区立小・中学校の適正配置の計画に関することについて、これまで審議を重ねてきたところです。

令和6年3月に策定された「第二次区立小・中学校および区立幼稚園の適正配置基本方針」（以下「適正配置基本方針」という。）で示された適正配置対象校の選定フローに基づき、対象となる学校については、対応が必要との結論を得ましたので、下記のとおり答申します。

令和6年11月1日

練馬区教育委員会

教育長 三浦 康彰 様

練馬区立学校の適正規模・適正配置検討委員会

委員長	佐川 広
副委員長	竹岡 博幸
委員	和田 清美
委員	松本めぐみ
委員	石神 徹
委員	前多 紀子
委員	田邊 克宣
委員	木原 賢三
委員	枝村 聡
委員	杉山 賢司
委員	柴宮 深
委員	山本 浩司

1 適正配置基本方針に基づく対象校の選定について

当委員会では、令和5年11月の答申で示したとおり、適正配置を行うにあたっては、子どもたちの環境の変化を最小限に留め、安全面に配慮した内容にすること、まちづくりの進展等による児童・生徒数の増加も注視し、学校施設の改修・改築と整合のとれたものにする必要があると考えています。

区事務局からは、令和6年3月に策定した適正配置基本方針での選定フローに基づき、「適正規模の視点」「改築の視点」から候補校を抽出した結果、小学校16校、中学校16校が候補校となること、また、候補校について「近隣校の受け入れ可否」、「通学距離」、「適正配置後の学校規模」の視点を踏まえて評価を行うとともに、「人口変動の要素」として、大江戸線の延伸地域における変動要素や、都区の将来推計の乖離状況等も考慮して評価した結果、本計画においては、光が丘第八小学校、春日小学校、豊浜中学校、光が丘第一中学校が検討の対象となる考え方が示されました。

当委員会としては、現在も20年後の将来推計でも適正規模の確保が難しい過小規模校が最優先となっていること、将来推計等での評価が困難な学校については判断を見送ることなどの事務局の評価は妥当であり、これらの4校については対応が必要であると考えます。

2 適正配置対象校の対応について

光が丘第八小学校

光が丘第八小学校の令和6年5月1日現在の学級数は7学級（3年生は2学級、その他の学年は1学級）と、適正配置基本方針で定める区立小学校の適正規模の12学級を下回り、過小規模校に当たります。

区の将来推計では、令和26年度時点で7学級となっています（全学年で35人学級が実施された場合）。また、東京都教育庁が作成した令和6年度の東京都教育人口等推計でも、令和11年度時点で6学級と、過小規模校に当たります。光が丘第八小学校は、現在も将来も区内で最も学級数の少ない小学校と推計されています。

光が丘第八小学校は長期的に過小規模の解消は難しい一方で、近隣校と統合した場合でも、学級数・通学距離には問題がなく、近隣校での受け入れも可能な状況です。

以上のことを踏まえ、児童にとってより良い教育環境を実現するための今後の具体的な方策について速やかに検討していく必要があります。

春日小学校

春日小学校の令和6年5月1日現在の学級数は12学級（各学年2学級）と、適正配置基本方針で定める区立小学校の適正規模校に当たります。

区の将来推計では、令和26年度時点で11学級と過小規模校になっています。

一方、春日小学校の近隣校である練馬小学校・高松小学校の通学区域は、平成18年に開通された環状八号線を跨いだ状態となっています。

通学区域の変更により、春日小学校の適正規模の確保、練馬小学校・高松小学校に通っている一部児童の通学利便性の向上が見込めます。

以上のことを踏まえ、児童にとってより良い教育環境を実現するための今後の具体的な方策について速やかに検討していく必要があります。

豊溪中学校・光が丘第一中学校

豊溪中学校の令和6年5月1日現在の学級数は5学級（1・2年生は2学級、3年生は1学級）、光が丘第一中学校は8学級（1・2年生は3学級、3年生は2学級）と、いずれも適正配置基本方針で定める区立中学校の適正規模の12学級を下回り、過小規模校に当たります。

区の将来推計では、令和26年度時点で豊溪中学校は5学級、光が丘第一中学校は8学級となっています（全学年で35人学級が実施された場合）。また、東京都教育庁が作成した令和6年度の東京都教育人口等推計でも、令和11年度時点で豊溪中学校は6学級、光が丘第一中学校は9学級と、過小規模校に当たります。豊溪中学校は現在も将来も区内で最も学級数の少ない中学校と推計されています。

両校とも長期的に過小規模の解消は難しい一方で、隣接する両校を統合した場合でも学級数・通学距離には問題がなく、光が丘第一中学校の敷地で受け入れは可能な状況です。

以上のことを踏まえ、生徒にとってより良い教育環境を実現するための今後の具体的な方策について速やかに検討していく必要があります。

3 配慮すべき事項

計画の実施にあたっては、統合・再編等の実施まで十分な期間を確保し、関係者との丁寧な議論を通じて理解を得る必要があります。統合・再編後の学校について関係者と協議できる場を設定し、児童・生徒、保護者、地域の方への情報発信も十分に行うなど、よりよい学校づくりに努めてください。

（参考）これまでの審議経過

令和4年10月24日	令和4年度第1回委員会 ・練馬区の状況について（児童・生徒数の推移、学級数の推移等） ・練馬区の学校改築状況について
令和5年3月13日	令和4年度第2回委員会 ・練馬区の現状と適正配置の必要性について ・適正配置の考え方（案）について

令和5年6月29日	令和5年度第1回委員会 ・適正配置の考え方について
令和5年8月30日	令和5年度第2回委員会 ・区立小・中学校の適正規模の考え方について ・区立小・中学校の通学距離の延長について ・今後の区立幼稚園について
令和5年10月31日	令和5年度第3回適正配置検討委員会 ・区立学校の適正配置の基本方針に係る答申（案）について ・適正配置基本方針（素案）について ・学校施設管理実施計画（素案）について
令和5年11月20日	区立学校の適正配置について（答申）
令和5年12月11日	適正配置基本方針（素案）公表
令和6年3月27日	適正配置基本方針策定
令和6年7月2日	令和6年度第1回委員会 ・適正配置基本方針について
令和6年9月13日	令和6年度第2回委員会 ・適正配置候補校の検討経過について
令和6年11月1日	令和6年度第3回委員会 ・区立学校の適正配置の実施計画に係る答申（案）について

令和6年12月6日
教育振興部教育施策課

練馬区教育振興基本計画 中間見直し（素案）について

「練馬区教育振興基本計画（令和4～8年度）」について、令和6年3月に策定した「第3次みどりの風吹くまちビジョン」と整合性を図るとともに、教育施策をめぐる状況の変化を踏まえて、下記のとおり、中間見直しを行う。

記

1 練馬区教育振興基本計画 中間見直し（素案）

別添のとおり

2 区民意見反映制度に基づく意見募集

(1) 周知方法

ア ねりま区報（12月11日号）への掲載

イ 区ホームページへの掲載

ウ 区民情報ひろば、区民事務所（練馬を除く）、図書館（南大泉図書館分室を除く）、教育施策課での閲覧

エ 区立小中学校の児童・生徒用タブレットパソコンの「ブックマーク」から閲覧

オ 児童館での閲覧

(2) 意見の募集期間

令和6年12月11日（水）から令和7年1月15日（水）まで

(3) 意見の提出方法

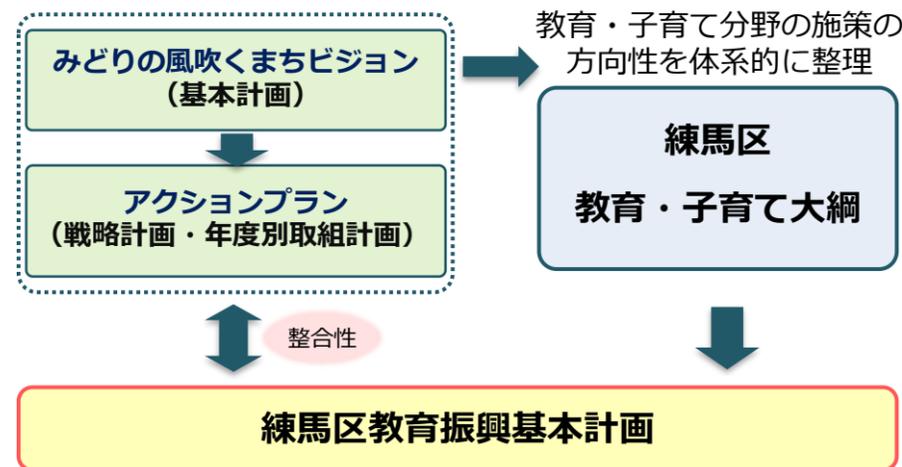
持参、郵送、ファクス、電子メール、LoGo フォーム（電子申請サービス）

3 今後の予定

令和7年3月 計画の中間見直し（案）を報告

3月末 策定

《 計画の位置付け 》



【参考：大綱と計画の関係】

- 大綱⇒策定は必須 (地方教育行政の組織及び運営に関する法律) 教育・学術・文化の振興に関する総合的な施策の大綱
- 計画⇒策定は努力義務 (教育基本法) 教育の振興のための施策に関する基本的な計画

《 中間見直しの趣旨 》

・令和6年3月に策定した「第3次みどりの風吹くまちビジョン」と整合を図るとともに、教育施策をめぐる状況の変化を踏まえて、令和8年度までの主要な施策の方向性を示す。

今後のスケジュール

- 令和6年12月11日～令和7年1月15日 区民意見反映制度に基づく意見募集
- 令和7年3月 計画の中間見直し案を報告策定

見直しのポイント

【見直し後の計画の記載例】

1 第3次ビジョン・アクションプラン事業

▶ AP「年度別取組計画」を引用

例：区立幼稚園の今後のあり方の検討

No. 1 - 5		年度別の取組計画			
令和8年度目標	令和5年度末の現況	令和6年度	令和7年度	令和8年度	計
今後のあり方の検討結果を踏まえた実施計画の策定	学校適正配置基本方針の策定	検討委員会の設置検討	検討	実施計画の策定	実施計画の策定
事業費(百万円)		1	1	0	2

令和8年度目標	令和6年度末達成見込み	令和7年度	令和8年度
◆今後のあり方の検討結果を踏まえた実施計画の策定	◆検討委員会の設置検討	検討	実施計画の策定

2 APでなくなった事業(第2次APに該当していた事業)

▶ 現状(令和6年度末)と令和8年度目標を記載

【現計画】 例：小中一貫教育の推進

現状(令和3年度末)	令和5年度目標	令和4年度	令和5年度
◆全校で小中一貫教育を研究・実践	◆小中一貫教育の取組プログラムの作成	検証	作成
令和8年度末の目標			
◆小中一貫教育の取組プログラムの活用			

【見直し案】 記載形式の変更・文言の追記修正

現状(令和6年度末)	令和8年度目標
◆全校で小中一貫教育を 実施	◆ 継続
◆ 小中一貫教育の取組プログラムの実践・検証	◆小中一貫教育の取組プログラムの 充実

3 その他の事業

▶ 時点修正(概ね大きな修正等はない)

【現計画】 例：日本語等指導講師派遣の実施

現状(令和3年度末) (※令和4年3月1日現在)	令和8年度末の目標
◆個別指導の実施 指導を行った児童生徒数 小学校：75人 中学校：21人	◆継続実施

【見直し案】 現状に合わせて修正

現状(令和6年度末) (※令和7年3月1日現在)	令和8年度目標
◆個別指導の実施 指導を行った児童生徒数 小学校： 124 人 中学校： 41 人	◆継続実施

施策の体系

取組の視点	重点施策	取組内容	現計画の主な取組	見直し後の主な取組 ※赤文字は新たにAPとなった取組 ※青文字はAPでなくなった取組 ※黒文字は時点修正が中心となる取組
視点1	教育の質の向上	1 小学校就学前の幼児教育の充実	(1) 私立幼稚園・私立保育所等への助成 (2) 私立幼稚園等園児保護者負担の軽減	(1) 私立幼稚園・私立保育所等への助成 (2) 私立幼稚園等園児保護者負担の軽減 (3) 区立幼稚園の今後のあり方の検討【AP】
		2 幼稚園・保育所・小学校の連携	(1) 幼保小連携の推進【AP】	(1) 幼保小連携の推進
		3 小中一貫教育の推進	(1) 小中一貫教育の推進【AP】 (2) 旭丘・小竹地域における施設一体型 小中一貫教育校の整備【AP】	(1) 小中一貫教育の推進 (2) 旭丘・小竹地域における施設一体型小中一貫教育校の整備
		4 人権教育、道徳教育の推進	(1) 人権教育の推進 (2) 道徳教育の推進	(1) 人権教育の推進 (2) 道徳教育の推進
		5 英語力とコミュニケーション能力の基礎の育成	(1) 英語教育の充実【AP】	(1) 英語教育の充実
		6 体力の向上、食育などの健康づくりの取組	(1) 学校体育等の充実 (2) 児童・生徒の食育の推進	(1) 学校体育等の充実 (2) 児童・生徒の食育の推進
		7 ICT教育等による子どもたち一人ひとりに届く教育の実現	(1) ICTを活用した教育内容の充実【AP】	(1) ICTを活用した教育内容の充実【AP】 (2) 電子図書館の実現に向けた取組の推進【AP】
		8 学校図書館を活用した探究的学習や読書活動の充実	(1) 学校図書館管理員の全校配置【AP】	(1) 学校司書の全校配置【AP】
	教員の資質・能力の向上	1 子どもたちの良さや伸びようとする力を引き出す教員の育成	(1) 若手教員の育成の強化【AP】	(1) 若手教員の育成の強化【AP】
		2 教員の資質・能力の向上	(1) 教育課題に応じた教員研修の充実	(1) 教育課題に応じた教員研修の充実
		3 教員のICT機器の活用能力の向上	(1) 教員全体のICT活用能力の向上【AP】	(1) 教員全体のICT活用能力の向上【AP】
		4 教員が子どもたちと向き合う時間の増	(1) 教員の働き方改革【AP】 (2) 子どもと向き合うことができる環境整備	(1) 教員の働き方改革【AP】 (2) 部活動の地域移行【AP】 (3) ICTを活用した校務改善【AP】
	学校の教育環境の整備	1 計画的な学校の改修・改築による環境整備	(1) 小中学校の改築等の推進【AP】 (2) 小中学校体育館の空調設備の整備【AP】 (3) 小中学校トイレの改修【AP】	(1) 小中学校の改築等の推進【AP】 (2) 小中学校体育館等の空調設備の整備【AP】 (3) 小中学校トイレの改修【AP】
		2 区立学校の適正配置	(1) 区立学校の適正配置【AP】	(1) 区立学校の適正配置【AP】
		3 学校施設の有効活用	(1) 学校施設と周辺区立施設の複合化	(1) 学校施設と周辺区立施設の複合化
		4 学級編制等のあり方についての検討	(1) 児童数の推計に基づく普通教室の確保	(1) 児童数の推計に基づく普通教室の確保

施策の体系

取組の視点		重点施策	取組内容	現計画の主な取組	見直し後の主な取組 ※赤文字は新たにAPとなった取組 ※青文字はAPでなくなった取組 ※黒文字は時点修正が中心となる取組
視点2	家庭や地域と連携した教育の推進	家庭教育への支援	1 多様な家庭教育支援	(1) 家庭教育支援事業の実施【AP】	(1) 家庭教育支援事業の実施
			2 家庭と、学校・教育委員会の協力による問題解決の体制強化	(1) 関係機関の連携の強化	(1) 関係機関の連携の強化
		学校運営や教育活動における家庭や地域との協働	1 子どもたちの安全を守るための学校・保護者・地域の連携強化	(1) 学校安全対策の拡充【AP】	(1) 学校安全対策の充実【AP】
			2 地域社会との協働による学校運営	(1) 地域未来塾の拡大【AP】 (2) 地域と協働した学校運営の推進【AP】	(1) 地域未来塾の拡大 (2) 地域と協働した学校運営【AP】
		3 身近な地域社会で様々な体験学習ができる環境の整備	(1) 地域行事への参加の促進 (2) 伝統・文化への理解の推進 (3) 農業者と連携した体験学習の充実【AP】 (4) 校外学習の見直し・充実【AP】	(1) 地域行事への参加の促進 (2) 伝統・文化への理解の推進 (3) 農業者と連携した体験学習の充実 (4) 校外学習の見直し・充実	
視点3	支援が必要な子どもたちへの取組の充実	いじめ・不登校などへの対応	1 いじめ・不登校の未然防止・早期対応のための取組	(1) 教育相談体制の充実 (2) いじめ撲滅に向けた取組の強化 (3) 不登校対策の一層の推進	(1) 教育相談体制の充実 (2) いじめ撲滅に向けた取組の強化 (3) 不登校対策の充実【AP】
			2 専門的知識をもつ人材の活用によるいじめ問題の解決	(1) スクールロイヤー制度の活用	(1) スクールロイヤー制度の活用
			3 適応指導教室の充実およびICT機器の活用	(1) 適応指導教室の充実 (2) ICTを活用した相談・学習支援の実施【AP】	(1) ICTを活用した相談・学習支援の実施【AP】
			4 詳細な実態調査によるより効果的な不登校対策	(1) 不登校対策の見直し【AP】	(1) 不登校対策の見直し
	さまざまな家庭環境で育つ子どもたちへの支援	1 一人ひとりにあった生活支援や学習支援	(1) 就学援助の実施 (2) 学習支援事業「中3勉強会」の実施【AP】 (3) ヤングケアラーへの支援の充実【AP】	(1) 就学援助の実施 (2) 学習支援事業「中3勉強会」の実施 (3) ヤングケアラーへの支援の充実【AP】	
		2 外国人児童・生徒およびその家庭への支援の充実	(1) 就学案内や就学先確認の充実 (2) 日本語等指導講師派遣の実施	(1) 就学案内や就学先確認の充実 (2) 日本語等指導講師派遣の実施	
	障害のある子どもたちなどへの支援	1 子どもたちや教員が障害に対する理解をより深める取組の充実	(1) 障害に対する理解の促進 (2) 教員の専門性の向上	(1) 障害に対する理解の促進 (2) 教員の専門性の向上	
		2 ICT機器を活用した障害のある子どもたちへの学習支援や子どもたち同士の交流の推進	(1) ICTを活用した学習支援および子どもたち同士の交流の推進	(1) ICTを活用した学習支援および子どもたち同士の交流の推進	
		3 特別な支援が必要な子どもと家庭に対する切れ目のない支援	(1) 学校等における医療的ケア児への新たな支援方針の策定【AP】 (2) 支援が必要な子どもたちへの教育環境の整備 (3) 校内外の協働による支援の実施	(1) 学校等における医療的ケア児の新たな支援方針の策定【AP】 (2) 特別支援教育に係る新たな方針の策定【AP】 (3) 校内外の協働による支援の実施	

練馬区教育振興基本計画

中間見直し

(素案)

令和6年(2024年)12月

練馬区教育委員会

目次

第1章 計画の基本的な考え方	1
1 計画の中間見直しの趣旨	2
2 計画の位置付けと中間見直しの基本的な考え方	2
3 計画の目標と取組の視点	4
4 計画の推進体制	5
5 計画の期間	5
第2章 施策の体系	7
第3章 教育施策の具体的な展開	13
取組の視点1 教育の質の向上	14
重点施策1 学力・体力・豊かな心が調和した学びの充実	14
重点施策2 教員の資質・能力の向上	28
重点施策3 学校の教育環境の整備	34
取組の視点2 家庭や地域と連携した教育の推進	40
重点施策1 家庭教育への支援	40
重点施策2 学校運営や教育活動における家庭や地域との協働	43
取組の視点3 支援が必要な子どもたちへの取組の充実	50
重点施策1 いじめ・不登校などへの対応	50
重点施策2 さまざまな家庭環境で育つ子どもたちへの支援	55
重点施策3 障害のある子どもたちなどへの支援	59
第4章 巻末資料	63

第1章

計画の基本的な考え方

1 計画の中間見直しの趣旨

区では、令和4年3月に、令和4年度から令和8年度を計画期間とする教育振興基本計画（以下「計画」といいます。）を策定しました。

計画では、令和6年度以降の新たなビジョン・アクションプランの策定に合わせて、中間年に見直しを行うこととしています。

本計画では、令和6年3月に策定した「第3次みどりの風吹くまちビジョン」（以下「第3次ビジョン」といいます。）と整合を図るとともに、教育施策をめぐる状況の変化を踏まえて、令和8年度までの主要な施策の方向性を示します。

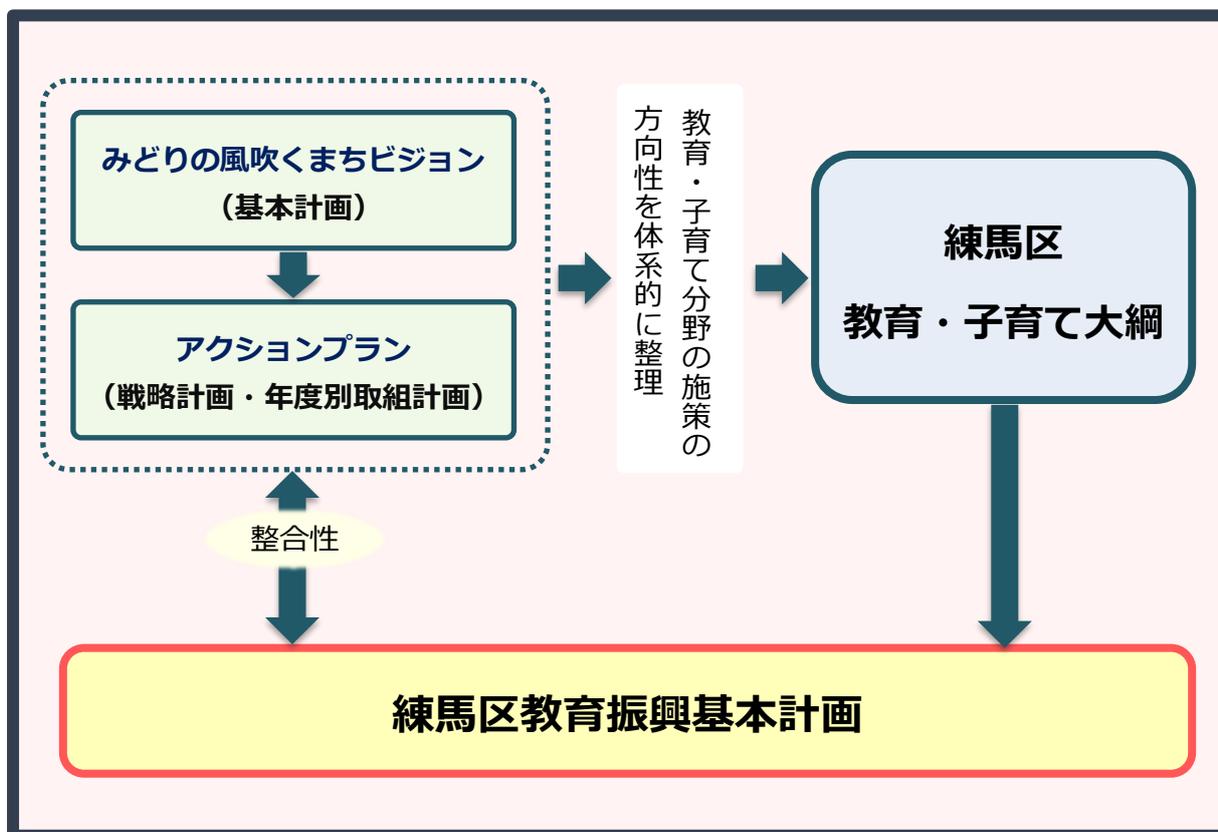
2 計画の位置付けと中間見直しの基本的な考え方

区では、平成27年4月の「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の改定に伴い、平成28年2月に「練馬区教育・子育て大綱」（以下「大綱」といいます。）を策定しました。さらに、子どもを取り巻く環境の変化に加え、新型コロナウイルス感染症により新たな課題が生じたことから、令和3年3月に大綱の改定を行いました。

また、令和6年3月に、区の基本計画として、今後の区政運営の方向性を示す第3次ビジョンを策定しました。第3次ビジョンでは、教育施策について「戦略計画4 夢や目標を持ち困難を乗り越える力を備えた子どもたちの育成」の項で目標と取組の方向性を示しています。また、第3次ビジョンに合わせて、令和6年度から8年度までの3年間の具体的な取組を示す「アクションプラン（年度別取組計画）」を策定しました。

本計画の中間見直しに当たっては、第3次ビジョンと大綱で示されている目標や方向性に基づき、重点施策の主な取組については、アクションプランと整合を図ることを基本的な考え方とします。

練馬区教育振興基本計画の位置付け



	取組の視点	重点施策
視点1	教育の質の向上	学力、体力、豊かな心が調和した学びの充実
		教員の資質・能力の向上
		学校の教育環境の整備
視点2	家庭や地域と連携した教育の推進	家庭教育への支援
		学校運営や教育活動における家庭や地域との協働
視点3	支援が必要な子どもたちへの取組の充実	いじめ・不登校などへの対応
		さまざまな家庭環境で育つ子どもたちへの支援
		障害のある子どもたちなどへの支援

3 計画の目標と取組の視点

目 標

夢や目標を持ち困難を乗り越える力を備えた子どもたちの育成

● 取組の視点1 教育の質の向上

子どもたちが困難を乗り越え、さまざまな課題を解決するためには、基礎的・基本的な知識や技能を確実に身に付けるとともに、考える力、判断する力、表現する力を育成することが重要です。

「コロナ後」の新しい教育のあり方を念頭に、子どもたちの学びを保障し、一人ひとりに応じたきめ細かな教育をさらに進めることが必要です。

● 取組の視点2 家庭や地域と連携した教育の推進

家庭教育は教育の原点です。豊かな人間性や人としてのよりよい生き方は、家庭生活の中で生まれ、地域社会での様々な人々との交流により身に付けることができます。

そのために、家庭教育を支援し、地域社会や関係機関、学校と一体となって子どもたちの健全育成を進めることが必要です。

● 取組の視点3 支援が必要な子どもたちへの取組の充実

子どもたちが、生まれ育つ環境や障害の有無に関わらず、等しく公平に、質の高い教育が受けられる環境を整えることが大切です。

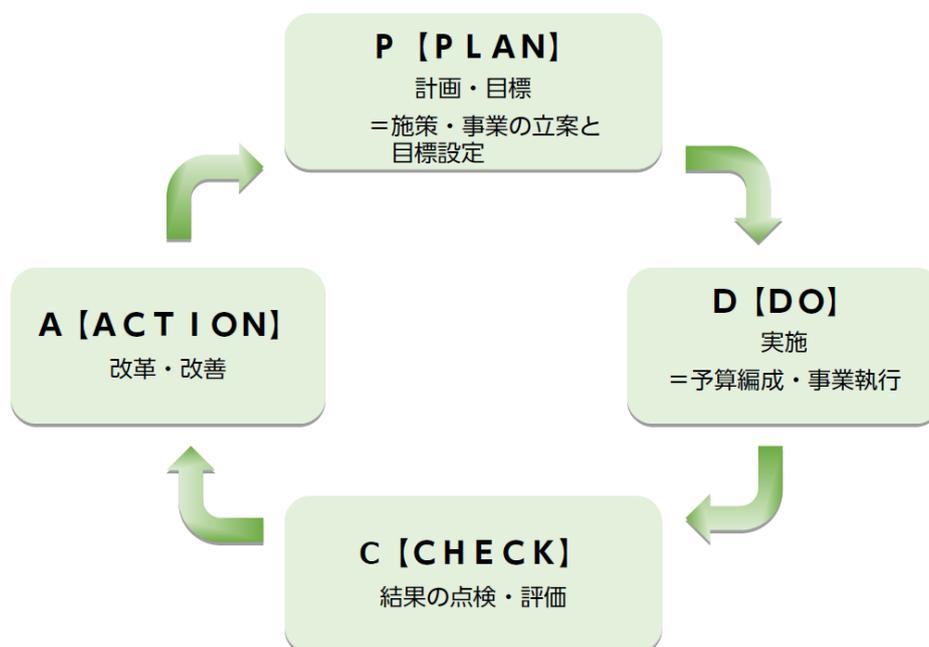
いじめは、人間として絶対に許されない人権侵害です。また、不登校などにより、子どもたちが夢や目標に向かって学ぶ機会が失われることがあってはなりません。迅速で的確な対応が必要です。

「練馬区教育・子育て大綱（令和3年3月改定）」

4 計画の推進体制

本計画は、各施策の推進や取組の実施に当たり、定期的に実施状況の把握・点検を行い、その結果を計画の見直しに反映させていきます。

具体的には、計画を着実に推進していくため、PDCAサイクル¹により、目標の実現に向けた取組を行います。とりわけサイクルC【CHECK】「結果の点検・評価」は、アクションプラン（年度別取組計画）の年度末進捗状況の点検・検証や教育委員会における「教育に関する事務の管理および執行の状況の点検・評価」の仕組みにより、その結果を区議会へ報告し、区民の皆様公表のうえ、年度ごとの計画の進捗の点検・評価を行います。



5 計画の期間

計画の期間は、大綱の対象期間に合わせて、令和8年度までとします。
(今回は中間見直しのため、目標年次は踏襲します。)

¹ Plan (計画・目標) → Do (実施) → Check (結果の点検・評価) → Action (改革・改善) の4段階を繰り返すことによって、業務を継続的に改善する手法。

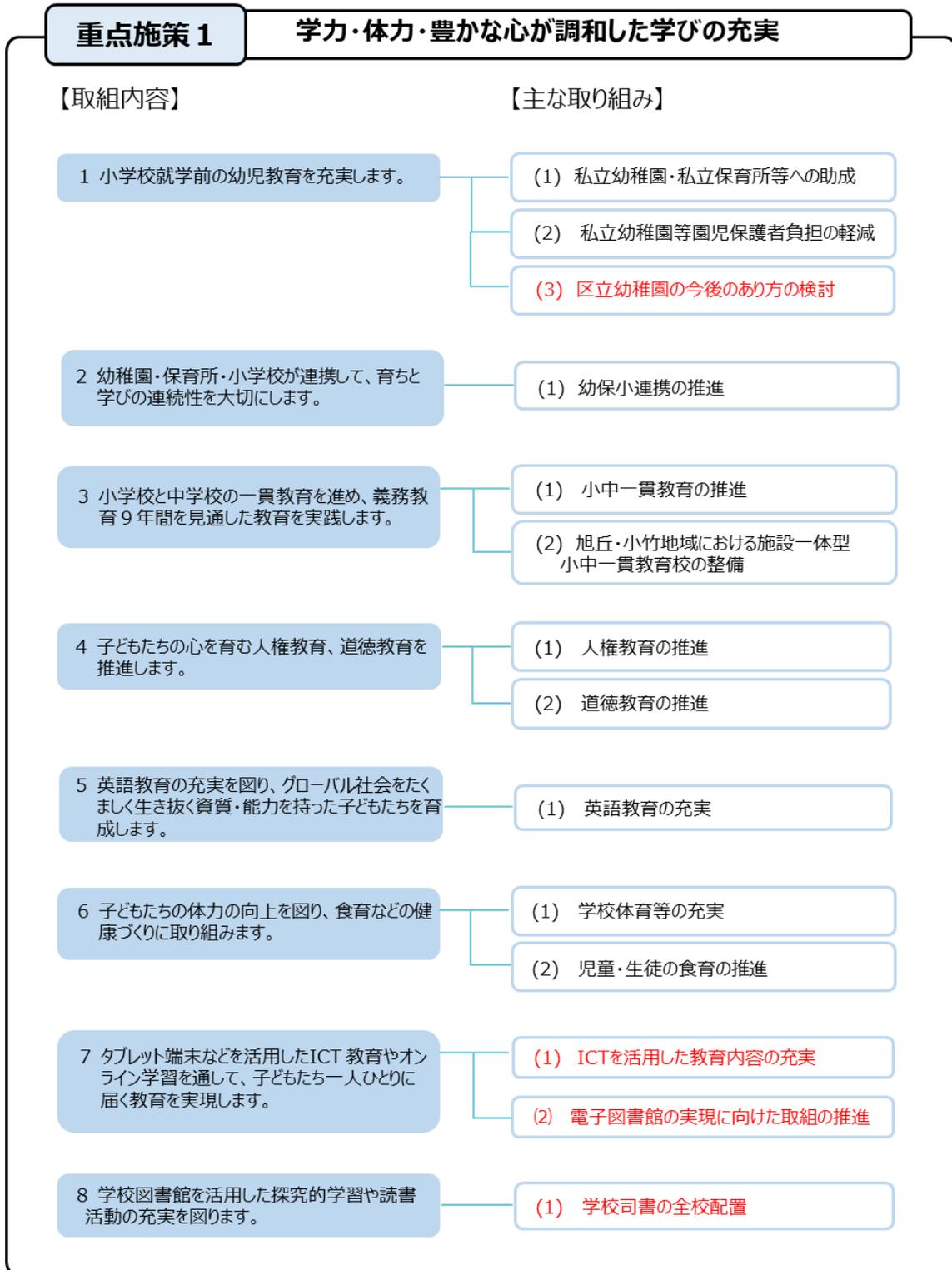
第2章

施策の体系

本計画では、大綱に掲げられた3つの「取組の視点」および8つの「重点施策」に基づき、52の主な取組を下記のとおり体系化しています。

※赤字で記載している取組は、アクションプラン（年度別取組計画）掲載事業です。

取組の視点 1 **教育の質の向上**



重点施策 2

教員の資質・能力の向上

【取組内容】

【主な取り組み】

1 子どもたちの良さや伸びようとする力を引き出す教員を育成します。

(1) 若手教員の育成の強化

2 授業力や生活指導の力はもちろん、いじめ・不登校をはじめ、様々な問題に対応する力を身に付けるため、研修等により教員の資質・能力の向上を図ります。

(1) 教育課題に応じた教員研修の充実

3 ICT 機器を有効に活用して効果的に学べる授業を実現するために、教員の機器の活用能力の向上を図ります。

(1) 教員全体のICT活用能力の向上

4 教員が子どもたちと向き合う時間を増やします。

(1) 教員の働き方改革

(2) 部活動の地域移行

(3) ICTを活用した校務改善

重点施策 3

学校の教育環境の整備

【取組内容】

【主な取り組み】

1 学校の建物や設備の改修・改築を計画的に進め、子どもたちの学ぶ環境を整えます。

(1) 小中学校の改築等の推進

(2) 小中学校体育館等の空調設備の整備

(3) 小中学校トイレの改修

2 区立学校の適正配置に努め、学校規模によって教育内容に差が生じないようにします。

(1) 区立学校の適正配置

3 教育活動に支障がない範囲で学校施設を有効に活用します。

(1) 学校施設と周辺区立施設の複合化

4 一人ひとりに応じたきめ細かな教育を実現するため、学級編制等のあり方について、国等の動向を注視しながら検討を進めます。

(1) 児童数の推計に基づく普通教室の確保

重点施策 1

家庭教育への支援

【取組内容】

【主な取り組み】

1 学校や教育委員会がオンラインの活用を通じて様々な情報を家庭に提供するなど、多様な家庭教育支援を行います。

(1) 家庭教育支援事業の実施

2 家庭と、学校・教育委員会が協力しながら、問題を解決できる体制を強化します。

(1) 関係機関の連携の強化

重点施策 2

学校運営や教育活動における家庭や地域との協働

【取組内容】

【主な取り組み】

1 子どもたちの安全を守るため、学校・保護者・地域の連携をさらに強化します。

(1) 学校安全対策の充実

2 家庭・地域の学校教育への参画を促進し、地域社会との協働による学校運営を目指します。

(1) 地域未来塾の拡大

(2) 地域と協働した学校運営

3 子どもたちが身近な地域社会で様々な体験学習ができる環境を整えます。

(1) 地域行事への参加の促進

(2) 伝統・文化への理解の促進

(3) 農業者と連携した体験学習の充実

(4) 校外学習の見直し・充実

取組の視点3

支援が必要な子どもたちへの取組の充実

重点施策1

いじめ・不登校などへの対応

【取組内容】

1 いじめ・不登校などに対して、未然防止・早期対応につながる効果的な取組を学校、教育委員会、関係機関が一体となって進めます。

2 早い段階から専門的知識をもつ人材を活用して、いじめ問題の解決にあたります。

3 不登校児童・生徒の学習機会を保障するため、適応指導教室（トライ・フリーマインド）を充実するとともにICT機器の活用を図ります。

4 不登校児童・生徒の実態を詳細に調査し、より効果的な不登校対策に取り組めます。

【主な取り組み】

(1) 教育相談体制の充実

(2) いじめ撲滅に向けた取組の強化

(3) 不登校対策の充実

(1) スクールロイヤール制度の活用

(1) ICTを活用した相談・学習支援の実施

(1) 不登校対策の見直し

重点施策2

さまざまな家庭環境で育つ子どもたちへの支援

【取組内容】

1 家庭環境などにより、様々な問題を抱える子どもたちや家庭に対し、福祉や保健などの関係機関が相互に協力して、一人ひとりにあった生活支援や学習支援を行います。

2 外国人児童・生徒が教育を適切に受けられるよう、児童・生徒およびその家庭への支援を充実します。

【主な取り組み】

(1) 就学援助の実施

(2) 学習支援事業「中3勉強会」の実施

(3) ヤングケアラーへの支援の充実

(1) 就学案内や就学先確認の充実

(2) 日本語等指導講師派遣の実施

重点施策3

障害のある子どもたちなどへの支援

【取組内容】

1 子どもたちや教員が障害に対する理解をより深めるよう、取組を充実します。

2 ICT 機器を活用して、障害のある子どもたち一人ひとりに応じたきめ細かな学習支援や子どもたち同士の交流を進めます。

3 医療的ケアをはじめ特別な支援が必要な子どもと家庭に対し、保育・教育・福祉・保健などの関係機関が一体となって、切れ目のない支援を行います。

【主な取り組み】

(1) 障害に対する理解の促進

(2) 教員の専門性の向上

(1) ICTを活用した学習支援および子どもたち同士の交流の推進

(1) 学校等における医療的ケア児の新たな支援方針の策定

(2) 特別支援教育に係る新たな方針の策定

(3) 校内外の協働による支援の実施

第3章

教育施策の具体的な展開

取組の視点1 教育の質の向上

子どもたちが困難を乗り越え、様々な課題を解決するためには、基礎的・基本的な知識や技能を確実に身に付けるとともに、考える力、判断する力、表現する力を育成することが重要です。

「コロナ後」の新しい教育のあり方を念頭に、子どもたちの学びを保障し、一人ひとりに応じたきめ細かな教育をさらに進めることが必要です。

重点施策1 学力・体力・豊かな心が調和した学びの充実

取組内容および主な取組

1 小学校就学前の幼児教育を充実します。

幼児期の教育は、教育基本法²において生涯にわたる人格形成を培う重要なものであると示されています。幼稚園および保育所等は、幼稚園教育要領³や保育所保育指針⁴において、幼児教育を行う施設として位置付けられており、乳幼児の望ましい成長と発達を見通した適切な支援を行っていくことが重要です。

現在、区内の7割を超える幼児（3歳児から5歳児）の幼児教育を私立幼稚園および私立保育所等が担っていることから、私立園（所）における取組を充実させていく必要があります。幼児教育の充実に資するため、それぞれの特性を踏まえた支援を進めます。

区独自の幼保一元化の取組として、年間を通して9時間から11時間の預かり保育や3歳未満児の子どもの保育を行う私立幼稚園を「練馬こども園」として認定しています。保護者の就労形態やニーズの多様化に応えるため、引き続き拡大を図り、練馬区ならではの幼保一元化を目指します。

また、区立幼稚園と私立幼稚園の保護者負担の経済的な格差是正に配慮しながら、適切な助成を行っていきます。

区立幼稚園については、園児数が減少している一方、障害児保育や3歳児以降の預け先として一定のニーズも存在しています。今後の園児数の推移を踏まえ、区立幼稚園あり方検討委員会を設置し、適正規模だけではなく障害児保育や3年保育などについて議論していきます。

² 憲法の精神に基づき、日本の教育の基本理念と教育制度の基本原則を定める法律。

³ 幼稚園における教育課程その他の保育内容の基準。文部科学省が告示する。

⁴ 保育所における保育の内容に関する事項およびこれに関連する運営に関する事項を定めたもの。厚生労働省が告示する。

(1) 私立幼稚園・私立保育所等への助成

- 私立幼稚園の運営に対する助成や教職員研修会に対する補助等、教育環境整備への支援を行います。
- 私立認可保育所等の運営に対する助成をはじめとして、施設の開設や改修などに対する施設整備補助を行います。

現状（令和6年度末）	令和8年度目標
◆私立幼稚園の教育環境整備に対する支援の実施	◆継続実施
◆私立保育所等の運営・施設整備に対する補助の実施	◆継続実施

(2) 私立幼稚園等園児保護者負担の軽減

- 私立幼稚園等に通う園児の保護者の経済的負担を軽減するため、入園料や保育料等の一部を助成します。

現状（令和6年度末）	令和8年度目標
◆園児保護者に対する助成の実施 （※令和5年度実績） ・入園児保護者補助金 2,524 人 ・園児保護者負担軽減費補助金 延 75,106 人 ・施設等利用給付費 延 71,017 人 ・副食費に係る補足給付費 延 10,321 人	◆継続実施

(3) 区立幼稚園の今後のあり方の検討【アクションプラン掲載事業】

- 区立幼稚園は園児数の減少、障害児受入数の増など、園を取り巻く状況の変化を踏まえ、今後のあり方を検討し、検討結果に基づいた実施計画を策定します。

令和8年度目標	令和6年度末 達成見込み	令和7年度	令和8年度
◆今後のあり方の検討結果を踏まえた実施計画の策定	◆検討委員会の設置 検討	検討	実施計画の策定

2 幼稚園・保育所・小学校が連携して、育ちと学びの連続性を大切にします。

幼児期から児童期への変化を乗り越える力を養い、育ちと学びの連続性を保つため、幼稚園・保育所・小学校の連携を強化し、就学前教育から小学校教育への円滑な接続を図ります。

(1) 幼保小連携の推進

- 幼稚園・保育所・小学校の関係者で「練馬区幼保小連携推進協議会」を設置し、幼児教育・保育と小学校教育との連携のあり方について、協議を行っています。
- 幼児期から児童期への接続を一層円滑に進めるため、平成 30 年度に「ねりま接続期プログラム」を策定し、教員研修や授業等でプログラムを活用してきました。令和 5 年度には、就学前教育と小学校教育の関係者が 5 歳児から小学 1 年生の 2 年間の架け橋期を一体的に捉え、子どもの発達段階や学びの連続性などの共通の視点を持った架け橋期のカリキュラムの検討・開発、実施、検証、改善に取り組むことを支援する手引書として「ねりま幼保小の架け橋期プログラム」に改定しました。
- 教員・保育士対象の研修や意見交換の場の設定、保護者向けリーフレット「もうすぐ 1 年生⁵」や外国人児童・保護者のための小学校入学ガイドブックの周知など、様々な取組を実施しています。

現状（令和 6 年度末）	令和 8 年度目標
<ul style="list-style-type: none"> ◆「ねりま幼保小の架け橋期プログラム」の周知 ◆研修・懇談会等の実施 ◆保護者向けリーフレットの周知 ◆外国籍児童・保護者向け入学ガイドブックの周知 	<ul style="list-style-type: none"> ◆「ねりま幼保小の架け橋期プログラム」を研修や架け橋期のカリキュラムの検討等で活用 ◆研修・懇談会等の充実 ◆保護者向けリーフレットの周知・活用 ◆外国籍児童・保護者向け入学ガイドブックの周知・活用

3 小学校と中学校の一貫教育を進め、義務教育 9 年間を見通した教育を実践します。

小・中学校間を円滑に接続し、児童・生徒の発達段階に応じた指導を進めるとともに、小・中学校の教員の相互理解を深めて義務教育 9 年間を見通した教育活動を実践するため、全ての区立小・中学校において小中一貫教育を実施しています。

平成 23 年 4 月に開校した施設一体型小中一貫教育校「大泉桜学園」では、義務教育 9 年間を見通したカリキュラムのもとで教育活動を行っています。

また、「大泉桜学園」以外の小・中学校をグループ分けし、全グループで小中一貫教育の研究・実践を進めてきました。これらの取組の検証と成果をもとに、各グループで、目標とする

⁵ 5 歳児およびその保護者向けリーフレット。学校生活の様子や行政の各種支援制度を周知する。

中学校卒業時の生徒の姿を共有し、その実現に向けた系統的・連続的な教育活動を行うため、9年間を見通した取組プログラムを作成し、小中一貫教育の更なる推進を図ります。

(1) 小中一貫教育の推進

- 各学校で選出した小中一貫教育クリエイター（推進教員）を中心とし、組織的な連携が可能な体制を構築しています。

小中一貫教育グループにおいて、これまでの取組の成果を検証し、9年間を見通した系統的・連続的な取組プログラムを作成します。

- 小・中学校間の児童・生徒の交流を継続的に実施します。

小学校から中学校への接続を円滑にするため、小学生が中学校で授業を受けたり、部活動に参加したりする機会を設けます。児童・生徒全員に配付したタブレットパソコン等を積極的に活用し、新たな交流や連携の形を検討して各グループで実践しています

- 小・中学校の教員が、相互の授業参観や合同研修会などを通して、生活指導および学習指導についての情報交換や協議等を継続的に実施します。

- 大泉桜学園や各小中一貫教育グループにおける研究の成果を他グループと共有する機会として、練馬区教育実践発表会を開催します。

内容をリーフレットにまとめて保護者や地域にも発信します。

現状（令和6年度末）	令和8年度目標
<ul style="list-style-type: none"> ◆全校で小中一貫教育を実施 ◆小中一貫教育の取組プログラムの実践・検証 	<ul style="list-style-type: none"> ◆継続 ◆小中一貫教育の取組プログラムの充実

(2) 旭丘・小竹地域における施設一体型小中一貫教育校の整備

- 旭丘小学校・旭丘中学校を施設一体型小中一貫教育校「（仮称）みらい青空学園」として改築します。保護者や地域の代表および学校長等で構成する小中一貫教育校推進委員会や地域説明会などを通して、引き続き、保護者や地域の意見を聞きながら取り組んでいきます。

現状（令和6年度末）	令和8年度目標
<ul style="list-style-type: none"> ◆地域との調整 ◆工事 ◆小中一貫教育校推進委員会の開催 ◆保護者および地域説明会の開催 	<ul style="list-style-type: none"> ◆開校

4 子どもたちの心を育む人権教育、道徳教育を推進します。

人権教育は、「人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動」として、「国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができる」ようにすることを趣旨としています。学校教育においては、児童・生徒が「障害者理解」や「男女平等」などについての理解を深め、人権感覚を十分に身に付けられるよう、人権教育を推進していきます。

また、我が国では、長い歴史の中で礼儀や他人を思いやる文化が育まれてきましたが、社会が豊かになり価値観の多様化が進むにつれ、それぞれの立場を思いやり協調していくことが一層重要になりました。学校教育においては、児童・生徒の人間として調和のとれた成長を目指して、発達段階に応じた道徳教育を展開していきます。

(1) 人権教育の推進

- 児童・生徒が人権尊重の理念を正しく理解することを目指し、各校において学校ごとに作成する人権教育全体計画⁶に基づき、個性の尊重や男女平等などに関する教育を具体的に進めます。
- 区立幼稚園および小・中学校の教員を構成員とする練馬区人権教育推進委員会を設置し、研究授業、研究保育、講演会などを実施し、全ての学校（園）における人権教育を推進しています。人権教育推進委員会主催の研修を開催し、幼稚園、小学校、中学校における研究保育および研究授業を毎年度実施します。
- 東京都教育委員会が発行する人権教育プログラム（学校教育編）⁷等を活用し、様々な人権課題に関する授業実践や校内研修の充実を図ります。
- 「練馬区児童生徒への性暴力等防止特別対策委員会」の提言を受けて、練馬区独自の児童・生徒向けおよび教職員向けの「人権を基盤にした教育・研修プログラム」を作成します。また、プログラムに基づく児童・生徒を対象とした指導および教職員を対象とした研修を実施するとともに、保護者への意識啓発を図ります。

⁶ 学校の人権教育の基本的な方針を示すとともに、学校の教育活動全体を通じて人権教育の目標を達成するための方策を総合的に示した教育計画。

⁷ 人権教育の目標、内容、指導事例および関係法令等を体系的にまとめた冊子。東京都教育委員会が作成。

現状（令和6年度末）	令和8年度目標
<ul style="list-style-type: none"> ◆人権教育全体計画に基づく、人権教育の推進 ◆人権教育推進委員会による研究授業等の実施 ◆人権教育プログラム（学校教育編）を活用した各校における校内研修の実施 ◆人権を基盤とした教育・研修等プログラム作成委員会による「人権を基盤にした教育・研修プログラム」の作成 	<ul style="list-style-type: none"> ◆継続実施 ◆人権教育推進委員会による研究授業等の充実 ◆人権教育プログラム（学校教育編）を活用した各校における校内研修の充実 ◆全校での「人権を基盤にした教育・研修プログラム」の実施

(2) 道徳教育の推進

- 小学校では平成 30 年度から、中学校では令和元年度から、検定教科書を使って、教科となった道徳の授業を行っています。「特別の教科 道徳」を要として、各教科、総合的な学習の時間、特別活動それぞれの特質に応じて適切な指導を行い、学校の教育活動全体を通じて道徳教育の一層の充実を図ります。
- 「特別の教科 道徳」では、いじめをはじめとした様々な問題を児童・生徒が自分自身のこととして向き合い、考え、議論する授業を実践します。
- 道徳教育の全体計画・年間指導計画を見直し、検定教科書を用いた、全ての学校での「特別の教科 道徳」の特質を踏まえた「考え議論する道徳」の充実を図ります。
- 区立幼稚園では、各領域（「健康」「人間関係」「環境」「言葉」「表現」）を通して総合的な指導を行い、道徳、心の芽生えを培うことができるよう指導を強化していきます。
- 道徳の授業において、区独自の地域教材を活用します。
- 道徳授業地区公開講座⁸を活用するなど、家庭・地域と連携した道徳教育の充実を図ります。

現状（令和6年度末）	令和8年度目標
◆検定教科書を用いた、全ての学校での「特別の教科 道徳」の特質を踏まえた授業の展開	◆検定教科書を用いた、全ての学校での「特別の教科 道徳」の特質を踏まえた授業の充実

⁸ 道徳の授業公開や、保護者を対象とした意見交換会・講演会を実施し、道徳教育の充実を図る取組。

5 英語教育の充実を図り、グローバル社会をたくましく生き抜く資質・能力を持った子どもたちを育成します。

グローバル化が急速に進展する中で、外国語によるコミュニケーション能力は、生涯にわたる様々な場面で必要とされることが想定され、その能力の向上が課題となっています。

小学校では、令和2年度、中学校では、令和3年度から全面実施となった学習指導要領においても、教育内容の主な改善事項として「外国語教育の充実」が挙げられ、小学校では、3・4年生に「外国語活動」、5・6年生では「外国語科」が導入されました。

区内の小学校では、3・4年生で英語を「話すこと」「聞くこと」に慣れ親しみ、5・6年生では「読むこと」「書くこと」を含めた4技能の育成が必要です。中学校では、互いの考えや気持ちなどを英語で伝え合う言語活動を重視するとともに、具体的な課題等を設定するなどして学習した語彙や表現等を実際に活用する活動を充実させていくことが必要です。

児童・生徒に4技能（「聞く」「話す」「読む」「書く」）のバランスのとれた英語力を育成していくため、英語教育の更なる充実に向けた取組を進めていきます。

(1) 英語教育の充実

- 中学2・3年生を対象として英検（実用英語技能検定）の検定料を全額補助しています。生徒一人ひとりが学力に応じた目標を設定し、チャレンジする機会を与えることで、英語学習に対する意欲の向上を図ります。
- 令和4年度から、中学1年生を対象にイングリッシュキャンプ⁹を新たに実施しています。学習した英語を実際に活用する場面を通じて、異文化を理解しながら英語を学び続ける意欲を育成します。
- 中学校では、令和2年度から2年生を対象に、小学校では、令和4年度から6年生を対象に、英語4技能検定¹⁰を実施しています。令和5年度から、東京都教育委員会が主体となって中学校英語スピーキングテスト（ESAT-J）を全学年対象に開始したことに伴い、中学校の英語4技能検定については、令和6年度をもって実施を取り止めます（小学校は継続して実施します）。
- デジタル教科書やデジタル教材等のICTを活用した学びおよび言語活動の充実を図ります。
- 英語担当教員向けの研修会や、指導教諭の授業公開などを行い、教員の指導力向上を図ります。

⁹ 日本にいながら異文化理解を深め、英語によるコミュニケーション力を高めること目的とした、外国人講師による英語指導プログラムを行う宿泊学習。

¹⁰ 外国語に関する4技能（「聞く」「読む」「話す」「書く」）の習得レベルを総合的に判定する国際的なガイドライン（CEFR）に図って行う検定。

現状（令和6年度末）	令和8年度目標
<ul style="list-style-type: none"> ◆ 実用英語技能検定の検定料補助の実施 ◆ イングリッシュキャンプの実施 ◆ 教員の指導力向上に向けた取組の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 実用英語技能検定の検定料補助の継続 ◆ イングリッシュキャンプの継続 ◆ 教員の指導力向上に向けた取組の充実

6 子どもたちの体力の向上を図り、食育などの健康づくりに取り組みます。

文部科学省が平成20年度から毎年実施している「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」によれば、近年では児童・生徒の体力低下とともに、体力が高い子どもと低い子どもの格差が指摘されており、学校教育上の大きな課題の一つとなっています。

また、幼児期から体を動かす意欲や習慣を育成することも求められています。さらに、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による児童・生徒の運動量の減少が体力低下に影響を与えています。学校体育を通じて児童・生徒の健康増進および体力の向上を図るとともに、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会を契機として取り組んだオリ・パラ教育の成果を活かし、様々なスポーツを経験させることによって、運動に親しむ習慣を身に付けさせ、運動能力の向上を図っていきます。

共働き家庭の増加や核家族化などの社会環境の変化に伴い、食生活のあり方が大きく変化し、家庭において望ましい食習慣や食に関する知識を習得することが難しくなっています。そのため、学校・家庭・地域が積極的に児童・生徒の食育を推進する必要があります。教材として学校給食を活用し、児童・生徒の食に関する理解を深めるとともに、望ましい食習慣の形成を図ります。

(1) 学校体育等の充実

- 児童・生徒の更なる体力の向上および健康の保持増進が必要となっています。そのために、運動に親しみ運動能力が高まるように学校体育の内容を充実していきます。
また、幼児期から運動やスポーツに親しむ習慣や、運動への意欲を育成するための取組を検討します。
- 遊びを通じた体力づくりや、自己の体力や技能の向上を確認できる活動を授業の中に位置付けることなどにより、生涯にわたって豊かなスポーツライフを実現するための素地を培います。
- 休み時間中の運動の取組や、運動部に所属していない生徒への運動の場の創出などを通じて、全ての児童・生徒の運動機会をより多く確保します。
- 校長、副校長、主幹教諭等の教員で構成された体力向上検討委員会を開催し、「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」の結果分析をはじめ、児童・生徒の健康増進および体力の向上を図るための取組を検討し、推進していきます。

現状（令和6年度末）	令和8年度目標
<ul style="list-style-type: none"> ◆体力向上検討委員会の開催および教員研修の実施 ◆東京都事業「国際的なスポーツ大会を契機とした体力向上事業」による体力向上のための取組の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ◆体力向上検討委員会の開催の継続 ◆体力向上に関する教員研修の充実

(2) 児童・生徒の食育の推進

- 区では、食育基本法に基づき、同法が目標とする、健全な心身を培い、豊かな人間性を育むための「食育」を推進することを目的に、平成19年度に「練馬区立小・中学校における食育推進計画」を策定しました。平成28年度には計画期間を5年間とする第3次計画を、令和3年度には第4次計画（令和4年度～令和8年度）を策定し、継続的に取組を推進しています。
- 本計画は、「練馬区立小・中学校における食育の目標」を達成するために、学校における食育の充実、「学校給食の充実」、「学校・家庭・地域が連携した食育の推進」の3つの基本方針を定め、具体的な取組内容を掲げています。
- 校長、副校長、主幹教諭等の教員と、食に関する専門性を有する栄養教諭、栄養職員等とで構成された食育推進チームを全校に設置し、本計画および食に関する指導の全体計画¹¹に基づき、着実に食育を推進しています。
- 地場産物（キャベツ、練馬大根等）を使用した全校一斉の学校給食を提供するなど目の前の食材を「生きた教材」として活用することで、食文化や食料事情等への理解を深められる取組を積極的に行っています。

現状（令和6年度末）	令和8年度目標
<ul style="list-style-type: none"> ◆食育推進チームによる指導 <ul style="list-style-type: none"> ・全校 ◆区内地場産物の年間使用平均日数 (※令和3年度～令和5年度平均) <ul style="list-style-type: none"> ・小学校 52.3日 ・中学校 54.5日 	<ul style="list-style-type: none"> ◆食育推進チームによる指導の継続 <ul style="list-style-type: none"> ・全校 ◆区内地場産物の年間使用平均日数 <ul style="list-style-type: none"> ・小学校 60日 ・中学校 60日

¹¹ 文部科学省発行の「食に関する指導の手引」などに基づき、子どもたちが食について計画的に学べるよう、各学校で作成する計画。

7 タブレット端末などを活用した ICT 教育やオンライン学習を通して、子どもたち一人ひとりに届く教育を実現します。

練馬区学校 ICT 環境整備計画に基づき、令和元年度に全普通教室に大型提示装置（電子黒板）や実物投影機、教室用パソコン等を配備しました。

また、コロナ禍による国の GIGA スクール構想¹²の加速化により、区では計画を前倒しして、全区立学校の児童・生徒に対し、令和2年度に一人一台のタブレットパソコンの配備を完了しました。

学習者用デジタル教科書については、令和4、5年度に英語等一部の教科において、文部科学省の検証事業に参加し、6年度から本格導入しています。

今後は、より効果的な授業が行えるよう、教育内容、通信環境を強化充実していく必要があります。

また、時間や場所の制約がない電子図書館の導入により、子どもたちが学校や自宅等で気軽に様々な書籍と触れ合える機会を提供します。小・中学校の Wi-Fi 化工事完了後から一度に何人も同じ本を読むことができるコンテンツを導入し、朝読書や調べ学習等に活用します。

(1) ICT を活用した教育内容の充実【アクションプラン掲載事業】

- 令和7年度の教科書改訂にあわせて、指導者用のデジタル教科書を導入し、効果的な学習を行います。
- 学習者用のデジタル教科書の導入等に備えて、学校内のネットワークを Wi-Fi 化（無線化）し、通信環境を強化します。
- 児童生徒用・教員用タブレットパソコンを更新し、運用課題を踏まえ、扱いやすく、壊れにくいものにします。

¹²令和元年12月に文部科学省から発表されたプロジェクトのこと。GIGAとはGlobal and Innovation Gateway for Allの略。小・中学校の児童・生徒に一人一台端末と全国の学校に高速大容量通信ネットワークを整備し、子どもたちを誰一人取り残すことなく個別最適化された創造性を育む教育を実現する構想。

令和8年度目標	令和6年度末 達成見込み	令和7年度	令和8年度
◆指導者用デジタル教科書の導入	◆小学校へ一部導入 (国語、社会、算数、理科、全小中学校英語)	中学校へ一部導入 (国語、社会、数学、理科)	検討
◆教育ネットワーク回線のWi-Fi化	◆中学校実施	小学校実施	—
◆児童生徒用・教員用タブレットパソコンの更新	◆検討	実施	—

(2) 電子図書館の実現に向けた取組の推進【アクションプラン掲載事業】

- 全児童生徒へ配備しているタブレットパソコンを使って読書活動等を推進します。

令和8年度目標	令和6年度末 達成見込み	令和7年度	令和8年度
◆電子書籍の導入	◆導入	拡充	拡充

8 学校図書館を活用した探究的学習や読書活動の充実を図ります。

平成26年7月に学校図書館法が一部改正され、平成28年11月には文部科学省から学校図書館の整備充実を図るため「学校図書館ガイドライン¹³」が示されました。令和2年度から小学校、令和3年度から中学校で全面实施となった学習指導要領では「主体的・対話的で深い学び」の実現が重要視されており、学校図書館の図書資料等を活用して調べ、まとめ、発表する学習活動にこれまで以上に取り組んでいくことが求められています。そのため練馬区では、適切な蔵書管理を行うとともに、学校図書館の利活用が一層進むよう全区立小・中学校の学校図書館に蔵書管理システムを導入しました。

また、令和7年3月に策定した第五次練馬区子ども読書活動推進計画に基づき、学校と区立図書館との連携の充実等、子どもの読書活動推進に向けた取組を進めています。学校と区立図書館とが連携を進め、全学校の学校図書館の資料を充実させることで、学校図書館の機能を強化し、探究的学習や読書活動の充実を図ります。

¹³ 学校図書館をめぐる現状と課題を踏まえ、さらなる学校図書館の整備充実を図るため、教育委員会や学校等にとって参考となるよう、学校図書館の運営上の重要な事項についてその望ましいあり方を示す国の指針。

(1) 学校司書の全校配置【アクションプラン掲載事業】

- 学校図書館が担う「読書センター」「学習センター」「情報センター」の3つの機能の充実を図ります。
- 学校図書館の活用により、情報活用能力を育成し、発達段階や子どもの興味・関心に応じた学びを充実することで、児童・生徒の「主体的・対話的で深い学び」の実現を目指します。
- 平成 29 年度に学校図書館管理員¹⁴ または学校図書館支援員¹⁵ を全ての区立小・中学校の学校図書館に配置し、令和 4 年度からは学校図書館管理員に一本化することで業務内容を統一し、学校図書館の運営支援を強化してきました。
- 令和 7 年度からは、学校の教職員と協働して、さらなる運営の充実を図れるよう、学校図書館管理員に代えて司書資格等を有する派遣職員を学校司書として全校に配置します。
- 区立図書館と連携し、団体貸出、図書館情報や区立図書館の学校支援サービス等の提供により、学校における探究的な学習や読書活動の充実を図ります。

令和 8 年度目標	令和 6 年度末 達成見込み	令和 7 年度	令和 8 年度
◆学校司書の全校 配置	◆検討	全校配置	—

¹⁴ 学校図書館運営業務の受託事業者が学校図書館に派遣する人員。図書選定・除籍の助言、図書の整理・紹介、よみきかせ等の業務を行う。

¹⁵ 区立図書館の指定管理事業者が行う学校支援モデル事業の一環として、学校図書館の運営を支援する人員。図書選定・除籍の助言、図書の整理・紹介、よみきかせ、区立図書館からの団体貸出等の業務を行う。

その他の取組

1	区立幼稚園の保育事業の実施	○ 区立幼稚園において、在園児を対象に教育時間終了から16時50分までの預かり保育を引き続き実施します。
2	未就園児への支援	○ 地域の未就園児やその保護者を対象に、幼稚園・保育所等で行っている子育て相談、園舎・園庭の開放や在園児との交流などの子育て支援の取組を継続して実施します。
3	学校選択制度の活用	○ 区立中学校選択制度により、生徒・保護者の意思を尊重するとともに、一人ひとりの個性や能力を伸ばすことができる個々の生徒に適した教育環境を提供していきます。
4	個に応じた指導の充実	○ 児童・生徒が学習内容を確実に身に付けることができるよう、各学校の実態に即し、習熟度別少人数指導やチームティーチング ¹⁶ による個に応じた指導を充実させます。
5	学力調査の実施と活用	○ 学習指導要領の目標および内容が、児童・生徒にどの程度定着しているかを把握するため、学力調査を実施し、その分析結果を授業改善に活用します。
6	体力調査の活用と分析	○ 小学1年生から中学3年生までを対象とした新体力テストを実施してその結果を分析することにより、体育授業の改善等を進めます。
7	学校保健の充実	○ 学校医、学校歯科医および学校薬剤師と連携し、児童・生徒の感染症対策、アレルギー対策、生活習慣病予防、口腔衛生の向上および薬物乱用防止等を推進します。
8	学校給食の充実	○ 安全で安心な学校給食の提供、栄養管理、衛生管理、食材の安全確保、給食室の補修・改善などにより、学校給食の充実を図ります。 ○ 食物アレルギー対応や児童・生徒への給食指導など一層きめ細かな対応を行っていきます。

¹⁶ 複数の教員が役割を分担し、協力し合いながら指導する授業方式。

9	学校における読書活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○ 朝読書など、各学校における多様な読書活動を推進するとともに、目的に応じて図書資料から情報を得るなどの児童・生徒の主体的な学習活動を展開します。 ○ 学校では、団体貸出の活用など区立図書館と連携した教育活動や授業を計画的に実施します。
10	読書に親しむための施設や設備の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○ 幼稚園および保育所等の図書室・図書コーナーならびに学校図書館の施設、設備、図書資料の充実を図ります。 ○ 区立図書館の大規模改修時等に合わせて子ども向けコーナーを充実するなど、利用しやすい環境を整備します。
11	環境教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○ 児童・生徒が環境について総合的に学ぶことができる教育を推進するために、体験を通じた環境教育を推進します。
12	キャリア教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○ 望ましい職業観・勤労観を培うために、発達段階に応じたキャリア教育を、義務教育9年間を通して進め、児童・生徒が、自分自身の生き方を考え、将来に向けた夢や希望を持てるようにします。

重点施策2 教員の資質・能力の向上

取組内容および主な取組

1 子どもたちの良さや伸びようとする力を引き出す教員を育成します。

教員は、子どもたちの心身の発達に関わり、人格形成に大きな影響を与えます。教員が、次代を担う子どもたちを健全に育成していく役割を十分に果たすためには、その資質・能力を継続的に向上させていく必要があります。

そこで、職層や経験年数に応じた研修の実施や、意欲と能力のある若手教員の育成など、教員の資質・能力の向上に取り組めます。

(1) 若手教員の育成の強化【アクションプラン掲載事業】

- ベテラン教員の大量退職、35 人学級編制の実施等に伴い、新任教員の大量採用が見込まれます。経験の少ない教員に対する校内研修が計画的に実施されるよう、各学校の取組を支援します。
- 経験の少ない教員への個別指導・助言を行う教育アドバイザー（退職校長）の配置を順次拡大します。
- 教員の職層や経験年数に応じた研修を充実させるとともに、自主的研究活動を奨励します。

令和8年度目標	令和6年度末 達成見込み	令和7年度	令和8年度
◆若手教員研修の充実	◆実施・充実	充実	充実
◆教育アドバイザーの配置拡大	◆拡大	拡大	拡大

2 授業力や生活指導の力はもちろん、いじめ・不登校をはじめ、様々な問題に対応する力を身に付けるため、研修等により教員の資質・能力の向上を図ります。

教員が身に付けるべき力は、授業力だけでなく、生活指導力・進路指導力、外部との連携・折衝力など多岐にわたります。

また、いじめ・不登校や急速に普及した ICT の活用など多種多様な課題への対応力が求められています。そこで、教育委員会が実施する各種研修の内容の改善・充実を図り、教員の対応力向上を図ります。

(1) 教育課題に応じた教員研修の充実

- 新たな教育課題への対応力を身に付ける教員研修の質や内容の向上を図るとともに、国や東京都が実施する研修の受講を勧奨します。

現状（令和6年度末）	令和8年度目標
◆新たな教育課題や学習指導要領に対応した研修の実施	◆新たな教育課題や次期学習指導要領を見据えた研修の充実

3 ICT 機器を有効に活用して効果的に学べる授業を実現するために、教員の機器の活用能力の向上を図ります。

ICT を効果的に活用した学習を進め、児童・生徒一人ひとりに応じたきめ細かな教育活動を推進するためには、教員の ICT 機器活用能力の向上および学習活動の一層の充実が必要です。特に、教員間の活用能力の差が生じないように、教員全員が ICT 機器を活用した効果的な授業ができるよう取組を進めます。

(1) 教員全体の ICT 活用能力の向上【アクションプラン掲載事業】

- 「教育 ICT 実践事例集」等の活用により、効果的な実践事例を全校で共有します。各校で選任した全校の ICT 活用推進リーダーに対し、校内への還元研修を目的とした活用事例の研究や活用研修を実施しています。各校ではリーダーを中心とした校内・各地域の研修体制を構築していきます。
また、リーダー相互の連携を図り、情報を共有し合い、各校での取組の進展を図ります。
- ICT 支援員¹⁷によるサポート体制等を整え、教員の ICT 活用能力向上を図ります。
- 各校において ICT 活用推進計画を年度ごとに策定し、ICT を活用した授業や校務の効率化を実施します。

令和8年度目標	令和6年度末 達成見込み	令和7年度	令和8年度
◆教員全体の ICT 活用能力の向上	◆実施	実施	実施

¹⁷ 学校における教員の ICT 活用（授業、校務、教員研修等）を支援する人員。ICT を活用した授業等を教員がスムーズに行うための支援を行う。

現状（令和6年度末）	令和8年度目標
<ul style="list-style-type: none"> ◆ICT 活用推進リーダーの選任・育成 ◆教育 ICT 実践事例集の活用 ◆ICT 支援員の配置 ◆各校での ICT 活用推進計画の策定 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ICT 活用推進リーダーによる各校・各地域での研修の充実 ◆教育 ICT 実践事例集の活用 ◆ICT 支援員の配置 ◆各校での ICT 活用推進計画策定、実施

4 教員が子どもたちと向き合う時間を増やします。

教員の指導力向上を図る必要がある一方、学校を取り巻く環境が複雑化・多様化し、教員に求められる役割が拡大する中、教員の業務量の多さが課題となっています。区においては、教員サポート人材や部活動指導員の配置、学校徴収金管理システムの導入などの取組を進めてきましたが、国や都において、外部人材の活用や ICT の推進等による教員の負担軽減のための更なる改善策の検討が進められています。

こうした動向を踏まえ、教員の事務処理等の業務負担を軽減し、教員が子どもたちと向き合う時間を確保し、児童・生徒一人ひとりに応じた指導の充実を図ります。

(1) 教員の働き方改革【アクションプラン掲載事業】

- 小・中学校の教員の負担軽減を図るため、教員をサポートする人材の配置を拡大します。
- 中学校の部活動において専門的な技術指導を行う「部活動外部指導員」の配置を継続します。校外の大会への引率等、顧問教員に代わって技術指導以外の活動もできる「部活動指導員」の配置を順次拡大していきます。

令和8年度目標	令和6年度末 達成見込み	令和7年度	令和8年度
◆サポート人材等の 配置拡大	◆拡大 (副校長補佐92名、 SSS(スクール・サ ポート・スタッフ) ¹⁸ 123名、学校生活 支援員 ¹⁹ 262名)	拡大	拡大
◆部活動指導員の配 置拡大	◆拡大(23名)	拡大	拡大

(2) 部活動の地域移行【アクションプラン掲載事業】

- 国は令和5年度から7年度までの3年間を休日部活動の地域連携・地域移行の改革推進期間と位置付けました。休日部活動の地域移行を検討するため、関係部署を交えた検討会議を設置します。

令和8年度目標	令和6年度末 達成見込み	令和7年度	令和8年度
◆部活動の地域移行	◆検討	検討	休日の地域移行 実施 平日のあり方検討

(3) ICTを活用した校務改善【アクションプラン掲載事業】

- 学校内ネットワークをWi-Fi化し、校務用パソコンの一斉更新に合わせて、利用環境を見直します。また、これまで所定の用紙で保存していた指導要録・保健帳票の諸表簿を電子化するなど、成績管理や教材準備等における学校業務の効率化を進めます。

¹⁸ 学習プリント等の印刷・配布準備、授業準備の補助、採点業務の補助などの一般教員が行う業務を、教員の指示を受けてサポートを行う。

¹⁹ 授業中の児童・生徒に対する学習支援、児童・生徒の移動および日常生活上の介助、特別支援教育の推進や学級経営の安定に関することを行う。

令和8年度目標	令和6年度末 達成見込み	令和7年度	令和8年度
◆校務用パソコンの 利用環境整備	◆準備	実施	—
◆諸表簿の電子化	◆準備	実施	—
◆クラウド型校務支 援システム ²⁰ へ の移行検討	◆検討	検討	検討

²⁰ 教職員と学校、教育委員会事務局間での情報共有、通知表や出席管理などをパソコン上で行うシステム。

その他の取組

1	校内研修・研究の充実と成果の活用	○ 指導主事等が訪問し、学校ごとに行う教員の指導力向上を図るための校内研修・校内研究を支援します。
2	実践的な教員研修の実施	○ 区が独自に実施する教員研修をより実践的なものにします。
3	学校教育関係団体への助成	○ 区立小・中学校の児童・生徒が参加する音楽鑑賞教室などの連合行事や、教職員の研修を実施する小学校教育会、中学校教育研究会などの学校教育関係団体への助成を行います。
4	授業改善推進プランに基づくPDCAサイクルの確立	○ 基礎学力の定着を図るため、各学校において、児童・生徒の実態を踏まえた授業改善推進プランを作成し、年間を通したPDCAサイクルの確立による授業の見直しや指導方法の改善を進めます。
5	教育活動における外部人材の活用	○ 多様な知識・経験等を有する外部の人材を積極的に活用し、教育活動の充実を図ります。
6	教育課程の工夫	○ 教育課程の適正な編成・実施・評価・改善に向け、各校への指導・助言体制の充実を図ります。 ○ 教育の質の向上および授業時間数の確保等を目的として、各校の実態に応じた教育課程の工夫を支援します。
7	学校徴収金管理システムの運用	○ 学校徴収金の保護者からの集金および事業者への支払を管理するシステムの運用により、事務の効率化を図り、教職員の負担を軽減します。

重点施策3 学校の教育環境の整備

取組内容および主な取組

1 学校の建物や設備の改修・改築を計画的に進め、子どもたちの学ぶ環境を整えます。

練馬区には区立小学校が 65 校、中学校が 33 校の合計 98 校があります。これらの多くは昭和 30 年代から 50 年代の人口急増期に建設したもので、その半数以上が築 50 年以上経過し老朽化が進んでいます。児童・生徒にとって安全で快適な教育環境を保持するため、計画的に改築・改修を進めていく必要があります。

(1) 小中学校の改築等の推進【アクションプラン掲載事業】

- 区立施設の総合的なマネジメントの方針である「練馬区公共施設等総合管理計画（平成 29 年 3 月）」に基づき、その個別計画として「練馬区学校施設管理基本計画（平成 29 年 3 月）」とその具体的な取組を定める「練馬区学校施設管理実施計画（平成 31 年 3 月）」を策定しました。その後、小学校における 35 人学級編制の拡大、築 50 年を経過した学校に行った長寿命化の適否の調査や、避難拠点の運営上課題がある 2 階以上に設置した体育館を 1 階に配置した場合のシミュレーションの結果等を踏まえ、練馬区学校施設管理実施計画の中間見直しを令和 6 年 3 月に行い、改築、長寿命化改修等に取り組んでいます。
- 築 50 年を超えた学校施設については順次、長寿命化の適否を判断しています。長寿命化に適する施設は、原則として、築 60 年を目途に改修を行い、目標使用年数を 80 年としています。
- 学校施設の改築については、「80 年（長寿命化に適さない学校は 60 年）を迎える学校」を基本とし、学校の適正配置、小中一貫教育校の設置等の検討状況を踏まえ、総合的な観点から概ね年 2 校ずつ改築実施校を選定していきます。改築にあたっては新たな教育需要への対応とともに、学校施設の標準化を行い、シンプルかつコンパクトな施設を目指します。

長寿命化改修を実施する学校施設についても、概ね年 1～2 校程度、順次、着手していきます。
- 令和 6 年 3 月に策定した「練馬区公共施設等総合管理計画〔実施計画〕（令和 6～8 年度）」では、令和 6～10 年度に改築・長寿命化改修に着手する学校を年 1～2 校ずつ選定しました。

令和8年度目標	令和6年度末 達成見込み	令和7年度	令和8年度
◆改築 ・旭丘小学校/旭丘中学校 工事（完了） ・向山小学校 工事（一部） ・田柄中学校 工事（一部） ・練馬東小学校 工事（一部） ・豊溪小学校 工事（一部） ・立野小学校 工事（一部） ・上石神井小学校/上石神井中学校 実施設計 ・大泉学園中学校 実施設計 ・中村西小学校 実施設計 ・練馬小学校 基本設計 ・大泉第二小学校 基本設計 ◆長寿命化改修 ・石神井南中学校 工事（完了） ・開進第一小学校 工事（一部） ・開進第二小学校 工事（一部） ・豊玉中学校 実施設計 ・大泉第三小学校 基本設計 ・石神井西中学校 基本設計	◆改築 工事 実施設計 実施設計 実施設計 基本設計 実施設計 基本設計 基本設計 基本設計 実施設計 基本設計 基本設計 基本設計	工事 工事 工事 実施設計 実施設計 実施設計 実施設計 基本設計 基本設計 基本設計 基本設計	工事 工事 工事 工事 工事 実施設計 実施設計 工事 実施設計 基本設計 基本設計 基本設計 基本設計 工事 実施設計 実施設計 基本設計 基本設計

(2) 小中学校体育館等の空調設備の整備【アクションプラン掲載事業】

- 児童・生徒の熱中症対策とともに、学校は災害時における地域の避難拠点としての役割を担うことを踏まえ、既存の小・中学校体育館に空調設備を整備します。併せて、体育館改築時にも同様に空調設備を整備します。今後は、老朽化の進む普通教室の空調設備の更新や中学校武道場への空調設備の整備に取り組みます。

令和8年度目標	令和6年度末 達成見込み	令和7年度	令和8年度
◆設置完了 計98校 ◆普通教室の空調設備更新と武道場への空調設備設置	◆設置完了 計92校 (体育館) ◆検討	6校 (完了) 調査	— 実施

(3) 小中学校トイレの改修【アクションプラン掲載事業】

○ 児童・生徒にとってより快適な環境を整備するため、小・中学校のトイレ改修（便器洋式化、床ドライ化²¹、配管取替、バリアフリー化等）を進めます。平成29年度までに全小・中学校の1系統²²目の改修を終了しました。今後は、未改修の2系統目以降のトイレについて整備を進めていきます。

令和8年度目標	令和6年度末 達成見込み	令和7年度	令和8年度
◆工事完了 計47校	◆2系統目 工事完了 計34校	7校	6校

2 区立学校の適正配置に努め、学校規模によって教育内容に差が生じないようにします。

集団活動や行事が活発に行われ、児童・生徒が様々な人との関わりの中で学び、成長していくためには、学校には一定の児童・生徒数と学級数が必要です。

過小規模校²³では、集団生活の良さが生かされにくく、交友関係が固定化しやすくなります。

また、教員は学級数に応じて配置されるため、教員が少ないことにより授業改善の取組や部活動が制限される場合があります。

一方、過大規模校²⁴では、教室・体育館・運動場などの施設面に余裕がなく、少人数指導などの学習面や運動会などの行事面で支障が生じることがないように、配慮する必要があります。

²¹ 雑菌の発生を抑える効果があり、掃除も容易となるため、トイレの床をタイルなどから水を流さない乾いた床に改修すること。

²² 建物の1階から最上階までの縦系列上下のトイレの並び。

²³ 学級数 11 学級以下の小・中学校、17 学級以下の小中一貫教育校。(第二次区立小・中学校および区立幼稚園の適正配置基本方針)

²⁴ 学級数 19 学級以上の小・中学校、28 学級以上の小中一貫教育校。(ただし、小学校は教室の確保を条件に19～24 学級までは許容範囲)

今後の児童・生徒数の動向や施設の改築時期、35人学級編制の実施、小中一貫教育の取組等を踏まえ、学校の適正規模を確保し、児童・生徒が良好な教育環境の中で学び、成長することができるよう、学校の適正配置を進めていきます。

(1) 区立学校の適正配置【アクションプラン掲載事業】

- 「第二次区立小・中学校および区立幼稚園の適正配置基本方針」で示す区立小・中学校の適正配置の考え方にに基づき、実施計画を策定のうえ進めていきます。

令和8年度目標	令和6年度末 達成見込み	令和7年度	令和8年度
◆適正配置の実施に向けた調整	◆実施計画の策定	調整	調整

3 教育活動に支障がない範囲で学校施設を有効に活用します。

学校施設は教育施設であるとともに、地域において最も身近な公共施設です。学校施設と周辺の区立施設を複合化することにより、区民サービスの向上や区全体の改築・改修費用の抑制を図ります。

一方で、今後の児童・生徒数の動向や児童・生徒一人当たりの校地面積、校地の形状など学校ごとに違いがあることから、改築の際に学校運営や教育活動に配慮して周辺区立施設との複合化を検討します。

(1) 学校施設と周辺区立施設の複合化

- 学校運営や教育活動に配慮して、学校と周辺区立施設の複合化を検討します。

現状（令和6年度末）	令和8年度目標
◆新たな小中一貫教育校（旭丘小学校・旭丘中学校）の整備にあわせて、栄町児童館、栄町敬老館を複合化 ※工事中	◆学校の改築時に、施設の複合化を実施（周辺区立施設を可能な限り複合化を検討）

4 一人ひとりに応じたきめ細かな教育を実現するため、学級編制等のあり方について、国等の動向を注視しながら検討を進めます。

一人ひとりの教育的ニーズに応じたきめ細かな指導を可能とする指導体制と、安全・安心な教育環境を整備するために、公立の小学校の学級編制の標準を 40 人から 35 人に引き下げる改正法²⁵が令和3年4月に施行されました。令和3年度に2年生を 35 人以下とし、5年間かけて段階的に6年生まで引き下げ、令和7年度には全ての学年で 35 人学級となる予定です。増加する学級数に応じて、必要となる普通教室数を確保していきます。

(1) 児童数の推計に基づく普通教室の確保

- 法改正を踏まえて、今後の児童数について複数年にわたり推計を行い、その結果を踏まえ、普通教室を計画的に確保していきます。
- 推計の精度を高めるため、推計方法を必要に応じて見直します。

現状（令和6年度末）	令和8年度目標
◆法改正を踏まえた児童数の推計により次年度の普通教室を確保	◆継続実施

²⁵ 公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律。

その他の取組

1	学校環境衛生の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○ 換気、採光、照明および水質等の学校環境を適正に保つため、学校環境衛生基準に沿った検査を実施します。検査の結果により学校薬剤師による指導や助言を受け、改善を図ることにより学校環境衛生を一層充実させます。
2	みどり豊かで環境に配慮した学校づくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> ○ 学校の緑化を推進するとともに、環境への負荷が少なく、快適で、みどり豊かなうるおいのある学校環境を整備していきます。 ○ 屋上緑化、壁面緑化など、児童・生徒がみどりに親しみながら緑化意識を育むことのできる学習環境を目指していきます。
3	校具等の更新	<ul style="list-style-type: none"> ○ よりよい教育環境を整備するため、机や椅子等の学校運営上必要な校具等について、老朽度の高いものから順次新しいものにしていきます。

取組の視点2 家庭や地域と連携した教育の推進

家庭教育は教育の原点です。豊かな人間性や人としてのよりよい生き方は、家庭生活の中で育まれ、地域社会での様々な人々との交流によって身に付けることができます。

そのために、家庭教育を支援し、地域社会や関係機関、学校と一体となって子どもたちの健全育成を進めることが必要です。

重点施策1 家庭教育への支援

取組内容および主な取組

1 学校や教育委員会がオンラインの活用を通じて様々な情報を家庭に提供するなど、多様な家庭教育支援を行います。

家庭教育は、子どもの基本的な生活習慣や、他人に対する思いやり、善悪の判断、自立心や自制心、社会的なマナーなどの「生きる力」の基礎を育む上で重要な役割を果たすことが期待されています。一方、少子化や核家族化の進行等、子どもや子育てをめぐる環境が大きく変化する中で、悩みや不安を抱える子育て家庭の増加や、家庭における子育て機能の低下が指摘されています。子どもの健全な育成を進めるために、家庭の教育力の向上や保護者の子育ての悩みの軽減につながる取組を実施していきます。

(1) 家庭教育支援事業の実施

- 家庭教育支援事業に係る関係部署で構成する家庭教育支援事業推進会議を設置し、家庭教育を支援していくための事業を実施しています。
- 児童生徒用タブレットパソコンなど、オンラインを活用した家庭教育支援の情報発信を行い、保護者と子どもが共に学ぶ機会を提供します。
- 保護者対象の講演会を開催し、保護者が抱える様々な子育ての悩みや不安の解決や解消を図ります。
- 5歳児の保護者が就学に向けて抱えている不安や心配を解消できるよう、オンライン配信による講演会を行います。
- 「教育だより」では、家庭に向けての提案や家庭内での話題となるような内容を掲載しています。

現状（令和6年度末）	令和8年度末の目標
<ul style="list-style-type: none"> ◆児童生徒用タブレットパソコン等を活用した情報発信の実施 ◆家庭教育支援事業推進会議の開催 ◆家庭教育支援リーフレット「ネリまなび」による情報発信 ◆保護者対象講演会の開催（令和6年度 16講座開催） ◆オンライン講演会の実施 ◆「教育だより」の発行 	<ul style="list-style-type: none"> ◆児童生徒用タブレットパソコン等を活用した情報発信の継続実施 ◆家庭教育支援事業推進会議の開催 ◆家庭教育支援リーフレット「ネリまなび」による情報発信の継続実施 ◆保護者対象講演会等による家庭教育支援の充実 ◆オンライン講演会の内容の充実 ◆「教育だより」の内容の充実

2 家庭と、学校・教育委員会が協力しながら、問題を解決できる体制を強化します。

近年、育児不安など児童相談件数は増加傾向にあります。その背景には、少子化や核家族化などによる育児の孤立化や、経済的な問題などの社会環境が年々厳しくなっていることがあります。ネグレクト（育児放棄）などの児童虐待、家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる「ヤングケアラー」と呼ばれる子どもへの対応のように、学校の対応だけでは解決困難な問題を抱えている家庭もあり、そうした家庭を支援するためには、学校・教育委員会をはじめ関係機関が連携して対応していく必要があります。

引き続き、子どもに対する総合的かつ切れ目のない支援を効果的かつ効率的に展開するため、教育・保育・福祉・保健等を所管する関係機関相互の連携を強化していきます。

(1) 関係機関の連携の強化

- 要保護児童対策地域協議会²⁶を通じ、子ども家庭支援センター、学校教育支援センター、学校、こども発達支援センター、総合福祉事務所、保健相談所、幼稚園、保育所等の連携を強化し、子育て家庭への総合的な相談・支援体制の充実を図ります。
- 児童虐待は、早期発見・早期対応が重要であることから、学校や保育園などへの巡回支援体制を強化し、不登校や身体状況などの虐待の兆候を早期発見し、情報の共有、適切な対応へつなげるため、関係機関相互の連携体制を強化します。

²⁶ 児童福祉法に基づき、市区町村が設置する機関。幼稚園、保育園、小・中学校など教育機関や児童相談所・警察・医師会・保健相談所などの関係機関で構成され、子ども家庭支援センターが調整機関となっている。代表者会議、実務者会議、個別ネットワーク会議等を開催し、要保護児童等に関する情報交換や支援内容の協議などを行う。

現状（令和6年度末）	令和8年度目標
<p>◆要保護児童対策地域協議会の代表者会議、実務者会議、個別ネットワーク会議、地域子どもネットワーク会議、合同ケース会議等の実施</p> <p>◆関係機関相互の連携強化による児童虐待の防止</p>	<p>◆継続実施</p> <p>◆継続実施</p>

その他の取組

1	家庭教育の奨励	<p>○ 地域で活動している団体等に企画・運営を委託し、「子育て学習講座」、「ねりまイクメン講座」等を開催しています。家庭や地域における子どもの教育等について学習する機会を提供することで、家庭教育を奨励していきます。</p>
---	---------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

重点施策 2 学校運営や教育活動における家庭や地域との協働

取組内容および主な取組

1 子どもたちの安全を守るため、学校・保護者・地域の連携をさらに強化します。

近年、全国で登下校中に児童が連れ去られたり、スクールバスを待っていた児童と保護者が切り付けられ、命を落とす痛ましい事件が発生しています。

また、練馬区においても児童・生徒に対する不審者情報が年間 100 件以上寄せられています。

児童・生徒が安心して学校生活を送れる環境をつくるには、行政による取組だけでは限界があり、学校、保護者、地域との連携が不可欠です。このため、引き続き、授業時間中や登下校時における安全対策に取り組むとともに、より地域等と連携した児童・生徒の安全対策を実施していきます。

(1) 学校安全対策の充実【アクションプラン掲載事業】

- 保護者を中心とした地域の方々と教職員を対象に、教育委員会配置の学校防犯指導員による不審者対応訓練を行っています。また、万が一不審者が学校に侵入した場合でも被害を出さないよう、警察と連携した 110 番通報訓練、非常通報装置（学校 110 番）を使用した訓練や刺股等の防犯器具を使用した訓練を行っています。この取組を充実することで、児童・生徒の安全対策に関する地域の方々と教職員の知識・関心を高め、学校、保護者、地域と連携し、地域社会全体で子どもの安全を見守る体制づくりを推進します。
- 不審者の発生により重点的な見守りが必要とされる学校について、民間警備員を派遣し、登下校時の見守りおよび周辺の巡回を行い、児童・生徒の安全を確保します。
- 全小学校 65 校の通学区域に 325 台、全中学校 33 校の通学区域に 66 台の計 391 台設置した防犯カメラを活用するとともに、学校・保護者・警察等と合同で行っている通学路点検に子どもの視点も取り入れる工夫をするなど、登下校時の安全対策の充実を図ります。
- 学校への不審者の侵入を未然に防ぐため、各校の主たる門扉に電気錠を設置します。

令和8年度目標	令和6年度末 達成見込み	令和7年度	令和8年度
◆門扉への電気錠 設置 計95校	◆77校	17校	1校
◆学校、保護者、地 域との連携を強化 した対策の充実	◆充実	充実	充実

2 家庭・地域の学校教育への参画を促進し、地域社会との協働による学校運営を目指します。

児童・生徒への対応が多様化・複雑化する中で、学校だけでは解決することが困難な課題が増加しています。家庭や地域との連携を一層進めることで、教育活動の充実および発展を図ります。

また、多様な知識・経験を持つ地域の人材を活用した教育活動を展開することで、特色ある学校づくりを進めます。

家庭・地域と連携した教育活動を更に充実させるために、これまで行ってきた「学校・地域連携事業」のあり方を検証し、練馬区ならではの家庭や地域と協働した学校運営について研究していきます。

(1) 地域未来塾の拡大

- 平成28年度から、地域の多様な人材を活用し、学校の教育活動の充実を図る「学校・地域連携事業」を実施しています。実施校には、学校のニーズを把握し、人材の発掘・調整等を行う学校支援コーディネーターの配置を開始しました。平成30年度には、全幼稚園・小中学校・小中一貫教育校にコーディネーターの配置を完了しました。令和2年度には、区内のコーディネーターの育成や連絡調整を行う統括コーディネーターを配置し、更なる推進を図っています。
- 国際理解、環境、福祉などの分野における教育指導や地域交流において、人材を積極的に活用し、各学校や児童・生徒の実態や地域の特性に応じた特色ある取組を進めます。
- 「学校・地域連携事業」の一環として、教員や大学生などの協力を得て、放課後等に学習指導を行う「地域未来塾」を実施しています。

現状（令和6年度末）	令和8年度目標
◆地域未来塾の実施（85校）	◆拡大

(2) 地域と協働した学校運営【アクションプラン掲載事業】

- 学校と地域が学校の目標や課題を共有し、一体となって子どもたちを育てていくため、区立小学校2校、中学校1校で学校運営協議会制度を導入しました。また、新たに学校運営協議会制度の実証校を指定し、効果検証をしながら導入校を拡大していきます。
- 地域からのより幅広い協力が得られるよう、教育活動への協力を希望する地域人材を登録する「学校サポーター登録制度」（人材バンク）を拡大させていきます。

令和8年度目標	令和6年度末 達成見込み	令和7年度	令和8年度
◆学校運営協議会 制度の導入・拡大	◆3校導入	実施 新たな導入校の準備	拡大 新たな導入校の準備

現状（令和6年度末）	令和8年度目標
◆学校サポーター登録制度の実施 登録者数 381人	◆学校サポーター登録者の拡大 登録者数 400人以上

3 子どもたちが身近な地域社会で様々な体験学習ができる環境を整えます。

練馬区では、全ての小・中学校で、各教科や総合的な学習の時間等の中で身近な地域社会と連携した体験学習に取り組んでいます。体験学習は、学ぶことの楽しさや達成感を通じて主体的に学習に取り組む能力を身に付ける上で有効です。

また、家庭や地域の人々と共に子どもたちを育てていくという視点に立ち、身近な地域と連携して教育活動を行うことは、学校内外を通じた子どもたちの生活の充実と活性化につながります。

引き続き、子どもたちが人との関わりを大切にしながら、自立して社会を生きていく力を育むことができるよう、地域行事やボランティア活動への参加など、体験活動の機会を増やしていきます。また、子どもたちが地域の特色・伝統文化への理解を深め、地域に対する愛着や誇りを持つことができるよう取組を推進します。

(1) 地域行事への参加の促進

- 各小・中学校の全ての教育活動において、実践的・体験的に学ぶ企画を適切に設定し、実感や共感を伴った学習成果を得られるよう工夫していきます。
- 青少年育成地区委員会の活動の活性化と地区の活動に応じた事業運営を支援するため、委員等への研修会や青少年委員会による地域懇談会の充実を進めます。

- 青少年育成地区委員会および青少年委員会と学校の連携を強化し、地域の特色を活かした事業を進めていきます。

また、児童・生徒が、様々な事業の企画運営に参加できるよう支援していきます。

現状（令和6年度末）	令和8年度目標
<ul style="list-style-type: none"> ◆青少年育成地区委員会 ・青少年育成地区委員会委員全体研修会開催（年2回・都事業「地区委員会アドバイザー派遣」「青少年応援プロジェクト@地域」の活用） ◆青少年委員会による地域懇談会（学校代表・PTA代表・青少年育成地区委員会代表等）の開催（6ブロック） 	<ul style="list-style-type: none"> ◆青少年育成地区委員会 ・地区委員会が抱える諸課題の解決を目的に全体研修会を実施 ・児童・生徒が企画や運営に携わる事業を、好事例として全地区に紹介 ◆地域懇談会の充実 ・参加者相互の意見交換の時間を増やし、地域連携を強化

(2) 伝統・文化への理解の促進

- 児童・生徒が地域や日本の伝統・文化への理解を深め、郷土や国に対する愛着や誇りを持つことができるよう、区独自の地域教材を活用するなど、各小・中学校の創意工夫により、特色ある教育活動を推進します。
- 国語・社会・道徳等の複数の教科において、それぞれの教科の学習内容に則して地域や日本の伝統・文化に触れる学習機会を設けるとともに、相互に関連付けながら学ぶ教科横断的な学習を実施しています。また、専門家派遣事業²⁷等も活用し、子どもたちが伝統芸能や伝統的な技術などに接する場を設け、地域や日本の伝統・文化への理解の促進を図ります。

現状（令和6年度末）	令和8年度目標
<ul style="list-style-type: none"> ◆日本の伝統・文化について、国語、社会、道徳等の複数の教科で相互に関連付けながら学ぶ教科横断的な学習の実施 ◆総合的な学習の時間の中で、学校の特色に応じて映像文化、地場野菜等に関する学習の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ◆日本の伝統・文化に加え、練馬の文化財や伝統工芸について、ICTを活用して調べる学習を全小学校で実施 ◆学校の特色に応じて、専門家を講師に依頼し、映像文化、地場野菜、伝統文化等に関する体験学習の充実

²⁷ 小学校・中学校等に芸術家・実演家等を派遣し、講話、実技披露、実技指導等を実施することにより、子どもたちの豊かな創造力・想像力や思考力、コミュニケーション能力などを養うとともに、将来の芸術家や観客層を育成し、優れた文化・芸術の創造に資することを目的とした国等による事業。

(3) 農業者と連携した体験学習の充実

- 練馬区の特徴である、都市農業を活かした体験学習を小学校で拡充します。
- 都市農業の教育活動への活用を推進するために、小学校における学習モデルを作成します。希望する小学校には農業者を紹介するなどのマッチングを行い、令和5年度末に全区立小学校において農業者と連携した体験学習を実施しました。今後も、各小学校において農業者と連携した体験学習を実施します。

現状（令和6年度末）	令和8年度目標
◆農業者と連携した体験学習の実施	◆全ての小学校において農業者と連携した体験学習の実施

(4) 校外学習の見直し・充実

- 校外学習の安全な実施とともに少年自然の家の老朽化等を踏まえ、校外学習（移動教室・臨海学校）や校外学習施設のあり方等の見直し・充実に向けた検討を進め、方針を策定しました。令和4年度から新方針に基づき、中学1年生を対象とした臨海学校を廃止し、イングリッシュキャンプを実施しています。
- 小学5・6年生移動教室は、体験活動がより充実した内容になるよう検討を行い、令和4年度から新たな体験活動を実施しています。
- 下田少年自然の家は、臨海学校の廃止とともに、改築を含めた今後の維持管理に必要な費用等について総合的に検討した結果、令和4年度末をもって廃止しました。

現状（令和6年度末）	令和8年度目標
◆イングリッシュキャンプの実施 ◆小学校移動教室の実施	◆イングリッシュキャンプの継続実施 ◆小学校移動教室の継続実施

その他の取組

1	大学との連携の強化	<ul style="list-style-type: none"> ○ 教員を目指す学生に対し、インターンシップ（就業体験）を今後も積極的に実施し、大学との連携を推進します。 ○ 区立小・中学校において放課後学習の補助や部活動の指導等を行う学生ボランティアの募集を推進します。
2	交通安全教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○ 自転車の安全な利用の仕方および安全な歩行等について、定期的な安全指導のほか、保護者の協力を得て開催する交通安全教室などを通して徹底を図ります。
3	情報モラル教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○ 全区立小・中学校において、児童・生徒および保護者を対象としたインターネットや携帯電話等の使用に関する情報モラル講習会を実施します。
4	学校安全安心ボランティア事業の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○ 小学校において、保護者や地域住民に、ボランティアとして来校者への声かけなどの活動をしてもらうことにより、児童の安全性を高めるとともに、ボランティアと児童との交流を促進します。
5	緊急時連絡体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ○ 緊急時における多様な連絡手段を確保するため、区立の小・中学校、幼稚園、学童クラブおよび保育所等の保護者を対象とする保護者向け情報伝達サービス等の登録者数をさらに増やし、各施設と保護者との連絡体制の充実を図ります。
6	防災教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○ 各学校において、児童・生徒の発達段階に応じて危機管理意識を向上させ、実践力を身に付けられるよう計画的な防災指導を行うとともに、学校防災計画を定期的に見直していきます。
7	学校応援団・開放等事業の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○ 学校応援団と協働し、学校開放事業などの地域の人材を活かした事業を進めるほか、学校施設の積極的な地域活用を図ります。

8	練馬型放課後児童対策事業「ねりっこクラブ」の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○ 小学校の施設を活用して、「学童クラブ」と「ひろば事業」のそれぞれの機能や特色を維持しながら、事業運営を一体的に行う「ねりっこクラブ」を実施しています。保育を必要とする児童を対象とした「ねりっこ学童クラブ」と、実施校の児童であれば誰でも利用できる「ねりっこひろば」があり、児童の成長などにあわせて選択することができます。全ての小学生が安全で充実した放課後や長期休業を過ごすことができる環境を整備するため、「ねりっこクラブ」の早期全校実施を目指します。
9	青少年の育成と活動の機会の提供	<ul style="list-style-type: none"> ○ 青少年が様々な年齢の人と交流し、実際の体験を通して自立心や社会性を養えるよう、活動の機会と場を提供します。また、将来的に地域活動を担うことができる取組を、地域の団体と連携して行っています。 ○ さらに、若者が企画・運営に携わる事業も充実します。
10	学校経営計画に基づく学校経営の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○ 各学校において、家庭および地域の意見や要望を踏まえて策定した学校経営計画に基づき、組織的、計画的、継続的な教育活動を展開し、学校運営を改善・充実させていきます。
11	学校評議員制度や学校運営協議会制度を活用した学校経営の改善	<ul style="list-style-type: none"> ○ 保護者や地域の方々から意見を広く聞く学校評議員制度や地域の様々な人材との連携による教育活動および地域活動を展開する学校運営協議会制度により、地域や社会に開かれた学校づくりを一層推進していきます。

取組の視点3 支援が必要な子どもたちへの取組の充実

子どもたちが、生まれ育つ環境や障害の有無に関わらず、等しく公平に、質の高い教育が受けられる環境を整えることが大切です。

いじめは、人間として絶対に許されない人権侵害です。また、不登校などにより、子どもたちが夢や目標に向かって学ぶ機会が失われることがあってはなりません。迅速で的確な対応が必要です。

重点施策1 いじめ・不登校などへの対応

取組内容および主な取組

1 いじめ・不登校などに対して、未然防止・早期対応につながる効果的な取組を学校、教育委員会、関係機関が一体となって進めます。

いじめ問題への対応にあたっては、いじめは人間として絶対に許されない人権侵害であることを基本姿勢とし、未然防止・早期発見・早期対応が重要であるという認識のもと、「練馬区教育委員会いじめ問題対策方針」を策定しています。この方針に基づき、学校（園）、保護者、地域、教育委員会が連携して、いじめの防止に向けた対策を一層推進していきます。

区では、不登校児童生徒への支援に対する国の考え方や児童生徒を取り巻く環境の変化などに対応するとともに、令和3年度から令和4年度にかけて実施した「練馬区不登校に関する実態調査」の結果を踏まえ、令和5年8月に「練馬区教育委員会 不登校対策方針」を改定しました。

本方針では、「児童生徒が将来的に精神的にも経済的にも自立し、豊かな人生が送れるよう、その社会的自立に向けた支援を行うこと」を不登校児童生徒への支援の目標に掲げ、その目標に対して「安心できる学校づくり」「早期支援の実施」「多様な支援の実施」の3つの方向性から取り組みます。

(1) 教育相談体制の充実

- 心のふれあい相談員²⁸の全校配置を継続するとともに、研修を通じて教職員の専門性を高め、引き続き校内相談体制の充実に努めます。

²⁸ スクールカウンセラーの職務を補完する有償ボランティア。

- 学校教育支援センターを教育相談の拠点とし、学校教育支援センター（教育相談室、トライ・フリーマインド²⁹）、学校、子ども家庭支援センター、こども発達支援センター、総合福祉事務所、保健相談所などの関係機関の連携を推進します。
- 区内4か所の教育相談室（光が丘、練馬、関、大泉）において、今後も、教育相談体制の充実に努めます。
- 令和5年度から児童生徒用タブレット等からチャット形式で悩みをカウンセラーに相談することができる「ねりまホッとアプリ+(プラス)」の運用を開始し、児童生徒の相談環境を整えています。

現状（令和6年度末）	令和8年度目標
◆心のふれあい相談員 全校配置	◆継続実施
◆教育相談室4所で実施 （光が丘・練馬・関・大泉）	◆継続実施
◆ICTを活用した相談支援（オンライン教育相談）の実施	◆継続実施
◆ねりまホッとアプリ+（プラス）の運用	◆継続実施

(2) いじめ撲滅に向けた取組の強化

- あらゆる学校関係者がいじめについて考え、「いじめをしない」「いじめを許さない」気運を高めていくための各学校における取組を推進するとともに、いじめ防止の実践事例を発表する「練馬区教育実践発表会」等の内容を充実させます。
- いじめはどの児童・生徒にも、どの学校（園）にも起こり得るとの認識のもと、子どもの細やかな状況把握に努めるとともに、いじめが発生した場合は速やかに組織的対応を行います。
- 「学校いじめ対策推進教員」を校内に配置し、学校はいじめ対応に関する組織力の向上を図ります。
- 「いじめ防止対応研修会」を開催し、学校いじめ対策推進教員やいじめについての課題を抱える学校の教員を対象に、対応力を高める研修を行います。
- 平成28年に策定した「SNS練馬区ルール」に基づき、携帯電話やインターネットによるいじめの未然防止を徹底するとともに、「SNS学校ルール」や「SNS家庭ルール」づくりについて啓発していきます。
- 「いじめ防止研修資料」および「いじめ対応フローチャート」等を周知し、いじめの未然防止、早期発見および適切な対応に向けた校内研修会の充実を図ります。

²⁹ 不登校の児童・生徒のために学習支援や相談支援等を行う事業。中学生を対象とした事業をトライ、小学生を対象とした事業をフリーマインドといいます。

現状（令和6年度末）	令和8年度目標
◆「いじめ防止研修資料」（令和3年4月）を活用し、校内研修会を実施	◆「いじめ対応フローチャート」（令和6年4月）および「いじめ防止研修資料」（令和7年4月改訂）等を活用し、校内研修会の充実

(3) 不登校対策の充実【アクションプラン掲載事業】

- 令和4年度末における不登校の児童・生徒数は1,386名でした。不登校は、取り巻く環境によっては、どの児童・生徒にも起こり得るものという認識のもと、こうした子どもたちを支援するため、保護者・教員への助言、家庭訪問、家庭・学校・関係機関のネットワークの構築などを担うスクールソーシャルワーカーを配置し、不登校の児童・生徒一人ひとりの状況に応じた支援の充実を図ります。また、学校内に学級以外の居場所をつくることで、個別支援の充実を図ります。

令和8年度目標	令和6年度末 達成見込み	令和7年度	令和8年度
◆スクールソーシャルワーカーの支援体制の充実	◆充実	実施	実施
◆校内別室指導支援員の配置	◆試行・検証	実施	拡大

2 早い段階から専門的知識をもつ人材を活用して、いじめ問題の解決にあたります。

いじめ問題は初期対応が極めて重要であり、対応を誤ると問題解決が長期化・困難化する懸念があります。そこで、令和3年度から導入したスクールロイヤー制度³⁰を活用し、教員に初期対応への的確な助言を行うなど、弁護士の専門的知識や経験により、学校を支援していきます。

また、教員向けの研修を実施し、いじめ問題について教員の対応力の向上と意識啓発を図ることで、事態の重大化、長期化を防止します。

(1) スクールロイヤー制度の活用

- 令和3年6月に4地区に分け（練馬、光が丘、石神井、大泉）、それぞれに1名の担当弁護士を配置しました。学校からの相談に適切かつ迅速に対応できる体制を構築しています。

³⁰ 学校で発生する様々な問題について、子どもの最善の利益を念頭に置きつつ、教育や福祉等の視点を取り入れながら、法的観点から継続的に学校に助言を行う弁護士（スクールロイヤー）を配置する制度。

- 区立小・中学校長・園長等を対象とした、学校（園）における法律問題への対応に関する研修を実施します。

現状（令和6年度末）	令和8年度目標
<ul style="list-style-type: none"> ◆スクールロイヤー4名配置 ◆学校（園）における法律問題への対応等に関する研修（4回） 	<ul style="list-style-type: none"> ◆スクールロイヤーへの早期相談によるいじめ問題の早期解決の推進 ◆スクールロイヤーによる児童・生徒へのいじめの防止対策に関する出前授業および教員研修の実施（4回）

3 不登校児童・生徒の学習機会を保障するため、適応指導教室（トライ・フリーマインド）を充実するとともに ICT 機器の活用を図ります。

トライ・フリーマインドでは、不登校児童・生徒の心の安定を図るための相談活動や体験活動、小集団学習などの学習支援を通じ、社会的な自立ができるよう、一人ひとりにきめ細やかに対応しています。令和6年度には学校教育支援センター石神井台を開設しました。引き続き、不登校児童・生徒の学習機会を保障するため、トライ・フリーマインドを充実していきます。

また、今後は、トライ・フリーマインドの通室や自宅から外出することが困難な児童・生徒等への学習機会を保障するため、タブレットパソコン等を利用して、令和3年度から開始しているオンライン相談・学習など、ICT機器を活用した学習支援を充実します。

(1) ICT を活用した相談・学習支援の実施【アクションプラン掲載事業】

- トライ・フリーマインドへの通室や自宅から外出することが困難な児童生徒等への学びの機会を充実させるため、タブレットパソコン等を利用して、令和3年度から開始しているオンライン相談・学習を充実させます。

令和8年度目標	令和6年度末 達成見込み	令和7年度	令和8年度
◆ ICT を活用した相談・学習支援の充実	◆支援環境の構築・試行	試行・検証	充実

4 不登校児童・生徒の実態を詳細に調査し、より効果的な不登校対策に取り組みます。

令和3年度から令和4年度にかけて実施した「練馬区不登校に関する実態調査」の結果を踏まえ、令和5年8月に「練馬区教育委員会 不登校対策方針」を改定しました。方針で掲げた「児童生徒が将来的に精神的にも経済的にも自立し、豊かな人生が送れるよう、その社会的自立に向けた支援を行うこと」という目標に向け、これまでの取組について分析と検証を行い、より効果的な不登校対策に取り組みます。

(1) 不登校対策の見直し

- 「練馬区不登校に関する実態調査」の結果を踏まえ、不登校対策を見直します。

現状（令和6年度末）	令和8年度目標
◆不登校対策の進捗状況の確認 ◆事業見直しの実施	◆調査結果を踏まえた施策の実施

重点施策 2 さまざまな家庭環境で育つ子どもたちへの支援

取組内容および主な取組

1 家庭環境などにより、様々な問題を抱える子どもたちや家庭に対し、福祉や保健などの関係機関が相互に協力して、一人ひとりにあった生活支援や学習支援を行います。

経済面や健康面などの様々な課題を抱えている家庭の子どもへの支援を充実します。生活困窮世帯の児童・生徒の保護者に対して、学用品・通学用品費などを援助する就学援助制度により支援するとともに、中学3年生を対象として、将来の進路選択の幅を広げ、自立した生活を送ることができるよう、基礎学力の定着を目的とした学習支援を行います。

近年、家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる「ヤングケアラー」と呼ばれる子どもへの対応が課題となっています。ヤングケアラーを早期に発見し、適切な支援につなげるため、実態調査や啓発、研修に取り組みます。また、教育、子育て、福祉などの各部門が連携した相談・支援体制を充実します。

(1) 就学援助の実施

- 就学援助制度は、国立および公立の小学校もしくは中学校に在学している児童・生徒のうち、経済的理由により義務教育を受けることが困難な児童・生徒の保護者に、学用品・通学用品費などを援助することによって、教育の機会均等を図ることを目的としています。援助の支給対象者は、生活保護法第13条に定める教育扶助費を受けている保護者および教育委員会がこれに準ずると認定した保護者です。

区民の利便性の向上のため、令和5年度からオンライン申請を導入しました。

現状（令和6年度末）	令和8年度目標
◆就学援助の実施	◆継続実施

(2) 学習支援事業「中3勉強会」の実施

- 経済的な支援を必要とする家庭の中学3年生を対象に、将来の進路選択の幅を広げるとともに、自立した生活を送れるよう、基礎学力の定着を目的とした学習支援を行います。

現状（令和6年度末）	令和8年度目標
◆中3勉強会の実施（7か所・年間80回）	◆継続実施（7か所・年間80回）

(3) ヤングケアラーへの支援の充実【アクションプラン掲載事業】

- ヤングケアラーを早期に発見し、適切な支援につなげるため、学校とスクールソーシャルワーカーの連携を強化します。ヤングケアラーチェックシートを活用し、関係機関が円滑に連携できるようにします。
- 子ども家庭支援センターでは、ヤングケアラーコーディネーターを4地域ごとに1名配置し、ヤングケアラーチェックシート等により把握した子どもの状況を踏まえ、必要に応じて、情報共有と支援の調整を図り、支援方針を決定します。
- 子どもが担っているケアの負担を軽減するため、支援が必要となる家庭へのヘルパー派遣事業を拡充するほか、介護保険法や障害者総合支援法に基づくホームヘルプ・ショートステイなどを活用し、福祉・教育・子育て等の関係者が連携し、一人ひとりに応じたきめ細かな支援につなげます。

令和8年度目標	令和6年度末 達成見込み	令和7年度	令和8年度
◆学校とスクールソーシャルワーカーの連携による早期発見の充実	◆充実	実施	実施
◆ヤングケアラーコーディネーターの配置	◆配置	継続	継続
◆一人ひとりに応じた支援の実施	◆充実	実施	実施

2 外国人児童・生徒が教育を適切に受けられるよう、児童・生徒およびその家庭への支援を充実します。

外国人の子どもの保護者には、就学義務は課されていませんが、子どもたちの就学の機会を確保する観点から就学状況を把握しておくことが重要です。令和6年10月時点で、住民登録のある外国人児童・生徒1,214名のうち、およそ9割の1,184名は公立学校や外国人学校等に就学していることを把握しています。今後も、日本人児童・生徒と同様に、外国人児童・生徒に対して就学案内を行い、就学の機会を確保します。

また、区立小・中学校に通学する児童・生徒には、区立小中学校全98校へ配備した携帯翻訳機を活用することや日本語等指導講師を学校に派遣するなどの支援を行っていますが、文化や教育に関する価値観の違いにより、保護者も含め、学校生活に対する理解が不足している場合もあります。関係機関と連携し、支援の充実について検討を進めます。

(1) 就学案内や就学先確認の充実

- 新小学1年生と新中学1年生に対し、区立学校への入学意思を確認する通知を送付します。
- 在学年の児童・生徒に対し、住民票の異動手続きを行う際に、区立学校への入学意思を確認します。
- 在学年の就学先不明者に対し、就学先を確認する通知の回数を増やします。また、通知文書の多言語化を進めます。

現状（令和6年度末）	令和8年度目標
<p>(※令和6年3月1日現在)</p> <p>◆区立学校への入学意思を確認する通知を送付（延べ285件）</p> <p>◆転入手続き時に区立学校への入学意思を確認した件数（77件）</p> <p>◆就学先を確認する通知を送付（延べ194件）</p> <p>（現時点で、令和6年度末の数値が出ていないため、参考記載。令和7年3月1日以降最新値に修正）</p>	<p>◆継続実施</p>

(2) 日本語等指導講師派遣の実施

- 日本語の習得が不十分で学習に支障がある海外帰国児童・生徒および外国籍児童・生徒等を対象に、日本語への不安を取り除き、学校生活への適応を図るために、小・中学校に日本語等指導講師を派遣し、個別指導を行います。また、地域振興課が実施している「こども日本語教室」との連携を図っていきます。

現状（令和6年度末）	令和8年度目標
<p>（※令和6年3月1日現在）</p> <p>◆個別指導の実施</p> <p>講師を派遣した対象児童・生徒数</p> <p>小学校：124人</p> <p>中学校：41人</p> <p>（現時点で、令和6年度末の数値が出ていないため、参考記載。令和7年3月1日以降最新値に修正）</p> <p>◆個別指導と「こども日本語教室」の連携検討</p>	<p>◆継続実施</p> <p>◆個別指導と「こども日本語教室」の連携実施</p>

重点施策3 障害のある子どもたちなどへの支援

取組内容および主な取組

1 子どもたちや教員が障害に対する理解をより深めるよう、取組を充実します。

障害の有無に関わらず、誰もが互いに尊重し合い、多様なあり方を認め合う社会を実現するために、学校教育においても障害理解を深める取組を進めます。

子どもたちに対しては、相互理解を深めることで一人ひとりの「心のバリアフリー」の実現を目指します。教員に対しては、特別支援教育に関する研修を実施するなど専門性の向上を図っていきます。

(1) 障害に対する理解の促進

- 交流および共同学習を充実することで、障害がある子どももいない子どもも、互いを理解し、他者への共感や思いやりの心の育成を図ります。
- 副籍制度³¹の実施にあたっては、ICTを活用したオンラインでの交流など、多様な手法により、交流活動を推進します。
- 障害のあるスポーツ選手を招いた特別授業や、障害疑似体験などを実施します。
- 東京都教育委員会が発行する人権教育プログラム（学校教育編）等を活用し、人権課題「障害者」に関する教科横断的な授業実践や教員研修の充実を図ります。

現状（令和6年度末）	令和8年度目標
◆副籍制度実績 小学校 149名 中学校 34名	◆副籍制度を活用した交流活動の充実

(2) 教員の専門性の向上

- 特別支援教育に関する専門性向上に向けた研修の充実を図ります。
- 教員が特別な支援の必要な児童・生徒の対応について一人で抱え込むことのないよう、校内委員会で課題および支援方法を共有し、学校全体で支える校内体制を構築します。

³¹ 都立特別支援学校に在籍している児童・生徒が、居住する地域の区立小・中学校に副次的な籍（副籍）を持ち、学校行事や学習活動への参加等を通じて区立小・中学校の児童・生徒との交流を図る制度。

現状（令和6年度末）	令和8年度目標
<p>◆児童・生徒の学習上または生活上の困難に応じた支援等の研修の実施</p> <p>◆校内委員会の運営に係る研修の実施</p>	◆研修の充実

2 ICT 機器を活用して、障害のある子どもたち一人ひとりに応じたきめ細かな学習支援や子どもたち同士の交流を進めます。

障害の状態や特性等に伴う学びにくさは、多様かつ個人差が大きく、個別最適な学びが必要です。ICT 機器を活用することで、障害の特性に応じた個別指導が可能となります。

また、障害のある子どもとない子どもが、学校教育の一環として活動を共にする、交流および共同学習の機会を設けることは、相互理解を深め、互いを尊重し合う大切さを学ぶ機会となります。交流をする際に、対面による交流だけでなく、ICT 機器等を活用した交流を進めていきます。

(1) ICT を活用した学習支援および子どもたち同士の交流の推進

- 全区立小・中学校の児童・生徒に一人一台のタブレットパソコンを配備し、特別支援学級には大型提示装置（電子黒板等）・実物投影機・教室用パソコンを設置しています。
- 大型提示装置を使用し、視覚的なサポートをした効果的な授業を実施します。
- タブレットパソコンでデジタル教材の拡大や読み上げ機能を活用する等、障害の特性に応じた活用を進めていきます。
- 特別支援学校に通う子どもたちと、ICT 機器等を活用した交流活動を進めていきます。

現状（令和6年度末）	令和8年度目標
◆障害特性に応じた ICT 機器を活用した授業の実践	◆障害特性に応じた ICT 機器を活用した授業の充実

3 医療的ケアをはじめ特別な支援が必要な子どもと家庭に対し、保育・教育・福祉・保健などの関係機関が一体となって、切れ目のない支援を行います。

特別な配慮を必要とする幼児・児童・生徒の教育に関しては、一人ひとりのニーズに応じた支援を行うための体制づくりとともに、障害のある子どもとない子どもが互いに助けあえる環境の整備が必要です。

校内外の支援体制を充実させることにより、特別支援教育を推進する教育環境の充実を図り、一人ひとりの障害の種別や程度、発達段階に応じたきめ細かな指導を行っていきます。

令和3年6月に「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」が成立しました。医療的ケア児が増加する中で、その実態が多様化しており、医療的ケア児の一人ひとりの心身の状況等に応じた適切な支援を受けられるようにすることが重要です。

区では、医療的ケア児に対し、令和6年3月に「練馬区 保育園・幼稚園・小中学校・学童クラブにおける医療的ケア児支援方針」を策定しました。

(1) 学校等における医療的ケア児の新たな支援方針の策定【アクションプラン掲載事業】

- 平成29年に「練馬区立小中学校・保育園・幼稚園などにおける障害児等支援方針」を策定し、たんの吸引や導尿などの医療的行為が必要な子どもが、区立学校や保育園、幼稚園等に通うことができるよう、国に先行して医療的ケア児への支援の充実を図ってきました。
- 令和6年3月に「練馬区 保育園・幼稚園・小中学校・学童クラブにおける医療的ケア児支援方針」を策定し、相談窓口案内パンフレットを作成し、保育・教育・福祉等の関係機関の連携を強化しました。また、医療的ケア児等支援連携会議（仮称）教育・子育て部会を設置し、新たな医療行為の検討や支援内容の検証を行います。

令和8年度目標	令和6年度末 達成見込み	令和7年度	令和8年度
◆「練馬区 保育園・幼稚園・小中学校・学童クラブにおける医療的ケア児支援方針」に基づく支援の実施	◆実施	実施	実施

現状（令和6年度末）	令和8年度目標
◆医療的ケア児等支援連携会議（仮称）教育・子育て部会を設置	◆実施

(2) 特別支援教育に係る新たな方針の策定【アクションプラン掲載事業】

- これまで、特別な支援を必要とする児童・生徒の増加に対し、特別支援学級の増設や特別支援教室の全校設置、就学相談の拡充などに取り組んできました。支援が必要な児童・生徒は増加が続いており、多様化・複雑化しています。障害児等を支援するため、新たな方針を策定し、一人ひとりの状況に応じた支援を実施します。

- 新たな方針を踏まえて、知的固定学級増設に向けた調整・準備、自閉症・情緒障害固定学級の新設に向けた検討・調整、就学前からの教育相談の実施、就学相談の充実などに取り組みます。

令和8年度目標	令和6年度末 達成見込み	令和7年度	令和8年度
◆特別支援教育に係る新たな方針の策定、実施	◆方針の策定	実施	実施

(3) 校内外の協働による支援の実施

- 特別な支援を要する子どもたちの状況に合わせた指導を行うため、特別支援教室の入室手続き等において校内委員会の PDCA サイクルを活用し、支援内容を検討します。
- 児童・生徒に一貫した指導を行えるよう、校内委員会は校内の多様な人材（スクールカウンセラー、心のふれあい相談員、学校生活支援員³²、特別支援教室専門員³³など）を的確に活用するとともに、校外の専門機関（特別支援学校など）との連携を図ります。
- 都立特別支援学校の教員や巡回相談心理士³⁴が行う区立小・中学校の巡回相談等により、校内環境の整備や支援方法に関する助言を受けるなど、校外の専門機関と連携した取組を引き続き実施します。

現状（令和6年度末）	令和8年度目標
◆必要に応じて学校生活支援員を配置	◆継続配置

³² 小・中学校における配慮を要する児童・生徒に対して食事、排泄、教室の移動補助等学校生活上の介助や、学習活動上のサポートを行う職員。

³³ 巡回指導教員や特別支援教育コーディネーター、在籍学級担任等との連絡調整および個別の課題に応じた教材の作成、児童・生徒の行動観察や記録を行う職員。児童・生徒の行動観察を行い、障害による学習や生活上の課題を把握し、巡回指導教員・在籍学級担任等と在籍学級での様子について情報共有を図る。

³⁴ 巡回相談心理士は、特別支援教室の対象児童・生徒が必要とする指導や支援を受けられるようにするため、対象児童・生徒が抱える困難さを的確に把握し、その困難さに対応した専門的な指導を実施するための助言を行う。



第4章

卷末資料

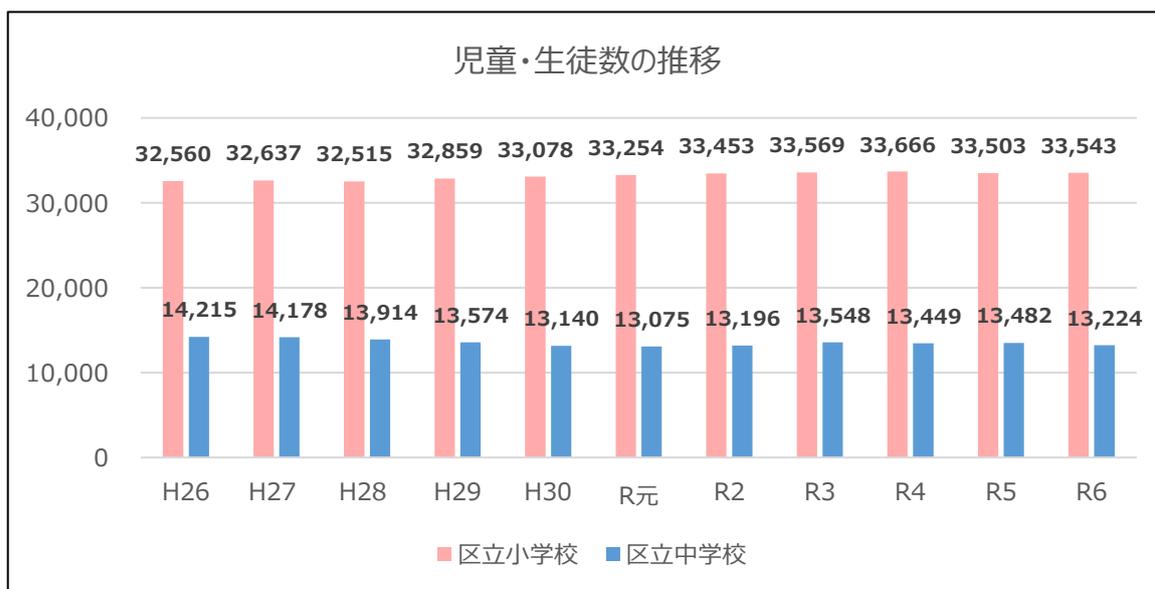


1 区立学校数

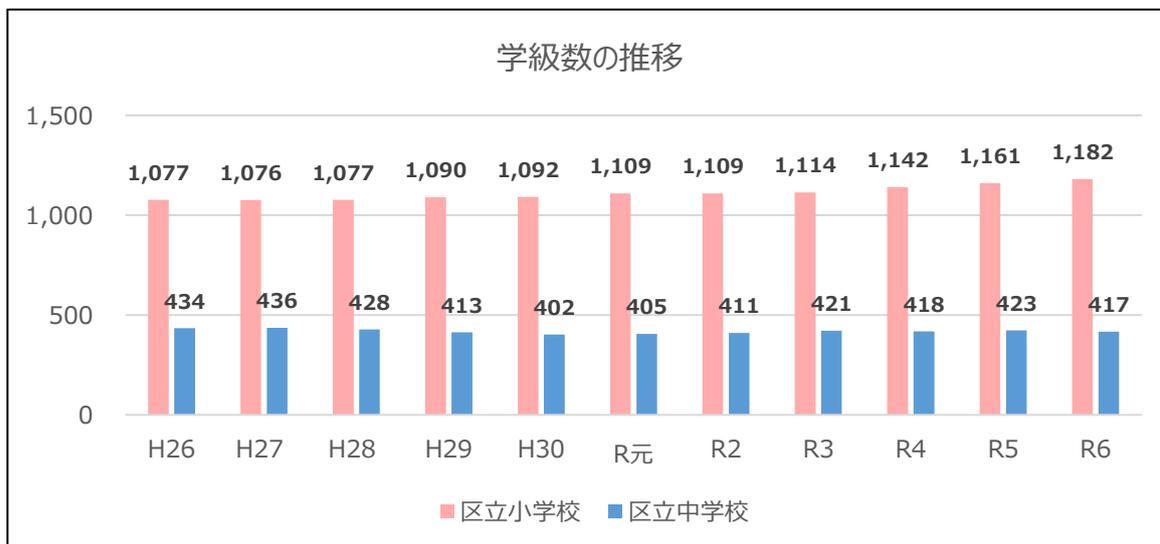
- (1) 幼稚園 3園
- (2) 小学校 65校
- (3) 中学校 33校

2 児童・生徒数、学級数の推移

(1) 児童・生徒数の推移（各年5月1日時点）



(2) 学級数の推移（各年5月1日時点）



3 特別支援学級 児童・生徒一覧

(令和6年5月1日現在)

小学校	学級名	学級数	児童数	中学校	学級名	学級数	生徒数
旭丘	知的障害	2	17	旭丘	知的障害	3	17
〃	難聴	1	6	中村	知的障害	2	15
豊玉第二	知的障害	5	37	開進第二	難聴	1	11
開進第二	知的障害	3	22	開進第三	弱視	0	0
中村西	弱視	1	10	練馬	知的障害	4	32
南町	言語障害	4	73	光が丘第三	知的障害	6	43
北町	知的障害	4	30	石神井	知的障害	6	48
北町西	言語障害	3	57	南が丘	知的障害	3	17
練馬第三	知的障害	7	54	谷原	知的障害	4	27
練馬東	知的障害	4	27	大泉	知的障害	7	50
光が丘春の風	知的障害	4	25	計 10校	3障害	36	260
光が丘第八	知的障害	6	41				
石神井	難聴	2	24				
〃	言語障害	3	56				
石神井西	知的障害	3	19				
上石神井北	知的障害	5	35				
〃	自閉・情緒	2	4				
谷原	知的障害	5	34				
関町北	言語障害	2	38				
大泉	知的障害	2	14				
〃	言語障害	3	54				
大泉第三	知的障害	5	35				
大泉東	知的障害	4	29				
大泉学園	知的障害	3	23				
南田中	知的障害	4	31				
計 21校	5障害	87	795				

4 特別支援教室 児童・生徒一覧

〔小学校〕

(令和6年5月1日現在)

拠点校	巡回校	児童数	拠点校	巡回校	児童数	
旭丘		5	石神井東		17	
	小竹	7		下石神井	16	
	豊玉第二	3		南田中	6	
	豊玉東	11		南が丘	9	
豊玉南		23	谷原		25	
	豊玉	13		光和	14	
	中村	22		北原	13	
	中村西	17		富士見台	14	
開進第一		9	関町		24	
	早宮	6		石神井西	11	
	仲町	8		上石神井	30	
	練馬東	10		立野	20	
南町		16	大泉		28	
	開進第二	15		大泉東	20	
	開進第三	15		大泉南	23	
	開進第四	11				
練馬第三		17	大泉第三		19	
	練馬第二	11		大泉西	22	
	向山	14		大泉学園緑	11	
	春日	9		大泉学園桜	18	
田柄		13	大泉第六		12	
	北町	23		大泉第二	9	
	北町西	11		大泉第四	15	
	田柄第二	13				
光が丘四季の香		15	大泉学園		12	
	旭町	11		大泉第一	6	
	光が丘秋の陽	10		大泉北	14	
	光が丘第八	13				
光が丘春の風		15	八坂		14	
	練馬	11		豊溪	16	
	高松	8		泉新	10	
	光が丘夏の雲	8		橋戸	6	
石神井		21	拠点校	巡回校	918	
	石神井台	18				17校
	上石神井北	12				
	関町北	20				

〔中学校〕

(令和6年5月1日現在)

拠点校	巡回校	生徒数	中学校	巡回校	生徒数
豊玉第二		5	上石神井		9
	旭丘	9		石神井	8
	豊玉	10		石神井東	4
	中村	10		石神井西	7
	開進第一	7		石神井南	8
	開進第二	15		南が丘	8
	開進第三	4		大泉第二	5
	開進第四	8		関	9
練馬東		9	八坂		15
	北町	7		谷原	6
	練馬	9		三原台	4
	貫井	10		大泉	13
	田柄	4		大泉西	16
	豊溪	10		大泉北	0
	光が丘第一	6		大泉学園	3
	光が丘第二	7		大泉学園桜	7
光が丘第三	10				
			拠点校 4校	巡回校 29校	262

5 令和4年度～令和6年度全国学力・学習状況調査結果（小学校）

〔小学6年生 国語〕

令和4年度

【国語】／平均正答率（％）			練馬区	東京都	全国
全体			69	69	65.6
学習 指導 要領 の 内容	知識 及び 技能	(1) 言葉の特徴や使い方に関する事項	71.3	71.4	69.0
		(2) 情報の扱い方に関する事項			
		(3) 我が国の言語文化に関する事項	73.9	75.5	77.9
	思考力、 判断力、 表現力等	A 話すこと・聞くこと	69.2	69.1	66.2
		B 書くこと	50.7	51.3	48.5
		C 読むこと	73.1	72.1	66.6

令和5年度

【国語】／平均正答率（％）			練馬区	東京都	全国
全体			70	69	67.2
学習 指導 要領 の 内容	知識 及び 技能	(1) 言葉の特徴や使い方に関する事項	74.5	73.6	71.2
		(2) 情報の扱い方に関する事項	67.0	66.5	63.4
		(3) 我が国の言語文化に関する事項			
	思考力、 判断力、 表現力等	A 話すこと・聞くこと	73.1	73.5	72.6
		B 書くこと	28.8	28.9	26.7
		C 読むこと	73.6	73.2	71.2

令和6年度

【国語】／平均正答率（％）			練馬区	東京都	全国
全体			71	70	67.7
学習 指導 要領 の 内容	知識 及び 技能	(1) 言葉の特徴や使い方に関する事項	69.2	67.9	64.4
		(2) 情報の扱い方に関する事項	90.6	88.8	86.9
		(3) 我が国の言語文化に関する事項	74.7	75.3	74.6
	思考力、 判断力、 表現力等	A 話すこと・聞くこと	65.5	63.9	59.8
		B 書くこと	70.8	69.9	68.4
		C 読むこと	73.1	71.9	70.7

〔小学6年生 算数〕

令和4年度

【算数】／平均正答率（％）		練馬区	東京都	全国
全体		68	67	63.2
学習指導要領の領域	A 数と計算	72.9	72.1	69.8
	B 図形	70.7	68.6	64.0
	C 測定			
	C 変化と関係	58.9	57.6	51.3
	D データの活用	73.2	72.4	68.7

令和5年度

【算数】／平均正答率（％）		練馬区	東京都	全国
全体		69	67	62.5
学習指導要領の領域	A 数と計算	72.9	71.0	67.3
	B 図形	56.4	54.8	48.2
	C 測定			
	C 変化と関係	77.3	75.8	70.9
	D データの活用	68.8	67.3	65.5

令和6年度

【算数】／平均正答率（％）		練馬区	東京都	全国
全体		70	68	63.4
学習指導要領の領域	A 数と計算	72.3	70.6	66.0
	B 図形	72.4	70.8	66.3
	C 測定			
	C 変化と関係	60.5	59.3	51.7
	D データの活用	67.2	65.2	61.8

6 令和4年度～令和6年度全国学力・学習状況調査結果（中学校）

〔中学3年生 国語〕

令和4年度

【国語】／平均正答率（％）			練馬区	東京都	全国
全体			72	70	69.0
学習 指導 要領 の 内容	知識 及び 技能	(1) 言葉の特徴や使い方に関する事項	75.6	73.6	72.2
		(2) 情報の扱い方に関する事項	44.9	43.8	46.5
		(3) 我が国の言語文化に関する事項	72.4	70.9	70.2
	思考力、 判断力、 表現力等	A 話すこと・聞くこと	68.4	65.7	63.9
		B 書くこと	44.9	43.8	46.5
		C 読むこと	73.3	70.8	67.9

令和5年度

【国語】／平均正答率（％）			練馬区	東京都	全国
全体			74	72	69.8
学習 指導 要領 の 内容	知識 及び 技能	(1) 言葉の特徴や使い方に関する事項	76.1	69.6	67.5
		(2) 情報の扱い方に関する事項	68.6	66.2	63.4
		(3) 我が国の言語文化に関する事項	74.5	73.1	74.7
	思考力、 判断力、 表現力等	A 話すこと・聞くこと	85.1	84.4	82.2
		B 書くこと	69.4	66.8	63.2
		C 読むこと	69.8	67.2	63.7

令和6年度

【国語】／平均正答率（％）			練馬区	東京都	全国
全体			62	61	58.1
学習 指導 要領 の 内容	知識 及び 技能	(1) 言葉の特徴や使い方に関する事項	62.8	61.6	59.2
		(2) 情報の扱い方に関する事項	64.2	62.9	59.6
		(3) 我が国の言語文化に関する事項	79.3	75.7	75.6
	思考力、 判断力、 表現力等	A 話すこと・聞くこと	64.0	62.9	58.8
		B 書くこと	68.6	67.9	65.3
		C 読むこと	52.0	50.8	47.9

〔中学3年生 数学〕

令和4年度

【算数】／平均正答率（％）		練馬区	東京都	全国
全体		57	54	51.4
学習指導要領の領域	A 数と計算	63.0	59.5	57.4
	B 図形	50.4	47.6	43.6
	C 関数	48.9	47.1	43.6
	D データの活用	61.3	59.5	57.1

令和5年度

【算数】／平均正答率（％）		練馬区	東京都	全国
全体		57	54	51.0
学習指導要領の領域	A 数と計算	68.5	66.0	63.0
	B 図形	42.8	39.2	33.2
	C 関数	56.6	54.3	51.2
	D データの活用	52.3	50.4	48.5

令和6年度

【算数】／平均正答率（％）		練馬区	東京都	全国
全体		60	57	52.5
学習指導要領の領域	A 数と計算	59.0	56.2	51.1
	B 図形	49.2	46.5	40.3
	C 関数	64.9	63.5	60.7
	D データの活用	62.8	59.1	55.5

7 令和6年度 東京都統一体力テスト調査結果

(1) 男子

	小1	小2	小3	小4	小5	小6	中1	中2	中3
①握力(kg) 【筋力】	▽ 8.5	▽10.4	▽12.2	▽14.0	▽16.2	▽19.0	▽23.4	▽29.0	○33.8
②上体起こし(回) 【筋持久力】	▽11.1	▽13.9	▽15.9	▽17.8	▽19.4	21.3	○23.6	○26.6	○28.5
③長座体前屈(cm) 【柔軟性】	▽25.9	▽27.6	▽30.0	▽31.8	▽33.6	▽36.1	▽39.9	○43.6	▽46.8
④反復横とび(点) 【敏捷性】	▽25.9	▽29.5	▽32.8	▽36.3	▽39.7	▽43.3	▽48.3	▽50.7	▽53.2
⑤20mシャトルラン(回) 【全身持久力】	▽16.8	○26.2	▽32.6	▽39.3	▽45.6	▽52.9	○65.2	○77.2	○83.4
⑥50m走(秒) 【スピード】	11.9	10.9	▽10.4	○ 9.8	○ 9.5	9.1	○ 8.7	▽ 8.2	○ 7.6
⑦立ち幅とび(cm) 【瞬発力】	▽110.8	▽122.5	▽131.5	▽139.4	▽148.9	▽159.8	▽178.1	▽195.8	▽209.1
⑧ボール投げ(m) 【投能力】	▽ 7.3	▽10.7	▽13.8	▽16.7	▽19.8	▽23.5	▽17.1	▽20.0	▽22.4

(2) 女子

	小1	小2	小3	小4	小5	小6	中1	中2	中3
①握力(kg) 【筋力】	▽ 8.0	▽9.7	▽11.5	▽13.3	▽16.0	▽18.7	○21.4	▽23.0	○24.4
②上体起こし(回) 【筋持久力】	10.7	▽12.9	▽15.2	▽16.7	▽18.1	19.9	○20.8	○22.0	○23.2
③長座体前屈(cm) 【柔軟性】	▽28.0	▽30.5	▽33.3	▽35.6	▽37.8	○41.8	○44.2	○46.5	○47.6
④反復横とび(点) 【敏捷性】	▽24.6	▽27.8	▽31.2	▽34.2	▽37.6	▽40.6	▽44.0	▽45.0	▽44.9
⑤20mシャトルラン(回) 【全身持久力】	▽13.5	▽18.7	▽23.5	▽28.2	▽33.2	▽38.5	○44.8	▽48.8	○50.1
⑥50m走(秒) 【スピード】	12.2	11.3	10.7	○10.2	9.8	9.4	9.3	9.1	8.9
⑦立ち幅とび(cm) 【瞬発力】	▽103.5	▽111.6	▽122.4	▽132.0	▽141.9	▽149.9	▽160.6	▽161.9	▽166.0
⑧ボール投げ(m) 【投能力】	▽ 5.0	▽6.6	▽8.7	▽10.4	▽12.4	▽14.2	▽10.8	▽11.7	▽12.9

※ ○は東京都比で上回った調査項目。▽は東京都比で下回った調査項目。無印は同値。

※ ボール投げは、小学生はソフトボール、中学生はハンドボールで測定。

練馬区教育振興基本計画 中間見直し（素案）

令和6年（2024年）12月

発行 練馬区教育委員会事務局教育振興部教育施策課

住所 〒176-8501 練馬区豊玉北6-12-1

TEL 03-3993-1111（代表）

FAX 03-5984-1221

練馬区ホームページ <http://www.city.nerima.tokyo.jp>

令和6年12月6日
教育振興部学務課
教育振興部教育指導課

特別支援教育実施方針（素案）について

区立小中学校に在籍する障害児の多様なニーズに対応し、一人ひとりの状況に応じた支援を実施するため、「特別支援教育実施方針」（素案）をとりまとめた。ついては、下記のとおり報告する。

記

1 「特別支援教育実施方針」（素案）

別添のとおり

2 区民意見反映制度に基づく意見の募集

(1) 周知方法

ア ねりま区報（12月11日号）への掲載

イ 区ホームページへの掲載

ウ 区民情報ひろば、区民事務所（練馬を除く）、図書館（南大泉図書館分室を除く）、学務課での閲覧

エ 区立小中学校の児童・生徒用タブレットパソコンの「ブックマーク」から閲覧

オ 児童館での閲覧

(2) 意見の募集期間

令和6年12月11日（水）から令和7年1月15日（水）まで

(3) 意見の提出方法

持参、郵送、ファクス、電子メール、LoGo フォーム（電子申請サービス）

3 今後の予定

令和7年3月 方針（案）を報告

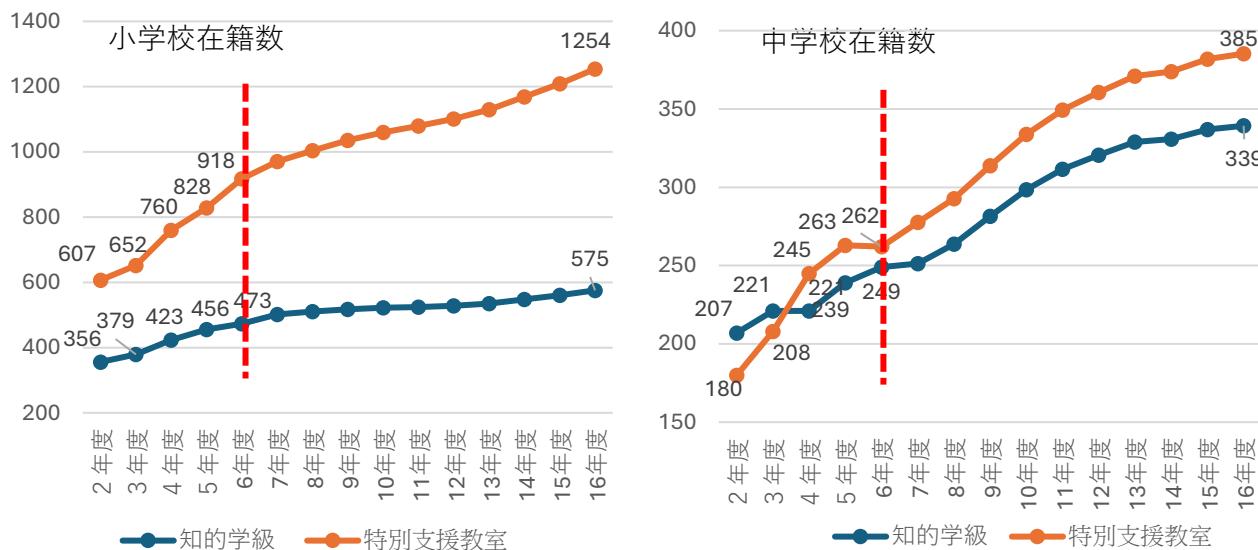
3月末 策定

1 区の現状

(1) 支援を必要とする児童生徒の学びの場

	特別支援学級 (知的障害)	特別支援学級 (通級指導)	特別支援教室 (校内通級)	通常学級
在籍者 R6.5.1現在	知的障害 小：473人 中：249人	弱視 小：10人 難聴 小：30人 言語 中：11人 言語 小：278人	発達障害 ※知的障害なし 小：918人 中：262人	健常児 知的障害 発達障害 弱視、難聴、言語 小：33,066人 中：12,975人
在籍日数	週5日	週1～2時間 在籍は通常学級	週1～2時間 在籍は通常在籍	週5日
教員	児童生徒8人につき1人	児童生徒20人につき1人	児童生徒12人につき1人	小：35人に1人 中：40人に1人
指導形態	一斉指導 (グループ)	個別指導	・個別指導 ・小集団指導	一斉指導
備考	学校生活支援員配置	—	—	学校生活支援員配置

(2) 在籍児童生徒数推移 年々増加している。今後も増加することが予測される。



(3) 特別支援教室対象者の増加

障害特性の症状により、特別支援教室だけでは対応が困難な場合も、小学校入学後の低学年時に利用申請が多い傾向がある。

(4) 通常学級においても支援を必要とする児童生徒が増加の傾向

充実が必要な点

支援を必要とする児童生徒の増加や、ニーズの多様化に対し、一人ひとりの状況に応じた対応が必要となっている

- ①知的障害学級の在籍人数増加への対応
- ②特別支援教室への通級では課題の改善が困難な児童生徒への対応
- ③通常学級に入学してから障害特性等が顕著となる児童生徒への対応
- ④通常学級に在籍する障害児への対応

2 児童生徒、保護者、教員へのアンケート結果

児童生徒	【Q 在籍学級の満足度は】	【Q 将来どのような人になりたいか (中学生対象)】
	とても楽しい 44.1%	自分らしさを持っている人 153件
	まあまあ楽しい 38.9%	友達や仲間がたくさんいる人 99件
	あまり楽しくない 8.9%	家族を大切にすること 90件
	楽しくない 7.0%	
保護者	【Q 在籍学級の満足度は】	【Q 区の特別支援教育に期待すること】
	とても満足 41.2%	学校生活支援員の増員 50.1%
	だいたい満足 46.7%	教員の質の向上 41.5%
	どちらともいえない 8.7%	情緒障害の固定学級の新設 25.7%
	あまり満足していない 2.4%	就学前からの教育相談の充実 22.0%
	満足していない 1.0%	特別支援教育の周知 19.0%
教員	【Q 今後必要な取組】	【Q 実現できていないと感じること】
	就学相談の充実 64.8%	組織的な学級運営・指導 24件
	就学前からの教育相談 60.1%	一人一人の個性、社会性の育成 18件
	知的固定学級の増設 48.1%	通常学級との交流等 13件
	校内委員会の充実 45.5%	若手教員の育成 11件
	研修の充実や障害理解の促進 44.6%	

3 課題まとめ

児童生徒への指導に関すること

在籍学級の満足度は高いが、教員の指導力の向上やICTの活用など更なる教育・指導内容の充実が必要

相談・支援に関すること

入学前からの教育相談や入学後の支援の強化(学校生活支援員や通常学級における支援)が必要

教育環境に関すること

知的障害学級の増設、自閉症・情緒障害学級の新設、バリアフリーの推進等ハード面の整備が必要

障害理解促進に関すること

通常学級における障害児の増加など、状況が変化の中で、更なる教職員・児童生徒・保護者の障害理解の促進が必要

特別支援教育実施方針(素案) 概要版

状況に応じた支援の方向性

【特別支援が必要となる状況】

① 入学前から子どもの障害に適した個別の支援を望む児童生徒への対応

【支援の方向性】

引き続き支援を充実する

【充実が必要な取組】

就学相談の充実
特別支援学級増設・新設
 教育内容の充実
 学校生活支援員の人員確保

② 入学後に障害特性等が顕著となる児童生徒への対応

早期に発見し、実態に応じた支援につなげる
相談体制を強化する

教員の専門性向上
 学校生活支援員の校内連携強化
 教育相談の充実

③ 障害特性を認知したうえで通常学級への就学を望む児童生徒への対応

施設や人員は限られているが、その中で体制を整え、保護者と連携しながら学校生活を送れるよう支援する

特別支援体制のコーディネート力の強化
福祉部門との連携強化
 教員の能力向上
 学校生活支援員の配置と校内連携強化
障害相互理解の促進

方針の基本的理念

- 障害のある児童生徒の将来の自立と社会参加を目指した連続性のある学びの場
- 個々の特性に応じた多様な学びの場を提供 (通常・特別支援教室・特別支援学級)

主な具体的取組

児童生徒への指導の充実

- 教員の専門性向上のための取組の充実
 - 【全教員対象】障害理解促進のための悉皆研修実施
 - 【特別支援教育担当教員対象】・専門家等による継続的な研修の実施
 - ・個別指導計画に特化した研修の実施
- ICTを活用した指導の推進
 - ・学習支援アプリの活用に関し、新規導入などの相談支援
- 校内委員会等を活用した機能強化
 - ・校内委員会への外部心理士等専門家の参加促進
 - ・特別支援教育コーディネーターの各校複数名配置の推進と連携強化

相談・支援体制の強化

- 就学前からの教育相談の実施
 - ☞区立幼稚園の空き教室を活用し、集団生活や就学に向けた心配などに関する早期教育相談を実施
- 就学相談の充実
 - ☞相談場所の拡充、相談員の確保による就学相談の迅速化
- 学校生活支援員の人員確保と連携強化
 - ☞・短時間勤務の採用、募集回数増を継続
 - ・実践的な研修の実施、校内連携体制の強化
- 支援に関連した所管課との連携強化
 - ☞教育福祉に関する担当部署の新設を検討☞福祉分野との連携を強化

教育環境の整備

- 知的障害学級の増設
 - ☞小、中ともに1校増設(小：令和9年度 中：令和10年度を目指す)
- 自閉症・情緒障害学級(固定学級)設置の検討
 - ☞設置に向けた候補校、対象児童生徒などの具体的な検討を開始

障害理解の促進

- 障害理解促進に向けた取組の強化
 - ・全教員対象の研修【再掲】
 - ・児童生徒への障害理解や共生社会に対する学習活動の実施
 - ・保護者などに対する多様な障害・特性についての情報発信

練馬区特別支援教育実施方針
(素案)

令和6年(2024年)12月
練馬区教育委員会

目次

第1章	はじめに	1
第2章	練馬区を取り巻く特別支援教育の動向	2
1	国の動向	2
2	東京都の動向	4
第3章	練馬区の現状と課題	6
1	これまでの取組	6
2	現状と課題	7
3	アンケートからの評価・課題	13
4	特別支援教育推進委員会における検討内容・意見	15
5	これまでの取組やアンケート結果などを踏まえた今後の課題	17
第4章	区立小中学校における特別支援教育の方向性と方策	20
1	状況に応じた支援の方向性	20
2	区における特別支援教育の基本的な理念	20
3	取組の柱	22
(1)	児童生徒への指導の充実	22
(2)	教育環境の整備	23
(3)	相談体制・支援体制の強化	24
(4)	障害理解の促進	25
4	方針の実施体制	25
	参考資料	27

第1章 はじめに

全国的に特別な支援を必要とする児童生徒が増加する中で、練馬区においても障害の重複化・支援の多様化や、発達障害のある児童生徒の増加により、小中学校における一層の支援充実が求められるようになっていきます。

特別支援学級だけでなく通常の学級においても、支援を必要とする児童生徒への教育的支援等、更なる教育の充実が急務となってきました。

国の「第4期教育振興基本計画」では、「誰一人取り残されず、全ての人の可能性を引き出す共生社会の実現に向けた教育の推進」という基本的な方針が示され、全ての子どもたちの可能性を引き出す個別最適な学びと協働的な学びの一体的実現の重要性が示されました。また、障害者の権利に関する条約に基づくインクルーシブ教育システムの推進が重要としています。

東京都では、「東京都特別支援教育推進計画（第二期）第二次実施計画」において、社会状況の変化等に対応するため「インクルーシブな教育の推進」「医療的ケア児への支援の充実」「デジタルを活用した教育の推進」の3点に重点が置かれ、区市町村と一体的に特別支援教育を推進し、全ての学校・学級に特別な指導・支援を必要とする子どもが在籍する、との認識のもとで特別支援教育を充実する方向性となっています。

区においても、これまでの取組の成果や国・都の動向を踏まえ、特別支援教育の充実に向け、特別支援教室の全校設置や医療的ケア児への対応、教員の専門性の向上やICT活用の促進などの取組を進めてきました。しかし近年は、特別支援学級や支援教室の在籍数の増加、様々な障害により通常学級での支援が必要な児童生徒の増加など、多様なニーズに対応し一人ひとりの状況に応じた支援の充実が必要となっています。

そこで区では、特別支援教育に関わる区立小中学校の児童生徒や保護者、および教員へアンケート調査を実施し、それぞれの立場からのニーズや現行の特別支援教育についての意見等を確認するとともに、学識経験者・医師・保護者等の代表・学校関係者等を委員とした「特別支援教育推進委員会」において、今後の特別支援教育推進にあたっての理念や基本的な考え方および具体的な取組について検討を行いました。

本冊子は、これらの検討結果を「練馬区特別支援教育実施方針」としてまとめたものです。

この実施方針に基づき、今後の区立小中学校における特別支援教育や支援を必要とする児童生徒への取組を充実させていきます。

練馬区特別支援教育実施方針の位置付け



第2章 練馬区を取り巻く特別支援教育の動向

1 国の動向

「特別支援教育」とは、障害のある幼児・児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児・児童生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うものです。平成19年4月から、「特別支援教育」が学校教育法に位置づけられ、すべての学校において、障害のある幼児・児童生徒の支援をさらに充実していくこととしています。

障害のある子どもの学びの場については、障害者権利条約の理念を踏まえ、障害のある子どもと障害のない子どもが可能な限り共に教育を受けられるように条件整備を行うとともに、障害のある子どもの自立と社会参加を見据え、一人ひとりの教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できるよう、通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった、連続性のある多様で柔軟な学びの場の整備を行うこととしています。

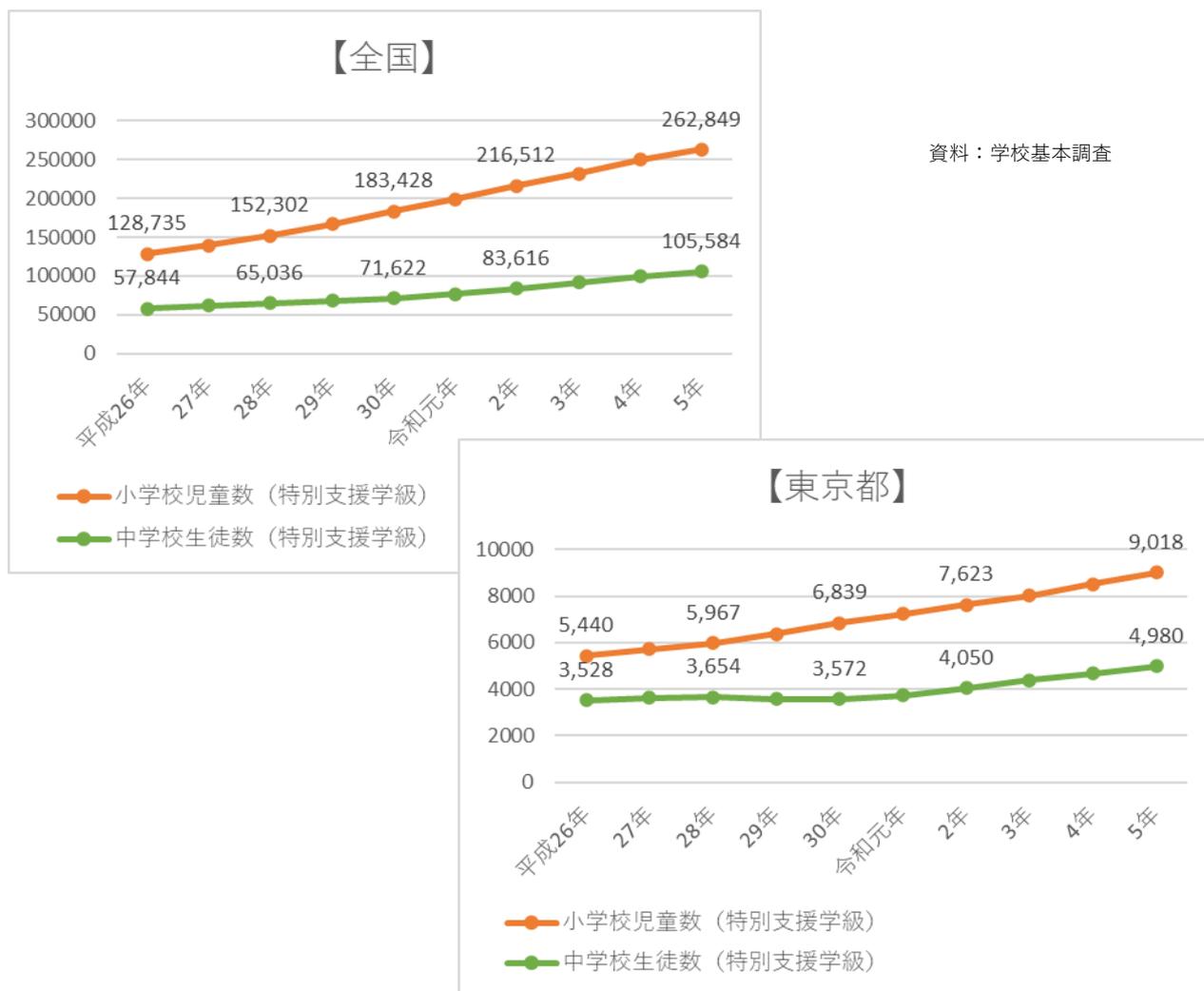
特別支援教育をめぐる主な国の動き

年月	内容
平成19年4月	特別支援教育の本格的実施（平成18年3月学校教育法等改正） <ul style="list-style-type: none"> ・「特殊教育」から「特別支援教育」へ ・盲・聾・養護学校から特別支援学校 ・特別支援学校のセンター的機能・小中学校における特別支援教育 等
平成23年8月	改正障害者基本法施行 <ul style="list-style-type: none"> ・十分な教育が受けられるようにするため可能な限り共に教育を受けられるよう配慮しつつ教育の内容及び方法の改善・充実 ・本人・保護者の意向を可能な限り尊重 ・交流及び共同学習の積極的推進等
平成24年7月	「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システムの構築のための特別支援教育の推進」（中央教育審議会初等中等教育分科会報告） <ul style="list-style-type: none"> ・就学相談・就学先決定の在り方 ・合理的配慮、基礎的環境整備 ・多様な学びの場の整備、交流及び共同学習の推進・教職員の専門性向上 等
平成25年9月	就学制度改正（平成25年8月学校教育法施行令改正） <ul style="list-style-type: none"> ・認定就学制度を廃止、総合的判断（本人・保護者の意向を可能な限り尊重）による就学制度 等
平成26年1月	障害者権利条約批准 <ul style="list-style-type: none"> ・インクルーシブ教育システムの理念・合理的配慮の提供 等
平成28年4月	障害者差別解消法施行（平成25年6月制定） <ul style="list-style-type: none"> ・差別の禁止、合理的配慮の提供 等 →障害者差別解消法に基づく文部科学省所管事業分野の対応指針の策定（平成27年11月）

年月	内容
平成28年 6月	改正児童福祉法施行（公布日施行） ・医療的ケア児の支援に関する保健、医療、福祉、教育等関係機関の連携の一層の推進
平成28年 8月	改正発達障害者支援法施行（平成28年 6月改正） ・可能な限り発達障害児が発達障害児でない児童と共に教育を受けられるよう配慮しつつ、適切な教育的支援の実施 ・個別の教育支援計画及び個別の指導計画の作成の推進 等
平成30年 8月	個別の教育支援計画の作成における関係機関との情報共有の制度化（学校教育法施行規則改正。公布日施行）
令和元年 9月	「新しい時代の特別支援教育の在り方に関する有識者会議」を設置
令和 5年 6月	教育振興基本計画第4期（令和 5年 6月 6日閣議決定） 自立と社会参加に向けて、障害のある子供と障害のない子供が可能な限り共に過ごすための条件整備と、一人ひとりの教育的ニーズに応じた学びの場の整備を両輪として、インクルーシブ教育システムの実現に向けた取組を一層進める。

資料：「1. 特別支援教育をめぐる制度改正：文部科学省 | https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/001.htm」を参考に作成。

参考：公立小・中学校の特別支援学級に在籍する児童・生徒数の推移 各年 5月1日現在



2 東京都の動向

(1) 東京都特別支援教育推進計画（第二期）第二次実施計画

東京都教育委員会は、平成 29 年 2 月に「東京都特別支援教育推進計画（第二期）」を策定し、特別支援教育の推進に取り組んでいます。

令和 3 年 11 月には、社会状況の変化やこれまでの取組等を踏まえ、第二次実施計画の素案を取りまとめ、令和 4 年 3 月に「東京都特別支援教育推進計画（第二期）第二次実施計画～共生社会の実現に向けた特別支援教育の推進～」を策定しました。

「東京都特別支援教育推進計画（第二期）第二次実施計画」における基本的な考え方

【東京都を取り巻く状況の変化】

国の動向

学習指導要領の改訂

- ・インクルーシブ教育システムの推進による学びの連続性の重視

G I G A スクール構想

- ・一人 1 台端末と通信ネットワークの一体的な整備

中央教育審議会答申『『令和の日本型学校教育』の構築を目指して』

- ・連続性のある多様な学びの場の一層の充実・整備

都の動向

「未来の東京」戦略

- ・共生社会「インクルーシブシティ東京」の実現
- ・多様な学びの場を備えたインクルーシブな教育を推進

東京都教育施策大綱

- ・柔軟な仕組みによる多様な学びの場を創出

東京2020大会の開催とオリンピック・パラリンピック教育のレガシー

- ・開催による共生社会への機運の拡大と、レガシーとしての教育活動の推進

【第二次実施計画の策定の考え方】 ー以下、抜粋ー

- ①第一次実施計画に基づく取組の成果を踏まえ、更なる充実に向けた取組を一層推進
- ②特別支援学校の在籍者数の将来推計の結果を踏まえて、都立特別支援学校の規模と配置の適正化などの取組を着実に推進
- ③社会状況の変化等に対応するため、次の 3 点の施策に重点的に対応

インクルーシブな
教育の推進

医療的ケア児への
支援の充実

デジタルを活用した
教育の推進

【国、都、区市町村が一体となった特別支援教育の推進】 ー以下、抜粋ー

①都教育委員会

②区市町村教育委員会

- ◆第二次実施計画の趣旨や施策の方向性を踏まえ、全ての学校・学級に特別な指導・支援を必要とする子どもが在籍するとの認識の下、特別支援教育を充実
- ◆発達障害のある子どもへの指導内容・方法の充実や、医療的ケア児を支援する実施体制の整備などが必要

③都立特別支援学校

④小・中学校及び都立高校等

- ◆小・中学校及び都立高校等に発達障害を含む障害のある子どもが多数在籍する状況を踏まえ、指導・支援等を一層充実
- ◆通常の学級、特別支援学級や特別支援教室を含む通級による指導において、障害の種類と程度に即した適切な指導・支援を行う体制を整備

【新たな将来推計に基づく教育環境の整備】 令和3年度は実績値、令和6・9・13年度は推計値（単位：人）

学校・障害種別	令和3年度	令和6年度	令和9年度	令和13年度
特別支援学校※1	13,045	14,529	15,460	15,832
視覚障害	230	243	241	233
聴覚障害	654	662	652	629
肢体不自由	2,055	2,128	2,093	2,008
知的障害	9,901	11,263	12,247	12,747
病弱	205	233	227	215
小・中学校※2	45,183	57,306	62,519	62,225
知的障害（特別支援学級）	11,247	12,443	12,684	12,056
情緒障害等（特別支援教室）	29,048	39,103	43,471	43,831
その他	4,888	5,760	6,364	6,338

※1 区立特別支援学校を含む。 ※2 義務教育学校及び中等教育学校を含む。

小・中学校の特別支援学級等の推計値を見ると、令和3年度の在籍者・利用者数（実数）は45,183人となっているが、令和13年度には、約62,200人となる見込みである。

資料：東京都特別支援教育推進計画（第二期）第二次実施計画

（2）東京都教育ビジョン（第5次）

東京都教育ビジョン（第5次）は、令和6年度から令和10年度までの5年間で、東京都教育委員会として取り組むべき基本的な方針と、その達成に向けた施策展開の方向性を示した「教育振興基本計画」（教育基本法第17条第2項）として策定されました。都内公立学校の教職員をはじめとする全ての教育関係者の“羅針盤”として、これから目指すべき方向性を共有しており、「誰一人取り残さないきめ細かな教育の充実」を柱のひとつとして、障害のある児童生徒の能力を最大限に伸ばす教育の充実と、柔軟な仕組みによる多様な学びの場を創出し、子どもたちが尊重し合いながら学ぶ環境の整備をしていくこととしています。

第3章 練馬区の現状と課題

1 これまでの取組

平成18年6月、学校教育法等の関係法令が改正され、平成19年4月から特別支援教育が実施されることとなりました。東京都においては、平成16年11月に「東京都特別支援教育推進計画」を策定し、計画に基づく取組が進められています。

このような国や都の動向を受け、練馬区でも平成16年7月に教育委員会事務局および心身障害学級設置校の代表からなる「練馬区心身障害教育あり方検討委員会」を設置して以降、特別支援教育への円滑な移行に向けた検討を行い、特別支援教育を推進しています。

特別支援教育に関する練馬区の主な取組

年月	内容
平成19年3月 【当時の知的障害学級設置校】 小学校10校 中学校6校	練馬区特別支援教育あり方検討委員会 ・練馬区における特別支援教育を推進するにあたっての基本的考え方の検討 →障害のある幼児・児童生徒一人ひとりの教育ニーズに応じた教育の推進 →乳幼児期から学校卒業後までの継続的な支援・相談体制づくりの推進 →練馬区の特別支援教育について、理解・啓発に向けた取組の推進
平成29年7月	練馬区立小・中学校における特別支援教育の取組 ・特別支援教育充実のため、平成29年度からの5年間の取組として、就学相談の改善、校内体制の充実、特別支援学級・教室の設置、環境整備の充実などを推進
令和3年3月	練馬区教育・子育て大綱（改定） ・教育分野の目標を「夢や目標を持ち困難を乗り越える力を備えた子どもたちの育成」とし、障害理解の促進やICT機器の活用、関係機関の連携などにより、障害のある子どもたちへの支援を充実
令和4年3月	練馬区教育振興基本計画（改定） ・「支援が必要な子どもたちへの取組の充実」として障害理解の促進、教員の専門性の向上、ICTを活用した学習支援、子ども同士の交流の促進、切れ目のない支援の実施などにより支援を充実

2 現状と課題

(1) 特別支援教育に関わる学級等の設置状況

障害のある子どもの学びの場については、障害者の権利に関する条約の理念の実現に向け、障害のある子どもと障害のない子どもが可能な限り共に教育を受けられるような条件整備を行うとともに、障害のある子どもの自立と社会参加を見据え、一人ひとりの教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できるよう、通常の学級、通級による指導、特別支援学級といった連続性のある多様な学びの場の整備を行っています。

学びの場の種類とその概要

種類	概要
特別支援学級 (知的障害学級) 【設置状況】 小学校16校 中学校8校	知的発達の遅れの状態が軽度の児童生徒を教育するために設置された学級です。軽度の知的障害とは、日常生活に差し支えない程度に、身の回りのことがらを処理できるが、抽象的な思考などは難しい、家庭生活や学校生活におけるその年齢の段階で求められる食事や衣服の着脱、排せつや簡単な片づけ、身の回りの道具の活用などにはほとんど支障がない状態などを指します。 【指導内容】 健全な身体づくり、基本的な生活習慣の確立、社会生活に必要な言語・数量などの基礎的な知識・技能・態度を身につけることなどを重視しています。また、宿泊学習をとおして、身近な自然現象や社会事象に対する関心を高め、学校における学習を実際の生活場面に生かせるよう配慮しています。
通級指導学級 (難聴) 【設置状況】 小学校2校 中学校1校	聴覚障害の程度が比較的軽度の児童を教育するために設置している学級です。軽度とは、概ね両耳の聴力損失が100デシベル未満60デシベル以上で補聴器を使用すれば通常の話声を解するに著しい困難を感じない程度です。または60デシベル未満の音は聞こえるが、補聴器を使用しても通常の話声を聞きとることが困難な場合も対象となります。 【指導内容】 難聴学級では、残存聴力の活用を図る指導、正しい発音・発語の仕方を系統的に育てる指導、言語の理解力や表現力を伸ばす言語指導、補聴器の適切な扱い方の指導を行っています。 一人ひとりの障害の状態を把握するために聴力測定、発音・発語の状態、言語の習得状況などについて、諸検査を実施し、専門的な判断に基づき、個別指導をしています。
通級指導学級 (言語障害) 【設置状況】 小学校5校	構音障害、吃音、ことばの遅れなどの言語障害のある児童を教育するため、小学校に設置しています。 【指導内容】 教師と児童との1対1の指導を中心に、一人ひとりの障害の状態に応じた指導を行っています。ことばの発達が遅れている場合は、できるだけ遊びや日常生活体験と結びつけた言語の基礎的な指導を重視しています。構音障害の場合は、発音、発語指導が主な内容となっていますが、できるだけ楽しい雰囲気の中で話すことへの意欲を高め、正しい言語表現の定着を図っています。

種類	概要
通級指導学級 (弱視) 【設置状況】 小中学校各1校	<p>矯正視力がおおよそ0.1以上0.3未満の児童生徒のために設置している学級です。</p> <p>【指導内容】</p> <p>一人ひとりが自分の視力を十分活用し、効果的な学習が行えるよう照明や書見台などに工夫を加えて、見やすい条件を整えています。また上手な見方を育てるために、各種の拡大レンズや教材拡大映像装置などの活用を図っています。</p>
特別支援教室 (校内通級) 【設置状況】 小中学校全校 【拠点校】 小学校17校 中学校4校	<p>知的には遅れがないのに注意力や集中力が散漫、座席からすぐ離れて自分の興味のあるところに行ってしまう、一つのことにこだわるとなかなか気持ちの切替えができない、悪気はないのに友だちとトラブルになりやすい、学習の一部にだけ不得意がある、おしゃべりは上手なのに書くことや作業能力に課題がある、情緒的な不安による選択性緘黙があるなど、通常の学級での集団学習だけでは学校生活に適応が難しい児童生徒を対象としています。</p> <p>【指導内容】</p> <p>一人ひとりの状況に応じた指導を、個別指導の形で行います。また、集団適応や社会性を身につけるためにグループによる指導もしています。具体的には、失敗経験による苦手意識の克服、生活・学習全般にわたる意欲を育てながら自信を回復できるような学習内容を組んでいます。対人関係や社会性を広げるための学習や、集中力や手先の器用さ等を育てるための作業学習も取り入れています。</p>
通常の学級	<p>通常学級にも障害支援を必要とする児童生徒が在籍しており、個々の障害に配慮しつつ通常の教育課程に基づく指導を行っています。</p> <p>なお、全国の小学校、中学校の通常学級における、学習障害、注意欠陥多動性障害、高度自閉症等の発達障害の可能性のある児童生徒は8.8%（R4年度調査。H24年度調査では6.5%）程度の在籍率となっています。</p> <p>また、就学相談において知的障害学級を提案した児童も在籍しています。（R5年度39人、R4年度26人、R3年度18人 ※就学当時の人数）</p>

特別支援学校 (国立・都立・私立)	<p>障害のある幼児・児童生徒に対して、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に準ずる教育を施すとともに、障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的とする学校です。</p> <p>【対象障害種】</p> <p>視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者（身体虚弱者を含む。）</p> <p>※練馬区内には知的障害、肢体不自由の特別支援学校が所在しています。</p>
------------------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

各学校に校内委員会（※1）を設置し、指導効果の検証などを行い、教育内容の充実に努めています。

特別支援学級だけでなく通常学級においても、在籍する支援を要する児童生徒一人ひとりの教育ニーズに応じた教育を推進することを目的とした施策を実施しています。

【支援のための施策】

- ・ 特別支援教育コーディネーター（※2）の全校配置
- ・ 校内委員会の充実に向けた指導・助言
- ・ 特別支援教室の全校設置
- ・ 児童生徒の状況に応じて、学校生活支援員の配置
- ・ 学校生活支援シート（※3）および個別指導計画（※4）の活用

（※1）校内委員会：

校長、副校長、担任教諭、特別支援教育コーディネーター、スクールカウンセラー、巡回指導教員(特別支援教室教員)などで構成し、障害のある児童生徒に対して、全校的な支援体制を整えるために設置している組織です。

（※2）特別支援教育コーディネーター：

管理職から指名される職員で校内における特別支援教育推進の中核的な役割を果たし、校内の関係者および関係機関・専門家等との連携の円滑化を図る役割を担っています。年に2回の連絡会を実施しており、全ての区立幼稚園・小中学校のコーディネーターが参加しています。校内委員会の運用方法や活用方法の講習、児童生徒への指導内容などの情報共有を行っています。

（※3）学校生活支援シート：

学校生活を充実したものにするため、家族を含めた関係する様々な立場の人が、どのように支えていくかを話し合い、記録していくものです。

（※4）個別指導計画：

障害のある児童生徒一人ひとりに作成する各教科等の目標や内容、配慮事項などを具体的に明記する計画。作成することで教員間の共通理解に基づいた指導や支援の客観的な評価と改善につなげています。

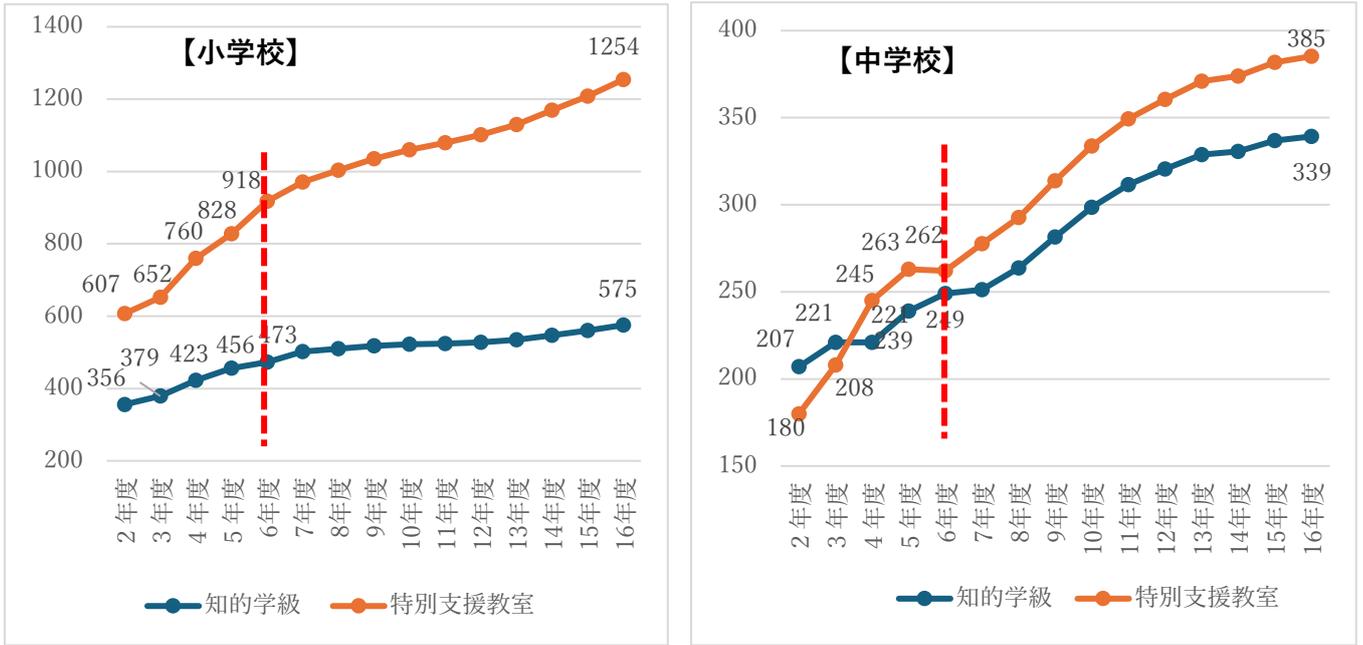
（2）児童生徒の状況

令和6年度、区立小中学校に在籍し特別な支援を受けている児童生徒数の合計は5月1日現在2,235人で、うち小学生は1,713人（知的障害学級473人、特別支援教室918人、通級指導学級318人）、中学生は522人（知的障害学級249人、特別支援教室262人、通級指導学級11人）です。

今後、特別支援学級の設置について、児童生徒の教育的ニーズを見据えつつ、適切に進めていくことが求められています。特に知的障害学級については、近年の在籍数が急増していることから、増設について検討する必要があります。

特別支援教室では、小学2年生の申請が最も多く、低学年のニーズが高くなっています。入学後に学校生活での課題が判明し入級に至っており、早期の発見と適切な支援の開始が重要となっています。また、支援教室への入級後、週1回の指導では改善が困難な場合の支援についても検討が求められています。

児童生徒数の推移（実績値：令和2～6年度、推計値：令和7～16年度） 各年5月1日現在



※3次ビジョン推計値（6～11歳人口：各年1月1日現在）の増加率を参考に児童数推計値を算出。知的学級及び支援教室在籍数については、過去の増加率から将来仮定値を算出した。

(3) 教員の状況

区では、障害のある児童生徒に対し、多様な学びの場において、少人数の学級編制、特別の教育課程等による適切な指導および支援を実施しています。

教員の配置は東京都の基準として、区立小中学校の知的障害学級は児童生徒8人につき1人です。また、通級指導学級の場合は20人につき1人、特別支援教室は12人につき1人となっています。

区立小・中学校の教員配置については、小学校の知的障害学級に82人、通級指導学級に27人、特別支援教室には77人、中学校では知的障害学級に47人、通級指導学級に2人、特別支援教室に23人、合計で261人配置がされています。

また、特別支援教育に関する専門性向上に向けた研修等を以下のとおり実施し、特別支援教育にかかわる基礎的内容の理解および特別支援教育に関する資質能力の育成を図っています。

【特別支援に関する教員研修の内容】

- ・ 特別支援教育コーディネーター研修
- ・ 特別支援学級や特別支援教室等の障害種別に応じた専門性向上研修
- ・ 特別支援教室専門家指導
- ・ 1年次(初任者)・新規採用者等研修

(4) 就学相談の状況

障害のある児童生徒の就学先については障害の状態、教育上必要な支援の内容、本人・保護者の意見、教育学・医学・心理学等の専門家の意見等を踏まえた総合的な観点から教育委員会が決定する仕組みとなっています。就学相談は増加が続いており、10年で約2倍になっています。

平成 25 年度 就学相談結果 ※難聴、言語、弱視含む全体数

	相談実数	結果内訳					
		通常の学級	都立特別支援学校			特別支援学級 (特別支援教室を含む)	その他
			知的障害	肢体不自由	視覚・聴覚障害等		
小学校	201	37	19	6	2	96	41
中学校	132	4	12	0	0	108	8



令和 5 年度 就学相談結果 ※難聴、言語、弱視含む全体数

	相談実数	結果内訳					
		通常の学級	都立特別支援学校			特別支援学級 (特別支援教室を含む)	その他
			知的障害	肢体不自由	視覚・聴覚障害等		
小学校	440	12	47	12	6	290	73
中学校	238	0	10	2	0	204	22

(5) 特別支援学校等との連携状況

特別支援学校の小中学部に在籍している児童生徒が、居住する地域とのつながりの維持・継続を図るため、地域の区立小中学校に副次的な籍（副籍）をもち、直接的な交流（小・中学校の学校行事や地域行事等における交流、小・中学校の学習活動への参加等）や間接的な交流（学校・学級便りの交換等）を行う「副籍制度」を実施しています。

令和 5 年度副籍制度の登録人数

(単位：人)

種別	特別支援学校名	小学校	中学校	合計
知的障害	都立石神井特別支援学校	20	4	24
知的障害	都立高島特別支援学校	38	6	44
肢体不自由	都立大泉特別支援学校	21	7	28
肢体不自由	都立志村学園 肢体不自由教育部門	14	3	17

肢体不自由	筑波大学附属桐が丘特別支援学校	4	3	7
聴覚障害	都立大塚ろう学校	10	0	10
聴覚障害	都立中央ろう学校	0	1	1
聴覚障害	都立立川学園	1	0	1
視覚障害	都立久我山青光学園	4	2	6
視覚障害	筑波大学附属視覚特別支援学校	3	0	3
合 計		115	26	141

令和5年度副籍制度による交流内容別実施人数

(単位：人)

交 流 内 容	小学校	中学校	合 計
直接的な交流	61	13	74
間接的な交流	39	7	46
合 計	100	20	120

(6) 医療的ケア児への支援

「練馬区保育園・幼稚園・小中学校・学童クラブにおける医療的ケア児支援方針」に基づき、医療生活支援員の配置、または訪問看護ステーションから看護師を派遣することにより、医療的ケア児への支援を行っています。方針において、喀痰吸引、経管栄養、導尿、血糖値測定・インスリン投与の4行為を対象とし、令和6年度現在、小学校8人、中学校1人に医療的支援を実施しています。

(7) 今後充実していく必要がある点

支援を必要とする児童生徒の増加や、ニーズの多様化に対し、一人ひとりの状況に応じた対応が必要となっています。

- ① 知的障害学級の在籍人数の増加に対する対応
- ② 特別支援教室への通級では課題の改善が困難な児童生徒への対応
- ③ 通常学級に入学してから障害特性等が顕著となる児童生徒への対応
- ④ 通常学級に在籍する障害児への対応

3 アンケートからの評価・課題

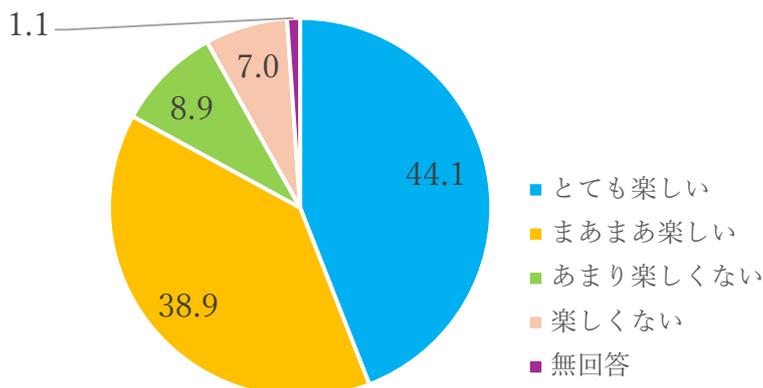
本方針策定にあたり、令和6年7月に練馬区の特別支援学級・教室に関わる児童生徒、その保護者、教員に対しアンケートを実施し、そこから見える課題を以下にまとめました。

※アンケート結果については巻末の参考資料に掲載

(1) 児童生徒アンケート

〈アンケート結果抜粋〉

【Q 学校は楽しいですか】



【Q 学校でしたいことは何ですか】

友達と遊びたい	48.0%
タブレットを使った授業	43.9%
好きなことをたくさん勉強したい	43.9%

【Q 将来どのような人になりたいか

(中学生対象)】

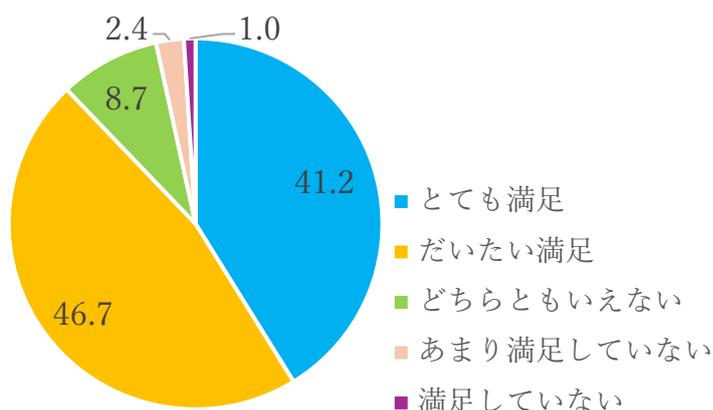
自分らしさを持っている人	153件
友達や仲間がたくさんいる人	99件
家族を大切にする人	90件

- ① 在籍学級の満足度は高い。
- ② タブレットの活用や好きな事を学ぶなど多様な学びを求めている。
- ③ 「自分らしさ」「友達や仲間」など個々の特性を認め、他人と良好な関係をつくることを望んでいる。

(2) 保護者アンケート

〈アンケート結果抜粋〉

【Q 支援学級・教室の満足度】



【Q 子どもに学んで欲しいこと】

対人スキル、社会性	351件
自己感情コントロール	109件

【Q 区の特別支援教育に期待すること】

学校生活支援員の増員	50.1%
教員の質の向上	41.5%
情緒障害の固定学級の 신설	25.7%
就学前からの教育相談の充実	22.0%
特別支援教育の周知	19.0%

- ① 在籍学級の満足度は高い。
- ② 子どもの発達が気になった際に相談ができる場の充実が求められている。
- ③ 子どもに身に付けてほしいスキルを指導できる教員の育成が求められている。
- ④ 自閉症・情緒障害の固定学級の新設を求める声が多い。
- ⑤ 通常学級においても、教員や保護者、児童生徒の障害理解が必要。

(3) 教員アンケート

〈アンケート結果抜粋〉

【Q 今後必要な取組】		【Q 実現できていないと感じること】	
就学相談の充実	64.8%	組織的な学級運営・指導	24件
就学前からの教育相談	60.1%	一人一人の個性、社会性の育成	18件
知的固定学級の増設	48.1%	通常学級との交流等	13件
校内委員会の充実	45.5%	若手教員の育成	11件
研修の充実や障害理解の促進	44.6%	【Q 指導において苦慮していること】	
		指導に関する教室や場の不足	32件
		広範で多様な障害に対する学級運営	32件
		担当教員の不足	30件
		教員の指導力不足	23件

- ① 教員のスキルの向上、育成、確保を求める声が多い。
- ② 知的障害学級の在籍人数増に伴う教室不足や学級の増設を求める声が多い。
- ③ 就学相談の充実による状況に応じた就学先の決定を求める声が多い。
- ④ 教員だけでなく、児童生徒等に対する障害理解の促進が必要。

4 特別支援教育推進委員会における検討内容・意見

※開催概要等は巻末の参考資料に掲載

■ICTの有効活用

- ・一人1台タブレットがあるのでもっと有効活用してほしい。
- ・学校現場では、教員によって格差ができないよう、全体の底上げに取り組んでいるが、他の自治体ではもっと活用している現場があるので参考にし、教員の研修などもあると良い。
- ・特性に合ったソフトを入れることで、有効活用できるのではないか。
- ・障害に合わせた個別対応が必要な時こそICTが有効と考える。
- ・無料ソフト、無料アプリもあるので活用してほしい。

■新たな学級の設置

- ・年々在籍者数が増えていること、学校により人数差が出ていることについて、これからの練馬区はどうか、方針の重要な部分になる。
- ・児童生徒の自宅近くの小中学校に特別支援学級があることが望ましいが、少ない地域もあるので検討が必要ではないか。
- ・学校統廃合などでの空き施設の活用ができるとういのではないか。
- ・学級の設置とあわせて、子どもがストレスや過剰な刺激を感じたときに一時的に逃げ込める場所としてクールダウンスペースがあるとよい。
- ・自閉症・情緒障害の固定学級の設置に関しては、発達障害・知的障害・情緒障害との割り切りが難しいこと、自閉症等の児童生徒だけでは、かえってストレスとなりうまくいなくなる懸念もあることなども勘案し検討する必要があるのではないか。

■教員の資質向上

- ・知的障害学級の通学先を保護者が検討する際は、地理的な通学可能範囲も見ているが、教員の指導の様子もよく見ている。どこの学級を見ても行かせたいと思える指導であることが必要ではないか。
- ・通常学級（通級の児童生徒への対応含め）の教員も含め、全ての教員の資質向上が必要である。

■教員への支援

- ・様々な障害への対応には、教員への支援が重要となる。
- ・指導力の向上は、教員任せではなく、研修・学習会などの充実が必要となる。
- ・教員へのサポート体制の充実には、福祉分野との連携や民間の発達支援事業等との連携を検討することが必要ではないか。
- ・家庭の問題を含めた各分野を横断する重層的支援会議の活用を周知する必要がある。

■相談・支援体制の強化

- ・医療的ケア児のスムーズな就学や就学後の発達の度合いにあった対応が課題。就学前の幼稚園などとの連携も相談体制の強化として大事にしてほしい。
- ・支援学校から支援学級・通常学級、またはその逆の就学相談は、小学校就学だけではなく、途中転学や中学校就学での相談もしばしばあり、継続的支援が重要。
- ・就学相談に関する書類が多すぎるので一括一元化してほしい。保護者も同じ説明を各所でしなければいけないので、共有できるシステムがあるとよい。

■その他

- ・保育所等訪問支援事業においては、保育園や小学校の教員に直接的な支援や情報共有をしているが、学校での支援のニーズはもっと高いように感じる。今後認知が進めば活用する保護者も増加すると予想している。学校でも制度の認知を深める必要がある。
- ・福祉サービスとの連携、地域との連携に関し、この方針で触れたほうが良いのではないか。

5 これまでの取組やアンケート結果などを踏まえた今後の課題

練馬区における現状やこれまでの取組や、在籍児童生徒およびその保護者と教員を対象とした特別支援教育に関するアンケート調査結果、練馬区特別支援教育推進委員会での意見等を踏まえ、今後の練馬区における特別支援教育推進にあたっての課題を整理しました。今後の課題は、「児童生徒への指導関すること」「教育環境に関すること」「相談・支援に関すること」「障害理解促進に関すること」の4分類で整理を行い、それぞれの課題についての具体的な取組の検討を行いました。

■児童生徒への指導に関する課題

区立小中学校において、障害等により支援の必要な児童生徒の増加が続いています。障害の幅が広がり障害種が多様化する中で、一人ひとりの状況に合わせた指導をするとともに、他者との関わりを通じ、社会性を身に付けることが求められています。在籍学級の満足度は高いですが、教員の指導力の向上やICTの活用など更なる教育・指導内容の充実が必要となっています。

○教職員の専門性

- 特別支援学級教員：障害理解を基にした指導や支援について、指導力の向上が必要となっています。
- 通常学級の教員：多様な児童生徒に応じた対応が求められることから、障害特性等の理解を深めることが必要となっています。

○ICTの効果的な活用

- 全ての児童生徒がタブレットを使用する中で様々なアプリが登場し、授業での活用が望まれています。将来的にスキルを身に付けることの重要性からも更なる活用が必要です。

○個別指導計画の組織的な活用

- 作成した個別指導計画を活用するためには、効果の検証や実態に応じた修正を行うことが重要となります。校内委員会において、複数の教職員で協議するほか、心理士などの専門的な知見を取り入れる方法などを検討し、実効性を高めることが必要です。

■教育環境に関する課題

知的障害学級・特別支援教室の在籍者が増え、これ以上学級数を増やすことができない学校や支援教室の指導場所が固定していない学校があります。知的障害学級の増設、バリアフリーの推進等ハード面の整備が必要となっています。また、保護者・教員から自閉症・情緒障害の固定学級の設置が求められています。

○知的障害学級の不足

→知的障害学級の在籍者数の増加、在籍者数の地域的偏在により、教室数が不足する可能性があります。

知的障害学級設置校の増設	在籍児童・生徒数の地域差（令和6年度）
小学校 10校 ⇒ 16校（平成22～27年度）	練馬第三小学校 54人 ⇔ 旭丘小学校 16人
中学校 6校 ⇒ 8校（平成20年度）	大泉中学校 50人 ⇔ 中村中学校 15人

○特別支援教室での支援の多様化

→情緒障害等を対象とする特別支援教室は、平成31年度4月までに全小中学校に設置済みですが、通級のための指導では課題の改善が困難な児童生徒もおり、自閉症・情緒障害の固定学級の新設を希望する声があります。

○特別支援教育にかかる環境整備

→改築・改修によるバリアフリー化を進めていますが、児童生徒の状態に対応できる場所の確保など新たなニーズに対応する必要があります。

■相談・支援に関する課題

就学前からの相談により子どもの障害等を把握し支援につなげる体制や、増加する就学相談においては、様々な選択肢の情報提供・就学先の早期決定が求められています。また、就学後にも個々の状況に応じた支援が必要となっています。

○就学相談増加への対応

→就学相談については、開始時期の前倒しや書類審査の導入など、件数増加への対策をしているところですが、就学先の決定が2～3月にずれ込むこともあります。就学相談の迅速化や、より早い時期からの教育相談が必要となっています。

※就学相談件数 令和5年度実績：678件受付（10年前の約2倍増）

○早期教育相談のニーズへの対応

→保健相談所などの就学以前の定期健診では明確な特性が見えず、適切な支援につながらない場合があるとの声があります。就学にあたっての保護者の心配事を受けとめる体制が必要となっています。

○学校生活支援員の確保とスキルの向上

→支援の必要な児童生徒の増加に伴い、学校生活支援員も増員する必要があります。

→支援の多様化に対応できるよう学校生活支援員のスキルの向上が必要です。

○複雑化する課題への対応

→入学後の障害児への対応について、学校間での認識の違いなどにより、十分な支援に結びついていない可能性もあります。

→障害の程度や重複の有無など、複合的な課題に対する福祉との更なる連携が必要です。

→学校現場における支援方針や、福祉分野との連携にかかる調整役が必要となっています。

○学校から区内諸機関への相談連携

→児童生徒の障害特性に起因する悩みをもつ保護者に対して、保護者が相談先を見つけられなかったり、教員が話を聞くだけにとどまってしまったりすることがあります。学校から適切な相談先を紹介し、保護者を支援することが必要となっています。

■障害理解に関する課題

通常学級における特別な支援を必要とする児童生徒も増加しています。通常学級でも安心して生活するためには、教職員のみならず、児童生徒、保護者の理解が不可欠となっています。

○障害のある児童生徒を学校全体で支える意識

→障害のある児童生徒を学校全体で支えていくためには、教職員のみならず、児童生徒、保護者の理解が必要です。

→特別支援教育の意義や支援のあり方など、障害について学ぶ機会が不足しています。

第4章 区立小中学校における特別支援教育の方向性と方策

1 状況に応じた支援の方向性

特別支援が必要となる状況は様々です。ここで改めて状況に応じた支援実施の考え方を整理しました。

○入学前から子どもの障害に適した
個別の支援を望む児童生徒への対応



引き続き支援を充実します

○入学後に障害特性等が顕著となる
児童生徒への対応



早期に発見し、実態に応じた支援につなげる
相談体制を強化します

○障害を認知したうえで通常学級へ
の就学を望む児童生徒への対応



施設や人員は限られているが、その中で体
制を整え、保護者と連携しながら学校生活
を送れるよう支援します

2 区における特別支援教育の基本的な理念

区立小中学校に在籍する障害児の多様なニーズに対応し、状況に応じた支援の考え方を踏まえ、どのような場合においても以下の基本的な理念に基づき支援を実施していきます。

理念に基づき、4つの分野に分類した課題に対する支援方策を4つの柱とし、支援学級の教室不足の解消や、教育相談の充実、障害理解の促進など、様々な課題に対応するための方策を検討しました。

理念に基づいた特別支援教育の実現に向けて、教育委員会のみならず、健康・福祉などの関係所管との連携を強化し一人ひとりの状況に応じたきめ細やかな支援を実施していきます。

【基本的な理念】

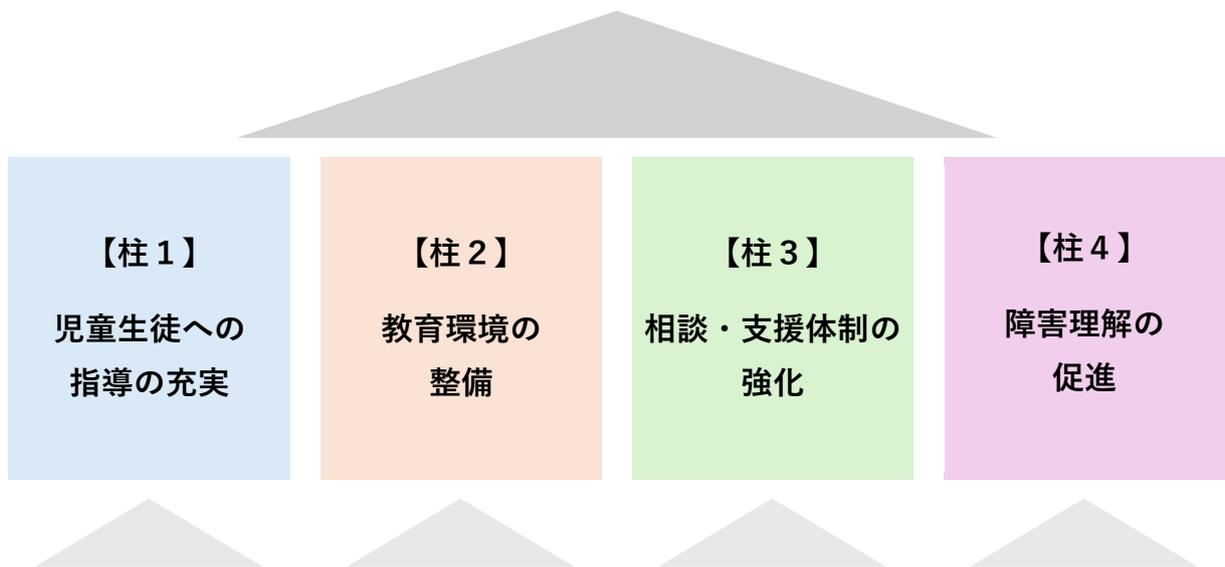
■障害のある児童生徒の将来の自立と社会参加を目指した連続性のある学びの場

■個々の特性に応じた多様な学びの場

4つの柱と推進体制

【基本的な理念】

- 障害のある児童生徒の将来の自立と社会参加を目指した連続性のある学びの場
- 個々の特性に応じた多様な学びの場



【推進体制】

学識経験者や医師、学校関係者、保護者等で構成する特別支援教育推進委員会において、方針に掲げる施策の進捗等について確認し、今後必要な取組についても議論

3 取組の柱

(1) 児童生徒への指導の充実

校内支援体制を強化し、一人ひとりの状況に応じた学習活動の充実を図ります。

1) 教員の専門性向上のための取組の充実

通常学級を含む全教員を対象にした障害理解促進のための悉皆研修を実施します。特別支援学級・通級指導学級・特別支援教室教員に対しては、専門家等による継続的な研修を実施し、障害別にに応じた指導力向上を図ります。

特別支援学級・特別支援教室では、専門家を学校に招聘し、学校が講習や指導の助言を受けることができる専門家指導を実施しています。障害種や教育的ニーズに応じた専門性の高い指導につなげていきます。

2) ICT を活用した授業の実施

デジタル教科書やタブレットを使用した授業の実施を推進するとともに、特別支援教育に関する教育ソフトや障害特性を補助するアプリの活用に関し、導入などの支援を実施します。また、ICT 環境の更なる充実について検討します。

3) 交流活動等の推進

特別支援学級設置校内での通常学級在籍児童生徒との交流、特別支援学級間の交流、特別支援学校との副籍交流におけるオンラインの活用など、交流活動の充実に取り組みます。また、副籍交流の更なる充実に向けて、実施方法を検討します。

4) 個別指導計画の活用

特別支援学級や通級指導を受けている児童生徒および通常学級で支援を要する児童生徒に対して作成している個別指導計画の充実を図ります。個別指導計画は、支援開始時に作成されますが、児童生徒の障害の状況や変容に応じた修正や、進級時に指導の効果検証をすることにより見直す必要があるものです。個別指導計画に特化した教員研修を通じて、児童生徒理解を基にした個別指導計画の作成および活用が図られるよう取り組みます。

5) 校内委員会等を活用した機能強化

区立小中学校で指名している特別支援教育コーディネーターについて、複数名の配置を推進し、各学校における特別支援教育の推進の強化を図ります。

校内委員会の参加者について、特別支援教室の巡回指導教員や東京都から派遣されている心理士等の参加など、その専門性の向上を図ります。また、区主催の特別支援教育コーディネーター連絡会において、校内委員会の活用事例を共有するなど機能を強化します。

(2) 教育環境の整備

多様化する支援に適切に対応できるよう、環境を整えていきます

1) 知的障害学級の増設【新規】

地域の支援学級在籍者数やニーズ、小中学校の改築計画を踏まえて設置校を選定し、小学校は令和9年度、中学校は令和10年度の増設を目指します。

2) 自閉症・情緒障害学級設置に向けた検討【新規】

自閉症・情緒障害の固定学級設置に向けた検討を開始します。小中学校の改築計画を踏まえて設置校を選定します。

3) 特別支援教室の拠点校のあり方の見直し

現在、小学校の特別支援教室拠点校は、1拠点3～4校を担当し、中学校では、8校程度担当しています。1拠点校が巡回する学校数や範囲について、特別支援教室設置当初のままとなっており、効果的な運営のため、拠点校のあり方について検証します。

4) 障害特性に合わせた環境整備と特別支援教育の場の確保

改築・改修に合わせた、バリアフリー化や個々の状況に対応できる場所の確保に努めます。またデジタル補聴援助システムなどの、多様な障害特性に合わせた機器の導入を推進します。

改築計画を進めるなかでは、常に特別支援学級のニーズを確認しながら新たな学級の設置を検討します。

(3) 相談体制・支援体制の強化

適切な支援につなげるため、就学前・就学後における相談体制・支援体制の充実を図ります

1) 区立幼稚園を活用した就学前からの教育相談の実施【新規】

保護者ニーズの高い、障害の早期発見、早期支援を目的として、区立幼稚園の空き教室を活用し、集団生活や就学に向けた心配などに関する教育相談を実施し、関係部署と情報共有します。

2) 就学相談の迅速化・電子化

増加する就学相談に対応する策を検討します。

- 〈例〉・相談員増（特別支援教育相談員、就学心理相談員の増員を検討）
- ・相談会場の確保（就学相談や面談を機動的に実施できる場所を検討）
- ・オンライン相談の検討（保護者のみの相談など）

3) 学校生活支援員の人員確保と連携体制の強化

学校生活支援員の人員を確保するため、短時間勤務の採用や募集回数を増やすなどの対策を継続的に実施します。障害特性に関する研修や実践的な研修などにより障害理解の促進を図ります。支援員と担任教諭との連携体制の強化を図り、個々の状況に応じた支援ができる体制を整えていきます。

4) 特別支援学校との連携

都立特別支援学校のセンター的機能の活用をします。中学校への進路研修の実施や、小学校への巡回指導を推進します。特別支援学校のノウハウを取り入れて特別支援学級の教育内容の充実につなげます。

5) 医療的ケア児への支援の充実

令和5年度に策定した医療的ケア児への新たな支援方針に基づき、医療的ケア児への支援を実施します。

6) 支援に関連した所管課の連携強化【新規】

特別支援学級の在籍人数の増加や、通常学級を含めた支援の複雑化に対応していくためには、健康・福祉分野と支援方法について意見交換するなど、密に連携をとりながら検討する必要があります。児童生徒が抱える様々な課題に総合的かつ一元的に対応するため、教育分野と健康・福祉分野との連携について調整役を担う部署の新設を検討します。

(4) 障害理解の促進

同じ学びの場で成長していくため障害理解促進に向けた取組の強化を図ります

1) 教員の理解促進（再掲）

通常学級を含む全教員を対象にした障害理解促進のための悉皆研修を実施します。また通常学級の教員に対して、特別支援学校や特別支援学級の現場見学などを促進します。

2) 児童生徒の障害理解促進

児童生徒が特別支援教育についての理解を深められるよう、障害理解や共生社会に対する学習活動を実施します。

3) 保護者に対する情報発信

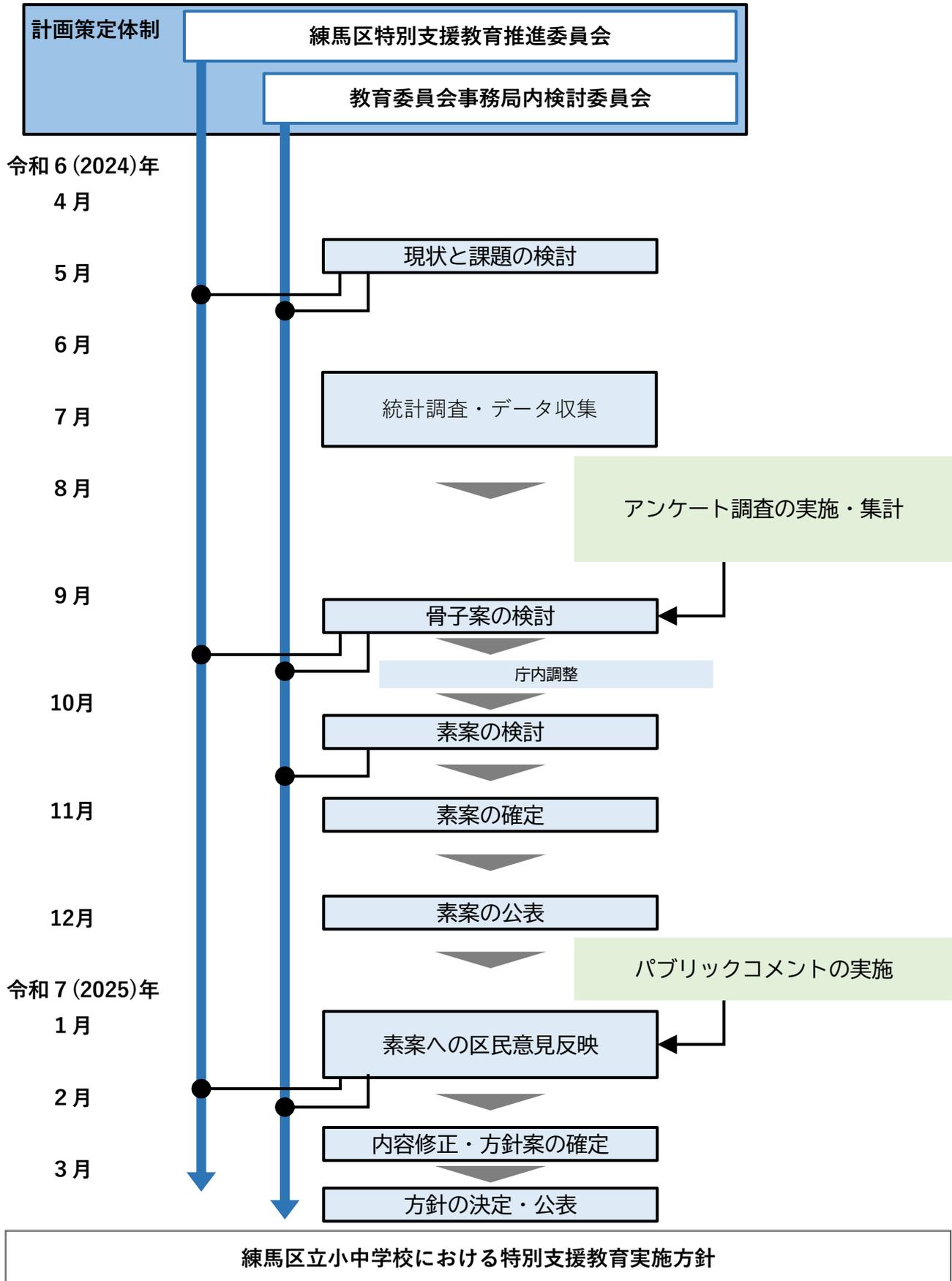
保護者が特別支援学級や特別支援教室についての理解を深められるよう、指導内容をホームページで紹介するなど、特別支援教育に関する情報発信を充実します。また、多様な障害や特性について保護者の理解を促進するため、障害特性に関するパンフレットの配信など、啓発に向けた取組を実施します。

4 方針の実施体制

方針に掲げる施策の進捗状況は、外部有識者や保護者等で構成する特別支援教育推進委員会での検証を行い、今後必要な取組について議論していきます。

参考資料

1 方針策定の経緯



2 練馬区特別支援教育推進委員会

「練馬区特別支援教育推進委員会」では、学識経験者・医師・障害者支援団体・保護者等を委員として、練馬区における特別支援教育推進を図るため、取組事項の検証や課題解決に向けた検討を行っています。

(1) 開催概要

1) 令和6年度 第1回練馬区特別支援教育推進委員会

【開催日時】 令和6年5月22日（水）午前10時00分から

【開催場所】 練馬区役所本庁舎19階 1901会議室

【参加者】 委員11名 / 事務局5名

- 【会議次第】
- 1 委員紹介
 - 2 報告 医療的ケア児支援方針の策定、令和5年度就学相談結果
 - 3 議事（1）就学相談における書類審査の実施について
（2）特別支援教育にかかる新たな支援方針の策定について
 - 4 その他

2) 令和6年度 第2回練馬区特別支援教育推進委員会

【開催日時】 令和6年9月27日（金）午前10時00分から

【開催場所】 練馬区役所本庁舎19階 1902会議室

【参加者】 委員12名 / 事務局5名

- 【会議次第】
- 1 特別支援教育にかかる新たな支援方針策定の支援事業者紹介
 - 2 議事（1）新方針策定にかかるアンケート結果概要報告
（2）新方針の骨子案について
 - 3 その他

3) 令和6年度 第3回練馬区特別支援教育推進委員会

【開催日時】 令和7年1月

【開催場所】

【参加者】

【会議次第】

(2) 委員名簿

令和6年度 練馬区特別支援教育推進委員会 委員名簿

	氏名	所属	類型
1	今井 伸	十文字学園女子大学副学長	学識経験者
2	能登 信孝	医療法人社団のと小児科クリニック 院長	医師
3	山岸 由香里	練馬区重症心身障害児（者）を守る会 会長	障害者支援団体
4	林田 道子	NPO法人I am OK の会 理事長	障害者支援団体
5	井上 愛	都立学校在籍児童生徒保護者	保護者
6	中島 由美子	都立石神井特別支援学校校長	都内特別支援学校校長
7	花田 妙子	都立大泉特別支援学校校長	都内特別支援学校校長
8	小松田 早苗	練馬区立北町西小学校校長	区立小学校長
9	蓮池 和彦	練馬区立光が丘第三中学校校長	区立中学校長
10	檀原 雅恵	練馬区立光が丘さくら幼稚園長	区立幼稚園長
11	田中 愛由美	練馬区立光が丘第三保育園長	区立保育園長
12	三好 美緒	練馬区立土支田児童館長	区立学童クラブ所長

(3) 設置要綱

練馬区特別支援教育推進委員会設置要綱

平成19年 6月15日

19練教学学第436号

(設置)

第1条 練馬区における特別支援教育にかかる取組事項の検証および推進に向けた検討を行うため、練馬区特別支援教育推進委員会(以下「推進委員会」という。)を設置する。

(検討事項)

第2条 推進委員会は、つぎの事項について検討する。

- (1) 特別支援教育の取組事項に関すること。
- (2) 特別支援教育の推進に関すること。

(構成)

第3条 推進委員会の構成委員は、つぎのとおりとし、練馬区教育長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 医師
- (3) 障害者支援団体
- (4) 保護者
- (5) 学校長、幼稚園長および保育園長
- (6) 学童クラブ所長

(委員長および副委員長)

第4条 推進委員会は、委員長および副委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の中から互選により選任する。
- 3 副委員長は、委員の中から委員長が任命する。
- 4 推進委員会は、委員長が招集し、主宰する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代行する。
- 6 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求めることができる。

(任期)

第5条 委員の任期は1年とし、再任を妨げない。

(専門部会)

第6条 委員長は、特別支援教育に関する専門的な課題の検討を行うため、必要に応じて、委員会に専門部会を置くことができる。

- 2 専門部会は、委員長が指名した者をもって構成する。
- 3 専門部会長は、専門部会に属する者の中から互選により選任する。
- 4 専門部会は、部会長が招集し、主宰する。
- 5 専門部会長は、専門部会の経過または結果を委員会に報告する。

(謝礼)

第7条 公立学校長・園長および行政関係者を除く推進委員会委員については、予算の範囲内において謝礼を支払うものとする。

(庶務)

第8条 推進委員会の庶務は、教育委員会教育振興部学務課および教育指導課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、推進委員会の運営につき必要な事項は、委員長が定める。

付 則

1 この要綱は、平成19年6月15日から施行する。

2 第5条の規定に係わらず平成19年度に委員となる者の任期は、平成20年3月31日までとする。

付 則

この要綱は、平成20年6月9日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

付 則(平成24年9月28日24練教教学第1140号)

この要綱は、平成24年9月28日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

付 則(平成29年3月17日28練教教学第1753号)

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

3 アンケート結果

- 比率は小数点以下第2位を四捨五入しており、合計が100%とならないことがあります。
- 複数回答(複数の選択肢から2つ以上の選択肢を選ぶ方式)の項目については、原則として、その項目に対しての有効回答者の数を基数としたため、比率計が100%を超えることがある。
- グラフの(n = ○○)という表記は、集計対象者総数(あるいは回答者限定設問の限定条件に該当する人数)を表しています。

(1) 児童・生徒アンケート

■調査対象者と実施概要

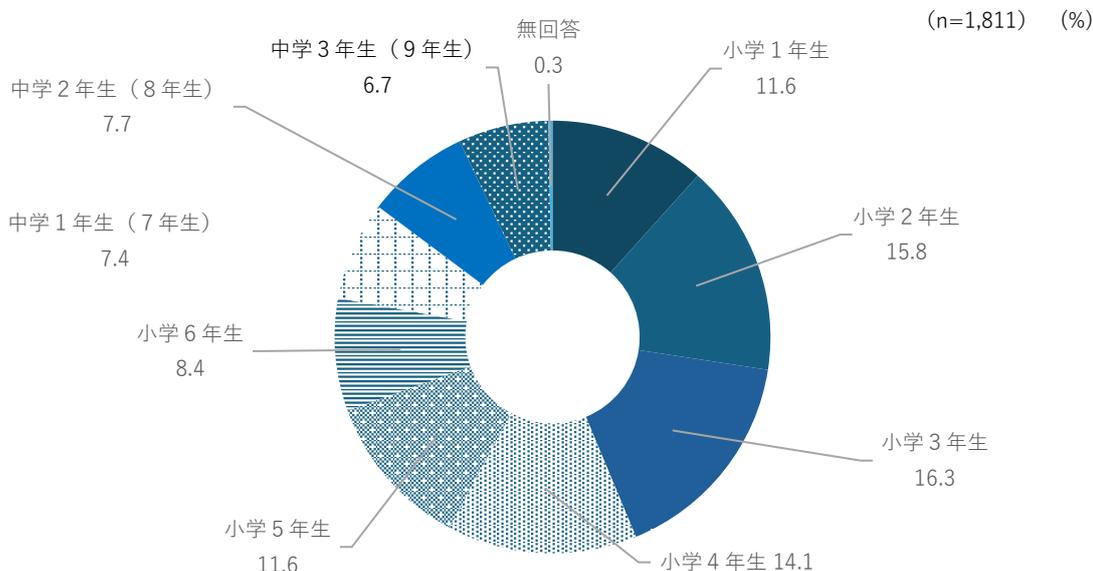
調査期間	令和6(2024)年7月1日(月)～令和6(2024)年7月31日(水)
調査対象者	練馬区の特別支援学級・教室に関わる児童・生徒 2,217人
調査対象地域	練馬区全域
調査方法	各学校へ郵送、各学級でのアンケート票の配布。 各学級に回収BOXを配布し、郵送により回収。

■回収結果

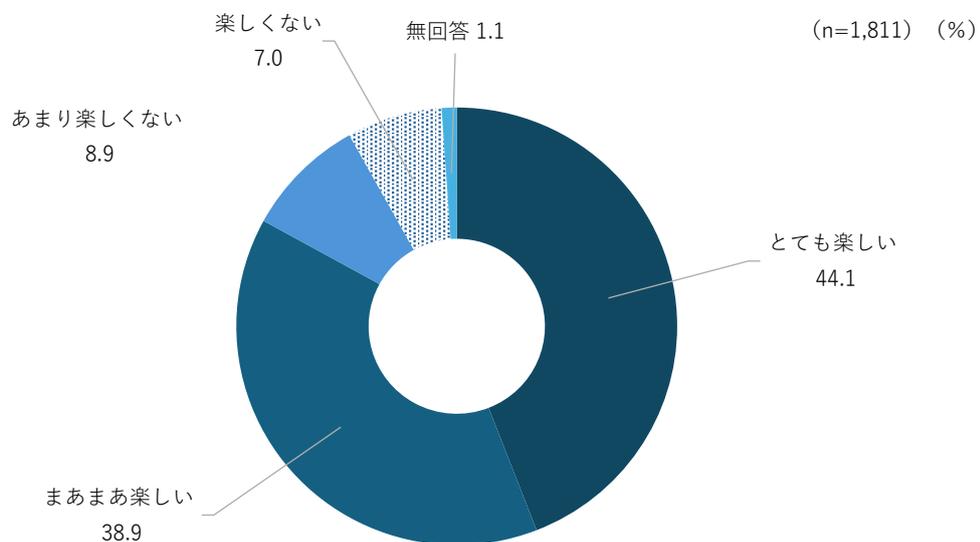
回収数	配布数	回収率
1,811件	2,217件	81.7%

■回答結果

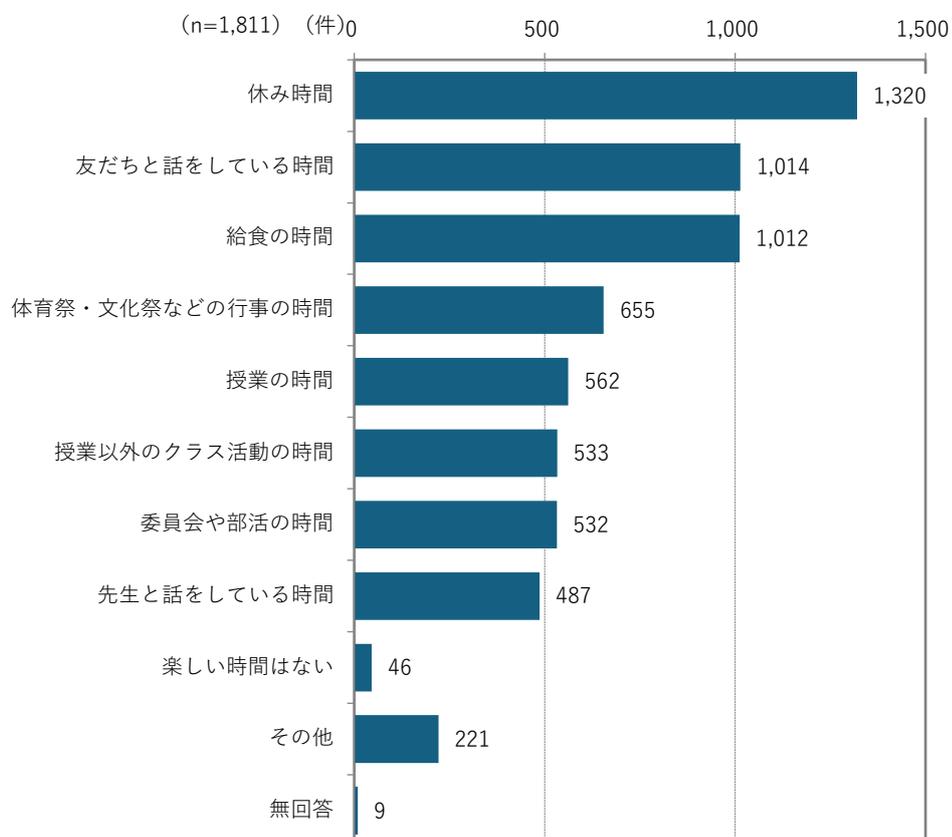
問1 あなたは何年生ですか。(あてはまる番号1つに○)



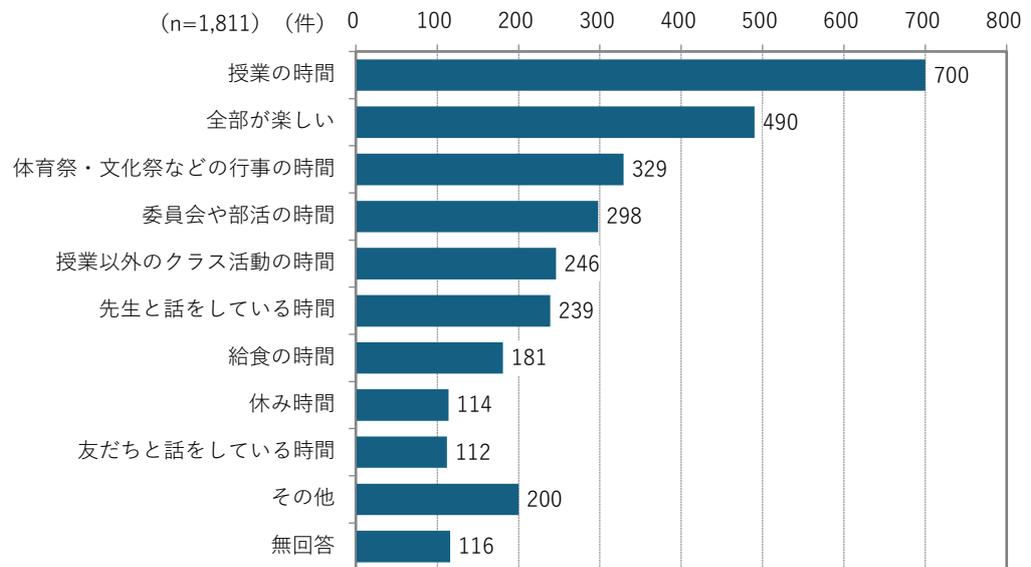
問2 学校は楽しいですか。(あてはまる番号1つに○)



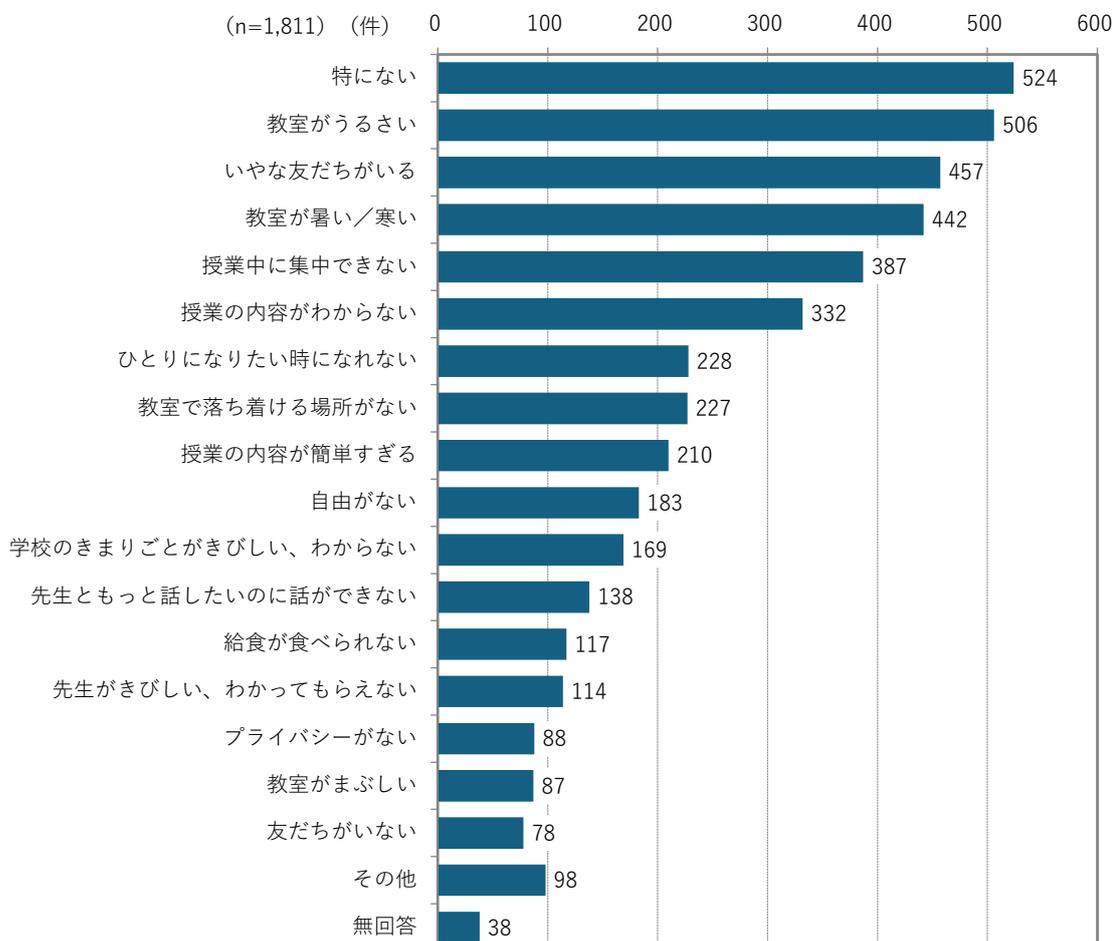
問3 学校で、どんなことをしている時間が楽しいですか。(あてはまる番号にいくつでも○)



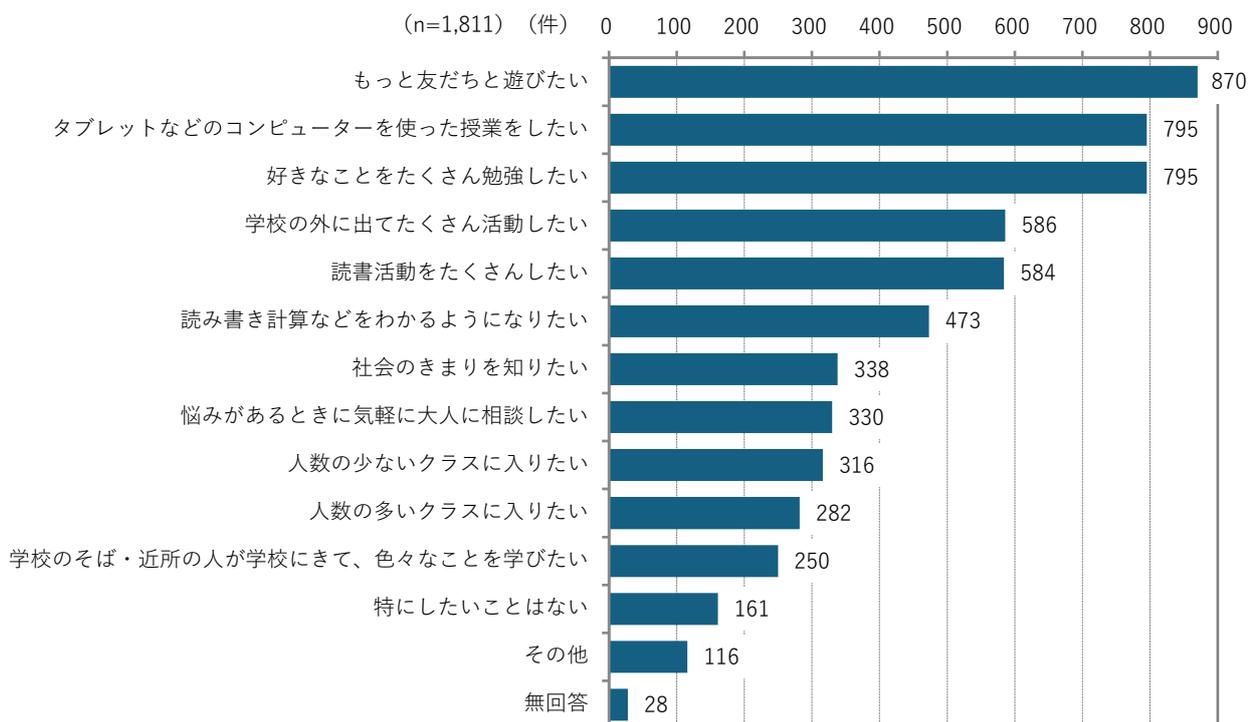
問4 学校でどんなことをしている時間が楽しくないですか。(あてはまる番号にいくつでも○)



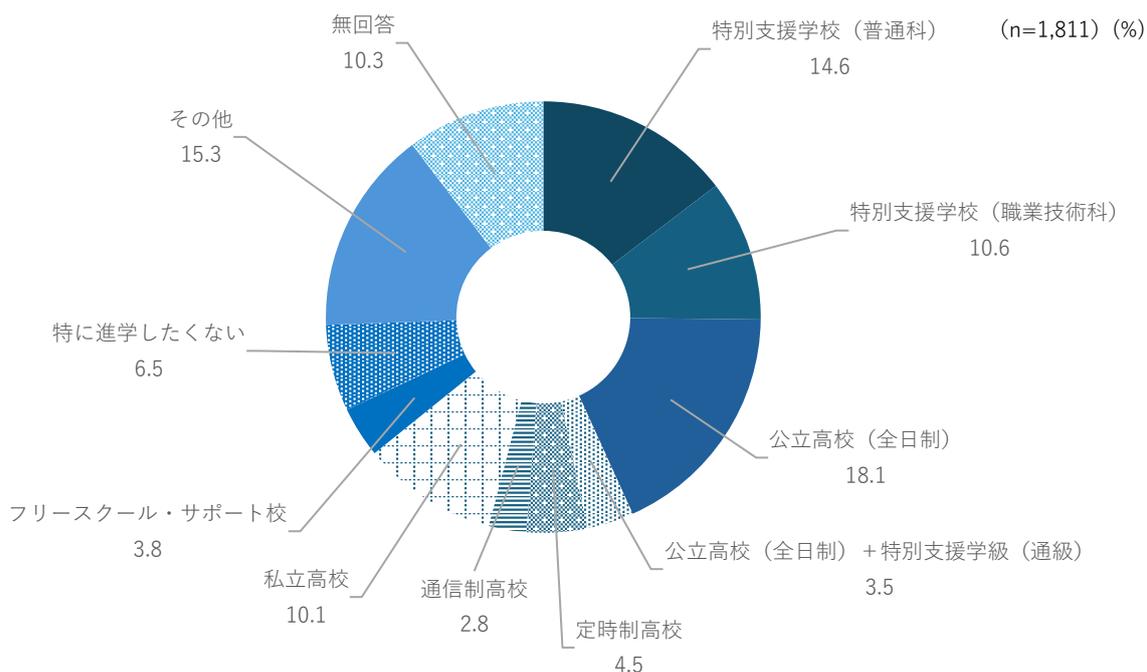
問5 学校で、困っていることは何ですか。(あてはまる番号にいくつでも○)



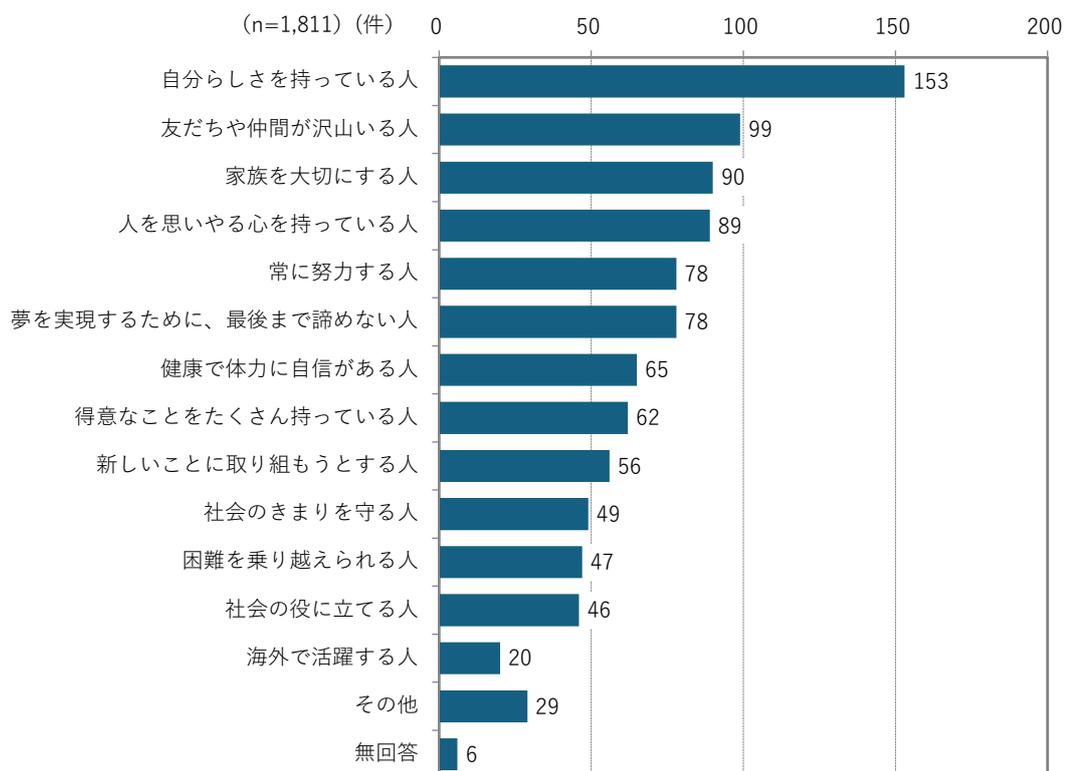
問6 学校で特にしたいことは何ですか(あてはまる番号にいくつでも○)



問7 中学校を卒業したら、どのような学校へ進学したいですか(あてはまる番号)1つに○)



問8 将来、どのような人になりたいですか(あてはまる番号3つまでに○)



問9 大人に言いたいこと(自由記述)

※同じ回答者が複数の項目について記入している場合には、複数カウント

自由記入内容で見られた主な項目	実数(件)
家族や教員とちゃんとコミュニケーションをとりたい(怒鳴らないでほしいなど)	51
もっと遊びたい(友達と。お気に入りのものや、ゲームを学校に持ち込みたい。)	50
学校・授業(生活単元学習や総合的な学習の時間、図画工作)がつまらない	30
学校・授業(生活単元学習や総合的な学習の時間、図画工作)がたのしい	29
読書や勉強をもっとやりたい	24
教室環境について(うるさいクラスにならないでほしい、教室があついでほしい)	18
移動教室の授業をもっと増やしてほしい	17
タブレットを使用した授業をもっと増やしてほしい	16
一人になれるところがほしい	10
教員ともっと話がしたい	10
学外での学習(社会見学など)をしたい	7
進路の不安について(どんな選択肢が適当なのかなど)	4
通常級との交流や通級のための勉強をしたい	3
その他	180

(2) 保護者アンケート

■調査対象者と実施概要

調査期間	令和6(2024)年7月1日(月)～令和6(2024)年7月31日(水)
調査対象者	練馬区の特別支援学級・教室に関わる保護者 2,217人*
調査対象地域	練馬区全域
調査方法	各学校へ郵送、児童生徒を通じ依頼文の配布。 インターネットによる回収。

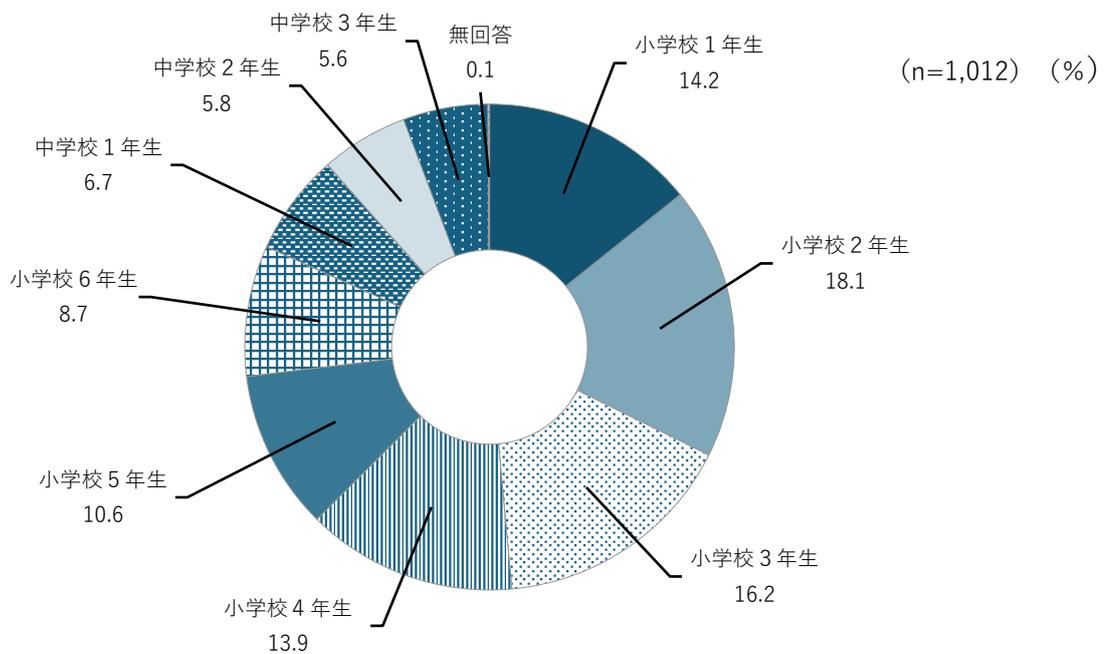
■回収結果

回収数	配布数(参考)	回収率(参考)
1,012件	2,217件*	45.6%

※調査対象となる児童生徒数2,217人を概算の配布数としています。

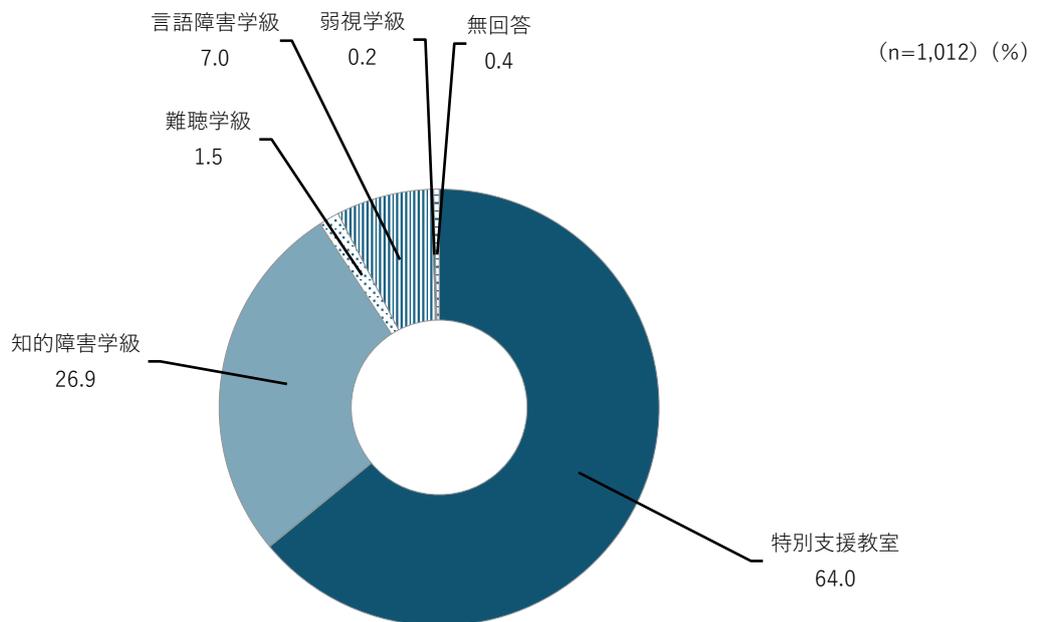
■回答結果

問1 現在、在籍する学年についてお答えください。(一つに☑)



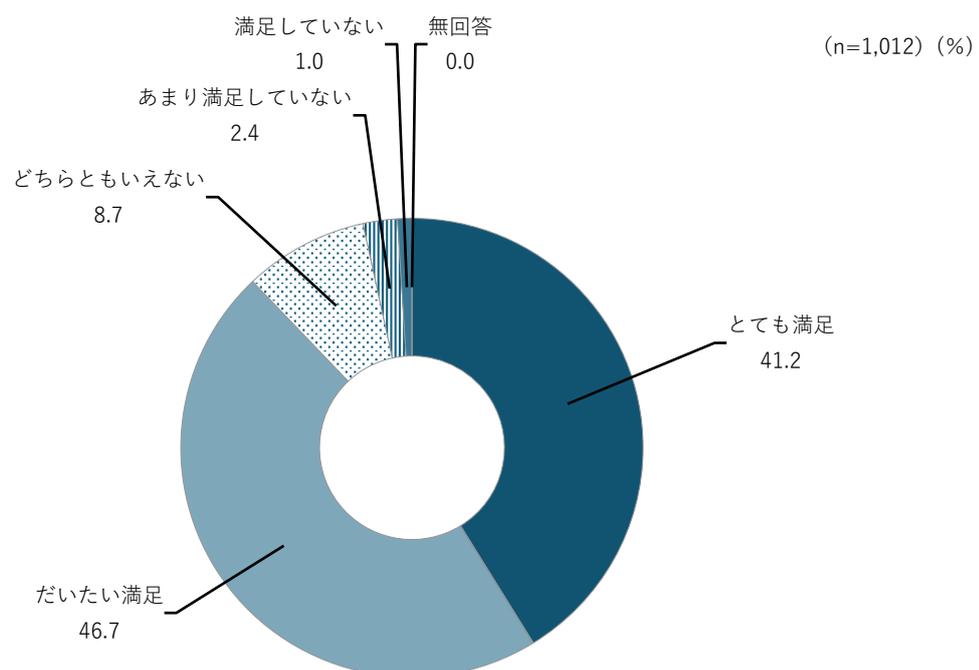
問2 現在、お子様が在籍している特別支援学級や支援教室についてお答えください。

(一つに☑)

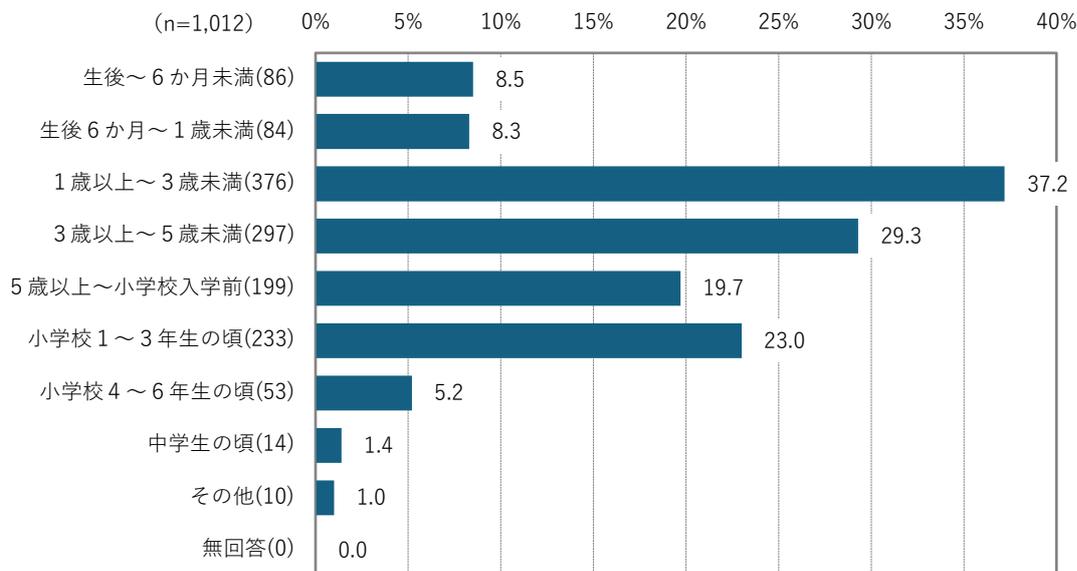


問3 現在、お子様が在籍している特別支援学級や支援教室の満足度についてお答えください。

(一つに☑)

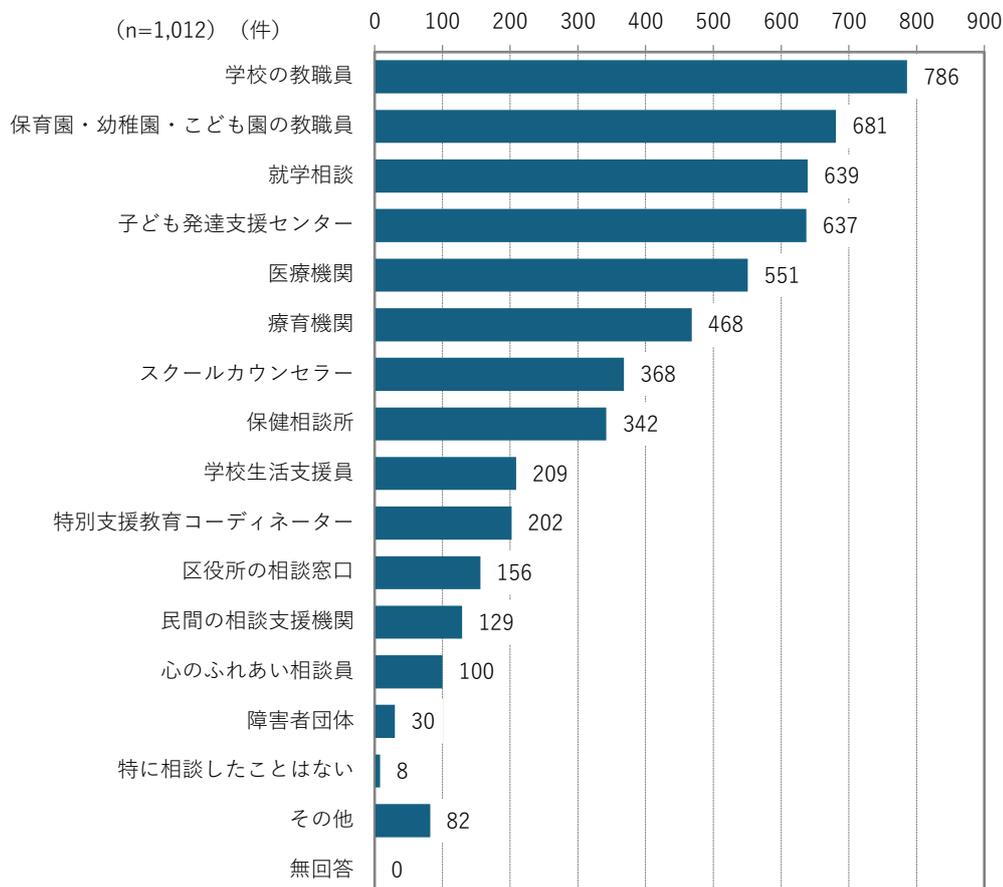


問4 お子様の発達や障害が気になったのはいつ頃ですか。(あてはまるものすべてに☑)

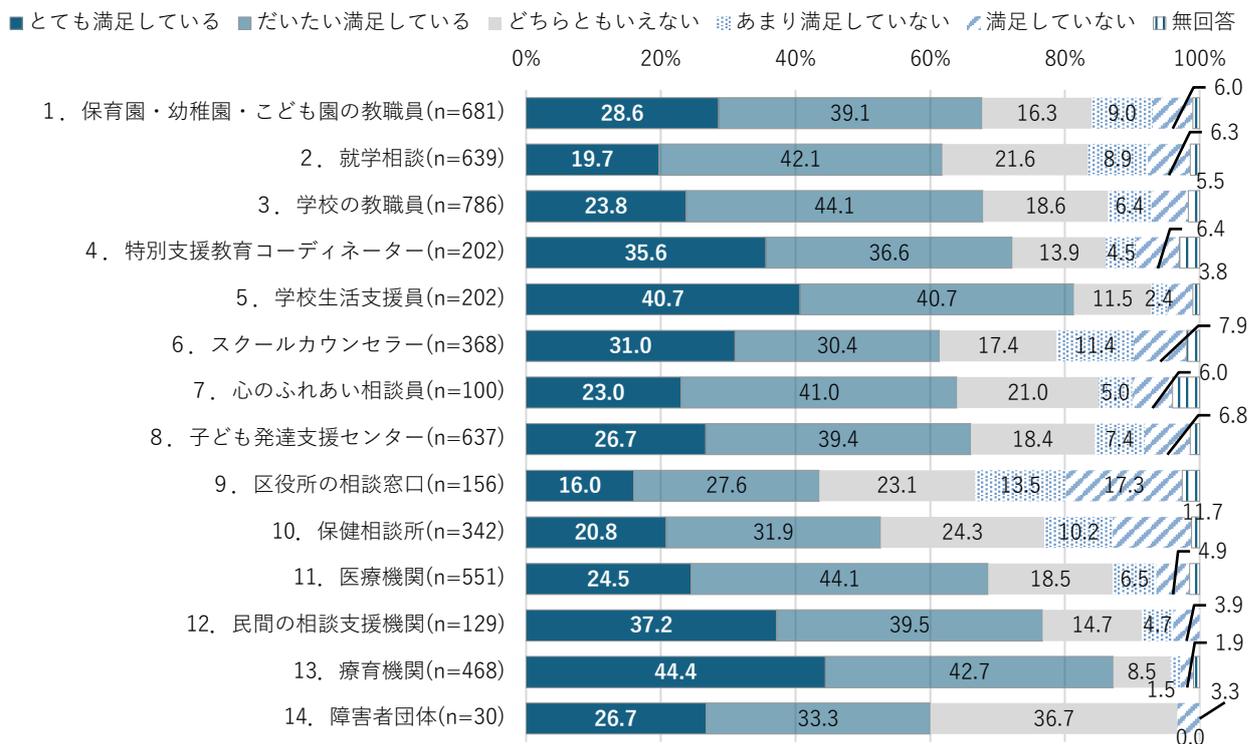


問5-1 お子様の発達や障害について、相談したことがある人や機関等はどこですか。

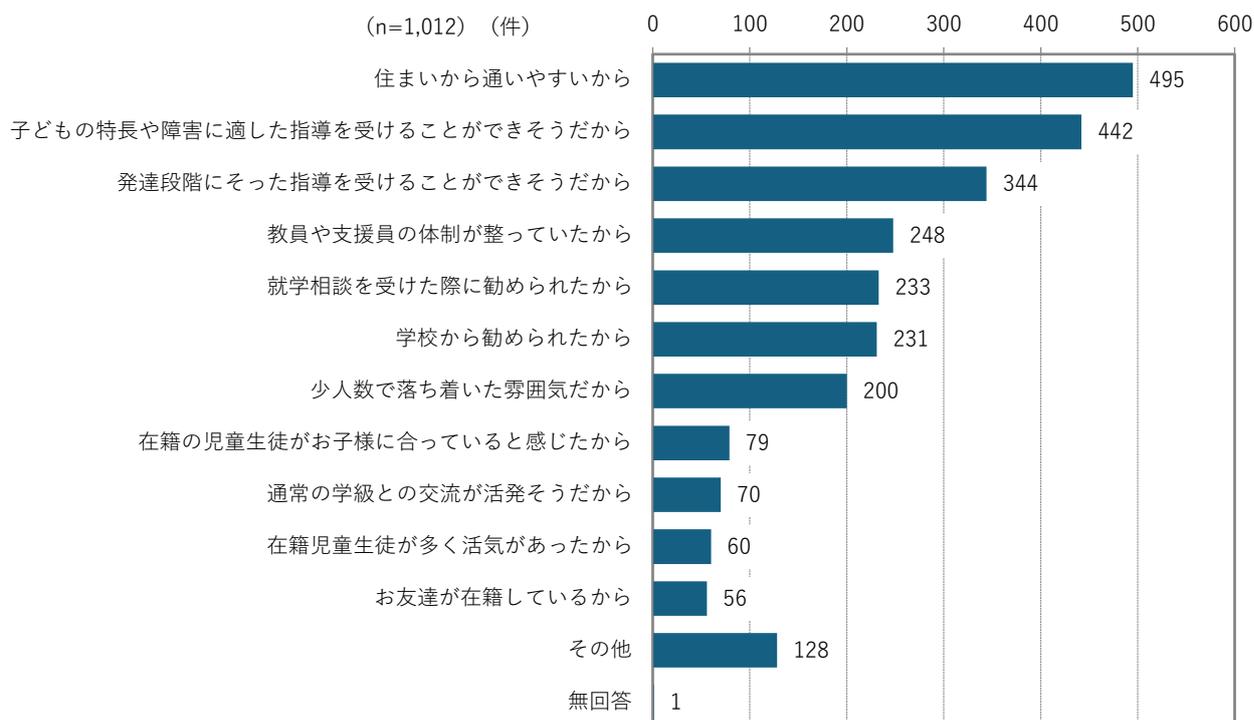
(あてはまる番号すべてに☑)



問5-2 また、相談の満足度について、それぞれ1～5の中から一つ選んで☑してください。



問7 現在の学級・教室を選択した理由は何ですか。(あてはまる番号すべてに☑)



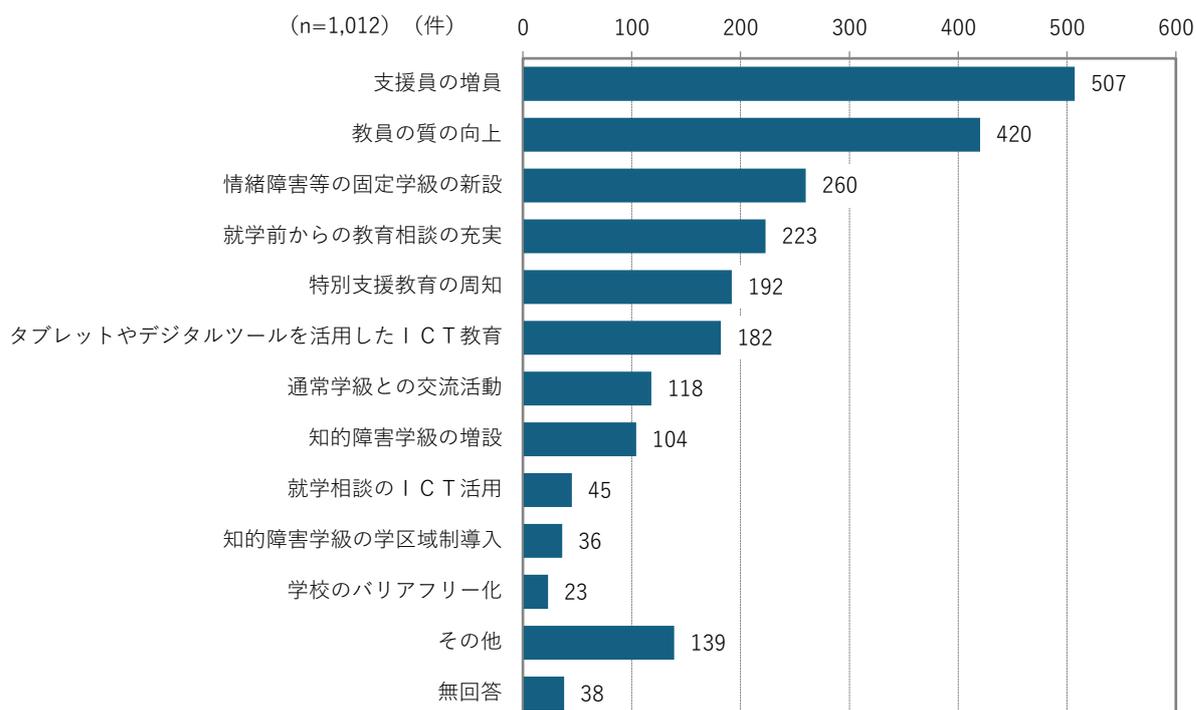
問8 お子様が在籍している学級や教室において、特に学んでほしいこと、できるようになってほしいことは何ですか。(自由記入)

※同じ回答者が複数の項目について記入している場合には、複数カウント

自由記入内容で見られた主な項目	実数(件)
社会や集団生活を送る上での対人・生活・コミュニケーションスキル、社会性など	351
痲癩等を起こした際の自己対応、アンガーマネジメント、感情コントロールなど	109
あきらめない気持ちやチャレンジ精神、自己肯定感を高めること	69
自分の特性を理解すること	42
発話・発音の訓練、語彙力を伸ばすこと	39
基本的な文字の読み書き	37
人の話や指示を聞いて、自分で物事を順序立てて考え、行動できるようになること	34
片付けや身の回りの整理整頓を一人で行うこと	33
ルールや決まりを守ること	26
自由な発想で個性や長所を伸ばすこと	13
自分の将来について考えたり決めたりすること	7
I T機器を用いた学習(タブレットやP Cなど)	4
その他	73

問9 その他、練馬区の特別支援教育について、今後、特に期待することは何ですか。

(あてはまる番号3つまでに☑)



(3) 教員アンケート結果

■調査対象者と実施概要

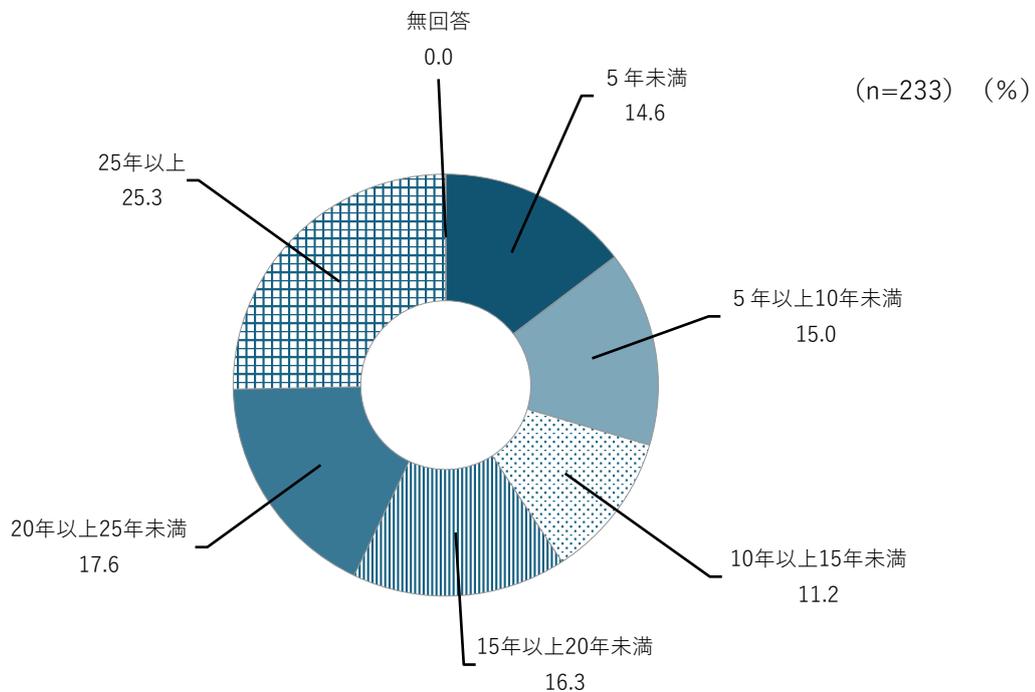
調査期間	令和6(2024)年7月1日(月)～令和6(2024)年7月31日(水)
調査対象者	練馬区の特別支援学級・教室に関わる学校教員 および全小中学校副校長 360人
調査対象地域	練馬区全域
調査方法	各学校を通じ依頼文の送付、インターネットによる回収。

■回収結果

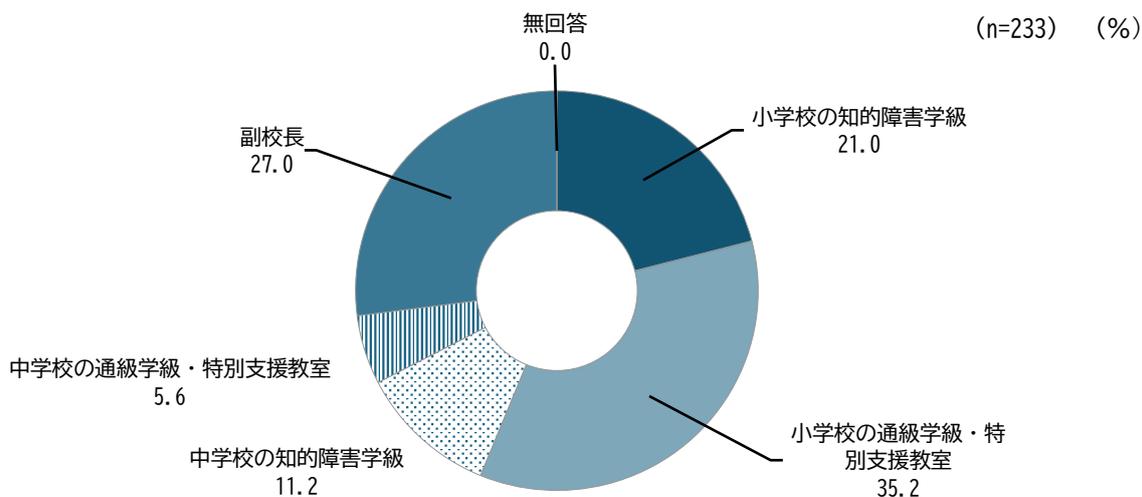
回収数	配布数	回収率
233件	360件	64.5%

■回答結果

問1 教員としての経験年数をお答えください。(一つに☑)



問2 現在担当している特別支援学級等の種別をお答えください。(一つに☑)



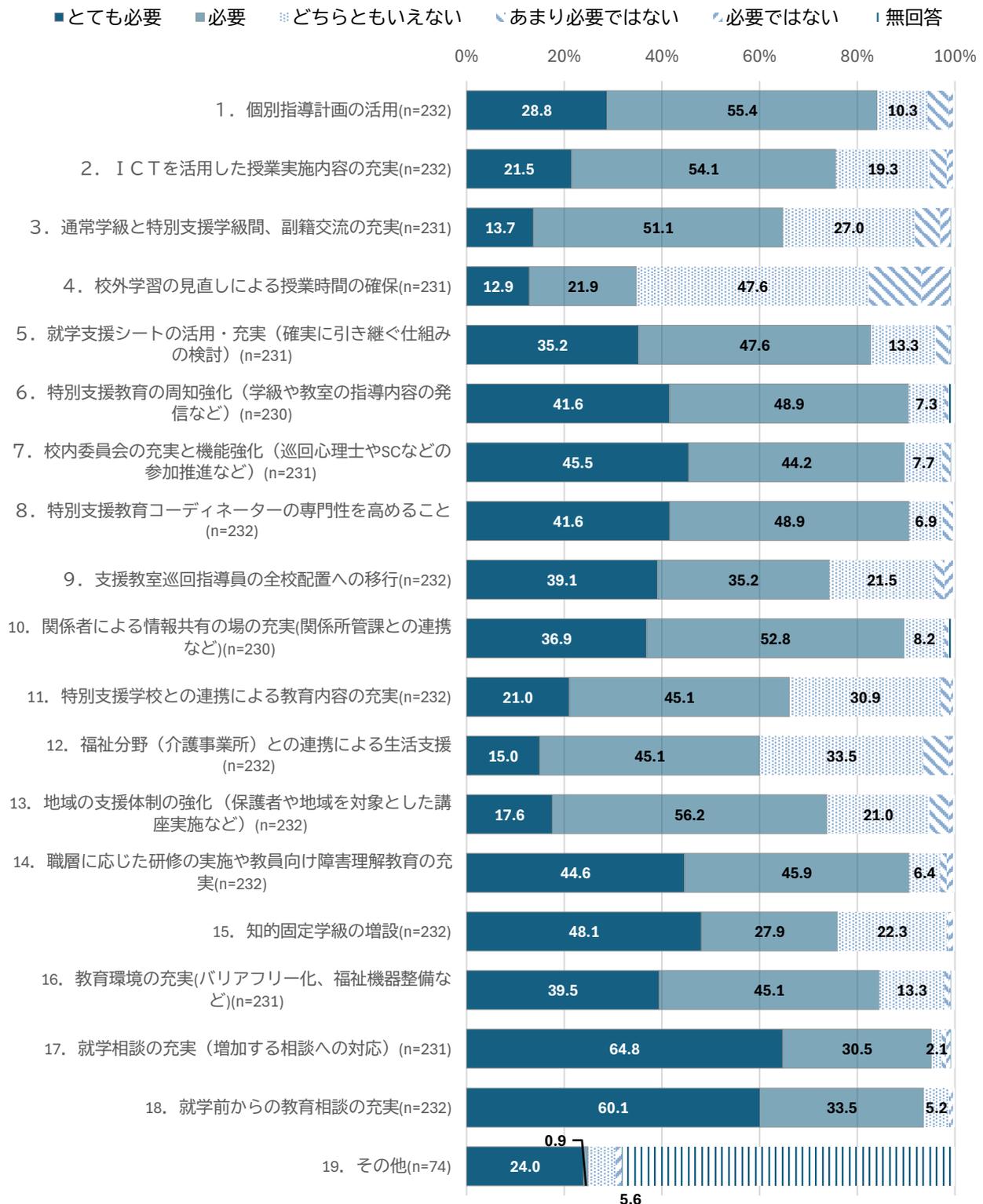
問3 各学級で指導の重点としている基本方針の中で、実現できていないと感じる部分は
何ですか。

※同じ回答者が複数の項目について記入している場合には、複数カウント

自由記入内容で見られた主な項目	実数 (件)
全教員で計画的・組織的・協動的に学級運営・指導をすすめること	24
一人一人の個性や能力の伸長を図るとともに社会性を養うこと	18
通常の学級との交流および共同学習を重視し、一人一人の人権を尊重し、児童生徒の理解を深めること	13
若手教員の育成や少人数指導に適した教員等の確保	11
全教育活動を通じて、自ら考え判断する力や意欲的に学ぶ姿勢を育てること	10
一人一人に応じた学習内容や教材教具を工夫し、基礎学力の定着および向上を図ること	10
面談等を通して保護者と本人の変容に応じた見直しや修正をおこなうことにより、学校と家庭の一貫した教育を目指すこと	9
関係諸機関との連携を図り、「学校生活支援シート」を作成・活用すること	6
小学校、中学校の各段階で身に付けるべき基本的な生活習慣を、全教育活動を通じて重点的に指導すること	5
知的障害や情緒に関する専門的支援・指導の充実	5
児童生徒の障害の状況や発達段階を把握し、その特性に応じた個別指導計画を作成すること	3
その他	11

問4 練馬区の特別支援教育の充実にあたり、今後特に必要な取組は何だと思いますか。

(各項目について、あてはまる番号、それぞれ一つだけ☑)



問5 特別支援学級や教室の指導において、苦慮していることや、実施したいができないこと等
 がありましたらご記入ください。

※同じ回答者が複数の項目について記入している場合には、複数カウント

自由記入内容で見られた主な項目	実数(件)
指導する教室や場の不足(人数に対して場が狭いなどを含む)	32
知的障害学級における情緒障害や重度の知的障害の児童生徒の指導など	32
担当教員の数が不足	30
P Cなどの設備不足	23
担当教員の指導力の不足	23
教職員間の情報共有	17
保護者の理解が進まないこと(障害について・特別支援教育の内容について)	17
個別支援の教材準備(時間)が充分ではないこと	17
児童生徒一人当たりの指導回数が少ない(不十分な)こと	16
情緒障害の児童生徒の増加	11
学校間の連絡(情報共有・申し送り)不足	9
教員の特別支援教育内容についての理解不足	7
コーディネーターの経験や専門性の不足	5
教員の準備室や職員室がない・環境が整っていないこと	4
申請手続きや転学・入室に時間がかかること	4
指導に必要な教材教具の不足	3
利用判定が保留中(グレーゾーン)の児童生徒の支援・指導	3
その他	25

問6 情緒固定学級についてのご意見がありましたらご記入ください。

項目	実数(人)
1. 必要だと思うなどの積極的な意見	94
2. 否定的な意見	35
3. 無回答	104
合計	233

練馬区特別支援教育実施方針（素案）

令和6年（2024年）12月発行

編集・発行 練馬区教育委員会事務局教育振興部学務課

住 所 〒176-8501 練馬区豊玉北6-12-1

電 話 03-5984-1276

ファクス 03-3991-1147

メールアドレス GAKUMUKA@city.nerima.tokyo.jp

令和 6 年 12 月 6 日
土木部 特定道路課
教育振興部 学校施設課

大泉第二中学校の教育環境保全と大泉学園駅南側地区まちづくりの取組方針（素案）について

区では、大泉学園駅南側地区の交通課題の改善やまちの防災性の向上などのため、都市計画道路補助 135・232 号線の整備に向けて取り組んでいる。

同都市計画道路は、既存の大泉第二中学校の敷地内に計画されていることから、教育環境の保全が必要不可欠である。

そこで、令和元年に都市計画、教育、建築等の各分野の委員で構成する有識者委員会から大泉第二中学校の教育環境の保全と道路整備を両立させる方策について、提言をいただき、これを基本として検討を進めてきた。

このたび、大泉第二中学校の教育環境の保全と地域の課題解決に資するまちづくりを着実に進めるため、取組方針（素案）を作成した。今後、地域住民、関係小・中学校保護者などに説明を行い、ご意見を伺ったうえで取組方針を策定する。

1 取組方針（素案）

別添のとおり

2 保護者説明会・オープンハウスの開催

保護者説明会

（日 時） 令和 7 年 1 月 16 日（木） 19 時～20 時 30 分

（会 場） 大泉第二中学校 体育館

（対 象） 大泉第二中学校、大泉第二中学校通学区域内の小学校、幼稚園、
保育園の保護者の方

（周知方法） ・開催案内を学校を通じて電子連絡帳により周知

・幼稚園、保育園を通じて開催案内を配布

オープンハウス

（日 時） 令和 7 年 1 月 17 日（金） 17 時～20 時

1 月 18 日（土） 10 時～16 時

（会 場） 勤労福祉会館 2 階会議室

（対 象） 参加自由

（周知方法） ・開催案内を大泉第二中学校通学区域、再開発促進地区（2 号地区）の全戸に配布

・補助 135・232 号線地区外権利者へ郵送

・区ホームページへ掲載

3 子ども意見の募集

大泉第二中学校、大泉南小学校、大泉東小学校、大泉第六小学校、大泉第二小学校の児童・生徒を対象にタブレットを利用してアンケートを実施。

4 今後のスケジュール

説明会やオープンハウスなどの意見をもとに取組方針（案）をとりまとめ、今年度末を目途に取組方針を策定する。

1 目的と位置付け

策定の目的

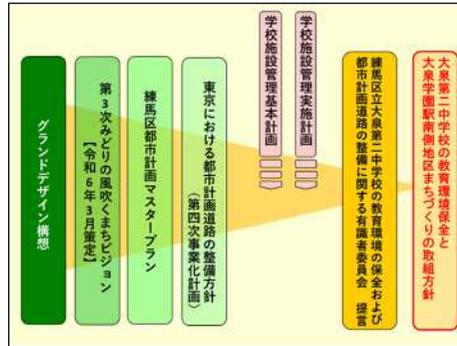
練馬区では、大泉学園駅南側地区に計画されている補助135・232号線について、学芸大通りなどの交通混雑の緩和や安全性確保などのため整備に向けた検討を進めています。

同都市計画道路は、既存の大泉第二中学校の敷地内に計画されていることから、平成28年に、専門的な見地から事業の方向性および方策について検討するため「練馬区立大泉第二中学校の教育環境保全および都市計画道路の整備に関する有識者委員会」を設置し、約3か年にわたり議論を重ね「提言」を取りまとめました。

この提言を踏まえ、大泉第二中学校の教育環境を保全するとともに、地域の課題解決に資するまちづくりを着実に実施していくため、取組方針を策定します。

位置付け

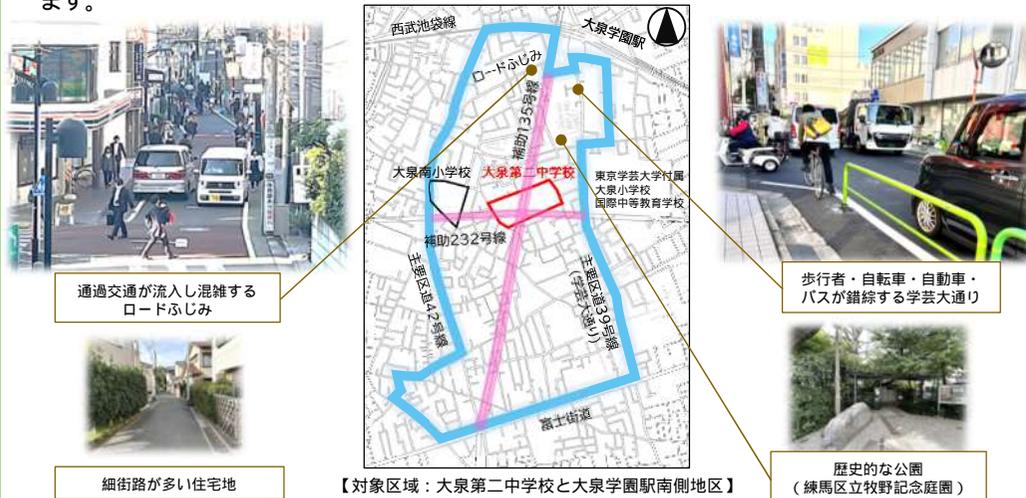
本取組方針は、ランドデザイン構想の実現を目指した区の総合計画である「第3次みどりの風吹くまちビジョン」などにに基づき、今後の区の方針を定めるものです。



取組方針の位置付け

2 当地区の現状と課題

- 当地区では、学芸大通りやロードふじみなどの生活道路に通過交通が流入し、歩行者や自転車の安全確保など交通環境の改善が課題となっています。
- 両都計道の交差点に位置する大泉第二中学校は、築50年程度が経過し、老朽化が進んでいます。
- こうした現状を踏まえ、当地区の課題を抜本的に解決するためには、都市計画道路の整備が不可欠であり、教育環境を保全しつつ、都市計画道路と当地区のまちづくりを進めていく必要があります。



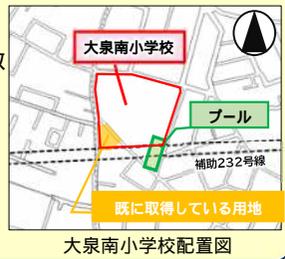
3 取組方針の構成

(1) 大泉第二中学校の教育環境の保全等

大泉第二中学校の取組



- 周辺敷地の一部を取得し、現中学校敷地を含めた土地を活用して中学校を再建します。
 - 校舎は、多目的なスペースの確保や、ICTを活用できる学習環境を確保し、多様な教育活動に対応した施設整備を検討します。また、体育館は従前の2倍程度の広さを確保し、教育環境の向上を図ります。
 - 運動場は、200mトラックが配置できる敷地面積を確保します。
 - 南側用地は、第二運動場として整備し、部活動などでの活用や地域開放を検討します。
 - 南西敷地については、子どもたちの健全育成に資する施設などの整備を検討します。
- 大泉南小学校の取組**
- 都市計画道路の整備にあわせて、既に取得している用地等を活用し、校地の整形化を図ります。



(2) 都市計画道路の整備と地域のまちづくりの推進

都市計画道路の整備

計画幅員 補助135号線 15m 補助232号線 16m

整備効果

- 生活道路への通過交通の流入の減少
- 歩道と車道の構造的な分離による安全性の向上
- 不燃化空間による延焼遮断帯の形成
- 無電柱化による災害時の避難や救護、救援活動の円滑化

地域のまちづくりの推進

- 都市計画道路沿道にふさわしい街並みの誘導や延焼遮断帯の形成による防災性の向上を図ります。
- 住宅地では、みどり豊かで良好な住環境を保全、創出していきます。
- 「まちづくり協議会」を立上げ、まちの将来像などについて地域住民等とともに検討します。
- 今後、大泉学園駅南側地区について、『重点地区まちづくり計画を検討する区域』への指定を検討します。

**大泉第二中学校の教育環境保全と
大泉学園駅南側地区まちづくりの取組方針
(素案)**

令和6年(2024年) 12月

練馬区



図 道路整備後イメージ

目 次

1	目的と位置付け等	1
(1)	目的	1
(2)	対象区域	1
(3)	位置付け	2
(4)	当地区における主な経緯	5
2	当地区の現状と課題	6
3	取組方針の構成	7
(1)	大泉第二中学校の教育環境の保全等	8
(2)	都市計画道路の整備と地域のまちづくりの推進	13
4	今後の進め方	18

1 目的と位置付け等

(1) 目的

練馬区では、地域の交通課題の改善やまちの防災性の向上などのため、遅れている都市計画道路の整備に積極的に取り組んでいます。大泉学園駅南側地区に計画されている補助135・232号線についても、学芸大通りなどの交通混雑の緩和や安全性確保などのため整備に向けた検討を進めています。

同都市計画道路は、既存の大泉第二中学校の敷地内に計画されていることから、平成28年に専門的な見地から事業の方向性および方策について検討するため、「練馬区立大泉第二中学校の教育環境保全および都市計画道路の整備に関する有識者委員会」（有識者委員会）を設置しました。有識者委員会では、約3か年にわたり議論を重ね、令和元年5月に教育環境の保全と都市計画道路の整備方策について提言を取りまとめました。

区では、この提言を踏まえて更なる検討を行い、このたび、大泉第二中学校の教育環境を保全しつつ地域の課題解決に資するまちづくりを着実に実施するため、取組方針を策定します。

(2) 対象区域【大泉第二中学校と大泉学園駅南側地区】

取組方針の対象区域（当地区）は以下の通りです。東大泉5丁目の一部、6丁目の全域、石神井台6丁目の全域を含む、約70haの区域です。



図 取組方針対象区域

(3)位置付け

本取組方針は、グランドデザイン構想の実現を目指した区の総合計画である「第3次みどりの風吹くまちビジョン」などにに基づき、今後の区の方針を定めるものです。

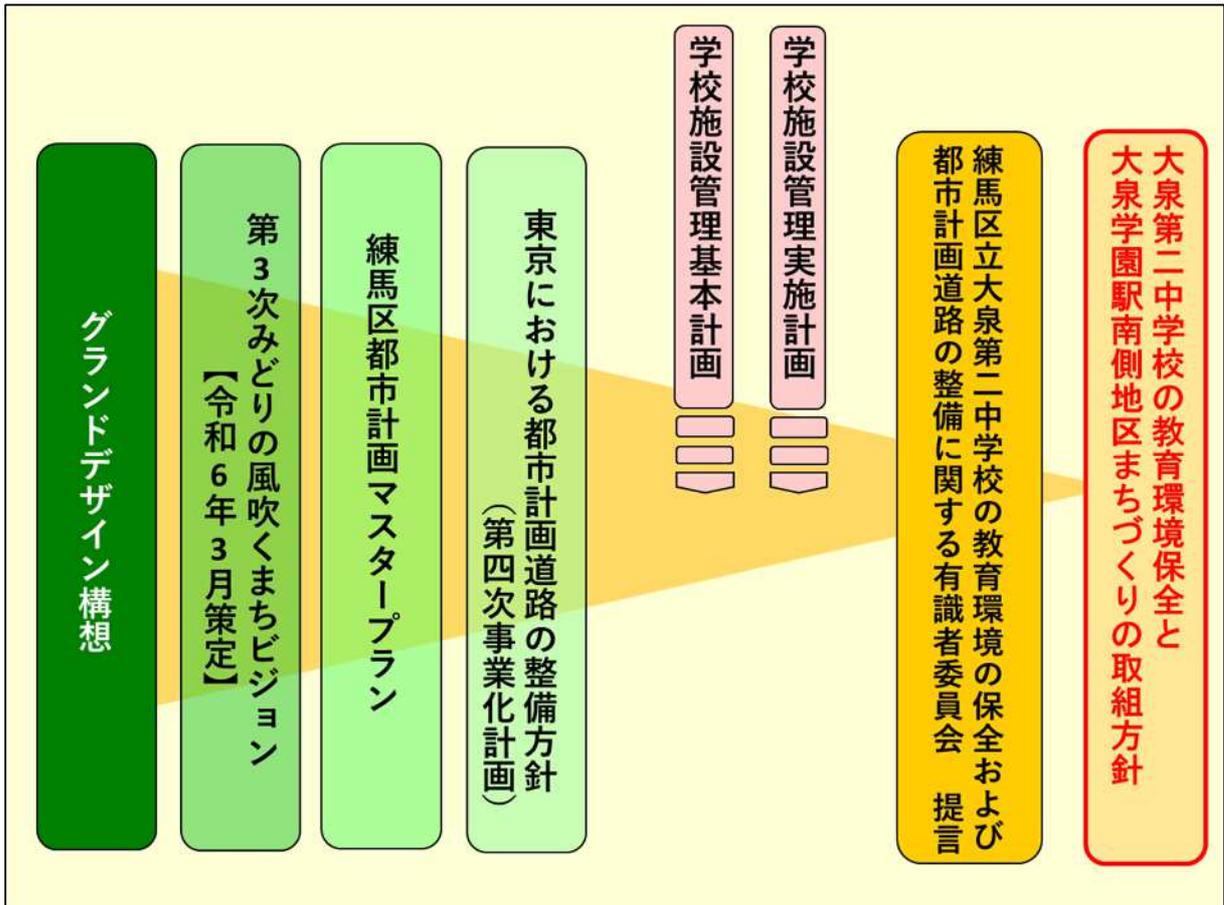


図 取組方針の位置付け

グランドデザイン構想(平成30年6月 策定)

グランドデザイン構想は、練馬区が目指すまちの将来像を区民と共有し、区民とともにまちづくりを進めるために策定しました。

遅れている都市インフラの整備を進め、区民と協働して、練馬区の特徴を活かしたまちづくりに取り組むことにより、潜在力を花開かせ、さらに豊かで美しく、活力のあるまちへ発展させていくものです。

この中では、みどり豊かで快適な空間を演出する道路の実現を目指すこととしています。

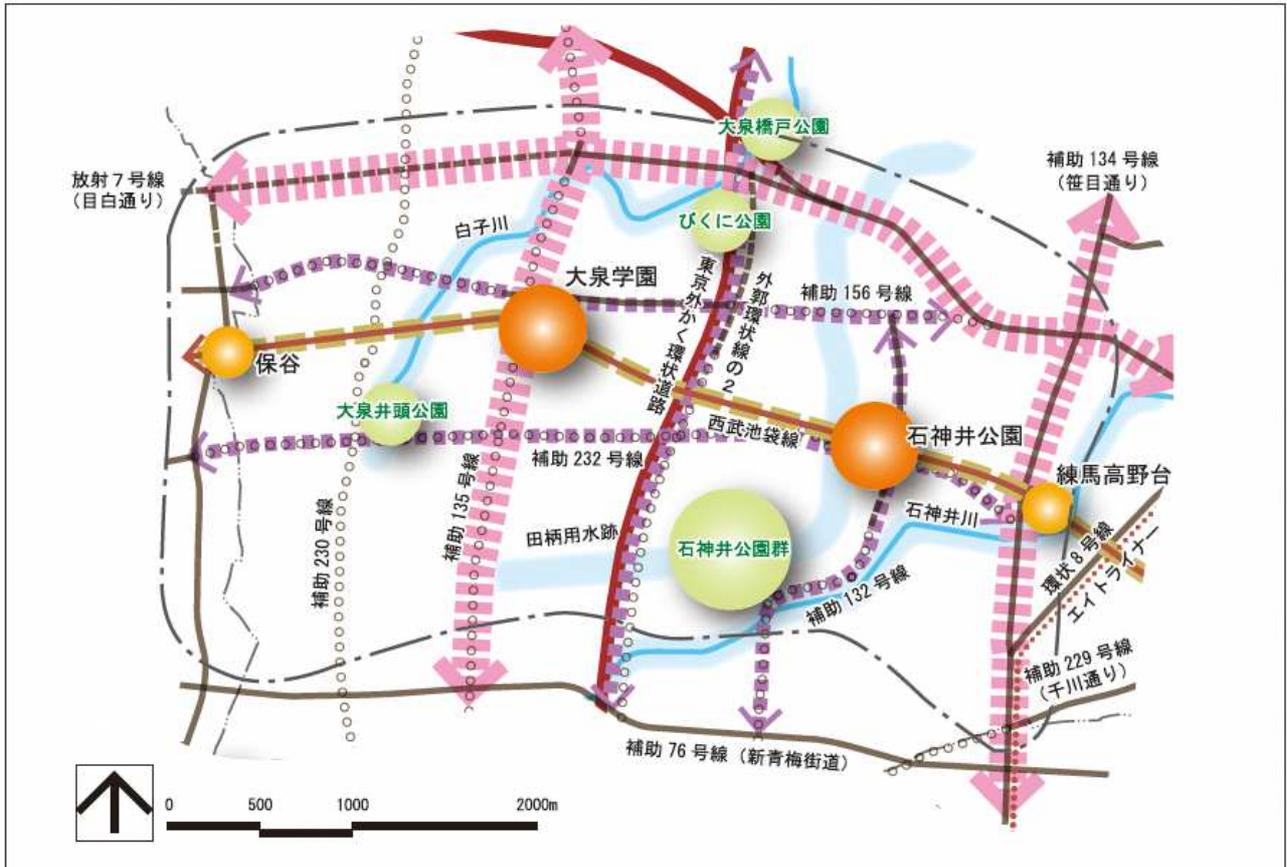


図 グランドデザイン構想より抜粋

練馬区都市計画マスタープラン(平成27年12月 策定)

練馬区都市計画マスタープランにおいて、当地区は「第6地域」に位置し、補助135号線は「都市軸」¹、補助232号線は「主要な交通軸」²としてそれぞれ位置付けられています。両路線は交通ネットワークの形成を図り、補助135号線の延伸に際しては、「沿道利用地区」³として沿道環境に配慮し、中層の集合住宅や沿道型の商業・業務施設の立地を誘導、補助232号線の沿道では、周囲と調和しつつ建物の中層化などを図ることとされています。

- 1 都市軸 : 広域的な交通需要を支える幹線道路(都市計画道路)
- 2 主要な交通軸: 地域交流を図り、生活圏を構成する幹線道路(都市計画道路)および補助的な幹線道路
- 3 沿道利用地区: 幹線道路の沿道等で、土地の高度利用を進め、商業・業務施設の利用を進める地区であり、幹線道路沿道およびその後背地の環境に配慮し、中層の集合住宅や沿道型の商業・業務施設の利用や沿道の防災性にも配慮した土地利用を進めるとしています。



凡例 (将来都市構造)

鉄道	駅 (拠点)	道路	都市計画道路	区市界
— 鉄道	● 練馬の中心核	⇄ 都市軸	— 施行済	- - 地域境界
— 鉄道 (連続立体交差化)	● 地域拠点	⇄ 主要な交通軸	- - 事業中	— 河川
- - 鉄道 (地下鉄)	● 生活拠点	みどり	○ ○ ○ ○ 計画線	— 緑道
● ● ● ● 鉄道 (計画・構想)	● 生活拠点 (候補)	● みどりの拠点		— 緑道 (道路)
		— みどりの軸 (河川)		— 高速道路

図 第6地域 地域構造図 練馬区都市計画マスタープランより抜粋

(4) 当地区における主な経緯

年	主な検討内容
昭和22年	東京都市計画道路幹線街路補助線街路第135号線 都市計画決定
昭和32年	大泉第二中学校の設置告示
昭和41年	東京都市計画道路幹線街路補助線街路第232号線 都市計画決定
平成3年	「第二次事業化計画」 ¹ において、補助135号線（放射6号線～埼玉県境）補助232号線（学芸大通り～補助135号線）が前期事業化予定路線に選定
平成16年	「第三次事業化計画」 ¹ において、補助135号線（放射6号線～練馬区画街路6号線）、補助232号線（学芸大通り～主要区道42号線）が優先整備路線に選定
平成25年	補助135号線整備計画（素案）に関する大泉第二中学校保護者説明会、オープンハウスを開催
平成28年	「大泉第二中学校の教育環境保全と都市計画道路の整備に関する今後の進め方についての説明会」を開催
	有識者委員会を設置
	「第四次事業化計画」 ¹ において補助135号線（放射6号線～練馬区画街路第6号線）、補助232号線（学芸大通り～主要区道42号線）が優先整備路線に選定
平成29年	生活再建支援制度 ² の施行
令和元年	有識者委員会による提言のとりまとめ
令和3年	大泉学園駅南地区を再開発促進地区（2号地区）に指定

1 事業化計画：都市計画道路を計画的、効率的に整備するため、概ね10年間で優先的に整備すべき路線を定めた計画

2 生活再建支援制度：当地区内の補助135、232号線の計画により、将来の生活設計等に困窮している地権者等に対し道路整備の事業化前に用地取得等を行う制度

2 当地区の現状と課題

当地区では、学芸大通りやロードふじみなどの生活道路に通過交通が流入し、歩行者や自転車の安全確保など交通環境の改善が課題となっています。これらの課題を解決し、災害時の緊急車両の円滑な通行を確保するなど、安全・安心なまちづくりを実現するためには、補助135・232号線の整備を進めていく必要があります。

補助135号線は昭和22年に、補助232号線は昭和41年に都市計画決定しました。当地区内の両路線は、東京における都市計画道路の整備方針（第四次事業化計画）において、自動車交通の円滑化や高度な防災都市の実現のため、平成28～37年度（令和7年度）で優先的に整備すべき路線（優先整備路線）に位置付けられています。

一方、大泉第二中学校は現在の位置に昭和32年に開校しました。学校施設は築50年程度経過し、老朽化が進んでいることから、新しい教育に対応するとともに、大泉第二中学校の特徴を活かした環境づくりを目指す必要があります。

また、大泉南小学校は昭和34年に開校しました。敷地内を都市計画道路が通ることから校地の再形成や施設の再設置等が不可欠です。

こうした現状を踏まえ、当地区の課題を抜本的に解決するためには都市計画道路の整備が不可欠であり、教育環境を保全しつつ、都市計画道路と当該地区のまちづくりを進めていく必要があります。

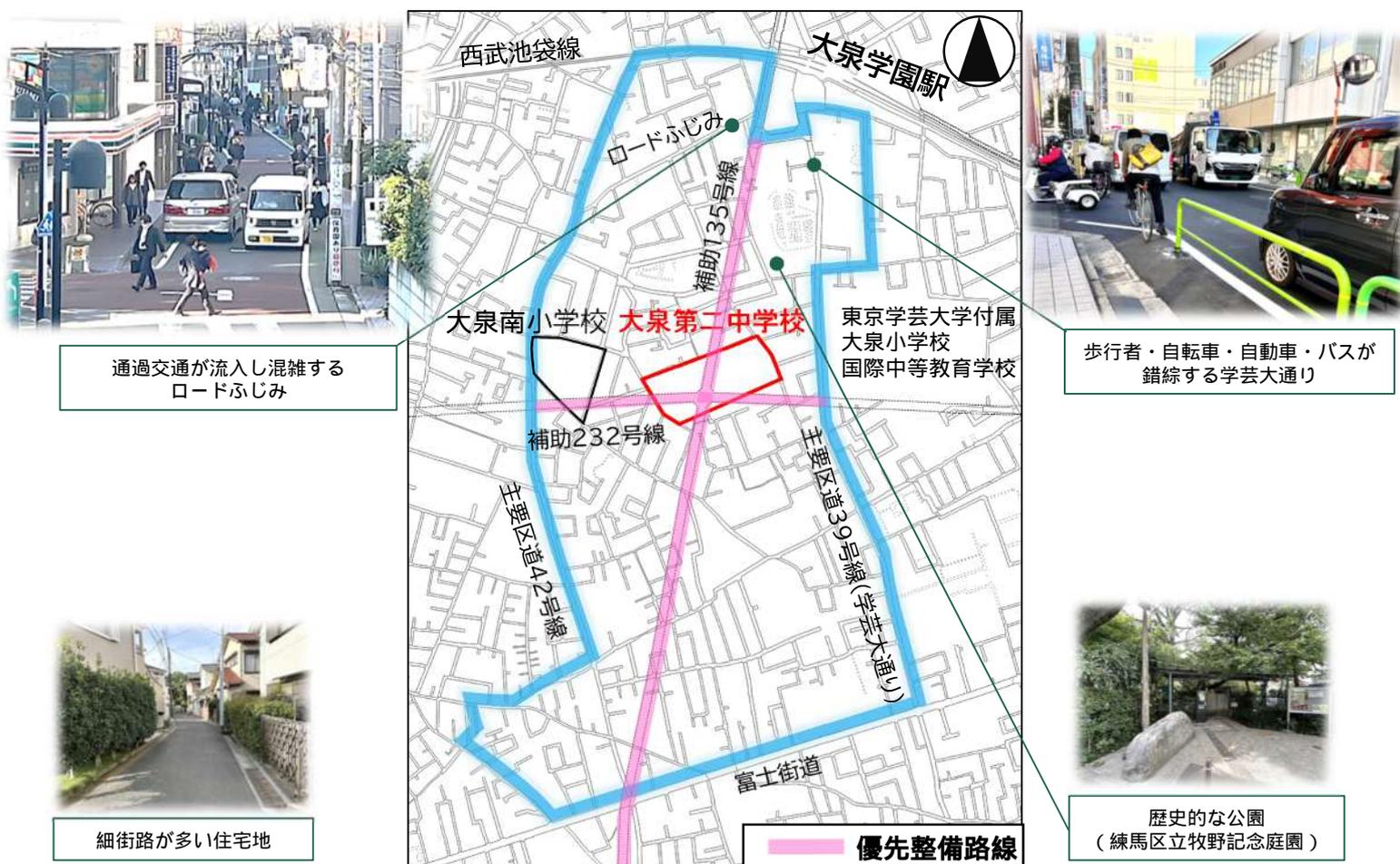


図 当地区の現状

3 取組方針の構成

本取組方針は、下記2つの要素から構成します。

(1) 大泉第二中学校の教育環境の保全等

これまでの教育環境や学校の伝統を守りつつ、子どもたちの学校生活に支障がないよう、望ましい教育施設機能の実現に取り組みます。

(2) 都市計画道路の整備と地域のまちづくりの推進

都市計画道路の整備

交通や防災といった地域の課題について抜本的に解決するために、地域の骨格となる都市計画道路の整備に取り組むとともに、整備に合わせたみどりのネットワークを形成します。

地域のまちづくりの推進

都市計画道路の整備にあわせて、都市計画道路沿道の適正な土地利用の誘導や住環境の保全向上と良好な街並みづくりなどのために、地域のまちづくりの推進に取り組みます。

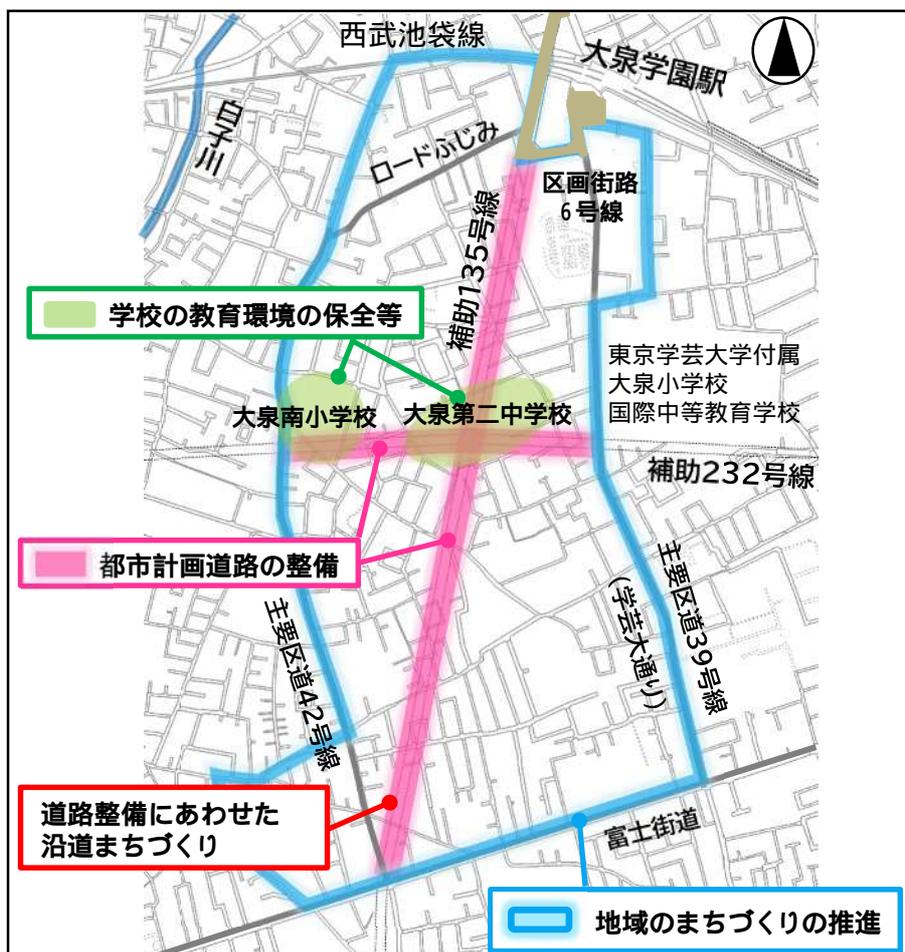


図 取組方針図

(1)大泉第二中学校の教育環境の保全等

大泉第二中学校の取組

取組の方向性

- 大泉第二中学校の特色を活かした環境づくり
文武両道の優れた学校の特色や伝統を活かした教育環境づくりを目指します。
- 地域コミュニティの形成
地域コミュニティの拠点として、地域に開かれた学校を目指し、地域に愛される学校となるよう、皆様のご意見を伺いながら施設整備に向けた検討を進めていきます。



図 都市計画道路整備後の大泉第二中学校イメージパース

■ 再建の方策

周辺敷地の一部を取得し、現中学校敷地を含めた土地を活用して大泉第二中学校を再建します。再建にあたっては、今後の学校施設に求められる機能を整備するとともに、工事中も学校生活への影響を最小限に抑えられるよう配慮します。

また、災害時には避難所となることも踏まえた体育館を整備します。



図 都市計画道路整備後の中学校配置イメージ

■ 校舎の配置に関する概要案

- 西側敷地 新校舎棟【普通教室、特別教室、管理室等】 地上4階建て
- 東側敷地 体育館棟【体育館、武道館、プール等】、運動場 地下1階 地上2階建て
- 道路上空 2階部分に新校舎棟と体育館棟を行き来できる渡り廊下の設置



図 都市計画道路整備後の大泉第二中学校イメージパース



図 都市計画道路整備後の大泉第二中学校イメージパース

- 校舎は、多目的なスペースの確保や、ICT（情報通信技術）を日常的に活用できる学習環境を確保するなど、多様な教育活動に対応した施設の整備を検討します。
- 体育館は従前の2倍程度の広さを確保することにより教育環境の向上を図ります。今後、体育館棟は一般への地域開放等を含めて検討を進めます。
- 運動場は、学校施設管理実施計画で確保を目指すとしてされている150mトラック以上の200mトラックが配置できる敷地面積を確保します。
- 大泉第二中学校の南に位置する用地は、第二運動場として整備し、部活動などでの活用および地域開放を検討します。

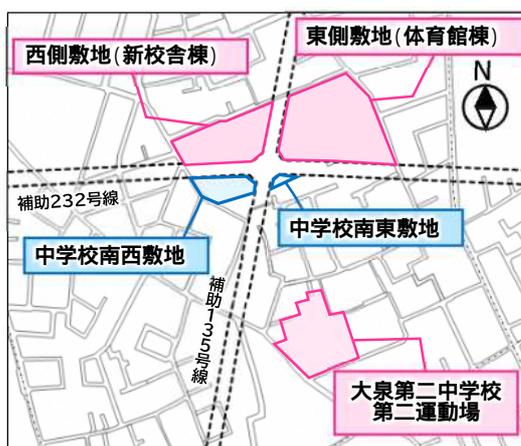


図 敷地構成イメージ図



図 大泉第二中学校第二運動場イメージパース

- 新校舎棟は、現在の運動場（西側敷地）に配置することで、仮設校舎を建てない建替計画を検討します。引っ越しの回数を減らすことで、生徒の負担軽減と工期の短縮を図ります。
- 運動場や体育館、武道場などの体育施設を東側敷地に集約することで、効率的に各体育施設が利用できるようになります。
- 中学校南西敷地は子どもたちの健全育成や、社会状況の変化に伴う区民ニーズ等を考慮した施設などの整備を検討します。
- 中学校南東敷地の活用について、今後、ニーズ等を踏まえながら検討します。

■ これからの時代に対応した施設整備

- 生徒の健康に配慮し、校内の快適性を確保するため、採光、通風、換気、遮音性等に十分配慮した施設整備
- 安全安心な学校生活を送るため、十分な防犯性を備えた施設整備
- 施設のバリアフリー化や、誰もが使いやすいユニバーサルデザインの採用
- 敷地や建物の緑化を推進し、みどり豊かで潤いのある学校空間を目指し、環境教育の一環として、屋上緑化や太陽光発電の発熱量表示パネルの設置を行うなど、環境に配慮したエコスクールの整備
- 甚大な災害から生徒や教職員の人命を守るため、建物は十分な耐震性能を確保し、災害時の避難拠点を目的とした防災機能の強化

■ 練馬区内の事例紹介



都市計画道路に面した学校
【石神井小学校】



学年ラウンジスペース
【豊玉第二中学校】



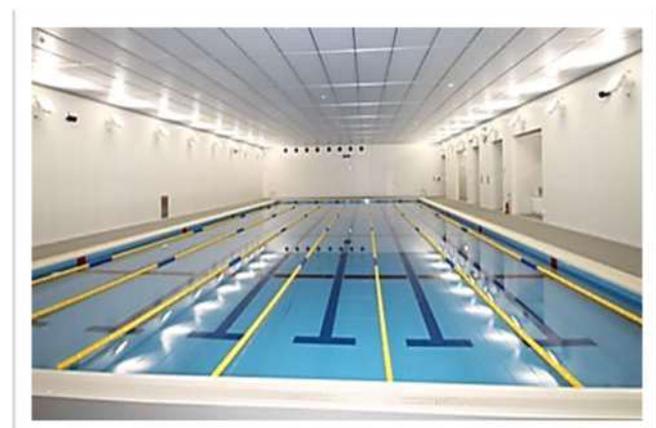
スクールラウンジ【豊玉第二中学校】



ラーニングセンター【豊玉第二中学校】



校舎屋上 【豊玉第二中学校】



屋内プール【石神井東中学校】



体育館【石神井東中学校】

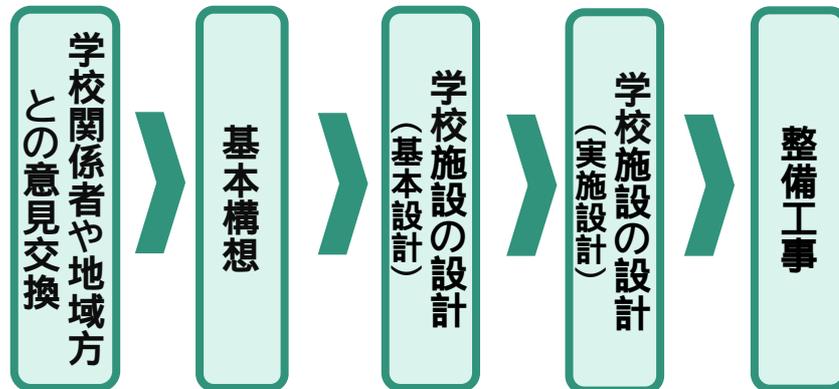


多目的室【下石神井小学校】



バリアフリースイートイレ【上石神井北小学校】

■ 学校の整備までの手順



大泉南小学校の取組

取組の方向性

- **校地の整形化**
都市計画道路の整備にあわせて、既を取得している用地等を活用し、校地の整形化を図ります。
- **施設の再建築**
都市計画道路の整備に伴い、移転が必要となるプールや植栽などについては、移設・整備を検討します。

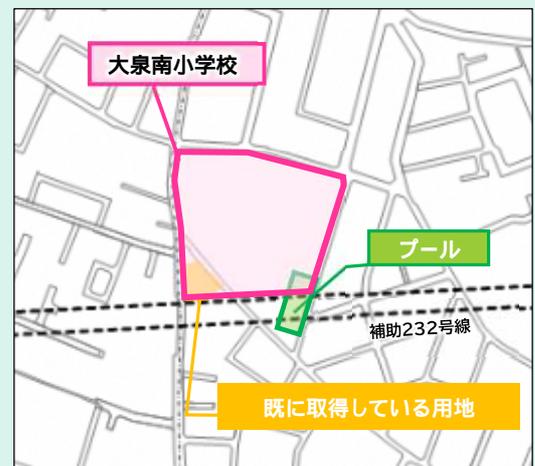


図 都市計画道路整備後の小学校敷地

(2) 都市計画道路の整備と地域のまちづくりの推進

都市計画道路の整備

取組の方向性

- **交通・救護・救援活動の円滑化**
幹線道路の整備を進め、交通混雑の緩和や緊急時における緊急車両等の通行空間の確保によって、防火、救援活動を円滑にします。
- **防災や景観に配慮した道路づくり**
無電柱化を推進し、地区の特性にあった街路樹を植え、沿道の緑化を推進し、みどりのネットワークを形成します。
- **歩行空間の整備**
ユニバーサルデザインに配慮し、誰もが安全に通行できる空間を整備します。



図 グランドデザイン構想より抜粋

都市計画道路の概要

- 計画幅員
補助135号線 15m
補助232号線 16m
- 電線類の地中化による無電柱化の実施
- 街路樹、横断抑止柵の設置 等



図 補助232号線イメージパース

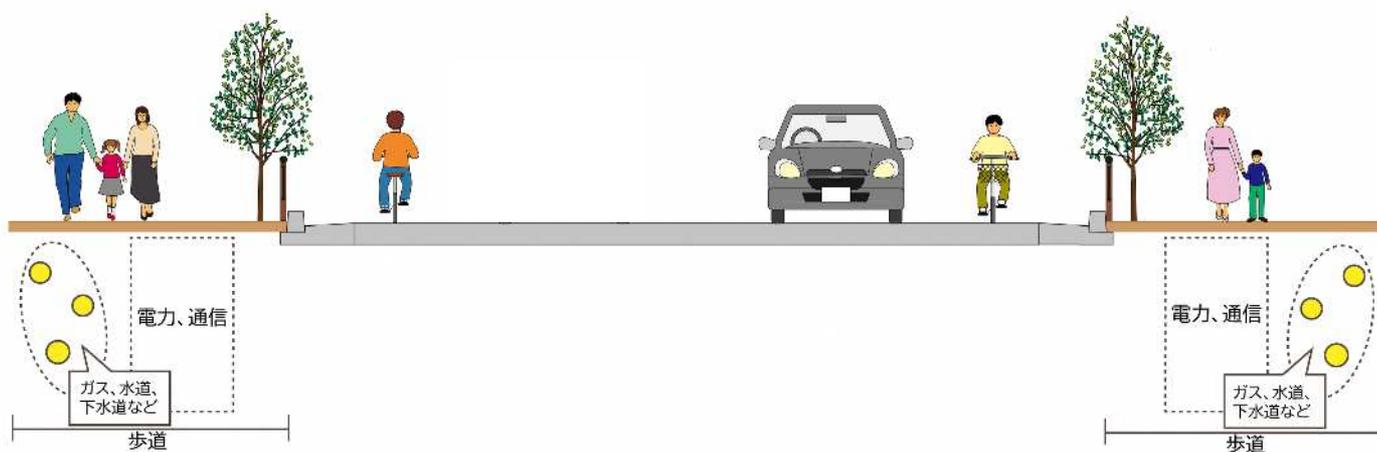


図 都市計画道路整備案(横断図)

都市計画道路の整備効果

当地区においては、次のような整備効果が期待できます。

あわせて、新たに大泉学園駅まで安全に歩行できる動線が生まれます。

【交通】

- **生活道路への通過交通の流入の減少**

都市計画道路へ通過交通の転換を図り、生活道路への流入を減少させることで渋滞や交通事故の抑制を図ります。

- **歩行者などの安全確保**

歩道と車道を分離することで、歩行者、自転車、自動車それぞれの安全・安心を確保し地域の安全性の向上に寄与する整備を行います。

- **歩道のバリアフリー化による歩行空間の移動円滑化**

誰もが安心して歩くことができるように、歩道のバリアフリー化を進めます。

【環境】

- **良好な都市空間の創出**

植栽の設置などにより、道路の緑化を図り良好な環境を確保するとともに騒音などの発生抑制に取り組みます。

【防災】

- **延焼遮断帯の形成**

補助135・232号線は延焼遮断帯に位置付けられており、沿道の建築物の不燃化とともに火災の延焼を阻止する機能を担います。

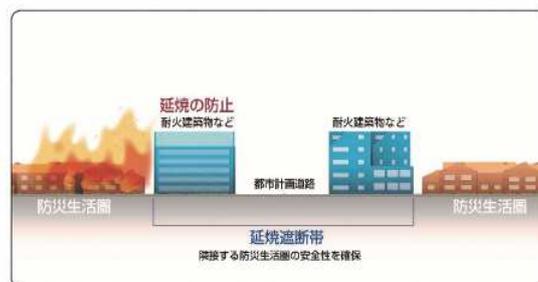


図 防災生活圏と延焼遮断帯のイメージ
防災都市づくり推進計画 基本方針 より抜粋

- **消防活動困難区域の改善**

補助135・232号線を整備することにより、円滑な消防活動ができる空間を確保することで、消防活動困難区域が改善されます。

- **無電柱化による都市防災機能の強化、安全で快適な歩行空間の確保**

安全で快適な通行空間を確保するとともに、震災時の電柱の倒壊による災害時の避難や救援活動に重要な道路が塞がれることがないように、都市計画道路の整備にあわせた無電柱化を進めます。

整備の進め方

早期に事業効果を発揮させるために、段階的に整備を進めます。

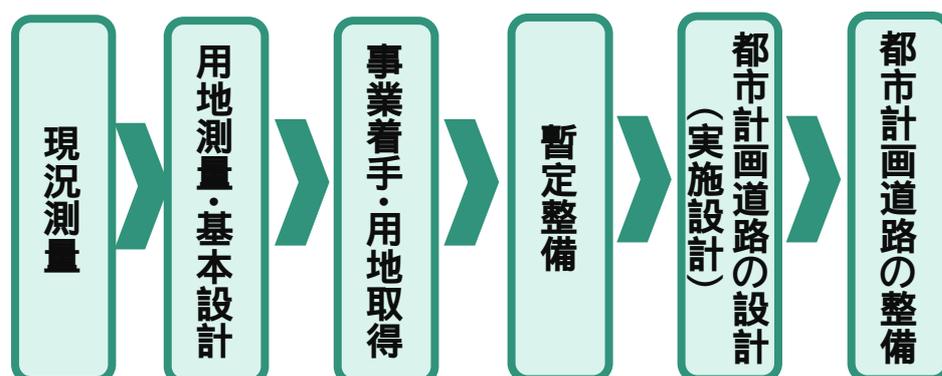
整備区間	路線延長
補助135号線 北側	約470m
補助135号線 南側	約730m
補助232号線 東側	約210m
補助232号線 西側	約300m

学芸大通りやロードふじみなどの交通状況等を踏まえ、区間毎の段階的な整備を検討します。



図 補助135・232号線の延長

整備の手順



地域のまちづくりの推進

取組の方向性

- 都市計画道路の沿道にふさわしい街並みの誘導や延焼遮断帯の形成による防災性の向上を図ります。
- 住宅地では、みどり豊かで良好な住環境を保全・創出していきます。



図 グランドデザイン構想より抜粋

地域のまちづくりに向けて

区では、右図のエリアにおいて『**重点地区まちづくり計画**を検討する区域』への指定を検討していきます。

重点地区まちづくり計画・・・区が、住民等および事業者と協力しながら、重点的かつ積極的に特定の地区のまちづくりを推進するために定める計画。

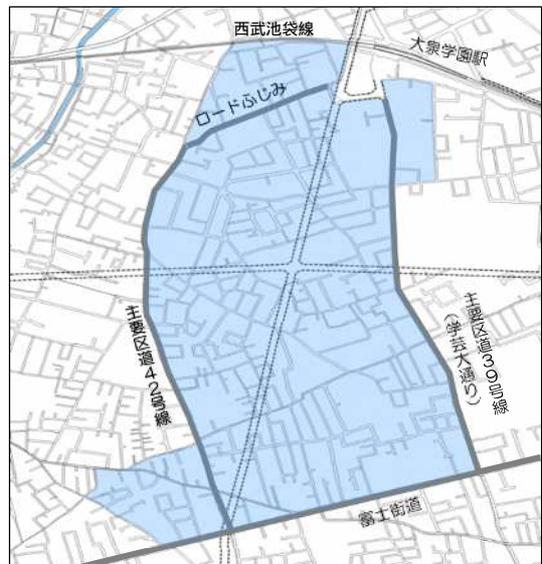


図 重点地区まちづくり計画を検討する区域（案）

今後、具体のまちづくりの検討にあたっては（仮称）まちづくり協議会を立上げ、当地区におけるまちの将来像などについて、地域の皆様とともに話し合いながら進めていきます。

（仮称）まちづくり協議会について

【構成】

地区内の町会や商店会などの代表者や公募により選ばれた方（想定）

【主な検討内容】

- まちの将来像（目指すまちのイメージ）
- 地域の特徴
- 都市計画道路沿道の土地利用
- 地域住民の把握している課題

(仮称)まちづくり協議会において当地区におけるまちの将来像が取りまとめましたら、区は重点地区まちづくり計画の策定に取り組みます。

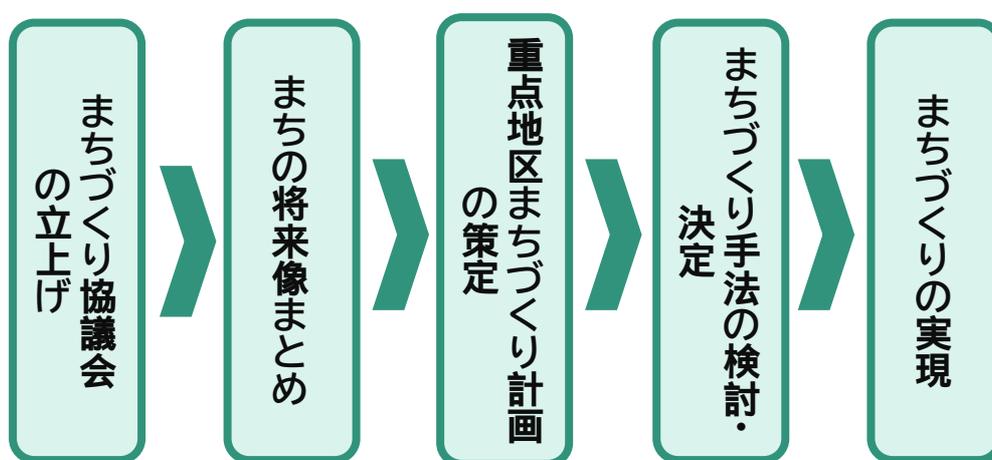
重点地区まちづくり計画の策定後は、計画の実現に向けて地区計画等のまちづくり手法の検討を進めていきます。

地域ならではの魅力を活かしたまちづくりの可能性

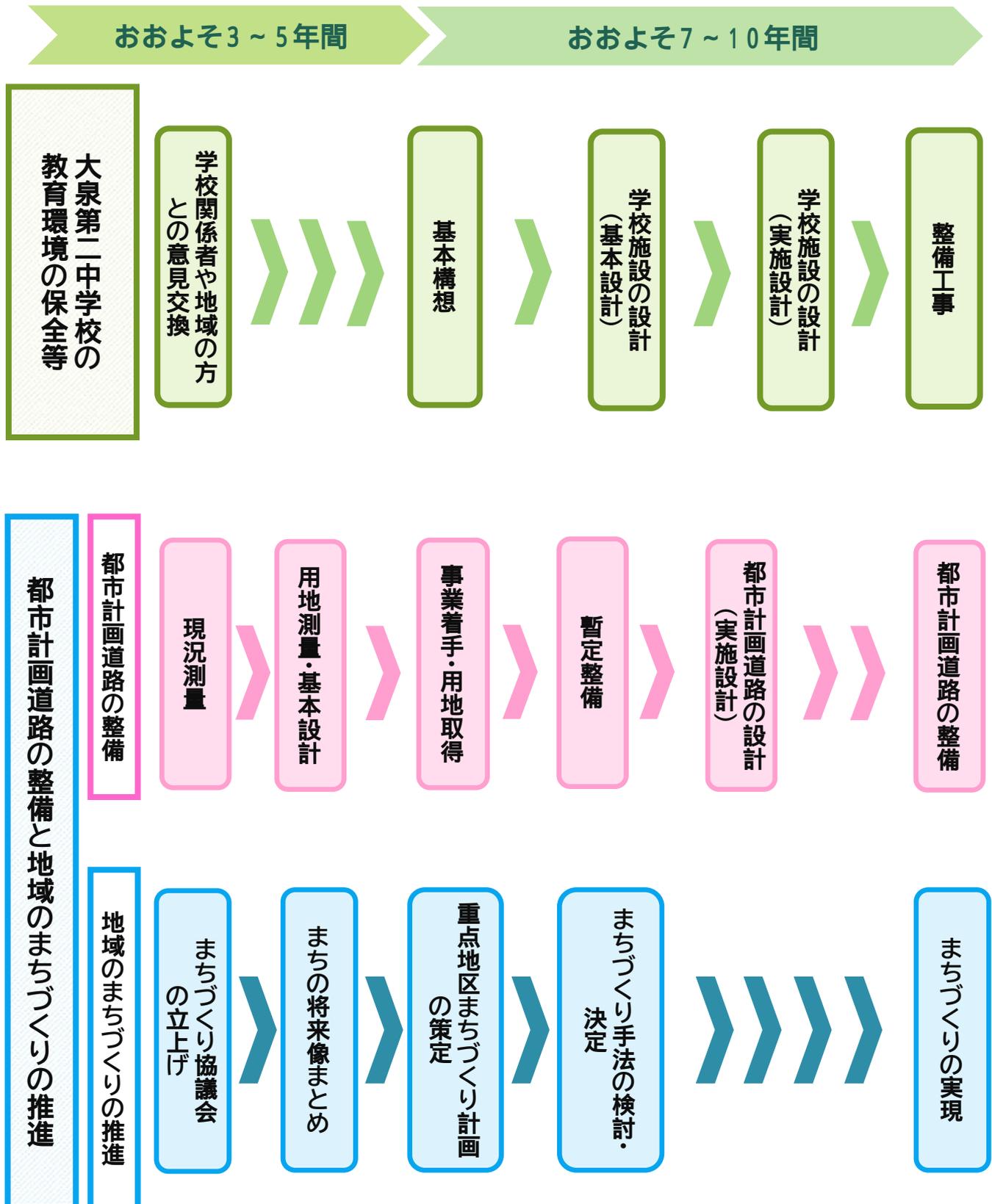
牧野記念庭園や23区内では貴重となっている農地が存在しており、このような地域資源を活かした「**みどり豊かなまち**」や、都市計画道路の整備効果により、生活道路の通過交通が減少することで安心して歩ける空間となることが想定できることから、この空間を活かした「**安全・安心に買い物ができる商店街**」など、地域ならではの様々な魅力を生かせる可能性がある地域です。

地域のまちづくりを進めていくなかで、地域の方が集まり話し合いをしていただく機会を設けていくことで、多角的な視点から地域ならではのまちの魅力を見出し、それを活かしたまちづくりのきっかけとなることが期待できます。

地域のまちづくりの主な手順



4 今後の進め方



この取組方針に関するお問い合わせは、下記までお寄せください。

【都市計画道路・まちづくりについて】

練馬区 土木部 特定道路課 まちづくり担当係

〒176 - 8501 東京都練馬区豊玉北6丁目12番1号

TEL: 03-5984-4765(直通) FAX: 03-5984-1237

E-Mail: D-KEIKAKU27@city.nerima.tokyo.jp

【学校について】

練馬区 教育委員会 事務局 教育振興部 学校施設課管理係

〒176 - 8501 東京都練馬区豊玉北6丁目12番1号

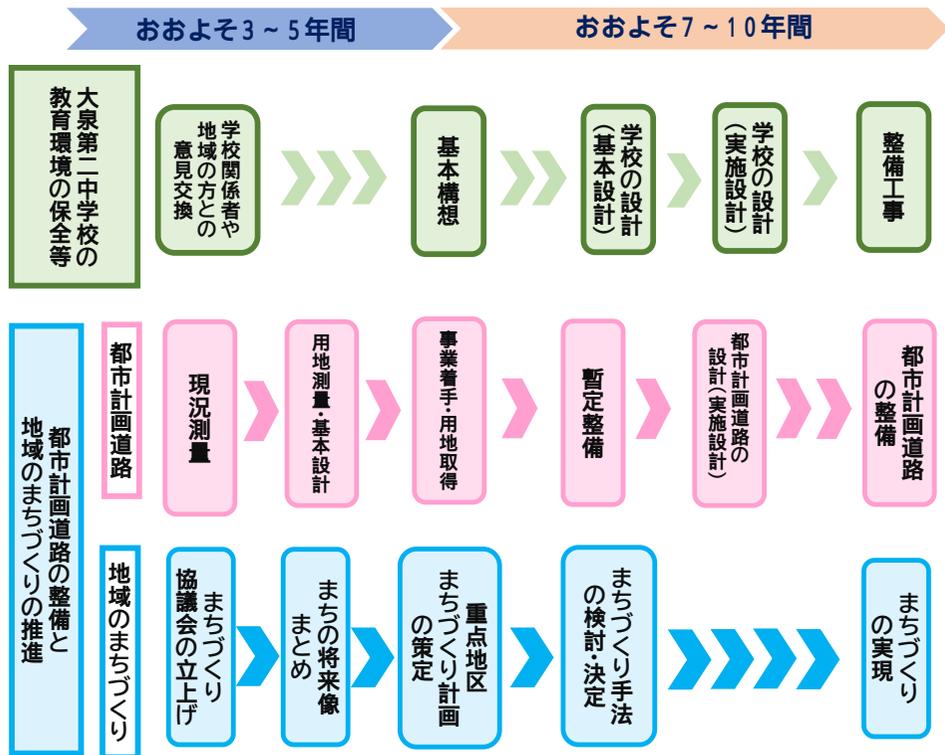
TEL: 03-5984-5723(直通) FAX: 03-5984-1221

E-Mail: SisetuQSYOKU@city.nerima.tokyo.jp

地域のまちづくりの推進

- ・都市計画道路沿道にふさわしい街並みの誘導や延焼遮断帯の形成による防災性の向上を図ります。
- ・住宅地では、みどり豊かで良好な住環境を保全、創出していきます。
- ・「まちづくり協議会」を立上げ、まちの将来像などについて地域住民等とともに検討します。
- ・今後、大泉学園駅南側地区について、『重点地区まちづくり計画を検討する区域』への指定を検討します。

今後の進め方



・ご意見等がございましたら下記へご連絡ください。

【お問い合わせ先】

〒176-8501 東京都練馬区豊玉北6丁目12番1号 練馬区 土木部 特定道路課 まちづくり担当係
(担当) 赤松・渡邊・日高・本間 TEL: 03-5984-4765 (直通) FAX: 03-5984-1237
E-Mail: D-KEIKAKU27@city.nerima.tokyo.jp

大泉学園駅南側地区のまちづくりについては、区のホームページでも紹介しています！

大泉学園駅南側地区



大泉学園駅南側地区のまちづくりに向けて



大泉学園駅南側

2025年1月

みちづくり・まちづくり通信 Vol.9

発行：練馬区 土木部 特定道路課

この通信は、大泉第二中学校通学区域全域および石神井台6丁目の全域に配布しています。

『大泉第二中学校の教育環境保全と大泉学園駅南側地区まちづくりの取組方針(素案)』に関するオープンハウス、個別相談会を開催します！

練馬区では、地域の交通課題の改善やまちの防災性の向上などのため、遅れている都市計画道路の整備に積極的に取り組んでいます。大泉学園駅南側地区に計画されている補助135・232号線についても、学芸大通りなどの交通混雑の緩和や安全性確保などのため整備に向けた検討を進めています。

同都市計画道路は、既存の大泉第二中学校の敷地内に計画されていることから、平成28年に専門的な見地から事業の方向性および方策について検討するため、「練馬区立大泉第二中学校の教育環境保全および都市計画道路の整備に関する有識者委員会」（有識者委員会）を設置しました。有識者委員会では、約3か年にわたり議論を重ね、令和元年5月に教育環境の保全と都市計画道路の整備方策について提言を取りまとめました。

区では、この提言を踏まえて更なる検討を行い、このたび、大泉第二中学校の教育環境を保全しつつ地域の課題解決に資するまちづくりを着実に実施するため取組方針（素案）を作成したので、地域の皆様にお知らせいたします。

日時

オープンハウス

1月17日(金)17:00～20:00
1月18日(土)10:00～16:00

地域のみなさまに取組方針（素案）の内容や整備イメージについて、パネルやイラスト等を使って職員が個別にご説明するとともに、ご意見をいただく場です。オープンハウスは予約不要です。上記の開催時間のうち、ご都合の良い時間にお越しください。

用地補償 個別相談会 1月19日(日)10:00～16:00

都市計画道路の計画区域内に土地や建物をお持ちの方に対し、用地等に関する一般的な補償内容や『生活再建支援制度』について、ご説明いたします。用地補償個別相談会は、事前予約制とさせていただきます。裏面のお問い合わせ先まで電話等でお申し込みください。

生活再建支援制度：補助135・232号線道路整備の事業化に至る以前において、将来の生活設計等に困りの地権者等の方に対し、都市計画道路の計画区域内の土地の取得と土地に存する建物、工作物等の移転にかかる損失の補償を行う制度

場所

区立勤労福祉会館 2階 会議室

住所：練馬区東大泉五丁目40番36号

(駐車場はございませんので、お車での来場はお控えください。)

別途、大泉第二中学校、大泉第二中学校通学区域内の小学校・保育園・幼稚園の保護者の方々を対象とした説明会を予定しています。

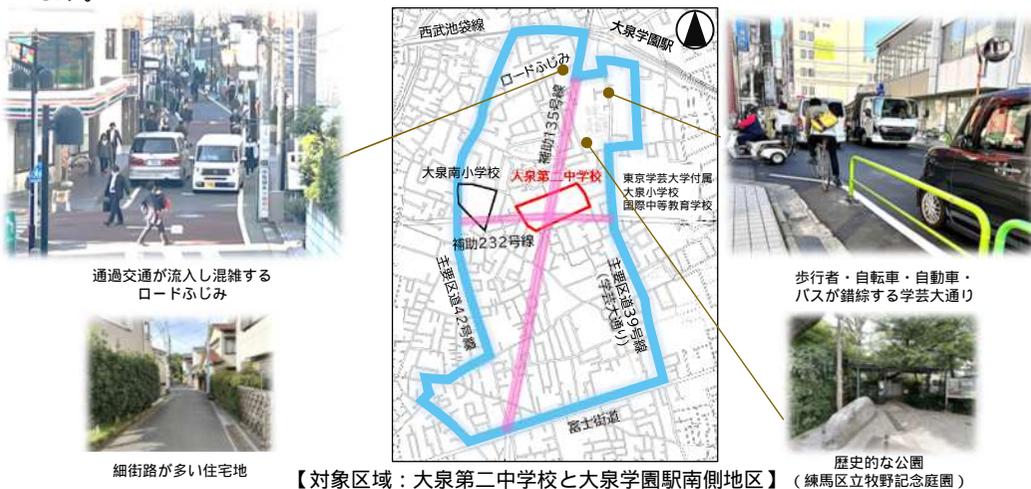
【案内図】



大泉第二中学校の教育環境保全と大泉学園駅南側地区まちづくりの取組方針(素案)の概要

当地区の現状と課題

- 当地区では、学芸大通りやロードふじみなどの生活道路に通過交通が流入し、歩行者や自転車の安全確保など交通環境の改善が課題となっています。
- 両都計道の交差部に位置する大泉第二中学校は、築50年程度が経過し、老朽化が進んでいます。
- こうした現状を踏まえ、当地区の課題を抜本的に解決するためには、都市計画道路の整備が不可欠であり、教育環境を保全しつつ、都市計画道路と当地区のまちづくりを進めていく必要があります。



取組方針の構成



(1) 大泉第二中学校の教育環境の保全等

これまでの教育環境や学校の伝統を守りつつ、子どもたちの学校生活に支障がないよう、望ましい教育施設機能の実現に取り組みます。

(2) 都市計画道路の整備と地域のまちづくりの推進

都市計画道路の整備
交通や防災といった地域の課題について抜本的に解決するために、地域の骨格となる都市計画道路の整備に取り組むとともに、整備にあわせてみどりのネットワークを形成します。

地域のまちづくりの推進
都市計画道路の整備にあわせて、都市計画道路沿道の適正な土地利用の誘導や住環境の保全向上と良好な街並みづくりなどのために、地域のまちづくりの推進に取り組みます。

取組方針の構成

(1) 大泉第二中学校の教育環境の保全等

大泉第二中学校の取組



- 周辺敷地の一部を取得し、現中学校敷地を含めた土地を活用して中学校を再建します。
- 校舎は、多目的なスペースの確保や、ICTを活用できる学習環境を確保し、多様な教育活動に対応した施設整備を検討します。また、体育館は従前の2倍程度の広さを確保し、教育環境の向上を図ります。
- 運動場は、200mトラックが配置できる敷地面積を確保します。
- 南側用地は、第二運動場として整備し、部活動などでの活用や地域開放を検討します。
- 南西敷地については、子どもたちの健全育成に資する施設などの整備を検討します。

大泉南小学校の取組

- 都市計画道路の整備にあわせて、既に取得している用地等を活用し、校地の整形化を図ります。



(2) 都市計画道路の整備と地域のまちづくりの推進

都市計画道路の整備

計画幅員 補助135号線 15m 補助232号線 16m

整備効果

- 生活道路への通過交通の流入の減少
- 歩道と車道の構造的な分離による安全性の向上
- 不燃化空間による延焼遮断帯の形成
- 無電柱化による災害時の避難や救護、救援活動の円滑化



令和 6 年 12 月 6 日
教育振興部光が丘図書館

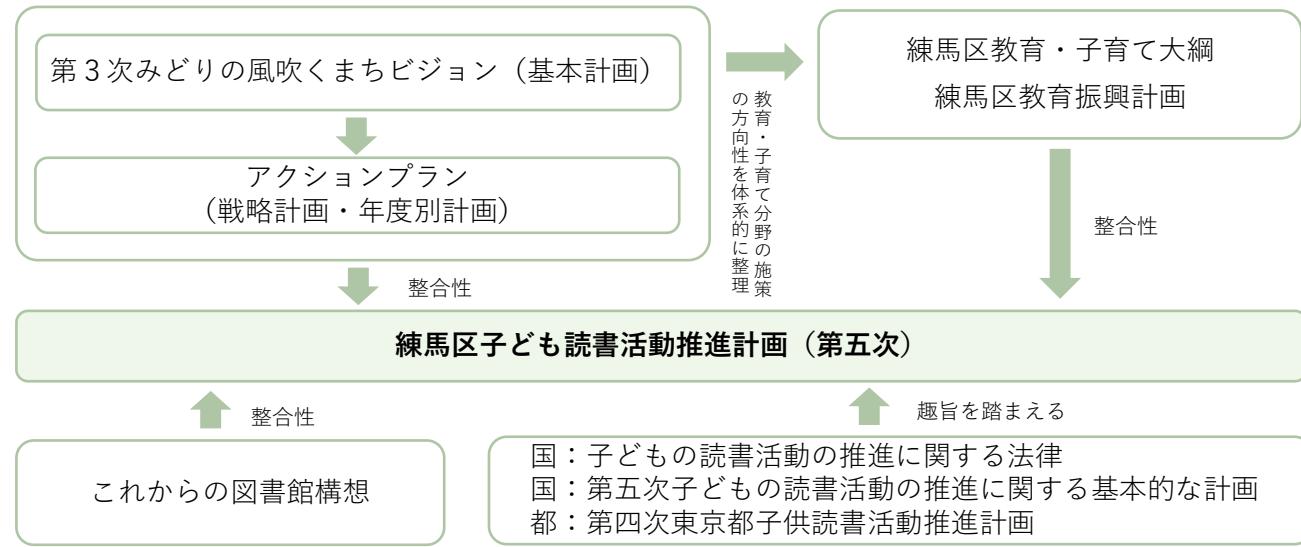
練馬区子ども読書活動推進計画（第五次）（素案）について

令和 2 年 3 月に策定した「練馬区子ども読書活動推進計画（第四次）（令和 2 年度～6 年度）」の取組状況や課題を踏まえ、「練馬区子ども読書活動推進計画（第五次）（令和 7 年度～11 年度）」（素案）を取りまとめた。ついては下記のとおり策定する。

記

- 1 練馬区子ども読書活動推進計画（第五次）（素案）
別添のとおり
- 2 区民意見反映制度に基づく意見の募集
 - （1）周知方法
 - ア ねりま区報（12 月 11 日号）への掲載
 - イ 区ホームページへの掲載
 - ウ 区民情報ひろば、区民事務所（練馬を除く）、図書館（南大泉図書館分室を含む）での閲覧
 - エ 区立小中学校用タブレットパソコンの「ブックマーク」での閲覧
 - オ 児童館での閲覧
 - （2）意見の募集期間
令和 6 年 12 月 11 日（水）から令和 7 年 1 月 15 日（水）まで
 - （3）意見の提出方法
持参、郵送、ファクス、電子メール、LoGo フォーム（電子申請サービス）
- 3 今後の予定
 - 令和 7 年 3 月 計画（案）を報告
 - 3 月末 策定

1 計画の位置づけ



2 改定の趣旨

- (1) 第四次練馬区子ども読書活動推進計画（R2～6年）の成果と課題を踏まえて、さらなる読書活動推進のために**第五次計画（R7～11年）を策定する**。
- (2) 「子どもの読書活動の推進に関する法律」に基づき、文部科学省が令和5年3月に策定した「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（第五次）」の趣旨を踏まえ、区における計画を策定（法令上は努力義務）。

3 今後のスケジュール

年 月	実施内容
令和6年12月	文教児童青少年委員会・教育委員会へ素案を報告
12月～令和7年1月	パブリックコメントの実施
3月	文教児童青少年委員会・教育委員会へ案を報告、計画策定

4 国・東京都の計画の概要

国 第五次計画

- (1) 計画期間 R5～9年度まで
- (2) 基本的方針
- ①不読率の低減
 - ②多様な子どもたちの読書機会の確保
 - ③デジタル社会に対応した読書環境の整備
 - ④子供の視点に立った読書活動の推進

都 第四次計画

- (1) 計画期間 R3～7年度まで（R7年度以降に次期計画を検討）
- (2) 基本方針
- ・学校、図書館、家庭、行政が連携して読書環境を整備、主体的な読書活動を発達段階に応じて推進
 - ・次の4つを計画の目指すものとする
 - ①乳幼児期からの読書週間の形成
 - ②学習の基盤となる資質・能力の育成のための読書活動の推進
 - ③特別な配慮を必要とする子供の読書環境整備の推進
 - ④読書の質の向上

5 アンケートから見た区の課題

- ・子どもの読書状況の把握に努め、次期計画への反映や、新規取組の検討を目的として**読書に関するアンケートを実施**
- ・対象は、区内全小中学校に通う、小2、小5、中2、区内都立高等学校に通う生徒
- ・回答件数は、小中学生、高校生の対象者数 17,144人 うち回答者数 9,974人（回答率58.2%）

- 課題① 学年が上がるにつれ不読率が上昇**
 - 1か月に全く本を読まない割合は、小・中学生が5～10%なのに対して、高校生は40%弱。
- 課題② 図書館の居場所機能への期待の高まり**
 - 理想の図書館は「誰かの居場所になれる図書館」。
- 課題③ 電子図書館サービス導入への期待**
 - 電子書籍はマンガ・小説に次いで「趣味の本」、「調べ学習の本」に需要。学年が上がると「ライトノベル」の人気も高い。
- 課題④ 友達との交流の場としての機能充実の要望**
 - 中高生の7割が図書館での会話を許容。

6 計画の体系

子どもの読書に関するアンケートの集計結果を踏まえ、施策を検討した。

基本目標

自ら読書に親しみ、夢や希望を持ち、未来を切り拓く子どもたちの育成

基本方針

- ① 自ら学ぶ喜びを知り、探究する姿勢の獲得の支援
- ② 誰もが等しく読書に親しむことができる環境の整備
- ③ デジタル社会に対応した読書環境の整備
- ④ 子どもの視点に立った読書活動の推進

I 家庭	II 学校	III 図書館	IV 地域
<p>施策1 ブックスタートの充実</p> <p>施策2 家読（うちどく）の推進</p> <p>施策3 家庭読書に適した資料の充実</p>	<p>施策1 学校図書館の充実</p> <p>施策2 小中学校における読書指導の充実</p> <p>施策3 高校生年代への読書活動の啓発</p>	<p>施策1 子どもに身近な読書環境の整備</p> <p>施策2 読書活動への関心を高める事業の充実</p> <p>施策3 中高生年代の読書活動の推進</p> <p>施策4 読書活動に関わる人材の技術向上</p> <p>施策5 多様な子どもの読書活動推進</p> <p>施策6 子どもに寄り添った図書館づくりの推進</p>	<p>施策1 地域施設での読書活動の推進</p> <p>施策2 多様な子どもたちへの支援</p> <p>施策3 関係団体との連携・取組の充実</p> <p>施策4 読書活動の推進の基盤づくり</p>

区内では多くのひとが、読書を通じて子どもたちの成長に関わっています。

家庭での幼い子どもに向けた読み聞かせ、**学校**で友達ととり交わす物語の感想、聞き手の想像力を刺激し深い感動を与える**地域**の方々によるおはなし会。

そして、**図書館**はこれらの方々により育まれてきた地域文化の成果といえます。この地域で培ってきた文化資産をまた地域に還元していくことで、相互に支え、学びあい、さらなる文化的成熟を遂げていきます。



第五次計画では、4つのリーディングプロジェクトを設定し、計画を推進します。

家読（うちどく）をはじめませんか？

家庭 **家読ってなあに？**



家読は、家族などで同じ本を読んで、感じたことを共有する取組です。本を媒介に家族が話し合い、絆が深まります。図書館では家読ノートや推薦図書リストを配布します

授業で電子書籍を使えるようにします

学校 **朝読書も電子書籍で！**



R7年1月から電子図書館サービスを開始します。区立全小中学生に電子図書館のアカウントをお配りします。中高生向けの電子書籍も充実させていきます。

4つの施策をリーディングプロジェクトとして展開していきます

居心地のよい図書館になります

図書館 **おしゃべりOK**

館内で声を出しても大丈夫な時間や場所を設定します。小さな子ども連れの保護者向けには午前中、放課後の中高生向けには決まった曜日の夕方など、実施の方法を検討していきます。



地域の様々な居場所で読書を楽しめるようにします

地域 **学校になじめない子も**

居場所の必要な子も

不登校児童生徒のための教室や中高生の居場所事業で団体貸出など読書活動を支援します。また、日本語を母語としない子どもにも支援をします。



第五次計画の基本目標と主な取組

基本目標

自ら読書に親しみ、夢や希望を持ち、未来を切り拓く子どもたちの育成

基本目標の実現に向けて、
四つの基本方針に基づく事業を展開

基本方針

自ら学ぶ喜びを知り、
探求する姿勢の獲得の支援



誰もが等しく読書に親しむことができる環境の整備



デジタル社会に対応した読書環境の整備



子どもの視点に立った読書活動の推進



I 家庭

- ・未就学児が読書を身近に感じられる環境の整備 継続
- ・家読（うちどく）の推進 新規
- ・ブックスタートの充実 継続

- ・図書館資料の郵送サービス 継続

- ・アクセシブルな電子書籍の取扱い 新規

- ・オーディオブックの取扱い 新規

II 学校

- ・学校司書の充実 新規
- ・放課後における読書活動の充実 継続
- ・学校図書館の地域活用 継続

- ・特別支援学校等児童生徒の図書館見学等の受入 継続

- ・全児童生徒への電子図書館アカウント付与 新規
- ・地域資料のデジタルアーカイブ化 新規

- ・児童生徒の意見を取り入れた外国語資料の充実 新規
- ・児童生徒による主体的な図書館づくりの支援 新規

III 図書館

- ・ブック・アート・キッズスペースの設置 新規
- ・多様な読書事業の推進 継続
- ・中高生年代の読書環境の整備（英語多読等） 新規

- ・やさしい日本語を用いた図書を展示するりんごの棚の充実 新規

- ・電子図書館サービスの充実 新規
- ・図書館ホームページの充実 継続

- ・青少年の意見を取り入れた図書館づくりの推進 新規
- ・会話などを楽しめる時間帯やスペースの提供 新規
- ・高校生年代によるおすすめ本などの情報発信 新規
- ・図書館コンシェルジュサービスの検討 新規

IV 地域

- ・地域施設の読書環境の整備 継続

- ・働くことへ不安を持つ若者への支援 新規

- ・アウトリーチの充実 新規

- ・地域施設等との連携 継続

- ・よみきかせ等ボランティアと施設のマッチング事業 新規

- ・地域団体と図書館の連携の強化 継続

- ・居場所を必要とする子どもに向けた読書活動支援 新規

練馬区子ども読書活動推進計画（第五次）素案

令和7年度（2025年度）～令和11年度（2029年度）

～読書で築く ねりまの子どもたちの未来～

令和6年（2024年）12月

練馬区教育委員会

目次

第1章 練馬区子ども読書活動推進計画(第五次)の基本的な考え方	3
1 子どもの読書活動の意義	4
2 計画の位置づけ	5
3 計画の期間	5
4 計画の対象となる子どもの年齢	5
5 計画の推進体制	6
第2章 子ども読書活動における現状と課題	7
1 区を取り巻く状況	8
2 これまでの区の実施状況	12
3 子どもの読書に関するアンケート	20
第3章 計画の基本目標と取組の体系	27
第4章 第五次計画目標指標	31
第5章 子どもの読書活動推進のための取組	36
家庭	38
1 ブックスタート事業の充実	38
2 家読(うちどく)の推進	39
3 家庭読書に適した資料の充実	41
学校	43
1 学校図書館の充実	44
2 小中学校における読書指導の充実	45
3 高校生年代への読書活動の啓発	47

図書館	50
1 子どもに身近な読書環境の整備.....	50
2 読書活動への関心を高める事業の充実.....	52
3 中高生年代の読書活動の推進.....	53
4 読書活動に関わる人材の技術向上.....	55
5 多様な子どもの読書活動の推進.....	56
6 子どもに寄り添った図書館づくりの推進.....	58

地域	60
1 地域施設での読書活動の推進.....	60
2 多様な子どもへの支援.....	62
3 関係機関との連携・取組の推進.....	63
4 読書活動推進の基盤づくり.....	64

練馬区子ども読書活動推進計画（第五次）取組項目 担当課一覧表	66
<用語説明>.....	70
資料編	75
資料1 提言	
資料2 練馬区子ども読書活動推進計画（第五次）の策定経過	
資料3 子どもの読書活動の推進に関する法律	
資料4 視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律	
資料5 こども基本法	
資料6 練馬区子ども読書活動推進会議設置要綱	
資料7 第11・12期練馬区子ども読書活動推進会議委員名簿	
資料8 練馬区子ども読書活動推進計画策定検討委員会設置要綱	
資料9 練馬区子ども読書活動推進計画策定検討委員会名簿	
資料10 子どもの読書に関するアンケートの集計結果について	
資料11 読書に関するアンケート（小学5年生版）	

第1章

練馬区子ども読書活動推進計画(第五次)の基本的な考え

- 1 子どもの読書活動の意義
- 2 計画の位置づけ
- 3 計画の期間
- 4 計画の対象となる子どもの年齢
- 5 計画の推進体制

1 子どもの読書活動の意義

子どもの読書活動は、「子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないもの」です。（「子どもの読書活動の推進に関する法律」第2条より）

子どもたちは読書を通じて多くの知識を得て、彩りにあふれる豊沃たる世界に触れ、自ら学ぶ喜びを知り、探究する姿勢を獲得することができます。読書により養われる豊かな語彙や自分らしい表現力は、学びの基礎を築きます。また、読書そのものの楽しさを感じ、満足感、達成感を味わうことは、生涯にわたる学びの喜びや、夢や目標のある、充実した人生の礎となります。

子どもは、乳幼児期に保護者からの読み聞かせを通じて、同一のものにまなざしを向け、認識や感情を共有することで言語を学び、保護者との深い信頼関係を築きます。この経験が、快い本との出会いとなり、読書の楽しみを知る重要な第一歩となります。

小学生になると、文字を覚え、次第に一人でも本を読めるようになります。中学年、高学年になるにつれ、想像力や集中力も鍛えられ、好みや目的に応じた本を選んで長い文章にも取り組めるようになってきます。この時期に豊かな読書体験を得ることで、読書が生活の楽しみとなり、その後の人格形成にも影響を与えます。

中学生・高校生などの青少年期になると、思考や態度は抽象的、論理的になり、自我同一性が確立されるといわれます。興味・関心は多様な広がりを持ち、読書においても幅広い需要に応えられるような多様なサービスを提供したり、関心ある分野への理解の深化を支えられるよう、読書環境を整備していく必要があります。

また、支援を要する子どもに対しては、誰ひとり取り残すことなく、読書の楽しみに触れて、情操を育み、多様な特性に応じて子どもの可能性を引き出すことが重要です。

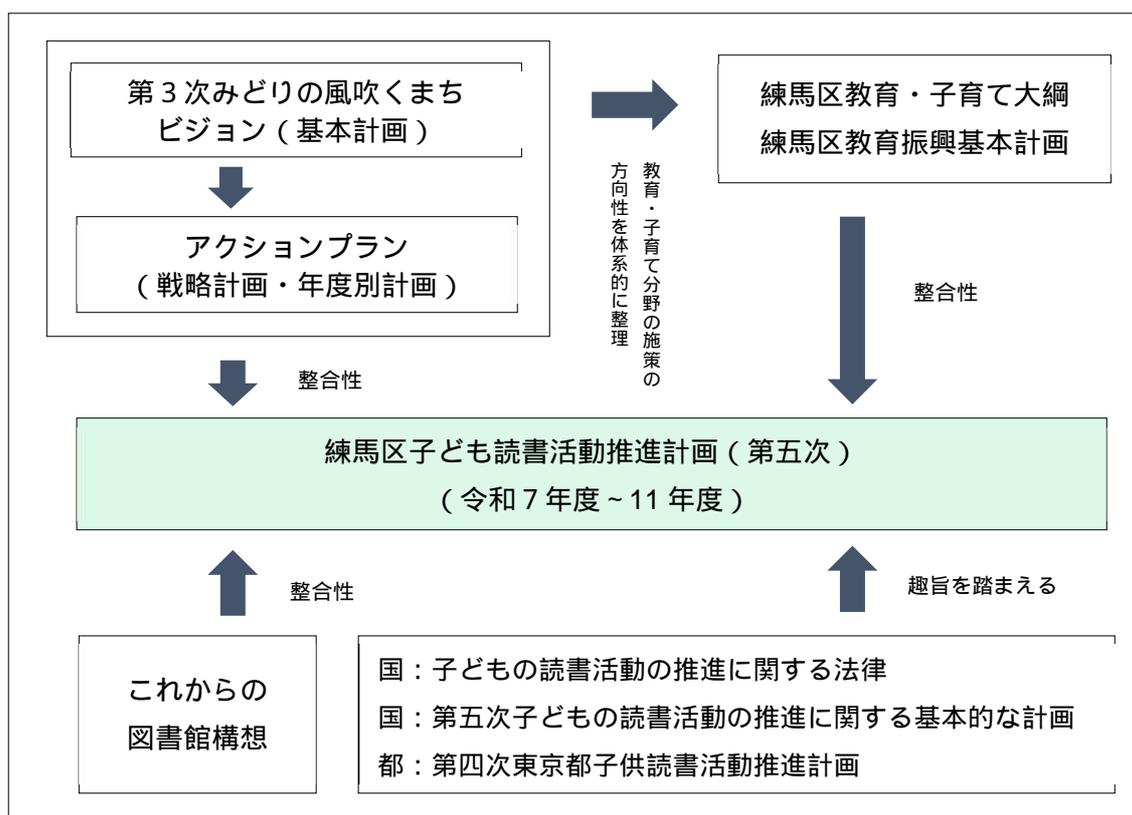
それぞれの年代の子どもに応じた支援を行い、子どもたちが読書することを好きになり、魅力あるさまざまな本との出会いや心躍る読書体験のきっかけを提供できるよう、家庭・学校・図書館・地域が一丸となり子どもの読書活動を推進することが必要です。

2 計画の位置づけ

本計画は、「第3次みどりの風吹くまちビジョン」に基づき、区における子どもの読書活動の推進に関する施策の方向性と取組の体系を示すものであり、「練馬区教育・子育て大綱」、「練馬区教育振興基本計画」、「これからの図書館構想」その他関連する計画との整合を図り、策定しています。

本計画は、子どもの読書活動の推進に関する法律第9条第2項の規定に基づく計画であり、国が策定した「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（第五次）」および東京都の策定した「第四次東京都子供読書活動推進計画」の趣旨を踏まえ、区における子どもの読書活動の状況等を考慮して策定しています。

本計画による各取組を実現するための事業については、各年度の予算や個別事業計画等の中で明らかにします。



3 計画の期間

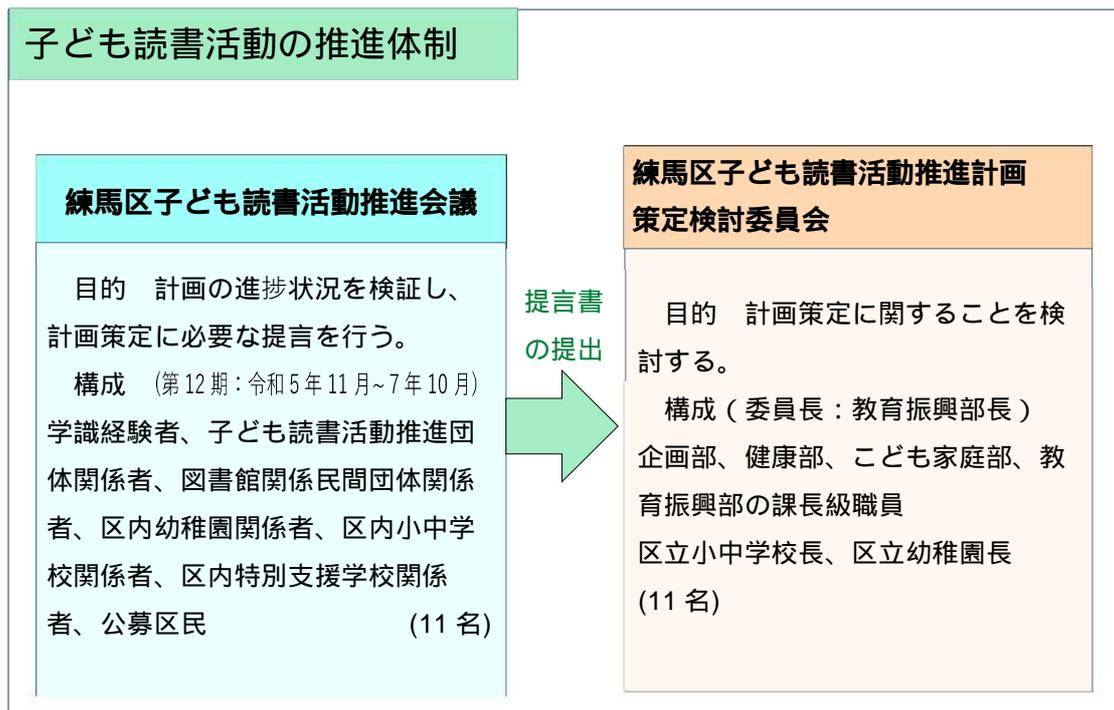
令和7年度から令和11年度までの5年間とします。

4 計画の対象となる子どもの年齢

0歳から概ね18歳までを対象とします。

5 計画の推進体制

計画を着実に推進していくため、学識経験者、図書館関係団体、公募区民で構成する「練馬区子ども読書活動推進会議」を常設し、個別事業の取組状況や実態について意見交換を行い、問題点や課題を検証します。



第2章

子ども読書活動における現状と課題

- 1 区を取り巻く状況
- 2 これまでの区の実施状況
- 3 子どもの読書に関するアンケート

1 区を取り巻く状況

国の動き

平成 13 年 12 月、「子どもの読書活動の推進に関する法律」(以下「推進法」という。)が公布・施行されました。子どもの読書活動に関する基本理念を定め、国および地方公共団体の責務を明らかにするとともに、地方公共団体は子どもの読書活動の推進に関する計画を策定、公表することが定められました。

国は、推進法を受け、平成 14 年 8 月に「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」(第一次)を策定しました。その後、おおむね 5 年ごとに計画を策定し、子どもの読書活動を継続的に推進しています。

読書バリアフリー法の交付・施行

令和元年 6 月、「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律(読書バリアフリー法)」が定められ、視覚障害者等(視覚障害、発達障害、肢体不自由その他の障害により、書籍について、視覚による表現の認識が困難な者)の読書環境の整備について総合的かつ計画的に推進することが規定されました。

学習指導要領の改訂

学習指導要領等が改訂・告示され、小学校は令和 2 年度から、中学校は令和 3 年度から全面実施され、高等学校においては令和 4 年度から年次進行で実施されています。言語活動の充実および学校図書館を利用した児童生徒の自主的、自発的な学習活動・読書活動の充実について規定され、学校図書館の図書資料等を活用して調べ、まとめ、発表する学習活動にこれまで以上に取り組んでいくことが求められています。

「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」(第五次)の策定

近年、新型コロナウイルス感染症の感染拡大や、GIGA スクール構想による学校の ICT 環境の整備等により、子どもたちを取り巻く環境は大きく変化し、子どもの読書活動を推進する様々な取り組みにも影響がありました。

こうした諸情勢を踏まえて、国は令和 5 年 3 月に、「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」(第五次)を策定しました。計画では、これまでも課題であった不読率の低減に加え、多様な子どもたちの読書機会の確保、デ

注釈は P68 からの〈用語説明〉を参照

デジタル社会に対応した読書環境の整備、子どもの視点に立った読書活動の推進といった、新たな方針が取り入れられました。

東京都の動き

東京都は、推進法に基づき平成 15 年 3 月、「東京都子ども読書活動推進計画」を策定しました。その後、第二次、第三次計画を経て、令和 3 年 3 月、「第四次東京都子ども読書活動推進計画」を策定しました。第四次計画では、新学習指導要領を踏まえて「学習の基盤となる資質・能力の育成のための読書活動の推進」を目指しているほか、「特別な配慮を必要とする子供の読書環境整備の推進」「読書の質の向上」などが掲げられています。また、区市町村での計画策定について規定し、「子供の読書活動を推進していく上で、さらに実効性を高めるには、各自治体において地域の実情を踏まえた推進計画を策定し、施策の方向性や取り組みを示すことが大切です」としています。

練馬区の動き

練馬区子ども読書活動推進計画の策定

区では、平成 16 年 3 月に「練馬区子ども読書活動推進計画（平成 16 年度～20 年度）」を策定以来、関係団体等と連携を図りながら、子どもの読書活動の推進に取り組んできました。

- | | |
|-------------|------------------------------------------|
| 平成 16 年 3 月 | 「練馬区子ども読書活動推進計画(平成 16 年度～20 年度)」 |
| 平成 21 年 3 月 | 「練馬区子ども読書活動推進計画(第二次)(平成 21 年度～25 年度)」 |
| 平成 26 年 3 月 | 「練馬区子ども読書活動推進計画(第二次)(改訂版)」
計画期間を一年間延長 |
| 平成 27 年 9 月 | 「練馬区子ども読書活動推進計画(第三次)(平成 27 年度～31 年度)」 |
| 令和 2 年 3 月 | 「練馬区子ども読書活動推進計画(第四次)(令和 2 年度～6 年度)」 |

「練馬区子ども読書活動推進計画（第四次）」（以下、「第四次計画」という。）では、子どもが生涯にわたり読書習慣を身に付けることができるよう、子どもの発達段階に応じた読書環境の整備の推進を目標とし、総合的・計画的に事業を展開しました。

教育現場を取り巻く動き

平成 27 年 4 月に「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」が改正され、教育に関する目標や施策の根本的な方針について、大綱を策定することと定められました。区では、平成 28 年 2 月に「練馬区教育・子育て大綱」（以下「大綱」という。）を策定し、さらに令和 3 年 3 月大綱を改定しました。大綱では、教育と子育てのそれぞれの分野における施策の目標や取組の方向性を体系的に整理し、重点となる施策を示しています。

令和元年 11 月に策定された、「練馬区学校 ICT 環境整備計画【令和元年度改訂版】」により、令和 2 年度から、練馬区立小中学校に通う全児童生徒にタブレットパソコンが配備され、子どもたちの学習に利用されています。

令和 4 年 3 月、「練馬区教育振興基本計画 令和 4 年度（2022 年度）～ 8 年度（2026 年度）」を策定し、「学校図書館を活用した探究的学習や読書活動の充実を図ること」を目標としました。

これからの図書館構想の策定

令和 4 年 11 月、「これからの図書館構想」を策定しました。構想では、これからの図書館の理念やおおむね 10 年後の将来像、その実現に向けたコンセプトを示しました。

「世界につながる彩り豊かな知の情報拠点」を理念に掲げ、「世界の情報、知を届ける」「練馬の文化を次世代に繋げ、発信する」「交流が生まれ、新たな知が創造される」「デジタルを活用し、誰もが情報を得られる」の 4 つを目指す将来像として描きました。知識を集積し、発信することで、地域の知の基盤となり、グランドデザイン構想が描く成熟都市ねりまの実現の一翼を担います。

その中では、図書館と人をつなげるアウトリーチの強化や、地域とのつながりの創出、デジタルを活用したサービスの提供等の取り組みが盛り込まれています。

第3次みどりの風吹くまちビジョンの策定

区は、平成30年6月に、「暮らし」・「都市」・「区民参加と協働」の3つの分野からなる「グランドデザイン構想」を策定し、区が目指す将来像を区民の皆様と共有しました。グランドデザイン構想の実現に向けて、区の新たな総合計画（地方版総合戦略）として、令和6年3月に「第3次みどりの風吹くまちビジョン」を策定しました。リーディングプロジェクトとして「美術館・貫井図書館の全面リニューアル」を掲げ、年齢や障害の有無に関わらず、誰もが楽しめる施設とすることを決めました。また、区立図書館の利便性を高めるため、電子図書館サービスの導入、利用カードのデジタル化、全児童生徒へ配備されたタブレットパソコンを使った読書活動の推進等について取り組んでいくことを示しました。

2 これまでの区の実績状況

第四次計画期間における取組および目標指標の達成状況

第四次計画では、第三次計画の取組体系を継承し、発達段階に応じた「乳幼児の読書活動の推進」「小中学生の読書活動の推進」「高校年代の読書活動の推進」「支援を必要とする子どもの読書活動の推進」および「読書活動推進の基盤づくり」の5つの目標を定め、各種取組に対する目標指標を定めて推進してきました。

第四次計画目標指標の達成状況

目標名	指標	実績					目標
		令和元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
目標一 乳幼児の読書活動の推進	ブックスタート事業の参加率（％）	69%	57%	62%	66%	70%	80%
	区立図書館による乳幼児への貸出冊数（冊）	521,106	472,536	594,730	540,142	494,809	550,000
	区立図書館によるおはなし会等事業の実施回数（回）	1,012	652	672	1,029	1,071	1,500
	区立図書館によるおはなし会等事業の参加人数（人）	18,464	6,731	6,403	9,799	11,815	33,500
目標二 小中学生の読書活動の推進	小学生の読書率（％） 2年に1度調査	97.6%		—	96.3%		100%
	中学生の読書率（％） 2年に1度調査	90.5%		—	85.4%		100%
目標二 小中学生の読書活動の推進	読書活動推進のための指導 計画作成割合（小学校） （％） 2年に1度調査	78.5%		—	100%		100%
	読書活動推進のための指導 計画作成割合（中学校） （％） 2年に1度調査	66.7%		—	100%		100%
	学校図書館の貸出冊数（小学校）（冊）			1,188,796	1,261,196	1,212,150	R3年度より増加
	学校図書館の貸出冊数（中学校）（冊）			52,113	35,028	42,060	R3年度より増加

目標名	指 標	実 績					目 標
		令和 元年度	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度
目標二 小中学生の読 書活動の推進	区立図書館による学校等への団体貸出冊数（冊）	152,078	118,228	114,715	113,190	104,756	160,000
	本の探検ラリーの実施校数（校）	54	17	28	32	41	65
	区立図書館による小学生への貸出冊数（冊）	834,063	654,645	831,602	810,279	767,874	850,000
	区立図書館による中学生への貸出冊数（冊）	147,305	116,578	134,040	124,875	116,137	160,000
目標三 高校年代の読 書活動の推進	区立図書館による高校年代への貸出冊数（冊）	79,554	67,057	72,637	62,953	53,760	100,000
	区内都立高校の生徒の読書率（％） 2年に1度調査	56.8%		—	54.5%		74%
目標四 支援を必要とする子どもの読書活動の推進	障害等に配慮した資料の点数（点）	22,295	22,198	23,411	20,550	20,776	22,900
	区立図書館による特別支援学校等への貸出冊数（冊）	1,792	1,215	1,211	1,377	2,831	2,100
目標五 読書活動推進の基盤づくり	区立図書館におけるボランティアの活動回数（回）	1,515	1,038	884	1,622	1,683	1,800
	区立図書館におけるボランティアの活動人数（人）	7,982	4,497	2,682	7,241	7,650	9,000

計画期間に新型コロナウイルスの感染拡大による図書館の臨時休館等の影響を受け、取組の推進が滞ったほか、一部の目標数値が大幅に低下していますが、新型コロナウイルス感染症が五類感染症に移行した令和5年度には回復傾向にあります。

第四次計画における取組（主な課題と成果）

目標一 乳幼児の読書活動の推進

家庭や地域等における乳幼児の読書活動を推進するため、区立図書館、保育所や幼稚園、児童館、保健相談所および地域文庫 等が、事業の充実・発展に取り組んできました。

平成14年度に「ブックスタート 事業」を開始して20余年が経過しました。練馬区の乳幼児読書を支える事業として定着し、本を通じた親子のふれあいの大切さを広めています。事業の参加率は、新型コロナウイルス感染症拡大期に落ち込んだ後、令和5年度に新型コロナ以前の水準まで回復し、7割前後を推移しています。参加率の向上をめざし、対象者がより参加しやすくなるよう周知方法等の改善を図っていくことが必要です。

また、ボランティアや地域団体と協働し、発達段階に応じたよみきかせやおはなし会、手話つきおはなし会、地域施設への出張おはなし会等の他、多様な分野の本に触れ、読書の楽しみを体験できるクイズ形式の本の探検ラリー 等各種事業を実施してきました。

保育所や幼稚園では、園だよりや絵本コーナーを活用して、保護者におすすめの絵本を紹介する等、読書活動の支援・啓発に取り組んでいます。

児童館や学童クラブ等の施設や、区内の民間カフェで開催する「練馬こどもカフェ」等では、推薦図書リストの配布や絵本の読み聞かせなどを行い、読書活動の支援・啓発に取り組んでいます。

主な成果（P12~13を参照）

新型コロナウイルスの感染拡大による図書館の臨時休館等により、令和2年度に各取組の数値が大きく低下しましたが、ブックスタートにおける参加率は令和5年度は回復し、令和元年度以降で最大となりました。ただし、目標値までには至っておらず、さらなる周知が必要です。

主な課題（P12~13を参照）

対前年度比の乳幼児への貸出冊数が令和4年度から2年連続で減少しています。令和5年度のおはなし会の実施回数は回復し、令和元年度の回数を上回っているのに対し、参加人数は64%に留まり、参加者数の回復が鈍化しています。

コラム：練馬区のブックスタート



練馬区のブックスタート事業は、赤ちゃんの健やかな成長を願い、地域、保健相談所、図書館が協働し、子育てのお手伝いをしていこうという考えのもと、平成14年から始まりました。絵本をプレゼントし、わらべうたや読み聞かせを通して、赤ちゃんと保護者が心触れ合うひとときを持つきっかけをつくり、あわせて、地域の子育て情報を提供する事業です。

目標二 小中学生の読書活動の推進

区立小中学校では、全校で学校図書館運営計画 と読書活動推進のための指導計画 を作成し、朝読書や読書週間、読書旬間等の取組を計画的に行うとともに、区立図書館で実施している図書の特集貸出 や、本の探検ラリーを積極的に活用する等、読書活動の充実に取り組んできました。

また、保護者や地域のボランティアの協力を得ながら学校における読書活動の充実を図りました。学校図書館では、学校図書館管理員 および学校図書館支援員 により、読み聞かせやブックトーク 等の事業を行うとともに、調べ学習の支援、図書選定の助言、適切な蔵書管理等を行い、学校図書館を利活用した学習支援の取組を進めています。

また、学校図書館蔵書管理システム を区立小中学校全校に導入完了し、学校図書館の利活用促進につなげています。今後は、授業での電子書籍の活用を含め、読書活動の充実に向け、教職員、学校司書 および区立図書館がいっそう緊密に連携を図っていきます。

主な成果 (P12~13を参照)

小中学校における読書活動推進のための指導計画作成割合は、令和4年度に目標値の100%を達成しました。

学校図書館の貸出冊数は、令和2年度中に全区立小中学校への学校図書館蔵書管理システムの導入により、集計できるようになりました。令和5年度の中学校の貸出冊数は、前年度に比べ増加しました。

本の探検ラリーの実施校数は令和2年度に減少しましたが、以降順調に回復基調にあります。

主な課題 (P12~13を参照)

小中学生の読書率は平成29年度以降減少が続いています。

団体貸出冊数、区立図書館による小中学生への貸出冊数は、令和2年度に減少した後、回復していません。

今後、電子図書館サービスの充実を図り、授業での電子書籍活用を広げていくことが課題です。

コラム：本の探検ラリー



本の探検ラリーは、区民団体と図書館が協働し、小中学校等で実施されています。

多様な分野の本を読み、その本に関するクイズに答えることで、子どもたちの本への関心を広げ、読書週間を身に付けるきっかけを作ります。

目標三 高校年代の読書活動の推進

区では、平和台図書館および関町図書館の大規模改修時等に、ティーンズコーナーの拡充や、主に中高生がグループで調べものや学習に利用できるグループ学習室を設ける等、利用しやすい環境を整備してきました。

区立図書館では、高校生が読書に興味や関心を持てるよう、企画展示や「ビブリオバトル(知的書評合戦)」の開催、参加者が好きな本を持ち寄って紹介し、参加者全員で一冊の本を読んで感想を語り合う「読書会」等の事業を実施しています。

主な課題 (P12~13を参照)

高校年代への貸出冊数は、令和2年度に減少し、令和3年度に回復したものの、その後減少を続けています。高校年代の図書館利用を促進していくことが課題です。全国の読書率と比較すると、練馬区の数値はいずれの年代も高い数値となっています。ただし、小学校、中学校、高等学校と校種が上がるにつれて不読率が上昇することから、とりわけ高校生年代への読書活動の啓発が必要です。

【参考】

【全国】 児童生徒の読書率	平成 25年度	27年度	29年度	令和 元年度	3年度	4年度	練馬区 4年度
小学生	94.7	95.2	94.4	93.2	94.5	93.6	96.3
中学生	83.1	86.6	85.0	87.5	89.9	81.4	85.4
高校生	55.0	48.1	49.6	44.7	50.2	48.9	54.5

(全国学校図書館協議会「学校読書調査」より)

コラム：ビブリオバトル



ビブリオバトルは、参加者が一人ずつ本を紹介し、最も読みたいと思う本を投票で決めるゲームです。中高生をはじめ、多様な年代の参加者同士が、本を通してコミュニケーションを図ることができます。

目標四 支援を必要とする子どもの読書活動の推進

区立図書館は、子どもの発達段階や特性に応じて楽しむことができる、絵本と遊具の性質を兼ね備えた、布の絵本の製作や収集を行い、絵本の世界に親しめる場の提供を進めています。布の絵本の所蔵点数は、全国の自治体の中でも上位に位置しています。また、定期的に布の絵本製作講習会を開催し、ボランティアの育成にも努めています。

手話つきおはなし会や出張おはなし会の実施、特別支援学級への団体貸出を行う等、支援を必要とする子どもが様々な本と触れ合う機会の充実を図りました。今後は、障害に配慮した事業や日本語を母語としない子どもに配慮した事業等をさらに充実させていき、誰もが読書活動を楽しむことのできる環境を整備していく必要があります。

主な成果 (P12~13を参照)

令和5年度の特別支援学校等への貸出冊数は、前年度より大幅に増加し、目標値を達成しました。

コラム：布の絵本



練馬区では、多くの図書館で布の絵本のボランティアサークルが活動しており、心を込めて布の絵本を手作りしています。障害の有無に関わらず、フェルトの手触りと、ボタンやマジックテープを用いた仕掛けで遊びながら絵本を楽しむことができます。

目標五 読書活動推進の基盤づくり

区立図書館ボランティアが読み聞かせを行い、地域文庫が無償で子どもたちに本の貸出しを行うなど、家庭・地域・学校・関係団体が連携し、相互に協力しながら各種事業に取り組んできました。令和5年度には、練馬区が布の絵本の収集を始めて40周年を迎え、布の絵本講演会・大展示会を開催し、布の絵本製作に長年関わってこられたボランティアによる布の絵本の読

み聞かせなども実施しました。練馬区の読書活動はこれら地域の方々により支えられ、発展を遂げてきました。区立図書館は、関係団体をつなぐ中心的な役割を担い、情報交換および相互協力を進めています。

本計画の事業については、公募区民、学校、読書活動推進団体および学識経験者による練馬区子ども読書活動推進会議（平成16年度に設置）において、意見交換や検討を行い、進捗状況等を管理しています。

主な成果（P12~13を参照）

令和5年度のボランティアの活動回数は直近の5年間で最多となり、活動人数もおおむね新型コロナ感染拡大以前の数値に回復しています。

3 子どもの読書に関するアンケート

子どもの視点に立った読書活動を推進するため、令和6年度に練馬区立小学校2年生、5年生、中学校2年生（8年生）、練馬区内の都立高等学校生徒を対象に「子どもの読書に関するアンケート」を実施しました。その概要を22～23ページにまとめています。

「1か月に本を何冊くらい読みますか」の質問に対して、1か月に全く本を読まない割合は、小中学生が5～10%なのに対して、高校生は40%弱という結果でした。学年が上がるにつれて不読率が上昇していることが読み取れます。**家庭や学校を通じて読書習慣を定着させるための取組が必要です。**

「まちの図書館を利用していますか」の質問では、1週間に1～2回以上利用している割合は、小学2年生で30%、中学2年生で6%、高校生で4%となり、学年が上がるにつれて図書館利用が減少していることが分かります。特に、高校生の半数以上は図書館をまったく利用していないという結果となりました。

「まちの図書館を利用しないのはなぜですか」の質問に対し、利用しない理由の1位は、「本は自分で買うから」、3位は「読みたい本が図書館にはないから」という結果でした。図書館がお勧めする本と、中高生の読みたい本との間に乖離が生じている可能性があります。また、読みたい本を所蔵していてもそれを知らない場合や、人気が高いため貸し出されていることなども考えられます。**中高生のニーズを適宜組み取りながら読書の質を高めていくような蔵書を構成していくと同時に、新刊図書などを知らせる推薦図書リストの充実なども必要となります。**

図書館でやってほしいイベントについての質問については、小学生からはおはなし会や科学教室などの人気が高く、中高生からは、ボードゲームやマンガ・ライトノベル講座などの人気が高い結果でした。人気の高い中高生向け事業を一部の館では実施しているものの、回数は限られているのが現状です。**中高生にも興味を持ってもらえるような事業をより充実させていく課題があります。**

「学校図書館を休み時間や放課後どのくらい利用していますか」の質問に対して、1週間に1～2回以上利用している割合は、小学2年生で50%、中学2年生で20%、高校生になると10%と減少しています。学校での読書指導体制を充実していく課題があります。

本を読むのが嫌いだと答えた子どもに対して、その理由を訊ねた質問に対し

て、本を読むのが嫌いな理由の1位は「面倒だから」、2位は「文字を読むのが苦手だから」という結果でした。両者は深く結びついており、読むことの苦手意識から読書が面倒ととらえられている可能性も想定されます。**読むのが苦手な子どもでも気軽に読書機会に触れられるような読書のあり方が望まれている**ととらえることができます。

「図書館にどのような電子書籍があるとうれしいですか」という質問に対し、あってほしい電子書籍は、マンガ・小説に次いで3位が「趣味の本」、4位が「調べ学習の本」という結果でした。年齢が上がると「ライトノベル」の人気も高く、中学2年生では4位、高校では3位となりました。子どものより深く知りたいと思う意欲に応えられるよう、学校支援の充実や地域資料のデジタルアーカイブ化も進めていく必要があります。

図書館での会話についての質問では、中高生の7割は会話に対して許容的で、「少しの会話ならいい」、「会話できるスペースや時間があれば、そこでならいい」に回答しました。**中高生年代の居場所・交流の場として、会話を楽しめるスペースが求められており、既存の静かに読書をするためのスペースとの共存方法を検討する必要があります。**

理想の図書館について自由記述で記載してもらう質問です。理想の図書館は「**誰かの居場所になれる**」、「**本について図書館の人に聞きやすい**」といった意見が見られました。

この他のアンケートの詳細は、巻末資料を参照してください。

子どもの読書に関するアンケート結果【概要版】

目的

子どもの読書状況の把握に努め、次期「練馬区子ども読書活動推進計画」への反映や、新規取組の検討を目的として実施した。

対象

区内全小中学校に通う、小2、小5、中2、区内の都立高等学校に通う生徒（石神井1・2年、練馬1・2・3年、光丘2年、田柄2年）

回答件数

小中学生、高校生の対象者数17,144人 うち回答者数9,974人（回答率58.2%）

①学年が上がるにつれ不読率が上昇

問3-1 あなたは、1か月に本を何冊くらい読みますか (n=9,974)



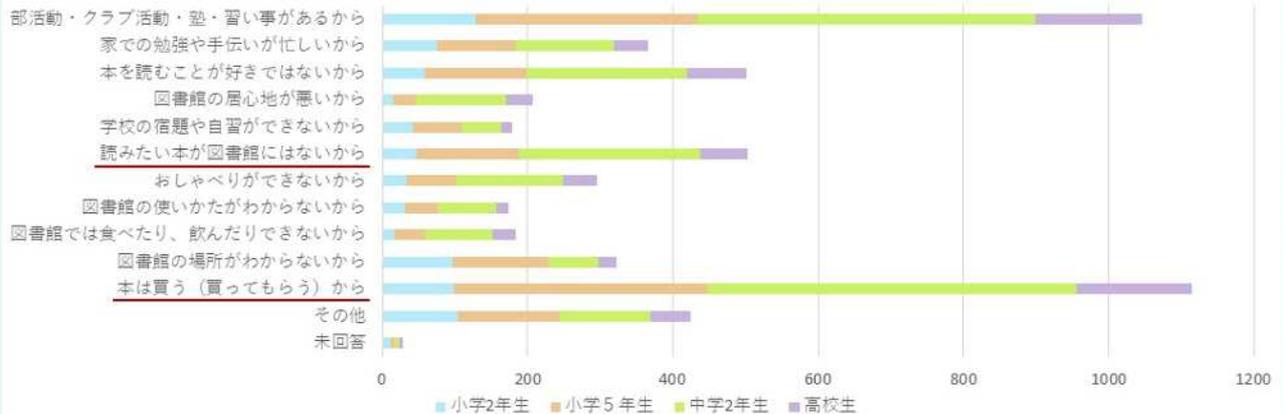
②学年が上がるにつれ図書館利用が減少

問5-1 あなたは、まちの図書館を利用していますか (n=9,974)



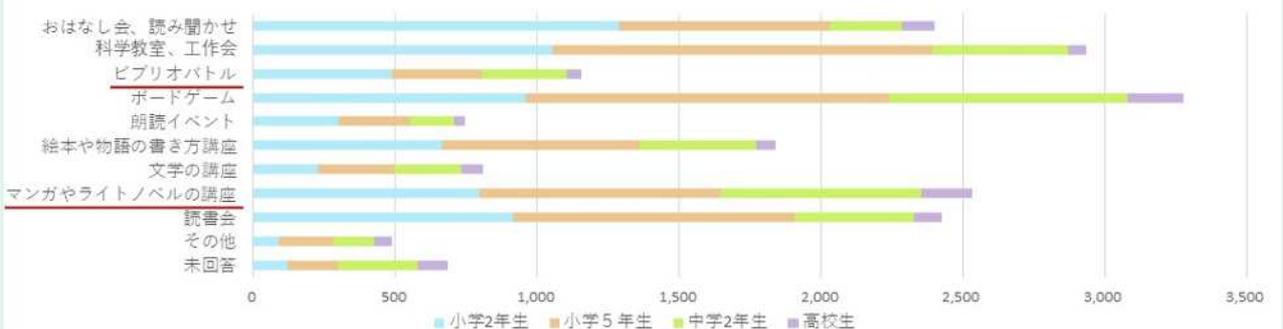
③図書館がお勧めする本と、中高生の読みたい本との間の乖離

問5-3 まちの図書館を利用しないのはなぜですか (n=2,801/複数回答)

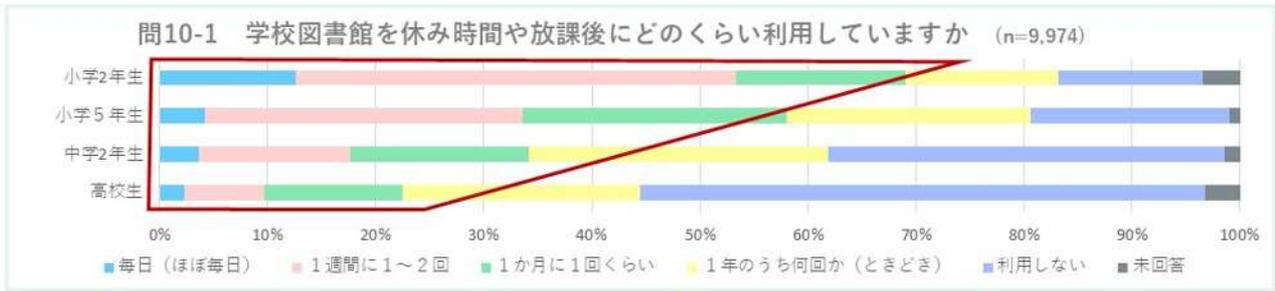


④中高生に人気の事業の充実が課題

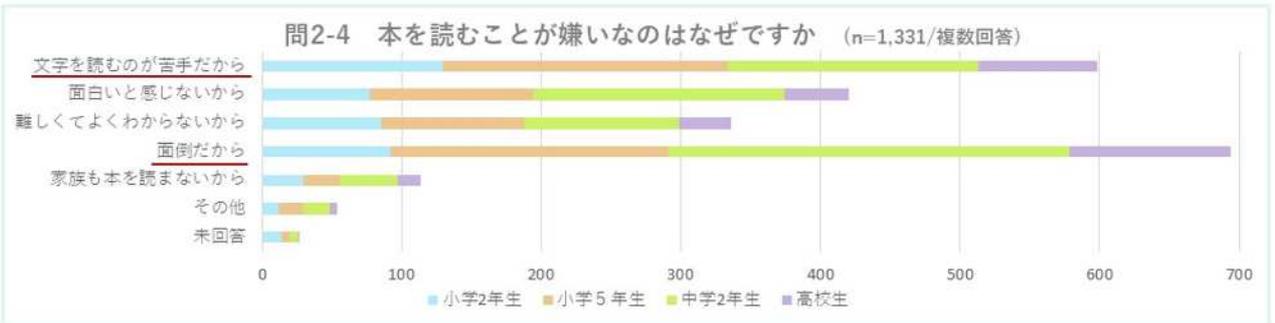
問9 練馬区立図書館でやってほしいことはありますか (n=9,974/複数回答)



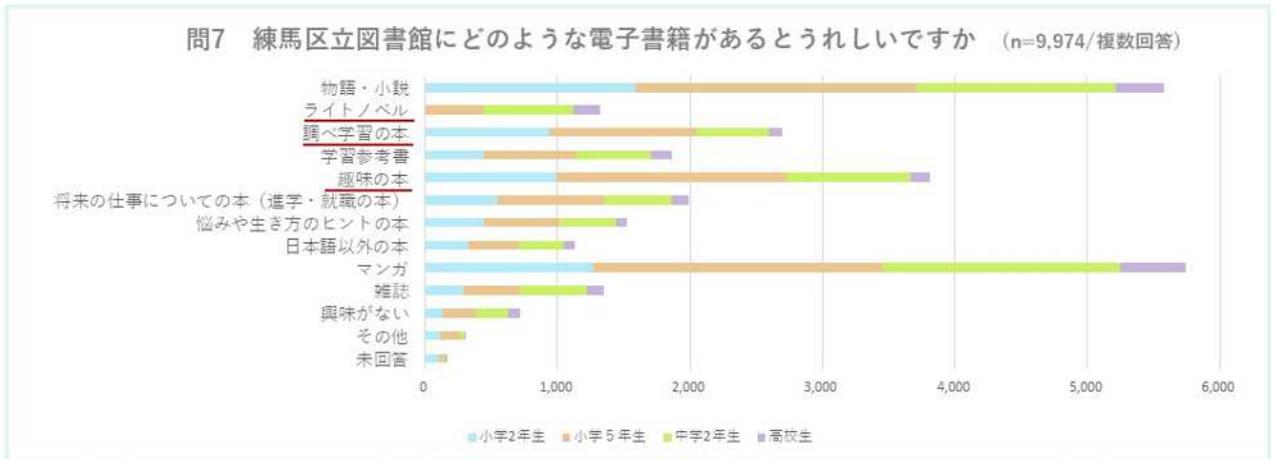
⑤学校図書館も年齢が上がるにつれ利用減少



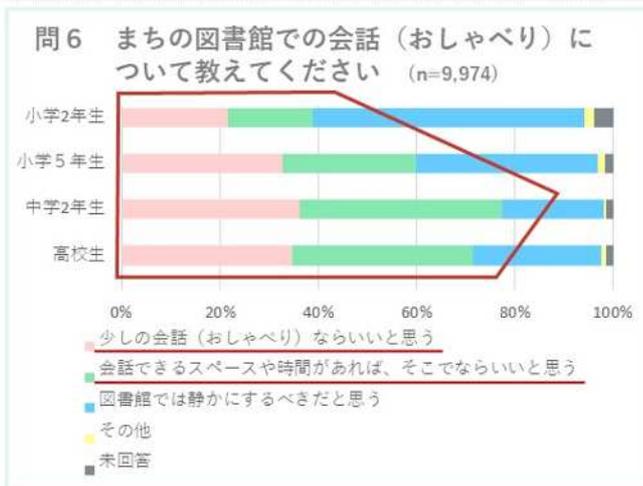
⑥本が嫌いな理由は「面倒・文字が苦手」



⑦電子書籍はマンガ・小説に次いで趣味の本に需要。中高生にはラノベも人気



⑧中高生の図書館での会話許容派は7割強



⑨理想の図書館は(自由記述)

問12 あなたが考える理想の図書館を教えてください

- 誰かの居場所になれる図書館
▶ 居場所を必要とする子ども
- 英語の本をふやしてほしい
▶ 英語多読コーナー
- 友達と話しながら楽しく読める
▶ 会話スペース
- 自習スペースやカフェがある
- 読みたい本を探すときに手伝ってくれる
- 図書館の人に本を聞きやすくする
▶ コンシェルジュ

アンケートから見た

	課題
<p>自ら学ぶ喜びを知り、探求する姿勢の獲得</p> 	<p>(1)学年が上がるにつれて不読率が上昇 ① ▽1か月に全く本を読まない割合は、小・中学生が5～10%なのに対して、高校生は40%弱。</p> <p>(2)学年が上がるにつれて図書館利用が減少 ② ▽1週間に1～2回以上利用は小2で30%、中2で6%、高校は4%。</p> <p>(3)図書館がお勧めする本と、中高生の読みたい本との間の乖離 ③ ▽図書館を利用しない理由の1位は、「本は自分で買う」3位は「読みたい本がないから」。</p> <p>(4)中高生に人気の事業の充実が課題 ④ ▽中高生に人気が高い事業は、ボードゲーム、マンガ・ラノベ講座。</p> <p>(5)学校図書館も年代が上がるにつれて利用減少 ⑤ ▽1週間に1～2回以上利用は小2で50%、中2で20%、高校で10%。</p>
<p>誰もが等しく読書に親しむことができる環境の整備</p> 	<p>(1)図書館の居場所機能への期待の高まり ⑨ ▽理想の図書館は「誰かの居場所になれる図書館」。</p> <p>(2)読書に支援を必要とする子どもの増加 ・18歳未満の障害児が増加している。(身体/知的) ▽H30年からR5年で481人→502人/1,105人→1,258人 ・障害児向けサービスの需要が高まっている傾向にある。 ▽R6年からR8年の児童発達支援の利用見込が1,141人/月→1,257人/月 ・適応指導教室の登録者数の増加(小/中) ▽R1年からR5年で59人→101人/128人→169人 ・区内に居住する18歳未満の外国籍の子どもが増加傾向にある。 ▽H25年からR5年の10年で1,266人→2,189人(約1.7倍)。</p> <p>(3)読むのが苦手な子どもでも読みやすい読書のあり方の要望 ⑥ ▽本を読むのが嫌いな理由の1位は「面倒だから」、2位は「文字を読むのが苦手だから」。</p>
<p>デジタル社会に対応した読書環境の整備</p> 	<p>(1)電子図書館サービス導入・ホームページ充実への期待 ⑦ ▽電子書籍はマンガ・小説に次いで3位が「趣味の本」、4位が「調べ学習の本」に需要がある。校種が上がると「ラノベ」の人気も高まり、中2では4位、高校では3位に。 ・図書館利用者アンケートでは、誰もが図書館の情報を利用できるようにするために必要なのは、1位が「電子書籍」、2位が「ホームページの充実」。 ・「よみかせボランティアの希望者と読書事業を実施したい地域施設を結びつけることが必要」(第二回推進会議)</p>
<p>子どもの視点に立った読書活動の推進</p> 	<p>(1)意見の発信・共有の場としての図書館の役割への期待 ⑨ ▽理想の図書館は「みんなの感想を分かち合える」「友達と話しながら楽しく読める」。学校図書館では「友達と面白そうな本を探している」といった意見が挙がった。</p> <p>(2)友達との交流の場としての機能充実の要望 ⑧ ▽中高生の7割が図書館での会話に許容している。</p> <p>(3)レファレンスの充実の要望 ⑨ ▽理想の図書館は「読みたい本を探すときに手伝ってくれる」「図書館の人に本を聞きやすくする環境づくり」といった意見</p>

末尾の数字は子どもの読書に関するアンケート結果【概要版】のアンケート番号

課題と取組の方向性

取組の方向性	具体的取組
・ 幼少期からの読書習慣の定着	ブックスタートの充実
・ 家庭での読書活動の推進	家読の推進
・ より身近な場所で読書できる環境の整備	地域施設の見学活動の整備
・ 中高生年代が図書館に望むニーズと実態とのミスマッチの解消	ボードゲーム、科学教室等多様な事業の推進
・ 図書館に来館したくなる魅力ある事業の充実	中高生年代の読書環境の整備（英語多読等）
	ブック・アート・キッズスペースの設置
・ 学校生活の中で読書活動を支える体制の充実	学校司書の充実
・ 学校になじめない子どもや家庭生活に問題を抱える子どもの居場所の確保	居場所を必要とする子どもに向けた読書活動支援（適応指導教室・中3勉強会）
・ 普段、図書館への来館の難しい児童への読書機会の確保	特別支援学校等児童生徒の図書館見学等の受入
	放デイへの出張おはなし会等アウトリーチの充実
・ 日本語で文字を読むことに困難を抱える児童の読書機会の確保	やさしい日本語を用いた図書を展示するりんごの棚の充実
	アクセシブルな電子書籍・オーディオブックの取扱い
・ 図書館のDX化 ・ 見やすく必要な情報にアクセスしやすいホームページの作成	電子図書館サービスの充実
	図書館ホームページの充実
・ 電子書籍を用いた学校支援の充実 ・ 調べ学習に適した電子書籍の充実	全児童生徒への図書館アカウント付与 地域資料のデジタルアーカイブ化
・ ホームページを活用したよみきかせボランティアのニーズの合致	読み聞かせ等ボランティアと施設のマッチング事業
・ 子どもの好きな本の情報を発信できる場の提供 ・ 子どもの意見を取り入れた図書館づくりの推進	児童生徒による主体的な図書館づくりの支援
	青少年の意見を取り入れた図書館づくりの推進
・ 子連れの保護者や放課後の中高生の利用しやすい図書館づくり	会話などを楽しめる時間帯やスペースの提供
・ 子どもが利用しやすいレファレンスサービスの充実	図書館コンシェルジュサービスの検討

※赤字は新規事業

第3章

計画の基本目標と取組の体系

基本目標

自ら読書に親しみ、夢や希望を持ち、未来を切り拓く

基本方針	Ⅰ 家庭	Ⅱ 学校
<p>自ら学ぶ喜びを知り、探求する姿勢の獲得の支援</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ・未就学児が読書を身近に感じられる環境の整備 継続 ・家読（うちどく）の推進 新規 ・ブックスタートの充実 継続 	<ul style="list-style-type: none"> ・学校司書の充実 ・放課後における読書充実 ・学校図書館の地域活
<p>誰もが等しく読書に親しむことができる環境の整備</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ・図書館資料の郵送サービス 継続 	<ul style="list-style-type: none"> ・特別支援学校等児童の図書館見学等の受入
<p>デジタル社会に対応した読書環境の整備</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ・アクセシブルな電子書籍の取扱い 新規 ・オーディオブックの取扱い 新規 	<ul style="list-style-type: none"> ・全児童生徒への電子図書館アカウント付与 ・地域資料のデジタルイブ化
<p>子どもの視点に立った読書活動の推進</p> 		<ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒の意見を取った外国語資料の充実 ・児童生徒による主体書館づくりの支援

子どもたちの育成

基本目標の実現に向けて、
四つの基本方針に基づく事業を展開

Ⅲ 図書館

Ⅳ 地域

新規
活動の
継続
用
継続
生徒
継続
図
新規
アーカ
新規
り入れ
新規
的な図
新規

・ブック・アート・キッズスペースの設置 **新規**

・多様な読書事業の推進 **継続**

・中高生年代の読書環境の整備（英語多読等） **新規**

・やさしい日本語を用いた図書を展示するりんごの棚の充実 **新規**

・電子図書館サービスの充実 **新規**

・図書館ホームページの充実 **継続**

・青少年の意見を取り入れた図書館づくりの推進 **新規**

・会話などを楽しめる時間帯やスペースの提供 **新規**

・高校生年代によるおすすめ本などの情報発信 **新規**

・図書館コンシェルジュサービスの検討 **新規**

・地域施設の読書環境の整備 **継続**

・働くことへ不安を持つ若者への支援 **新規**

・アウトリーチの充実 **新規**

・地域施設等との連携 **継続**

・よみきかせ等ボランティアと施設のマッチング事業 **新規**

・地域団体と図書館の連携の強化 **継続**

・居場所を必要とする子どもに向けた読書活動支援 **新規**

第4章

第五次計画目標指標

第五次計画目標指標

第四次計画での成果と課題を踏まえて目標指標を見直しました。

読書活動の場	指標	実績	目標
		令和5年度	11年度
家庭	1 ブックスタート事業の参加率（％）	70%	75%
	2 区立図書館による乳幼児への図書貸出冊数（冊）	494,809	600,000
	3 区立図書館による乳幼児への電子書籍貸出件数（件）		600
学校	4 小学生の読書率（％）	96.3% R4	100%
	5 中学生の読書率（％）	85.4% R4	95%
	6 学校図書館の貸出冊数（小学校）（冊）	1,212,150	1,300,000
	7 学校図書館の貸出冊数（中学校）（冊）	42,060	46,000
	8 区立図書館による学校等への団体貸出冊数（冊）	104,756	155,000
	9 本の探検ラリーの実施校数（校）	41	50
	10 区立図書館による小学生への図書貸出冊数（冊）	767,874	850,000
	11 区立図書館による小学生への電子書籍貸出件数（件）		1,700
	12 区立図書館による中学生への図書貸出冊数（冊）	116,137	160,000
	13 区立図書館による中学生への電子書籍貸出件数（件）		650
	14 区立図書館による高校生年代への図書貸出冊数（冊）	53,760	100,000
	15 区立図書館による高校生年代への電子書籍貸出件数（件）		400
	16 区内都立高校の生徒の読書率（％）	54.5%	65%

読書活動の場	指 標	実 績	目 標	
		令和5年度	11年度	
図書館	17	区立図書館による特別支援学校等への貸出冊数 (冊)	2,831	3,000
	18	区立図書館によるおはなし会等事業の実施回数 (回)	1,071	1,500
	19	区立図書館によるおはなし会等事業の参加人数 (人)	11,815	20,000
	20	区立図書館による青少年向け事業の実施回数 (回) 展示を除く		50
	21	障害等に配慮した資料の点数(点)	20,776	22,900
	22	障害等に配慮した事業の実施回数(回)		15
	23	日本語を母語としない子どもに配慮した事業の 実施回数(回)		20
地域	24	区立図書館におけるボランティアの活動回数 (回)	1,683	1,800
	25	区立図書館におけるボランティアの活動人数 (人)	7,650	8,500
	26	障害者施設等へのアウトリーチ事業の実施回数 (回)		30

第5章

子どもの読書活動推進のための取組

I 家庭

学校

図書館

地域

区内では多くのひとが、読書を通じて子どもたちの成長に関わつて、**家庭**での幼い子どもに向けた読み聞かせ、**学校**で友達ととり交わり、感動を与える**地域**の方々によるおはなし会。

そして、**図書館**はこれらの方々により育まれてきた地域文化の成長の資産をまた地域に還元していくことで、相互に支え、学びあい、

第五次計画では、4つのリーディングプロ

家読（うちどく）をはじめませんか？

家庭 家読ってなあに？



家読は、家族などで同じ本を読んで、感じたことを共有する取組です。本を媒介に家族が話し合い、絆が深まります。図書館では家読ノートや推薦図書リストを配布します

4つのリーディングプロとして展開

居心地のよい図書館になります

図書館 おしゃべりOK

館内で声を出しても大丈夫な時間や場所を設定します。小さな子ども連れの保護者向けには午前中、放課後の中高生向けには決まった曜日の夕方など、実施の方法を検討していきます。



ています。
 物語の感想、聞き手の想像力を刺激し深い
 果といえます。この地域で培ってきた文化
 さらなる文化的成熟を遂げていきます。



プロジェクトを設定し、計画を推進します。

授業で電子書籍を使えるようにします

学校 **朝読書も電子書籍で！**



R7年1月から
 電子図書館サービスを開始します。
 区立全小中学生に電子図書館のアカウントをお配りします。
 中高生向けの電子書籍も充実させていきます。

施策を
 プロジェクト
 開していきます

地域の様々な居場所で読書を楽しめるようにします

地域 **学校になじめない子も**

居場所の必要な子も

不登校児童生徒のための教室や
 中高生の居場所事業で団体貸出など読書活動を支援します。
 また、日本語を母語としない子どもにも支援をします。



家庭

5年後の目標

- 1 乳幼児期から継続的に読書習慣を定着させるため、家庭読書の第一歩としてのブックスタート事業を充実
- 2 家読（うちどく）の推進

現状と課題

乳幼児期から本に触れあうことは、成長を通じて生活の中に読書習慣が定着していくためにも大切です。家庭読書の推進が課題のため、「ブックスタート事業」により、乳幼児の本との出会いの機会を提供していますが、ここ数年参加率は70%前後を推移しています。目標値の75%達成のため、周知方法等に更なる工夫が必要です。

令和7年1月に電子図書館サービスを導入し、図書館に来館しなくても読書に親しむことのできる環境整備を進めます。今後、サービスが定着し、電子書籍の貸出しが増加していくよう、取扱いする資料を充実させていく必要があります。

取組内容

1 ブックスタート事業の充実

絵本を通じて乳児と保護者のふれあいを深め、また絵本に親しんでもらえるように、平成14年度から区立図書館やブックスタートの会、保健相談所が連携してブックスタート事業を実施しています。絵本を手渡すほか、ブックスタートについての説明と、絵本の読み聞かせやわらべうたの紹介などを行っています。日本語を母語としない方も含め、対象の方がブックスタート事業により参加しやすくなる周知の工夫や、講習会の実施によるブックスタートスタッフのスキルアップを図ります。

あわせて、ブックスタート参加者へ、子どもの図書館利用登録を行うよう働きかけ、幼少期からの図書館利用を促進します。

指標	令和 5 年度実績値	令和 11 年度目標値
ブックスタート事業の参加率(%)	70%	75%

「ブックスタート事業」参加の様子



2 家読（うちどく）の推進

(1) 乳幼児と保護者に向けた事業

図書館と地域文庫のおすすめ本を掲載する「よんでみようこんな本」および新刊のおすすめ本と図書館の行事案内を行う「ほんだな」の発行、配布を行います。

家庭で読み聞かせを行う方向けに区立図書館では、「よみきかせ講習会」を実施しています。読み聞かせを行うことで、子どもは、保護者の声を聴き、見ているものを見ようと、感情の動きを感じ取り、テーマを共有します。こうした声やまなざしを介した対話関係が、保護者と子どもの信頼関係を育み、子どもの情緒を養います。生活のなかに本があり、大人が子どもに本を読んであげることの大切さを積極的に啓発していきます。

また、子育てのひろば「ぴよぴよ」をはじめとした子育て支援施設で、区立図書館や地域のボランティアの方などと連携した絵本のよみきかせ事業を実施します。

身近な民間カフェの店内で、在宅の子育て世帯に対して支援を行う「練馬子どもカフェ」にて、幼稚園教諭や保育士による絵本の読み聞かせを実施します。

子育て中の保護者や子どもの教育に関心のある方などを対象とした「子育て学習講座」では、学校図書館開放指導員 など子どもの読書に関わる団体等が受託して、子どもの本や絵本の読み聞かせに関する内容を取り上げる講座も行っています。

また、いろいろなことを子ども達が体験したり挑戦したりできる「ねりま遊遊スクール」において、図書を活用した講座も開催しています。

指標	令和5年度実績値	令和11年度目標値
区立図書館による乳幼児への図書貸出冊数(冊)	494,809	600,000
区立図書館による乳幼児への電子書籍貸出件数(件)		600

(2) 未就学児が読書を身近に感じられる環境の整備

保育園、幼稚園等保育施設では、子どもの発達段階や特性に応じた絵本の読み聞かせを行います。季節行事や防災等安全指導の機会に絵本を活用するなど、日々の保育や教育を通して子どもが絵本に触れる機会を提供できるよう、保育園・幼稚園等への読書案内の配布や団体貸出の推進を行うほか、区立図書館からの出張おはなし会や図書館見学、職員向けの「よみきかせ講習会」を行います。

(3) 小学生への啓発活動(家読ノートの配布) リーディング 新規

家読(うちどく)は、家族などで同じ本を読んで、感じたことを共有する取組です。本を媒介に家族が話し合い、絆を深める効果が期待されます。区立図書館は、家読を含め、家庭での読書習慣が定着するよう、推薦図書などの図書情報を発信し、家庭での読書活動を勧奨・啓発します。

家庭読書を推進するため、読んだ本を記録する「読書ノート」や、読んだ本の感想を複数人で書き合う「家読ノート」を配布します。

(4) 中高年生年代に向けた事業

中高生向けに発行しているおすすめ本のブックリスト「コンパス」の内容をより一層充実していきます。「コンパス」は区内中学校・高等学校等に配布しています。

令和7年1月に図書館ホームページをリニューアルします。これに伴い、図書館事業に利用者が参加しやすくなるよう児童・青少年向け行事のホームページ上での受付を開始します。また、図書館が所蔵していない資料の予約をホームページ上で受け付けるようにします。今後も、子ども・青少年向けページのさらなる充実を図っていきます。

(5) 図書館資料の郵送サービス

障害等により図書館への来館が困難な子どもに対して、図書館資料の郵送サービスを継続します。

3 家庭読書に適した資料の充実

(1) 電子図書館サービスの充実 新規

障害や、時間的・空間的制約により図書館に来館することが難しい子どもでも、タブレット端末等を用いて気軽に図書に触れることができるよう、令和7年1月に電子図書館サービスを導入します。今後、利用者の年代に応じて、それぞれの知りたい、調べたいといった要求を満たす資料を充実させていきます。また、読み上げ機能に対応したアクセシブルな電子書籍やオーディオブックの取扱いを充実させ、障害等により読み書きが困難な子どもたちも図書に触れられる機会を提供します。

(2) 各年代向けの家庭読書に適した資料の充実

乳幼児に向けては、絵本や紙芝居等、乳幼児が読書に喜びを見いだせる資料の選定に努めるほか、子どもの知りたいという意欲に応えられる絵本コーナーの整備を進めます。また「布の絵本」のように、風合いのやさしさ、手触りの心地よさなどが味わえ、障害の有無に関わらず誰もが楽しむことのできる資料のさらなる充実を図ります。さらに、日本語を母語としない保護者が乳幼児とともに読書に親しめるよう、外国語絵本のさらなる収集を行います。

小学生年代に向けては、子どもの想像力をかき立て感性を育む多彩な資料をそろえていきます。また、学校の調べ学習などにも使用できるような、知的好奇心を刺激し、知識を深められる資料を充実していきます。子どもが読みたい本を選ぶ際のヒントとなるように、児童向け図書の新着本・テーマ本等の紹介企画を館内で行うほか、図書館ホームページでも図書情報

を発信していきます。児童のタブレット端末等でも読書ができるよう、電子書籍の導入を推進し、来館をせずとも家庭読書ができるよう環境を整えていきます。

中高生年代に向けては、部活・進学・職業等の興味をもちやすいテーマの資料収集に努めるほか、教科書掲載図書に関連本や英語の多読用に適した読み物など学習に役立つ資料も揃えていきます。青少年向けの電子書籍の取扱いを増やしていき、非来館型サービスの充実を図ります。

(3) 動画コンテンツの充実

家庭視聴に適した動画コンテンツの作成、充実を図り、読書意欲を喚起することで図書館利用を促進します。絵本の読み聞かせや紙芝居の上演のほか、昆虫やSDGsなど、子どもの調べ学習や知識欲に応えるコンテンツを増やしていきます。また、外国語の読み聞かせ動画や手話つき動画の作成を継続し、日本語を母語としない子どもや障害のある子どもの読書機会の充実に努めます。

学校

5年後の目標

区立図書館、学校図書館および関係団体等の連携により、デジタル社会に対応した学校図書館の機能の充実とさらなる活用を図り、子どもたちの自主的・自発的な読書活動を充実する。

現状と課題

令和2年度末までに、学校図書館蔵書管理システムが全区立小中学校に導入され、蔵書管理の効率化およびレファレンスの充実が進んでいます。

また、小中学校における読書活動推進のための指導計画の作成割合は、100%となり、令和6年度目標値を達成しました。

学校における読書指導計画の整備が進んだ一方で、小学校における貸出冊数は、令和4年度に比べて令和5年度は減少しています。子どもたちの自主的・自発的な学習活動・読書活動を推進するため、さらなる学校図書館の活用が求められています。

また、令和2年度から、練馬区立小中学校に通う全児童生徒にタブレットパソコンが配備され、子どもたちの学習に利用されています。区立図書館による電子図書館サービスの開始により、児童生徒が授業で電子書籍を利用できるようになります。今後は、タブレットパソコンを活用し、更なるデジタル社会に対応した学びの支援を行っていく必要があります。

新型コロナウイルス感染症の拡大により、区立図書館による学校への団体貸出冊数や、本の探検ラリーの開催回数は減少し、感染拡大前の水準に戻っていません。引き続き、区立図書館や関係団体による学校図書館への支援を積極的に行っていく必要があります。

また、小学校から高等学校へと校種が上がるにつれて不読率が高まっていることから、とりわけ中高生年代に向けた読書活動の推進により注力していくことが求められています。

取組内容

1 学校図書館の充実

(1) 学校図書館の利活用の促進 新規

区立小中学校が学校図書館運営計画および読書活動推進のための指導計画を作成し、それらに基づき学校図書館のさらなる利活用を図ります。また、学校図書館の利便性向上やサービスの充実を図るため、令和7年度から、司書資格等を有する学校司書を全校に配置します。

小中学校は、学校図書館の資料の更新や新規購入を行い、児童生徒の多様な興味・関心に応えられる図書、各教科や総合的な学習の時間に必要な図書の充実を図ります。区立図書館の除籍図書のリサイクルや寄贈図書を活用し、学校図書館や学級文庫の充実を図るほか、図書以外にも音楽・映像資料やリーフレット、標本といった学習に必要な教材の整備を検討します。

また、それぞれの学校図書館で特色のある企画展示や学校図書館だよりなどの周知物の発行に努めます。児童生徒だけでなく、保護者に向けても、読書活動の重要性を発信し、本が身近にあり、本を通じた親子のコミュニケーションが図られるよう啓発していきます。

(2) 児童生徒による学校図書館づくり支援 新規

子どもたちの視点に立った、自主的・自発的な学習活動・読書活動を推進するため、児童の主体的な学校図書館づくりについて、各学校の読書指導計画へ位置付けることを推奨します。また、区立図書館と近隣の小中学校が集まる学校連絡協議会で児童生徒による学校図書館づくりの先進事例について情報共有をします。

指標	令和5年度実績値	令和11年度目標値
学校図書館の貸出冊数（小学校） （冊）	1,212,150	1,300,000
学校図書館の貸出冊数（中学校） （冊）	42,060	46,000

学校図書館での取組



人気の絵本「どうぞのいす」(作/香山美子 絵/柿本幸造 ひさかたチャイルド)をモデルに、いすに置いてある誰かのおすすめ本を借りたら、次の人のために自分の好きな本を置いていくコーナーや図書委員によるおすすめ本の紹介展示を行っています。

(3) 学校図書館の地域活用

地域の方に開放している学校図書館では、子ども向けの図書の貸出しやおはなし会等を行います。さらに地域の人材を活用し、行事の充実、蔵書の整備を進めます。

(4) 放課後における読書活動の推進

放課後の「ひろば事業」では、小学校の学校図書館を在校生の「読書の場」として活用します。ひろば事業を通じて学校図書館の利用を拡げることにより、児童がさまざまな本に触れる機会を提供します。

2 小中学校における読書指導の充実

(1) 電子書籍の授業での利活用 リーディング 新規

令和7年1月に、区立図書館では電子図書館サービスを開始します。区立小中学校の全児童生徒に電子図書館利用のためのアカウントを付与し、タブレットパソコン等を用いて電子書籍を閲覧するなど、授業で利活用できる環境を整えます。

また、電子書籍を活用したグループ学習等の事例を学校連絡協議会などの場で共有し、主体的・対話的な深い学びの実現のために支援します。

指標	令和 5 年度実績値	令和 11 年度目標値
小学生の読書率（％）	96.3 R4 年度実績	100
中学生の読書率（％）	85.4 R4 年度実績	95
区立図書館による小学生への図書貸出冊数（冊）	767,874	850,000
区立図書館による小学生への電子書籍貸出件数（件）		1,700
区立図書館による中学生への図書貸出冊数（冊）	116,137	160,000
区立図書館による中学生への電子書籍貸出件数（件）		650

(2) 児童生徒への情報発信の充実

区立図書館で発行している年代別おすすめ本リスト「よんでみようこんなほん」「コンパス」の、タブレットパソコンで閲覧しやすい配信方法を検討します。また、区立図書館で近隣学校教諭によるおすすめ本の企画展示を行う等、学校図書館と区立図書館の相互の情報発信を行います。

(3) 区立図書館による学校支援の充実

区立図書館は、小中学校における読書活動を支援するため、図書館資料の団体貸出を進めます。また、調べ学習を支援する図書を小中学校に貸し出せるよう、学校支援用図書の充実に努めます。

区立図書館による出張おはなし会やブックトーク、多様な分野の本に触れ、読書の楽しみを体験できるクイズ形式の「本の探険ラリー」をより多くの子どもたちに楽しんでもらえるよう学校に働きかけます。

また、職場体験や図書館見学、まちたんけんなどを積極的に受入れるほか、小中学校の教職員を対象とした図書館活用に関する研修を実施します。

(4) 地域資料のデジタルアーカイブ化 新規

区立図書館で所蔵する地域資料のデジタルアーカイブ化を進め、調べ学習等で児童生徒が地域の特色や歴史を学ぶための支援を行います。

指標	令和 5 年度実績値	令和 11 年度目標値
区立図書館による学校等への団体貸出冊数（冊）	104,756	155,000
本の探検ラリーの実施校数（校）	41	50

(5) 区立図書館による特別支援学校等への支援の充実

特別支援学校等の読書活動を支援するため、区立図書館の事業や図書館資料の情報提供を行い、読み聞かせやブックトーク、図書館資料の団体貸出等を推進します。

また、特別支援学級児童生徒のまちたんけん、図書館見学、職場体験を積極的に受け入れます。その際は、学校の希望にできるかぎり寄り添い、必要に応じて休館日なども活用するなど柔軟に対応していきます。

指標	令和 5 年度実績値	令和 11 年度目標値
区立図書館による特別支援学校等への貸出冊数（冊）	2,831	3,000

(6) 児童生徒の意見を取り入れた外国語資料の充実 新規

外国語で書かれた児童書・絵本の区立図書館所蔵リストを作成し、学校へ配布します。また、外国語資料の児童生徒によるリクエストの受付を検討します。日本語を母語としない子どもたちや、外国語を学びたい子どもたちのための読書推進と多文化の相互理解を図っていきます。

3 高校生年代への読書活動の啓発

(1) 区内高校等への情報発信の強化

区立図書館の職員が区内高等学校へ学校訪問を行い、積極的な連携を図るほか、電子図書館サービスの利用を促します。

中高生向けおすすめ本リスト「コンパス」を、区内高等学校へ配布するほか、区立図書館で実施する高校生年代向けの事業への参加を積極的に働きかけます。

図書館ホームページや SNS を活用して読書に関する情報発信を充実し

ます。

指標	令和 5 年度実績値	令和 11 年度目標値
区内都立高校の生徒の読書率(%)	54.5 R4 年度実績	65
区立図書館による高校生年代への図書貸出冊数(冊)	53,760	100,000
区立図書館による高校生年代への電子書籍貸出件数(件)		400

(2) 高校生年代による図書情報の発信 新規

区内高校生等からおすすめ本や紹介文、自作のポップ等を募り、冊子や図書館ホームページで紹介するなど、高校生年代から同世代に向けた発信を活用していきます。

区立図書館では、それらのホームページ上で紹介された本から電子書籍の貸出しページにつながるリンクを貼るなど読書につながる工夫を凝らしていきます。

(3) 高校生の奉仕活動等の積極的な受入れ

区立図書館への職場体験や奉仕活動の受け入れを広く行い、区立図書館の利用や事業参加を促します。

青少年向けブックリスト「コンパス」



「コンパス～君に届けるこの1冊～」は、区立図書館が中学生・高校生に向けておすすめの本を紹介するリストです。1年に1回発行しています。これからの楽しい読書体験の道しるべとしてください。

中高生年代による図書紹介の事例



稲荷山図書館 YAポップコンテスト



石神井図書館 都立大泉高等学校附属中学校の本の紹介POP展示



南田中図書館

YA特集コースサポーターのおすすめ本

5年後の目標

電子図書館サービスが定着し、児童書・青少年図書の電子書籍の利用数が令和7年度と比べ増加している。紙書籍の貸出冊数も乳幼児、小中学生、高校生、いずれの年代でも増加している。

現状と課題

練馬区には、区立図書館12館1分室に児童コーナーおよび中高生コーナーが設けられ、多くの子どもたちに利用されています。

令和7年1月に電子図書館サービスを導入し、図書館ホームページもリニューアルします。また、令和7年度中に貫井図書館の再整備工事が着手される予定です。

区立図書館は、会話スペースや団体学習のスペースなど利用者からの多様なニーズに応えられるよう、誰もが安心して、心地よく過ごせる空間の提供を目指していきます。

取組内容

1 子どもに身近な読書環境の整備

(1) 子どもや保護者がゆっくり利用できる読書環境の確保 リーディング 新規

館内で声を出しても構わない時間帯（おしゃべりタイム）やスペースを設定して、小さな子ども連れの保護者や同級生と会話を楽しみたい児童生徒も気兼ねなく図書館を利用できる環境を整備します。

また、図書館内の会議室等を保育室とし、保育士がお子様をお預かりしている間、保護者に図書館内でゆっくり読書する時間を提供する事業（保育付きブックタイム事業）を充実します。

保育付きブックタイム事業

子どもと家でずっと向き合っていると、ゆっくり本を読む時間もない...ひとりの時間が欲しい...という保護者の声に応え、保育者が子どもたちを保育している時間、図書室でゆっくりと読書する時間を提供する事業です。



(2) 電子図書館サービスの充実【再掲】

乳幼児向けの絵本から小学生向けの児童書、職業や進路に関する本、ライトノベルなどを含む青少年向け図書に至るまで、電子書籍の取扱いを充実していきます。

(3) 図書館ホームページの充実

図書館ホームページを令和7年1月にリニューアルします。これに合わせて、見やすく利用しやすいホームページづくりを進めていきます。児童・青少年ページのデザインをより親しみやすいものとするほか、児童・青少年行事の申込をホームページ上で受付可能にします。

図書館ホームページ（青少年ページ）のイメージ



村上もとか氏によるイラスト(ラフ)

(4) 図書館の利便性の向上 新規

貫井図書館の再整備に合わせて、読書スペース、ベビーカー置場や授乳室等の充実を図るとともに、ICタグ導入による貸出し・返却などの館内サービスのセルフ化を推進し、区立図書館は、子どもや乳幼児を連れた保護

者が利用しやすい環境を整備します。

また、美術館を併設する貫井図書館には、自由にお絵かきや工作などが
できる、アート要素を追加した児童コーナー「ブック・アート・キッズス
ペース」を導入するなど、分野横断的な読書スペースを設置することで、
子どもの多様な興味関心を刺激し読書活動につなげていきます。

そのほか、区立図書館では、図書館の総合案内をはじめ、館内ガイドツ
アーや本探しのお手伝いをする「図書館コンシェルジュサービス」の導入
を検討していきます。

2 読書活動への関心を高める事業の充実

(1) 多様な読書事業の推進

区立図書館は、子どもの発達段階に応じたおはなし会やよみきかせを実
施し、読書活動への関心を高めます。また、人形劇やぬいぐるみのおとま
り会*等の親子で一緒に楽しめる事業や、科学あそび、工作会、図書館たん
けんたい等の催しを実施し、図書館への来館を働きかけます。

指標	令和5年度実績値	令和11年度目標値
区立図書館によるおはなし 会等事業の実施回数(回)	1,071	1,500
区立図書館によるおはなし 会等事業の参加人数(人)	11,815	20,000

昆虫教室

地域特性を生かした各館の魅力ある事業を展開して知的探求心を深めます。



稲荷山図書館 こんちゅう教室

子ども読書の日記念事業

子どもの読書活動の推進に関する法律（平成13年法律第154号）では、4月23日を「子ども読書の日」と定めています。練馬区では、この記念日に合わせて毎年イベントを実施しています。



令和5年度「川原礫先生講演会」



令和6年度「布の絵本大展示会」

(2) 魅力ある図書展示の実施

乳児の絵本を選ぶ保護者向けにカーペットコーナーのそばに子育て関連の図書や雑誌、保護者向けのパンフレットを配置するなど利用しやすい配架や展示の工夫を凝らします。

小学生年代の子どもに向けて、多様な分野に興味関心が広がりを持つように、新着本紹介やテーマ本紹介等の企画を充実し、魅力ある児童コーナーづくりを進めます。

中高生年代の子どもに向けては、部活・進学・仕事等の興味関心にあわせた蔵書を充実し、多様な本に触れる機会を提供するとともに、館内掲示物および展示の工夫、リーフレットを通じて新着本等を紹介して、来館を習慣づけてもらえるような青少年コーナーづくりを進めます。

3 中高生年代の読書活動の推進

(1) 中高生年代の読書環境の整備

教科書掲載の文芸作品をはじめ、部活、進路に関連する資料や映画、アニメ、ゲームなどの原作やノベライズ作品、ライトノベル等を含む青少年図書を充実していきます。また、英語の多読用に適した読み物など学習に役立つ資料も揃えていきます。また、リクエストボックスを置くなどして、資料購入の際に子どもの意見を取り入れるよう努めます。

また、中高生の興味関心を惹くマルチメディア資料の配架、図書館改築時に合わせたグループ学習室の設置等を進めます。

本の感想や日々の雑感を自由に書き込めるノートを置くなどして、中高生年代の交流の促進を図る工夫をしていきます。

読書スペースの魅力向上を図り、中高生年代が本に親しめる読書環境を整備します。

(2) 情報発信の充実

スマートフォンやパソコンなどを利用する機会が多い中高生年代の子どもに向けて、図書館ホームページを充実して、推薦図書や中高生年代向け事業に関する情報発信を充実します。また、青少年行事への参加をホームページ上で受け付けられるようにします。

SNS 風ブックリスト



南大泉図書館では、青少年にもっと本に関心をもってもらい、読書や図書館の利用促進に繋げるため、SNS風のオリジナルのしおりを選書した本ごとに作成し配布しています。

中高生年代の読書活動を推進するため、青少年向けのブックリスト「コンパス」の内容を一層充実化していきます。そのほか、各館で個性のある広報物を作成して読書啓発を進めていきます。

(3) 多様な読書事業の推進

ビブリオバトル(知的書評合戦)やボードゲーム、カードゲーム大会など、高校生年代が興味を持つ事業を区内高校と連携して実施し、区立図書館の図書貸出しの促進および高校生年代の読書活動を推進します。

また、職業や進路などに関連する青少年向けの講座やワークショップを充実し、来館のきっかけとしてもらい、読書への興味を刺激します。

指標	令和 5 年度実績値	令和 11 年度目標値
区立図書館による青少年向け事業の実施回数（回） 展示を除く		50

職業講座



青少年世代が幅広い職業選択の視点を持てるようになるよう、講師である建築家の設計した事務所で、仕事・働くこと・未来についての講演会を行いました。

石神井図書館
お仕事講座『建築家ってどんなお仕事？』

(4) 部活動や学習成果の発表の場としての図書館の利用促進 新規

区内の中学校、高等学校、特別支援学校等と連携を図り、学生による文芸作品展や絵画作品展、写真展などを開催し、関連図書の展示と組み合わせることで、来館や図書貸出しの増加を図ります。また、手話部による手話つきおはなし会など、図書館事業への中高生の参加を働きかけます。

4 読書活動に関わる人材の技術向上

区立図書館では、子どもの読書活動に関わる人に向けて様々な講習会等を実施し人材育成を進めていきます。子どもに携わる職員等に向けては、幼稚園・保育園等職員向けよみきかせ講習会、司書教諭または学校図書館担当教員のための研修、小中学校教諭図書館研究部向け研修、学校図書館開放指導員研修等を開催しています。

また、ボランティア向けには、よみきかせボランティア養成講習会、文庫活動支援講演会等を、障害者等向けの録音資料の充実と対面朗読の提供にあたっては、音訳ボランティア 養成講習会を開催しています。

5 多様な子どもの読書活動の推進

(1) 子どもや保護者がゆっくり利用できる読書環境の確保【再掲】

「子どもが声を出して周りに迷惑をかけてしまわないか不安で来館を控えてしまう」、「友達とおしゃべりしながら読書を楽しみたい」など、館内での発話に対する需要は大きいものです。これらの声を受けて、区立図書館では、会話などを楽しめる時間帯やスペースを提供し、年齢や障害の有無に関わらず、誰もが利用しやすい読書環境を整備します。

(2) 障害等に配慮した資料の充実

支援を必要とする子どものニーズ把握に努め、デイジー図書を含む録音資料（図書、雑誌）や点字資料、大活字本、視聴覚資料の収集を進めます。令和7年1月に開始する電子図書館サービスの取扱資料についてもアクセシブルな電子書籍やオーディオブックを充実していきます。また、文字を読んだり、本の内容を理解することが苦手な方でも、やさしく読める本「LLブック」の収集を進め、障害等に配慮した資料を展示する「りんごの棚」を充実していきます。

子どもそれぞれに、得意な部分と苦手とする部分があったり、発達の程度に違いがあったり、母語が異なり日本語を学んでいる最中だったり異なる背景を抱えています。誰もが楽しく読書に親しむことができるよう、多様な形態の資料を収集していきます。

(3) 相互貸借の推進

点字図書館をはじめ全国の図書館と相互貸借を実施します。また、点字図書館や他の公立図書館と連携し、障害に配慮した資料目録等を提供します。

(4) 布の絵本に親しむ機会の充実

区立図書館は、子どもの発達段階や特性に応じて楽しむことができる、絵本と遊具の性質を兼ね備えた、布の絵本の製作や収集に努め、絵本の世界に親しむ機会の充実を図ります。

また、収集した布の絵本の展示会を館内で開催することで、布の絵本の周知に努めます。

合わせて、布の絵本製作講習会を開催し、製作団体の安定的な人材確保を支援します。

(5) 障害に配慮した事業の充実

区立図書館では、手話つきおはなし会をはじめ、視覚障害対応音声ガイド・聴覚障害対応字幕のついたバリアフリー映画会など、障害がある子どもも障害のない子どももともに参加して楽しむことのできる事業を充実していきます。

(6) 図書館資料の郵送サービス【再掲】

障害等により図書館への来館が困難な子どもに対して、図書館資料の郵送サービスを行います。

また合わせて、読み上げ機能に対応したアクセシブルな電子書籍、オーディオブックの取扱いを充実していき、来館しなくても読書を楽しめる環境づくりを進めます。

(7) 図書館のバリアフリー化の推進

区立図書館は、大規模改修等に合わせて、施設のバリアフリー化を進め、障害の有無に関わらず、誰もが利用しやすい環境を整備していきます。

また、それぞれの個性や特徴、文化的背景の違いなどを尊重し、理解し合える社会となるよう啓発活動を行い、誰もが心地よく過ごせる図書館づくりを進めます。

その他、区立図書館では、拡大読書器または簡易拡大読書器を設置しています。また、リーディングルーペやリーディングトラッカーを希望する方に貸し出しています。

(8) 企画展示や広報の充実

特別支援学校児童の作品展や、青年学級作品展など近隣の学校や施設の子どもによる作品展示を実施することで、子どもたちの来館増につながるほか、障害に対する地域の理解と共感を育みます。

また、区立図書館の YouTube にて手話つき読み聞かせ等障害に配慮した動画作品を作成・公開していきます。

(9) 日本語を母語としない子どもへの取組

外国語資料の充実を進めるとともに、日本の文化を紹介する図書や日本語学習用図書の充実を図ります。

外国語による区立図書館の利用案内を配布し、図書館内の案内表示等の多言語に対応した整備を進めます。あわせて、幅広い場面でやさしい日本語の使用に努め、理解しやすく、相談しやすい図書館環境を整備していき

ます。

日本語を母語としない親子や外国語に関心のある日本人親子向けに、外国語を取り入れたおはなし会等を実施し、互いの文化や言語を知る機会を提供します。

指標	令和 5 年度実績値	令和 11 年度目標値
障害等に配慮した資料の点数（点）	20,776	22,900
障害等に配慮した事業の実施回数（回）		15
日本語を母語としない子どもに配慮した事業の実施回数（回）		20

6 子どもに寄り添った図書館づくりの推進

(1) 児童・青少年の意見を取り入れた図書館づくりの推進 新規

区立図書館では、アンケート等を通じ、よりよい図書館づくりのために児童・青少年の意見を積極的に取り入れていきます。また、図書展示やポップづくり、イベントの企画実施まで子どもの主体的な図書館づくりへの参画を推進します。

中高生年代による区立図書館の青少年コーナーづくりの事例



大泉図書館
ボランティア部による館内装飾づくり



南田中図書館
ユースサポーターによる本の福袋づくり

(2) 図書館主催事業への青少年の主体的参加の支援

区立図書館が主催する外国語のおはなし会や手話つきおはなし会などの事業において、中学校・高校等の図書委員や英語部、手話部、ボランティア部等の生徒と連携して、青少年の主体的な参加を応援します。

(3) 練馬区子ども読書活動推進会議の開催

普段から子どもや子どもの読書に関わりの深い、公募区民、学校、読書活動推進団体および学識経験者による練馬区子ども読書活動推進会議を開催し、練馬区子ども読書活動推進計画の取組内容や進捗についての意見を聞き、施策に活かします。

中高生年代による区立図書館事業への参加



稲荷山図書館
三原台中学校英語部による
えいごのおはなし会



貫井図書館
富士見高等学校図書委員による
スペシャルおはなし会

練馬子ども議会



練馬子ども議会は、中学生が日頃疑問に思っていること、意見を区政に反映させる機会とするとともに、区政や区議会の仕組みを学習することを通じて、区政への関心を高めることを目的に開催しています。令和5年度には、どうすれば中高生の図書館利用が増えるかについても提言発表がなされました。

地域

5年後の目標

区立図書館、関係機関、団体等が連携し、地域に根ざしたそれぞれの特色を活かした支援を行うことで、読書活動を充実させます。

現状と課題

区立図書館では多くのボランティアがよみきかせ等に参加しています。令和5年度の区立図書館におけるボランティアの活動回数は1,683回であり、直近の5年間で最多となりました。区立図書館におけるボランティアの活動人数は7,650人であり、おおむね新型コロナ感染拡大以前の数値に回復しています。引き続きボランティアと協力し、子どもたちに本の楽しさを知る機会を提供していきます。

地域のいたるところで本に触れられる機会を創出していくことが求められています。区内の地域文庫は地域の子どもたちや親子に向けて無償で本の貸出しを行うなど、子どもの読書活動支援を活発に行っています。また、地域のさまざまな施設で図書館と連携した事業を行い、特色ある企画を展開しています。多様な子どもたちへの読書活動の支援が求められるなか、区立図書館は積極的に館外に出向いて、家庭・地域・学校・関係団体との連携を強化していきます。

取組内容

1 地域施設での読書活動の推進

(1) 地域施設へのアウトリーチの充実 **新規**

子どもたちが通いなれた場所で本に親しむことができるよう、図書館から保育園、児童館、子育てのひろば等の子育て関連施設や、放課後等デイサービスなどの福祉施設に出向き出張おはなし会を行うなど、図書館のアウトリーチを充実させます。

また、図書館のリサイクル本等を活用した出張本棚を地域施設に設置するなど、まちのいたるところで本に触れあえる機会創出を検討していきます。

指標	令和 5 年度実績値	令和 11 年度目標値
障害者施設等へのアウトリーチ事業の実施回数（回）		30



こどもと本のひろば
放課後等デイサービス「たまみずき石
神井」への出張おはなし会



平和台図書館
須賀神社で行われた平和台一丁目町
会主催「ふるさと祭り」に出演

(2) 地域施設の読書環境の整備

児童館・学童クラブ・ひろば事業や地区区民館等と連携し、地域施設での読書案内等の広報物を配布し、子どもたちの読書意欲を高めます。また、図書館のリサイクル本の配布を行い、地域施設の読書環境の充実への支援を行います。

上記施設のほか、多くの施設で図書の見覧コーナー等を設置し、子どもやその保護者の読書活動を推進しています。

男女共同参画センター図書・資料室では、男女共同参画関係の資料を所蔵しています。また、親子で読書を楽しめるよう絵本コーナーを設置しているほか、子育て中の保護者向けに保育付きブックタイム事業を月1回実施しています。

石神井公園ふるさと文化館では交流ライブラリーで、練馬区の歴史・民俗・自然などに関係する図書の閲覧・学習ができるほか、事業として絵本の読み聞かせなども行っています。

リサイクルセンターでは、環境・リサイクル活動に役立つ図書の閲覧・貸出しや情報パネル等を展示しています。

2 多様な子どもへの支援

(1) 働くことへの不安を持つ若者への支援 新規

ねりま若者サポートステーション と連携し、図書館での職場体験を行い、働くための一歩を踏み出したい若者への支援を行います。

(2) 不登校状態にある子どもへの読書支援 リーディング 新規

さまざまな理由で学校へ行けない子どもたちのため、学校教育支援センターで実施するフリーマインド・トライ や居場所支援事業等で団体貸出や図書館職員によるブックトークを促進し、読書活動の支援を充実します。

(3) 日本語を母語としない子どもの読書活動の支援 リーディング 新規

区で実施している「こども日本語教室」と連携し、日本語を母語としない子どもへの読書の啓発を行います。

また、区立図書館で実施する外国語のおはなし会の開催に際して、多言語での周知を行い、日本語を母語としない子どもが絵本に触れる機会の充実に努めます。

(4) 居場所を必要とする子どもに向けた読書活動の支援 リーディング 新規

区立図書館では、中3勉強会 の取組を支援し、学習場所の提供、職業や進路等に関する図書の団体貸出を行っています。

新たな取り組みとしてアンサンブル と連携し、団体貸出や図書館職員によるブックトーク等を実施するとともに、職場体験の受入や館内装飾物等の工作など図書館事業への協力依頼を検討します。また推薦図書リスト等を配布し、読書機会の充実に努めます。

こども食堂へリサイクル本の配布や出張おはなし会を行うことで、子どもたちへの読書活動の支援を行います。また、図書館ではこども食堂への理解促進のための企画展示を実施します。

児童館で行う「中高生の居場所づくり」事業 と連携し、団体貸出や図書

館における中高生向けのイベント紹介を行うことで中高生への読書活動支援を行います。

(5) 矯正施設にいる子どもの読書活動の支援 新規

東京法務少年支援センターと連携し、鑑別所に入所する子どもたちの健全育成への支援を行います。団体貸出やリサイクル本の配布により、読書に親しむ機会の提供を行います。

3 関係機関との連携・取組の推進

(1) 地域文庫等との協働

練馬区には個人宅や保健相談所等の地域の施設において、図書の貸出しやよみきかせ等を行っている地域文庫や親子読書会が多数あります。図書館と文庫等の交流会を定期的を実施して情報交換を図るほか、図書館職員による地域文庫への出張おはなし会を行う等連携を深めていきます。

また、著作権の基礎知識や本の補修方法についてなど地域文庫活動に役立つテーマの講習会を行ったり、本の長期貸出しを行う文庫助成事業を通じて地域文庫活動を支援します。

区立図書館では地域文庫等との協働で年齢別のおすすめブックリスト「よんでみようこんなほん」を発行し、地域の子どもの読書意欲の増進を図ります。

よんでみようこんなほん



区立図書館では、毎年一回、地域文庫と図書館が協力しておすすめの本を選び、「よんでみようこんなほん」という推薦図書リストを作成しています。



地域文庫でのよみきかせのようす

(2) 保健相談所との連携

保健相談所では、区立図書館と連携して乳児期にブックスタートの引換券を配布しています。乳幼児とその保護者を対象とするイベントを保健師、管理栄養士、歯科衛生士と連携して実施することで、絵本やおはなしの楽しさを感じるきっかけを作るだけでなく、保護者に対する育児支援を行います。

(3) 地域施設・商店街等との連携

乳幼児や児童、青少年に関わる地域施設との連携を図り、子どもたちが読書に親しめる機会を提供します。

商店街や町会等で実施する地域のお祭りやイベントと連携して、おはなし会やリサイクル本の頒布会、パネル展示等を行います。また、区内大学と連携し、大学生や大学施設を活用した図書館事業を展開し、まちに根ざした図書館として地域住民とのつながりを大切にします。

(4) よみきかせ等ボランティアと施設のマッチング事業 新規

活動場所を求めている地域のよみきかせ等ボランティアと、子どもたちに読み聞かせなどを実施したいと考えている施設の需要と供給を結びつける取組を検討します。

4 読書活動推進の基盤づくり

ブックスタート事業や本の探検ラリーは区立図書館が区民団体に委託をして成り立っている事業です。また、おはなし会等にも多くのボランティアが協力しています。

指標	令和 5 年度実績値	令和 11 年度目標値
区立図書館におけるボランティアの活動回数（回）	1,683	1,800
区立図書館におけるボランティアの活動人数（人）	7,650	8,500

区立図書館では、よみきかせボランティアの養成講習会、既存ボランティアのフォローアップ講習会、ブックスタートスタッフ向けの講習会等、子どもの読書に関わる人材の育成のための講習会を実施し、子どもの読書に関わる人材のスキルアップを図ることで読書活動推進の基盤を強化していきます。また、布の絵本製作団体や音訳ボランティア等と連携し、誰もが楽しめる資料を充実していきます。

練馬区子ども読書活動推進計画（第五次）取組項目 担当課一覧表

取組項目	担当課
家庭	
施策1 ブックスタート事業の充実	
取組事業	
ブックスタート事業の継続・充実	光が丘図書館 各保健相談所
施策2 家読（うちどく）の推進	
取組事業	
(1) 乳幼児と保護者に向けた事業	光が丘図書館 在宅育児支援担当課 こども施策企画課 青少年課
(2) 未就学児が読書を身近に感じられる環境の整備	光が丘図書館 教育指導課 保育課
(3) 小学生への啓発活動	光が丘図書館 教育指導課
(4) 中高生年代に向けた事業	光が丘図書館
(5) 図書館資料の郵送サービス	光が丘図書館
施策3 家庭読書に適した資料の充実	
取組事業	
(1) 電子図書館サービスの充実	光が丘図書館
(2) 各年代向けの家庭読書に適した資料の充実	
(3) 動画コンテンツの充実	
学校	
施策1 学校図書館の充実	
取組事業	
(1) 学校図書館の利活用の促進	光が丘図書館 教育指導課
(2) 児童生徒による学校図書館づくり支援	教育指導課
(3) 学校図書館の地域活用	子育て支援課

施策2 小中学校における読書指導の充実	
取組事業	
(1) 電子書籍の授業での利活用	光が丘図書館 教育指導課
(2) 児童生徒による学校図書館づくり支援	教育指導課
(3) 区立図書館による学校支援の充実	子育て支援課
(4) 地域資料のデジタルアーカイブ化	光が丘図書館
(5) 区立図書館による特別支援学校等への支援の充実	光が丘図書館 教育指導課
(6) 児童生徒の意見を取り入れた外国語資料の充実	光が丘図書館
施策3 高校生年代への読書活動の啓発	
取組事業	
(1) 子どもや保護者がゆっくり利用できる読書環境の確保	光が丘図書館
(2) 電子図書館サービスの充実	
(3) 図書館ホームページの充実	
図書館	
施策1 子どもに身近な読書環境の整備	
取組事業	
(1) 子どもや保護者がゆっくり利用できる読書環境の確保	光が丘図書館
(2) 電子図書館サービスの充実	
(3) 図書館ホームページの充実	
(4) 図書館の利便性の向上	
施策2 読書活動への関心を高める事業の充実	
取組事業	
(1) 多様な読書事業の推進	光が丘図書館
(2) 魅力ある図書展示の実施	
施策3 中高生年代の読書活動の推進	
取組事業	
(1) 中高生年代の読書環境の整備	光が丘図書館
(2) 情報発信の充実	
(3) 多様な読書事業の推進	
(4) 部活動や学習成果の発表の場としての図書館の利活用	

施策 4 読書活動に関わる人材の技術向上		
取組事業		
読書活動に関わる人材の技術向上	光が丘図書館 教育指導課 学務課 保育課	
施策 5 多様な子供の読書活動の推進		
取組事業		
(1) 子どもや保護者がゆっくり利用できる読書環境の確保	光が丘図書館	
(2) 障害等に配慮した資料の充実		
(3) 相互貸借の推進		
(4) 布の絵本に親しむ機会の充実		
(5) 障害に配慮した事業の充実		
(6) 図書館資料の郵送サービス		
(7) バリアフリーな図書館づくりの推進		
(8) 企画展示や広報の充実		
(9) 日本語を母語としない子どもへの取組		
施策 6 子どもに寄り添った図書館づくりの推進		
取組事業		
(1) 青少年の意見を取り入れた図書館づくりの推進	光が丘図書館	
(2) 図書館主催事業への青少年の主体的参加の支援		
(3) 子ども読書活動推進会議の開催		
地域		
施策 1 地域施設での読書活動の推進		
取組事業		
(1) 地域施設への出張おはなし会等アウトリーチの充実	光が丘図書館 子育て支援課 在宅育児支援担当課 地域振興課 福祉部管理課 清掃リサイクル課 こども施策企画課	

	(2) 地域施設の読書環境整備	光が丘図書館 子育て支援課 人権・男女共同参画課 文化生涯学習課 清掃リサイクル課
施策2 多様な子どもへの支援		
取組事業		
	(1) 働くことへ不安を持つ若者への支援	青少年課
	(2) 不登校状態にある子どもへの読書支援	学校教育支援センター
	(3) 日本語を母語としない子どもの読書支援	光が丘図書館 地域振興課
	(4) 居場所を必要とする子どもに向けた読書活動支援	光が丘図書館 学校教育支援センター 生活福祉課 協働推進課 子育て支援課
	(5) 矯正施設にいる子どもの読書活動支援	光が丘図書館
施策3 関係機関との連携・取組の推進		
取組事業		
	(1) 地域文庫等との協働	光が丘図書館
	(2) 保健相談所との連携	各保健相談所
	(3) 地域施設・商店街との連携	光が丘図書館
	(4) よみきかせ等ボランティアと施設のマッチング事業	光が丘図書館
施策4 読書活動推進の基盤づくり		
取組事業		
	読書活動推進の基盤づくり	光が丘図書館

<用語説明>

注1 (P8) 不読率

1か月の間に1冊も「本」を読まなかった児童生徒の割合を指す。授業中に読んだものは含まない。「子供読書活動推進に関する調査(東京都教育庁地域教育支援部 令和4年度)(隔年実施)」による。ここでいう「本」とは、教科書、雑誌、図鑑、マンガ、写真だけの写真集、絵だけの絵本や画集は含まず、日本語以外で書かれた本、ケータイ小説やスマートフォンやタブレット端末等で読むことのできる電子書籍は含む。また、一斉読書(朝読書や昼読書)などで読んだ本は、冊数として数える。

注2 (P12) 地域文庫

すべての子どもに読書のよろこびを伝えることを目的として、主宰者の自宅や地域の施設(保健相談所や幼稚園等)で継続的に地域の子ども等に無償で図書の貸出しやよみかせ等を行うもの。

注3 (P12) ブックスタート事業

絵本の読み聞かせを通じて親子で触れ合う時間をもつきっかけをつくり、絵本に親しんでもらう事業。保健相談所の4か月児健診を受診した乳幼児の保護者を対象に事業を案内し、区立図書館で絵本を手渡すほか、読み聞かせやわらべうた、手遊び等を親子で楽しむ。

注4 (P12) 本の探検ラリー

本の内容や情報を題材にしたクイズを、会場に用意された本を読んで問題を解く参加型イベント。主に授業の一環として小学校、中学校で開催するほか、区立図書館を会場としても行う。

注5 (P12) 練馬こどもカフェ

民間カフェと協働し、子どもが学び、遊ぶ機会や、保護者が交流したりリラックスできる環境を提供する事業。民間カフェが無償で提供する店舗スペースを活用し、地域の幼稚園教諭や保育士等による保護者向けの子育て講座、育児相談や乳幼児向けの教育サービス等を実施することで、在宅子育て世帯への支援を行う。

注6 (P13) 学校図書館運営計画

小中学校ごとに作成する、学校図書館の運営目標や運営組織、活動方針、図書の購入・除籍基準等を定めた計画。

注 7 (P13) 読書活動推進のための指導計画

小中学校ごとに作成する、学校全体における読書活動推進の指導計画。学校図書館や区立図書館等の関係者間の連携・調整を効率化し、学校全体としての読書活動をさらに推進するもの。

注 8 (P13) 団体貸出

学習の中で必要な図書や学級文庫の充実等のため、区立図書館から 1 団体あたり 300 冊を上限に図書館資料を貸し出すサービス。

注 9 (P13) 学校図書館管理員

学校図書館運営業務を行うため、区が業務委託した委託事業者が学校図書館に派遣する人員。図書選定・除籍の助言、図書の整理、紹介、読み聞かせ等を行う。

注 10 (P13) 学校図書館支援員

区立図書館が、学校図書館の運営を支援するために、派遣する人員。図書選定・除籍の助言、図書の整理、紹介、読み聞かせ等を行うほか、区立図書館の団体貸出の配送や区立図書館見学等に対応する。

注 11 (P13) ブックトーク

ひとつのテーマに沿って、ジャンルの異なる数冊の本を選んで順序良く組み立て、いろいろな角度から紹介し、本の楽しさを知ってもらうための手法。

注 12 (P13) 学校図書館蔵書管理システム

令和 2 年度までに全区立小中学校へ順次導入され、蔵書管理の効率化とレファレンスの充実を図った。導入により、学校図書館における貸出冊数を集計できるようになった。

注 13 (P13) 学校司書

区立小中学校の学校図書館において、学校のニーズに応じた対応の充実を図るために配置する、司書資格等を有する職員。

注 14 (P14) 読書率

東京都が設定している不読率を用い、100%から不読率を差し引いた数値とし、1 か月間に 1 冊以上本を読んだ子どもの割合を示す。

注 15 (P14) ビブリオバトル(知的書評合戦)

参加者がおすすめの本の紹介をし、どの本が一番読みたくなったかを競う書評ゲームのこと。

注 16 (P15) 布の絵本

さまざまな障害をもつ子どもたちのために、布などを用いて作った絵本。フェルト・スナップ・ファスナー・接着テープ・ボタンなどを用いて、さまざまな動作を、遊びながら身に付けることのできる、絵本と教具・遊具の要素を備えたもの。

注 17 (P18) ライトノベル

表紙や挿絵にアニメ風のイラストを載せた、若者向けエンターテインメント小説。SF やホラー、ミステリー、ファンタジー、恋愛などの要素を、軽い文体でわかりやすく書いたもの。

注 18 (P30) 家読(うちどく)

「家庭読書」の略称で、家族で同じ本を読み、感じたことなどを話し合う取組。

注 19 (P32) 子育て学習講座

PTA や保護者団体、地域活動団体等に、子どもの教育や乳幼児向けを含む子育てに関する講座の企画・運営を委託して開催する。

注 20 (P32) 学校図書館開放指導員

図書館を開放する小学校に置かれる指導員のこと、資料の貸出しや利用者の指導、施設の整理整頓などを行う。

注 21 (P32) ねりま遊遊スクール

子どもや保護者等を対象に、休日や放課後等の時間を活用し、いろいろなことを学び、体験できる講座。講座には、PTA や地域で活動する団体に企画・運営を委託して実施するものと、子どもの交流を目的とした中学校部活動による講座がある。

注 22 (P33) オーディオブック

ナレーターや声優が朗読した本などの音声を、パソコンやスマートフォンで聞くことのできるサービスのこと。

注 23 (P34) 多読

やさしい難易度の本から辞書を使わずに多くの本を読んで外国語を身につけていく方法のこと。

注 24 (P37) ひろば事業

放課後などの小学校を活用して、児童がのびのびと過ごせる「ひろば事業」を実施しています。学校の授業が終了した放課後に、児童がそのまま学校の校庭や図書室、学校内のひろば室などで、自主遊びや自主学習、読書などをすることができます。

注 25 (P44) ぬいぐるみのおとまり会

子どもたちのお気に入りのぬいぐるみを図書館に「お泊まり」させることで、図書館を身近に感じてもらうことを目的とした事業。来館した子どもたちからぬいぐるみを預かり、閉館後や休館日の図書館で、図書館員の仕事を体験したり、館内を探検したりする様子を職員が写真に撮影し、後日、ぬいぐるみを迎えに来た子どもたちに、写真等と共にぬいぐるみを返すという流れで実施する。

注 26 (P47) 音訳ボランティア

視覚障害者に貸し出す本や雑誌等の内容を録音した録音図書を製作したり、視覚障害者に本や雑誌等を音読する対面朗読サービスを行うボランティア。

注 27 (P48) デイジー図書

デイジー (DAISY) とは、Digital Accessible Information System の略で、「アクセシブルな情報システム」と訳されるデジタル録音図書の国際標準規格です。録音音声だけで構成された音声デイジーや音声を聞きながらテキストや画像を同時に見ることができるマルチメディアデイジー等があります。デイジーを聞くためには、専用の再生機 (プレクストーク) または、専用の再生ソフトウェアをインストールしたパソコンが必要になります。

注 28 (P48) 大活字本

小さな字が読みにくい方のために、普通の図書より大きなサイズの文字で書かれている本。

注 29 (P48) 視聴覚資料

練馬区立図書館で所蔵する CD、カセットテープ、レコード、ビデオ、公共 DVD 等の資料。

注 30 (P48) アクセシブルな電子書籍

音声読み上げ機能に対応しているなど視覚障害者等が自ら読める方式で作られた電子書籍のこと

注 31 (P48) LL ブック

誰もが読書を楽しめるように工夫してつくられた、「やさしく読みやすい本」のことを指す。日本語が得意ではない方や、知的障害のある方をはじめとした一般的な情報提供では理解が難しいさまざまな方にとっても読みやすいように作られている。

注 32 (P48) りんごの棚

りんごの棚は点字つきのさわる絵本や、布の絵本、LL ブック、読書補助具やさまざまな読書手段を紹介する本など、さまざまなアクセシブルな形式の資料が置かれた本棚を指す。1993 年、スウェーデンのヘルネサンド図書館 (Härnösand bibliotek) が設置したのがはじまり。1990 年代初頭に、スウェーデン芸術評議会がロンドンの障害児のための図書館を視察した際、そこにあった触ると小さいもむしが顔を出すりんごのおもちゃが、りんごの棚の名称の由来となっ

た。日本では2013年に埼玉県小川町立図書館が設置したのが草分けとなり、全国に広がった。

注 33 (P48) 点字図書館

点字図書・録音図書の収蔵、貸出し、点訳・音訳等を行っている図書館。

注 34 (P54) ねりま若者サポートステーション

就労や進路決定に悩みのある若者等の相談に応じ、自立を支援する機関。

注 35 (P54) こども日本語教室

日本語を母語としない小・中学生を対象に、簡単な日本語を学習する教室。

注 36 (P54) フリーマインド、トライ

不登校の児童・生徒のために学習支援や相談支援等を行う事業。小学生を対象とした事業をフリーマインド、中学生を対象とした事業をトライという。

注 37 (P54) 中3勉強会

経済的な支援を必要とする世帯の中学3年生を対象に、基礎学力の定着を支援し、子どもの将来の進路選択の幅を広げ、自立した生活を送れるようにすることを目的に行っている勉強会。

注 38 (P54) アンサンブル

生活保護受給世帯等の子どもに対して、居場所の提供や学習を支援するため、区内2か所に設置している支援拠点。

注 39 (P54) 「中高生の居場所づくり」事業

児童館で中高生が過ごせる時間帯を設定し、放課後の居場所とする事業。

資料編

- 資料1 「練馬区子ども読書活動推進計画（第五次）」策定に向けての提言
誰もが楽しむ読書活動の推進・・・・・・・・・・・・・・・・
- 資料2 第四次練馬区子ども読書活動推進計画の策定経過・・・・・・・・
- 資料3 子どもの読書活動の推進に関する法律・・・・・・・・
- 資料4 視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律・・・・・・・・
- 資料5 こども基本法・・・・・・・・
- 資料6 練馬区子ども読書活動推進会議設置要綱・・・・・・・・
- 資料7 第11・12期練馬区子ども読書活動推進会議委員名簿・・・・・・・・
- 資料8 練馬区子ども読書活動推進計画策定検討委員会設置要綱・・・・・・・・
- 資料9 練馬区子ども読書活動推進計画策定検討委員会名簿・・・・・・・・
- 資料10 子どもの読書に関するアンケートの集計結果・・・・・・・・
- 資料11 読書に関するアンケート（小学5年生版）・・・・・・・・

「練馬区子ども読書活動推進計画（第五次）」策定に向けての提言

誰もが楽しむ読書活動の推進

（第 12 期練馬区子ども読書活動推進会議）

令和 6 年 5 月 1 日

はじめに

新型コロナウイルス感染症の拡大により、今まで当たり前だと思っていた私たちの生活スタイルは一変しました。感染症拡大の渦中においては学校の休校、図書館や各種児童・青少年施設の休館があり、外出自体が困難な時期もありました。そのため、子ども読書活動を推進するさまざまな取り組みにも影響がありました。

「練馬区学校 ICT 環境整備計画【令和元年度改定版】」により、令和 2 年度から、練馬区立小中学校に通う全児童生徒にタブレットパソコンが配布され、子どもたちの学習に活用されています。コロナ禍において対面活動が制約を受けた一方で、代替的なりもーと・オンラインの取り組みが学校教育環境のデジタル化と同時に進みました。子どもたちだけでなく私たち全員が、これまで経験しなかった変化が次々に起こる社会を生きています。そこで必要とされる資質・能力を育む上でも、読書活動はますます重要になっています。

令和 2 年 3 月の「第四次練馬区子ども読書活動推進計画」策定以来、国や東京都においても、さまざまなかたちで読書環境の整備が進められてきました。

令和 2 年度から小学校、令和 3 年度から中学校で全面実施となった学習指導要領では「主体的・対話的で深い学び」の実現が重要視されており、学校図書館の図書資料等を活用して調べ、まとめ、発表する学習活動にこれまで以上に取り組んでいくことが求められています。

令和 3 年 3 月の「第四次東京都子供読書活動推進計画」では、上述の学習指導要領を踏まえて、「学習の基盤となる資質・能力の育成のための読書活動の推進」を目指していくとあります。また、「子供の読書活動を推進していく上で、更に実効性を高めるには、各自治体において地域の実情を踏まえた推進計画を策定し、施策の方向性や取組を示すことが大切です。」としています。

昨年（令和 5 年）国は「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（第五次）」を策定しました。この改訂により、電子書籍の利用促進や図書館の DX（デジタ

ルトランスフォーメーション)¹、子どもの視点に立った読書活動等を推進していく姿勢が鮮明になりました。また、「都道府県及び市町村においては、子どもの読書活動の推進が家庭、地域、学校等を通じた社会全体で取り組まれるよう、必要な環境及び体制を整備するとともに、法律第9条に基づく子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画の策定を進めていただくようお願いいたします。」とあります。練馬区が、社会情勢の変化に対応していきながら、ひきつづき「子ども読書活動推進計画」を策定することは、社会全体の要請でもあります。

練馬区でも、第四次計画策定以来、読書環境の充実に力を注いできました。令和4年3月に「練馬区教育振興基本計画 令和4年度(2022年度)～8年度(2026年度)」を策定し、「学校図書館を活用した探究的学習や読書活動の充実にを図ることを目標としています。

さらに同年11月には「これからの図書館構想」を策定し、おおむね10年後の練馬区立図書館の将来像を示しました。その理念は「世界につながる彩り豊かな知の情報拠点」であり、目指す将来像として、「世界の情報、知識を届ける」、「練馬の文化を次世代に繋げ、発信する」、「交流が生まれ、新たな知が創造される」、「デジタルを活用し、誰もが情報を得られる」の4つを掲げています。

第四次計画を推進していく中で、乳幼児への資料の貸出冊数や小学校の学校図書館における貸出冊数など、当初の目標値を上回る多くの成果が生まれました。第四次計画策定に向けた提言では、「子どもたちは読書に親しみ、本を通して知的好奇心を高めながら、ものの見方や考え方を身につけることで、必要な情報を収集、判断し、自身の問題解決を図っていく力をつけていく必要があります」とうたわれています。これは、第五次計画においても受け継いでいくべき理念です。一方で、中高生年代の不読率のさらなる低減や、電子書籍の導入、多様な事情を抱えた子どもたちのための読書環境の整備など対応の迫られる課題も明らかになりました。

私たち第12期練馬区子ども読書活動推進会議では、国・東京都の取組や「第四次練馬区子ども読書活動推進計画」の成果と課題を踏まえ、「これからの図書館構想」等、各計画との整合性を図りながら、「第五次練馬区子ども読書活動推進計画」の策定に向けて、ここに以下の3点からなる提言をいたします。

¹ 令和4年度子供の読書活動の推進に関する有識者会議(第4回)野末俊比古氏発表資料によると、図書館における「DX」とは、図書館がデータとデジタル技術を活用して、利用者(個人・コミュニティ)のニーズを基にサービスや運営のモデルを変革するとともに業務そのものや、組織、プロセス、図書館文化・風土を変革し、優位性を確保すること。

1 自ら学ぶ喜びを知り、探究する姿勢の獲得

子どもは、さまざまな本との出会いを通じて、言葉を覚え、情緒を育み、創造力を高めていきます。乳幼児期からの読書習慣の形成により、本に触れる楽しみを知り、主体的に学ぶ姿勢を身につけることで、生涯にわたって、未来を切り拓く資質と能力を獲得していきます。そのためには、乳幼児期から青年期までの、発達段階に応じた読書習慣の形成を促すとともに、読書に関する発達段階ごとの特徴をとらえた、切れ目のない取り組みの推進を図る必要があります。

(1) 乳幼児の読書活動の推進

人が初めて読書を体験する時期として、乳幼児期の読書活動は重要です。第四次計画では、乳幼児期の読書活動として、家庭での読書活動の推進、絵本等に親しむための事業の充実、親子が共に楽しめる読書環境の整備などに取り組んできました。これらの取り組みをひきつづき行うとともに、乳幼児のいる保護者も読書ができるような環境に留意することも大切です。小さい子どもをつれて図書館に行くことは容易ではありません。病気や障害があって図書館に来館することが困難な子どももいます。困難をかかえる子どもたちとその保護者は孤立しがちです。子どもだけでなく、保護者も楽しめるような工夫や、保護者同士が繋がることのできる取り組みも重要です。

保護者と子どもが利用しやすい環境の整備とサービスのあり方を、ひきつづき検討していく必要があります。

(2) 小中学生の読書活動の推進

令和2年度から、練馬区立小中学校に通う全児童生徒に、タブレットパソコンが配布され、子どもたちの学習に活用されています。また適切な蔵書管理を行うとともに、学校図書館の利活用が一層進むよう全区立小中学校の学校図書館に蔵書管理システムが導入されました。令和3年度から、全ての区立小中学校の学校図書館に学校図書館管理員が配置され、学校図書館の運営を支援しています。令和4年度には、読書活動推進のための指導計画が区立小中学校で作成されました。

「タブレットパソコン」については、学校現場もそれぞれ試行錯誤しながら利用を進めています。タブレットパソコンは電子書籍の導入などにより、読書の方法の多様化につながるさらなる可能性を秘めています。例えば、タブレットパソコンを使って、学級文庫の補完に使用できれば、朝の読書活動などに活用できます。また、調べ学習に使ったり、本の感想を共有したり、チャットルームのようなコミュニティがで

きる可能性もあり、読書推進の有力なツールとなる可能性があります。しかしながら、現状では、タブレットパソコンと学校図書館、読書と関わるものがリンクしていないという課題があります。

学校図書館が常に開いていて利用できる状態を目指してほしい、学校図書館が児童生徒にとって、楽しい場所になるように望む、といった意見もありました。ひきつづき学校図書館の人的配置の検討を望みます。

小学生は、文字を覚え、本を自ら読むことができるようになり、読書習慣を定着するのに重要な時期です。この世代は、本を読む機会には比較的恵まれています。さらに小学生の読書に関する興味関心を喚起するなどの施策が必要です。

中学生になると、大人並みに読書をする子どももいれば、本から遠ざかる子どももいます。読書活動推進にあたっては、さまざまなアプローチが必要です。例えば、本に興味のない子どもに、本との出会いの場を確保する、先生や友達や親でもない別の大人と関わる機会の提供も考えられます。

本が好きな子どもたちがいろいろなイベントを企画する、本を読まない友達に働きかけるといった機会は、自己実現の場にもなります。大人ではなく子どもたちが主体的に何かを発信する場であったり、教室に居づらい子どもたちの居場所であったり、子どもたちに光を当てる場所であるというのも図書館の役割だと考えます。

(3) 高校生年代の読書活動の推進

国の調査によれば、「小学生から高校生までの子供の不読率は、令和元年度から3年度、全国一斉休業等を経て上昇」しており、特に高校生年代の不読率は依然として高い水準にあります。そのため高校生年代が、本への興味や読書の楽しさを実感し、読書習慣を形成する読書環境の整備はひきつづき必要です。

高校生年代は、大人からの押しつけでは動かない、また学習意欲の差が大きい多様な世代でもあります。そのため、高校生年代と一括りにして一律の施策で進めていくのは難しいと考えます。読書活動の推進にあたっては、さまざまな情報媒体を用いた情報発信が重要であると同時に、図書館という空間を活かした読書環境づくりも大切です。

高校生年代が興味のある分野だけに注力して世界を狭めるのではなく、何らかの興味を糸口に読書へと誘導しつつ、多角的な視野で読書推進を進めていくことが重要です。

2 誰もが等しく読書に親しむことができる環境の整備

障害のある子どもや日本語を母語としない子どもの他、経済的理由により読書行為がなおざりにされがちな子どもなど、さまざまな事情を抱えた子どもたちがいます。一人ひとりに合わせた読書環境の充実に取り組むことは、子どもたちの読書習慣の形成にとって重要です。

また、子どもが図書館内で大きな声を出して他の利用者へ迷惑になることを保護者が心配して、図書館の利用を控えるケースがあります。声を出しても良い時間やスペースを設けるなどして、すべての子どもと保護者が安心して楽しく図書館を利用できるようにする取り組みを充実させる必要があります。

(1) 障害のある子どもの読書活動の推進

障害のある子どもの読書活動の推進にあたっては、それぞれの特性に応じたニーズが存在します。それに対応できるよう、読書環境の充実を柔軟に図ることが必要です。また、障害のある子どもへの理解を深める取組を行うことも図書館の役割の一つと考えます。多様な読書のあり方を図書館が工夫し提示することで、ひとりでも多くの子どもの本に親しむことができるよう、取り組んでいただきたいと思います。

(2) 日本語を母語としない子どもの読書活動の推進

練馬区には、外国にルーツを持つ多くの区民が住んでいます。その中には日本語を母語としない子どもたちが多くいます。日本語を母語としない子どもたちの読書活動の推進にあたっては、さまざまな言語に対応することも重要ですが、簡単な日本語での対応も必要です。絵本や漫画など、わかりやすい日本語の学習資料も日本語の習得を助ける教材として有効であると考えます。日本語を母語としない子どもたちが図書館を利用しやすいように、ひきつづき情報発信、外国語図書の収集、外国語によるよみかせ等を実施し、読書環境の整備に努めていただきたいと思います。言語の多様性に子どもたちから触れることにより、日本語を母語とする子どもたちにとっても世界を広げる機会となることでしょう。

(3) 支援を必要とする多様な子どもたちへの読書活動の推進

家庭環境、経済的な理由等で、支援が必要な多様な子どもたちがいます。図書館はこうした子どもたちの居場所として機能しつづけてほしいと思います。

あわせて、こうした子どもたちに対し、支援活動を行っている団体、施設の理解を促進するための情報提供を行うことや、団体貸出や読み聞かせ、本棚の設置等を通して、本に親しむことのできる環境の整備を行っていただきたいと思います。

3 子どもの視点に立った読書活動とコミュニティづくりの推進

子どもの読書活動を推進していく上で、まず重要なのは「子どものことを理解する」ことです。そのために子ども自身の意見に耳を傾ける必要があります。そして、子どもの読書に対する意見を本格的に把握するためには、年齢や利用頻度などに合わせて相応しい調査方法で実施する必要があります。また、学校等に協力をお願いして、図書委員など本好きの子どもに聞く方法もあれば、アンケートなどの方法で子どもたちの意見を聞くといったさまざまな方法が考えられます。子どもの読書活動の推進にあたり、子どもたちの意見が適切に反映されるよう更なる工夫が必要です。

また、これまでの第一次から第四次までの推進計画で、区はさまざまな関係機関、団体等との連携を推進してきましたが、効果的に子どもの読書活動を推進していくために、さらに連携を図りながら、それぞれの組織、団体の強みを活かした連携を進めてください。

子どもの読書活動を推進していくには、ボランティアの力は欠かすことができません。ひきつづき、ボランティア養成講座などを実施し、ボランティアの担い手を広げるとともに、研修会等を開催して、ボランティアのスキルアップを図り、協働による事業をさらに推進してください。

結びに

子どもの読書活動を推進していくためには、練馬区や関係機関における環境整備と趣向を凝らした取組が必要なのはもちろんのことですが、さらに重要なのは、この問題に対する地域の理解と地域ぐるみでの支援だと考えます。

練馬区の子どもの誰もが、障害の有無や家庭環境による制約を受けることなく、読書を楽しむことで、しなやかに生きる力を育むことができる未来が実現できるよう願ってやみません。

第五次練馬区子ども読書活動推進計画の策定経過

練馬区子ども読書活動推進計画策定検討委員会開催経過

日 程	実施事項	実施・検討内容
令和6年6月25日	第1回検討委員会	第四次計画の検証 提言書の報告 第五次計画の策定スケジュールおよび進め方の確認 第五次計画策定の基本的考え方の確認
8月22日	第2回検討委員会	第五次計画素案のたたき台の検討
10月29日	第3回検討委員会	第五次計画素案の検討
12月11日～ 令和7年1月15日	区民意見反映（パブリックコメント）制度	
2月 日	第4回検討委員会	第五次計画案のまとめ

子どもの読書活動の推進に関する法律（平成13年法律第154号）

（目的）

第一条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

（基本理念）

第二条 子ども（おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

（国の責務）

第三条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（事業者の努力）

第五条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

（保護者の役割）

第六条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

（関係機関等との連携強化）

第七条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

（子ども読書活動推進基本計画）

第八条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報

告するとともに、公表しなければならない。

3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県子ども読書活動推進計画等)

第九条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画(以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。)を策定するよう努めなければならない。

2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画(都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画)を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画(以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。)を策定するよう努めなければならない。

3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

(子ども読書の日)

第十条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

2 子ども読書の日は、四月二十三日とする。

3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

(財政上の措置等)

第十一条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（令和元年法律第四十九号）

目次

第一章 総則（第一条 第六条）

第二章 基本計画等（第七条・第八条）

第三章 基本的施策（第九条 第十七条）

第四章 協議の場等（第十八条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、基本計画の策定その他の視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策の基本となる事項を定めること等により、視覚障害者等の読書環境の整備を総合的かつ計画的に推進し、もって障害の有無にかかわらず全ての国民が等しく読書を通じて文字・活字文化（文字・活字文化振興法（平成十七年法律第九十一号）第二条に規定する文字・活字文化をいう。）の恵沢を享受することができる社会の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「視覚障害者等」とは、視覚障害、発達障害、肢体不自由その他の障害により、書籍（雑誌、新聞その他の刊行物を含む。以下同じ。）について、視覚による表現の認識が困難な者をいう。

2 この法律において「視覚障害者等が利用しやすい書籍」とは、点字図書、拡大図書その他の視覚障害者等がその内容を容易に認識することができる書籍をいう。

3 この法律において「視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等」とは、電子書籍その他の書籍に相当する文字、音声、点字等の電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録をいう。第十一条第二項及び第十二条第二項において同じ。）であって、電子計算機等を利用して視覚障害者等がその内容を容易に認識することができるものをいう。

（基本理念）

第三条 視覚障害者等の読書環境の整備の推進は、次に掲げる事項を旨として行われなければならない。

一 視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等が視覚障害者等の読書に係る利便性の向上に著しく資する特性を有することに鑑み、情報通信その他の分野における先端的な技術等を活用して視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等の普及が図られるとともに、視覚障害者等の需要を踏まえ、引き続き、視覚障害者等が利用しやすい書籍が提供されること。

二 視覚障害者等が利用しやすい書籍及び視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等（以下「視覚障害者等が利用しやすい書籍等」という。）の量的拡充及び質の向上が図られること。

三 視覚障害者等の障害の種類及び程度に応じた配慮がなされること。

（国の責務）

第四条 国は、前条の基本理念にのっとり、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第五条 地方公共団体は、第三条の基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（財政上の措置等）

第六条 政府は、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

第二章 基本計画等

（基本計画）

第七条 文部科学大臣及び厚生労働大臣は、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する基本的な計画（以下この章において「基本計画」という。）を定めなければならない。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策についての基本的な方針

二 視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関し政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策

三 前二号に掲げるもののほか、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 文部科学大臣及び厚生労働大臣は、基本計画を策定しようとするときは、あらかじめ、経済産業大臣、総務大臣その他の関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 文部科学大臣及び厚生労働大臣は、基本計画を策定しようとするときは、あらかじめ、視覚障害者等その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

5 文部科学大臣及び厚生労働大臣は、基本計画を策定したときは、遅滞なく、これをインターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。

6 前三項の規定は、基本計画の変更について準用する。

（地方公共団体の計画）

第八条 地方公共団体は、基本計画を勘案して、当該地方公共団体における視覚障害者等の読書環境の整備の状況等を踏まえ、当該地方公共団体における視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する計画を定めるよう努めなければならない。

2 地方公共団体は、前項の計画を定めようとするときは、あらかじめ、視覚障害者等その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 地方公共団体は、第一項の計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。

4 前二項の規定は、第一項の計画の変更について準用する。

第三章 基本的施策

(視覚障害者等による図書館の利用に係る体制の整備等)

第九条 国及び地方公共団体は、公立図書館、大学及び高等専門学校附属図書館並びに学校図書館(以下「公立図書館等」という。)並びに国立国会図書館について、各々の果たすべき役割に応じ、点字図書館とも連携して、視覚障害者等が利用しやすい書籍等の充実、視覚障害者等が利用しやすい書籍等の円滑な利用のための支援の充実その他の視覚障害者等によるこれらの図書館の利用に係る体制の整備が行われるよう、必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、点字図書館について、視覚障害者等が利用しやすい書籍等の充実、公立図書館等に対する視覚障害者等が利用しやすい書籍等の利用に関する情報提供その他の視覚障害者等が利用しやすい書籍等を視覚障害者が十分かつ円滑に利用することができるようにするための取組の促進に必要な施策を講ずるものとする。

(インターネットを利用したサービスの提供体制の強化)

第十条 国及び地方公共団体は、視覚障害者等がインターネットを利用して全国各地に存する視覚障害者等が利用しやすい書籍等を十分かつ円滑に利用することができるようにするため、次に掲げる施策その他の必要な施策を講ずるものとする。

一 点字図書館等から著作権法(昭和四十五年法律第四十八号)第三十七条第二項又は第三項本文の規定により製作される視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等(以下「特定電子書籍等」という。)であってインターネットにより送信することができるもの及び当該点字図書館等の有する視覚障害者等が利用しやすい書籍等に関する情報の提供を受け、これらをインターネットにより視覚障害者等に提供する全国的なネットワークの運営に対する支援

二 視覚障害者等が利用しやすい書籍等に係るインターネットを利用したサービスの提供についての国立国会図書館、前号のネットワークを運営する者、公立図書館等、点字図書館及び特定電子書籍等の製作を行う者の間の連携の強化

(特定書籍及び特定電子書籍等の製作の支援)

第十一条 国及び地方公共団体は、著作権法第三十七条第一項又は第三項本文の規定により製作される視覚障害者等が利用しやすい書籍(以下「特定書籍」という。)及び特定電

子書籍等の製作を支援するため、製作に係る基準の作成等のこれらの質の向上を図るための取組に対する支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、特定書籍及び特定電子書籍等の効率的な製作を促進するため、出版を行う者（次条及び第十八条において「出版者」という。）からの特定書籍又は特定電子書籍等の製作を行う者に対する書籍に係る電磁的記録の提供を促進するための環境の整備に必要な支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

（視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等の販売等の促進等）

第十二条 国は、視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等の販売等が促進されるよう、技術の進歩を適切に反映した規格等の普及の促進、著作権者と出版者との契約に関する情報提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、書籍を購入した視覚障害者等からの求めに応じて出版者が当該書籍に係る電磁的記録の提供を行うことその他の出版者からの視覚障害者等に対する書籍に係る電磁的記録の提供を促進するため、その環境の整備に関する関係者間における検討に対する支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

（外国からの視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等の入手のための環境の整備）

第十三条 国は、視覚障害者等が、盲人、視覚障害者その他の印刷物の判読に障害のある者が発行された著作物を利用する機会を促進するためのマラケシュ条約の枠組みに基づき、視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等であってインターネットにより送信することができるものを外国から十分かつ円滑に入手することができるよう、その入手に関する相談体制の整備その他のその入手のための環境の整備について必要な施策を講ずるものとする。

（端末機器等及びこれに関する情報の入手の支援）

第十四条 国及び地方公共団体は、視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等を利用するための端末機器等及びこれに関する情報を視覚障害者等が入手することを支援するため、必要な施策を講ずるものとする。

（情報通信技術の習得支援）

第十五条 国及び地方公共団体は、視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等を利用するに当たって必要となる情報通信技術を視覚障害者等が習得することを支援するため、講習会及び巡回指導の実施の推進その他の必要な施策を講ずるものとする。

（研究開発の推進等）

第十六条 国は、視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等及びこれを利用するための端末機器等について、視覚障害者等の利便性の一層の向上を図るため、これらに係る先端的な技術等に関する研究開発の推進及びその成果の普及に必要な施策を講ずるものとする。

（人材の育成等）

第十七条 国及び地方公共団体は、特定書籍及び特定電子書籍等の製作並びに公立図書館等、国立国会図書館及び点字図書館における視覚障害者等が利用しやすい書籍等の円滑な

利用のための支援に係る人材の育成、資質の向上及び確保を図るため、研修の実施の推進、広報活動の充実その他の必要な施策を講ずるものとする。

第四章 協議の場等

第十八条 国は、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策の効果的な推進を図るため、文部科学省、厚生労働省、経済産業省、総務省その他の関係行政機関の職員、国立国会図書館、公立図書館等、点字図書館、第十条第一号のネットワークを運営する者、特定書籍又は特定電子書籍等の製作を行う者、出版者、視覚障害者等その他の関係者による協議の場を設けることその他関係者の連携協力に関し必要な措置を講ずるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

こども基本法（令和四年法律第七十七号）

目次

第一章 総則（第一条 第八条）

第二章 基本的施策（第九条 第十六条）

第三章 こども政策推進会議（第十七条 第二十条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、次代の社会を担う全てのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して、社会全体としてこども施策に取り組むことができるよう、こども施策に関し、基本理念を定め、国の責務等を明らかにし、及びこども施策の基本となる事項を定めるとともに、こども政策推進会議を設置すること等により、こども施策を総合的に推進することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「こども」とは、心身の発達の過程にある者をいう。

2 この法律において「こども施策」とは、次に掲げる施策その他のこどもに関する施策及びこれと一体的に講ずべき施策をいう。

一 新生児期、乳幼児期、学童期及び思春期の各段階を経て、おとなになるまでの心身の発達の過程を通じて切れ目なく行われるこどもの健やかな成長に対する支援

二 子育てに伴う喜びを実感できる社会の実現に資するため、就労、結婚、妊娠、出産、育児等の各段階に応じて行われる支援

三 家庭における養育環境その他のこどもの養育環境の整備

（基本理念）

第三条 こども施策は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

一 全てのこどもについて、個人として尊重され、その基本的人権が保障されるとともに、差別的取扱いを受けることがないようにすること。

二 全てのこどもについて、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され保護されること、その健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉に係る権利が等しく保障されるとともに、教育基本法（平成十八年法律第二百十号）の精神にのっとり教育を受ける機会が等しく与えられること。

三 全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会及び多様な社会的活動に参画する機会が確保されること。

四 全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されること。

五 こどもの養育については、家庭を基本として行われ、父母その他の保護者が第一義的責任を有するとの認識の下、これらの者に対してこどもの養育に関し十分な支援を行うとともに、家庭での養育が困難なこどもにはできる限り家庭と同様の養育環境を確保することにより、こどもが心身ともに健やかに育成されるようにすること。

六 家庭や子育てに夢を持ち、子育てに伴う喜びを実感できる社会環境を整備すること。
(国の責務)

第四条 国は、前条の基本理念(以下単に「基本理念」という。)にのっとり、こども施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第五条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、こども施策に関し、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その区域内におけるこどもの状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業主の努力)

第六条 事業主は、基本理念にのっとり、その雇用する労働者の職業生活及び家庭生活の充実が図られるよう、必要な雇用環境の整備に努めるものとする。

(国民の努力)

第七条 国民は、基本理念にのっとり、こども施策について関心と理解を深めるとともに、国又は地方公共団体が実施するこども施策に協力するよう努めるものとする。

(年次報告)

第八条 政府は、毎年、国会に、我が国におけるこどもをめぐる状況及び政府が講じたこども施策の実施の状況に関する報告を提出するとともに、これを公表しなければならない。

2 前項の報告は、次に掲げる事項を含むものでなければならない。

一 少子化社会対策基本法(平成十五年法律第百三十三号)第九条第一項に規定する少子化の状況及び少子化に対処するために講じた施策の概況

二 子ども・若者育成支援推進法(平成二十一年法律第七十一号)第六条第一項に規定する我が国における子ども・若者の状況及び政府が講じた子ども・若者育成支援施策の実施の状況

三 こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律(平成二十五年法律第六十四号)第八条第一項に規定するこどもの貧困の状況及びこどもの貧困の解消に向けた対策の実施の状況

第二章 基本的施策

(こども施策に関する大綱)

第九条 政府は、こども施策を総合的に推進するため、こども施策に関する大綱（以下「こども大綱」という。）を定めなければならない。

2 こども大綱は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 こども施策に関する基本的な方針

二 こども施策に関する重要事項

三 前二号に掲げるもののほか、こども施策を推進するために必要な事項

3 こども大綱は、次に掲げる事項を含むものでなければならない。

一 少子化社会対策基本法第七条第一項に規定する総合的かつ長期的な少子化に対処するための施策

二 子ども・若者育成支援推進法第八条第二項各号に掲げる事項

三 こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第九条第二項各号に掲げる事項

4 こども大綱に定めるこども施策については、原則として、当該こども施策の具体的な目標及びその達成の期間を定めるものとする。

5 内閣総理大臣は、こども大綱の案につき閣議の決定を求めなければならない。

6 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、こども大綱を公表しなければならない。

7 前二項の規定は、こども大綱の変更について準用する。

（都道府県こども計画等）

第十条 都道府県は、こども大綱を勘案して、当該都道府県におけるこども施策についての計画（以下この条において「都道府県こども計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

2 市町村は、こども大綱（都道府県こども計画が定められているときは、こども大綱及び都道府県こども計画）を勘案して、当該市町村におけるこども施策についての計画（以下この条において「市町村こども計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

3 都道府県又は市町村は、都道府県こども計画又は市町村こども計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

4 都道府県こども計画は、子ども・若者育成支援推進法第九条第一項に規定する都道府県子ども・若者計画、こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第十条第一項に規定する都道府県計画その他法令の規定により都道府県が作成する計画であってこども施策に関する事項を定めるものと一体のものとして作成することができる。

5 市町村こども計画は、子ども・若者育成支援推進法第九条第二項に規定する市町村子ども・若者計画、こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第十条第二項に規定する市町村計画その他法令の規定により市町村が作成する計画であってこども施策に関する事項を定めるものと一体のものとして作成することができる。

（こども施策に対するこども等の意見の反映）

第十一条 国及び地方公共団体は、こども施策を策定し、実施し、及び評価するに当たっては、当該こども施策の対象となるこども又はこどもを養育する者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

(こども施策に係る支援の総合的かつ一体的な提供のための体制の整備等)

第十二条 国は、こども施策に係る支援が、支援を必要とする事由、支援を行う関係機関、支援の対象となる者の年齢又は居住する地域等にかかわらず、切れ目なく行われるようにするため、当該支援を総合的かつ一体的に行う体制の整備その他の必要な措置を講ずるものとする。

(関係者相互の有機的な連携の確保等)

第十三条 国は、こども施策が適正かつ円滑に行われるよう、医療、保健、福祉、教育、療育等に関する業務を行う関係機関相互の有機的な連携の確保に努めなければならない。

2 都道府県及び市町村は、こども施策が適正かつ円滑に行われるよう、前項に規定する業務を行う関係機関及び地域においてこどもに関する支援を行う民間団体相互の有機的な連携の確保に努めなければならない。

3 都道府県又は市町村は、前項の有機的な連携の確保に資するため、こども施策に係る事務の実施に係る協議及び連絡調整を行うための協議会を組織することができる。

4 前項の協議会は、第二項の関係機関及び民間団体その他の都道府県又は市町村が必要と認める者をもって構成する。

第十四条 国は、前条第一項の有機的な連携の確保に資するため、個人情報の適正な取扱いを確保しつつ、同項の関係機関が行うこどもに関する支援に資する情報の共有を促進するための情報通信技術の活用その他の必要な措置を講ずるものとする。

2 都道府県及び市町村は、前条第二項の有機的な連携の確保に資するため、個人情報の適正な取扱いを確保しつつ、同項の関係機関及び民間団体が行うこどもに関する支援に資する情報の共有を促進するための情報通信技術の活用その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(この法律及び児童の権利に関する条約の趣旨及び内容についての周知)

第十五条 国は、この法律及び児童の権利に関する条約の趣旨及び内容について、広報活動等を通じて国民に周知を図り、その理解を得るよう努めるものとする。

(こども施策の充実及び財政上の措置等)

第十六条 政府は、こども大綱の定めるところにより、こども施策の幅広い展開その他のこども施策の一層の充実を図るとともに、その実施に必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

第三章 こども政策推進会議

(設置及び所掌事務等)

第十七条 こども家庭庁に、特別の機関として、こども政策推進会議(以下「会議」という。)を置く。

2 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 こども大綱の案を作成すること。

二 前号に掲げるもののほか、こども施策に関する重要事項について審議し、及びこども施策の実施を推進すること。

三 こども施策について必要な関係行政機関相互の調整をすること。

四 前三号に掲げるもののほか、他の法令の規定により会議に属させられた事務

3 会議は、前項の規定によりこども大綱の案を作成するに当たり、こども及びこどもを養育する者、学識経験者、地域においてこどもに関する支援を行う民間団体その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

(組織等)

第十八条 会議は、会長及び委員をもって組織する。

2 会長は、内閣総理大臣をもって充てる。

3 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

一 内閣府設置法(平成十一年法律第八十九号)第九条第一項に規定する特命担当大臣であって、同項の規定により命を受けて同法第十一条の三に規定する事務を掌理するもの

二 会長及び前号に掲げる者以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

(資料提出の要求等)

第十九条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第二十条 前三条に定めるもののほか、会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、令和五年四月一日から施行する。

(検討)

第二条 国は、この法律の施行後五年を目途として、この法律の施行の状況及びこども施策の実施の状況を勘案し、こども施策が基本理念にのっとり実施されているかどうか等の観点からその実態を把握し及び公正かつ適切に評価する仕組みの整備その他の基本理念にのっとりこども施策の一層の推進のために必要な方策について検討を加え、その結果に基づき、法制上の措置その他の必要な措置を講ずるものとする。

練馬区子ども読書活動推進会議設置要綱

平成16年8月3日

練教光図発第97号

(設置)

第1条 練馬区子ども読書活動推進計画(以下「推進計画」という。)に基づき、当該計画の総合的かつ計画的な推進を図るため、練馬区子ども読書活動推進会議(以下「推進会議」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 推進会議の所掌事項は、つぎに掲げるものとする。

推進計画の実施に係る進捗状況の検証に関すること。

関係機関・団体の連携および協力に関すること。

練馬区子ども読書活動推進計画の策定について、練馬区教育委員会の求めに応じ、提言を行うこと。

その他子ども読書活動の推進に関すること。

(構成)

第3条 推進会議は、つぎに掲げる者をもって構成する。

学識経験者 1名

子ども読書活動推進団体関係者 2名

図書館関係民間団体関係者 1名

練馬区の区域内(以下「区内」という。)の幼稚園関係者 1名

区内の小・中学校関係者 2名

区内の特別支援学校関係者 1名

公募区民 5名以内

(任期)

第4条 前条に規定する推進会議を構成する者(以下「委員」という。)の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合における補充委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(座長および副座長)

第5条 推進会議に座長および副座長を置き、委員が互選する。

2 座長は、推進会議を代表し、会務を総理する。

3 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 推進会議は、座長が招集する。

2 座長は、会議に関し必要があると認めるときは、関係者の出席を求めることができる。

(庶務)

第7条 推進会議の庶務は、光が丘図書館において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に必要な事項は、座長が推進会議に諮って定める。

付 則

この要綱は、平成16年8月3日から施行する。

付 則(平成19年7月31日19練教光図第553号)

この要綱は、平成19年7月31日から施行する。

付 則(平成20年3月27日19練教光図第1708号)

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

付 則(平成21年10月31日21練教光図第1175号)

この要綱は、平成21年11月1日から施行する。

付 則(平成23年4月25日23練教光図第174号)

この要綱は、平成23年5月1日から施行する。

付 則(平成25年5月24日25練教光図第414号)

この要綱は、平成25年7月6日から施行する。

付 則(平成27年7月10日27練教光図第1046号)

この要綱は、平成27年7月10日から施行する。

付 則(平成29年8月23日29練教光図第973号)

この要綱は、平成29年11月6日から施行する。

第 11 期・第 12 期練馬区子ども読書活動推進会議委員名簿

	氏名	選出区分	所属等	
座長	林 玲美	学識経験者	武蔵大学社会学部教授	
副座長	木村 典子	子ども読書活動推進団体	ねりま地域文庫読書サークル連絡会	
副座長	工藤 静子		ねりま子どもと本ネットワーク	令和5年10月31日まで
副座長	熊丸 高雄		練馬区立こども発達支援センター	令和5年11月1日から
委員	埴 靖冲	図書館関係団体	東京都書店商業組合練馬支部理事	令和5年10月31日まで
委員	工藤香矢子		練馬区立南大泉図書館長	令和5年11月1日から
委員	橋爪 千尋	区内幼稚園	北町カトリック幼稚園長	令和6年3月31日まで
委員	相澤まさみ			令和6年4月1日から
委員	境野 宏樹	区内小学校	練馬区立下石神井小学校長	令和4年3月31日まで
委員	関根 信人		練馬区立練馬小学校長	令和4年4月1日から 令和5年3月31日まで
委員	坪倉 一雄		練馬区立豊玉第二小学校長	令和5年4月1日から
委員	荒井 友香	区内中学校	練馬区立石神井西中学校長	令和4年3月31日まで
委員	池田 和彦		練馬区立大泉桜学園校長	令和4年4月1日から 令和6年3月31日まで
委員	遠藤 正樹		練馬区立大泉第二中学校長	令和6年4月1日から
委員	慶野 直美	区内特別支援学校	旭出学園（特別支援学校）校長	
委員	乾 喜一郎	公募区民		令和5年10月31日まで
委員	内田 啓美			
委員	及川 玲子			令和5年10月31日まで
委員	河合 麻子			令和5年10月31日まで
委員	中村 明子			
委員	降旗 美月			令和5年11月1日から

【練馬区子ども読書活動推進会議委員任期】

役職は在任当時

第 11 期 ... 令和3年11月1日から令和5年10月31日まで

第 10 期 ... 令和5年11月1日から令和7年10月31日まで

練馬区子ども読書活動推進計画策定検討委員会設置要綱

平成15年 6月21日

練教光図発第68号

(設置)

第1条 練馬区子ども読書活動推進計画の策定に関することを検討するため、練馬区子ども読書活動推進計画策定検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(構成)

第2条 委員会は、委員長、副委員長および委員をもって構成する。

2 委員長は、教育振興部長とする。

3 副委員長は、教育振興部光が丘図書館長とし、委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代理する。

4 委員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

(会議)

第3条 委員会は、委員長が招集し、主宰する。

2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、意見を聞くことができる。

(所掌事項)

第4条 委員会は、つぎに掲げる事項を検討する。

(1) 計画の策定に関すること。

(2) 計画案の作成に関すること。

(3) その他委員長が必要と認めた事項。

(作業部会)

第5条 委員会の所掌事項に関する調査研究を行うため、委員会の下に作業部会を置くことができる。

2 作業部会の構成および運営に関する事項は、委員長が別に定める。

(庶務)

第6条 委員会および作業部会の庶務は、教育振興部光が丘図書館において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は委員長が、作業部会の運営に関し必要な事項は部会長が定める。

付 則

この要綱は、平成15年 6月12日から施行する。

付 則(平成20年 6月13日20練教光図第433号)

この要綱は、平成20年 6月13日から施行する。

付 則(平成25年 8月31日25練教光図第1059号)

この要綱は、平成25年 9月 1日から施行する。

別表（第2条関係）

教育振興部長（委員長）
教育振興部光が丘図書館長（副委員長）
企画部企画課長
健康部保健相談所長（1名）
教育振興部教育指導課長
こども家庭部子育て支援課長
こども家庭部保育課長
こども家庭部青少年課長
区立幼稚園長（1名）
区立小学校長（1名）
区立中学校長（1名）

【11名】

練馬区子ども読書活動推進計画策定検討委員会名簿

	氏名	役職	
委員長	三浦 康彰	教育振興部長	令和6年6月30日まで
委員長	佐川 広		令和6年7月1日から
副委員長	小原 敦子	教育振興部光が丘図書館長	
委員	清水 輝一	企画部企画課長 (区政改革担当部長事務取扱)	
委員	佐藤 一江	健康部豊玉保健相談所長	
委員	山本 浩司	教育振興部教育指導課長	
委員	脇 太郎	こども家庭部子育て支援課長	
委員	岡村 大輔	こども家庭部保育課長	
委員	小島 芳一	こども家庭部青少年課長	
委員	金子 洋子	北大泉幼稚園長	
委員	坪倉 一雄	豊玉第二小学校長	
委員	遠藤 正樹	大泉第二中学校長	

子どもの読書に関するアンケートの集計結果について

1 目的

国の「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（第五次）」では、子どもの意見聴取の機会を確保し、取組に反映させる必要性が示された。本アンケート調査はこの方針を踏まえ、子どもの読書状況の把握に努め、次期「練馬区子ども読書活動推進計画」への反映や、新規取組の検討を目的としたものである。

2 対象

練馬区内の全区立小中学校に通う、小学2年生、小学5年生、中学2年生

練馬区内の都立高等学校に通う生徒

（石神井 1・2年生、練馬 1・2・3年生、光丘 2年生、田柄 2年生）

3 実施期間

令和6年7月11日から7月19日まで（区立小中学校）

令和6年9月2日から9月26日まで（都立高等学校）

4 実施方法

小学校、中学校では、対象学年の生徒あてにアンケート周知の用紙を配付し、記載したQRコードをタブレットやスマートフォンで読み取り、電子上で回答する方法を用いた。多くの生徒に回答してもらえよう、事前に各校長を通じて、授業などで取り扱っていただくように依頼した。

高校では、QRコードを記載した紙や電子媒体で周知を行い、タブレットやスマートフォンで回答できるよう工夫した。

5 回答状況

	回答率
小学2年生（対象者 5,528 人、うち回答者 2,949 人）	53.3 %
小学5年生（対象者 5,577 人、うち回答者 3,507 人）	62.9 %
中学2年生（対象者 4,450 人、うち回答者 2,657 人）	59.7 %
高校生（対象者 1,589 人、うち回答者 861 人）	54.2 %
全 体 小中学生の対象者 15,555 人、うち回答者 9,113 人	58.6 %
小中学生、高校生の対象者数 17,144 人	
うち回答者数 9,974 人	58.2 %

6 その他

質問内容については、単に読書の好き嫌いを問うだけでなく、好きになったきっかけや嫌いな理由などにも言及した。また、練馬区立図書館に限らず、学校図書館の利用状況など、より詳細なデータ収集が行えるよう精査した。

アンケートの項目は、「練馬区子ども読書活動推進会議」にて検討の上、決定した。

読書アンケート集計結果

問1 学年および回答状況

学年	対象人数	うち回答者数	回答率
小学2年生	5,528	2,949	53.3%
小学5年生	5,577	3,507	62.9%
中学2年生	4,450	2,657	59.7%
高校生	1,589	861	54.2%
全体	17,144	9,974	58.2%

対象者

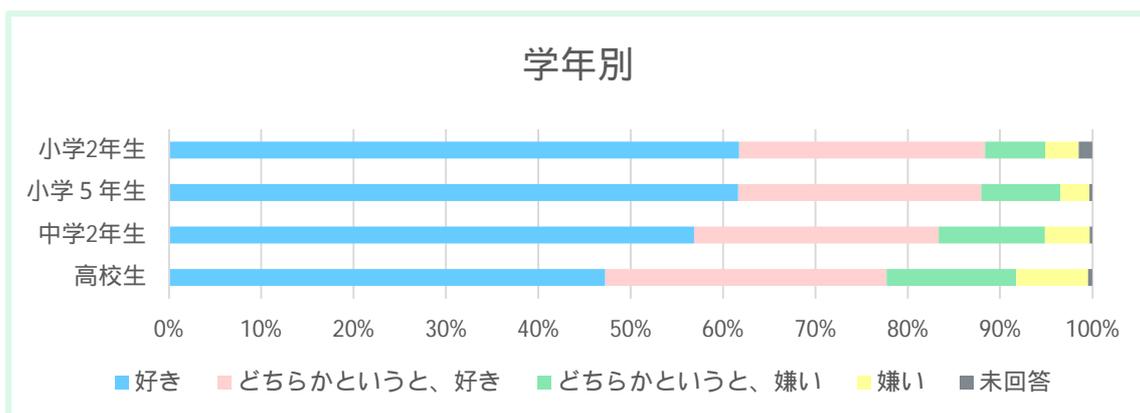
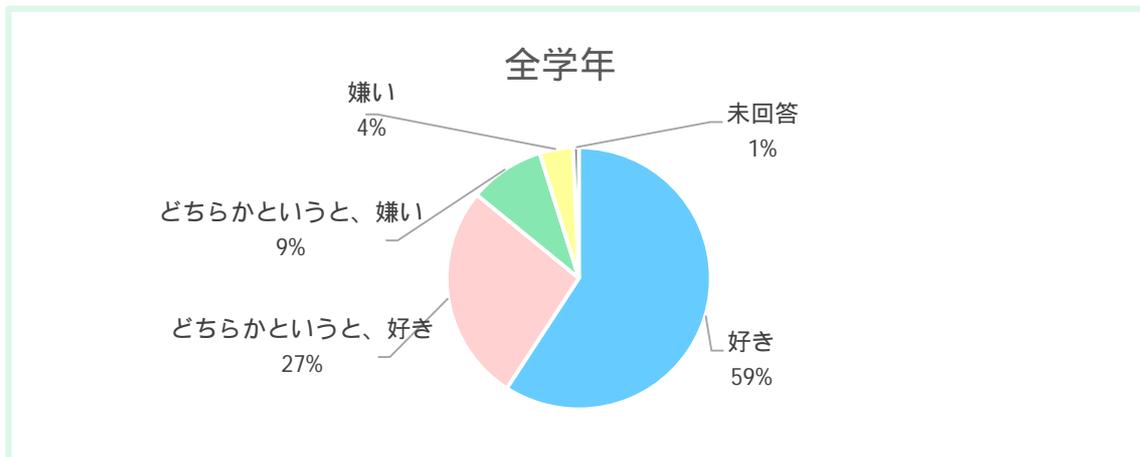
区立小・中学校
小学2年生・5年生
中学2年生
都立高等学校(区内4校)
石神井・練馬・光丘・ 田柄高等学校

問2 - 1 あなたは本(マンガや電子書籍も含む)を読むことが好きですか。(n=9,974/SA)

(単一回答)

(人)

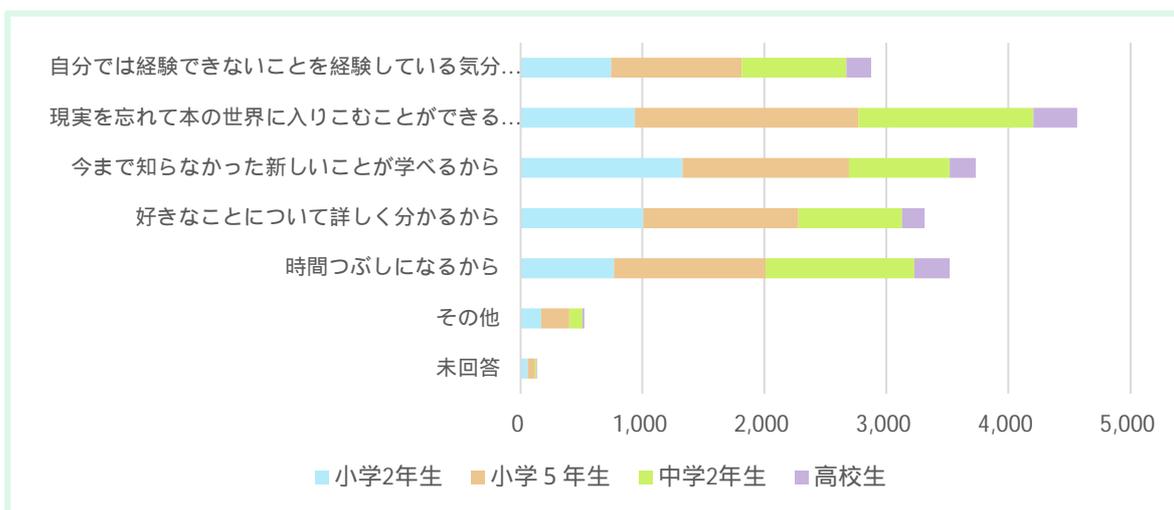
	小学2年生	小学5年生	中学2年生	高校生
好き	1,821	2,162	1,511	407
どちらかという、好き	785	923	704	262
どちらかという、嫌い	193	301	306	121
嫌い	106	109	128	67
未回答	44	12	8	4



問2 - 2 本を読むことが好きなのは、なぜですか。(n=8,575/MA)

(問2 - 1で「好き」「どちらかという、好き」を選んだ回答者のみ、複数選択可) (人)

	小学2年生	小学5年生	中学2年生	高校生
自分では経験できないことを経験している気分になれるから	744	1,071	858	203
現実を忘れて本の世界に入りこむことができるから	939	1,830	1,436	359
今まで知らなかった新しいことが学べるから	1,330	1,362	828	213
好きなことについて詳しく分かるから	1,006	1,272	850	184
時間つぶしになるから	767	1,242	1,219	290
その他	172	228	109	15
未回答	60	60	10	6



「その他」の自由記述(抜粋、原文ママ)

【小学2年生】 新しいいきもちになれるから いろいろなさくしゃが、考えた、(書いた)ほんがおもしろいから ねるときに読むとねれるからです。 本はわたしのたからもので、おもしろいものがたくさんあるから。 この後どうなるのかなとワクワクするから 良い言葉を知れるから。

【小学5年生】 漢字を覚えたりできる。 その後を予想することが楽しいから。 漫画を読むのが好きだから。 いつも本を読むと、時間を忘れるくらい、のめりこめるから 頭も良くなるし楽しく読めるから。 小説家が好きだから

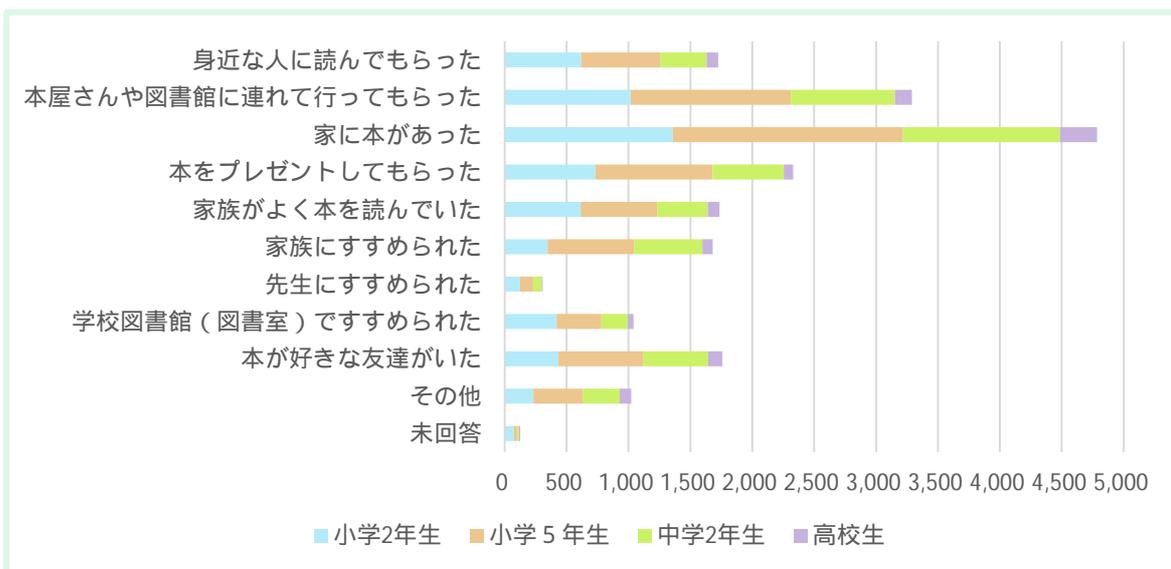
【中学2年生】 推しがいるから。 ゲームしないときの暇つぶし 面白くて没頭できるから好き 普段生活していて分からないことにも視野を広げられるから。 場所や時間を超えてたくさんのことが感じられるから。 悲しい、嬉しい、感動などたくさんの感情になることができるから。 よくわからないけれど、ワクワクしてウズウズするから。

【高校生】 わくわくしたり、感動したり、色々な感情になれるのが楽しいから 映画やドラマなどの原作を知ることができるから 漫画のジャンルなどによっては面白い物がたくさんあるから

問2 - 3 本が好きになったきっかけは何ですか。(n=8,575/MA)

(問2 - 1で「好き」「どちらか」というと、「好き」を選んだ回答者のみ、複数回答可) (人)

	小学2年生	小学5年生	中学2年生	高校生
身近な人に読んでもらった	616	644	371	94
本屋さんや図書館に連れて行ってもらった	1,017	1,296	840	138
家に本があった	1,359	1,857	1,271	298
本をプレゼントしてもらった	733	947	575	76
家族がよく本を読んでいた	614	619	408	95
家族にすすめられた	347	700	550	83
先生にすすめられた	123	106	70	9
学校図書館(図書室)ですすすめられた	419	361	213	48
本が好きな友達があった	434	686	525	113
その他	231	399	299	94
未回答	72	27	16	10



「その他」の自由記述(抜粋、原文ママ)

【小学2年生】 1年生のとき読書カードでたくさん読んだから 1歳の時から母が毎日寝る時に読み聞かせをしているから

【小学5年生】 好きな漫画のノベライズや二次創作があったから 本屋で面白そうな本があったから 読書旬間中にたくさん本を読んだから

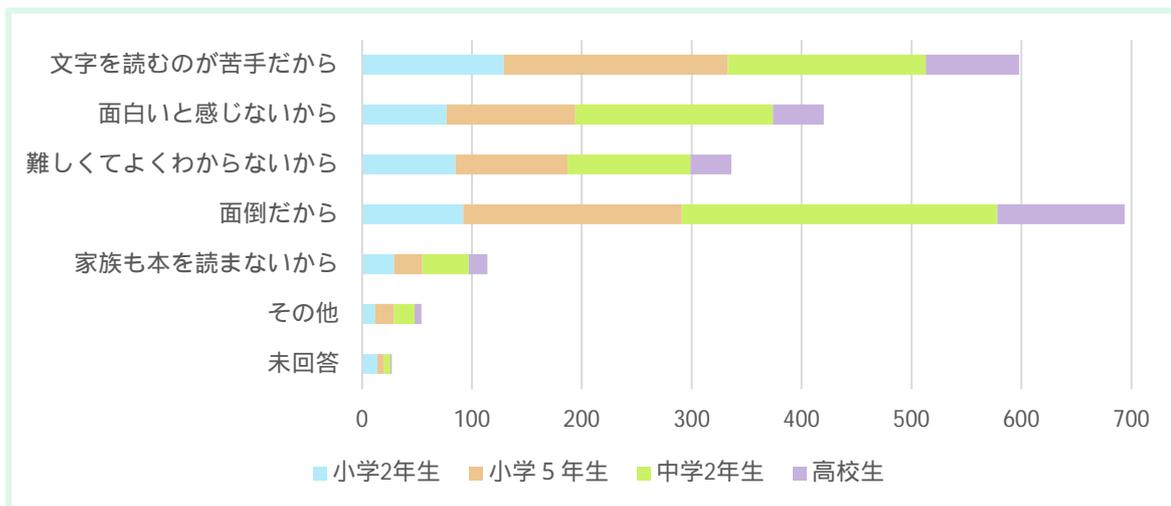
【中学2年生】 YouTubeの本の紹介を見て好きになった。低学年の頃に通っていた学童に、本や漫画がたくさんあったこと。暇つぶしに本屋に行ったら興味が出てきてそこから好きになった

【高校生】 アニメから興味が湧いた アニメ化されたので原作を読んだ 中学の朝読書 小学校の読書時間

問2 - 4 本を読むことが嫌いなのは、なぜですか。(n=1,331/MA)

(問2 - 1で「嫌い」「どちらか」といって、嫌いを選んだ回答者のみ、複数選択可) (人)

	小学2年生	小学5年生	中学2年生	高校生
文字を読むのが苦手だから	129	204	180	85
面白いと感じないから	77	117	180	46
難しくてよくわからないから	85	102	112	37
面倒だから	92	199	287	116
家族も本を読まないから	29	26	42	17
その他	12	17	19	6
未回答	14	6	6	1



「その他」の自由記述(抜粋、原文ママ)

【小学2年生】 小さい文字をよむのがきらい じかんがかかるから よむのがつかれるから

【小学5年生】 運動が好きだから まず本読みよりもゲームや遊びなどを優先してるから 本に興味がない事が多いから

【中学2年生】 読む時間があまりない。途中で飽きる。本を読むなら、スマートフォンを使って動画を見たりする方が楽しいと思うからです。本を読むより運動したほうが楽しいから

【高校生】 活字が苦手。読む機会がないから

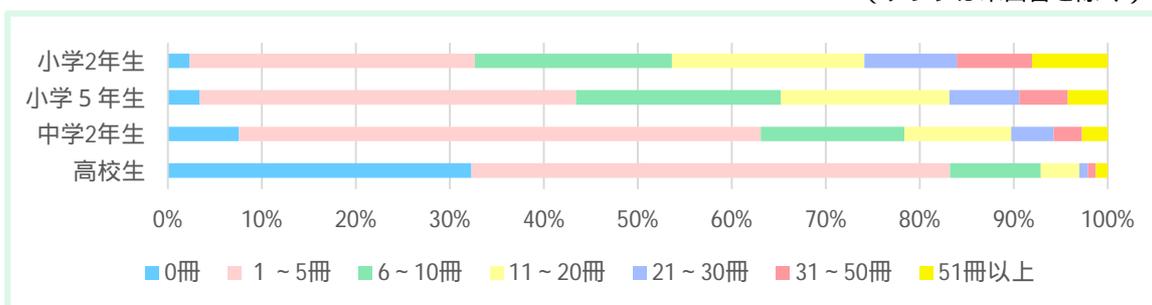
問3 - 1 あなたは、1か月に本を何冊くらい読みますか。冊数を教えてください。(n=9,974)

(冊数自由記述)

(人)

	小学2年生	小学5年生	中学2年生	高校生
0冊	50	75	144	258
1～5冊	654	884	1,054	407
6～10冊	451	481	290	77
11～20冊	441	396	216	33
21～30冊	212	164	86	7
31～50冊	173	114	57	7
51冊以上	173	94	52	10
未回答	795	1,299	758	62

(グラフは未回答を除く)



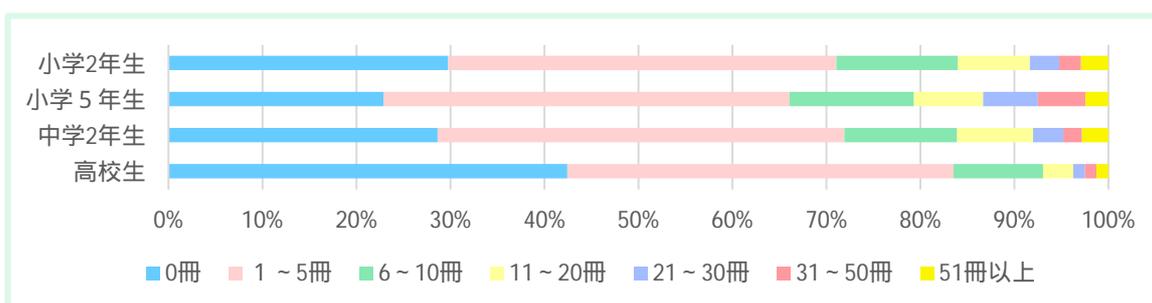
問3 - 2 そのうち、マンガは何冊くらいですか。ただし、学習マンガはいれません。(n=9,974)

(冊数自由記述)

(人)

	小学2年生	小学5年生	中学2年生	高校生
0冊	634	517	533	343
1～5冊	880	976	805	332
6～10冊	275	300	223	77
11～20冊	163	166	150	26
21～30冊	67	132	60	10
31～50冊	49	114	37	10
51冊以上	62	55	52	10
未回答	819	1,247	797	53

(グラフは未回答を除く)

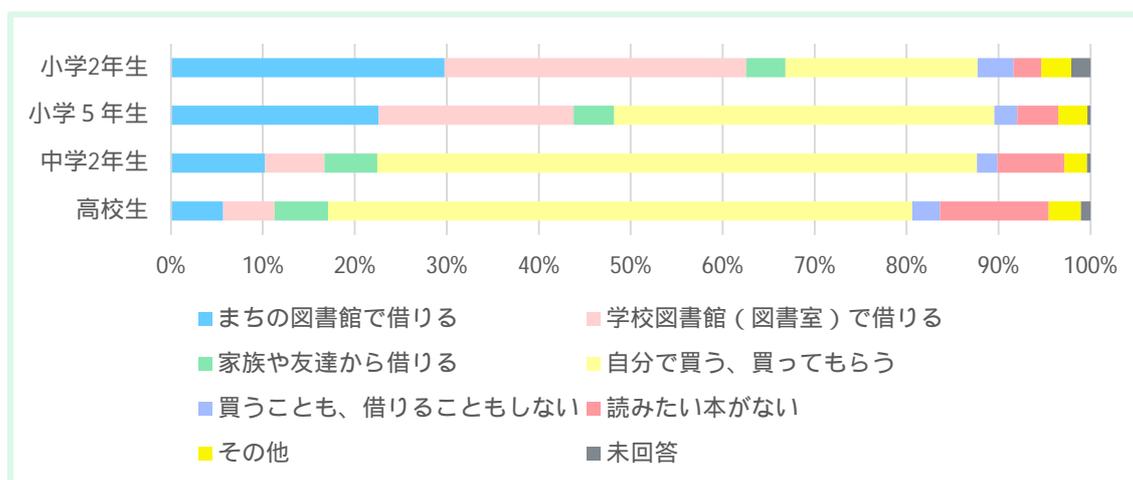


問4 あなたは読みたい本があるとき、どうしていますか。 (n=9,974/SA)

(単一回答)

(人)

	小学2年生	小学5年生	中学2年生	高校生
まちの図書館で借りる	878	792	272	49
学校図書館(図書室)で借りる	968	744	172	48
家族や友達から借りる	125	154	152	50
自分で買う、買ってもらう	616	1,450	1,733	547
買うことも、借りることもしない	116	87	59	26
読みたい本がない	88	158	194	102
その他	96	110	65	30
未回答	62	12	10	9



「その他」の自由記述(抜粋、原文ママ)

【小学2年生】 児童館や学童で読む タブレットで探す 家にあるほんを読んでいる。おばあちゃんちで読む

【小学5年生】 児童館に行って読む ユーチューブでみたりする 無料で本を読めるアプリで読むか、図書館などで借りる

【中学2年生】 インターネットやアプリで調べて読む 自分の家にあるもの(大量)のみ読む。新しく出ててもあまり買わない。電子書籍(青空文庫などの)無料のものからあったら読んでいる、もしなかったら買う

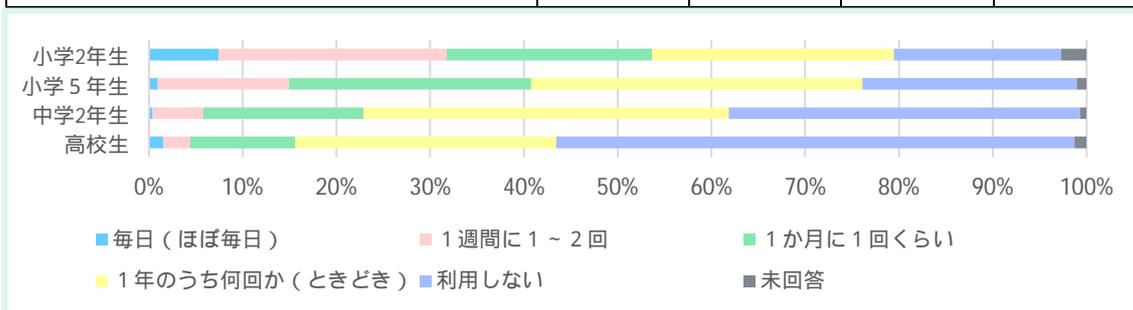
【高校生】 ネットで無料で読む あらすじをネットで読む 電子図書を買う

問5 - 1 あなたは、まちの図書館を利用していますか。 (n=9,974/SA)

(単一回答)

(人)

	小学2年生	小学5年生	中学2年生	高校生
毎日(ほぼ毎日)	219	33	10	13
1週間に1~2回	718	491	144	25
1か月に1回くらい	646	906	454	96
1年のうち何回か(ときどき)	760	1239	1035	240
利用しない	527	802	996	476
未回答	79	36	18	11



問5 - 2 何のためにまちの図書館を利用していますか。 (n=7,029/MA)

(問5 - 1で「利用する」を選んだ回答者のみ、複数選択可)

(人)

	小学2年生	小学5年生	中学2年生	高校生
本やCD,DVDを借りる	664	861	601	77
本を読む	1,667	2,127	1,030	163
インターネットを使う	73	101	53	11
勉強や調べ物をする	526	894	830	230
休日や放課後の居場所	265	217	137	27
イベントに参加するため	141	128	22	5
その他	104	100	35	6
未回答	64	27	6	4



「その他」の自由記述(抜粋、原文ママ)

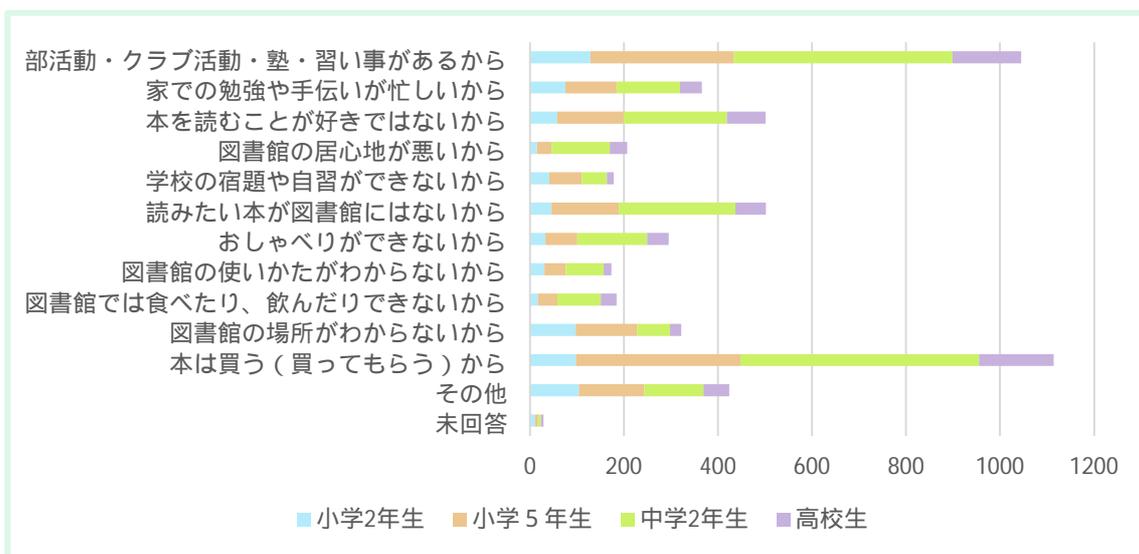
- 【小学2年生】 夏休みに本をたくさん読むため 父が本を借りるついでに 学校にない本があるから
- 【小学5年生】 母の付き合い 友達との勉強会 雨がふってきたとき
- 【中学2年生】 定期テストとかで集中して勉強するため 暑いときに体を涼しくするため
- 【高校生】 休憩 お話するため

問5 - 3 まちの図書館を利用しないのはなぜですか。(n=2,801/MA)

(問5 - 1で「利用しない」を選んだ回答者のみ、複数選択可)

(人)

	小学2年生	小学5年生	中学2年生	高校生
部活動・クラブ活動・塾・習い事があるから	129	305	465	146
家での勉強や手伝いが忙しいから	75	109	135	47
本を読むことが好きではないから	58	141	220	82
図書館の居心地が悪いから	15	31	124	37
学校の宿題や自習ができないから	41	69	54	14
読みたい本が図書館にはないから	46	143	248	65
おしゃべりができないから	33	68	148	46
図書館の使いかたがわからないから	31	45	81	16
図書館では食べたり、飲んだりできないから	17	41	93	33
図書館の場所がわからないから	97	131	70	24
本は買う(買ってもらう)から	98	350	507	159
その他	104	139	126	55
未回答	11	6	6	6



「その他」の自由記述(抜粋、原文ママ)

【小学2年生】 家に本があるからです 親と一緒にないといけない距離にあるから 図書館が遠いから 学校で借りているから

【小学5年生】 漫画がないから めんどくさいから 読みたい本が学校の図書室にあるから 家から遠いから

【中学2年生】 コロナ流行で敬遠がちになったため 図書室で十分だと思ってるから 図書館に行く と子供の泣き声がうるさいから まちの図書館が家から遠い場所にあるから 電子で読むから

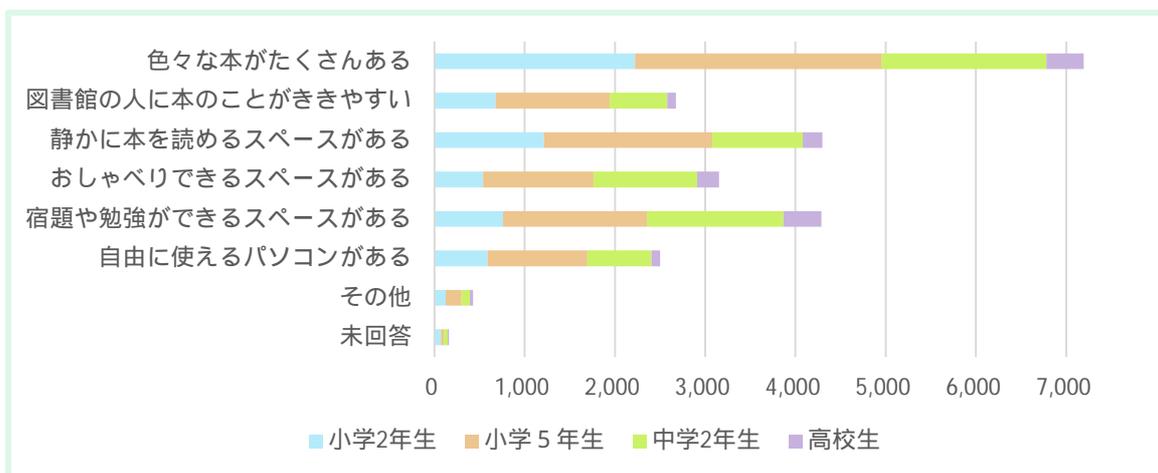
【高校生】 返すのが面倒 行くのが面倒 スペイン語(母国語)の本がないから

問5 - 4 あなたが行きたいと思う図書館はどんな図書館ですか。(n=9,974/MA)

(複数選択可)

(人)

	小学2年生	小学5年生	中学2年生	高校生
色々な本がたくさんある	2,223	2,734	1,821	416
図書館の人に本のことがききやすい	679	1,260	639	96
静かに本を読めるスペースがある	1,213	1,867	1,000	218
おしゃべりできるスペースがある	540	1,221	1,149	243
宿題や勉強ができるスペースがある	762	1,591	1,513	421
自由に使えるパソコンがある	590	1,106	709	96
その他	127	173	92	38
未回答	74	30	43	16



「その他」の自由記述(抜粋、原文ママ)

【小学2年生】 人ごみのない図書館 カフェがある ヨギボーに寝転がって読める。 家から近い

【小学5年生】 家の近くにある スポーツなどができるところ 本を買うこともできる図書館

【中学2年生】 個室がある 家から近い 騒げる図書館 予約待ちをしたくないから待たなくても欲しい本が借りれる図書館

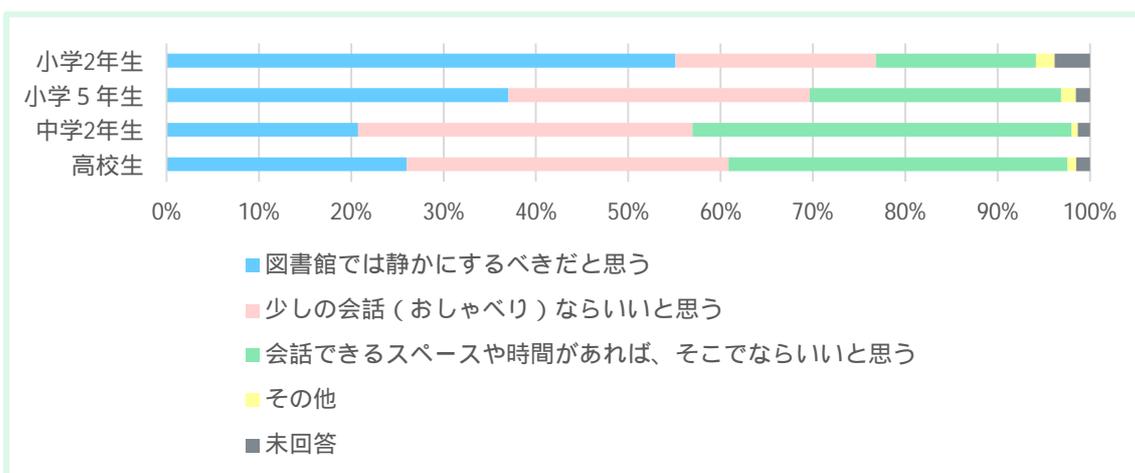
【高校生】 綺麗でオシャレな図書館 話しやすい空間 静かな図書館 好きな漫画、読みたい漫画があるとこ

問6 まちの図書館での会話（おしゃべり）について教えてください。（n=9,974/SA）

（単一回答）

（人）

	小学2年生	小学5年生	中学2年生	高校生
図書館では静かにすべきだと思う	1,625	1,298	551	224
少しの会話（おしゃべり）ならいいと思う	641	1,145	962	300
会話できるスペースや時間があれば、そこでならいいと思う	510	954	1,091	316
その他	60	56	18	8
未回答	113	54	35	13



「その他」の自由記述（抜粋、原文ママ）

【小学2年生】 静かにするけど本のことならしゃべってもいいと思う。

【小学5年生】 極力話さないが、本の質問なら良いと思う。人が少なかったら少しくらい話していいと思う

【中学2年生】 人の迷惑にならなければどこでもいいと思う 黙っていることができないなら退館すべきだと思う。

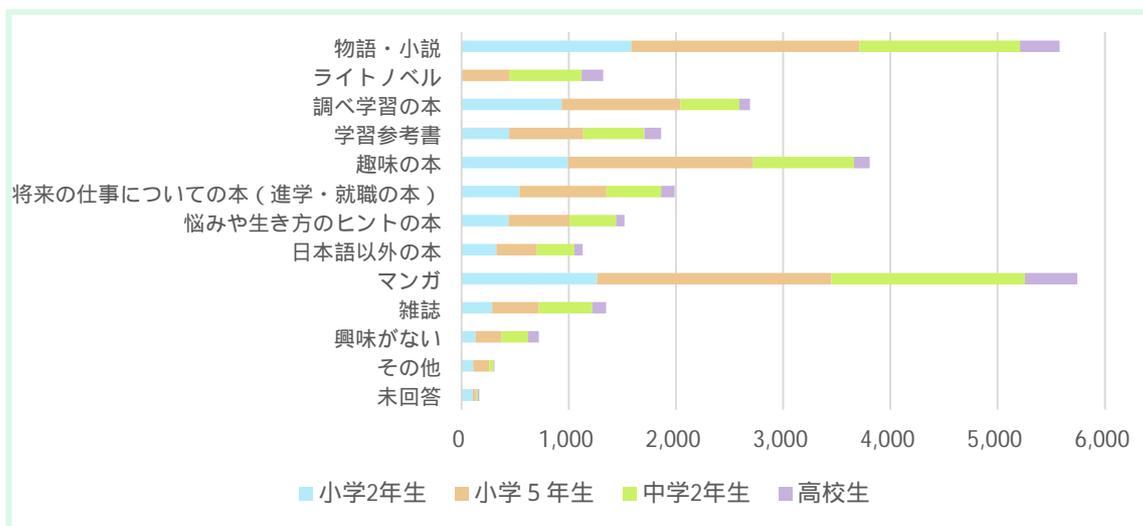
【高校生】 おしゃべりスペースを設けて欲しい 喋る人が少なくなるといいとおもう

問7 練馬区立図書館にどのような電子書籍があると嬉しいです。(n=9,974/MA)

(複数回答可)

(人)

	小学2年生	小学5年生	中学2年生	高校生
物語・小説	1,583	2,127	1,500	368
ライトノベル	0	444	677	200
調べ学習の本	935	1,108	547	102
学習参考書	446	690	571	155
趣味の本	994	1,727	940	146
将来の仕事についての本(進学・就職の本)	542	809	511	125
悩みや生き方のヒントの本	440	566	437	76
日本語以外の本	324	380	346	79
マンガ	1,263	2,188	1,802	492
雑誌	287	433	500	128
興味がない	130	244	248	99
その他	108	151	39	8
未回答	105	28	15	17



「その他」の自由記述(抜粋、原文ママ)

【小学2年生】 図鑑 タブレットやスマホで読むより、本で読みたいからなくていい

【小学5年生】 絵本 歴史 科学 伝記 ノンフィクション

【中学2年生】 歴史についての本。(海のもののおふ三浦一族 石丸熙) 政治的な本 恋愛系

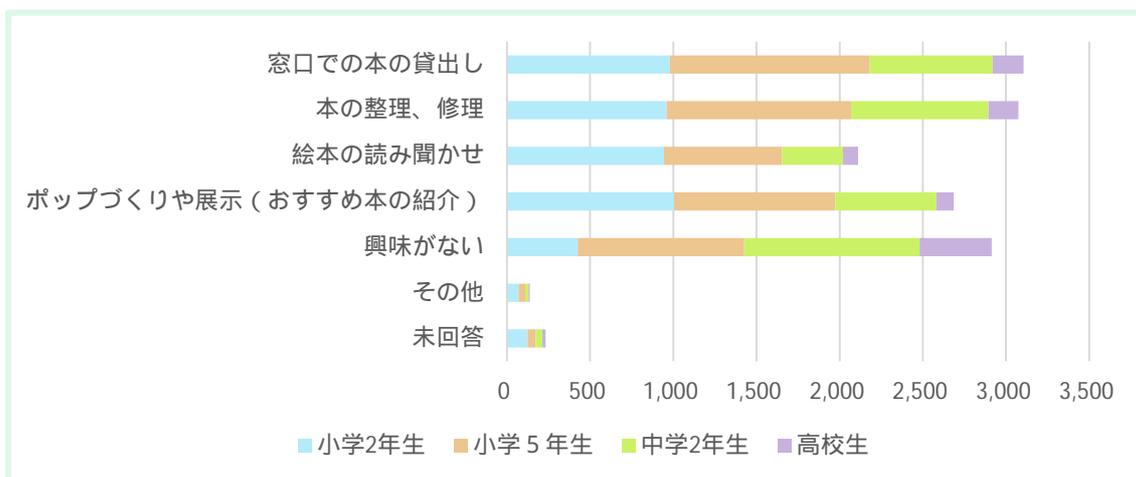
【高校生】 投資の本やビジネス書など 社会の作りや権力や政治について 著名者のエッセイ

問8 練馬区立図書館の仕事のうち、やってみたいものはありますか。 (n=9,974/MA)

(複数回答可)

(人)

	小学2年生	小学5年生	中学2年生	高校生
窓口での本の貸出し	979	1,202	739	185
本の整理、修理	960	1,108	826	181
絵本の読み聞かせ	944	710	367	91
ポップづくりや展示(おすすめ本の紹介)	1,004	969	608	104
興味がない	426	1,001	1,053	435
その他	71	40	19	7
未回答	124	49	41	19



「その他」の自由記述(抜粋、原文ママ)

【小学2年生】 ぜんぶ お泊りするぬいぐるみのお世話(平和台図書館)

【小学5年生】 本の場所を教えたり、悩みを聞く仕事をしたい。

【中学2年生】 ブログ

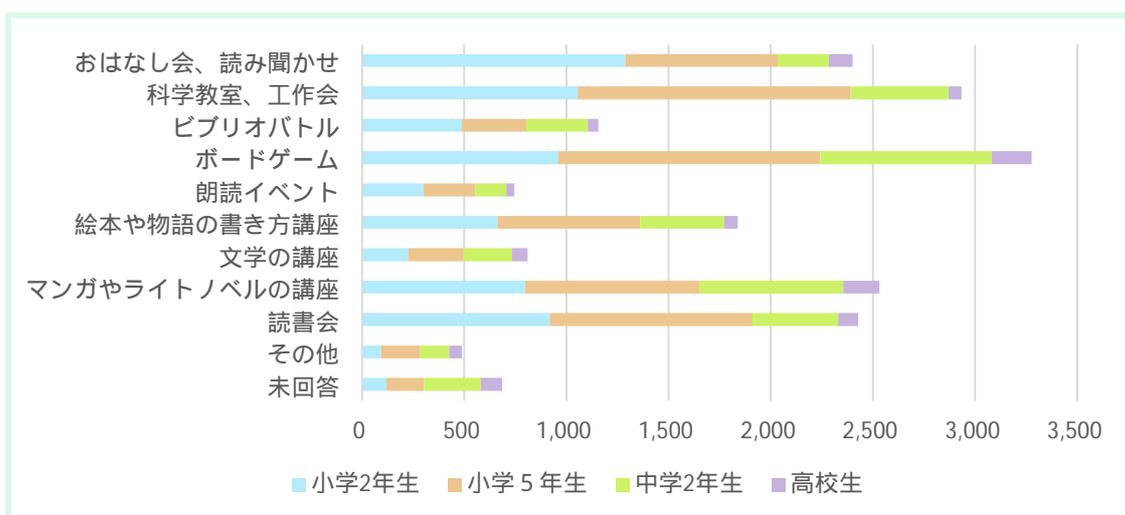
【高校生】 掃除 Tiktok に投稿する

問9 練馬区立図書館でやってほしいことはありますか。(n=9,974/MA)

(複数回答可)

(人)

	小学2年生	小学5年生	中学2年生	高校生
おはなし会、読み聞かせ	1,289	745	250	117
科学教室、工作会	1,055	1,337	478	64
ビブリオバトル	488	316	301	52
ボードゲーム	962	1,280	839	196
朗読イベント	302	253	151	39
絵本や物語の書き方講座	663	698	412	66
文学の講座	227	270	238	75
マンガやライトノベルの講座	797	853	705	177
読書会	918	993	419	97
その他	93	192	142	62
未回答	120	183	278	105



「その他」の自由記述(抜粋、原文ママ)

【小学2年生】 調べ学習の本をジャンルごとに、紹介してくれる、イベント。本のキャラがきまった日にくるイベント

【小学5年生】 喋れるスペース パソコン・ゲーム大会 しおり作りのイベントがあったらいいと思う。勉強のやり方を教えてくれる会(個人別) 辞書の書き方の講座

【中学2年生】 漫画がたくさん揃っている漫画だけのスペースの設置 勉強会 図書館をあまり利用しないので特にない もっと漫画などを増やしてほしい 将棋大会

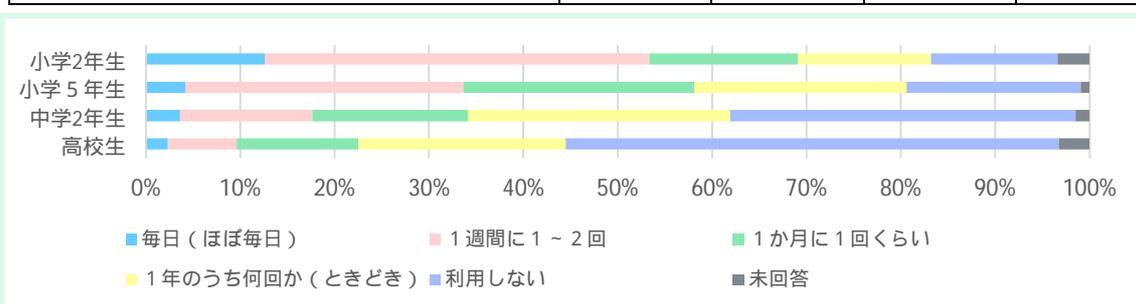
【高校生】 置いて欲しい本聞いて取り入れる 劇

問 10 - 1 学校図書館（図書室）を休み時間や放課後にどのくらい利用していますか。

(n=9,974/SA) (単一回答)

(人)

	小学2年生	小学5年生	中学2年生	高校生
毎日（ほぼ毎日）	371	147	96	20
1週間に1～2回	1,203	1,032	373	63
1か月に1回くらい	464	857	438	111
1年のうち何回か（ときどき）	416	790	738	189
利用しない	395	646	973	450
未回答	100	33	39	28

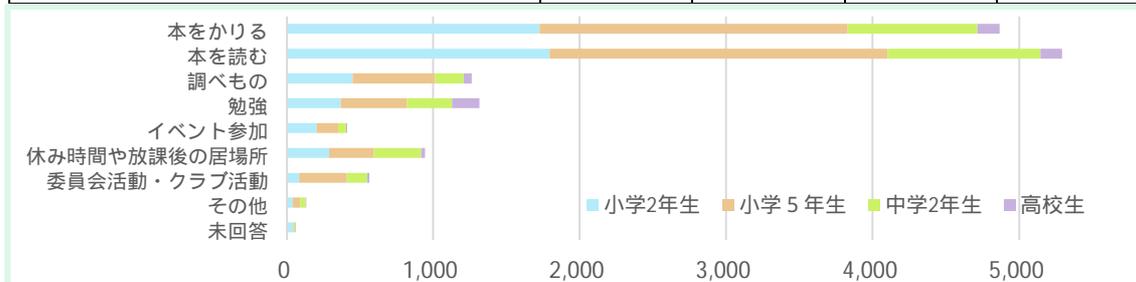


問 10 - 2 学校図書館（図書室）に行ったときには何をしていますか。（n=7,308/MA）

(問 10 - 1 で「利用する」を選んだ回答者のみ、複数選択可)

(人)

	小学2年生	小学5年生	中学2年生	高校生
本をかりる	1,728	2,103	885	151
本を読む	1,795	2,307	1,045	147
調べもの	450	563	195	56
勉強	369	453	308	186
イベント参加	204	148	55	5
休み時間や放課後の居場所	289	306	323	26
委員会活動・クラブ活動	86	325	139	15
その他	42	51	36	5
未回答	43	6	10	4



「その他」の自由記述（抜粋、原文ママ）

【小学2年生】 みんなと本をよむ おしゃべりかい よみきかせ

【小学5年生】 面白そうな本を探す 友達と喋る 宿題 一人になりたいときや、心が晴れない時。

【中学2年生】 涼んでいる 友達と話しながら一緒に本を読む 友達と面白そうな本を探している

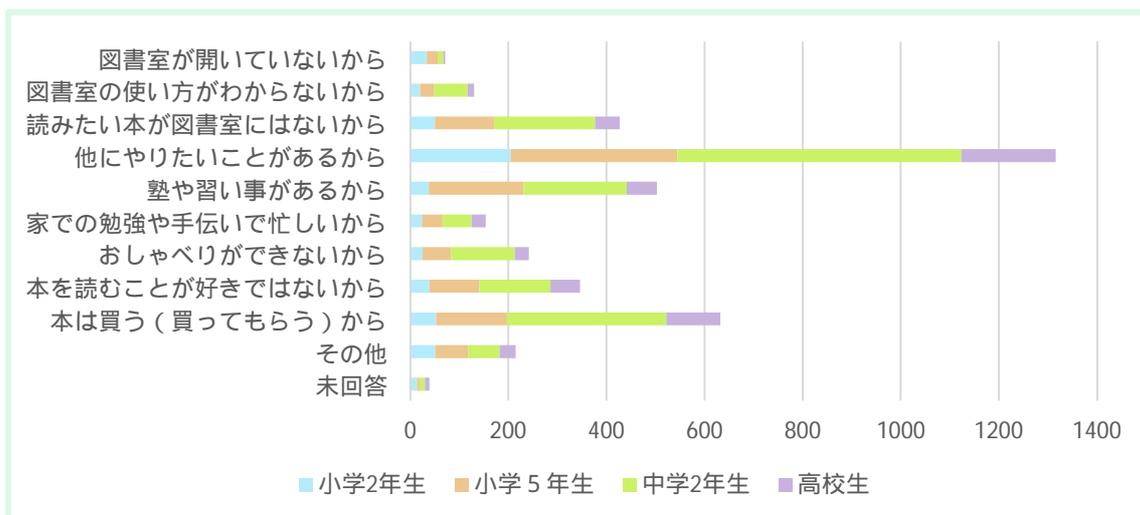
【高校生】 休憩 雑誌を見る

問 10 - 3 なぜ学校図書館（図書室）を利用しないのですか。（n=2,464/MA）

（問 10 - 1 で「利用しない」を選んだ回答者のみ、複数選択可）

（人）

	小学2年生	小学5年生	中学2年生	高校生
図書室が開いていないから	34	22	11	4
図書室の使い方がわからないから	20	29	68	13
読みたい本が図書室にはないから	50	121	206	50
他にやりたいことがあるから	205	339	580	192
塾や習い事があるから	38	193	210	62
家での勉強や手伝いで忙しいから	24	42	59	29
おしゃべりができないから	25	58	130	29
本を読むことが好きではないから	39	102	145	60
本は買う（買ってもらう）から	53	144	325	110
その他	51	67	64	33
未回答	14	5	11	9



「その他」の自由記述（抜粋、原文ママ）

【小学2年生】 開いてる日が少ないから 学校の図書室は授業以外では借りることができないから。広場の利用者ではないから。

【小学5年生】 友達と一緒に外で遊びたいから うるさいから。制限時間があり、不便だから 授業の時間で足りているから

【中学2年生】 図書室に行くのがだるいから。学校より図書館のほうが落ち着くから、集中できるから。休み時間は遊びたいから。

【高校生】 部活があって忙しいから 自分の学校でのキャラクターでは図書館に入るキャラではないから。

問 11 あなたの好きな本のタイトルを教えてください。(n=9,974)

(自由記述)

上位ランキング

小学2年生

順位	タイトル	ジャンル	票数
1位	科学漫画サバイバル*	学習漫画	159
2位	かいけつゾロリ*	よみもの	98
3位	おばけずかん*	よみもの	83
4位	ドラえもん(学習漫画含む)*	漫画	63
4位	図鑑(生き物、乗り物、虫、魚、恐竜など)*	図鑑	63
6位	最強王図鑑*	漫画	60
7位	名探偵コナン(学習漫画含む)*	漫画	57
8位	ルルとララ*	よみもの	52
9位	ほねほねザウルス*	よみもの	49
10位	大ピンチずかん*	絵本	33
11位	おしりたんてい*	絵本・よみもの	30
12位	スイミー	絵本	28
13位	星のカービィ*	漫画・小説	27
14位	ノラネコぐんだん*	絵本	26
15位	理科ダマン*	学習漫画	20
15位	どっちが強い!?*	学習漫画	20

小学5年生

順位	タイトル	ジャンル	票数
1位	科学漫画サバイバル*	学習漫画	108
1位	ふしぎ駄菓子屋銭天堂*	よみもの	108
3位	5分後に意外な結末*	小説	94
4位	ハリー・ポッター*	よみもの	88
5位	ONE PIECE*	漫画	86
6位	ドラえもん(学習漫画含む)*	漫画	85
7位	鬼滅の刃*	漫画	82
8位	名探偵コナン(学習漫画含む)*	漫画	79
9位	星のカービィ*	漫画・小説	77
10位	空想科学読本*	よみもの	54
11位	変な家・変な絵*	小説・漫画	53
12位	四つ子ぐらし*	よみもの	51
13位	かいけつゾロリ*	よみもの	48
14位	呪術廻戦*	漫画	37
15位	図鑑(生き物、乗り物、虫、魚、恐竜など)*	図鑑	36
16位	ドラゴンボール*	漫画	34

中学2年生

順位	タイトル	ジャンル	票数
1位	変な家・変な絵*	小説・漫画	93
2位	あの花が咲く丘で、君とまた出会えたら。	小説	85
3位	ONE PIECE*	漫画	78
4位	5分後に意外な結末*	小説	73
5位	ハリー・ポッター*	よみもの	69
6位	かがみの孤城	小説	42
7位	呪術廻戦*	漫画	33
8位	ハイキュー!!*	漫画	32
9位	名探偵コナン*	漫画	30
10位	鬼滅の刃*	漫画	28
10位	ブルーロック*	漫画	28
12位	君の隣を食べたい	小説	21
13位	スラムダンク*	漫画	20
14位	成瀬は天下を取りに行く*	小説	19
14位	転生したらスライムだった件*	ライトノベル	19
14位	アルジャーノンに花束を	小説	19
17位	夜が明けたら、いちばんに君に会いに行く	小説	17

高校生

順位	タイトル	ジャンル	票数
1位	あの花が咲く丘で、君とまた出会えたら。	小説	19
2位	かがみの孤城	小説	12
3位	君の隣を食べたい	小説	11
4位	ONE PIECE*	漫画	10
5位	呪術廻戦*	漫画	8
5位	N	小説	8
5位	ドラゴンボール*	漫画	8
5位	告白	小説	8
9位	5分後に意外な結末*	小説	7
9位	ハリー・ポッター*	よみもの	7
9位	余命	小説	7
12位	変な家・変な絵*	小説・漫画	6
12位	名探偵コナン*	漫画	6
12位	鬼滅の刃*	漫画	6
15位	夜が明けたら、いちばんに君に会いに行く	小説	5
15位	推しの子*	漫画	5
15位	桜のような僕の恋人	小説	5
15位	君の名は。	小説	5

「ジャンル」は作品の形態として主なもの(映画やゲーム等の映像系作品は除く)。

*はシリーズや複数巻の作品をまとめて集計したもの。

問 12 あなたの考える理想の図書館を教えてください。(n=9,974)

自由意見分類表

大分類	小分類	小2	小5	中2	高校生
蔵書	面白い本・好きな本がたくさんある(予約待ちがない)	859	896	543	104
	漫画や雑誌がたくさんある	73	224	270	81
	おすすめ本の紹介(企画展示・ポップなど)がある	97	283	119	23
	アンケートやリクエストに応じた蔵書	31	77	48	6
	その他(きれいな本がある、電子書籍があるなど)	15	16	12	4
施設	図書館の雰囲気がいい・快適・居心地がいい・行きやすい	61	123	189	73
	サイン(案内表示)がわかりやすい・本を探しやすい	47	41	34	5
	職員がやさしい・相談しやすい	17	37	10	0
	静かに本が読める・集中できる個室がある	116	120	62	16
	会話ができるスペースもある	88	258	309	34
	勉強できるスペースもある	9	56	121	41
	飲食(カフェ)・リラックス・遊べるスペースがある	147	274	158	51
	その他(返しやすい、Wi-Fiが使えるなど)	27	12	14	4
サービス	イベントが豊富・定期的開催	209	434	125	20
	図書館アプリの導入	0	3	1	2
	口コミや誰かの紹介文を共有できる	16	37	17	8
	自分に向いている本が分かる仕組みがある	2	8	11	3
	誰でも利用しやすい	2	37	27	6
	その他	12	6	15	4
その他	本を好きにさせる・読ませる	74	61	66	27
	その他(無理に好きにさせるべきではない、など)	0	2	9	13

読書に関するアンケート

みなさんがふだんから読書をしたくなる環境(かんきょう)をつくっていくために、あなたの考えを教えてください。

このアンケートはテストではありません。また、あなたの答えをだれかに知られることはありませんので、安心してあなたの気持ちや考えを、正直に教えてください。

【～かならず読んでから教えてください～】

答えなくてもよい質問は、自動的にとばされますので、質問の番号は気にせずに教えてください。

答えたくない質問は答えなくてもよいです。

アンケートは、だいたい5分くらいの時間がかかります。

小学生については、わからないことばがありましたら、お家の人や先生にきいてから教えてください。

問 1 あなたの学年を教えてください。

小学2年生

小学5年生

中学2年生(8年生)

問 2 - 1 あなたは本(マンガや電子書せきもふくむ)を読むことが好きですか。

好き 問 2-2 へ

どちらかというときらい 問 2-2 へ

どちらかというときらい 問 2-3 へ

どちらかというときらい 問 2-3 へ

問2 - 2 問2 - 1で、好き、どちらかというとき好きを選んだ人だけが答えてください。

本を読むことが好きなのは、なぜですか。そうだと思うものをすべて選んでください。

自分では経験できないことを経験している気分になれるから
現実をわすれて本の世界に入りこむことができるから
今まで知らなかった新しいことが学べるから
好きなことについて、くわしく分かるから
時間つぶしになるから
その他()

問2 - 3 問2 - 1で、好き、どちらかというとき好きを選んだ人だけが答えてください。

本が好きになったきっかけは何ですか。そうだと思うものをすべて選んでください。

身近な人に読んでもらった	本屋さんや図書館につれていってもらった
家に本があった	本をプレゼントしてもらった
家族がよく本を読んでいた	家族にすすめられた
先生にすすめられた	学校図書館(図書室)ですすめられた
本が好きな友達がいた	その他()

問2 - 4 問2 - 1で、どちらかといえばきれい、きれいを選んだ人だけが答えてください。

本を読むことがきれいなのはなぜですか。そうだと思うものをすべて選んでください。

文字を読むのがにがてだから	おもしろいと感じないから
むずかしくてよくわからないから	めんどうだから
家族も本を読まないから	その他()

問3 - 1 あなたは、1か月に本を何さつくらい読みますか。さつすうを教えてください。

() さつ

問3 - 2 そのうち、マンガは何さつくらいですか。ただし、学習マンガはいれません。
()冊

問4 あなたは読みたい本があるときどうしていますか。1つ選んでください。

まちの図書館でかりる	学校図書館(図書室)でかりる
家族や友達からかりる	自分で買う、買ってもらう
買うことも、かりることもしない	読みたい本がない
その他()	

問5 - 1 あなたはまちの図書館を利用していますか。1つ選んでください。

毎日(ほぼ毎日) 問5-2へ	1週間に1~2回 問5-2へ
1か月に1回くらい 問5-2へ	1年のうち何回か(ときどき) 問5-2へ
利用しない 問5-3へ	

問5 - 2 問5 - 1で、毎日(ほぼ毎日)、1週間に1~2回、1か月に1回くらい、1年に何回か(ときどき)を選んだ人だけが答えてください。

なんのためにまちの図書館を利用していますか。そうだと思うものをすべて選んでください。

本やCD,DVDをかりる	本を読む
インターネットを使う	勉強や調べものをする
休日や放課後の居場所	イベントに参加する
その他()	

問 5 - 3 問 5 - 1 で、 利用しない を選んだ人だけが答えてください。

まちの図書館を利用しないのはなぜですか。 そうだと思ふものをすべて選んでください。

クラブ活動・じゅく・習いごとがあるから	家での勉強や手伝いでいそがしいから
本を読むことが好きではないから	図書館の居心地がわるいから
学校の宿題や自習ができないから	読みたい本が図書館にはないから
おしゃべりができないから	図書館のつかい方がわからないから
図書館では食べたり、飲んだりできないから	図書館の場所がわからないから
その他()	本は買う(買ってもらう)から

問 5 - 4 あなたが行きたいと思ふ図書館はどんな図書館ですか。 そうだと思ふものをすべて選んでください。

いろいろな本がたくさんある	図書館の人に本のことがききやすい。
静かに本が読めるスペースがある	おしゃべりできるスペースがある
宿題や勉強ができるスペースがある	自由に使えるパソコンがある
	その他()

問 6 まちの図書館での会話(おしゃべり)についてあなたの考えを教えてください。一番そうだと思ふものを選んでください。

図書館では静かにすべきだと思ふ
すこしの会話(おしゃべり)ならいいと思ふ。
図書館に会話(おしゃべり)できるスペースや時間があれば、そこでならいい
と思ふ
その他()

問 10 - 2 問 10 - 1 で、 から の利用している を選んだ人だけが答えてください。

学校図書館(図書室)に行ったときには何をしていますか。そうだと思うものをすべて選んでください。

本をかりる	本を読む
調べもの	勉強
イベント参加	休み時間や放課後の居場所
委員会活動・クラブ活動	その他()

問 10 - 3 問 10 - 1 で、 利用しない を選んだ人だけが答えてください。

なぜ学校図書館(図書室)を利用しないのですか。そうだと思うものをすべて選んでください。

図書室が開いていないから	図書室の使い方がわからないから
読みたい本が図書館にはないから	ほかにやりたいことがあるから
じゅくや、習い事があるから	家での勉強や手伝いでいそがしいから
おしゃべりができないから	本を読むことが好きではないから
本は買う(買ってもらう)から	そのた()

問 11 あなたの好きな本のタイトルを教えてください。

()

問 12 どうすればみんながもっと図書館を好きになると思いますか。あなたの考える理想の図書館を教えてください。

()

ご協力ありがとうございました。

練馬区教育委員会事務局
教育振興部光が丘図書館

練馬区子ども読書活動推進計画（第五次）〈素案〉

令和6年（2024年）12月

発行 練馬区 教育委員会事務局 教育振興部 光が丘図書館

所在地 〒179 - 0072 東京都練馬区光が丘四丁目1番5号

電話 03-5383-6500（代表）

F A X 03-5383-6505

練馬区ホームページ <https://www.city.nerima.tokyo.jp/>

練馬区立図書館ホームページ <https://www.lib.nerima.tokyo.jp/>

令和 6 年 12 月 6 日
こども家庭部こども施策企画課

第 3 期練馬区子ども・子育て支援事業計画（素案）について

区の子ども・子育て支援施策の方向性および区民ニーズ等を踏まえた具体的な事業計画を明らかにするため、「第 3 期練馬区子ども・子育て支援事業計画（令和 7 年度～11 年度）（素案）」をとりまとめた。ついては、下記のとおり報告する。

記

1 第 3 期練馬区子ども・子育て支援事業計画（素案）

別添のとおり

2 区民意見反映制度に基づく意見の募集

(1) 周知方法

ア ねりま区報（12月11日号）への掲載

イ 区ホームページへの掲載

ウ 区民情報ひろば、区民事務所（練馬を除く）、図書館（南大泉図書館分室を除く）、こども施策企画課での閲覧

エ 区立小中学校の児童・生徒用タブレットパソコンの「ブックマーク」から閲覧

オ 児童館での閲覧

(2) 意見の募集期間

令和 6 年 12 月 11 日（水）から令和 7 年 1 月 15 日（水）まで

(3) 意見の提出方法

持参、郵送、ファクス、電子メール、LoGo フォーム（電子申請サービス）

3 今後の予定

令和 7 年 3 月 計画（案）を報告

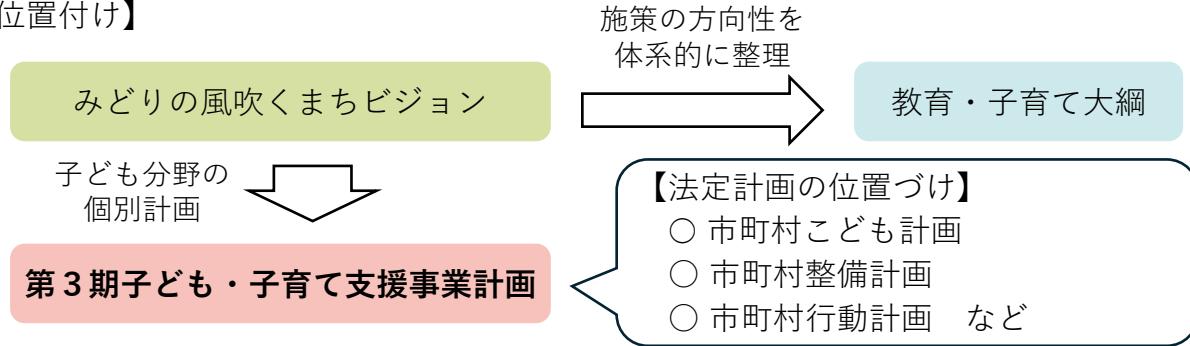
3 月末 計画を策定

第1章 計画の基本的な考え方

【目的】 ビジョンの施策の柱である「子どもたちの笑顔輝くまち」の実現に向け、今後の子ども・子育て支援施策の具体的な事業計画を明らかにする

【計画期間】 令和7年度（2025年度）～令和11年度（2029年度）

【位置付け】

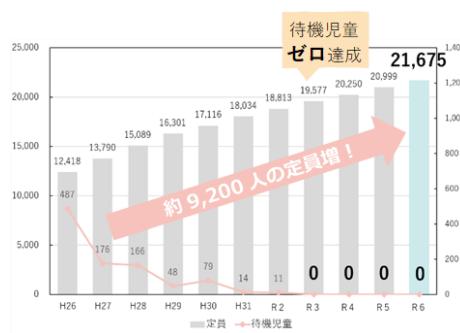


第2章 区を取り巻く現状

- 大江戸線の延伸、西武新宿線の連続立体交差化など、今後もまちは発展し人口増加
 - 子どもの数が減少する一方、共働き家庭が更に増加し、保育ニーズは増加
 - 男性の育児休業制度の利用が進むとともに、女性の利用期間は長期化の傾向
- ⇒これまでの成果や課題、社会状況の変化等を踏まえた施策の充実・発展が必要

第3章 これまでの取組

保育所待機児童ゼロを達成



練馬こども園の拡充



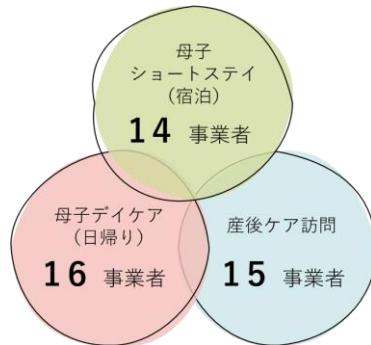
ねりっこクラブの拡大



練馬こどもカフェの拡大

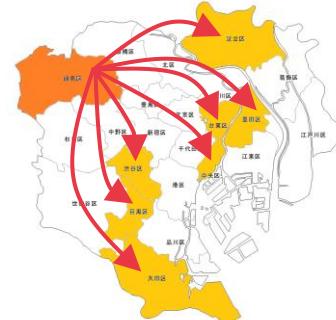


産後ケア事業の充実



都区連携による児童相談体制の強化

都区連携に舵を切る区が増加！



第4章 取組の視点と方向性

- 様々なニーズを持つ保護者の希望に応じた社会的サービスを充実することで、子育てのかたちを選択できる社会を実現
- 支援を必要とする子どもや若者が、社会的に孤立したり、生活困窮に陥ることがないように、自立に向けた支援を強化

【基本目標】

安心して子どもを産み育てられ、子どもたちが健やかに成長できる環境を整えます

【基本方針】

- 1 子どもと子育て家庭の支援の充実（妊娠・出産期～）
- 2 子どもの教育・保育の充実（乳児～幼児期）
- 3 子どもの居場所と成長環境の充実（学齢期～若者）
- 4 支援が必要な子どもや家庭への取組の充実（全年代）

第5章 子ども・子育て支援施策の具体的な展開

1 子どもと子育て家庭の支援の充実

新 ICTを活用した相談環境の充実

⇒区役所に足を運ぶことなく、いつでも気軽に相談できる体制を整備

○ 産後ケア事業の充実

⇒実施事業者数を拡充するなど事業の充実を図る

2 子どもの教育・保育の充実

○ 保育所待機児童ゼロの継続

⇒ニーズが高い1・2歳児を中心に、柔軟な定員確保を進める

新 こども誰でも通園事業

⇒保護者が利用しやすい制度を検討し、7年度から試行実施

3 子どもの居場所と成長環境の充実

○ 放課後の居場所の充実

⇒ひろば事業の通年午後5時までの実施や、一年生の開始時期の前倒し

新 学童クラブでの昼食提供

⇒夏休みなどの長期休業中の学童クラブで、在籍児童に昼食を提供

4 支援が必要な子どもや家庭への取組の充実

新 児童養護施設等の手を離れた若者の自立を支援

⇒支援を必要とする子どもや若者の自立に向けた支援を強化

○ ヤングケアラー支援の充実

⇒18歳以上のヤングケアラーに関する総合的な相談・支援窓口を設置

第6章 法定事業の年度別需給計画

教育・保育

- 保育園…0歳児の保育需要は今後も減少していくが、1・2歳児の保育需要は増加傾向
- 幼稚園…共働き家庭の増加に伴い、幼稚園の園児数は減少傾向

地域子ども・子育て支援事業

- 7年度から「こども誰でも通園事業」を試行実施
- 乳幼児一時預かり事業を拡充
- ねりっこクラブを全区立小学校で実施し、定員を拡大
- 法改正に伴い、産後ケア事業など新たな法定事業を位置づけ

⇒人口推移や、国・都の動向等を踏まえ、令和9年度に計画の中間見直しを実施

第3期練馬区子ども・子育て支援事業計画（素案） ～子どもたちの笑顔輝くまちプラン～

令和7年度（2025年度）～令和11年度（2029年度）

令和6年（2024年）12月

練 馬 区

目 次

第1章 計画の基本的な考え方

1	計画策定の目的	2
2	計画の位置づけ	3
3	計画の策定方法	4
4	計画の推進体制	7
5	計画の期間	7
6	計画の対象	7

第2章 区を取り巻く現状

1	子どもや子育て家庭を取り巻く状況	10
2	人口の推移と推計	11
3	子育て世帯の就労等の状況	14
4	教育・保育サービスの利用状況	17

第3章 これまでの取組

1	保育サービスの充実	20
2	安心して出産・子育てができる環境の充実	21
3	学齢期の子どもや若者の居場所づくり	22
4	支援を必要とする子どもや家庭への取組	23

第4章 取組の視点と方向性

1	計画の基本目標と方針	26
2	施策の体系	27

第5章 子ども・子育て支援施策の具体的な展開

- 1 子どもと子育て家庭の支援の充実 32
- 2 子どもの教育・保育の充実 38
- 3 子どもの居場所と成長環境の充実 42
- 4 支援が必要な子どもや家庭への取組の充実 48

第6章 法定事業の年度別需給計画

- 1 子ども・子育て支援法の法定事業 54
- 2 教育・保育の年度別需給計画 57
- 3 地域子ども・子育て支援事業の年度別需給計画 66

参 考 卷末資料

- 1 子育て家庭へのニーズ調査結果概要 78
- 2 中学生・高校生年代へのニーズ調査結果概要 83
- 3 小学生へのアンケート調査等結果概要 85
- 4 その他 89

第1章

計画の基本的な考え方

- 1 計画策定の目的
- 2 計画の位置づけ
- 3 計画の策定方法
- 4 計画の推進体制
- 5 計画の期間
- 6 計画の対象

01 計画策定の目的

区は、平成 27 年 4 月から施行された国の「子ども・子育て支援新制度¹」に合わせて、同年 3 月に「練馬区子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。令和 2 年 3 月には、「第 2 期練馬区子ども・子育て支援事業計画」を新たに策定し、子ども・子育て支援施策の充実に取り組んできました。

令和 3 年 3 月には、子どもたちを取り巻く環境の変化や、新型コロナウイルス感染症による新たな課題に対応するため「練馬区教育・子育て大綱（以下「大綱」という。）」を改定しました。

令和 6 年 3 月には、グランドデザイン構想²の実現に向けた政策展開を明らかにするため、区の新たな総合計画として「第 3 次みどりの風吹くまちビジョン（以下「第 3 次ビジョン」という。）」を策定しました。第 3 次ビジョンでは、施策の柱のトップに「子どもたちの笑顔輝くまち」を掲げています。

「子どもたちの笑顔輝くまち」の実現に向けて、これまでの子ども・子育て支援施策を更に充実・発展させていく必要があります。「第 3 期練馬区子ども・子育て支援事業計画」では、第 3 次ビジョンや大綱で示す方向性と区民ニーズ等を踏まえた具体的な事業計画を明らかにし、多様化する子育てサービスのニーズに応える施策を展開していきます。

子どもたちの 笑顔輝くまち の実現



¹ 子ども・子育て支援新制度：幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進めていくためにつくられた制度

² グランドデザイン構想：おおむね 10 年後から 30 年後の将来像を「暮らし」「都市」「区民参加と協働」の 3 つの分野で示した区の構想（平成 30 年 6 月策定）

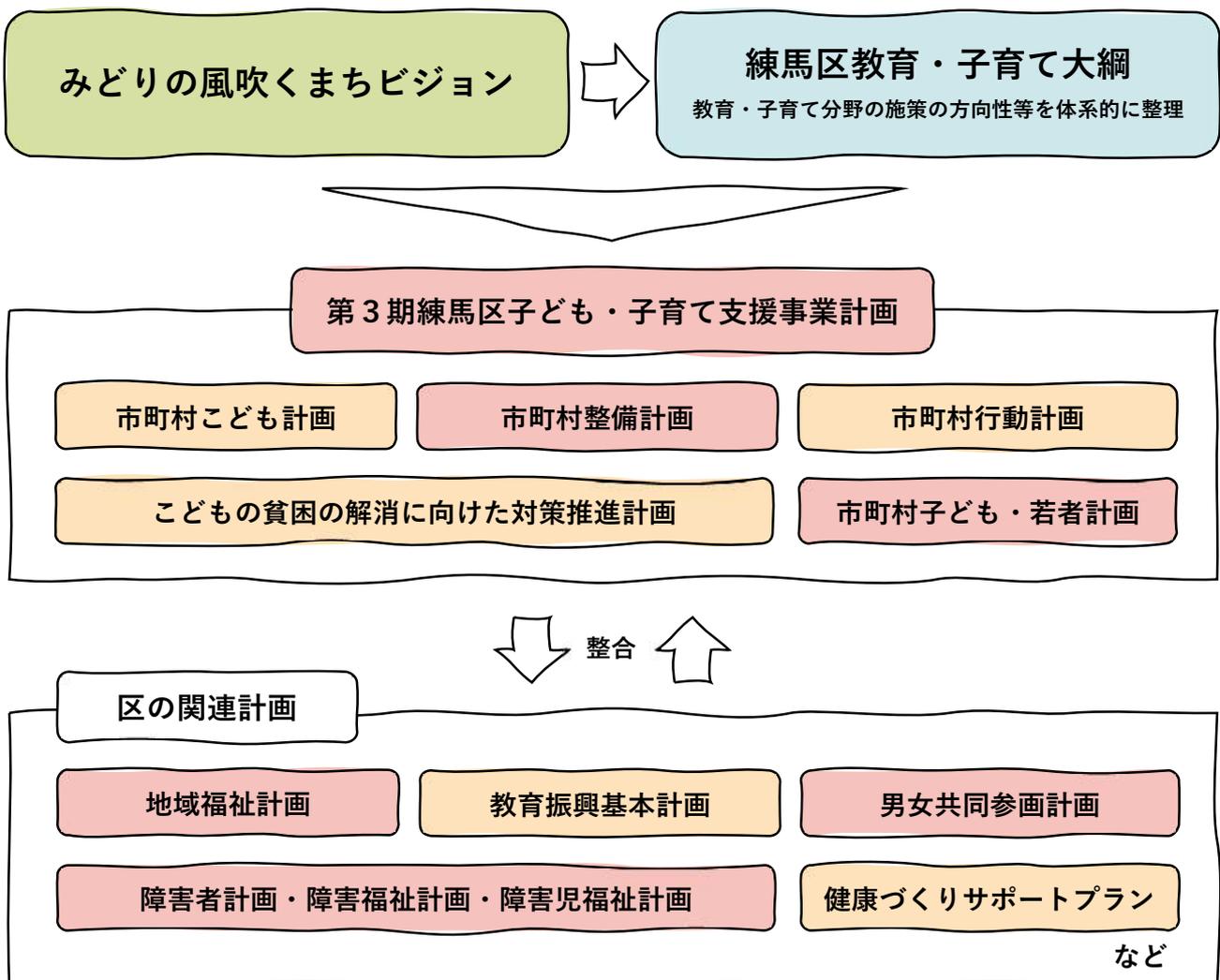
02 計画の位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」であるとともに、第3次ビジョンの子ども分野に関連した個別計画であり、大綱が示す施策の方向性や目標を踏まえて策定しています。また、区の関連計画とも整合を図っています。あわせて、以下の法令に基づく計画に位置づけています。

- (1) こども基本法に基づく「市町村こども計画」
- (2) 児童福祉法に基づく「市町村整備計画」
- (3) 次世代育成支援対策推進法に基づく「市町村行動計画」
- (4) こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律に基づく「こどもの貧困の解消に向けた対策推進計画」
- (5) 子ども・若者育成支援推進法に基づく「市町村子ども・若者計画」

※「こども計画」「こどもの貧困の解消に向けた対策推進計画」「子ども・若者計画」は第4・5章に位置づけます。

※「市町村整備計画」「市町村行動計画」は第6章に位置づけます。



03 計画の策定方法

(1) 区民ニーズの把握

子ども・子育て支援施策を検討する基礎資料とするため「第3期練馬区子ども・子育て支援事業計画の策定に向けたニーズ調査」を実施し、児童の生活実態や保護者の要望を把握しました。

調査期間

令和5年11月10日～令和5年11月24日

調査対象および回収状況

対象者	配付数	配付・回収方法	回収数	回収率
区内に居住する就学前児童（0～6歳）の保護者	3,000件	郵送配付・郵送回収 およびWeb回答	1,474件	49.1%
区内に居住する小学生児童の保護者	3,000件	郵送配付・郵送回収 およびWeb回答	1,477件	49.2%
区内に居住する中学生	1,500件	郵送配付・郵送回収 およびWeb回答	561件	37.4%
区内に居住する高校生年代	1,500件	郵送配付・郵送回収 およびWeb回答	428件	28.5%

(2) 子どもの意見聴取

計画策定の参考とするため、子ども自身の居場所などについて、小学生を対象に意見聴取を実施し、実態を把握しました。

① Web アンケート調査

調査期間

令和6年9月9日～令和6年9月24日

調査対象および回収状況

対象者	対象者数	回収数	回収率
区立小学校に通う 小学3年生の児童	5,577人	2,835件	50.8%
区立小学校に通う 小学5年生の児童	5,542人	3,080件	55.6%

② 児童館での意見聴取

調査期間

令和6年8月2日～令和6年9月27日

調査方法

児童館職員がファシリテーターとなり「あなたがホッとできる場所（居心地のいい場所）」について、対面形式で意見聴取を実施しました。

調査対象および回答者数

調査対象：児童館を利用する小学1年生～6年生の児童

回答者数：延べ431人

(内訳) 1年生：延べ62人、2年生：延べ76人、3年生：延べ79人、
4年生：延べ96人、5年生：延べ63人、6年生：延べ55人

(3) 「練馬区子ども・子育て会議」の開催

子育て当事者等の意見を反映し、地域の子どもや子育て家庭の実情を踏まえた子ども・子育て支援施策を推進するため、子どもの保護者、事業主を代表する者、子ども・子育て支援に関する事業に従事する者、学識経験者などで構成する「練馬区子ども・子育て会議」を設置しています。

本計画は「練馬区子ども・子育て会議」への意見聴取を踏まえ、策定しました。

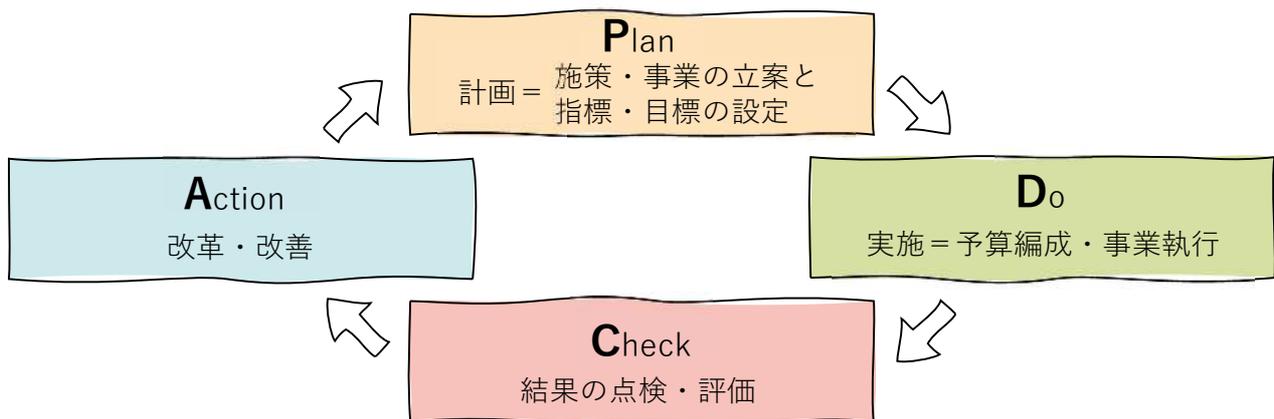
(4) 庁内の検討体制

本計画の策定に当たり、庁内に設置した「練馬区子ども・子育て支援事業計画策定委員会」で検討を行いました。

04 計画の推進体制

本計画は、各施策の推進や事業の実施に当たり、定期的実施状況の把握・点検を行い、その結果を事業や計画の見直しに反映させていきます。

計画を着実に推進していくため、PDCA サイクルにより、目標の実現に向けた取組を行います。「練馬区子ども・子育て会議」で、年度ごとに計画の進捗の点検・評価を行います。点検・評価の結果は、区議会に報告し、区民の皆様に公表します。



05 計画の期間

本計画の期間は、令和7年度から令和11年度までの5年間です。社会情勢の変化などを踏まえ、中間年に計画の見直しを行います。

令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
第3期練馬区子ども・子育て支援事業計画				
		中間見直し		

06 計画の対象

こども基本法では、18歳や20歳といった“年齢”で必要なサポートが途切れないう、心と身体の発達の過程にある人を「こども」としています。本計画においても、年齢で区切るのではなく、広く心身の発達過程にある子ども・若者を対象とします。

第2章

区を取り巻く現状

- 1 子どもや子育て家庭を取り巻く状況
- 2 人口の推移と推計
- 3 子育て世帯の就労等の状況
- 4 教育・保育サービスの利用状況

01 子どもや子育て家庭を取り巻く状況

令和5年4月に施行されたこども基本法では、日本国憲法および児童の権利に関する条約の精神にのっとり、全ての子どもが将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指しています。

政府は、令和5年12月に、子ども政策を総合的に推進するため、政府全体の子ども施策の基本的な方針等を定める「こども大綱」を閣議決定しました。全ての子ども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現に向けて、様々な取組が進められています。

東京都は、令和6年8月に「チルドレンファーストの社会の実現に向けた子供政策強化の方針2024」を公表し、子どもを取り巻く環境を踏まえた子ども政策の課題と今後の政策強化の方向性を示しました。

日本全体で少子化が進む中、区の出生数も減少傾向が続いています。一方、共働き家庭の更なる増加や男性の育児休業制度の利用が進むなど、保育ニーズは依然として増加し、多様化しています。



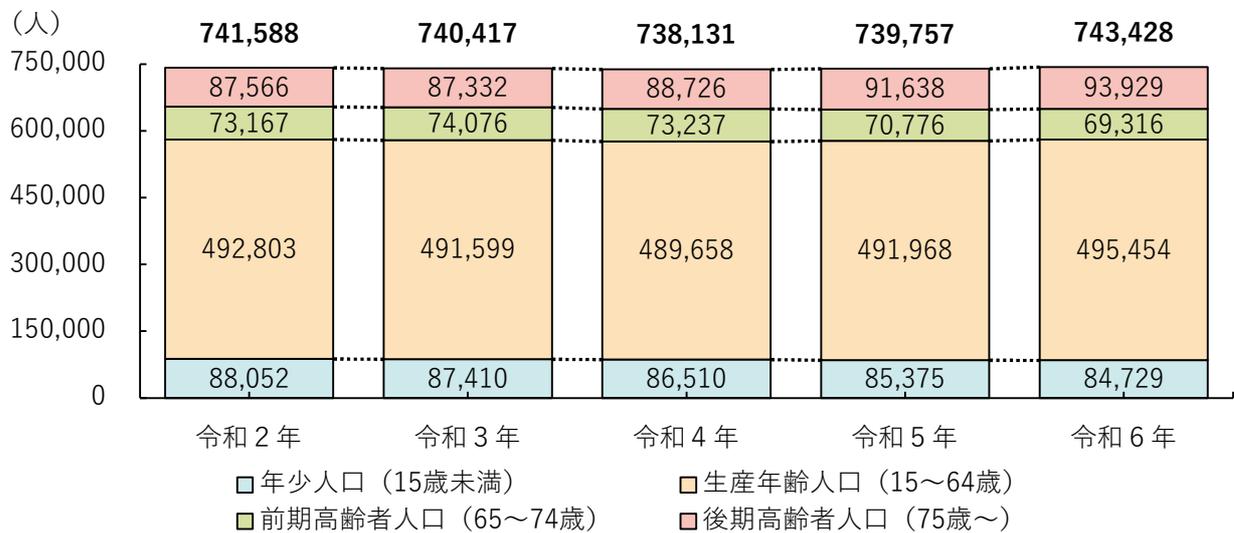
02 人口の推移と推計

(1) 総人口の状況

総人口はコロナ禍の影響を受け、令和3・4年は減少に転じましたが、令和5年以降は再び人口増加に転じています。大江戸線の延伸や、西武新宿線の連続立体交差化などまちづくりの進展に伴い、今後も総人口は増加を続ける見込みです。

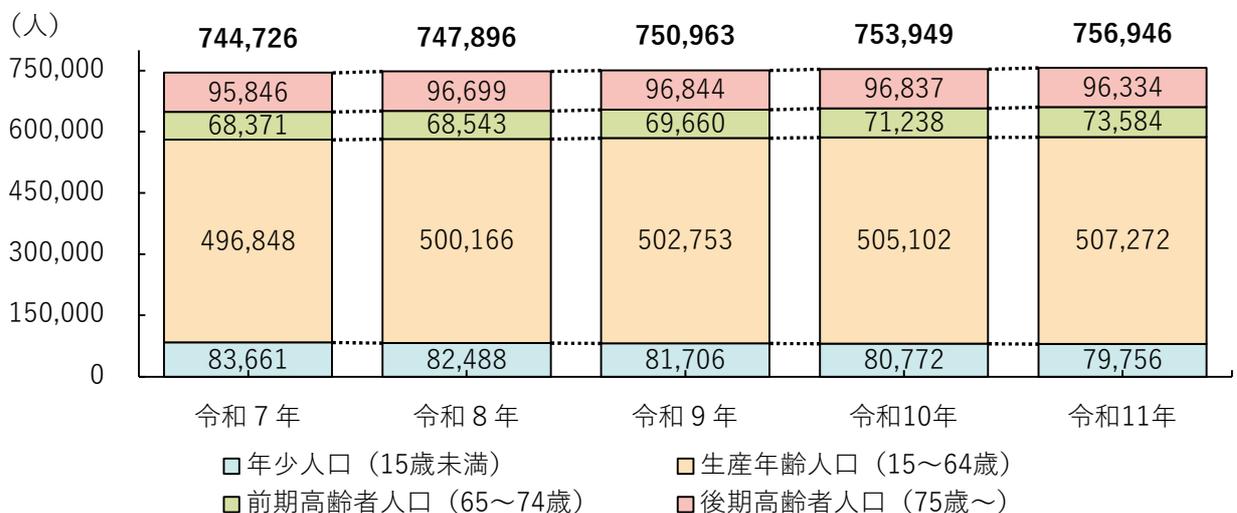
年齢区分別で見ると、年少人口は減少していく一方、高齢者人口は増加し、少子高齢化が進んでいます。

総人口の推移（令和2年～6年）



(出典) 練馬区「住民基本台帳人口 (各年4月1日時点)」

総人口の推計（令和7年～11年）



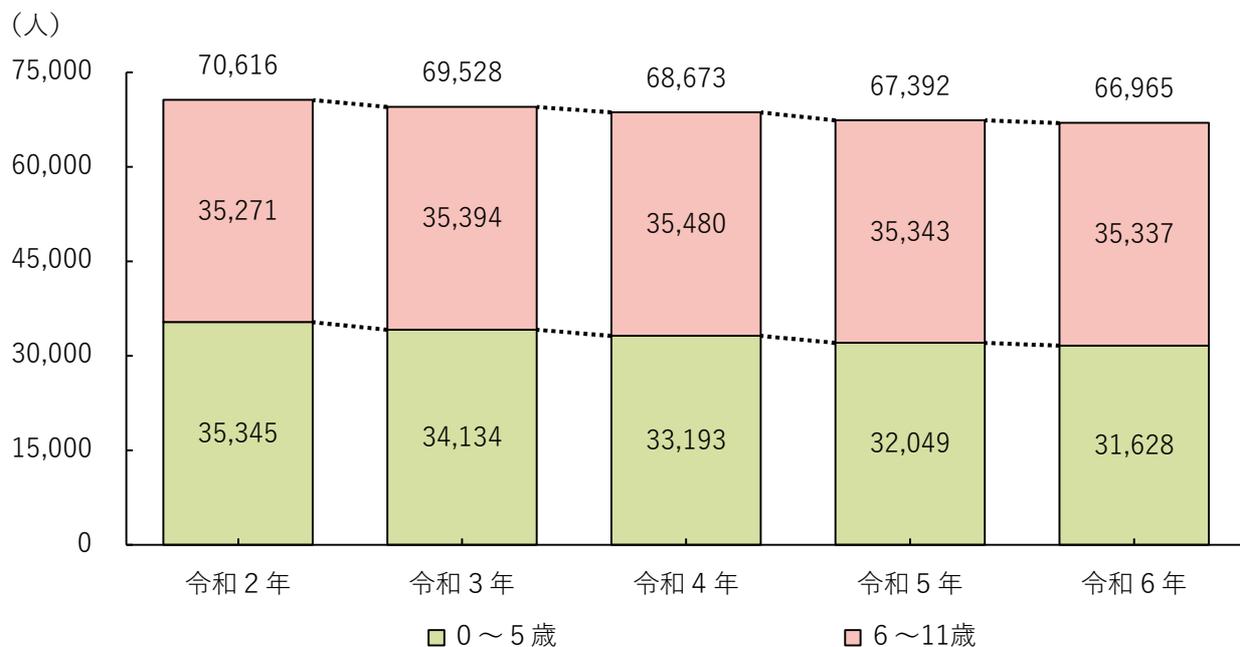
※令和6年4月の「住民基本台帳人口」を基準人口とし、コーホート要因法により推計

(2) 年代別児童人口の状況

0～5歳の就学前児童人口は一貫して減少を続けています。6～11歳の小学生児童人口は、令和4年まで増加傾向にありましたが、令和5年以降は減少に転じています。

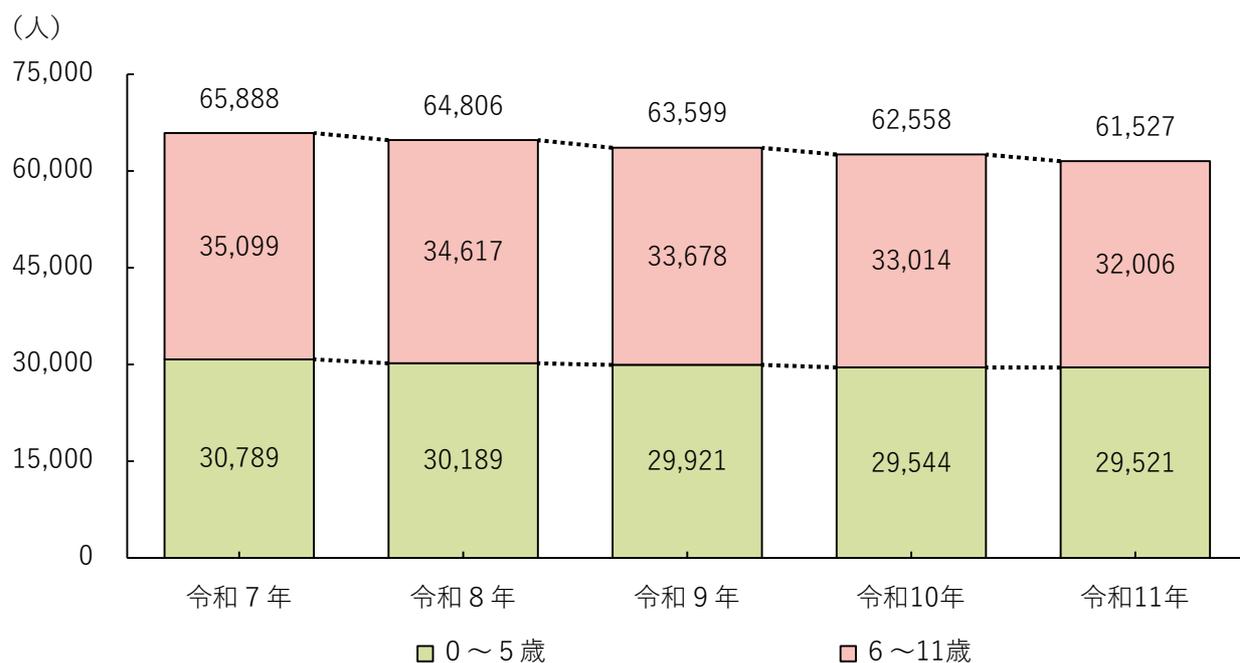
令和7年以降も同様の傾向が続くことが見込まれます。

年代別児童人口の推移（令和2年～6年）



(出典) 練馬区「住民基本台帳人口（各年4月1日現在）」

年代別児童人口の推計（令和7年～11年）

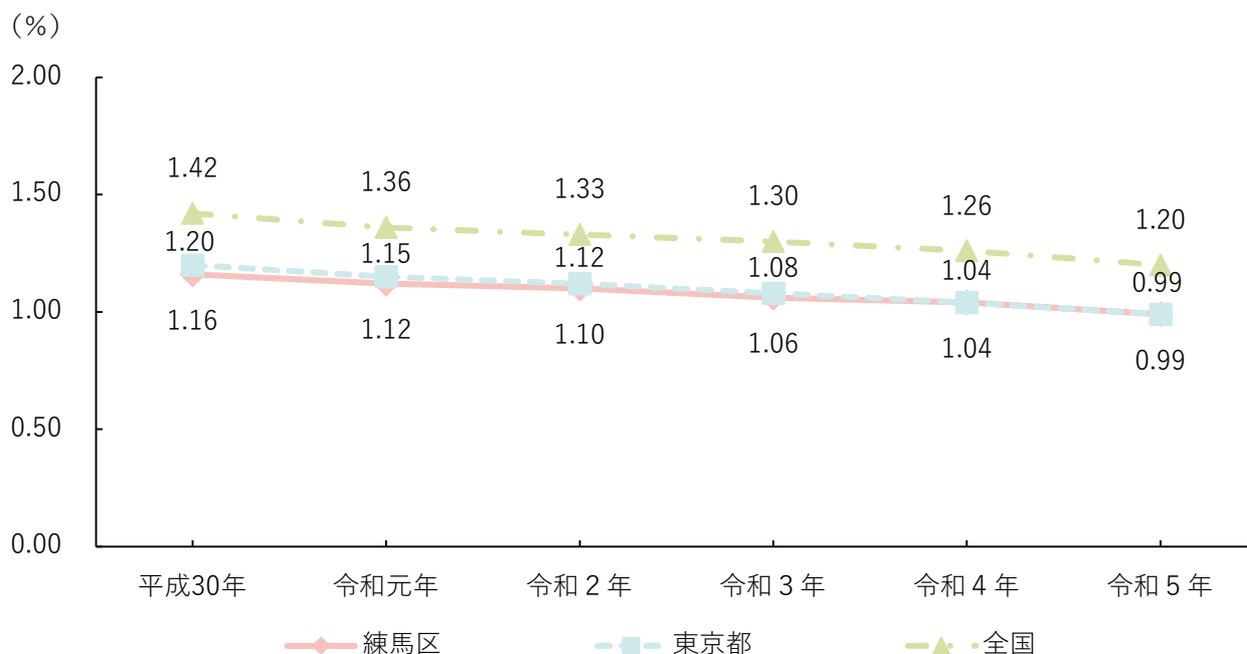


※令和6年4月の「住民基本台帳人口」を基準人口とし、コーホート要因法により推計

(3) 出生率および出生数の推移

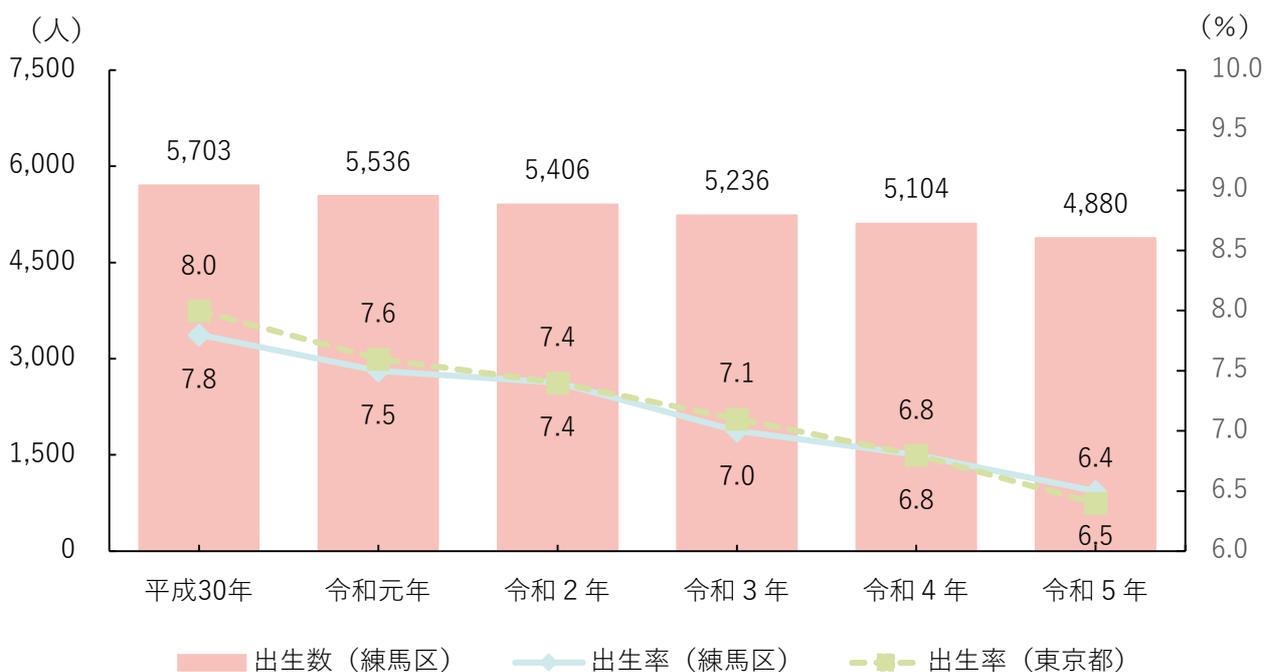
練馬区、東京都、国の合計特殊出生率は、すべて減少傾向で推移しています。
 区の出生数は、一貫して減少し続けています。

練馬区、東京都、国の合計特殊出生率の比較



(出典) 厚生労働省および東京都の「人口動態統計」より作成

出生数および出生率（人口千対）の推移



(出典) 東京都「人口動態統計」より作成

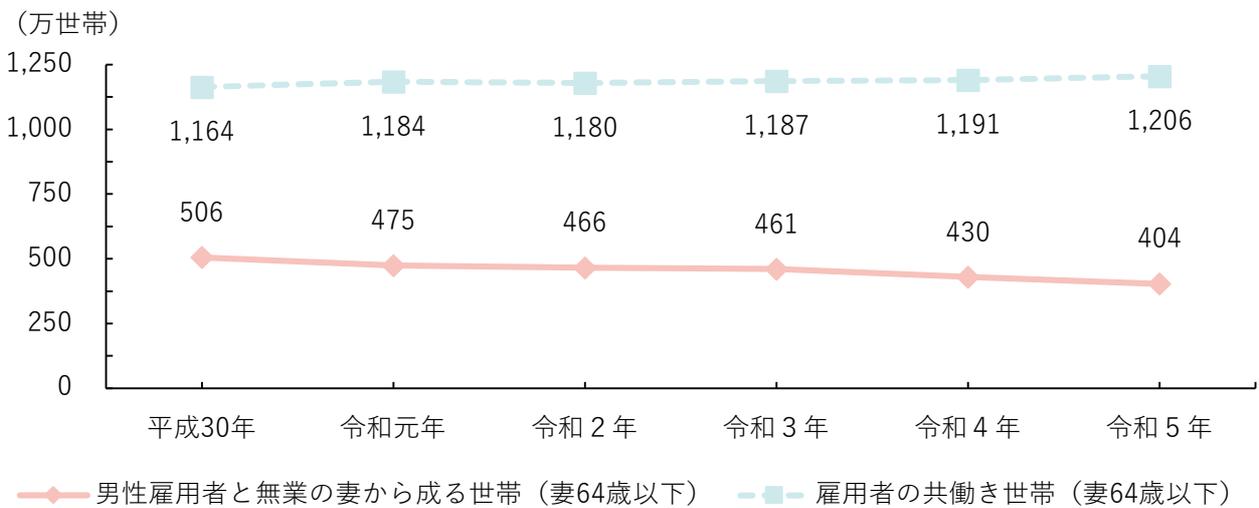
03 子育て世帯の就労等の状況

(1) 女性の就労等の状況

共働き世帯数が増加し、専業主婦世帯数は減少しています。

女性の年齢階級別労働力率は「15～19歳」「65歳以上」以外の年齢階級で過去最高となっています。グラフ全体の形はM字型から台形に近づきつつあります。

共働き世帯数と専業主婦世帯数の推移



(出典) 内閣府「令和6年版男女共同参画白書」より作成

女性の年齢階級別労働力率



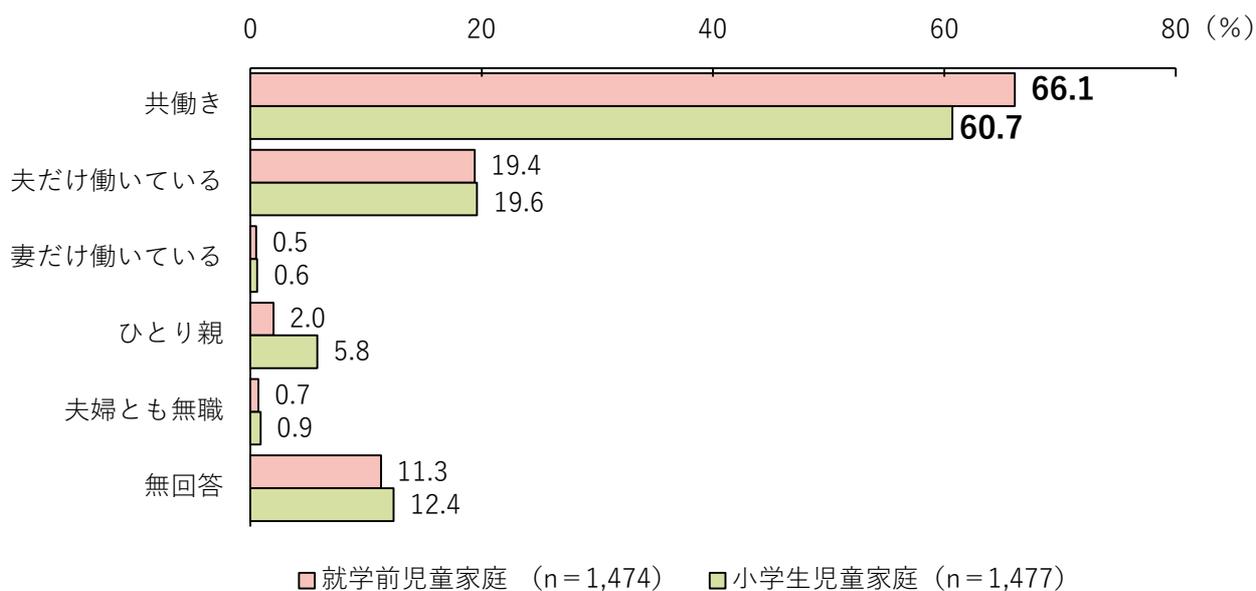
(出典) 厚生労働省「令和5年版「働く女性の实情」のポイント」より作成

(2) 区の子育て世帯の就労状況

現在の就労状況を見ると、就学前児童家庭の66.1%、小学生児童家庭の60.7%が共働き家庭となっています。

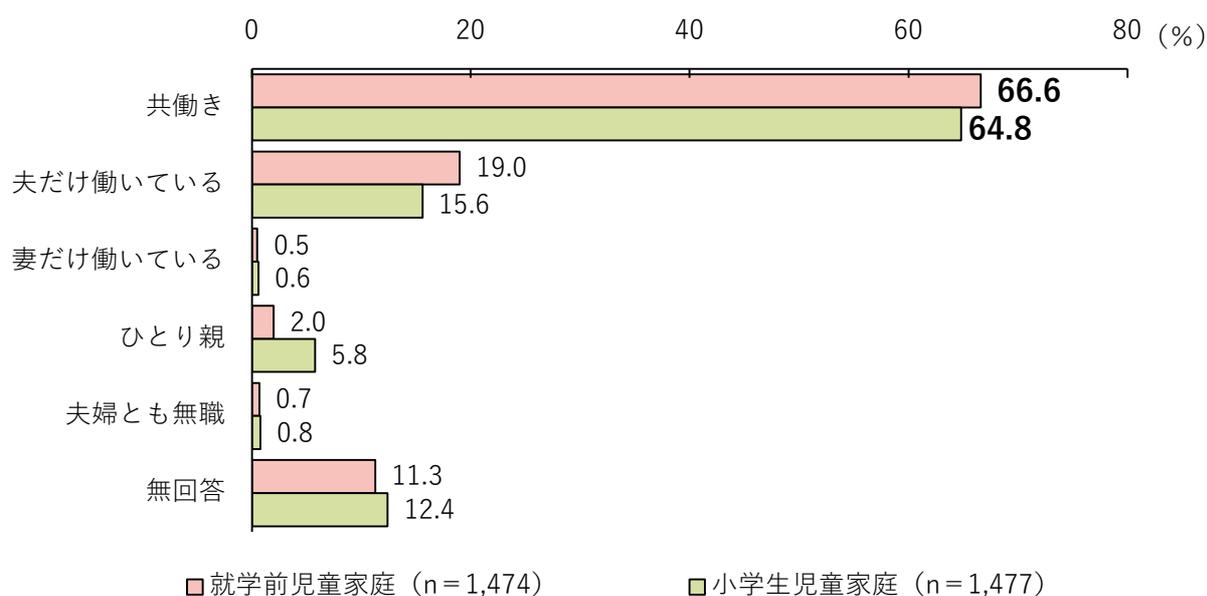
将来の就労意向を反映した場合、就学前児童家庭、小学生児童家庭ともに、共働きの増加が見込まれます。

現在の就労状況



(出典)「第3期練馬区子ども・子育て支援事業計画の策定に向けたニーズ調査報告書」より作成

将来の就労意向

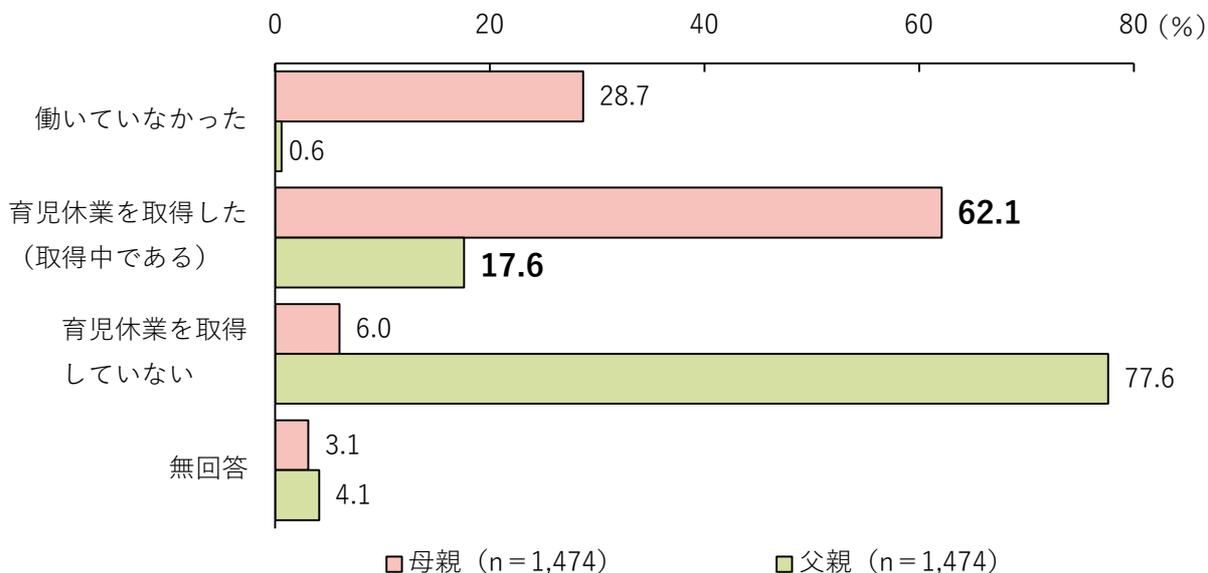


(出典)「第3期練馬区子ども・子育て支援事業計画の策定に向けたニーズ調査報告書」より作成

(3) 育児休業の取得状況

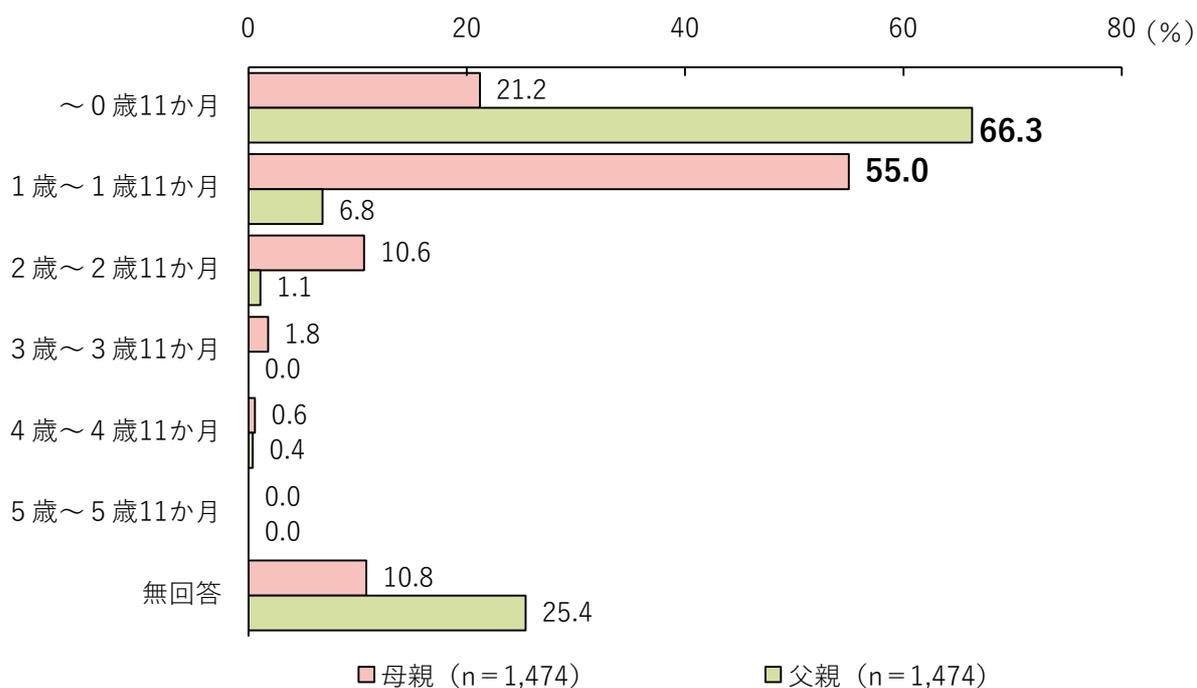
母親の 62.1%が育児休業を取得しており、取得期間は「1歳～1歳11か月」が最も多くなっています。育児休業を取得した父親は 17.6%で、近年、増加傾向にあります。

育児休業の取得の有無



(出典)「第3期練馬区子ども・子育て支援事業計画の策定に向けたニーズ調査報告書」より作成

育児休業の取得期間

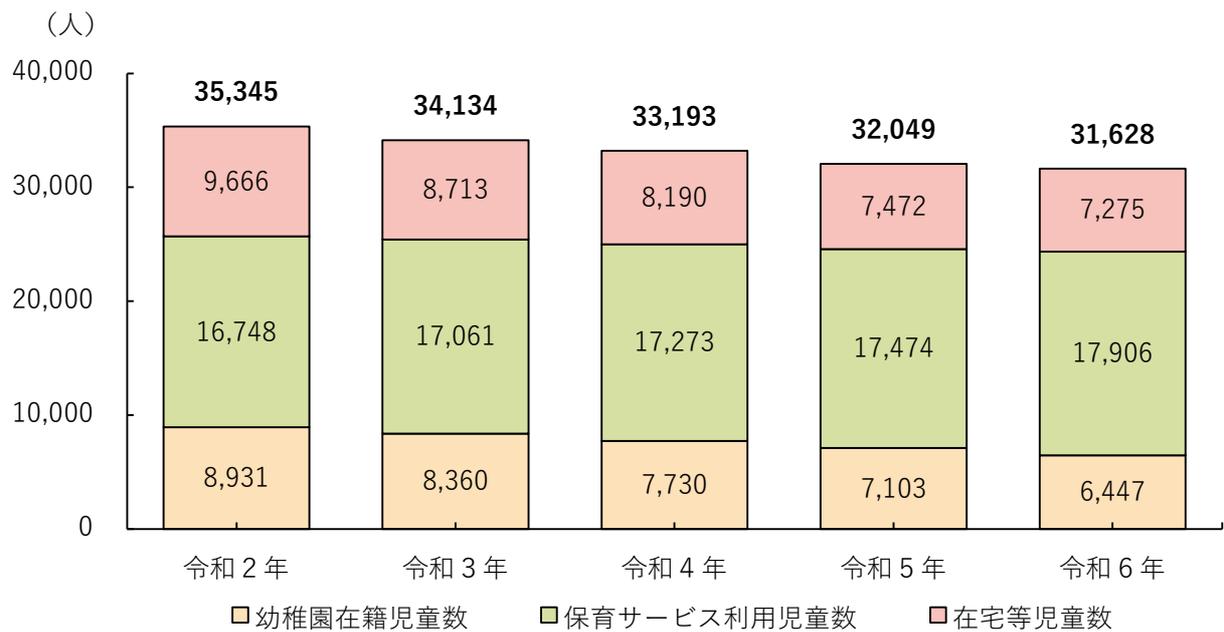


(出典)「第3期練馬区子ども・子育て支援事業計画の策定に向けたニーズ調査報告書」より作成

04 教育・保育サービスの利用状況

(1) 教育・保育サービス利用児童数の推移

0～5歳の就学前児童の教育・保育サービスの利用状況は、共働き家庭の増加に伴い、保育サービスを利用する児童が増加しています。一方、幼稚園在籍児童数や、在宅等児童数は減少傾向にあります。



(出典) 練馬区「住民基本台帳人口」、「練馬区勢概要」等より作成

第3章

これまでの取組

- 1 保育サービスの充実
- 2 安心して出産・子育てができる環境の充実
- 3 学齢期の子どもや若者の居場所づくり
- 4 支援を必要とする子どもや家庭への取組

01 保育サービスの充実

保育所待機児童ゼロを達成

増加を続ける保育ニーズに対応するため、平成28年度に待機児童ゼロ作戦を展開しました。平成26年度からの10年間で全国トップクラスとなる9,200人以上の保育定員増を実現し、令和3年度から4年連続で待機児童ゼロを達成しました。



平成27年度
創設！

練馬こども園の拡充

全国初となる幼保一元化施設「練馬こども園」を創設し、子どもの教育や保育について、保護者の選択の幅を広げました。

令和6年度には実施園数が26園となり、更に拡大しています。

実施園数

平成28年度	13園	▶	令和6年度	26園
--------	-----	---	-------	-----

登園時の保護者負担を軽減

保護者の登園準備の負担を減らし、家庭で親子が触れ合う時間を増やすため、令和5年度に「おむつのサブスク」を、令和6年度に「エプロンのサブスク」を導入しました。

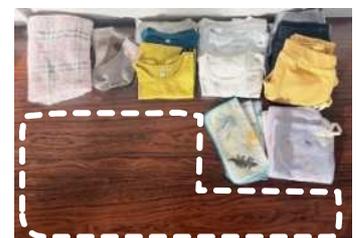


▲サブスク導入前

もっと、
手軽に！



▼サブスク導入後

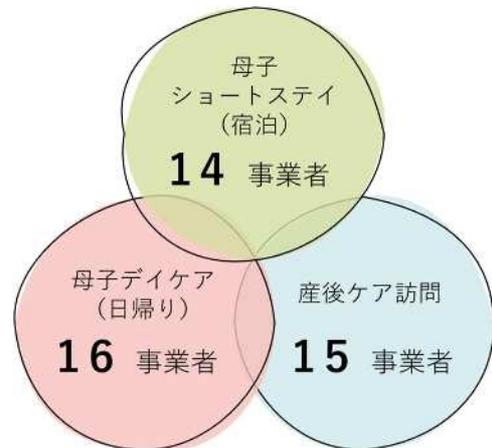


02 安心して出産・子育てができる環境の充実

産後ケア事業の充実

利用を希望する方のニーズに対応するため、実施事業者数を拡充するなど、受入体制を充実してきました。

令和6年度には、利用回数に関わらず、利用者負担額の減額を行いました。



令和**元**年度
創設!

練馬こどもカフェを拡大

民間カフェ等と協働し、子どもが学び・遊ぶ機会や、保護者同士が交流したり、気軽に悩みを相談できる場を提供しています。

開催店舗は創設当初の2店舗から10店舗に拡大しています。

実施店舗数

令和元年度	令和6年度
2 店舗	10 店舗

令和**6**年度
開始!

ベビーシッター利用支援事業の導入

仕事をしている方も在宅で子育てをしている方も安心して子育てができるよう、自宅等で子どもを預かるベビーシッター利用料の補助制度を令和6年7月から開始しました。24時間365日利用することができ、子どもを一時的に預けられるサービスの選択肢が更に広がりました。



03 学齢期の子どもや若者の居場所づくり

ねりっこクラブの拡大

すべての小学生に安全かつ充実した放課後や長期休業中の居場所を区立小学校内で提供するため、早期の全校実施を目指しています。

また、学童クラブとひろば事業の一体的な運営のメリットを活かし、ねりっこ学童クラブの待機児童を対象に、区独自の待機児童対策「ねりっこプラス」を実施しています。



児童館での中高生カフェの実施

令和2年度から全17児童館で、中高生が気軽に悩みを話したり、不登校やヤングケアラー等の様々な相談ができる「中高生カフェ」を実施しています。

令和5年度から児童館職員が中学校や高校に出向く、出前中高生カフェを実施しています。



就労支援プログラムの充実

若者サポートステーション（春日町青少年館内）では、ひきこもり状態等にある方への居場所提供や自立支援として就労支援プログラムを行っており、利用者数は増加しています。

令和5年度の進路決定者は延べ72名で、就労された方を招いたセミナーを新たに行うなど、支援プログラムを充実し、職場への定着もサポートしています。



#04 支援を必要とする子どもや家庭への取組

障害児や医療的ケア児への支援の充実

特別な支援を必要とする子どもたちが増加傾向にある中、保育施設や学童クラブで障害児等の受入れ枠を拡大してきました。

令和5年10月、こども発達支援センターに、医療的ケア児等コーディネーターを配置し、医療や福祉、地域生活に関わる相談に対応するとともに、医療的ケア児を育てた経験のある家族が相談、助言を行っています。

令和5年度に策定した医療的ケア児に対する新たな支援方針に基づき、医療的ケアが必要な児童生徒の受入れを引き続き実施します。



ひとり親家庭自立応援プロジェクトの充実

令和4年度に実施したひとり親家庭ニーズ調査の結果を踏まえ、家賃負担を軽減するため、転宅費用助成を開始しました。

また、子育てや家事などの支援ニーズにきめ細かく対応できるよう、ひとり親家庭ホームヘルプサービスを充実しました。

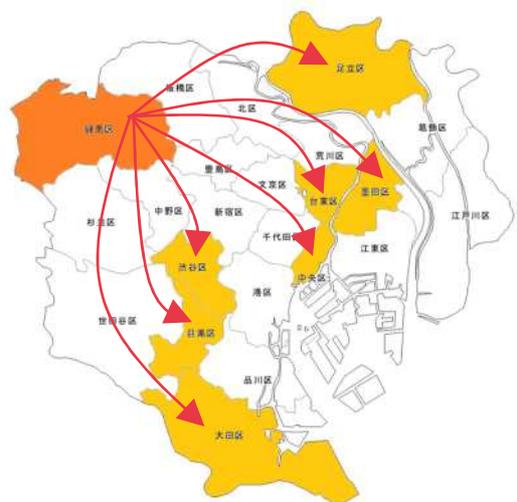
早期に区のひとり親支援策につなぐため、離婚前後の親を対象とした支援講座の実施や、ADR（裁判外紛争解決手続）利用支援事業を充実しました。

都区連携に舵を切る区が増加！

児童相談体制「練馬区モデル」の強化

都は、令和6年6月に東京都練馬児童相談所を区の子ども家庭支援センターと同一施設内に設置しました。

都区合同のケース検討会議や虐待通告に基づく家庭訪問等が随時可能となり、一時保護や児童養護施設入所などの法的対応も更に迅速に行えるようになりました。



第4章

取組の視点と方向性

1 計画の基本目標と方針

2 施策の体系

子どもたちの笑顔輝くまちの実現に向けて

- 家庭で子育てがしたい。子どもを預けて働きたい。様々な考え方や価値観が存在しますが、最も尊重されるべきことは、それぞれの家族の思いです。共働き家庭が更に増加し、近年は男性の育児休業制度の利用も進んでいます。様々なニーズを持つ保護者の希望に応じた社会的サービスを充実することで、子育てのかたちを選択できる社会を実現していきます。
- 支援を必要とする子どもや家庭の問題が顕在化しています。社会的養護経験者など、生活面や精神面で不安を抱える子どもや若者が、社会的に孤立したり、生活困窮に陥ることがないよう、自立に向けた支援を強化します。

0 1 計画の基本目標と方針

第3期計画では、これまでの施策を更に充実・発展するとともに、人口推計や地域事情、区民ニーズ等を踏まえながら、新たな課題に対応していきます。

基本目標

安心して子どもを産み育てられ、
子どもたちが健やかに成長できる環境を整えます

基本方針

子どもと子育て家庭の支援の充実

妊娠・出産期～

子どもの教育・保育の充実

乳児～幼児期

子どもの居場所と成長環境の充実

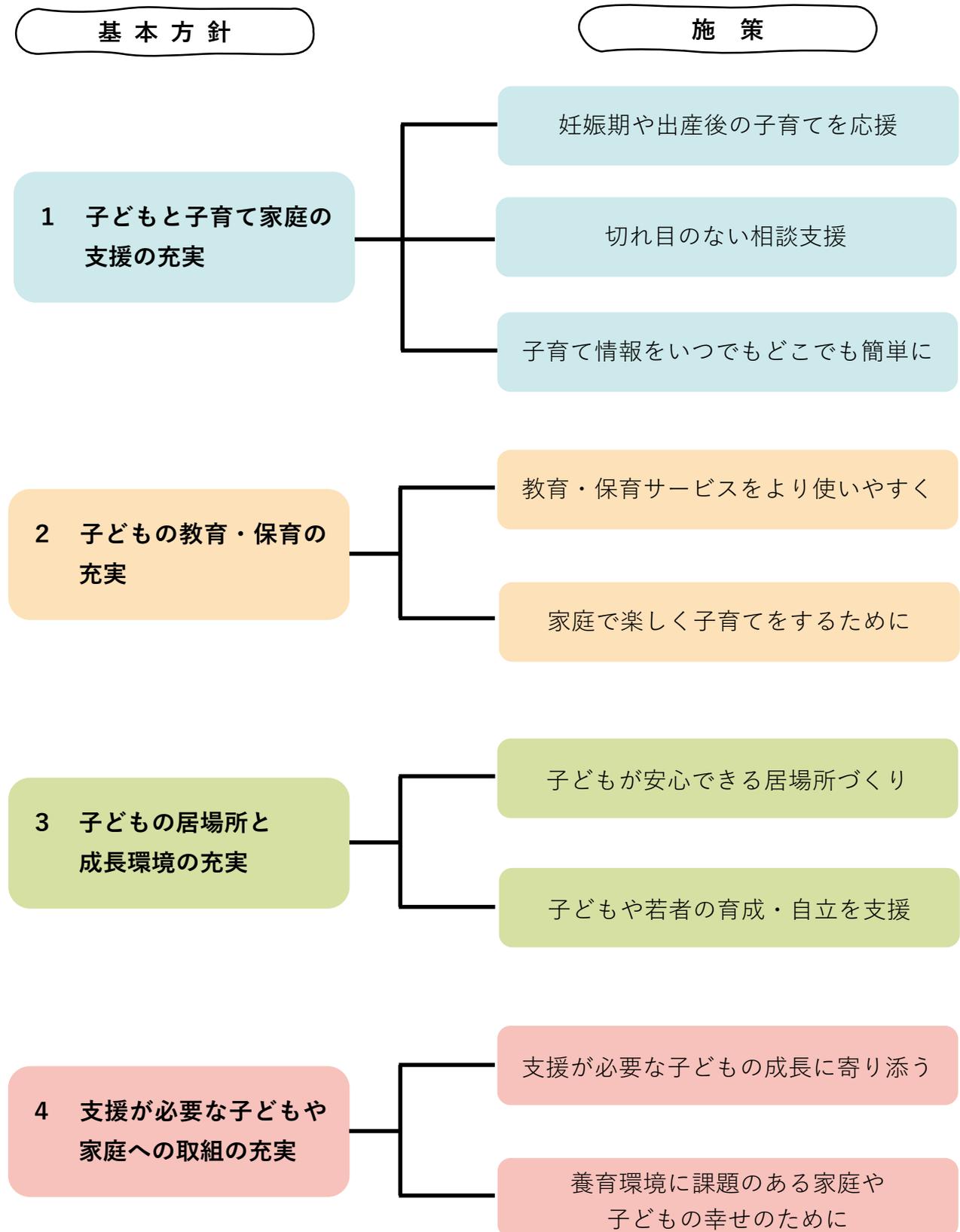
学齢期～若者

支援が必要な子どもや家庭への取組の充実

全年代

方向性

- ✓ すべての妊婦・子育て家庭が安心して身近な場所で気軽に相談、交流できる環境を整備します。
- ✓ 保育所での障害児の受入れ拡大など、保育サービスを更に充実します。
- ✓ ねりっこクラブを拡充し、待機児童解消を目指します。
- ✓ 学齢期の子どもや若者の居場所を充実します。
- ✓ 都と区の緊密な連携を更に深め、児童相談体制を充実・強化します。
- ✓ 児童養護施設や里親家庭等の手を離れた若者の自立を支援します。



第5章

子ども・子育て支援施策の 具体的な展開

- 1 子どもと子育て家庭の支援の充実
- 2 子どもの教育・保育の充実
- 3 子どもの居場所と成長環境の充実
- 4 支援が必要な子どもや家庭への
取組の充実

仕事も子育ても！ 必要な子育てサービスを選べる社会に



保育所 待機児童ゼロの継続

保育所待機児童ゼロを継続するため、特に利用ニーズの高い1・2歳児を中心に、地域事情等も踏まえながら、柔軟な定員確保を進めます。

こども誰でも通園事業

保護者の就労要件を問わず0歳6か月～2歳児の乳幼児を定期的に預る事業です。より利用しやすい制度を検討し、令和7年度から試行実施します。

今後 **5** 年
リーディング

安心して出産し、 楽しく子育てできるまちに

ICTを活用した 相談環境の充実

仕事や子育て等で平日や日中に問い合わせが出来ない妊産婦のために、区役所に足を運ぶことなく、いつでも気軽に相談できる体制を整備します。



産後ケア事業の充実

高まる利用者ニーズに応えるため、実施事業者数を拡充し、事業の充実を図ります。

子どもの 多様な体験機会の確保

区内事業者や行政機関との協働による体験型啓発イベントの開催や、ひとり親家庭への収穫体験、バスツアーの実施等、多様な体験機会を充実します。



子どもたちが
健やかに成長できるように

安全・安心な居場所を充実

児童館の日曜・祝日の開館や平日の開館時間の拡大、中高生向け事業の充実など、子どもの安全かつ安心な居場所を充実します。

間の

プロジェクト

支援を必要とする 子どもたちのそばに



児童養護施設等の手を離れた 若者の自立を支援

東京都練馬児童相談所の設置を契機として、児童養護施設や里親家庭等の手を離れた若者の支援に取り組みます。

ヤングケアラー支援の充実

これまでのヤングケアラー支援に加え、18歳以上のヤングケアラーに関する総合的な相談・支援窓口を設置し、支援を充実していきます。

01 子どもと子育て家庭の支援の充実

核家族化の進展、共働き家庭の増加、地域のつながりの希薄化など、家庭を取り巻く環境は多様化しています。心身の負担が特に大きい妊娠・出産・子育て期は、不安感や孤立感を抱えやすい傾向にあります。

妊娠期から子育て期まで切れ目なく身近な場所で相談ができ、安心して出産・子育てができる環境の更なる充実と、よりきめ細やかなサポートが求められています。

子育てに関する相談体制を強化し、子どもの成長に合わせた切れ目のないサポートを充実していきます。

妊娠期や出産後の子育てを応援

(1) 妊婦健康診査費用助成 法定

妊娠届を提出した妊婦に対し、都内医療機関や里帰り等により都以外の医療機関で受診した妊婦健康診査や妊婦超音波検査、妊婦子宮頸がん検診の費用の一部を助成しています。令和5年度に妊婦超音波検査の助成回数を1回から4回へと拡充しました。

(2) 妊婦のための支援給付

妊娠期から切れ目のない支援を行うため、妊婦等包括相談支援事業（妊婦全員面談、妊娠8か月アンケート、乳児家庭全戸訪問事業）の実施に合わせて、必要な経済的支援を実施します。

(3) バースデーサポート事業

子育てに関する相談支援体制の強化を目的に、1歳の誕生日を迎える子どもを育てる家庭を対象に、子育てに関するアンケートや情報提供を行い、アンケート回答者にはギフトを贈呈します。アンケートの回答は関係各所と共有し、相談支援につなげます。

(4) 育児支援ヘルパー事業

産前産後の体調不良等により、家事支援を必要とする家庭に、日常的な掃除・洗濯・食事の支度等を支援するヘルパーを派遣します。妊娠期から2歳になる月の末日まで利用できます。

リーディング = 今後5年間のリーディングプロジェクト

新規 = 新規に取り組む事業

法定 = 子ども・子育て支援法上の法定事業（教育・保育および地域子ども・子育て支援事業）

(5) 産後ケア事業の充実 リーディング 法定

助産師のいる施設で母子ショートステイ（宿泊）¹や母子デイケア（日帰り）²、産後ケア訪問（助産師による家庭訪問）²により、育児相談や授乳相談などを受けることができる事業を実施しています。高まる利用者ニーズに応えるため、実施事業数を拡充していきます。

(6) 乳幼児健康診査

子どもの疾病や障害の早期発見、成長発達の確認とともに、子育て支援として保護者の育児不安の把握と軽減を図るため、医師・歯科医師・保健師・助産師・看護師・管理栄養士・歯科衛生士・心理相談員等の多職種が従事し、問診・身体計測・診察・個別相談（育児・食事・歯みがき・心理発達）、集団指導を実施します。また、6か月児、9か月児および1歳6か月児を対象に、契約医療機関において、身体計測、診察および保健指導を行います。

(7) 子育てスタート応援券交付事業

子育て支援事業の周知および普及を促進するため、出生・転入された2歳未満の子どもがいる家庭に、「育児支援ヘルパー事業」、「ファミリーサポート事業」、「乳幼児一時預かり事業」など8事業の子育て支援サービスに利用できる「子育てスタート応援券」を交付しています。

(8) 多胎児家庭へのサポート

多胎児家庭の家事や育児の負担、経済的負担を軽減するため、以下の取組を実施します。

① 妊婦健康診査の補助上限回数の拡充

令和7年度から多胎妊婦の経済的負担の軽減として、妊婦健診の補助上限回数を増やします。

② 産後ケア事業の利用日数の増

産後ケア事業を利用の際、利用日（回）を増やしています。

③ 子育て支援事業の利用料軽減等

子どもショートステイ・子どもトワイライトステイ事業、育児支援ヘルパー事業の利用料等減免措置や多胎児ファミサポ利用券、タクシー移動に利用できるチケット（こども商品券）を交付しています。また、ベビーシッター利用支援事業の補助対象時間数を増加しています。

(9) 児童手当・第3子誕生祝金の支給・子ども医療費の助成等

児童手当・第3子誕生祝金の支給や子ども医療費の助成等により、子育て世帯への経済的な支援を行います。

¹母子ショートステイ：概ね生後4か月まで

²母子デイケア、産後ケア訪問：概ね生後1年未満まで

(10) 仕事と家庭の両立支援

ワーク・ライフ・バランスに配慮した職場環境づくりを推進するため、事業者向けのセミナーの実施や成功事例の紹介、国や東京都が実施する職場環境改善等に係る各種助成制度についての情報提供を実施します。

また、育児・介護休業制度の普及促進とハラスメント防止のための啓発を行います。

(11) ブックスタート事業

絵本を通じて親子のふれあいを深め、また絵本に親しんでもらえるように、1歳くらいまでの赤ちゃんとその保護者を対象に絵本の配布を行うほか、絵本のよみきかせやわらべうたの紹介などを行っています。絵本を受け取りに来られない方へ向けたアプローチなど、配布率の向上を目指します。

切れ目のない相談支援

(1) 妊婦等包括相談支援事業 法定

① 妊婦全員面談の実施

出産や育児に関する悩みに対し、早期に支援できるよう、妊娠・子育て相談員（保健師・助産師・看護師）が妊娠届出時に全ての妊婦と面談を実施します。

② 妊娠8か月アンケート

出産間近で産後のことを考え始める時期、また、働いている方が産前休暇に入り面談の時間を比較的取りやすい時期として、妊娠8か月頃にアンケートを実施し、希望者には保健師による面談を実施します。

③ 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問）

生後4か月までのお子さんがあるすべての家庭に助産師・保健師が訪問し、赤ちゃんの体重測定や健康状態の確認、育児や産後のママの体調の相談、子育て支援サービスの紹介などを行います。

(2) 妊娠・子育て相談員・すくすくアドバイザー・地域子育て相談機関 法定

区役所・保健相談所に「妊娠・子育て相談員」を配置し、妊娠早期から乳幼児期まで、専門職員が継続して相談支援を行います。

区役所および地域子ども家庭支援センター（練馬・光が丘・大泉・関）に「すくすくアドバイザー」を配置し、子育て家庭の親子が地域の子育て支援施設や事業等を円滑に利用できるよう、情報提供・助言等や、妊娠期を含めた、子育てに関する「なんでも相談」を受け付けています。必要に応じて専門機関への橋渡しも行います。

子育てのひろば「ぴよぴよ」や児童館など、身近な相談場所を地域子育て相談機関に位置づけます。

(3) ICTを活用した相談環境の充実 リーディング 新規

仕事や子育て等により、平日や日中に妊娠・子育てに関する問合せや相談ができない妊産婦のために、24時間365日メールや夜間のオンライン相談、チャットによる問合せにより、区役所に足を運ぶことなく、いつでも気軽に相談できる体制を整備します。

(4) 2か月児相談

生後2～3か月の乳児の保護者を対象に、保健相談所で保健師・助産師・管理栄養士が育児に関する情報提供を行うとともに保護者同士で悩みや経験を語り合うグループ相談、交流および希望者に個別相談を実施します。

(5) 1歳児子育て相談の充実

1歳児子育て相談で新たに身体計測を実施するとともに、保健師・助産師・管理栄養士・歯科衛生士による個別相談を実施します。

(6) 外国人保護者の相談支援

保健相談所に多言語翻訳ソフトを導入し、外国人保護者の相談に対応します。また、母子健康手帳の外国語版（英語、中国語、ハングル語、ネパール語、ベトナム語など）や区の子育て情報冊子「ねりま子育て応援ハンドブック」の外国語版（英語版、中国語版）を発行します。

子育て情報をいつでもどこでも簡単に

(1) ねりますくすくアプリ

乳幼児健診の結果や予防接種履歴の自動連携、子ども一人ひとりに合わせた予防接種のスケジュールリングなどを行うことができます。また、妊娠期から子育て期に役立つ情報を発信し、子育てをサポートします。

(2) ねりま子育て応援アプリ

希望する子育て支援サービスの“知る・探す・申し込む”が、スマートフォン等からいつでも、どこでも、簡単にできるアプリです。

アプリを活用して子ども向け体験イベントを周知するなど、利便性向上に取り組みます。

(3) ねりま子育て応援ハンドブック

安心して子どもを産み育てられるよう、妊娠・出産・子育ての情報（妊娠・子育て支援サービスや区の子育て施設）を一つにまとめた区の子育て情報冊子「ねりま子育て応援ハンドブック」を作成し、妊婦面談の際や子育て施設で配付します。紙媒体のハンドブックの作成とあわせて令和7年度よりデジタル版を発行します。

02 子どもの教育・保育の充実

増加を続ける保育ニーズに対応するため、区独自の幼保一元化施設「練馬こども園」の創設、保育所待機児童ゼロ作戦の展開などにより、令和3年4月から4年連続で待機児童ゼロを達成しました。引き続き待機児童ゼロを継続していくとともに、保育サービスを担う人材を安定的に確保しながら、保育水準を維持向上していくことが重要となっています。

在宅で子育てする家庭に対しては、親子で気軽に交流できる場や、一時的に子どもを預けられるサービスなどの充実が必要です。

家庭で子育てがしたい。子どもを預けて働きたい。様々なニーズを持つ保護者の希望に応じた社会的サービスを充実することで、子育てのかたちを選択できる社会を実現します。

教育・保育サービスをより使いやすく

(1) 保育サービスの充実 **リーディング**

共働き家庭の増加や女性の就業率の上昇とともに、育児休業制度の取得増や期間の長期化が進んでいます。こうしたことから、0歳児の保育需要は今後も減少し、1・2歳児の保育需要は増加が見込まれます。地域事情等も踏まえながら、区立保育園の0歳児定員を活用した1歳児の受入れなど、柔軟な定員確保を進めます。また、定員拡大のための施設改修等に対する補助制度を新設します。

令和6年度に取得した立野町の区有地に、認可保育所を誘致します。あわせて、地域に必要な子育て支援サービスを充実します。

(2) 練馬こども園の拡充

年間を通して9時間から11時間の預かり保育や0歳から2歳児の保育を実施している私立幼稚園を「練馬こども園」として認定しています。

更なる拡大のため、区独自で開設準備経費と職員への家賃手当を補助します。

また、小規模保育事業など2歳児までの保育施設の園児が、練馬こども園の園庭を日常的に利用し、園行事に参加するなど、2歳児までの保育施設と練馬こども園の連携を充実します。

(3) 延長保育事業等 **法定**

多様化する保護者の就労形態などに伴う保育ニーズに対応するため、通常の保育時間外に行う延長保育を拡充します。また、日曜日と祝休日に行う休日保育も利用状況に応じて拡充します。

(4) 病児・病後児保育事業 **法定**

保育所などに通う子どもを、病気の回復期で集団保育の難しい期間や、病気の回復期には至らないが、当面急変の恐れのない期間に一時的に保育します。

(5) 保護者負担軽減の推進

民間企業と連携しておむつやエプロンのサブスクを導入し、保護者の登園準備の負担を減らし、ご家庭で親子が触れ合う時間を増やします。引き続き、区内保育施設に広めていきます。

また、保育園の入園申請において、パソコン、スマートフォンで、いつでも、どこでも申請可能な、オンライン申請を受け付けます。

(6) 保育士の人材確保の推進

ハローワークと共催で行う就職相談・面接会、保育サービスを担う人材への家賃補助、国制度の対象外となっている職員への処遇改善給付などを引き続き行い、保育人材の確保を支援します。また、求職者と事業者との橋渡しを行い、保育士への就労につながるよう取り組みます。

(7) 保育施設を対象とした巡回支援の充実 法定

保育士や栄養士などの専門職である区職員が保育施設に巡回し、きめ細かく支援を行うことで保育サービス水準の維持向上を図ります。

(8) 保育施設を対象とした研修の充実

区内保育施設全体の保育サービスおよび専門性の向上を図るため、すべての職員を対象に研修を実施しています。受講アンケートの結果等を参考に研修内容を更に充実していきます。

(9) 幼保小連携推進事業

幼児教育・保育と小学校教育が連携して子どもの望ましい成長と発達に向けて適切な援助および指導を行うため、「練馬区幼保小連携推進協議会」において協議を行い、職員（教員、保育士）間の連携・交流や幼児・児童間の交流、保護者への支援等、地域の事情に応じた取組を実施します。

(10) 実費徴収に係る補足給付を行う事業 法定

令和元年10月からの幼児教育・保育の無償化に伴い、子ども・子育て支援新制度に移行していない幼稚園を利用する低所得世帯に対し、副食材料費に係る補足給付を行う法定事業です。さらに区では、令和6年4月から区在住の全園児に対して、独自で副食材料費に係る補足給付を行っています。

(11) 区立幼稚園のあり方の検討

区立幼稚園は園児数が減少、障害児の受入人数の増など、園を取り巻く状況の変化を踏まえ、今後のあり方について令和6年度に設置した検討委員会で議論を進めています。今後、あり方の検討結果を踏まえた実施計画を策定します。

家庭で楽しく子育てをするために

(1) 子育てのひろばの拡充 法定

親子で楽しく遊んだり、保護者同士の交流ができる子育てのひろば「ぴよぴよ」を、地域子ども家庭支援センター関分室の開設により充実します。民設子育てのひろばは、地域ごとのニーズを踏まえ、地域バランスを考慮して整備します。

公園で自然とふれあいながら、乳幼児親子がのびのびと楽しめる外遊び型の子育てのひろば事業を実施しています。

子どもの育ちに不安のある親子を対象としたひろば事業「のびのびひろば」では、月に1回こども発達支援センターの職員が来所し、必要な支援につなげます。

(2) 練馬こどもカフェの充実

民間カフェ等が無償で提供する店舗スペースを活用し、地域の幼稚園教諭や保育士等による保護者向けの子育て講座、育児相談等や乳幼児向けの教育サービスを実施することで、在宅子育て世帯への支援を充実します。

(3) 一時預かり事業（乳幼児一時預かり、保育園一時預かり、ファミリーサポート事業等） 法定

保護者がリフレッシュしたい時など、理由を問わず利用できる一時預かり事業を実施しています。地域子ども家庭支援センターや保育所の専用スペースのほか、ファミリーサポート事業の援助会員宅・利用会員宅等で子どもを預かります。

地域子ども家庭支援センター関で乳幼児一時預かり事業を拡充します。また、石神井公園駅南口西地区の再開発ビルでの乳幼児一時預かり事業の開始に向けて調整を行います。

(4) こども誰でも通園事業 リーディング 新規 法定

保護者の就労要件を問わず0歳6か月～2歳児の乳幼児を保育所などで定期的に預かる事業です。国が令和8年度から本格実施することから、より利用しやすい制度を検討し、7年度から試行実施します。

(5) ベビーシッター利用支援事業（一時預かり利用支援）

未就学児の保護者を対象に、都が認定したベビーシッターを利用した際の利用料の一部を補助します。

(6) ショートステイ事業 法定

保護者の疾病、出産による入院や就労等により、家庭で養育することが困難な場合に、施設や登録家庭で子どもを一時的に預かります。

(7) よみきかせ・おはなし会

図書館では、毎週ボランティアや図書館職員が子ども向けの催し物を開催しています。絵本や紙芝居をよみきかせたり、おはなし会を行うことで、読書への興味や関心を引き出します。また、近隣施設や学校での出張おはなし会を実施しています。引き続き、内容や日時の見直し、地域との連携強化を進め、魅力あるよみきかせ・おはなし会を継続していきます。

(8) 家事や育児に関する講座等の実施

「赤ちゃんからの飲む食べる相談」の実施を保護者が参加しやすい土曜日も含めた日時・内容で実施します。「赤ちゃん準備教室」で交流会の実施や育児応援動画を活用した普及啓発や情報発信により、妊娠・出産・子育てのイメージづくりができるよう内容を充実します。

男性も家事や育児のノウハウを学べる「お父さんの子育て講座」や、家族で参加する「パパと子どものキッチンワーク」など、家庭への啓発を実施します。

(9) 子育て学習講座

子どもの保護者や教育に関心のある方を対象に、子育てや子どもの教育について学習する講座を実施しています。家庭の教育力を高めていくため、講座内容の充実に取り組みます。

(10) 男性も育児に参加しやすい環境づくり

男性も育児に参加しやすい環境づくりを進めるため、区立施設改修等の機会を捉え、男性トイレやバリアフリートイレなどにおむつ交換台やベビーチェア等の設置を進めます。

共働き家庭の増加に伴い、学童クラブの需要は今後も増加が見込まれます。地域・事業者・区の協働により、すべての子どもが安全かつ充実した放課後等を過ごすことができる環境の整備が必要です。また、家庭・養育環境に課題がある子どもや、ひきこもり状態等自立への支援が必要な若者に対する相談・支援の強化が求められています。

引き続き、学齢期の子どもや若者の居場所を充実します。

子どもが安心できる居場所づくり

(1) ねりっこクラブの全区立小学校での実施と充実 法定

学童クラブの校内化を進めるとともに、「学童クラブ」と「ひろば事業」それぞれの機能や特色を維持しながら事業運営を一体的に行う「ねりっこクラブ」を全区立小学校で実施し、学童クラブの定員を拡大します。

また、学童クラブとひろば事業の一体的な運営のメリットを活かし、ねりっこ学童クラブの待機児童を対象に、区独自の待機児童対策「ねりっこプラス」を実施します。あわせて、「ひろば事業」においては、通年午後5時までの実施や、一年生の開始時期の前倒し等、事業の充実を図ります。

(2) 学童クラブのICT化

保護者の利便性を高めるとともに、学童クラブの効率的な運営実現を図るため、電子連絡帳や入会申請のオンライン化などICT化を進めています。

(3) 長期休業中の学童クラブ昼食提供 新規

夏休みなどの長期休業中の学童クラブで、昼食準備にかかる保護者の負担を軽減するため、学童クラブ在籍児童に昼食を提供できる体制を整備します。事前に保護者がオンラインで注文した昼食を、学童クラブで提供します。

(4) 子どもたちの居場所の充実 リーディング

乳幼児やその保護者、中高生を含むすべての子どもにとって安全かつ安心な居場所を提供するため、児童館の日曜・祝日の開館、平日の開館時間を拡大します。また、中高生向け事業を充実するとともに、児童館と子ども家庭支援センターや学校教育支援センター等との連携を強化し、家庭・養育環境に課題のある中高生への支援を充実します。

(5) 多様な体験機会の確保 リーディング 新規

子どもたちが楽しみながら、様々な職業や柔軟な働き方があることを学び、将来自分の希望に沿った進路や職業の選択を行うきっかけづくりとして、区内事業者や行政機関との協働による体験型の啓発イベントを開催します。

ひとり親家庭の体験格差解消を図るため、収穫体験やバスツアーの実施等、多様な体験機会を充実します。

(6) 本の探検ラリー

新たな本との出会いの機会になるよう、本の内容や情報を題材にしたクイズを、会場に用意された本の中から答えを探して解き明かす参加型イベントです。図書館や小学校、中学校で開催しており、より多くの子どもたちに参加してもらえるよう、周知の強化と実施回数を増やしていきます。

(7) ねりま遊遊スクール

子どもたちがスポーツ、音楽、文化など様々な体験や学習講座を実施し、地域における子どもの居場所づくりを図ります。さらに子どもが様々な体験を行えるよう、講座内容の充実に取り組みます。

(8) こども食堂への支援

地域団体等が運営する「こども食堂」では、地域の子どもや保護者が気軽に立ち寄り、食を通じて相互に交流する場を提供しています。こども食堂連絡会の開催やこども食堂 MAP の作成のほか、運営団体に対する補助事業を実施しています。

(1) 青少年育成地区委員会事業

区内17か所の青少年育成地区委員会において、青少年健全育成事業(スポーツ大会、キャンプ、中学生意見発表会等)や地域パトロール、地域清掃等、地域の特色を生かした事業を行います。練馬区青年リーダーの地区委員会事業への更なる参画を図ります。

(2) 青少年の健全で安全な社会環境づくりと非行防止推進事業

① 青少年問題協議会

区の青少年施策の基本的な方針や問題について審議し、その結果を協議会の意見として区に具申しています。

② 子どもたちを健やかに育てる運動(健やか運動)

すべての区民が青少年の健全育成について認識を深め、地域、学校および区が一体となって非行防止を推進します。「健やか運動」の協力店に対し、子どもたちへの呼びかけ等の依頼や「夕べの音楽」の放送、「健やかカレンダー」の作成等を行います。

③ 社会を明るくする運動

犯罪や非行の防止と更生の援助を中心とした法務省が主唱する運動です。保護司会を中心とした更生保護関係団体および青少年関係団体・機関による「練馬区推進委員会」を設置し、フェスティバルやつどいを実施しています。運動が広く区民に認知されるよう広報・啓発活動を進めます。

④ 地域における子どもたちの安全

子どもたちを犯罪から守るため「子ども防犯ハンドブック」の配布や、児童・生徒のための緊急避難所(「ひまわり110番」)事業を実施するPTA等地域団体へ標示板の提供等を行います。

(3) ジュニアリーダー養成講習会

小学5年生から中学3年生までを対象に、キャンプやレクリエーション活動などの講習を実施し、地域における様々な活動で中心的役割を担うジュニアリーダーを養成します。将来、地域において活動・活躍できる人材を育成するため講習会の内容を適宜見直していきます。

(4) 青年リーダー養成事業

ジュニアリーダー養成講習会の中級を修了した15~23歳を対象に、青年リーダーを養成します。青年リーダーには、ジュニアリーダー養成講習会での指導のほか、小学校を中心に行われる子ども会事業など、地域活動への自主的な参加・協力を働きかけます。今後も講習会の内容の充実や地域活動に企画段階から携わることで地域活動の楽しさや達成感を味わえる機会を提供していきます。

(5) 子ども議会

子どもたちが普段から物事に問題意識を持ち、具体的に考える習慣を身に付け、自分たちで解決策を見つける力を磨くことを目的に、中学生を対象とした「練馬子ども議会」を実施しています。子ども議員として日頃思っている意見や疑問を発表し、区政に反映させる機会をつくることにより、区政や区議会、選挙の仕組みについての関心・理解を深めます。

練馬子ども議会の取組をより多くの区民や生徒に知ってもらうため、周知に取り組んでいきます。

(6) 青少年館各種講座等事業

青少年への活動成果発表の機会の提供や文化・スポーツ等余暇活動支援、各種講座、催しを行っています。また、児童劇団の運営や青年期の心身障害者の学習および余暇活動支援を行います。

(7) 子供安全学習教室

子ども自身が犯罪や災害などの危険から身を守る方法を学ぶとともに、大人が子どもの安全に関する知識を習得するための講座を実施します。

(8) 情報教育推進事業

情報化社会において、情報を正しく読み解き判断する能力（情報リテラシー）を育成するため、日本大学芸術学部と連携し、「中学生のための情報番組制作ワークショップ」を実施します。番組制作を通じて、情報リテラシーの向上につなげます。

(9) 若者自立支援事業（若者サポートステーション）

就労が困難な若者等に対する相談や就労に必要な技能講座、職場体験や、保護者に対するセミナー等を春日町青少年館で実施します。

ひきこもり状態等にある方を対象に、就労支援プログラムを受け就職された方を招いたセミナーを新たに行うなど、支援プログラムを充実します。就労にあたっては、マッチング支援や職場体験等の支援を行うとともに、職場への定着もサポートします。

Topics 子どもや若者にとって大切な居場所や体験

核家族化の進展や、地域のつながりの希薄化などにより、地域の中で子どもが育つことが難しくなっています。子どもの居場所がないことは、孤独・孤立の問題とも深く関係してきます。

国は、すべての子どもが、安全で安心して過ごせる多くの居場所を持ちながら、様々な学びや、社会で生き抜く力を得るための糧となる多様な体験活動や外遊びの機会に接することができ、自己肯定感や自己有用感を高め、幸せな状態で成長できるようにすることの重要性を掲げています。

1. 子どもの「居場所」って？

子どもや若者が過ごす場所、時間、人との関係性すべてが、子どもや若者にとっての居場所となります。居場所は、物理的な「場」だけでなく、遊びや体験活動、オンライン空間など多様な形態をとり得るものです。

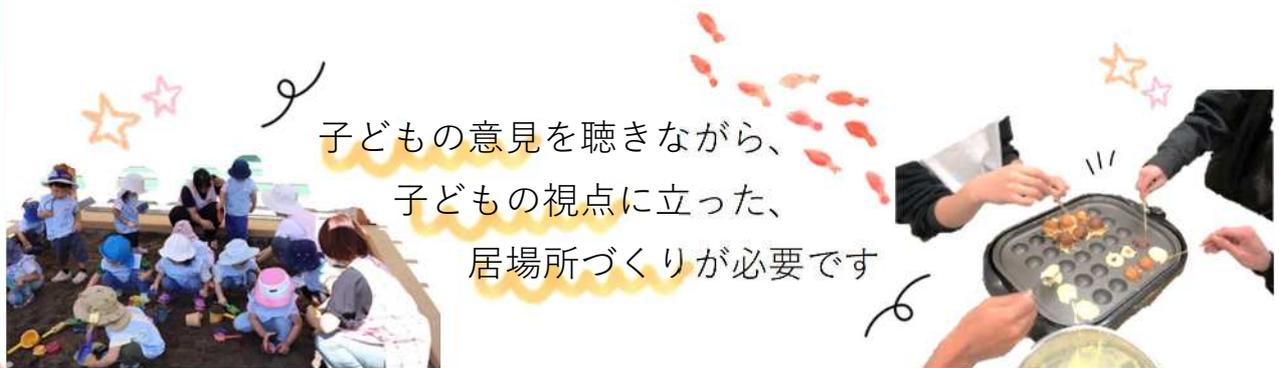
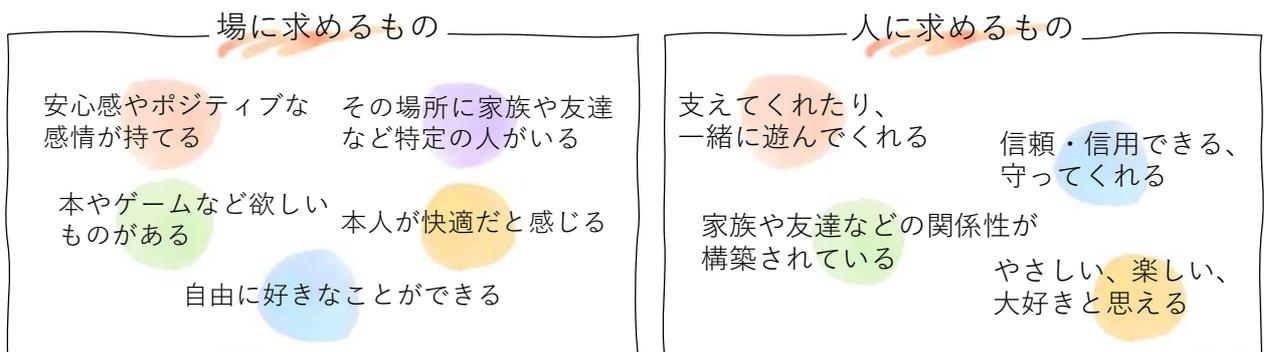
2. 練馬区の子どもたちが考える「居場所」

どのような場や対象を居場所と感ずるかは、子どもや若者本人が決めることです。

区では、小学生から高校生を対象に、子どもたち自身が居場所と考える場や人について意見を聴きました。その結果、全年代で「家」や「家族」を安心できる居場所と回答する子どもが最も多い一方、「居場所がない」「一人である」といった回答も見受けられました。

3. 子どもたちが「居場所」に求めるものは何か

意見聴取の結果、子どもたちの居場所に対する想いが見えてきました。



4. 子どもにとって必要な体験活動

遊びや体験活動は、子どもや若者の健やかな成長の原点です。体験活動を通じて、自己肯定感や自律性、協調性、積極性などの非認知能力や物事に対する意欲の向上につながります。

5. そもそも「体験活動」って？

主に「体験を通じて何らかの学習が行われることを目的として、体験する者に対して意図的・計画的に提供される体験」のことを指し、内容に応じて大きく3つの活動に分類されます。

#1

生活・文化体験活動

遊びやお手伝い、スポーツ、地域や学校で行われる行事

#2

自然体験活動

登山やキャンプなどの野外活動、星空観察など自然・環境に係る学習活動

#3

社会体験活動

ボランティア活動や職場体験活動、インターンシップなど

6. 区ではどんな体験活動を行っているの？

スポーツ、芸術、音楽などの体験活動は、子どもたちが主体的に物事に取り組む力を身に付ける上で重要です。一方、生活困窮家庭や不登校などの状態にある子どもたちは、社会的に孤立しやすく、スポーツや文化に触れる機会が乏しいことが課題となっています。

区では、子どもたちの健やかな成長のため、様々な体験活動の機会を提供しています。

▼こどもアートアドベンチャー



▲区立こどもの森



▲親子で収穫体験



体験の場や機会を充実し、
子どもたちの

健やかな成長をサポート



04 支援が必要な子どもや家庭への取組の充実

発達に心配のある子どもや医療的ケアが必要な子どもが増加する中、保育所等での更なる受入れの拡大と、支援が必要な子どもやその家族への支援体制の強化が求められています。

児童養護施設や里親家庭等の手を離れ、生活面や精神面で不安を抱える若者が、社会的に孤立したり生活困窮に陥ることがないように、自立に向けた支援が必要です。

相対的貧困率の高いひとり親家庭等の自立や、性暴力・性犯罪被害、家庭関係の破綻などの困難な問題を抱える若年女性に対するきめ細かな支援が求められています。

引き続き、支援が必要な子どもや家庭への取組を充実します。

支援が必要な子どもの成長に寄り添う

(1) 保育園・幼稚園・小中学校などにおける障害児・医療的ケア児への支援の充実

- ① 保育園や学童クラブで障害児の受入れを拡大します。
- ② 区立幼稚園における障害児の受入れおよび障害児を受け入れる私立幼稚園に対する補助事業を継続します。
- ③ 児童館等併設学童クラブは、受入れ枠を超えて障害児を受け入れる運用を継続します。一方、受入れ児童に安全・安心な居場所を提供する観点から、受入れの適正規模について検討委員会を開催して整理を図ります。
- ④ 「練馬区 保育園・幼稚園・小中学校・学童クラブにおける医療的ケア児支援方針」に基づき、引き続き、医療的ケアが必要な児童生徒の受入れや環境を充実します。
- ⑤ 小・中学校でも特別な支援を必要とする児童生徒は増加傾向にあり、支援も複雑化しています。区の特別支援教育にかかる新たな方針に基づき、多様化するニーズへの対応や教育内容の向上など、特別支援教育の充実に取り組みます。

(2) 医療的ケア児とその家族への支援の充実

- ① こども発達支援センターに配置している医療的ケア児等コーディネーターが、サービスの利用計画に関する相談のほか、医療的ケア児の地域生活に関わる様々な相談に対し、保健相談所や福祉事務所、医療機関、障害福祉サービス事業所等の関係機関と連携しながら対応します。また、ペアピア相談員（医療的ケア児を育てた経験のある家族）による相談支援を実施します。
- ② 三原台二丁目用地を活用し、医療的ケアにも対応した重度障害者の地域生活支援拠点を整備します。医療型のショートステイ、地域の医療的ケアを支える人材の育成等を実施します。

(3) 障害児一時預かり事業

練馬区在住の障害児および発達に心配のある子どもの保護者が疾病などの理由により一時的に保育が必要となった際に、一時預かり事業を実施し、子どもとその保護者の健康、福祉の増進を図ります。また、医療的ケアが必要な障害児の受入れに向けた検討を進めます。

(4) すまいるねりま遊遊スクール

主に知的障害のある子どもを対象にスポーツ、音楽、文化等を体験する講座を実施します。障害のある子どもの休日の居場所を提供するとともに、他の子どもとの交流や異世代間の交流を通して成長・発達を促していきます。

(5) こども発達支援センターによる地域支援の充実 新規

こども発達支援センターの心理士等が、スーパーバイザーとして地域の障害児通所支援事業所等に対する専門的な支援や助言を行うなど、センターの相談支援体制を拡充します。身近な地域でニーズに応じた必要な発達支援が受けられる体制整備を進め、地域の発達に心配のある子どもへの支援の質を高める取組を推進します。

(6) ペアレントトレーニングの実施・きょうだい児支援 新規

発達に課題を抱える子どもの保護者や養育者を対象に子育てに関する講座（ペアレントトレーニング）を実施します。講座に参加した保護者や養育者を対象にフォローアップ講座を開催するなど継続的に子育ての支援を実施します。

障害児が兄弟姉妹にいる子どもを対象に、障害理解のための講座や子どもたち同士の交流を目的としたレクリエーション活動を実施します。レクリエーション活動を通して子どもの不安解消と支援に取り組みます。

(7) ペアレントメンターによる家族支援

発達障害児（者）を育てた経験のある、同じ親の立場から支援を行っているペアレントメンターとともに、相談や交流、障害理解の啓発などの家族支援事業を充実します。

(1) 児童養護施設等の手を離れた若者の自立を支援 リーディング 新規

東京都練馬児童相談所の設置を契機として、児童養護施設や里親家庭等の手を離れた若者の支援に取り組みます。区内で自立して生活できるよう、民間団体とも連携して支援策の検討を進めます。

(2) ヤングケアラーへの支援の充実 リーディング

令和6年6月に子ども・若者育成支援推進法が改正され、ヤングケアラーが「家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者」と定義されました。今後、18歳以上のヤングケアラーに関する総合的な相談・支援窓口を設置し、支援を充実していきます。

(3) 要支援家庭を対象としたショートステイ事業 法定

要保護児童対策地域協議会において、支援が必要と判断された家庭（要支援家庭）について、当該要支援家庭の児童を施設において一定期間養育し、児童の生活指導および発達ならびに行動の観察を行うとともに、親子関係を施設において一定期間見守り、保護者の子育ておよび日常生活に関する相談ならびに育児指導、家事指導等の生活支援を行うことによって、養育状況の改善を図ります。

今後も、対象家庭の早期把握や情報共有、支援の連携を行い、事業利用に繋げていきます。

(4) 子育て世帯訪問支援事業 法定

要保護児童対策地域協議会において、支援が必要と判断された家庭（要支援家庭）にヘルパーを派遣し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事、子育て等の支援を実施することにより養育状況の改善を図り、児童虐待の発生予防および再発を防止します。

(5) 養育支援訪問事業 法定

要保護児童対策地域協議会において、支援が必要と判断された家庭（要支援家庭）の養育状況を改善するため、社会福祉士や保健師等の資格を有する子ども家庭支援センターおよび地域子ども家庭支援センターの相談員が訪問し、育児不安の解消や養育技術の提供などの専門的相談支援を行うことにより、児童虐待の予防および再発防止等を実施します。

(6) 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業 法定

要保護児童等への適切な保護および支援を行うため設置する要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）の機能強化を図るため、調整機関である子ども家庭支援センター職員や地域ネットワークを構成する関係機関職員の専門性強化と、ネットワーク機関間の連携強化を図る取組を実施します。

(7) 親子関係形成支援事業 法定

児童との関わり方や子育ての悩み等を抱える保護者とその児童に対して、講義やグループワーク、情報交換の場を設け親子間の適切な関係性の構築を図ります。

(8) ひとり親家庭自立応援プロジェクトの充実

令和4年度に実施したひとり親家庭ニーズ調査の結果を踏まえ、家賃等の固定費の負担を軽減するため、低廉な家賃の住居への転宅を希望する世帯に対し、引っ越し費用や敷金・礼金など転居に要する費用を助成しています。

子育てや家事などの支援ニーズにきめ細かく対応できるよう、ひとり親家庭ホームヘルプサービスなどの在宅サービスを充実します。早期に区のひとり親支援策につながるため、離婚前後の親を対象とした支援講座を実施しています。また、養育費確保に向けた更なる支援として、ADR¹利用支援事業を実施しています。

(9) 学習支援事業「中3勉強会」

経済的な支援を必要とする家庭の中学3年生を対象に、将来の進路選択の幅を広げるとともに、自立した生活を送れるよう、基礎学力の定着を目的とした学習支援を行います。

(10) 若年女性のための居場所事業および出張相談会の実施 新規

生活困窮、性暴力・性犯罪被害、家庭関係の破綻などの困難な問題を抱える若年女性が気軽に立ち寄り、相談・支援へのきっかけとなるよう、女性自立支援施設や女性支援を行う民間団体と協働し、居場所事業および出張型相談会を実施します。

(11) 若年女性のためのLINE相談の実施 新規

悩みを抱える若年女性が、夜間や休日でも気軽に相談し、つながることができるLINE相談を実施します。

(12) 緊急一時保護期間後等のミドルステイ事業 新規

緊急一時保護期間につぎの生活の場が決まらない女性や、通勤・通学等の事情から遠方の施設への入所を希望しない母子等に対して柔軟に支援を行うため、既存施設を活用し、緊急一時保護期間後等も、住まい・見守り・相談を一体で行うミドルステイ事業を実施します。

女性自立支援施設等と連携して、支援の充実について検討し、取組を進めます。

¹ADR：裁判ではなく、法務省の認証ADR事業者が双方の言い分を聞きながら、専門家の知見を活かし、話し合いによって合意を図る手続き

(13) 母子保健と児童福祉の一体的な支援

令和6年度から、子ども家庭支援センターに児童相談連携係および母子保健相談担当係を新設し、保健相談所と子ども家庭支援センターによる合同ケース会議を開催することで、緊密な情報共有・連携を図り、支援の必要な家庭への相談支援体制を強化しています。

(14) 児童相談体制「練馬区モデル」の強化

東京都練馬児童相談所が区子ども家庭支援センターと同一施設内に設置されたことにより、虐待通告の振り分けを随時実施するなど、より迅速かつ一貫した児童虐待対応が行われるようになりました。今後、都区連携をさらに強化し、職員の専門性向上に向けた都区合同研修を実施します。

第6章

法定事業の年度別需給計画

- 1 子ども・子育て支援法の法定事業
- 2 教育・保育の年度別需給計画
- 3 地域子ども・子育て支援事業の年度別需給計画

01 子ども・子育て支援法の法定事業

子ども・子育て支援事業計画は、(1)「教育・保育」および(2)「地域子ども・子育て支援事業」について、各年度の「量の見込み」(どのくらいのニーズがあるか)と「確保方策」(ニーズに対してどのくらいの量を確保するのか)を定めることとされています。

(1) 教育・保育について

認定区分

教育・保育は子どもの年齢や保育の必要性などに応じて、以下の認定区分に分けて整備を行います。

認定区分	年齢区分	どのような場合に該当するか
1号認定	3～5歳	就学前の子どもで主に幼稚園を利用する場合
2号認定	3～5歳	就学前の子どもで保育が必要な場合
3号認定	0歳	
	1、2歳	

施設種別

教育・保育において対象となる施設は以下のとおりです。

施設種別		概要
幼稚園		3歳以上の幼児を対象として、幼児を保育し、適当な環境を与えて、その心身の発達を助長することを目的とする学校
認定こども園		認定こども園法等の国の基準に基づいて設置された、教育と保育を一体的に行う施設
認可保育所		保護者が仕事をしているなどの理由により、保育を必要とする子どものための施設
地域型保育事業	家庭的保育事業	保育士などの資格のある家庭的保育者(保育ママ)が、家庭的な雰囲気のある自宅等で3～5人の子どもの保育を行う
	小規模保育事業	定員19人までの子どもを保育する小規模な保育施設のことで、認可基準などが異なるA型・B型・C型の3類型がある
	事業所内保育事業	事業所内の施設において、事業所の従業員の子どものほか、地域の子どもの保育を行う
	居宅訪問型保育事業	利用者の自宅に居宅訪問型保育者を派遣し、1対1の保育を行う

(2) 地域子ども・子育て支援事業について

地域子ども・子育て支援事業は、区市町村が地域の実情に応じて実施する事業です。以下の事業が子ども・子育て支援法により位置づけられています。

- ① 延長保育事業
- ② 病児・病後児保育事業
- ③ 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業
- ④ 利用者支援事業
(妊娠・子育て相談員、すくすくアドバイザー、地域子育て相談機関)
- ⑤ 地域子育て支援拠点事業(子育てのひろば)
- ⑥ 乳児等通園支援事業(こども誰でも通園事業)
- ⑦ 一時預かり事業
- ⑧ ファミリーサポートセンター事業
- ⑨ 妊婦健康診査
- ⑩ 乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん訪問)
- ⑪ 養育支援訪問事業・子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業
- ⑫ 子育て短期支援事業(子どもショートステイ)
- ⑬ 放課後児童健全育成事業(学童クラブ)
- ⑭ 実費徴収に係る補足給付を行う事業
- ⑮ 産後ケア事業
- ⑯ 妊婦等包括相談支援事業
- ⑰ 子育て世帯訪問支援事業
- ⑱ 親子関係形成支援事業

※年度別需給計画において、⑧ファミリーサポートセンター事業は、⑦一時預かり事業に含めています。

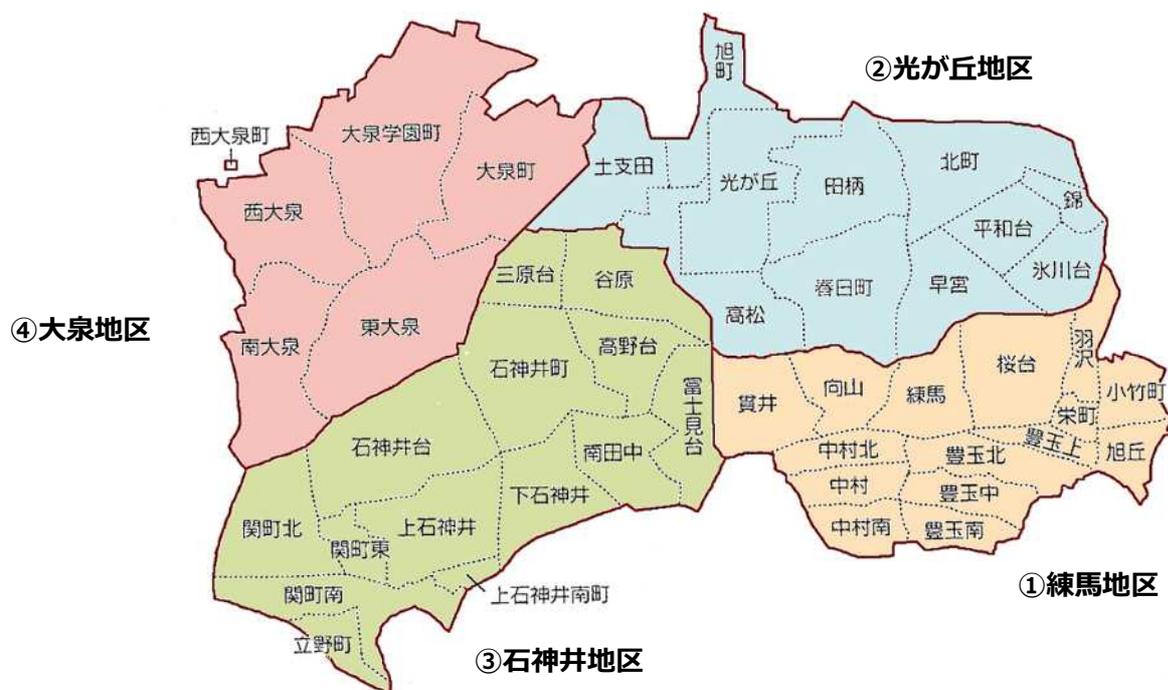
※⑪養育支援訪問事業・子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業や⑰子育て世帯訪問支援事業、⑱親子関係形成支援事業は、支援が必要とされた世帯に対して実施するため、単独の年度別計画は設定しません。

※⑭実費徴収に係る補足給付を行う事業は、子ども・子育て支援新制度に移行していない幼稚園を利用する低所得世帯に対して実施するため、単独の年度別計画は設定しません。

(3) 区域の設定

区市町村は、地理的条件や社会的条件、教育・保育の利用状況などを総合的に勘案し事業ごとにサービスを提供する区域を定めることされています。

区では、児童福祉を含む多くの福祉サービスを総合福祉事務所の区域を単位として実施しています。本計画では以下のとおり4つの総合福祉事務所管轄区域を基本として、各事業の実態に応じた区域を設定します。



事業名		区域
教育・保育		総合福祉事務所管轄単位（4区域） ※教育（1号認定）は区全域（1区域）
地域子ども・子育て支援事業	延長保育事業 病児・病後児保育事業 利用者支援事業（妊娠・子育て相談員、すくすくアドバイザー、地域子育て相談機関） 地域子育て支援拠点事業（子育てのひろば） 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園事業） 一時預かり事業 放課後児童健全育成事業（学童クラブ）	総合福祉事務所管轄単位（4区域）
	幼稚園預かり保育 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業 妊婦健康診査 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問） 子育て短期支援事業（子どもショートステイ） 産後ケア事業 妊婦等包括相談支援事業	区全域（1区域）

02 教育・保育の年度別需給計画

(1) 教育

<1号認定>

就学前の教育・保育のうち、主に幼稚園での教育（3～5歳）に関する事業です。

【計画目標（区全域）】

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
需要量見込み	人	6,100	5,718	5,421	5,081	4,865
供給量（定員数）	人	10,152	10,042	9,932	9,822	9,722
過不足（供給量-需要量）	人	4,052	4,324	4,511	4,741	4,857

<幼稚園預かり保育>

保育が必要な在園児（3～5歳）を対象に、幼稚園教育時間の前後や夏休みなどの長期休業期間に、幼稚園で保育する事業です。

【計画目標（区全域）】

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
需要量見込み	人日	335,500	331,644	330,681	325,184	316,225
供給量（定員数）	人日	694,242	701,182	708,195	715,275	722,428
過不足（供給量-需要量）	人日	358,742	369,538	377,514	390,091	406,203

(2) 保育

就学前の教育・保育のうち、保育を必要とする子ども（0～5歳）に関する事業です。

< 3号認定（0歳） >

【計画目標（区全域）】

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
需要量見込み	人	1,249	1,239	1,227	1,216	1,207
供給量（定員数）	人	1,637	1,628	1,629	1,629	1,637
認可保育所	人	1,383	1,377	1,377	1,377	1,383
地域型保育事業	人	128	125	126	126	128
練馬こども園	人	0	0	0	0	0
企業主導型保育事業の地域枠	人	24	24	24	24	24
認証保育所等	人	102	102	102	102	102
過不足（供給量-需要量）	人	388	389	402	413	430

【計画目標（区域別）】

◆練馬地区	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
需要量見込み	人	302	299	295	292	289
供給量（定員数）	人	442	442	442	442	442
認可保育所	人	348	348	348	348	348
地域型保育事業	人	54	54	54	54	54
練馬こども園	人	0	0	0	0	0
企業主導型保育事業の地域枠	人	8	8	8	8	8
認証保育所等	人	32	32	32	32	32
過不足（供給量-需要量）	人	140	143	147	150	153
◆光が丘地区	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
需要量見込み	人	386	384	380	377	374
供給量（定員数）	人	481	478	479	479	481
認可保育所	人	433	433	433	433	433
地域型保育事業	人	35	32	33	33	35
練馬こども園	人	0	0	0	0	0
企業主導型保育事業の地域枠	人	3	3	3	3	3
認証保育所等	人	10	10	10	10	10
過不足（供給量-需要量）	人	95	94	99	102	107
◆石神井地区	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
需要量見込み	人	356	351	347	342	338
供給量（定員数）	人	458	452	452	452	458
認可保育所	人	385	379	379	379	385
地域型保育事業	人	27	27	27	27	27
練馬こども園	人	0	0	0	0	0
企業主導型保育事業の地域枠	人	10	10	10	10	10
認証保育所等	人	36	36	36	36	36
過不足（供給量-需要量）	人	102	101	105	110	120
◆大泉地区	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
需要量見込み	人	205	205	205	205	206
供給量（定員数）	人	256	256	256	256	256
認可保育所	人	217	217	217	217	217
地域型保育事業	人	12	12	12	12	12
練馬こども園	人	0	0	0	0	0
企業主導型保育事業の地域枠	人	3	3	3	3	3
認証保育所等	人	24	24	24	24	24
過不足（供給量-需要量）	人	51	51	51	51	50

< 3号認定（1、2歳） >

【計画目標（区全域）】

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
需要量見込み	人	7,057	7,039	7,077	7,145	7,206
供給量（定員数）	人	7,458	7,458	7,455	7,451	7,488
認可保育所	人	5,995	6,001	6,006	6,011	6,039
地域型保育事業	人	898	892	884	875	879
練馬こども園	人	83	93	93	93	93
企業主導型保育事業の地域枠	人	55	55	55	55	55
認証保育所等	人	427	417	417	417	422
過不足（供給量-需要量）	人	401	419	378	306	282

【計画目標（区域別）】

◆練馬地区	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
需要量見込み	人	1,724	1,738	1,735	1,740	1,744
供給量（定員数）	人	1,918	1,925	1,920	1,917	1,917
認可保育所	人	1,411	1,413	1,413	1,413	1,413
地域型保育事業	人	353	353	348	345	345
練馬こども園	人	21	26	26	26	26
企業主導型保育事業の地域枠	人	14	14	14	14	14
認証保育所等	人	119	119	119	119	119
過不足（供給量-需要量）	人	194	187	185	177	173
◆光が丘地区	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
需要量見込み	人	2,166	2,199	2,194	2,202	2,210
供給量（定員数）	人	2,194	2,201	2,207	2,205	2,213
認可保育所	人	1,877	1,881	1,885	1,889	1,893
地域型保育事業	人	232	235	237	231	235
練馬こども園	人	10	10	10	10	10
企業主導型保育事業の地域枠	人	12	12	12	12	12
認証保育所等	人	63	63	63	63	63
過不足（供給量-需要量）	人	28	2	13	3	3
◆石神井地区	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
需要量見込み	人	2,023	1,997	2,018	2,044	2,066
供給量（定員数）	人	2,116	2,130	2,131	2,132	2,156
認可保育所	人	1,700	1,709	1,710	1,711	1,735
地域型保育事業	人	204	204	204	204	204
練馬こども園	人	40	45	45	45	45
企業主導型保育事業の地域枠	人	22	22	22	22	22
認証保育所等	人	150	150	150	150	150
過不足（供給量-需要量）	人	93	133	113	88	90
◆大泉地区	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
需要量見込み	人	1,144	1,105	1,130	1,159	1,186
供給量（定員数）	人	1,230	1,202	1,197	1,197	1,202
認可保育所	人	1,007	998	998	998	998
地域型保育事業	人	109	100	95	95	95
練馬こども園	人	12	12	12	12	12
企業主導型保育事業の地域枠	人	7	7	7	7	7
認証保育所等	人	95	85	85	85	90
過不足（供給量-需要量）	人	86	97	67	38	16

< 2号認定（3～5歳） >

【計画目標（区全域）】

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
需要量見込み	人	11,299	11,280	11,361	11,270	11,336
供給量（定員数）	人	12,595	12,586	12,633	12,680	12,730
認可保育所	人	10,389	10,338	10,338	10,338	10,377
地域型保育事業	人	8	8	8	8	14
練馬こども園	人	2,132	2,174	2,221	2,268	2,273
企業主導型保育事業の地域枠	人	19	19	19	19	19
認証保育所等	人	47	47	47	47	47
過不足（供給量-需要量）	人	1,296	1,306	1,272	1,410	1,394

【計画目標（区域別）】

◆練馬地区	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
需要量見込み	人	2,573	2,493	2,476	2,432	2,456
供給量（定員数）	人	2,881	2,872	2,872	2,872	2,872
認可保育所	人	2,475	2,466	2,466	2,466	2,466
地域型保育事業	人	1	1	1	1	1
練馬こども園	人	395	395	395	395	395
企業主導型保育事業の地域枠	人	2	2	2	2	2
認証保育所等	人	8	8	8	8	8
過不足（供給量-需要量）	人	308	379	396	440	416
◆光が丘地区	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
需要量見込み	人	3,554	3,509	3,592	3,597	3,664
供給量（定員数）	人	3,901	3,900	3,900	3,900	3,906
認可保育所	人	3,250	3,249	3,249	3,249	3,249
地域型保育事業	人	2	2	2	2	8
練馬こども園	人	639	639	639	639	639
企業主導型保育事業の地域枠	人	0	0	0	0	0
認証保育所等	人	10	10	10	10	10
過不足（供給量-需要量）	人	347	391	308	303	242
◆石神井地区	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
需要量見込み	人	3,371	3,445	3,455	3,400	3,376
供給量（定員数）	人	3,821	3,812	3,847	3,882	3,926
認可保育所	人	2,984	2,945	2,945	2,945	2,984
地域型保育事業	人	3	3	3	3	3
練馬こども園	人	788	818	853	888	893
企業主導型保育事業の地域枠	人	17	17	17	17	17
認証保育所等	人	29	29	29	29	29
過不足（供給量-需要量）	人	450	367	392	482	550
◆大泉地区	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
需要量見込み	人	1,801	1,833	1,838	1,841	1,840
供給量（定員数）	人	1,992	2,002	2,014	2,026	2,026
認可保育所	人	1,680	1,678	1,678	1,678	1,678
地域型保育事業	人	2	2	2	2	2
練馬こども園	人	310	322	334	346	346
企業主導型保育事業の地域枠	人	0	0	0	0	0
認証保育所等	人	0	0	0	0	0
過不足（供給量-需要量）	人	191	169	176	185	186

< 2、3号認定（0～5歳） >

【計画目標（区全域）】

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
需要量見込み	人	19,605	19,558	19,665	19,631	19,749
供給量（定員数）	人	21,690	21,672	21,717	21,760	21,855
認可保育所	人	17,767	17,716	17,721	17,726	17,799
地域型保育事業	人	1,034	1,025	1,018	1,009	1,021
練馬こども園	人	2,215	2,267	2,314	2,361	2,366
企業主導型保育事業の地域枠	人	98	98	98	98	98
認証保育所等	人	576	566	566	566	571
過不足（供給量-需要量）	人	2,085	2,114	2,052	2,129	2,106

【計画目標（区域別）】

◆練馬地区	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
需要量見込み	人	4,599	4,530	4,506	4,464	4,489
供給量（定員数）	人	5,241	5,239	5,234	5,231	5,231
認可保育所	人	4,234	4,227	4,227	4,227	4,227
地域型保育事業	人	408	408	403	400	400
練馬こども園	人	416	421	421	421	421
企業主導型保育事業の地域枠	人	24	24	24	24	24
認証保育所等	人	159	159	159	159	159
過不足（供給量-需要量）	人	642	709	728	767	742
◆光が丘地区	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
需要量見込み	人	6,106	6,092	6,166	6,176	6,248
供給量（定員数）	人	6,576	6,579	6,586	6,584	6,600
認可保育所	人	5,560	5,563	5,567	5,571	5,575
地域型保育事業	人	269	269	272	266	278
練馬こども園	人	649	649	649	649	649
企業主導型保育事業の地域枠	人	15	15	15	15	15
認証保育所等	人	83	83	83	83	83
過不足（供給量-需要量）	人	470	487	420	408	352
◆石神井地区	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
需要量見込み	人	5,750	5,793	5,820	5,786	5,780
供給量（定員数）	人	6,395	6,394	6,430	6,466	6,540
認可保育所	人	5,069	5,033	5,034	5,035	5,104
地域型保育事業	人	234	234	234	234	234
練馬こども園	人	828	863	898	933	938
企業主導型保育事業の地域枠	人	49	49	49	49	49
認証保育所等	人	215	215	215	215	215
過不足（供給量-需要量）	人	645	601	610	680	760
◆大泉地区	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
需要量見込み	人	3,150	3,143	3,173	3,205	3,232
供給量（定員数）	人	3,478	3,460	3,467	3,479	3,484
認可保育所	人	2,904	2,893	2,893	2,893	2,893
地域型保育事業	人	123	114	109	109	109
練馬こども園	人	322	334	346	358	358
企業主導型保育事業の地域枠	人	10	10	10	10	10
認証保育所等	人	119	109	109	109	114
過不足（供給量-需要量）	人	328	317	294	274	252

03 地域子ども・子育て支援事業の年度別需給計画

(1) 延長保育事業

多様化する保護者の就労形態などに伴う保育ニーズに対応するため、通常の保育時間外に子どもを保育します。

【計画目標（区全域）】

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
需要量見込み	人	5,693	5,707	5,676	5,630	5,627
供給量（定員数）	人	12,543	12,737	12,898	13,163	13,396
過不足（供給量-需要量）	人	6,850	7,030	7,222	7,533	7,769

【計画目標（区域別）】

◆練馬地区	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
需要量見込み	人	1,638	1,645	1,623	1,609	1,615
供給量（定員数）	人	3,172	3,252	3,252	3,384	3,384
過不足（供給量-需要量）	人	1,534	1,607	1,629	1,775	1,769
◆光が丘地区	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
需要量見込み	人	1,550	1,571	1,582	1,587	1,598
供給量（定員数）	人	3,502	3,502	3,613	3,746	3,868
過不足（供給量-需要量）	人	1,952	1,931	2,031	2,159	2,270
◆石神井地区	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
需要量見込み	人	1,715	1,709	1,694	1,665	1,650
供給量（定員数）	人	3,492	3,606	3,656	3,656	3,656
過不足（供給量-需要量）	人	1,777	1,897	1,962	1,991	2,006
◆大泉地区	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
需要量見込み	人	790	782	777	769	764
供給量（定員数）	人	2,377	2,377	2,377	2,377	2,488
過不足（供給量-需要量）	人	1,587	1,595	1,600	1,608	1,724

(2) 病児・病後児保育事業

保育所などに通う子どもを、病気の回復期で集団保育が難しい期間や、病気の回復期には至らないが、当面急変の恐れのない期間に、一時的に保育します。

【計画目標（区全域）】

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
需要量見込み	人日	13,304	13,319	13,196	13,116	13,137
供給量（定員数）	人日	17,420	17,420	17,420	17,420	17,420
過不足（供給量-需要量）	人日	4,116	4,101	4,224	4,304	4,283

【計画目標（区域別）】

◆練馬地区	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
需要量見込み	人日	3,314	3,296	3,253	3,236	3,282
供給量（定員数）	人日	3,640	3,640	3,640	3,640	3,640
過不足（供給量-需要量）	人日	326	344	387	404	358
◆光が丘地区	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
需要量見込み	人日	4,115	4,174	4,201	4,268	4,222
供給量（定員数）	人日	7,280	7,280	7,280	7,280	7,280
過不足（供給量-需要量）	人日	3,165	3,106	3,079	3,012	3,058
◆石神井地区	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
需要量見込み	人日	4,159	4,141	4,068	3,969	4,000
供給量（定員数）	人日	4,680	4,680	4,680	4,680	4,680
過不足（供給量-需要量）	人日	521	539	612	711	680
◆大泉地区	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
需要量見込み	人日	1,716	1,708	1,674	1,643	1,633
供給量（定員数）	人日	1,820	1,820	1,820	1,820	1,820
過不足（供給量-需要量）	人日	104	112	146	177	187

(3) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

保育士や栄養士などの専門職である区職員が保育施設に巡回し、きめ細かく支援を行うことで保育サービス水準の維持向上を図ります。

【計画目標（区全域）】

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
需要量見込み	人	28	28	28	28	28
供給量（巡回支援員数）	人	28	28	28	28	28
過不足（供給量-需要量）	人	0	0	0	0	0

(4) 利用者支援事業

（妊娠・子育て相談員、すくすくアドバイザー、地域子育て相談機関）

子育てに関する何でも相談に対応し、必要に応じて他の専門機関へ橋渡しを行います。区役所および保健相談所に「妊娠・子育て相談員」を、区役所および地域子ども家庭支援センター（練馬・光が丘・大泉・関）に「すくすくアドバイザー」を配置します。

子育てのひろば「ぴよぴよ」や児童館など、身近な相談場所を地域子育て相談機関に位置づけます。

【計画目標（区全域）】

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
需要量見込み	か所	99	99	98	98	98
供給量（実施か所数）	か所	99	99	98	98	98
妊娠・子育て相談員	か所	7	7	7	7	7
すくすくアドバイザー	か所	5	5	5	5	5
地域子育て相談機関	か所	87	87	86	86	86
過不足（供給量-需要量）	か所	0	0	0	0	0

【計画目標（区域別）】

◆練馬地区	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
需要量見込み	か所	19	19	19	19	19
供給量（実施か所数）	か所	19	19	19	19	19
妊娠・子育て相談員	か所	2	2	2	2	2
すくすくアドバイザー	か所	2	2	2	2	2
地域子育て相談機関	か所	15	15	15	15	15
過不足（供給量-需要量）	か所	0	0	0	0	0
◆光が丘地区	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
需要量見込み	か所	39	39	39	39	39
供給量（実施か所数）	か所	39	39	39	39	39
妊娠・子育て相談員	か所	2	2	2	2	2
すくすくアドバイザー	か所	1	1	1	1	1
地域子育て相談機関	か所	36	36	36	36	36
過不足（供給量-需要量）	か所	0	0	0	0	0
◆石神井地区	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
需要量見込み	か所	26	26	25	25	25
供給量（実施か所数）	か所	26	26	25	25	25
妊娠・子育て相談員	か所	2	2	2	2	2
すくすくアドバイザー	か所	1	1	1	1	1
地域子育て相談機関	か所	23	23	22	22	22
過不足（供給量-需要量）	か所	0	0	0	0	0
◆大泉地区	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
需要量見込み	か所	15	15	15	15	15
供給量（実施か所数）	か所	15	15	15	15	15
妊娠・子育て相談員	か所	1	1	1	1	1
すくすくアドバイザー	か所	1	1	1	1	1
地域子育て相談機関	か所	13	13	13	13	13
過不足（供給量-需要量）	か所	0	0	0	0	0

(5) 地域子育て支援拠点事業（子育てのひろば）

0～3歳の乳幼児とその保護者等のための遊び場です。生活や遊びなどの子育て相談にも対応しています。

【計画目標（区全域）】

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
需要量見込み	人回	271,673	270,182	270,273	271,126	272,218
供給量（実施か所数）	か所	29	30	31	31	31

【計画目標（区域別）】

◆練馬地区	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
需要量見込み	人回	51,978	51,693	51,710	51,873	52,082
供給量（実施か所数）	か所	6	6	6	6	6

◆光が丘地区	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
需要量見込み	人回	80,157	79,717	79,744	79,996	80,318
供給量（実施か所数）	か所	8	8	9	9	9

◆石神井地区	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
需要量見込み	人回	85,344	84,875	84,904	85,172	85,515
供給量（実施か所数）	か所	8	9	9	9	9

◆大泉地区	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
需要量見込み	人回	54,194	53,897	53,915	54,085	54,303
供給量（実施か所数）	か所	7	7	7	7	7

(6) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園事業）

保護者の就労要件を問わず0歳6か月～2歳児の乳幼児を保育所などで定期的に預かる事業です。国が令和8年度から本格実施することから、より利用しやすい制度を検討し、7年度から試行実施します。

【計画目標（区全域）】

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
需要量見込み（必要定員数）	人日	60	99	107	118	127
供給量（定員数）	人日	60	150	202	202	202
過不足（供給量-需要量）	人日	0	51	95	84	75

【計画目標（区域別）】

◆練馬地区	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
需要量見込み（必要定員数）	人日	15	22	24	26	26
供給量（定員数）	人日	15	29	38	38	38
過不足（供給量-需要量）	人日	0	7	14	12	12

◆光が丘地区	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
需要量見込み（必要定員数）	人日	15	30	33	37	40
供給量（定員数）	人日	15	40	51	51	51
過不足（供給量-需要量）	人日	0	10	18	14	11

◆石神井地区	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
需要量見込み（必要定員数）	人日	15	30	32	35	38
供給量（定員数）	人日	15	36	48	48	48
過不足（供給量-需要量）	人日	0	6	16	13	10

◆大泉地区	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
需要量見込み（必要定員数）	人日	15	17	18	20	23
供給量（定員数）	人日	15	45	65	65	65
過不足（供給量-需要量）	人日	0	28	47	45	42

(7) 一時預かり事業（乳幼児一時預かり、保育園一時預かり、ファミリーサポート事業等）

保護者がリフレッシュしたい時など、理由を問わず利用できる一時預かり事業を実施しています。地域子ども家庭支援センターや保育所の専用スペースのほか、ファミリーサポート事業の援助会員宅・利用会員宅等で子どもを預かります。

【計画目標（区全域）】

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
需要量見込み	人日	64,985	64,386	63,810	63,328	62,886
供給量（定員数）	人日	109,660	96,180	82,351	89,916	89,934
過不足（供給量-需要量）	人日	44,675	31,794	18,541	26,588	27,048

【計画目標（区域別）】

◆練馬地区	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
需要量見込み	人日	16,454	16,302	16,156	16,034	15,922
供給量（定員数）	人日	34,609	32,009	29,736	29,669	29,669
過不足（供給量-需要量）	人日	18,155	15,707	13,580	13,635	13,747

◆光が丘地区	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
需要量見込み	人日	19,641	19,460	19,286	19,140	19,007
供給量（定員数）	人日	27,548	23,258	20,422	20,382	20,392
過不足（供給量-需要量）	人日	7,907	3,798	1,136	1,242	1,385

◆石神井地区	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
需要量見込み	人日	18,904	18,730	18,562	18,422	18,293
供給量（定員数）	人日	24,087	24,387	21,079	28,751	28,729
過不足（供給量-需要量）	人日	5,183	5,657	2,517	10,329	10,436

◆大泉地区	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
需要量見込み	人日	9,986	9,894	9,806	9,732	9,664
供給量（定員数）	人日	23,416	16,526	11,114	11,114	11,144
過不足（供給量-需要量）	人日	13,430	6,632	1,308	1,382	1,480

(8) 妊婦健康診査

妊婦健康診査受診票、妊婦超音波検査受診票、妊婦子宮頸がん検診受診票を交付し、費用の一部を公費負担します。

【計画目標（区全域）】

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
需要量見込み	人	4,904	4,923	4,934	4,950	4,982
	回	57,261	57,483	57,611	57,798	58,172
供給量	—	○実施場所…都内契約医療機関等 ○検査項目…体重、血圧、尿、その他医学的検査 ○実施回数（助成上限）…14回、妊娠週数に応じて実施				

(9) 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問）

出生通知票をもとに、生後4か月までの子どもがいる全世帯を助産師・保健師が訪問します。子どもの体重測定や健康状態の確認、母親の体調や育児相談、子育てサービスの情報提供を行います。

【計画目標（区全域）】

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
需要量見込み	人	4,676	4,694	4,704	4,720	4,750
供給量	—	○実施体制…①配慮が必要な家庭：常勤保健師が訪問指導 ②上記以外の家庭：委託助産師等が訪問指導 ○委託助産師数…年間約110家庭に対し1名の割合で配置				

(10) 子育て短期支援事業（子どもショートステイ）

保護者が出産、入院などで自ら子どもの養育ができない場合に、施設等で短期間一時保育します。

【計画目標（区全域）】

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
需要量見込み	人日	3,372	3,306	3,277	3,236	3,233
供給量（定員数）	人日	9,125	9,125	9,150	9,125	9,125
過不足（供給量-需要量）	人日	5,753	5,819	5,873	5,889	5,892

(11) 放課後児童健全育成事業（学童クラブ）

保護者の就労等により、放課後等に保育を必要とする児童を預かる事業です。

【計画目標】

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
需要量見込み	人	7,474	7,585	7,648	7,779	7,812
低学年	人	7,474	7,585	7,648	7,779	7,812
高学年	人	351	346	336	329	318
供給量（受入枠）	人	9,220	9,489	9,589	9,651	9,643
過不足（供給量-需要量）	人	1,746	1,904	1,941	1,872	1,831

※高学年の需要量見込みは、網掛け部分に参考値として示しています。

【計画目標（区域別）】

◆練馬地区	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
需要量見込み	人	1,788	1,852	1,851	1,875	1,852
低学年	人	1,788	1,852	1,851	1,875	1,852
高学年	人	73	72	70	68	65
供給量（受入枠）	人	2,146	2,236	2,281	2,288	2,288
過不足（供給量-需要量）	人	358	384	430	413	436

◆光が丘地区	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
需要量見込み	人	1,976	2,000	2,012	2,046	2,048
低学年	人	1,976	2,000	2,012	2,046	2,048
高学年	人	101	100	98	97	95
供給量（受入枠）	人	2,428	2,518	2,573	2,628	2,620
過不足（供給量-需要量）	人	452	518	561	582	572

◆石神井地区	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
需要量見込み	人	2,316	2,305	2,344	2,385	2,409
低学年	人	2,316	2,305	2,344	2,385	2,409
高学年	人	107	106	103	101	97
供給量（受入枠）	人	2,919	3,008	3,008	3,008	3,008
過不足（供給量-需要量）	人	603	703	664	623	599

◆大泉地区	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
需要量見込み	人	1,394	1,428	1,441	1,473	1,503
低学年	人	1,394	1,428	1,441	1,473	1,503
高学年	人	70	68	65	63	61
供給量（受入枠）	人	1,727	1,727	1,727	1,727	1,727
過不足（供給量-需要量）	人	333	299	286	254	224

(12) 産後ケア事業

助産師のいる施設で母子ショートステイ（宿泊）や母子デイケア（日帰り）、産後ケア訪問（助産師による家庭訪問）により、育児相談や授乳相談などを受けることができる事業です。

【計画目標（区全域）】

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
需要量見込み	人日	6,977	7,005	7,021	7,042	7,091
供給量（定員数）	人日	7,600	7,600	7,600	7,600	7,600
過不足（供給量-需要量）	人日	623	595	579	558	509

(13) 妊婦等包括相談支援事業

安心して出産・子育てができるよう、妊娠届を提出した妊婦全員を対象とする「妊婦全員面談」や、妊娠8か月頃の妊婦を対象とした希望面談、赤ちゃんが生まれたすべての家庭を訪問する「こんにちは赤ちゃん訪問」など、妊娠期から子育て期までの切れ目のない相談支援を行います。

【計画目標（区全域）】

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
需要量見込み	人	11,054	10,910	10,768	10,628	10,490
供給量	—	○実施体制 ①配慮が必要な家庭：常勤保健師による継続的な電話連絡による支援、訪問指導 ②上記以外の家庭：妊娠子育て相談員による面談・委託助産師等が訪問指導				

参 考

卷末資料

- 1 子育て家庭へのニーズ調査結果概要
- 2 中学生・高校生年代へのニーズ調査結果概要
- 3 小学生へのアンケート調査等結果概要
- 4 その他

01 子育て家庭へのニーズ調査結果概要

(1) 教育・保育事業の利用意向

就学前の教育・保育事業

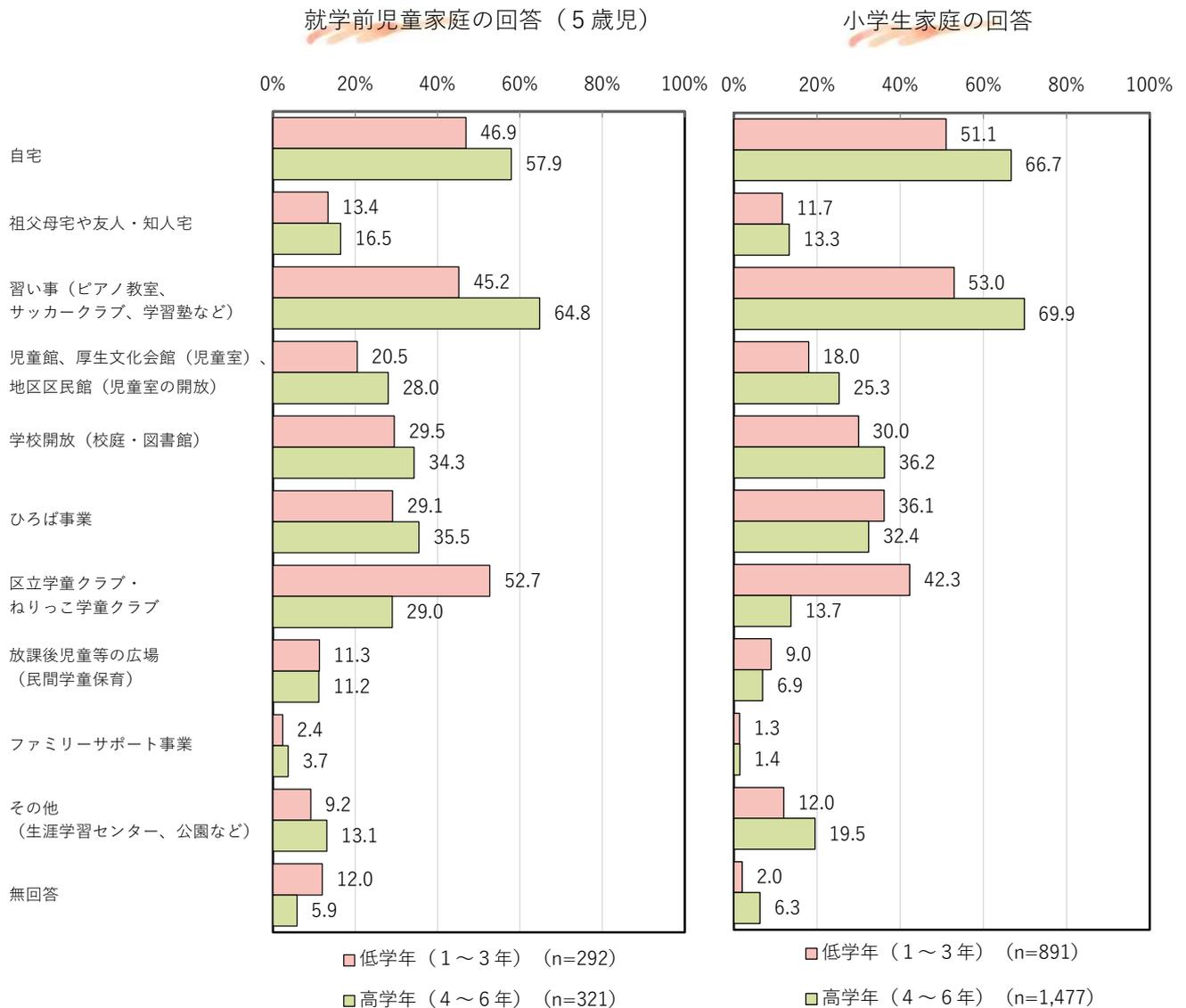
すべての年代で「認可保育所（延長保育あり）」の利用意向が最も高くなっています。3歳からは「預かり保育のある幼稚園（練馬こども園等を含む）」の利用意向も高くなります。

単位：％

	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳
n	339	232	215	226	236	219
認可保育所（延長保育あり）	44.1	51.3	49.3	50.0	43.2	51.6
認可保育所（延長保育なし）	15.4	13.4	16.7	16.8	14.8	12.8
預かり保育のある幼稚園 （練馬こども園等を含む）	8.0	7.3	11.2	34.1	28.8	38.4
認定こども園	9.5	11.2	11.2	25.2	25.0	24.7
幼稚園 （通常の就園時間の利用のみ）	2.1	3.9	7.0	19.9	18.2	20.5
小規模保育事業	9.2	8.2	6.5	0.4	0.4	1.4
ファミリーサポート事業	8.0	3.0	2.3	2.2	3.8	4.1
ベビーシッター	6.8	4.7	3.3	4.4	3.4	3.2
認証保育所	3.8	3.9	6.5	0.9	1.7	1.8
一時預かり事業を活用した 定期利用保育	3.8	2.2	1.9	0.4	0.0	0.0
家庭的保育事業（保育ママ）	1.8	1.7	1.4	1.3	0.4	0.0
居宅訪問型保育事業	1.2	0.9	0.0	0.0	0.0	0.5
事業所内保育事業	1.2	0.4	1.9	0.9	0.0	0.9
企業主導型保育事業	0.6	1.7	1.4	0.9	0.4	0.9
ベビーホテル	1.5	0.0	1.9	0.0	1.3	1.4
障害児通所支援	0.3	0.4	1.4	0.9	2.1	1.4
利用希望なし	27.2	14.7	7.9	1.8	1.3	1.8
その他	1.2	1.7	1.9	1.8	0.0	0.9
無回答	11.2	19.4	22.8	14.6	19.1	6.8

小学校就学後の放課後の過ごし方

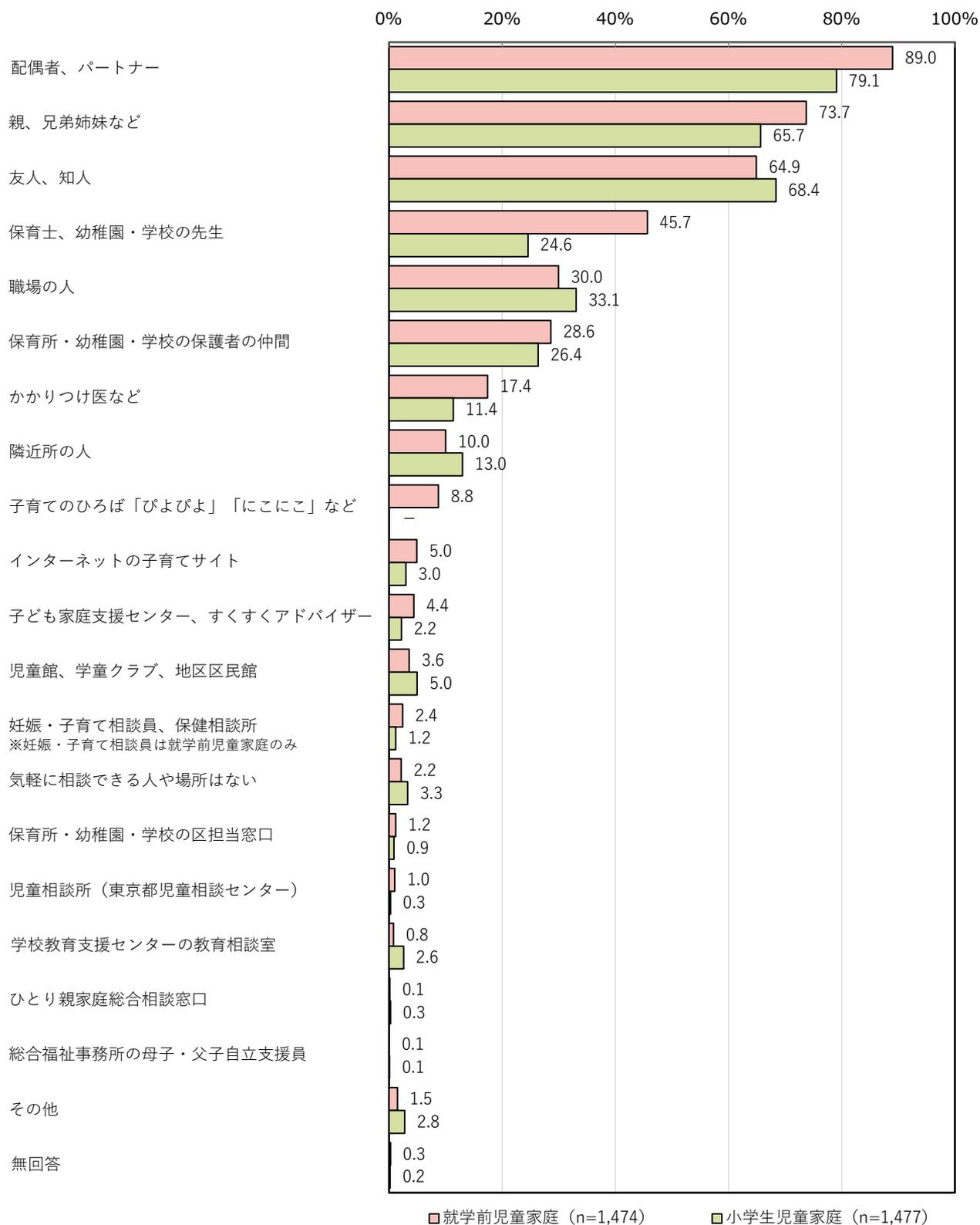
「自宅」や「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」のほか、就学前児童家庭の回答では「区立学童クラブ・ねりっこ学童クラブ」が多く、小学生児童家庭の回答では、「学校開放（校庭・図書館）」や「ひろば事業」が多くなっています。



(2) 子育て全般について

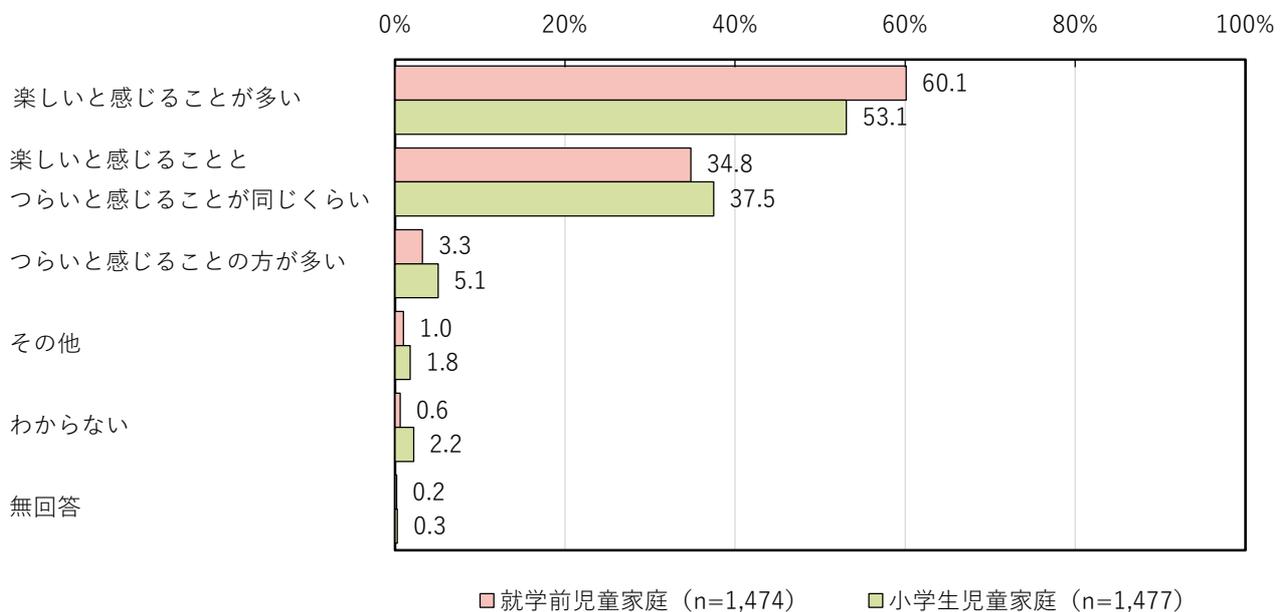
子育てについて気軽に相談できる人や場所

就学前児童家庭、小学生児童家庭ともに「配偶者、パートナー」が最も多く、次いで「親、兄弟姉妹など」、「友人、知人」が多くなっています。



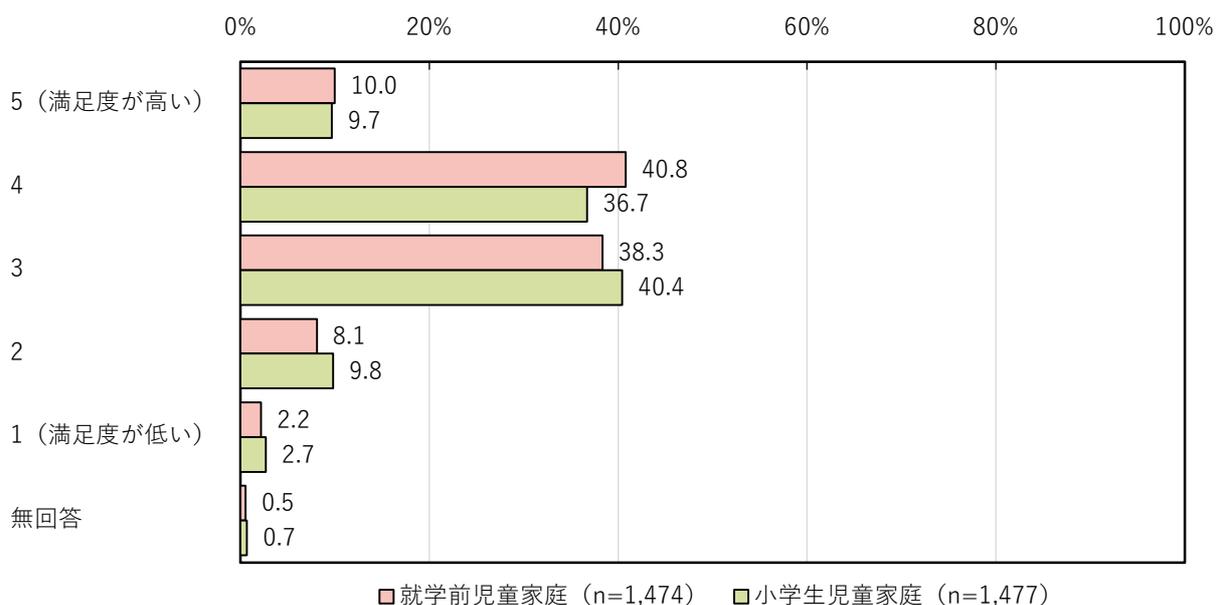
子育てを楽しんでいると感じることが多いと思うか

就学前児童家庭、小学生児童家庭ともに、「楽しいと感じることが多い」が最も多くなっています。一方で「楽しいと感じることと辛いと感じることが同じくらい」、「つらいと感じることの方が多いい」を合わせた回答が約4割あります。



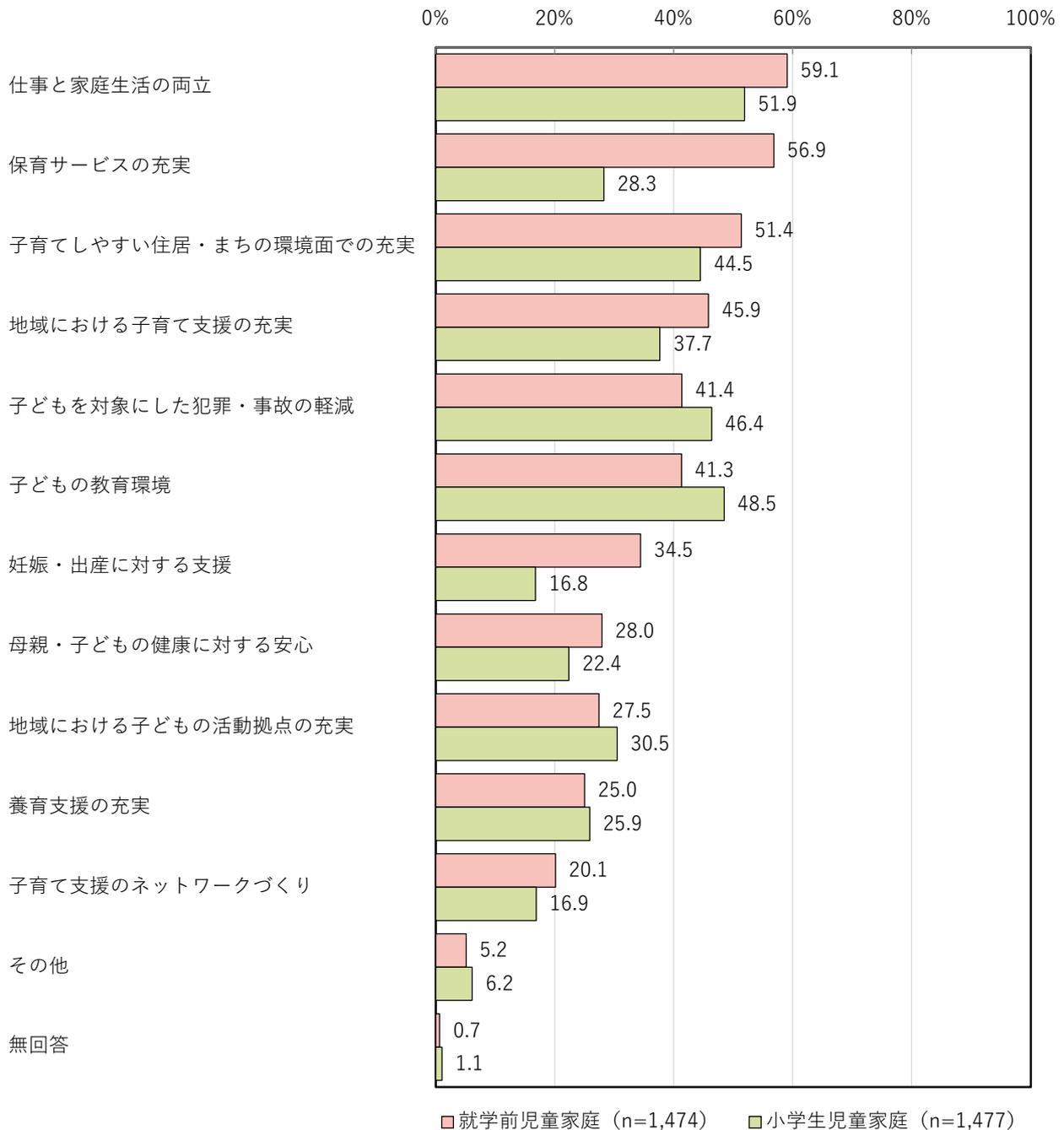
練馬区における子育ての環境や支援への満足度

就学前児童家庭では「4」が最も多く、平均は 3.49 となっています。小学生児童家庭では「3」が最も多く、平均は 3.41 となっています。



子育てをする中でどのような支援・対策が有効と感じるか

就学前児童家庭、小学生児童家庭ともに「仕事と家庭生活の両立」が有効であるとの回答が最も多くなっています。



#02 中学生・高校生年代へのニーズ調査結果概要

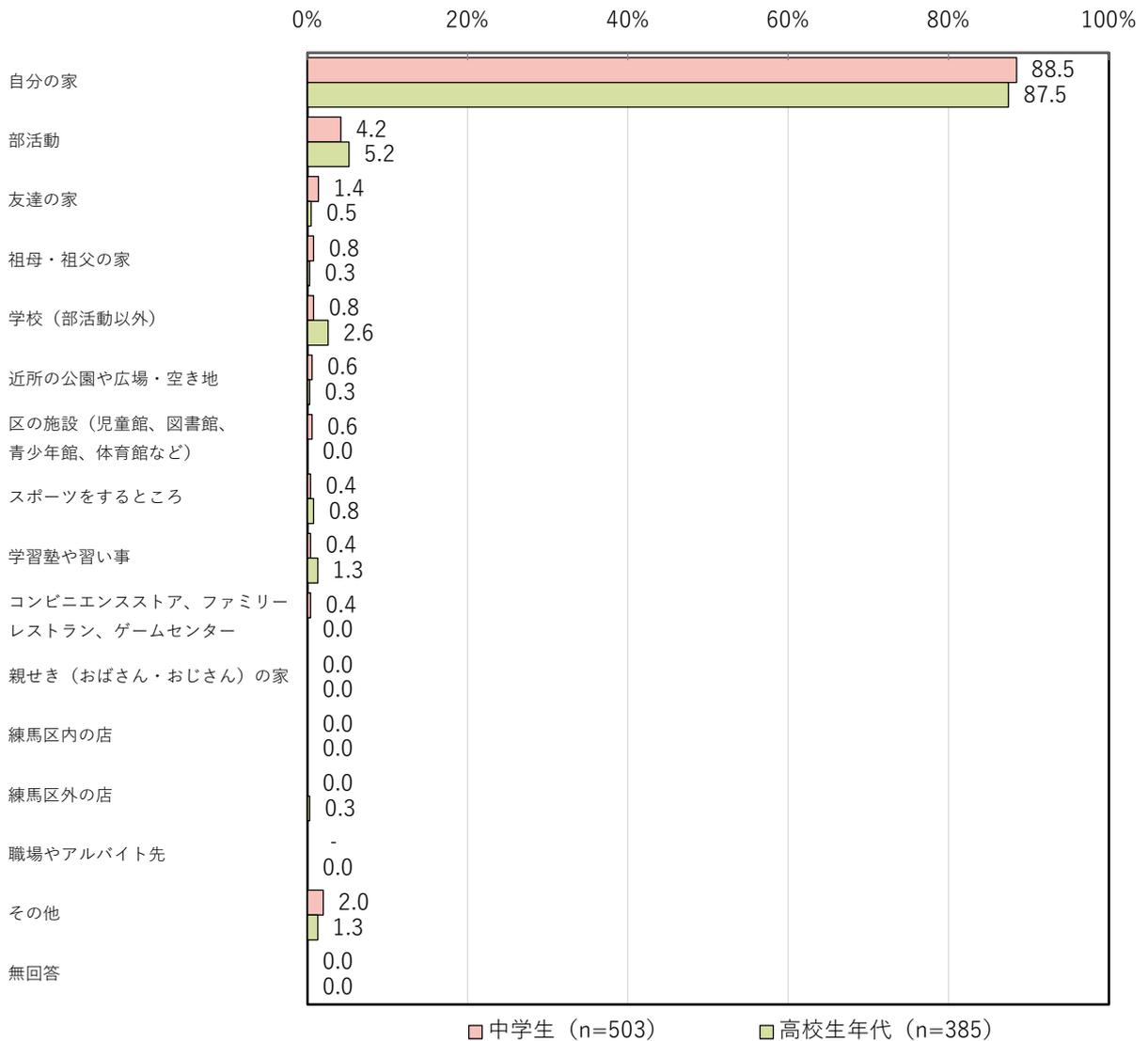
(1) 居場所について

あなたがほっとできる居場所はありますか

中学生、高校生年代ともにほっとできる居場所は「ある」と答えた割合が約9割です。また、最もホッとできる場所は「自分の家」が約9割となっています。

	(n)	ある	ない	無回答	(%)
中学生	(561)	89.7	1.4	8.9	
高校生年代 (428)		90.0	3.3	6.8	

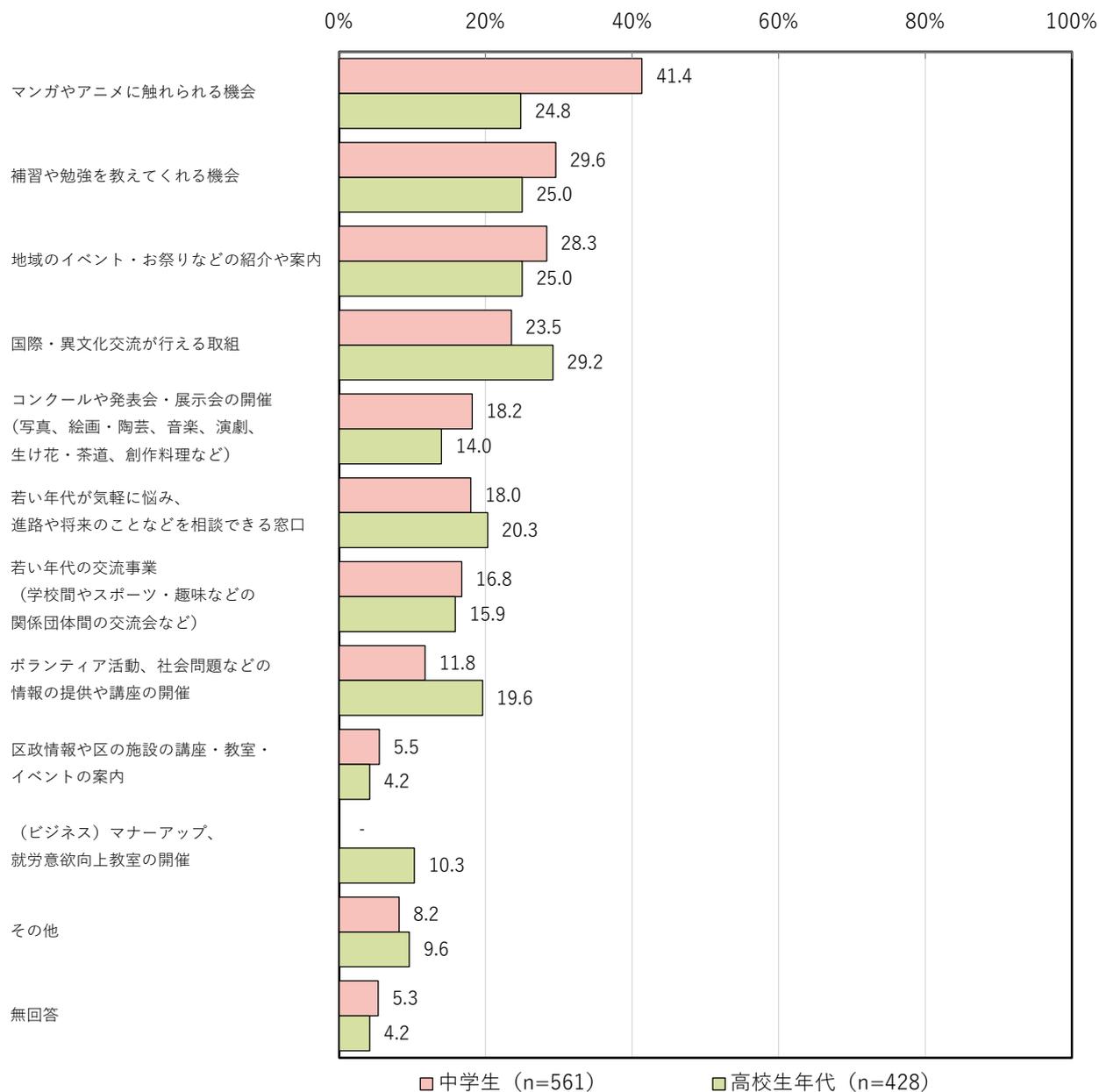
場所別の回答



(2) 充実してほしいサービスや取組について

あったら利用したいまたは充実してほしい取組やサービスは何ですか

中学生では「マンガやアニメに触れられる機会」が最も多く、高校生年代では「国際・異文化交流が行える取組」が最も多くなっています。

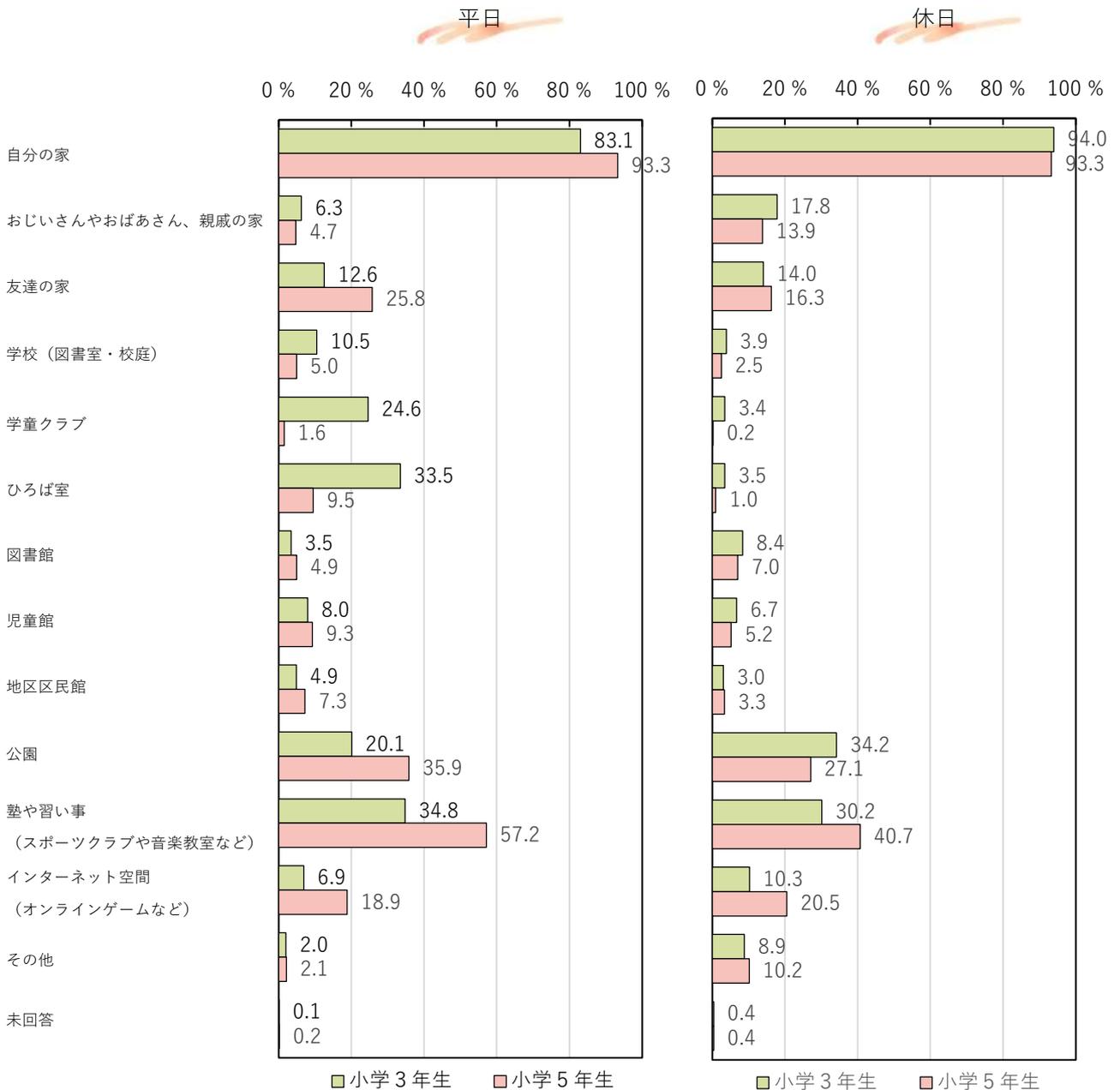


03 小学生へのアンケート調査等結果概要

(1) ホットできる（安心できる）居場所について

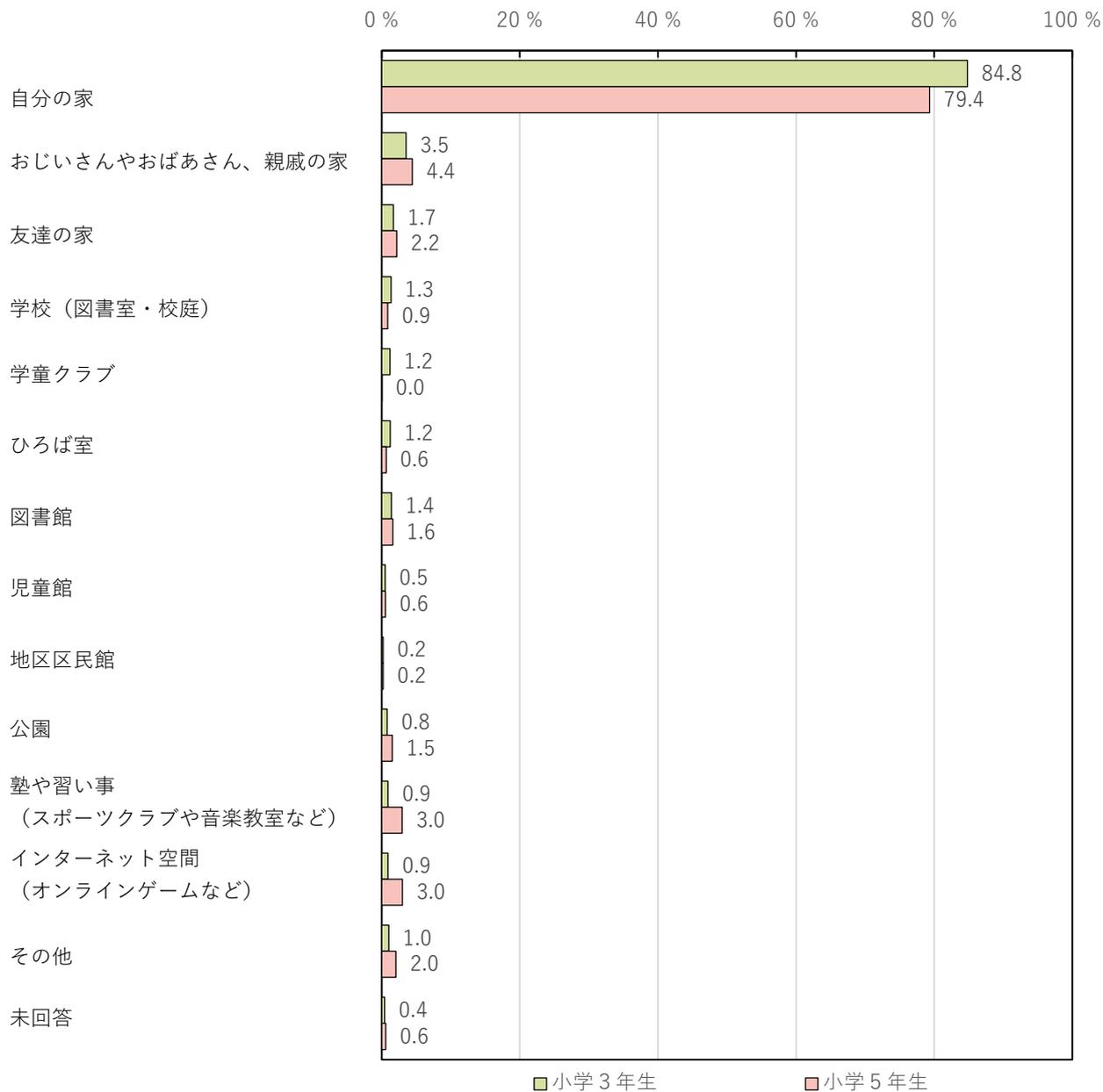
よく過ごしている場所はどこですか

平日、休日ともに「自分の家」が最も多く、次いで、平日は「塾や習い事（スポーツクラブや音楽教室など）」、休日は小学3年生が「公園」、小学5年生が「塾や習い事（スポーツクラブや音楽教室など）」が多くなっています。



1番ホッとできる場所はどこですか

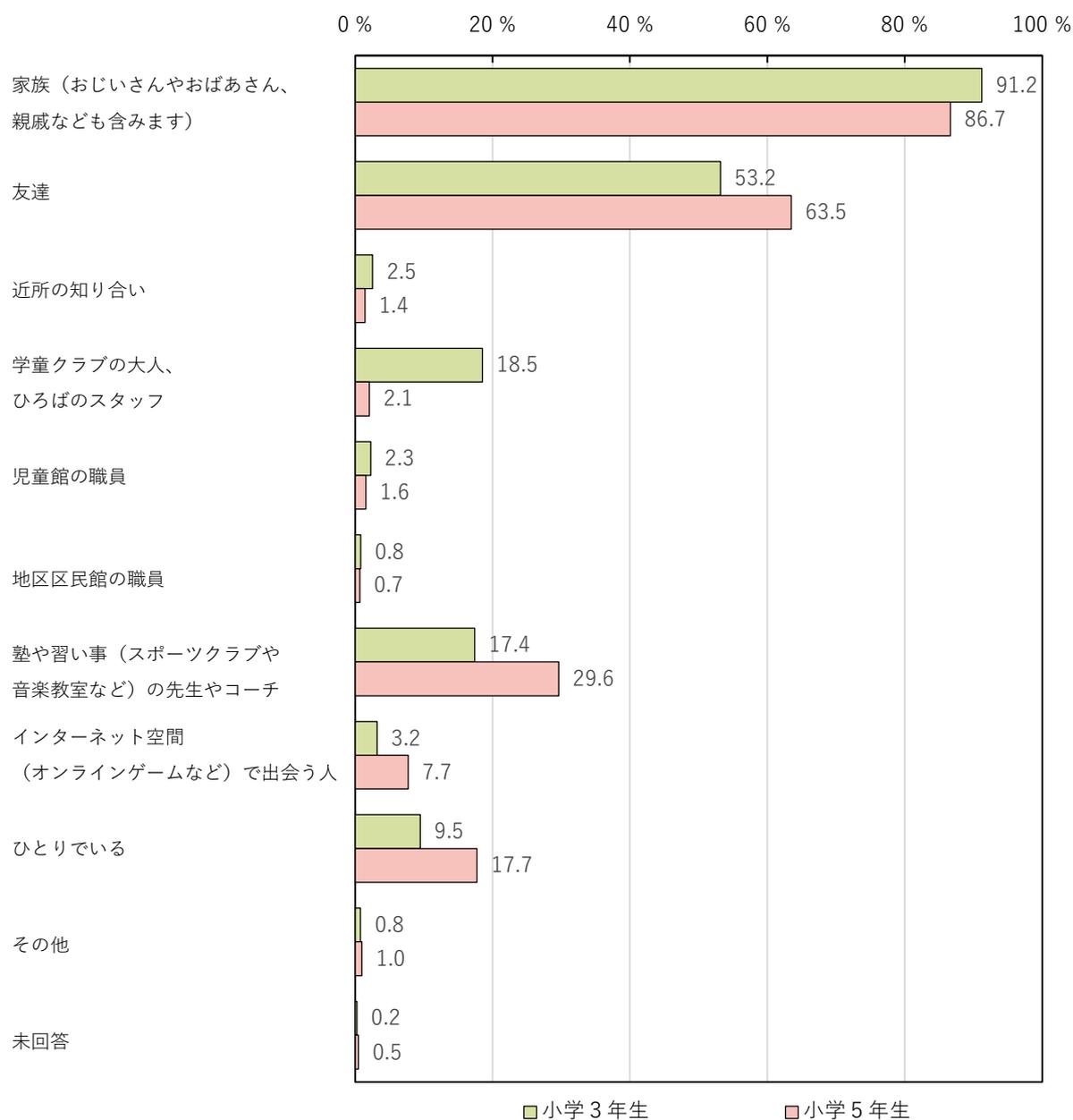
小学3年生、5年生ともに「自分の家」が最も多くなっています。



(2) 安心できる人について

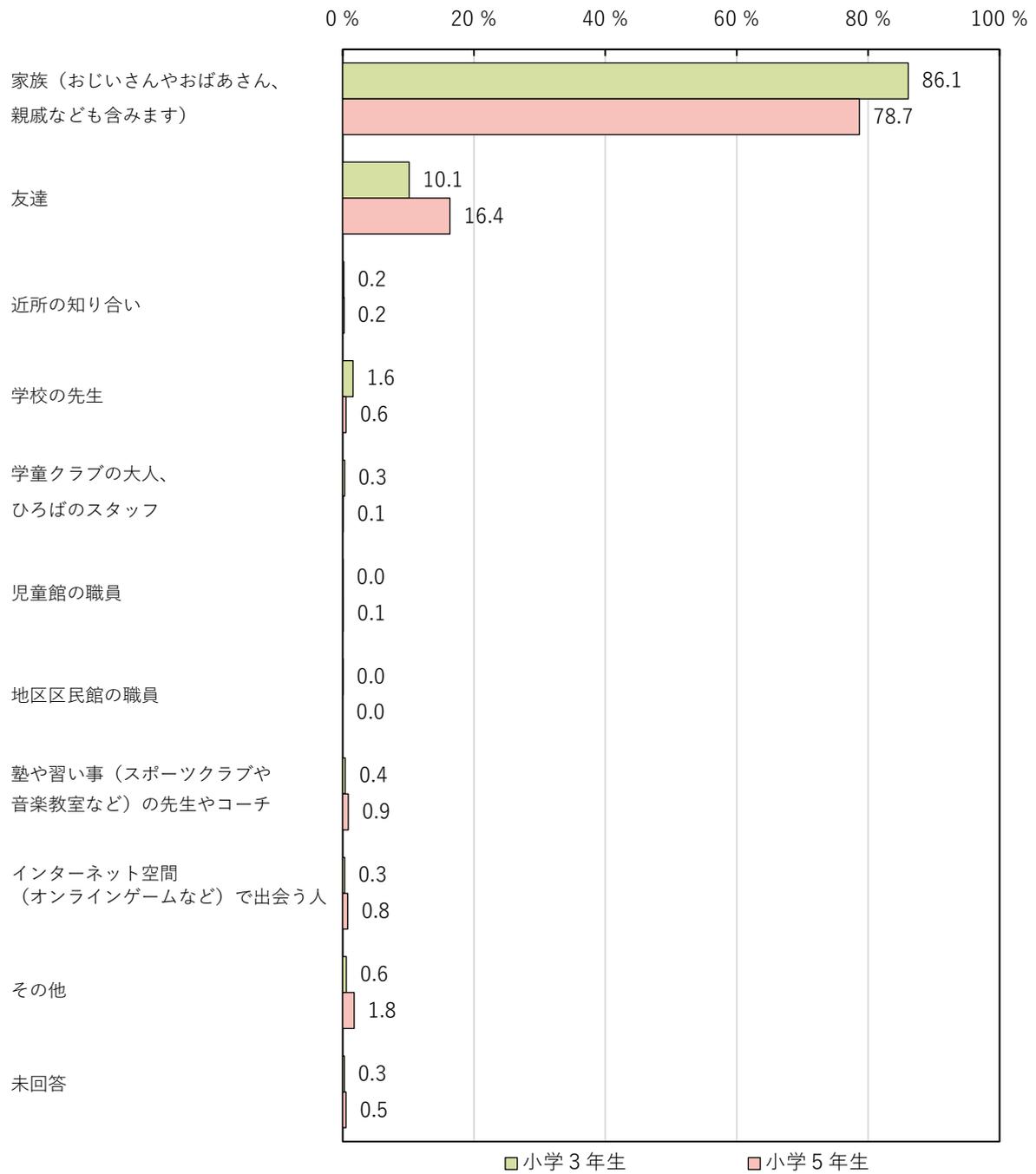
平日や休日によく一緒にいる人はだれですか

小学3年生、5年生ともに「家族」が最も多く、次いで「友達」が多くなっています。



一緒にいて1番ホッとできる人は誰ですか

小学3年生、5年生ともに「家族」が最も多く、次いで「友達」が多くなっています。



04 その他

(1) 令和5・6年度練馬区子ども・子育て会議委員名簿（50音順、敬称略）

① 子ども・子育て支援法第6条第2項に規定する保護者（公募区民）

No.	氏名	選出区分
1	小島 めぐみ	公募
2	清水 由里子	公募
3	瀬川 真	公募
4	ティアコジュイモ 歩	公募
5	檜垣 真衣	公募

② 事業主を代表する者

No.	氏名	選出区分
1	小池 道子	東京商工会議所 練馬支部 不動産分科会 副分科会長
2	鈴木 健之	練馬産業連合会 副会長

③ 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者

No.	氏名	選出区分
1	桑田 則行	練馬区私立保育園協会 会長
2	重松 伴武	民設学童保育運営者 株式会社 キッズボイス 代表取締役
3	田中 泰行	練馬区私立幼稚園協会 会長 ※令和6年7月から
	濱田 実※	
4	土田 秀行	東京都社会福祉協議会 児童部会
5	森山 瑞江	練馬区障害者団体連合会 ※令和6年3月から
	井上 静香※	

④ 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者

No.	氏名	選出区分
1	有村 大士	日本社会事業大学 社会福祉学部 教授
2	小櫃 智子	東京家政大学 子ども支援学部 教授

⑤ その他区長が必要と認める者

No.	氏名	選出区分
1	尾形 恵美子	練馬区民生児童委員協議会 主任児童委員

(2) 練馬区子ども・子育て会議条例

平成25年6月28日

条例第52号

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第72条第1項の規定に基づき、練馬区子ども・子育て会議（以下「会議」という。）を置く。

（令5条例15・一部改正）

(所掌事項)

第2条 会議は、法第72条第1項各号に掲げる事務を処理するものとする。

（令5条例15・一部改正）

(組織)

第3条 会議は、つぎに掲げる者につき、区長が練馬区教育委員会の意見を聴いて委嘱する委員15人以内をもって組織する。

- (1) 法第6条第2項に規定する保護者
- (2) 事業主を代表する者
- (3) 法第7条第1項に規定する子ども・子育て支援（次号において「子ども・子育て支援」という。）に関する事業に従事する者
- (4) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者
- (5) 前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 会議の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長および副会長)

第5条 会議に会長および副会長を置き、それぞれ委員の互選により定める。

- 2 会長は、会議を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときまたは会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議の招集等)

第6条 会議は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第7条 会議は、必要に応じて部会を置くことができる。

- 2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員のうちから会長が指名する。

(意見聴取等)

第8条 会議は、必要があると認めるときは、委員以外の者に出席を求め、必要な資料を提出させ、意見を聴き、または説明を求めることができる。

(会議の公開)

第9条 会議は、公開とする。ただし、会議の議決があったときは、非公開とすることができる。

(委任)

第10条 この条例の施行について必要な事項は、練馬区規則で定める。

付 則

- 1 この条例は、平成25年7月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の日以後最初に委嘱される委員の任期は、第4条本文の規定にかかわらず、平成27年3月31日までとする。

付 則 (令和5年3月条例第15号)

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(3) 練馬区子ども・子育て支援事業計画策定委員会設置要綱

平成 25 年 5 月 1 日
25 練教こ子第 650 号

(設置)

第 1 条 子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。）第 61 条の規定に基づく練馬区子ども・子育て支援事業計画（以下「事業計画」という。）を策定するため、練馬区子ども・子育て支援事業計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 委員会は、つぎの事項について審議し、必要に応じて区長に報告する。

- (1) 事業計画の策定に関する事項
- (2) 事業計画の推進に関する事項
- (3) 事業計画の変更に関する事項
- (4) 子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認める事項

(構成)

第 3 条 委員会は、委員長、副委員長および委員をもって構成する。

- 2 委員長は、こども家庭部長とする。
- 3 副委員長は、健康部長および教育振興部長とする。
- 4 委員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。
- 5 委員長は、前項に規定する委員のほか、必要と認める者を委員とすることができる。

(委員長および副委員長の職務)

第 4 条 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときはその職務を代理する。

(会議)

第 5 条 委員会の会議は、委員長が招集し、これを主宰する。

2 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員会の構成員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(専門部会)

第 6 条 委員会は、必要に応じて専門部会を置くことができる。

- 2 専門部会に属すべき委員は、委員長が指名する。
- 3 専門部会に部会長を置き、当該部会に属する委員のうちから委員長が指名する。

(庶務)

第 7 条 委員会の庶務は、こども家庭部こども施策企画課において処理する。

(委任)

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営等に関し必要な事項は委員長が、専門部会の運営等に関し必要な事項は部会長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成 25 年 5 月 1 日から施行する。

付 則（平成 26 年 3 月 17 日 25 練教こ子第 5290 号）

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

付 則（平成 27 年 3 月 25 日 26 練教こ字第 4890 号）

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

付 則（平成 29 年 7 月 3 日 29 練教こ字第 10085 号）

この要綱は、平成 29 年 7 月 10 日から施行する。

付 則（平成 31 年 4 月 26 日 31 練教こ字第 10028 号）

この要綱は、平成 31 年 4 月 26 日から施行する。

付 則（令和 3 年 4 月 20 日 3 練教こ字第 10009 号）

この要綱は、令和 3 年 4 月 20 日から施行する。

付 則（令和 4 年 4 月 1 日 4 練教こ字第 10007 号）

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

付 則（令和 6 年 4 月 8 日 6 練教こ字第 10005 号）

この要綱は、令和 6 年 4 月 8 日から施行する。

別表（第 3 条関係）

委員
企画部企画課長
福祉部障害者サービス調整担当課長
福祉部生活福祉課長
健康部健康推進課長
健康部保健相談所長
教育振興部教育施策課長
教育振興部学務課長
教育振興部学校教育支援センター所長
こども家庭部子育て支援課長
こども家庭部こども施策企画課長
こども家庭部保育課長
こども家庭部保育計画調整課長
こども家庭部青少年課長
こども家庭部子ども家庭支援センター所長
こども家庭部在宅育児支援担当課長

第3期練馬区子ども・子育て支援事業計画
～子どもたちの笑顔輝くまちプラン～
【素案】

令和6年（2024年）12月

発行 練馬区教育委員会事務局 子ども家庭部 子ども施策企画課

所在地 〒176-8501 東京都練馬区豊玉北6-12-1 練馬区役所本庁舎 11階

電話 03-3993-1111（代表）

FAX 03-5984-1220

練馬区ホームページ <https://www.city.nerima.tokyo.jp/>

令和 6 年 12 月 6 日
こども家庭部保育計画調整課

高野台保育園民営化事業者の決定について

1 経過

練馬区では、平成 29 年 3 月に「練馬区公共施設等総合管理計画」を定め、事業者が自らの創意工夫によりサービスの向上を行うために、業務委託や指定管理者制度により、一定期間安定的・継続的に良好な運営が行われている施設について、民営化を目指すこととした。

高野台保育園については、令和 4 年 3 月に策定した「練馬区公共施設等総合管理計画〔実施計画〕（令和 4 年度・令和 5 年度）」および令和 6 年 3 月に策定した「練馬区公共施設等総合管理計画〔実施計画〕（令和 6 年度～10 年度）」において、現在の運營業務委託受託者である社会福祉法人尚徳福祉会（以下「尚徳福祉会」という。）を運営主体として、令和 7 年度に民営化することを定めた。

令和 6 年 6 月に民営化に係る具体的な手順や実施内容について定めた「練馬区立高野台保育園民営化実施計画」に基づき、尚徳福祉会から事業計画書等の提出を受け、民営化検討小委員会および民営化検討委員会において審議した。

審議の結果を踏まえ、尚徳福祉会が民営化を担うにふさわしい事業者であることを決定したため、以下のとおり報告する。

2 民営化事業者

- (1) 名 称 社会福祉法人 尚徳福祉会
- (2) 所在地 鳥取県米子市榎原 1889 番地 6
- (3) 代表者 理事長 谷本 要

3 事業者の決定理由

尚徳福祉会は、他自治体において民営化した保育施設を多数運営している実績がある。また、社会福祉法人として標準的な経営を行っていると認められる。高野台保育園の運営については、東京都福祉サービス第三者評価における保護者アンケートによる満足度も非常に高い。

提案審査について、保護者との信頼関係を築く取組や地域との連携の取組などの提案は、高く評価できる。また、障害児保育の受入枠の撤廃や医療的ケア児の受入など、民営化後のサービスの向上が期待できる提案と認められる。

以上のことから、民営化を担うにふさわしい事業者である。

事業者の評価表は別紙 1 のとおり。

4 高野台保育園の施設運営に関する基本協定（案）

別紙2のとおり

5 民営化事業者の役員名簿

別紙3のとおり

6 民営化検討委員会・民営化検討小委員会の構成

別紙4のとおり

7 今後のスケジュール

令和7年 3月 尚徳福社会と施設運営に関する基本協定、建物無償譲渡契約および公有財
産無償貸付契約を締結

令和7年 4月 高野台保育園を民営化

民営化候補事業者の評価表

◆ 団体審査

1 経営状態

評価基準	評価
(1) 収益性 (2) 安定性・持続性 (3) 合理性 (4) 効率性 (5) 経営自立性	新型コロナウイルスによる影響により沖縄および鳥取の施設で入所率が低下したことで、2期前に赤字になったものの直前期には改善されている。経営状況については全体的に平均的なものであり、問題となる点はない。

2 組織体制

評価基準	特に評価すべき点（◎は特筆すべき点）
(1) 個人情報保護および情報セキュリティ確保のための取組 (2) 情報公開の取組 (3) 法令等の遵守（労働関係法令の遵守を含む。）に対する法人の取組 (4) 法人運営の基本理念 (5) 法人役員の経歴、理事会等の組織の適切な機能	◎情報公開は、個人情報を伏せて公開を原則としている。法人の運営状況に関する書類などを園内で保護者が自由に閲覧できる取組もあり、評価できる。 ・理事会・評議員会の理事および評議員の経歴については、適切と認められる。また、鳥取県の本部とは別に、東京事務所を設置している。

3 運営実績

評価基準	特に評価すべき点（◎は特筆すべき点）
(1) 認可保育園運営の実績 (2) 利用者等への対応（人権に配慮した対応、接遇に関する取組等） (3) 第三者評価結果	◎第三者評価における保護者アンケートの回収率が72.3%と高く、「非常に満足」と「満足」を合わせた総合満足度が97.3%と非常に高い。園運営に保護者が満足していることは評価できる。・本部がある鳥取県に留まらず全国展開をし、12施設は、民営化施設として運営するなど運営実績は充分である。 ・ヒアリングで、保育者の不適切な対応や接遇に対して、自己評価を基に園長等が指導していることを確認した。現地視察でも、職員間で言い合える雰囲気があると感じられた。

◆提案審査

4 施設運営体制

評価基準	特に評価すべき点（◎は特筆すべき点）
<p>(1) 現在のサービス水準の維持および向上のための具体的提案</p> <p>(2) 職員配置（資格・経験含む）、勤務体制が適切か</p> <p>(3) 雇用形態、賃金体系、福利厚生は適切か</p> <p>(4) 研修体制が適切か。研修内容および結果を実践にどう生かしているか。</p> <p>(5) 事故防止・安全・防災対策の取組および周知</p> <p>(6) 個人情報の適切な管理</p> <p>(7) 苦情対応の体制および対応策</p> <p>(8) 施設の運営に対する法人のサポートと体制</p>	<p>◎現状、区の配置基準以上の保育士の配置があり、子どもの状況に応じて、十分な職員体制を整えている。民営化後も同様の保育士が配置される点は、評価できる。</p> <p>◎保育室の棚は、滑り止めが設置され整理整頓がなされている。保育室には、安全点検表や不審者対応のフローチャートを掲示し、誰でもわかるようにしている。安全計画や事業継続計画（BCP）は保護者が閲覧できるように設置されており評価できる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業計画書の中で、現在のサービス水準を維持していく提案があることに加え、医療的ケア児の受入れや障害児の受入れ拡充など具体的に必要な提案が明記されている。 ・ハローワーク、インターネット広告、ホームページ等から募集など様々に行っていることをヒアリングで確認した。別に提出した「職員状況調査票」等で、給与・人件費率等も適切である他、保育士の年齢構成に偏りはないことを確認した。 ・苦情対応の体制が整っており、第三者委員を複数名設置、意見箱も設置している。苦情対応簿があり、保管がされている。 ・保護者アンケートをとり、意見・要望を聞き取っている。 ・今後、さらなる質の向上には、東京事務所の体制および業務内容を強化し、法人内の認可保育園間の学び合いや相互研修など東京事務所を中心としたより一層の努力を望む。

5 運営経験を生かした取組

評価基準	特に評価すべき点（◎は特筆すべき点）
<p>(1) 当該施設の委託事業者として培ったノウハウを生かした今後の取組</p>	<p>◎委託期間中の通園における荷物負担軽減策を継続した上で、新たにオムツのサブスクを導入する。延長保育の人数制限、障害児の保育時間制限を撤廃するなど、各家庭の状況に併せて利用しやすい保育環境を整える提案は評価できる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・練馬区のマニュアルを引き継いだうえで、給食にバイキング形式を取り入れたり、絵本給食（絵本をモチーフにした給食）を行ったりする提案があるなど、今後の取組の工夫も認められる。

6 施設の維持管理・安全性への配慮

評価基準	特に評価すべき点（◎は特筆すべき点）
(1) 日常的な点検体制 (2) 災害その他緊急時の危機管理体制 (3) 管理上の不具合や問題の区への報告体制	◎BCPを作成し、職員にも伝えている。また、園内で保護者も手に取って見ることができるようにしている点は評価できる。 ・園マニュアルを確認したところ「子どもがいなくなった時のチェックリスト（園外園内・迷子）」、散歩について、痙攣時マニュアルを作成し、職員に周知している。

7 保育内容

評価基準	特に評価すべき点（◎は特筆すべき点）
(1) 保育理念、保育目標が適切か。保護者・職員へ周知されているか。 (2) 保育計画、行事等の取組が適切か (3) 保育計画の振り返り方法、改善の取組や職員間の共有 (4) 保育士および保育所の自己評価の取組 (5) 健康管理・保健業務・健康教育の取組 (6) 障害児保育に関する取組、児童虐待への対応 (7) 医療的ケア児受入れへの取組 (8) 特別保育事業に関する取組 (9) 家庭との連携、保護者との信頼関係を築くための取組 (10) 離乳食、食物アレルギーへの取組 (11) 食材の調達、衛生管理の取組	◎保育理念、保育目標は、玄関に掲示して周知がされている。職員には、手引きに掲載し、職員会議で確認、共通理解がされ、同じ方向に向かって運営されていると評価できる。 ◎障害児に関しては、インクルーシブ保育を行っている。法人の理念にもとづいて、保育時間や利用人数の撤廃を提案している。 現地視察では、子どもがクールダウンできる場所を用意し、数字・文字に関心のある子にカレンダー等を用意するなど、子ども一人一人の興味や特性に応じた対応を行っている点は評価できる。 ◎医療的ケア児受入れについて、経験、実績はないが、具体的な事案に応じて、人員の確保や体制を検討するとしている。理事長が医師で、法人として病児保育施設の運営実績があり、連携や学びの環境は整っている。区の課題に対する協力的な姿勢は評価できる。 ◎保護者との信頼関係の構築では、日ごろの朝夕の受入れ、引渡しで、その日の出来事を伝え、受入れた状態で、保護者に託すことが大切なことと捉え、実践がなされている点は評価できる。 ・園だより・クラスだより・日々の成長の様子を ICT システムで配信し、保護者との連携・連絡に努めている。 ・給食に係る食材は、区内業者を活用しており、民営化後も引き続き安全な食材の調達を行うとの提案がある。 ・現地視察で看護師が中心に保健コーナーに感染症流行状況の情報提供を行い、健康診断結果など、ICT で配信して情報提供がされていることを確認した。 ・延長保育のスポット利用枠の撤廃や年末保育事業への協力など、サービス向上や行政への協力姿勢は評価できる。

<p>(12) 地域との連携・交流に関する取組</p> <p>(13) 園長候補者の経験、実績</p> <p>(14) その他、法人独自の取組</p>	<p>◎現在、地域のシルバーボランティアによるわくわく絵本と称したおはなし会を毎月実施するなど、すでに様々な取り組みがなされている。ヒアリングでも、近隣の障害者施設との交流を目指すなどの提案があり、地域に開かれた保育事業をさらに拡大していきたいという意欲が感じられ、評価できる。</p> <p>◎ヒアリング時に、こども誰でも通園制度を視野に入れている旨の言及があった。練馬こどもカフェ事業に積極的に取り組む姿勢があり、行政への協力的な姿勢は評価できる。</p> <p>・園長は、準備委託時から14年当園に在籍し、担任、主任を経て、園長に昇任している。主任と連携し、また、保育アドバイザーや区の助言を受けて、良好な園運営に努力している。</p>
-----------------------------------------------------------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

8 地域への貢献

評価基準	特に評価すべき点（◎は特筆すべき点）
<p>(1) 区民雇用の促進（非常勤・臨時職員を含む）</p> <p>(2) 区内事業者の活用</p>	<p>◎給食業者、教材業者、修繕業者、点検業者について、区内業者を活用して実施する計画となっており、評価できる。</p>

◆ 総合評価

団体審査について、法人の経営状況に問題となる点はなく、社会福祉法人として平均的な経営状況である。他自治体において民営化施設を運営している実績もある。また、保護者アンケートによる満足度も非常に高く、評価できる。

提案審査について、保護者との信頼関係を築く取組や地域との連携の取組などの提案は、高く評価できる。また、障害児保育の枠撤廃や医療的ケア児の受入など、区が求める基準を満たした上で、民営化後のサービスの向上が期待できる提案と認められる。

現地視察では、検討小委員会委員の助言に対して、すぐに改善を行うなど、園長・主任の率直さ、改善意欲が感じ取れたほか、園全体に問題点を指摘しあえる風通しのよさを感じた。

以上から、民営化を担うにふさわしい事業者である。民営化後は、拠点となる東京事務所のより一層のサポート体制の下で、さらに努力を重ねていくことを期待する。

高野台保育園の運営に関する基本協定（案）

「練馬区公共施設等総合管理計画〔実施計画〕および「練馬区立高野台保育園民営化実施計画」に基づき、区立保育所である高野台保育園（以下「本件施設」という。）の運営を社会福祉法人尚徳福祉会に移管するに当たり、練馬区教育委員会教育長を甲、社会福祉法人尚徳福祉会を乙とし、甲および乙間において、つぎの条項により基本協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、本件施設の運営を甲から乙に移管するに当たり、甲および乙が相互に遵守する事項を定めることにより、本件施設の利用者等に良質で安定した保育サービスを提供することを目的とする。

（土地の貸付）

第2条 練馬区（以下「区」という。）は乙に対し、本件施設の運営に当たって、別表の「1貸付物件たる土地（本件土地）」に定める土地（以下「本件土地」という。）を無償で貸し付けるものとする。

- 2 本件土地の貸付けについては、別途、公有財産無償貸付契約を締結する。
- 3 区は、前項に規定する公有財産無償貸付契約に基づき、当該契約の締結後から令和36年3月31日まで、乙に無償で貸し付ける。
- 4 乙は、前項に定める期間中、本件土地を第2項に規定する公有財産無償貸付契約で指定する用途に供さなければならない。
- 5 乙は、区の承認を得ないで本件土地の使用権を第三者に譲渡し、物権を転貸し、または前項に規定する指定する用途の変更をしてはならない。

（建物の譲渡）

第3条 区は乙に対し、本件施設の運営に当たって、別表の「2譲渡物件たる建物（本件建物）」に定める建物（以下「本件建物」という。）を無償で譲渡するものとする。

- 2 本件建物の譲渡については、別途、建物の無償譲渡契約（以下「建物無償譲渡契約」という。）を締結する。
- 3 乙は、本件建物を建物無償譲渡契約で指定する用途に供さなければならない。
- 4 乙は、区の承認を得ないで本件建物を第三者に譲渡し、物権を転貸し、または前項の規定により指定する用途の変更をしてはならない。
- 5 乙が第3項および第4項に違反した場合は、甲は建物無償譲渡契約の定めるところにより、建物無償譲渡契約を解除することができる。この場合の甲の本件建物の返還請求権を担保するため、所有権移転時に仮登記を設定する。
- 6 譲渡に伴う本件建物の所有権の移転手続に要する費用は、乙の負担とする。
- 7 乙は、本件建物の大規模改修または改築を行う際は、事前に甲に協議の上、その同意を得なければならない。日常の維持管理にかかる修繕等は、その限りでない。

(設置者および運営主体)

第4条 乙は、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第35条第4項の規定による認可保育所として東京都知事から認可を受け、設置者として本件施設を運営する。

(経費の負担)

第5条 甲は、練馬区保育所扶助要綱(平成24年4月1日24練教こ保第14号)等の規定に基づき負担する経費を除き、本件施設の運営に係る一切の経費を負わないものとする。

2 第2条第3項に規定する公有財産無償貸付契約の契約期間中、本件土地の維持管理に係る経費は乙の負担とする。

3 本件建物の維持管理に係る費用は乙が負担する。

4 乙は、本件建物の改築等に備えて定期的な積立てを行い、甲の求めに応じて報告を行う。

5 乙は、本件建物の大規模改修および改築を行う際は、その費用負担について甲に協議を求めることができる。この場合、甲は誠実に協議に応じなければならない。

(移管時期)

第6条 本件施設の運営は、令和7年4月1日に乙に移管する。

(本件施設の名称)

第7条 運営移管後の本件施設の名称は、「高野台保育園」とする。運営移管後は、乙の申出により甲乙協議の上、名称を変更することも可能とする。

(運営条件)

第8条 乙は、つぎに掲げる項目を遵守し、本件施設の運営を行わなければならない。

- (1) 児童福祉法、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和22年12月29日厚生省令第63号)、保育所設置認可等事務取扱要綱(平成10年3月31日9福子推第1047号)、東京都指導検査基準、練馬区保育所扶助要綱(平成24年4月1日24練教こ保第14号)、練馬区私立保育所援護費支給要綱(平成24年4月1日24練教こ保第16号)その他の関係法令の定めるところにより、保育所を運営すること。
- (2) 移管時の定員は112名以上とし、0歳児クラスから5歳児クラスまでを設置すること。
- (3) 基本開所時間は、午前7時30分から午後6時30分までの11時間とすること。
- (4) 障害児の受入れに当たっては、定員枠を設けず、可能な限りの受入れを行うこと。
- (5) 医療的ケアを要する児童の入園申込に誠実に対応し、可能な限りの受入れを行うこと。
- (6) 保育所設置認可等事務取扱要綱、練馬区保育所扶助要綱、練馬区私立保育所援護費支給要綱およびその他該当事業に関する要綱等に示されている基準を満たす職員配置を行うこと。
- (7) 前号の規定に加えて、保育士資格を有する職員については、運営業務委託時と同等以上の職員配置を行うこと。
- (8) 本件事業の実施に当たっては、可能な限り、練馬区内の事業者の活用、区民の雇用等により、区内産業の活性化に努めること。
- (9) 利用者および地域住民の要望に対し、誠実な対応に努めること。

- (10) 令和6年7月5日付けで乙が区に提出した民営化に向けた事業計画書の提案内容を遵守するとともに、常に保育サービス水準の向上に努め、定期的に東京都福祉サービス第三者評価を受審すること。
 - (11) 区の保育行政をよく理解し、区と協働して保育行政の発展に努めること。
- 2 乙は、前項第2号から第4号に規定する運営条件を変更する場合は、事前に甲に協議を申し出て、その同意を得なければならない。

(保育事業)

第9条 乙は、甲と協議の上、つぎの保育事業を実施するものとする。

- (1) 延長保育事業
 - (2) 短期特例保育事業
 - (3) 地域交流事業
- 2 乙は、前項各号に掲げるもののほか、新たな保育事業を実施しようとするときは、あらかじめ甲の承認を受けなければならない。
- 3 乙は、前2項に規定する保育事業を廃止し、または変更する場合は、あらかじめ甲の承認を受けなければならない。
- 4 甲は、新たな保育事業の実施について、乙に対し提案することができる。
- 5 乙は、前項の規定による提案を受けた場合は、当該事業の実施に向け、誠実に協議に応じるものとする。

(立入りおよび実地調査)

第10条 甲は、必要に応じて、乙の保育所に立ち入り、本件施設の運営の適正な執行を確認するために必要な実地調査を行うことができるものとする。

(物品等の譲渡)

第11条 区は、移管前に本件施設に存する物品および設備は、本件施設の運用に使用することを条件に乙に無償で譲渡する。ただし、修繕は、乙の負担とする。

(運営の継続困難)

第12条 乙は、本件施設の運営を継続することが困難となることが明らかになった場合には、速やかに甲にその旨を通知し、甲と協議しなければならない。

(運営の廃止)

- 第13条 区がやむを得ないと認める場合を除き、乙は第2条第3項に定める期間中、継続して本件施設を運営しなければならない。
- 2 乙は、本件施設の運営を廃止しようとするときは、廃止しようとする日の3年前までに甲に対して協議を申し出なければならない。
 - 3 乙は、前項の規定による協議を申し出る前に、本件施設の運営を継続するために最善の努力を尽くすものとする。

- 4 乙は、本件施設の運営を廃止する場合は、本件建物、物品および設備を区に返却しなければならない。
- 5 乙は、本件施設の運営を廃止する場合は、引継ぎ計画書を作成の上、区もしくは新たに本件施設を運営する事業者に対して1年間の引継ぎ保育を行わなければならない。
- 6 乙から第2項に基づく申出がなされた場合は、甲は誠実に協議に応じなければならない。

(運営の廃止に伴う損害賠償)

第14条 甲は、乙が第2条第2項に規定する公有財産無償貸付契約の契約期間満了前に本件施設の運営を廃止したことに伴い損害が生じた場合は、乙に対しその損害の賠償を請求することができる。

(協定の変更)

第15条 この協定を変更する必要があるときは、甲乙協議の上、この協定の規定を変更することができるものとする。

- 2 甲乙ともに、相手方から協定の変更について申出があった場合は、誠実に協議に応じなければならない。

(協定の失効)

第16条 この協定は、第2条第2項および第3項に規定する公有財産無償貸付契約が解除された場合や貸付期間満了等により終了したときは、その効力を失うものとする。

(疑義)

第17条 この協定に定める事項で疑義が生じたもの、またはこの協定に定めのない事項については、甲乙協議の上、定めるものとする。

本協定の成立を証するため、本書を2部作成し、甲乙記名押印の上、各1部を保有する。

令和7年3月 日

甲 東京都練馬区豊玉北六丁目12番1号
練馬区教育委員会
教育長 三浦 康彰

乙 鳥取県米子市榎原1889番地6
社会福祉法人 尚徳福社会
理事長 谷本 要

1 貸付物件たる土地（本件土地）

所在地（地番）	練馬区高野台 2287 番 3 練馬区高野台 2379 番 15
地目	宅地
敷地面積	2023.11 m ²

2 譲渡物件たる建物（本件建物）

所在地（住居表示）	練馬区高野台三丁目 25 番 17 号
用途	校舎・園舎
構造	鉄筋コンクリート 2 階建て
建築日	平成 6 年 9 月 27 日
延床面積	990.37 m ²

社会福祉法人尚徳福社会 役員等一覧表

1 理事会（又は取締役会等）の構成

役職名	役員名	職名（職歴）
理事長（代表者）	谷本 要	谷本こどもクリニック 院長
専務理事	藤本 千代美	元認定こども園ベアーズ 園長
理事	清水 法男	介護老人保健施設アイアイ 管理者・施設長
理事	長坂 美枝	社会福祉法人尚徳福社会 東京事務所 所長代理
理事	谷本 哲也	ナビタスクリニック・ときわ会常盤病院内科 医師
理事	岩田 淳也	認定こども園よなごベアーズ 主幹保育教諭
理事	新 俊彦	クラノス株式会社 代表取締役
監事（又は監査役）	松田 史郎	元米子信用金庫専務理事
監事（又は監査役）	田村 千秋	元尚徳福社会総務部長
監事（又は監査役）	小竹 誠	公認会計士・税理士

2 評議員会の構成

評議員名	職名（職歴）
遠藤 泰三	株式会社クラスサポート 取締役
乗本 公平	元会社役員
樋口 洋	元同和教育推進協議会 会長
万木 秋弘	有限会社ヒロ設備工業 代表取締役
白石 由美子	鳥取短期大学 名誉教授
上 昌広	特定非営利法人医療ガバナンス研究所 医師
山澤 重美	米子市福祉保健部こども未来課こども総合相談
武本 和之	元上安曇自治会長
土屋 了介	学校法人国際学園 理事長

民営化検討委員会・民営化検討小委員会の構成

1 練馬区民営化検討委員会の構成

区 分	構成員
委 員 長	副区長
副 委 員 長	副区長
委 員	教育長
委 員	企画部長
委 員	区政改革担当部長
委 員	総務部長
有識者委員	弁護士 今井 克治
有識者委員	公認会計士 小貫 裕文
有識者委員	東京経済大学 特命講師 奈良 浩二

2 練馬区立保育所民営化検討小委員会の構成

区 分	構成員
委 員 長	こども家庭部長
副 委 員 長	こども家庭部保育課長
副 委 員 長	こども家庭部保育計画調整課長
委 員	こども家庭部保育課私立保育所係長
委 員	こども家庭部保育計画調整課整備計画担当係長
委 員	こども家庭部保育計画調整課運営支援担当係長
有識者委員	大妻女子大学 家政学部 児童学科 准教授 石井 章仁
有識者委員	東京都福祉サービス第三者評価委員 野田 友子